令和７年第１回沖縄県議会（定例会）　総務企画委員会記録（第３号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月10日（月曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後９時34分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（知事公室及び総務部所管分）
２　甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
３　甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算

出席委員

委員長	西銘啓史郎		
副委員長	高橋　真		
委員	宮里洋史	徳田将仁	
	島尻忠明	呉屋　宏	
	島袋　大	幸喜　愛	
	玉城健一郎	仲宗根　悟	
	渡久地　修	当山勝利	
	大田　守		

説明した者の職・氏名

知事公室長	溜　政仁
基地対策統括監	又吉　信
基地対策課長	長嶺元裕
総務部長	宮城嗣吉
総務統括監	屋我はづき
財政統括監	金城康司
参事兼総務私学課長	山内昌満
人事課長	城間　敦
行政管理課長	花城安博
財政課長	真栄田義泰
税務課長	平良友弘
管財課長	祝嶺浩之

○西銘啓史郎委員長　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長及び総務部長の出席を求めております。

令和７年度当初予算議案の総括的な説明等は、去る３月７日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日及び明日は、関係室部局の予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る、甲第１号議案、甲第７号議案及び甲第19号議案の３件を一括して議題といたします。

まず初めに、総務部長から総務部関係予算の概要説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　皆々様、おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速御説明させていただきます。

それでは、総務部関係予算の概要につきまして、令和７年度当初予算説明資料総務部抜粋版に基づいて御説明いたします。

資料１ページ、部局別予算を御覧ください。

部局別予算で見ますと、総務部の歳出予算額は1821億932万6000円で、教育委員会に次いで２番目に大きく、予算総額の20.5％を占めております。

資料の２ページ、歳入予算を御覧ください。

一般会計歳入予算について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

左側から、令和７年度予算額、令和６年度予算額、比較増減額で区分し、各区分の左の欄に県全体の予算額、その右側に総務部の予算額を示しております。

令和７年度県全体の歳入予算額8893億6000万円のうち、総務部所管の歳入予算額は5597億9655万6000円で、前年度当初予算と比べ、300億3218万1000円の増となっております。増収の主な要因は、１の県税、２の地方消費税清算金、13の繰入金、16の県債の増となっております。

総務部所管の歳入予算の主なものについて、款別に御説明いたします。

１の県税は1689億2300万円で、前年度と比べて195億3310万2000円の増と、過去最大を更新しております。

右側の説明欄に記載のとおり、税目ごとに直近の収入見込額、税制改正による影響額及び直近の景気

動向の影響等を勘案し、個人県民税、法人事業税、地方消費税等において増収を見込んでおります。

２の地方消費税清算金は740億3445万2000円で、前年度と比べて88億1171万4000円の増としており、地方財政計画の増減率等を勘案して増収を見込んでおります。

３の地方譲与税は307億3700万円で、前年度と比べて16億5800万円の増としており、国の予算額、前年度の全国シェア率等を勘案して増収を見込んでおります。

４の市町村たばこ税県交付金は16億6927万5000円で、前年度と比べて６億9353万2000円の増としており、対象市町村のたばこ税増収を勘案して増収を見込んでおります。

５の地方特例交付金は６億8300万円で、前年度と比べて41億806万円の減としており、前年度実績及び定額減税減収補填分の皆減等を勘案して減収を見込んでおります。

６の地方交付税は2260億500万円で、前年度と比べて23億7200万円の減としており、地方財政計画の動向及び県税の伸び等を勘案して減収を見込んでおります。

10の国庫支出金は54億3002万8000円で、前年度と比べて２億1281万6000円の増としており、その主なものは、私立学校等教育振興費に係る国庫補助金であります。

13の繰入金は366億108万1000円で、前年度と比べて25億1567万8000円の増としており、その主なものは、財政調整基金の取崩し等によるものであります。

16の県債は83億8420万円で、前年度と比べて29億3940万円の増としており、その主なものは、本庁舎（行政棟）改修事業の執務室改修や防災危機管理センター棟（仮称）整備事業の建設工事などに要する経費を勘案して増を見込んでおります。

以上が、一般会計歳入予算の概要であります。

資料３ページ、歳出予算を御覧ください。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について、款別に御説明申し上げます。

２の総務費は347億1308万6000円で、その主なものは、一番右の説明欄に示してありますとおり、私立学校等教育振興費85億5854万4000円、公有財産管理費73億7860万2000円、庁舎公舎管理費65億9200万5000円、賦課徴収費53億1011万9000円であります。

12の公債費は629億5472万円で、その主なものは、公債管理特別会計繰出金の元金として600億637万4000円、利子として29億1067万5000円であります。

13の諸支出金は839億4152万円で、その主なものは、地方消費税清算金381億5093万1000円、地方消費税交付金372億3531万6000円、法人事業税交付金32億7120万8000円であります。

以上が一般会計歳出予算の概要であります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

資料４ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計の令和７年度当初予算額は、歳入歳出共に２億1449万6000円で、前年度と比べ、508万4000円、2.4％の増となっております。

資料の５ページ目を御覧ください。

公債管理特別会計の令和７年度当初予算額は、歳入歳出共に802億1929万9000円で、前年度と比べ、58億5297万1000円、7.9％の増となっております。

以上で、総務部所管の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明３月11日、本委員会の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようにお願いします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻委員から、質疑時間の５分を宮里委員に、また、島袋委員からは、５分を徳田委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、これより直ちに総務部に係る甲第１号議案、甲第７号議案及び甲第19号議案に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　令和７年度歳出予算事項別積算内訳書の総括表の中での財政調整基金と減債基金の4000％を超える増額、この金額設定の考え方をお聞きしたいと思います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

両基金については、沖縄県財政調整基金条例、沖縄県減債基金条例に基づき設置をしております。同条例において、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしており、基金の運用については、総務部から出納事務局に対して、安全かつ有利な方法で運用されるよう毎年度依頼しているところです。

令和７年度予算額における財政調整基金の積立金は4141万6000円で、前年度比4056万5000円の増となっております。

減債基金は3986万円で、前年度比3906万円増となっております。積立金の増の要因としては、金融機関の預金金利の上昇によるものとなっております。

具体的には、令和６年度当初編成予算における定期預金金利の利率は0.002％でありました。令和７年当初の編成時においては0.125％となっております。それが要因かなと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　やっぱり置いているお金が大きいと利息も変わると思うんですけれど、例えば何百億とか何千億とか、その通帳に結構置いていたから利息が上がるだろうということもあるんですか。

○真栄田義泰財政課長　令和６年度が423億で令和７年度は419億、若干減った形での運用額となっております。

以上です。

○宮里洋史委員　分かりました。

考え方でしたので、多分実績として決算には載ってくると思うので、次の質問に行きたいと思います。

また、総括表の部分で、元金償還についてなんですけれど、県債の元金償還773億、うち一般財源が600億とありまして、新垣淑豊県議の当初予算の質疑の中でもありました借換えできるお金が165億円、もし借換えするのであれば令和７年度ありますよっていうことだったんですけれども、臨時財政対策債が令和７年度は発行ゼロになります。これは、何度も何度も当局も説明していると思うんですけれども、政府が借りていいよという財源保障なんですね。今後、財源保障、あるかどうかお聞きしたいと思います。

○真栄田義泰財政課長　財源保障というのは、これまでの臨時財政対策債を借り入れたときの返済金の部分の交付税措置がされているかという理解でよろしいですか。

○宮里洋史委員　いや、発行そのものですね。臨時財政対策債は政府の財源保障ということで借りていいよということなので、今後あるかということ。

○真栄田義泰財政課長　今後、臨時財政対策債があるかどうかってことですか。

○宮里洋史委員　はい、財政保障ですね。そもそも保障があるのかということです。

○真栄田義泰財政課長　これまで借りてきた臨時財政対策債の財源保障は、交付税で返済の需要額として算定されていますので、保障はあると思っています。

○宮里洋史委員　ちょっと質問がずれている。

休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から今後、臨時財政対策債の発行があるのかについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　ちょっと整理して説明させていただきたいんですけれども、臨財債は地方交付税の代替措置という形になっておりまして、国のほうで地方交付税を支出できないというような財政上の事情があったので、借入れという形でですね、地方のほうで臨時財政対策債を発行するという形で財政措置をしていたという形になります。それが財政保障という形になるんですけれども。その元利償還金については本来その年度で交付税措置されるという部分を、後年度元利償還金として交付税措置されるという形の仕組みでありました。

令和７年度につきましては、臨財債の発行ではなくして、その代替措置を取らなくても地方交付税で

措置できるという形になりましたので、臨財債の発行はございません。そういう意味では、起債に頼ることなく地方交付税措置されているという意味合いでは、地方からするとより健全化の方向になったというふうに評価できると思います。

今後、臨財債の発行があるかどうかということについては、国の税収の動向というところによるかと思いますけれども、臨財債の発行ではなくして、直接地方交付税で交付していただくということは期待しているし、できるのかなというふうに思っています。

○宮里洋史委員　今の答弁では、今後臨財債を発行されることはない、今の見通しですね。それがいいか悪いかは置いていてもですね、やはり何があるか分からない。特に沖縄県でもすごい災害もある、防災に対しても投資をしなければならない。私が今日、後で質問する公共施設マネジメント推進事業の中でもたくさんのお金がかかると出ております。

過去の財政保障の臨時財政対策債を返還することを延ばすことはできると再三答弁でもいただいておりますので、少し財政の弾力的な運用も考えて、その部分の返済を少し保留しておいて財源を確保することも可能なんですけれど、そういった考え方はあるかお聞きしたいと思います。

○真栄田義泰財政課長　これも本会議でも何度か答弁したかと思いますけれども、借換債の発行に当たっては、県債が後年度の財政負担につながるものであることから、そのときの金利の動向と、あとその他の財政事情、今後の県の財政状況も注意しながら慎重に判断しているところであります。

今、委員からもいろいろ、今年度に当たって提案等もありますので、それも含めて必要な財政需要に対しては、やっぱり様々な歳入、財源を探し出してきて充当しているところです。

今言った話もちょっと検討していきたいというふうに考えております。

○宮里洋史委員　この必要な財政需要に充当していると答弁ありますけれども、昨年の決算委員会からもありますけれども、これできているという答弁なのか、検討しなければいけないのか、ここ本当に大事なんです。ここ答えてもらっていいですか。沖縄県はできているのか、今ですよ。

○真栄田義泰財政課長　当初予算、補正予算についても、まず各部局に照会して、今、現時点で必要な財政事情の状況を聞き取り、しっかり中身も精査しながら、必要な事業については、それに見合う財源を充当しているところであります。

以上です。

○宮里洋史委員　では、お聞きします。

北部豪雨のしゅんせつ事業だったりとか、宜野湾市のマリーナの整備事業だったりとか、これらは必要だと僕らも思っているし、教職員に対してもいろんなものが必要だと思っているんですけれど、これは部局からしっかり予算要求は上がっているんですか。必要なことはできているという答弁が散見されるので、そこだけ少し気になっています。

○真栄田義泰財政課長　今、宜野湾マリーナとかそういった事例が出ていましたけれど、その事業に限らず、要望は聞いて、要求出させて議論して、しっかり見合う財源はつけているという認識であります。

○宮里洋史委員　やはり、沖縄県はそのような認識なんだなって思いました。何度も答弁いただいておりますけれど、私はもっと手厚く県民に還元すべきだと思っているんですね。必要なところに手をつけているって答弁をしてしまうと、県民の声、議会で上がる一般質問、与野党関係なく上がってくる声に対してしっかり向き合っているのかとすごい疑問なんですよ。総務部としてそこはいかがですか、部長。

○宮城嗣吉総務部長　今、財政課長からお答えしたとおり、各部局において、まずニーズとか事業効果を考慮して、事業スキームを検討の上、それからまたスキームに関して、見積書等々を徴収しながら要求がなされているものというふうに考えます。その要求に対して、総務部サイドにおいては、その事業の緊急性とか事業効果、それから関係団体等からの調整は進んでいるのかというようなところを勘案しながら予算措置を検討していくということになりますけれど、その際には後年度の大きな財政負担が生じないのかとか、あるいは予算化に当たって必要な財源として有利な財源、地方債、基金含めて、そういうような財源を最大限活用しているのかというようなことも部局と調整しながら、予算措置をしているところでありまして、また、時々の災害であったりとかですね、そういう緊急的な事情変更があれば、その時々の補正でもニーズを拾う形で予算措置はしているところでありますが、スタンスとしては、その時々の状況に応じた必要な予算を調整しながら措置しているというようなスタンスでございます。

○宮里洋史委員　部長の答弁で今あるのは、かといって殊さらに予算をつければ通ることでもない、この調整は難しい、都度都度の補助メニューが出たり出なかったりもあるから大変難しいことなんだって、

それは僕、すごい分かるんですよ。だからこそ165億円を一気に返済することなく、少し余力を持っていたほうがいいんじゃないですかって聞いている。そこはいかがですか。

○宮城嗣吉総務部長　その借換え可能額のうち一部を借換えしないで留保した形になりますけれど、その部分については、その時々の財源を捻出できるのかどうかという観点からというのと、後年度に先送りになっていないかどうかというところの両方のバランスを考えながらやっているところであります。

それから借換え予定額については、年度間のばらつきがございますので、その最大額を借り換えてしまうとですね、その間、これは一般財源という形での活用になりますので、社会保障関係費であるとか人件費とかも含めて、歳出規模というところの部分が膨らんで、後年度、借換え額が縮小してしまったときに、その予算編成に窮する場合もございますので、そういったアンバランスがないような形の部分で安定的な財政運営ができるというようなところも勘案しながら、借換えについては弾力的に運用しているところでございますし、今、宮里委員がおっしゃるように、そういう突発的な、あるいは臨時の支出に対応できるような形の財政運営というのは常に心がけているところでございます。

○宮里洋史委員　事業費を増やせって考え方もありますけれど、僕はそれだけじゃないって言っているんですよ。基金に積むとか、目的基金に積むとこもあるじゃないですか。だから最大限、県民に効果を発揮するためには、一気に返済しなくても少しでも基金に積んだり、今、財政調整基金、減債基金はすごい積み上がった沖縄県ではありますけれども、何があるか分からないときに、畜産だったりとか必要な事業に対して基金の積立て、そういったので持っとくだけでも駄目なのかっていう質問なんです。

○宮城嗣吉総務部長　後年度の借換え予定額のうち、どれだけ借りるのかという部分については、まさしくそこが弾力的に運用できる部分でもありますので、そういう意味では、その当該年度の歳入も勘案しながら、必要な事業の部分について必要であれば、この借換え額を増やして財源を捻出するとそういう運用の仕方も可能だと思っています。

○宮里洋史委員　九州で一般会計予算より借金が少ないのは沖縄県だけなんですよね、今5000億だと。今後の財政見通しでも5000億切るとなったときに、借換えできるお金がどんどん減っていくわけですよね。それ以外に財政保障とか税収増が見込まれればそれはそれでいいんですけれども、僕らが気にしているのは、例えば毎年の事業費、ずっとかかり続け恒常的な経費にかけるのではなくて、例えば単発の修繕だったりとか建て替えとか、やることいっぱいあるんじゃないですかと聞いているんですよ。そのためのプール金というか、弾力的な運用のために持っとおくべきじゃないですかと言っているんですよ。

これ以上早期に返済してしまって、臨時財政対策債もゼロになっていったときに、いや税収が上がっているから大丈夫でしょうと言われても、沖縄県はこれだけ借金を返し続けているわけです、九州８県と比べても、全国的に比べてもですよ。そこを言っているんですよ。これが2000億円あっても、沖縄県の財政は破綻しないじゃないですか。そこなんですよ。

○宮城嗣吉総務部長　令和７年度でいきますと借換え可能額が266億でした。そのうち実際に予算計上したのが173億という形になります。その差額の93億というのは、先に返したという形になります。この93億が必要な歳出に充てられるんじゃないかというのが宮里委員の指摘だと思うんですけれども、そういうことも含めてこの当該年度の必要な歳出という部分については、有利な財源も最大限活用しながら、先ほどの調整を経て予算を措置しているというところでありますし、また今後、これを先に返すことによって後年度に大型事業が控えておりますので、そういった大型ＭＩＣＥであるとかＪスタであるとか、あるいは大規模修繕とかがありますので、そういった部分の新たな起債の財源としても活用できますし、また今後の借換え可能額の推移を見ると、令和８年度が307億、令和９年度が169億、令和10年度が132億という形で少しアンバランスがございますが、委員がおっしゃるように、この枠を活用して弾力的に運用するというようなことは可能だと思っておりますので、その時々の歳出と、その必要な事業と、この事業に対してどう財源を捻出していこうかという部分では、借換債は有効に活用していきたいというふうに思っています。

○宮里洋史委員　僕は本当にこの問題でもないんですけれども、このお金の流れすごい危機感を持ってやっていて、今回この借換えできたら165億やろうと思えばできますみたいな答弁なんですけれども、この165億円を借換えなくて返済した場合、もうこの165億円は借りられないですよね。

○真栄田義泰財政課長　今年度借換え対象額で165億円で返したら、そのものは借りられませんが、通常

の県債の規定に基づいて、対象の事業については起債等々を活用して資金調達は可能だと考えております。

○宮里洋史委員　その対象の県債は、一般財源として使える県債なんですか。

○真栄田義泰財政課長　起債についても要件がありますので、その辺はこの要件に合致した分は起債で対応して、一般財源に当たるところを起債で対応するという形になると思います。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から165億円の返済により、一般財源と同じ自由度で別の起債で事業ができるのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

真栄田義泰財政課長。

○真栄田義泰財政課長　165億円返したものが、また同じように一般財源と同じ自由度で借りられるのではなく、ある程度の一定の条件は付されると思います。

○宮里洋史委員　次の質問に行きたいと思います。52ページ、公共施設マネジメント推進事業についてお聞きしました。そして、沖縄県公共施設総合管理計画の中で、現状及び将来の見通し、公共施設の建て替え修繕の将来の見通しは2071年で累積で２兆円かかるとあるんですけれども、これ事実ですか。

○祝嶺浩之管財課長　これは、一定の条件の基に試算したもので、長寿命化などすることなく建て替えとか、そういったものを繰り返していくと、そういった試算になるということでございます。

○宮里洋史委員　沖縄県もやはりいろんな施設があるので、そういったことのためにも、借換えについても、財政出動についても検討していただきたいと思います。

最後の質問に行きます。ふるさと寄附金、2696万2000円から6516万5000円に増額の要因をお聞きしたいと思います。

○花城安博行政管理課長　お答えいたします。

本事業は、個人版ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング、それから企業版ふるさと納税制度による寄附金を沖縄県ふるさと寄附金基金に積み立てるための経費となっておりまして、令和７年度当初予算については、令和６年度と比較して3820万3000円の増となっております。増額の要因ですけれども、これはクラウドファンディングを実施する事業が、令和６年度の３事業から令和７年度は９事業に増える予定であること、それから企業版ふるさと納税制度による寄附金の増額が見込まれることによるものとなっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　最後になります。

令和６年の３事業のうち、引き継ぐ事業はどれですか。

○花城安博行政管理課長　お答えいたします。

次年度、令和７年度に予定されている事業のうち、今年度から引き続きとなっておりますのは離島高校生の部活動に係る渡航費支援事業、これが目標額として450万円、それから若手芸術の自己研さん費用に対する支援事業、目標額として100万円、この２事業が継続で実施される予定になっております。

○宮里洋史委員　すみません、新規事業もお願いします。

○花城安博行政管理課長　ちょっと主立ったところを中心に御説明をいたします。海外県系人の指定等の県内での修学研修事業、こちらで300万円目標。それからアントレプレナーシップ養成支援事業、800万円を目標。それから社会課題解決に取り組むスタートアップに対する開発費支援事業ということで1200万円を予定しています。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

時間もないので早速質問したいと思います。歳入の部分でちょっとお聞きしたいんですけれど、地方特例交付金の85.7％の減の理由を説明お願いします。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

地方特例交付金、令和７年度当初予算額６億8300万円で、前年度の47億9106万円と比べて41億806万円の減となっております。

地方特例交付金は、国の税制改正等により地方の減収が生じる場合に、その減収分を補填するために交付されるものとなっておりまして、令和７年度当初予算額の減は、主に令和６年度に限り実施された住民税の定額減税による減収補填分が令和６年度、措置されていましたので、それが令和７年度なくなった分の減となっております。

以上です。

○徳田将仁委員　分かりました。

あと一般会計の15款の諸収入の802億の説明を伺いたいと思います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

諸収入のプラス46億の要因ですが、これは県立病院の貸付金元利収入として50億を今回予算措置して

ありますので、それが主な要因となっております。

○徳田将仁委員　分かりました。

あと、公共施設マネジメント推進事業の中で、宮里委員からもあったんですけれど、主にこの事業は箱物とインフラ整備に分けられると思うんですが、沖縄県は地理的な特徴で塩害被害が大きいのがやっぱり危惧されると思うんです。皆さんからの資料を見たんですけれど、今後17年後、令和23年度にインフラの耐用年数が50年を経過する施設の割合があまりにも多いと思うんですよ。箱物も同様であると思うんですけれど、今後この老朽化の更新や維持管理をどう考えているのか。またそのために、今回、予算反映をされた部分があるのかどうかお聞かせください。

○祝嶺浩之管財課長　今、委員御指摘のとおり、総務部においては沖縄県公共施設等総合管理計画に基づきまして、本県が管理する公共施設等において、整備が集中している時期がございます。

ただ、御指摘があったインフラに関しては、今、土木建築部を中心に各部局で管理を進めてもらっているところです。

総務部の管財課で所管しているのはいわゆる箱物になりますが、こちらについて、今、整備が集中する時期が確かにございます。修繕、更新等に係る将来経費は令和30年がピークになると見込まれています。

このような状況に対して、今、限られた財源により対応するため、同計画の方針に基づき、公共施設等の全体状況を把握、中長期的な視点に立ったマネジメントを行っているところです。

将来見込まれる更新時期の集中に対しては、今後ですけれども、事前に施設の劣化状況の調査、診断を行って、結果を踏まえて前倒しできるものは前倒しして、さらなる長寿命化ができるものについては、後ろ倒しが可能なものは後ろ倒しするなどして、その平準化を図っていまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　今、令和30年にピークを迎えるとおっしゃったんですけれど、これはいわゆる箱物ですよね。この箱物は、令和30年にピークを迎えるのは何施設あるんですか。

○祝嶺浩之管財課長　すみません、徳田委員、今そのピークになるときの施設数、実は把握していないんですけれど、確認して、後から提供などさせてもらえればと思います。

○徳田将仁委員　インフラは耐用年数50年を経過するのが令和23年度に73施設でしたかね、という資料が出ていたんですよ。何で箱物は出ていないんですか。多分データはあると思いますよ。ないのに30年にピークに達するって分かるはずないし。

○祝嶺浩之管財課長　委員おっしゃるとおり、データはありますので、ちょっと施設をしっかり把握しておきたいと思います。失礼しました。

○徳田将仁委員　そのための備え、例えば今さっきあった基金に積み立てていくとか、そういった予算措置、対応策、どういうふうに考えているのかまでお願いします。具体的にですよ。

○祝嶺浩之管財課長　総務部内においても必要な予算が確保できるように、今、しっかり中でも議論しながら確保しているところでございます。例えば県債につきましては、活用できる部分は活用する中でいわゆる有利な起債、公適債、公共施設等適正管理推進事業債であるとか脱炭素債についても今活用していまして、この令和７年度予算においても、これら有利な起債について11億ぐらい借入れをしているところです。

その他の県債の裏の部分についても、特財として県有施設整備基金から充当してもらったりして、なるべくそういった一般財源の負担がないような形で、今後も継続できるような管理を進めていきたいと考えています。

以上です。

○徳田将仁委員　やはり、公共施設が建てられる時期が集中して重なったりして、それをまた改築していくのもまた同じように時期が重なったりすると思うんですよ。今いらっしゃる皆さんは、令和30年と考えたらあと23年後なんで、あまり想像もしづらいし、またその責任を次の世代が担うわけですから、次年度もどういうふうに基金を積み立てていくとか説明できるように、しっかりと今でできる準備はしていただきたいなと思っています。あと、今回資料要求した令和30年のピークの資料もしっかり提示をお願いします。

次、移ります。防災危機管理センター棟と本庁舎（行政棟）改修事業の詳細説明とですね、一気に聞きます。

防災危機管理センターと県民との関わり方を伺いたいのと、あと一般開放の部分と避難機能、情報発信の強化等を伺いたい。お願いします。

○金城康司財政統括監　まず防災危機管理センター棟（仮称）、それから本庁舎の改修事業について、まず概要から説明いたします。

防災危機管理センターとは、全庁的に対応するような危機の発生時において、対策本部等を迅速に立ち上げ、情報を収集、整理、伝達し、的確な対応を行うための拠点施設であります。

防災危機管理センターに求められる機能、構造としては、被災時に職員が緊急参集し、対策本部等を迅速に立ち上げ、情報の収集と共有、伝達を行うことができる機能として多重化された情報通信機器を設置し、かつ耐震性を確保した構造で、72時間稼働に対応した発電設備等が設置される予定です。供用開始は令和９年度を目指しており、総事業費は120億円を見込んでおります。

次に、本庁舎（行政棟）改修事業につきまして、本行政棟は平成２年に竣工してから35年が経過しております。経年劣化ですとか、耐用年数を超過した設備等が多数あることから、大規模改修により本庁舎を長寿命化する事業となっております。耐用年数を超過した設備等の更新や老朽化した箇所の改修のほか、執務環境の改善を図ることとしており、事業期間は令和12年度まで、総事業費は約220億円を見込んでいるところです。

○祝嶺浩之管財課長　すみません、補足させていただきます。

防災危機管理センター棟ですので、基本的には、災害時における迅速な本部の立ち上げとか､そういった支援していただく市町村であったり医療関係者、自衛隊の方々を受け入れるスペースを常設しております。ただ、平常時には、映像を通じて防災知識や対策等を学習したり、自主防災組織や防災関係機関が防災に関する各種研修や講習の開催等に活用するなど、地域防災力向上のための研修交流施設としての活用を今検討しています。ただ具体的な活用の仕方については、これから担当部局ともお話ししていくことになります。

以上です。

○徳田将仁委員　今、ちょっと僕が言った質問の中で、避難機能というのはどうなっているんですかというのが答えられていないので、そこの答弁をお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　避難については、一義的には市町村のほうで対応することになっておりまして、ここの消防防災センターについては、こういった避難がスムーズにいくようにであるとか、そういった対策本部機能を持つところになります。それに関連する、支援する団体を受け入れる施設になっております。

一義的には、そのセンターで避難の方を受け入れるのは､今の時点では想定はしていないところです。

以上です。

○徳田将仁委員　今、答弁で災害本部を立ち上げたり、防災課が移動してくるんですよね。そういったものは分かるんですけれど、これ造ることによって百何億の施設を造って、県民にとって何がよくなるのかを具体的に教えてほしいんですよ。そこが分からなくて、ただの会議場を造るのか。例えば１階では、一般にはこうやって情報発信をやりますよと。それだけではなくて、だってこの周辺の人たちは来られたとしても、北部からの人はこっちになかなか来られないわけだから。情報の発信というのは、ここの場所で見せるだけが情報の発信ではないので、ＳＮＳを使ったりとかでも、どの地域からでも見られるような情報の分野に特化したものであれば、そういったのもしっかりつくっていくとか、そういった答弁がほしいなと思っているんですけれど、お願いします。

○祝嶺浩之管財課長　確かに､防災危機管理センターの長所としては、この情報の収集、共有、伝達を行うことができる機能がもちろん必要ですので、そこに多重化された情報通信機器を設置しております。

これらも活用しながら、離れている場所にいてもそういったところと連携して研修とか講習が受けられるような、そういったのも担当部局と相談していきたいと思います。

以上です。

○徳田将仁委員　百何億の施設を建てて、防災危機管理センターという名前もついていますんで、ただ職員たちの連携といった場所にしないで、本当に県民の利益になるような施設にしてほしいと思っていますんで、この１階の在り方とか県民に対しての情報の開示の仕方とか、そういったものをしっかり考えながら進めていってほしいと思います。

次に移ります。この新規の公用車集中管理事業の説明を伺いたいんですけれど、これによって何が変わるのか。そして、現在までの車両の職員間での引継ぎの仕方、点検等の頻度を伺いたいと思います。

○花城安博行政管理課長　お答えいたします。

本事業は、新沖縄県行政運営プログラムにおける業務プロセスの見直しに係る取組として、公用車の有効活用、それから来庁者の駐車スペースの確保、事務の効率化等を目的として実施するものとなっております。

事業の概要といたしましては、車両の予約、それ

から配車、鍵の受渡しまでをネットワーク上で効率的に行うための自動配車システムを導入した上で、現在、各課で行われております車両の維持管理等に係る事務を総務部のほうに一元化することになっております。これらの実施に必要な経費として、当初予算で1112万4000円を計上しているところでございます。

先ほど委員からありました安全点検等につきましては、基本的に、沖縄県自動車等管理規程において、運転者のほうで、運転開始前に点検を行うほか、故障を発見したときには直ちに報告をすることが義務づけられているところです。

総務部におきましては、公用車の集中管理の実施に当たりまして、運用に関する手引を定め、利用職員に対して、車体の傷や汚れを発見した場合の担当者への報告等、適正な車両管理に努めるよう、関係課への周知を図っているところでございます。

今年度､関係課がそれぞれ管理していた車両の21台を総務部で集中管理しておりまして、次年度はそれを増やしまして37台、それぞれ各課が所管をしていたものを管理することになっております。そのことによりまして、自分の担当の課で管理している車両が使われている場合、ほかの課の空き状況をそれぞれ確認して予約をするという手間がありましたけれども、システム上で空き状況が一括で見えるということで、効果的な稼働実績につながっていることが大きなメリットではないかと考えております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　これは、どの地域の市町村も、この公用車というのはその地域の顔ですから、沖縄県の公用車も名前がない公用車もあるだろうと思うんですけれど、沖縄県と書かれていない、そういった公用車だったとしても例えばすごい汚れているとか、みんな自分の車じゃないから、そんなにあんまり気にしなかったりするんですよ｡そういった点検をしっかりとしてほしいし、特にみんな各課またがって貸出ししたりするのは、ガソリンが入ってなかったりとか､そういったことも細かいことですけれど､しっかり集中管理するんであれば､ちゃんと丁寧に見て、それで各市町村に行ってほしいなと思いますんで、公用車というのは丁寧に扱ってほしいなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　今、徳田委員の防災危機管理センターの件なんですけれど、これはいろいろとこの委員会でも前回からお話しさせていただいております。

結局､ヘリポートはもう設置しないということだったのかが一つと、あと、沖縄県の中枢部分、この辺に県警も含めて全部ありますので、ここで一元化して危機管理センターをつくるということは、いろいろ職員が移動し迅速に対応するためというお話もありましたが、この中枢部分、これは危険性もあるんじゃないかなとお話をさせていただきました。その辺も皆さんはしっかりとクリアをして、もう最終段階に来たということで理解をしていいですか。

○祝嶺浩之管財課長　これまでも島尻委員から、ヘリの件につきましても、集中していることにつきましても御指摘があったところでございます。

ヘリにつきましては、どうしても技術的にヘリコプターが離着陸するための必要な制限表面というのが確保できないので、ヘリポートの設置自体は、ちょっと今は難しいところでございます。

では、そのときにどういった対応ができるのかというところで、以前、県警との連携とか、そういったものも少し話させていただいたところです。

この辺りにつきましては、防災の所管である公室とも連携しながら、県警の方ともどういった連携ができるのか、引き続き調整していきたいと思いますし、委員御指摘のとおり、この辺りに集中しているというところがございますので、仮に本庁が被災した場合には南部合同庁舎とか、そういったところに設置するとか、そういった計画は地域防災計画の中で立てていますし、那覇市との連携協定というのも結んでいるところです。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から行政の職員が迅速に対応することが可能となることについて改めて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

祝嶺浩之管財課長。

○祝嶺浩之管財課長　防災危機管理センター等（仮称）ですけれども、災害発生時に対策本部として県庁の各部局が連携して、効率よく一体的に対応する必要がございます。そのため、知事をはじめとして関係職員が迅速に参集できる場所が望ましいこと、それから本庁舎１階レベルで海抜８メートルとなっておりまして、津波や高潮等の影響を受けにくく、かつ地盤の液状化のおそれのない場所でなければならないことを踏まえて、現在の場所に選定したところです。

また、本庁舎におきましても、今、発電機とか電

気室が地階にあるものですから、それを新しくセンターをつくってそこの５階のほうにかさ上げするというようなところで更新して、災害時の電力の確保を図っているところです。

こういったのを総合的に勘案しまして今の場所になってございます。

以上です。

○島尻忠明委員　これ推移を見ながら、やっぱり県民の安心・安全、しっかりとフィードバックしていただきたいと思います。

先ほど宮里洋史委員からもいろんなお話がありましたが、いつも皆さん、当初予算編成では大変、財政調整基金も切り崩して厳しい、そういうお話をされます。

先ほどと一緒なんですけれど、この臨時財政対策債も、これを借り換えてやっているということでありますので、返済しているというのはどういう経緯で、これまでどういう方針でそういうやり方をしてきたのかということだけを答弁いただきたいと思います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

県の財政は自主財源が５割にも満たない、小さくて、国庫支出など依存財源が多いというところで、国の制度とか国の財政状況に左右されやすい脆弱な構造となっています。

そのため、県債の発行に当たっては、将来的な財政負担も生じることから、金融の動向とかそのときの財政状況とかも踏まえて慎重に検討して、今に至っています。なので県税の収入だとか、県債でいえば借換債でいえばどれだけの借換え額ができるのかとか、そういったものも、あらゆる歳入を把握しバランスを取りながら、必要な財政需要にはそれに見合う財源を充当して、今、予算の編成をしているというところです。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　通告はしていないけれど、皆さんに基本的なことを聞きたいんだけれども、最終的に予算は誰が割り振るのか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

予算の割り振りというか、事業に対する予算措置は、各部局からの予算要求の内容がまずあってそれが課題解決につながる取組なのか、あと関係団体とか市町村の役割とか費用対効果、今年度の財政負担など、その辺も中身を確認しながら予算を措置しているという状況です。

○呉屋宏委員　僕はこれこの間も聞いたんだけれど、皆さんが使う公共の車のＥＶに対して２億3000万をあなた方は予算に充てるんだよ、それは補助金があるのかもしれないけれど。ところが、一般に補助をする予算は15万円の50台分、1400万。これはあなた方の感覚なのか。

○真栄田義泰財政課長　少し重複するかもしれませんが、予算要求に当たっては予算編成方針に合致しているかどうかとか、その上がってきた金額が見積り等を含めて実際適当なのかどうかというのも含めて、関係部局の説明を聞きながら予算措置をしているという状況です。

○呉屋宏委員　あのね、課長ね、環境部の予算は全予算の0.5％ですよ、１％にも満たないよ。そういうところがどうやって割り振るのか。だからあなた方は一生懸命地球環境に優しいとか何とかっていいことを言っているけれどさ、本来だったらここの環境の予算をもう少し厚くしなければいけない時期だと僕は思うんだよ。だからこれはほかのところで質問しようにもできないんだ、結果的には。土木委員会で環境のものをつついたって、結果的にあなた方に来るんだよ。そういうことが僕はよく分からない。

これね、宜野湾マリーナもそうだけれど、今回問題になっているけれど、23年間値上げしなかったというのは誰のせい、どこのせいなの、教えて。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から呉屋委員の質疑は、総務企画委員会所管の予算ではないかもしれないが、予算の割り振りを含めて全体的なことを答弁してほしいと要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

真栄田義泰財政課長。

○真栄田義泰財政課長　環境部の部分については、繰り返しになりますけれど、環境部のほうで必要な予算額を提案していただいて、総務部のほうで精査してヒアリングしながら措置しています。枠を設けてそこでやってくれというわけではなく、各部局のほうで課題解決につながる事業があれば、案を出していただいて、総務部のほうで必要な額を措置しているという状況です。あと、宜野湾マリーナの件については、総務部としては３年に１度、使用料とか手数料の見直しの中で、各部局に現状を確認しながら見直しに向けてのヒアリングをしています。その中で土木部と予算調整の結果、現時点そういう状況になっているのかなと。３年に１度は定期的な使用料、手数料の見直しを図っています。すみません、

繰り返しになりますが、土木部のほうで、そのときの社会経済状況等々も含めて、その都度、いろいろ御意見いただいて判断しているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　これは去年の３月に出された包括外部監査で見つかって、今度のものに反映されたということになっているわけだよ。それが23年間、上げられていなかったというんだよ。

ところが、繰入れはあなた方がやってきたわけだよね。繰入れの段階で、これはおかしいと思わないのか。そこで見つからないのか。

○真栄田義泰財政課長　総務部のほうが、一般会計から特会に繰入金は出しております。その際に、現状とか使用料の適正な価格の設定も含めて議論をしていて、その議論の結果、現時点の状態になっているのかなと認識しています。

○呉屋宏委員　あのね、課長ね、それだったらね、もう反省は何もないよ。23年間上げなかったから今1.8倍にしようとしているわけでしょう。1.8倍が正しい上げ方かというところなんだよ。だから、あなた方は包括監査が入らなかったら入らなかったで、あなた方は繰入れしているわけだから、一般会計から出しているわけだからそこでチェックが受けられるんでしょう。それも23年間やってなかったってことだよ、極端に言えば。それはあなたは正論で言うかもしれないさ、今の時点だったら。だからこの反省をしなければ、あなた方は前に進めないよ。どう思うか。

○真栄田義泰財政課長　総務部としても３年に１度、手数料とか使用料の見直しについてはヒアリングして、まず部局の意向を確認して、なるべく部局の意向に配慮した形で進めている状況であります。そのときにはいろいろ社会経済情勢の事情とか、それなりのヒアリングをしながら総務部としては関わっているという状況です。

以上です。

○呉屋宏委員　まずあなた方は非は認めないよな。部局別のやつからいきます。

３ページ。これね僕が従来、市議会にいた頃からの問題なので、あなた方の基本的な考えを聞きたいと思っているんですけれど、この私学の振興、９番、10番、11番、全体なんだけれども、これ皆さんはどういうふうに考えているのか。この私学というのは、教育委員会の中に公立と私立があるというふうに見ている人たちがほとんどだと思うんだけれど、総務部でこの私学をチェックできるのか、そういう機能があるのか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　私立学校の所管につきましては、学校教育法、私立学校法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、都道府県知事が所管することと法律で規定されております。

私立学校法では、私立学校につきましては、私人の寄附、財産等の私的な財源により設立される特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることで私立学校の健全な発達が図られるものとされております。

これを踏まえまして、沖縄県におきましては私立学校の建学の精神に基づく独自性や多様な教育をより一層推進させるためには、法令の規定のとおり知事部局で所管し、各私立学校の特色ある取組等に対し支援を行うことが重要であると考えているところです。

実際、学校の運営につきましては、必要な運営費の補助ですとかを中心に支援することによりまして、それぞれの学校につきましては、私立の学校のほうでそれぞれの建学の精神に基づいて実施するという形で私立の学校は運営されているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　全国に私学を総務部がやっていないというところ、あなた方が所管していないところはどれぐらいあるのか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　全国におきまして、教育委員会が私立学校を所管している事例ですが、秋田県、大阪府及び茨城県の３府県となっております。

以上です。

○呉屋宏委員　そこはなぜそういうふうにしたかということを調べたことがあるか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　秋田県のほうに照会しましたところ、教育行政のノウハウ等の活用及び行政窓口の一本化等の観点から、教育長の総務課のほうで私立の小中高校を所管していると聞いております。

大阪府につきましては、公立、私立ともに切磋琢磨して、府の教育行政の向上を図るという観点から、平成28年度から教育庁総務課において私立学校を所管していると聞いております。

以上です。

○呉屋宏委員　大阪ね、かなり維新が教育に物すごい突っ込んでやっているんですよ。そこがそういうふうにしようと思っていたということは、何かそこ

の中に要因があると思うんだよね。

ただ、皆さんは今までどおり、私学は総務がやる、公立は教育委員会がやるって、こういう分け方で切磋琢磨できるかといったら僕はできないと思うよ。これ、もう一回考え直したほうがいいと思う。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　島袋大委員。

○島袋大委員　僕は今やりません。

○西銘啓史郎委員長　幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　よろしくお願いいたします。

私のほうからは、令和７年度の平和関係、終戦80年を迎えての平和関係の取組について、事業の中からお伺いさせていただきたいと思います。

まず沖縄戦証言記録音声のインターネット公開事業について教えていただきたいんですが、この事業の具体的な取組の内容について教えてください。

○屋我はづき総務統括監　お答えします。

沖縄戦証言記録音声のインターネット公開事業につきましては、公文書館が所蔵している沖縄戦生存者の証言記録音声240件を公文書館ホームページで公開するものとなっております。

当該証言記録音声は、昭和46年に琉球政府が刊行した沖縄県史沖縄戦記録の基となったもので、その編集委員であった方の御家族から寄贈されたものとなっております。具体的な取組としましては、インターネット公開に適さない部分の音声マスキングの処理、それから公文書館のホームページのデータベースの改修を行うものとなっております。こうしたインターネットの公開を通して証言記録音声を公開することにより、沖縄戦の実態の研究への活用などが図られるものと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

昭和46年といいますと終戦から20年ぐらいの頃ですので、皆さんの記憶もまだ新しい頃だったんじゃないかなと思うんですが、証言の中には方言混じり、沖縄の言葉混じりでなかなか発信するにも大変なものがあったかと思います。こういったものに対して、文字案内ですとかテロップなどの処理などはされているのかどうかをお聞きします。

○屋我はづき総務統括監　この事業によって、現在では公文書館でのみ利用可能となっている沖縄戦の生存者の証言、録音の音声をより手軽に聞いていただく機会ということになるんですが、委員がおっしゃる文字起こしの機能などについては、現事業の中では想定をしておりません。

ただ、こうした機能についても、実際の利用者の利用状況とか利用者の声を踏まえながら、今後の対応についての必要性も含めて検討していきたいと考えております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

文字起こしについてお伺いしたのは、特に昨今、聴覚に障害のある方の戦争体験について、なかなか広がりを見せられないというところがあるというふうに聞いています。テレビでの特集など、あとまた今現在、世界で行われている戦争の中でも耳の不自由な方が被害に遭われている、戦争が起こったことが分からなかったという、避難が遅くなってしまったというような証言もあったりします。

沖縄戦における証言というのはとても貴重な証言になっておりますので、ぜひ文字起こし、もしくは手話通訳の映像をつけたというような映像処理を将来的にも考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○屋我はづき総務統括監　当該音声記録の資料というのは、現在、この沖縄県史の沖縄戦記録の中にも掲載をしておりまして、文章として読むことも可能となっております。今の委員の御提案につきましても、利用者の声や関係者の声を聞きながら、可能なものかどうかというのも含めて検討していまいりたいと思います。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ぜひ、広く沖縄戦の実相を伝えるためにも、そしてまたどんな方でもそういったことに触れられるように、沖縄から平和の発信の源となるような取組をぜひともやっていただきたいと思いますので、今回は無理だったとしても、将来的には御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、240件の証言があるというふうにお伺いしましたけれども、この240件は一斉に公開されるものでしょうか。それとも何件ずつに分けて更新、更新、というか、公開されていくものなのかといったところも教えていただけますでしょうか。

○屋我はづき総務統括監　現在240件のデータということですので、実際の作業のスケジュールにつきましては、音声マスキング処理や静音処理により公開用の音声データを作成していくというところと、そのデータベースを改修していくというものが前半に事業として実施してまいりますので、令和７年度の中頃から順次公開をしていくということで考えております。年度内には240件全ての音声データを公開するということで考えております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ぜひ楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。また、今は収録されているわけではないですけれども、戦後、生きた家族から戦争中には聞けなかった証言など、今、戦争トラウマに関わる研究会などもありまして、沖縄戦のときには聞けなかった、戦後80年になって新たに収集できる沖縄戦の実相の証言も得られています。

公文書館でそういった戦後の沖縄を生きた人たちの証言を収集して、またこのインターネット公開へと追加といった形で取り組むような方向性というのはお考えがあるかどうかをお聞かせください。

○屋我はづき総務統括監　今回の事業は、先ほどもお話ししたような公文書館が所蔵している、琉球政府が刊行した沖縄県史の沖縄戦記録の基になった証言集の利用を促進するための事業ということになっておりまして、公文書館につきましては、その設置目的が歴史資料として重要な公文書、その他の記録、公文書等について収集して整理して、保存、そしてこれらの利用を図るという目的の施設というふうになっておりますので、この戦争体験者の御家族の証言の収集とか、資料化というところについてはこちらのほうで行っていないということになります。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

こういったことに関しては、戦後100年に向けてまたいろいろと検討していかないといけないことも出てくるのかなと思いますので、今年度、終戦80年に向けての取組にはぜひともお力を入れていただきたいなと思います。ありがとうございます。

次にまいります。所有者不明土地の件なんですけれども、すみません、私、勉強不足でこういった土地があるということを今回初めて知ったわけなんですけれども、恐らく多くの県民の方にももっと知っていただきたいなと思っておりまして、質問させていただきたいと思います。現段階で、どれぐらいの土地が所有者不明になっているのか、現状を教えてください。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

最初に少し沖縄県が管理している所有者不明土地の紹介をさせていただきます。

沖縄戦によって土地の所有者を示す登記簿等の公簿類が焼失したことにより、所有者が判明できなくなった土地で、復帰特別措置法第62条に基づき、県または市町村が真の所有者に返還するまでの間、管理している土地を指します。

今現在の土地の状況ですけれども、令和６年３月31日現在の所有者不明土地は沖縄県全体で2662筆、約98万平米ございます。そのうち県管理で1473筆、約90万平方メートル、市町村管理地で1189筆、108万平方メートルになります。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

今、その所有者が不明になっている土地の現状というか、どういった状況になっているかを教えてください。

○祝嶺浩之管財課長　現在の利活用状況でございますが、駐車場であったり物置のヤードであったり畑など様々でございます。

ただ、中には琉球政府時代の戦後の混乱期から、既に住宅等の用地として利用されている所有者不明土地、これらも引き続き県が管理者として貸し付けているものもございます。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

貸付けなどでの収益が上がっているということもあって、この予算のやりくりというのは割とうまくいっているほうなのかなと思うんですけれども、活用ができるところはいいんですけれども、聞くところによりますと不法投棄などの問題とかもあるやに聞いております。そういった問題点があるような場所は、現状どのような形になっているか教えていただけますか。

○祝嶺浩之管財課長　委員おっしゃるとおり、今、各所有者不明土地を職員と業務員でパトロールして回っているところで、年間200筆程度を回っております。その中で不法投棄等が発見された場合であれば、不法投棄されたものを処分するための費用を確保したりであるとか、危険な場合は柵などを講じたりするような費用、そういったものも同時に今、計上させていただいているところです。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

支出されております管理費の中に、それが含まれているということでよろしいでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　そのとおりです。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

沖縄特有の戦後、所有者が不明になったという土地の管理ということで県が進めていただいているということなんですけれども、年々そういった土地の所有者を見つけ出すのが難しくなってくると思います。

最終的には、どの時点でこの事業を、どのような

形で終わることができるのか、最終的な見通しというのは、取扱いというのは、どういうふうに考えておられるのかお聞かせください。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

委員御指摘のとおり、戦後79年余を経た現在でございます。所有者への返還可能性が極めて低くなってきております。

現行法制度においては、抜本的解決が図られないことから、県はこれまで国に対して法制上の措置であるとか、財政措置を要望してきたところでございます。今後も継続して要望していく予定ではございます。

ただ、当面は所有者不明土地に関連する法律の一つとして、令和５年４月から施行された所有者不明土地管理制度というのがございますので、そちらを活用して新たな管理者による土地の売買を進め、県民の財産として有効活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

見通しがなかなかつけにくいものではあると思うんですけれども、国、また市町村とも連携して、ぜひともこの問題については前進させて解決させていただきたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　少しかぶっているところがありますので、そこは準備していただきましたけれども、もう分かりましたのでちょっと削ってありますので。

ふるさと納税についてなんですけれども、流入と流出の差はどれぐらいありますか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

令和５年度のふるさと納税受入額なんですけれども、県分と市町村分を合わせて約148億7500万円となっております。

一方、令和６年度の住民税に係る寄附金税額控除額は、県分と市町村分を合わせて約38億7900万円となっております。控除額よりも受入額のほうが約109億9600万円上回っている状況にございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

何度かこの質問をさせていただいていますが、沖縄県としては市町村がやっているふるさと納税というのをしっかり応援していくために、こちら側で沖縄県の場合は商品を返したことをやらずに政策的なものを進めているということなんですけれども、沖縄県だけで見た場合、結構マイナスな部分があると思いますけれども、そういったものの中で交付税措置が75％補填されていますけれども、その残り25％分って沖縄県は大体どれくらいなんでしょうか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

県民税の減収額のうち75％につきましては、交付税が増加することにより補われる仕組みとなってございます。そのため、令和６年度の住民税に係る寄附金税額控除額約15億5400万円の75％である約11億6550万円が交付税措置されているものと推計されております。なお、交付税措置後の減収額は約３億8850万円となり、令和５年度の寄附金額、約2400万円を差し引いた約３億6450万円が実質的な減収額と推計されております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

この実質的な３億の減収分というのは、沖縄県としては先ほど申し上げた方針のとおり、これは想定の範囲内という認識でいいんでしょうか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

ふるさと寄附金の制度につきましては、本来制度の趣旨としましては、生まれ育ったふるさとに自分の意思で寄附をするという趣旨となってございます。また総務省のほうからは、制度の趣旨を踏まえて、返礼品を前面に出したようなＰＲを慎むよう通知がなされていること、また県が返礼品を実施することにより財政基盤の小さい市町村、県内の市町村と競合関係となることから、寄附金の奪い合いになるということも想定できますので、それらを踏まえて、県としては返礼品のほうを実施していないという状況にございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　分かりました。

では続きまして、本庁改修事業の概要をお伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

本庁舎行政棟は、平成２年竣工から35年経過し、経年劣化や耐用年数を超過した設備が多数ございます。このたび、大規模改修により本庁舎を長寿命化する事業となっております。改修内容としましては、耐用年数を超過した設備等の更新、老朽化した部分の改修、現行法への法令対応、執務環境の改善等々となってございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　この本庁改修事業というのは耐

震化と、あとは長寿命化ということなんですが、これを実施することによってどれぐらい長寿命化が進むのか、あと省エネというのはどのレベルの省エネまでなっているのか、この点だけ御説明をお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　まず､長寿命化することによって、引き続き今後30年間、トータル65年の施設の活用を見込んでおります。また、省エネ対策につきましては、財政的に有利な脱炭素事業債等々を活用する計画でございます。そのため、当該地方債の活用に際して要件となる省エネ表示制度の認証等を取得する予定でございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

もう造って約30年ぐらいたっている庁舎ですので、当時とやっぱり今の状況では、行政の作業の中で、効率という部分で建物の造りとかいろいろ多分違うと思いますので､そういったものも職員の皆さんだったりとか、そういった声を聞きながら、ぜひ造っていただきたいと思います。

すみません、最後なんですけれども、ちょっとこれ確認だけさせてください。県職員の人材育成及び行政改革の推進の中で障害者活躍推進事業というものがありますけれど、こちらちょっと説明だけお願いします。

○城間敦人事課長　お答えします。

障害者活用推進事業の概要について、少し御説明します。

障害を抱える職員と共に働くことが当たり前となる職場環境の実現を目指して、法定雇用率を上回る障害者雇用を推進するとともに、職員研修や外部専門家による相談体制の整備など各種取組を実施し、障害者雇用に関する職員の理解を促進することとしております。主な予算の内訳としましては、その障害者会計年度任用職員、障害者分ですけれどもそういった方々の報酬、手当、それからその方々が使用するパソコン等の使用料となっております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

沖縄県で見ると障害者の雇用率は法定雇用率を大きく上回っていると思うんですけれども、今後、これを活用することによってさらに伸ばしていくという考え方でよろしいでしょうか。

○城間敦人事課長　お答えします。

今回、予算4000万余りが増額となっているところでございます。今御指摘がありましたが、これにつきましては新たな取組として、法定雇用率を上回るために必要な会計年度任用職員の障害者雇用数のうち、13名を総務部で計上するとしたものによるものでございます。もう既に御指摘のとおり法定雇用率は達成しておりまして、そのうち各事業ごとに採用されていたものを総務部のほうで一括するというようなことで少しまとめて、総務部のほうから情報発信しながら連携して雇用を推進していこうというような目的でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　質問取りにきた事項と全く変わるんですが、よろしくお願いします。

部局別の事業の中で１点だけ教えてください。３ページの④なんですが、県有施設照明ＬＥＤ化推進事業というのがあるんですけれども、県有施設というのはかなりの数があると思うんですがどういった事業なんでしょうか。事業内容を教えていただけませんか。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

県有施設照明ＬＥＤ化推進事業では、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づき省エネルギー化を進めるため、また、令和９年末に蛍光灯の製造、輸出入が禁止されることを踏まえ、スピード感を持って県有施設の照明をＬＥＤ化するものです。本事業では、県有施設のうち、県立学校、県営住宅、県警施設、公営企業会計施設、その他今後大規模改修等を行う予定の施設などを除く78施設のＬＥＤ化を､令和６年度から令和７年度にかけて行う事業となってございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　78施設とおっしゃいましたけれども、県内で所有している施設は78、あるいはもっとありますか。ごめんなさい、聞き逃してしまって。

○祝嶺浩之管財課長　そもそも県全体の公共施設数としては689施設と集計しています。ただ、その中には県営住宅とか県立学校とかが含まれておりますので、管財課のほうで管理している公共施設マネジメント推進事業では、それらを除いた約400施設を対象として、効率的、効果的な全体最適となる改修等の取組を進めているところです。

○仲宗根悟委員　分かりました。

琉球政府の関係文書のデジタルアーカイブ事業というのがあるんですが、また通常の常任委員会での議案提出もあることはあるんですけれども、この庁舎の改修事業と庁舎が抱えている公文書とか文書の

関係はありますか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　今の公共施設マネジメント事業とは別で、総務私学課のほうで文書管理の事務を所管しております。

平成７年度から実施を予定しています本庁舎改修工事に関連しまして、円滑に進めるために、各課室等で保管している紙文書について、誤って公文書を廃棄してしまったりということを防止するというのと、あと紙について、参考資料として必ずしも紙でなくても活用できるようなものがあれば、減量化を行う必要があると考えております。

また、本来、公文書館に引き渡す必要がある歴史的な価値がある文書、それをずっと常用で置いていたりとかいう場合には、それを適切に引き継がれるということでやる必要があります。それで、総務私学課の中の文書管理費の費用の中で、今年度、このような取組に必要な費用を委託料として総務私学課で計上しております。これについては、まず各課で、その文書の整理が必要なスキャナーとかで電子にしたりとかする作業、それから文書の仕分で歴史的な価値があるものについては、アーキビスト、専門家が各課を回って書類の内容を確認して、これは引き渡す必要があるのか、あるいは保存して、保存期間が満了したら捨てていいのかというアドバイスをモデル的にやる事業として予算措置しているところです。

以上です。

○仲宗根悟委員　じゃ、もう少し詳しくは常任委員会の議案事項のほうで述べたいと思います。

以上です。

○山内昌満参事兼総務私学課長　失礼しました。

今、冒頭で平成７年度から実施を予定というところ、令和７年度からの実施の予定の誤りでしたので失礼いたしました。訂正いたします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

午前11時43分休憩

午後１時21分再開

○西銘啓史郎委員長　再開します。

午前の徳田委員の質疑に対して、祝嶺浩之管財課長から答弁を行いたいとの申出がありますので、発言を許します。

祝嶺浩之管財課長。

○祝嶺浩之管財課長　すみません、午前中に徳田委員から御質問のあった、いわゆる箱物施設で、改修、更新費用がピークを迎える令和30年度の施設でございます。築65年目を迎えて建て替えの対象となる施設が60施設、96棟になります。築32年目を迎える大規模改修の対象となるのが28施設、45棟になります。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　それでは、午前に引き続き質疑を行います。

高橋真委員。

○高橋真委員　では、質疑をさせていただきます。

私は令和７年度当初予算（案）部局別を参照しながら、事業別ごとにお尋ねをしていきたいと考えております。

まず午前でもありましたが、本庁舎の行政棟の改修事業におきまして、29億8600万円と前年度より大きく増額した背景についてお伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

本庁舎改修事業におきましては、今年度、本庁舎の実施設計を行ってまいりました。これまで先行して、本庁舎地下の駐車場の設計も行ってまいりました。これらの設計が済んで、地下駐車場の配管等の工事、それから令和７年度は後半の予定ではございますが、執務室の改修に本格的に入っていくということで予算が増となっております。

以上です。

○高橋真委員　では改修の目的とか、また基本方針など、この計画にこれまでの本庁舎が抱えている課題をどう整理して、改善して、盛り込んでいるのかお伺いいたしたいと思います。

○祝嶺浩之管財課長　本庁舎改修事業については、行政棟につきましては、平成２年に竣工してから35年が経過しております。経年劣化や耐用年数を超過した設備等が多数あることから、大規模改修により本庁舎を長寿命化する事業となってございます。改修内容の最たるものはやはり空調設備であるとか、照明器具、消防設備について相当な老朽化、耐用年数の超過がございますので、そちらを大幅に更新していこうというところがございます。それから防水工事や屋外建具の更新、こういったものの改修もございます。それから竣工当時は適切に整備されていましたが、その後の法令の改正などで、今少し現行法とマッチしていない部分、天井、エレベーター、そこら辺りの改修も行ってまいります。

以上です。

○高橋真委員　現行法との整合性を取るということもありましたが、省エネルギーということも掲げております。これは具体的にどういう認証を取っていく予定なんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　まず脱炭素化の取組としまし

ては、照明のＬＥＤ化、空調設備も効率性能の高いものへ更新することなどを行うとともに、窓ガラスに遮熱フィルムを貼って断熱対策を行う予定でございます。それから省エネ対策に関しては、財政的に有利な脱炭素化事業債を活用する計画であり、当該地方債の活用に際して要件となる省エネ表示制度の認証、ＢＥＬＳ認証を取得する予定であります。

以上です。

○高橋真委員　ＢＥＬＳ認証とは具体的にどういうものなんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　第三者認証機関による建物の省エネ性能の評価制度と認識しております。

以上です。

○高橋真委員　これは今後、庁舎建て替えのみならず、全庁的に波及するものなんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　本庁舎改修に限らず、この脱炭素化事業債を活用する場合はその認証が必要になりますので、その活用に当たっては、他の施設においてもその認証を取得する必要が出てくることになります。

以上です。

○高橋真委員　では、これは行政の公共施設の総合管理計画に具体的に盛り込まれてくると考えてよろしいですか。

○祝嶺浩之管財課長　今現在、沖縄県の総合管理計画、本課が所管している計画に具体的には記載はないんですけれども、他部局の沖縄県地球温暖化対策実行計画等々においては、公共施設等の改修時のＺＥＢ化の検討であるとか、そういった再生可能エネルギーの導入に関係部局と連携して取り組むというような形での記載にはなってございます。

以上です。

○高橋真委員　少し角度を変えます。改修の基本方針に新たに盛り込まれた方針というのはありますか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　本庁舎改修事業を実施するに当たっては、せんだって有識者検討会議というものを設けさせていただきました。その中では、特にバリアフリーに関する言及が多くございました。それを踏まえて、今回の本庁舎改修に当たってもですね、バリアフリーに関する取組というのを掲げていくということになってございます。

以上です。

○高橋真委員　具体的にこのバリアフリーがどのように改修に活かされるんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　バリアフリーに関する取組としましては、まず執務室内であるとか、通路における移動の円滑化、ピクトグラム、それから色彩計画などの見直しによる案内表示等の視認性の向上、多機能トイレの拡充や授乳室の設置など、そういった形での対応をしていく計画となっています。

以上です。

○高橋真委員　分かりました。

では、これからの公共施設を考えるときに新たな側面でもう一つ必要だと思っているのが、私は防災の機能だと思っています。各公共施設、避難所にもなり得るということを常々訴えさせていただいております。その辺はどのように反映されているんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　本庁舎改修事業そのものではありませんが、併設して防災危機管理センター等を整備しますので、そちらのほうでも防災に対する対応を行っていくこととなっております。

以上です。

○高橋真委員　分かりました。

少し関連します。県有施設照明ＬＥＤ化推進事業について、これも午前で質疑がありましたが、今回、管財課で所管されているＬＥＤ化、事業効果は幾らぐらいなんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　本事業の対象施設としましては、県有施設のうち県立学校、県営住宅等々を除く78施設のＬＥＤ化を行う計画となっています。

令和６年度は、特に電気使用量の多い施設などを優先的に18施設のＬＥＤ化を実施しました。令和７年度は残り60施設を行う予定となっております。ＬＥＤ化により照明に係る電気使用量ですが65.3％の削減を見込んでいます。また78施設の年間ＣＯ２排出量は2052トンの削減となります。

以上です。

○高橋真委員　金額にして光熱水費はどれぐらい削減されるんですか、伺います。

○祝嶺浩之管財課長　10年間で約１億3000万円の削減を見込んでいます。

○高橋真委員　では、今回、管財課ということでありました。全庁的にはどのようにＬＥＤ化を行っていくんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　すみません、先ほどの答弁訂正をさせてください。年間で１億3000万円の削減でした。

以上です。

○高橋真委員　今回、管財課ですけれど、管財課が

まずはしっかりと音頭を取って、全庁的に急ぎでやらないといけないということではないでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　県営団地であるとか、県立学校においては、それぞれ各部局における専門性を持った部局で対応していくこととなっておりますが、管財課のほうで先行して取り組んでいるところもございますので、その辺りは情報共有しながら、意見交換しながら進めていっているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　総務部長、何か先ほどの午前中の答弁では、製造の輸出輸入禁止になったことも踏まえ、急ぎやらなければいけないという答弁をなされております。しっかりと全庁的に取り組む必要はないんでしょうか、お伺いいたします。

○宮城嗣吉総務部長　おっしゃるとおり、令和９年末には蛍光灯の製造・輸出入が禁止されるということになっております。一定の在庫は見込まれるところでありますけれども、令和９年末をめどにＬＥＤ化を進める必要がありますので、それは計画的にやる必要があるかと思いますので、管財課中心に施設のほうの整備を進めておりますけれども、県営住宅であるとか、県立学校であるとか、県警施設については、それぞれの所管部局で計画的にやる必要がありますので、総務部の取組を情報共有すると同時にですね、定期的にというか、その節目節目のところでは、特に予算措置等々については情報共有をしながら、計画的に所管部局が要求できるように情報共有をさせていきたいと思っています。

○高橋真委員　実際、間に合うんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　実際、これから取りかかる各部局においても、それぞれ計画的に今実施する方向というのは、お互い意見交換を通して確認しております。それぞれ十分な在庫を確保しながら、仮に令和９年末で輸出入の禁止があっても十分対応できるような体制を取るというところは、各部局から聞いて確認しているところです。

以上です。

○高橋真委員　頑張ってください。

もう一つ、別に質疑します。沖縄戦証言記録音声のインターネット公開事業、これ午前も質疑ありました。もう一度確認いたします。

これ出来上がりは、インターネットでどういう形で表示をする予定ですか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　証言記録のインターネットにつきましては、現行、公文書館が所蔵している状態のものを、今、公文書館のほうにいらした方は音で聞ける状態になっていますが、これをデジタル化してホームページのサーバーの中に落とし込んで、音声で聞けるようになるようにということで考えております。

以上です。

○高橋真委員　これ事業を発注するときに、字幕などそういった情報のバリアフリーという発想はありましたか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　前提としましては、その音をインターネットで聞けるようにということでしたので、字幕をつけるということは想定しておりませんで、今の積算の中にはその部分の費用は入っておりません。

以上です。

○高橋真委員　証言者の言葉のイントネーションとか、方言とか、音で聞き取れるものですか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　今、証言者の声をそのままインターネットに載せる形になりますので、イントネーションとかについてはもうそのままの状態で、インターネットの中で聞くという形になると考えております。

○高橋真委員　私が申し上げたいのは、これを聞く方、参照する方に対して、あまり優しくないなということを申し上げているわけであります。音声と、普通は字幕とか文字を持って、しっかりとその音がなかなか聞き取れない、もしくは音をなかなか識別しにくい方々でも字幕と合わせて聞くことというのは非常に重要だと思うわけであります。なぜ、字幕という発想がなかったんでしょうか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　その点につきましては、少し委員提案がありますように、情報のバリアフリー化の観点が少し足りなかったのかなということで考えております。

実際、事業の中でこれについては利用者の声も踏まえまして、バリアフリーの観点で実施の可能性については、ちょっと検討していきたいと考えております。

○高橋真委員　じゃ新しい事業に盛り込まれると認識してよろしいですか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　すみません、今の時点では、現行の予算の中ではちょっと積算の中に入っておりません。実際、もしやるとしたらまた別の手間とか、委託料が増えることになりますので、

そこについてはちょっと研究課題として検討させてください。

○高橋真委員　これは大きな問題だと指摘をさせていただきます。

先ほど管財課の答弁を聞いていますと、今はもうバリアフリーの観点というのは、あらゆる事業をやるときには持っておかなければいけない視点だと思っています。広く県民に公共サービスを行き渡らすんだと、そういうときにはしっかりとそういう観点からも検討を加えて、事業化をして事業を発注するのが筋であろうかと思っております。そうした中では、そういう視点が欠落した状態で発注して、また追加で字幕を発注するって二度手間になりませんか、お伺いいたします。

○山内昌満参事兼総務私学課長　追加でやるといった場合にはまた別途になりますが、そこについては必要な手順とかそういう積算とかありますので、そこはちょっと検討課題として承りたいと思います。

○高橋真委員　委員長、この質疑、総括に上げます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、高橋委員から総括質疑の提起の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

高橋真委員。

○高橋真委員　ただいまの沖縄戦証言記録音声インターネット公開事業については、知事に対して、沖縄県が取り組んでいる情報のバリアフリーの取組化について、しっかりと事業に盛り込んでいくべきだとそういう視点を問いたいと思っております。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、明３月11日の質疑終了後に協議いたします。では、質疑を続けてください。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　お願いします。

まず、防災危機管理センター等の整備についてお尋ねしますけれども、これ完成した暁には、例えば最近の沖縄県が設置したコロナ対策本部、そういったような危機的なものがあったら、これもそこに設置されるということでよろしいんでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

自然災害に限らず、全県的に対応が必要な危機事案に対しては、防災危機管理センター等の対象になりますので、コロナのような新しい感染症が出てきたときも、そういった対応が可能であると考えております。

以上です。

○渡久地修委員　沖縄県が最近直面した大きな危機がコロナだったと思うんですよね。あれは本庁に本部を設置したんだけれど、物すごい大きな本部もつくって、そして古波蔵にだったかな、いわゆる通称、野戦病院と言われたものを設置するとかいろんなことをやったんですけれども、あれはどんな体制だったんでしょうか。

○城間敦人事課長　お答えします。

県では、新型コロナウイルス感染症対策に迅速かつ適切に対応するため、総括情報本部を令和３年度から２課体制で始めております。その後、令和４年度は３課体制に拡充して取り組んできたところでございます。手元の資料では令和４年６月15日現在で、本務及び兼務職員として配置しておりましたのが218名程度ということで、対応していたところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　あのときはとにかくもうみんな手探りでね、相当大変だったと思うんですけれど、この県庁の本部に200名以上の人たちが集結して、昼夜を分かたずやったという点で、これが一つのきっかけになって危機管理センターの設置の動きも出てきたと思うんだけれどね。それでハードの整備だけでなくて、コロナの危機のときにどういう動きをして、どんなふうな対応をやってきたということをしっかりとまとめて、次、災害とか、こういった感染症が起こったときには、前回はこれが不足していた、今後こう対応をしなければいけないというのをしっかりまとめていなければならないと思うんですけれど、その辺はまとまっていますか。

○城間敦人事課長　お答えします。

渡久地委員がおっしゃっていますコロナ対策本部の体制の振り返りというようなものについては、保健医療部の感染症対策課のほうで感染症基本計画というようなものがたしかあったかと思います。その辺りで振り返って、反映させていくというふうなことを聞いております。

以上です。

○渡久地修委員　部長、私がこれから指摘したいのはね、この危機管理センターを整備するわけよ。そこには災害のものもある、あるいはこういういろんな感染症が出てくる。そういったときに県庁のこれまでの非常に足りないところはね、全部縦割りなの

よ。縦割りでこれはうちではありません、あれではありませんといって、これがいろんなもたつきになるわけよ。だから防災危機管理センターを整備するには、こういったものにはどんなふうに対応するというノウハウをしっかりときちんと共有して、これは保健医療部ですよとかじゃなくてね、総務部も保健医療部もみんなが一体となってやれるようにしないといけないですよということを指摘したいんですけれど、どうですか。

○宮城嗣吉総務部長　危機事象に対して、例示としてコロナのときにどういった対応をしたのかと、そういう振り返りとか記録があるだろうということで、そこはその時々の体制がどうだった、刻々変わる事情に対してどのように対応した、危機事象に対してどのように対応したかというところの部分については、振り返りというところで記録がされているというふうに記憶しております。そのようなこれまでの経験を生かした形で、危機事象というのはおっしゃるとおり、自然災害であったりとか感染症であったりとか、あるいはいろんな側面の危機事象があるかと思いますけれど、そこを危機管理本部、あるいは災害対策本部として本部機能を生かすような形の場になるかと思っておりますので、そういう場所と同時に、そういうノウハウもしっかり共有できるような形で運営できればなというふうに思っていますし、まさしくこれから検証しながら効果的に運用していくというところが大きな課題だと思っています。

○渡久地修委員　僕はノウハウを蓄積していくことはとても大事だと思うので、ぜひよろしくお願いします。

次に、職員の研修のところでお聞きします。

皆さんのところで21世紀ビジョンの施策展開に資する人材の確保、育成とあるんだけれど、そこでの職員研修なんですけれど、今、県庁の職員の皆さん、米軍占領時代経験した人は圧倒的に少ないと思います。それでこの沖縄振興計画の出発点である復帰前年の沖縄振興特別開発措置法で、沖縄振興計画は、あの戦争の悲惨さと戦後27か年間の米軍占領の苦難の中での沖縄県民への償いの心でやるということが言われているわけですよね。だからそういう意味で、この沖縄戦の問題と米軍占領下のものをしっかり県庁の職員が勉強するというのはとても大事だと思うんです。その辺いかがですか。

○城間敦人事課長　お答えします。

本県の歴史と文化等の理解を深めるとともに、郷土愛のある職員の育成を図ることは重要だと考えております。そのため、県では新採用職員を対象として、沖縄戦の戦時行政に関する研修等を実施し、平和を希求する心や公務遂行の精神を学び、次世代への継承に努めているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　これぜひよろしくお願いします。

次に職員が快適な環境での働きやすい職場環境づくりというのがあるんだけれど、今度本庁舎の大規模改修をやりますけれども、この職員の働きやすい環境をつくるって、どのような工夫をしていますか。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

本庁舎改修後は社会環境の変化や複雑化、多様化する社会課題へ対応するため、職員間のコミュニケーションの活発化や、ＤＸを活用した新しい働き方に対応した執務環境を整備する予定としております。具体的な執務室のワンフロア化に加え、組織再編に柔軟に対応できるようデスクなどの什器の規格を統一化するユニバーサルプランの導入でありますとか、部局、世代を超えたコミュニケーションや連携強化を促進するとともに、業務内容に応じて働く場所を選べる多様な働き方に対応したオープンスペースを設置するなどの取組を考えております。

以上です。

○渡久地修委員　あといわゆるトイレね、特に女子トイレ、あるいは男子トイレ、その辺はどのような改修しようとしていますか。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

本庁舎は竣工して35年が経過する中で職員の男女比にも変化が見られることから、執務室フロアに２か所あるトイレは構成等を見直す方針としております。具体的には、女子トイレブースを増設して、多機能トイレも拡充、だれでもトイレを導入するなどのトイレの改善を図っていきたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　最近ですね、通称ウォシュレット、シャワートイレと言われているその辺の改修は計画していますか。

○祝嶺浩之管財課長　来庁者や職員のためにも、トイレは衛生的で快適性を確保する必要があると考えております。

委員のおっしゃる温水洗浄便座の導入については、ニーズを把握した上で必要経費等を精査し、導入の内容について検討していきたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　全国的な県庁舎のこの設置状況はどうなっていますか。

○祝嶺浩之管財課長　九州各県の本庁舎、県庁につきまして、温水洗浄便座の導入状況について取り急ぎの電話聞き取りを行いました。結果として、導入していないのは沖縄県のみということでございました。

以上です。

○渡久地修委員　職員が働きやすい環境をつくるためにもね、その辺の検討もぜひよろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　お疲れさまです、よろしくお願いいたします。

まず財政について伺います。

表示させていただいていますけれども、この枠の中にあります自主財源ですね。自主財源率の過去５年間の推移について伺います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

一般会計当初予算における自主財源比率は、令和３年度が36.7%、令和４年度39.2%、令和５年度が40.5%、令和６年度41.9%と増加傾向で推移しております。

○当山勝利委員　この41.9%、自主財源比率、今回は予算が44.5%というふうになっていますけれども、分かる年度でよろしいので、47都道府県のうち、自主財源比率は何番目になるか伺います。

○真栄田義泰財政課長　本県の自主財源比率は、令和５年度の普通決算ベースにおいて38.4%になっております。これは全国の39位の位置となっております。

以上です。

○当山勝利委員　古いデータなので、ひょっとしたら改善できているのでもうちょっと上位に上がる可能性はあるかとは思いますけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　当初予算では自主財源比率が40%を超えるというパターンになりますが、決算ベースでいくとそれなりに経済対策で国庫が増えたりとかというところで、若干落ちていく傾向がままあります。ですので、それなりに上がるかというところではなくて、38%のときも当初予算では自主財源比率が40%超えていました。決算ベースでいくと38.4%になっていますので、今回44.5%ですが若干落ちるかなというように見込んでおります。40%台に乗るか、30%台になるかというところかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○当山勝利委員　その話じゃなくて順位が上がるんじゃないかという話。

○真栄田義泰財政課長　順位についてはちょっと何とも言えないところがあって、やっぱり全国も同じような形で上がっているかと認識しておりまして、順位がどう出てくるかというのは、今のところではちょっと予想が難しいかなという状況です。

○当山勝利委員　県民税について伺います。

今示しているところにもあるんですが、個人県民税が増額となっております。

ただ定額減税終了の要因と納税者の要因ということも書かれておりますが、これはどちらの要因が主なんでしょうか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

個人県民税につきましては、前年度当初予算と比較して約75億円の増となっておりますが、このうち定額減税終了によるものとして約37億円、納税者の取得増によるものとして約38億円の増と見込んでおります。

したがいまして、どちらの要因も同程度と考えております。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

でも納税者の要因としては38億増となっているということですね。

次に個人県民税増の要因に、この雇用者所得、令和７年度も増えると思いますが、その増分というのは、その要因は含まれるでしょうか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

個人県民税の令和７年度当初予算の見込みにつきましては、特殊要因である定額減税の終了に伴う約37億円の増とですね、県民税の過去３年の伸び率の平均等を勘案し約38億円の増を見込んだものとなっております。個人所得の増による要因も含んだものとなってございます。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

次に法人２税について伺います。こちらのほうも増となっております。企業業績の動向を踏まえと説明には書いてありますが、何を判断材料として18%増というふうに見込まれているんでしょうか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

法人２税の当初予算につきましては、本県企画部が公表している沖縄県経済動向や、また民間の景気動向調査を参考にしております。景気は回復の動き

が強まっているとの景況判断を踏まえて、直近３か年の実績、伸び率ですね、それを基に18％増と見込んでおります。

以上でございます。

○当山勝利委員　個人県民税も法人２税も､過去３年間の統計を基に算定されているんですけれども、過去３年間というか、３年前というのはコロナのときの影響があるので、逆に増分が強く出てしまうという懸念はありませんか。

○平良友弘税務課長　お答えします。

令和７年度予算額と令和６年度の予算額の差が大きくなっていることにつきましては、令和６年度当初予算の見込みの際、個人県民税の定額減税や、それから総務省の地方財政計画が前年度並みの見込みであったこと等を踏まえ、本県においても前年度並みの堅めに見込んだことが主な理由となっております。

令和７年度当初予算につきましては、大幅に増となった令和６年度決算見込額を踏まえて見込んだものとなっており、令和６年度決算見込額と令和７年度当初予算額の比較をいたしますと、個人県民税につきましては、令和６年度決算見込額が約435億円となっております。令和７年度当初予算額が477億円ですので42億円、10.1％の増となっております。

ただ当該増額分のうち、令和６年度に実施された定額減税終了に伴う特殊要因としての増が約37億円含まれておりますので、それを差し引きますと、実質的には令和６年度決算見込額から５億円、1.1％程度の増となっております。

また法人２税につきましては、令和６年度決算見込額が約435億円、令和７年度当初予算額が約462億円で27億円、6.2％程度の増となっております。

現在の景気動向を踏まえますと、令和７年度予算案における県税収の確保については問題ないものと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

令和６年度の予算がちょっと堅く見積り過ぎたというそこら辺の差分だと、伸びだということで理解いたします。

ただどちらにしても上向きなので、自主財源比率はもっと向上できるかなと思うんですけれども、そこら辺の見込みは部長、どうですか。

○宮城嗣吉総務部長　税務課長が説明しましたとおり、直近の景気動向であるとか、令和６年度の決算見込みを踏まえて1600億を超える過去最高の税収を見込んでおりますが、そのトレンドという部分につきましては、引き続き税収というのは堅調に推移するんだろうと思っております。自主財源比率といった場合には総体的な形になりますので、税等の自主財源が伸びる部分と、それから国庫等を含めた比率になりますが、堅調に推移できるという他県の動向との兼ね合いもありますけれども、全国的には税収は堅調に推移しているというところでありますので、沖縄県も他県も含めて伸びていくことが期待されます。その中で相対的に全国との順位というのは出てきますが、堅調に推移するということについては期待しているところでございます。

○当山勝利委員　ちょっと表示は違うんですけれども、普通建設事業費について伺います。

投資的経費が減少していますけれども、単独事業費は前年より約３割増えておりますし、過去10年間でも最も大きい額となっていますが、その理由について伺います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

令和７年度一般会計予算における投資的経費については約1347億円で、対前年度比49億円の増となっております。そのうち普通建設事業費の単独事業においては74億円増の330億円となっているところです。その増の要因については、事業の進捗や安全・安心の経費の拡充に伴い、防災危機管理センターの整備事業の増が約プラス16億だったり、緊急自然災害防止対策事業、道路防災の部分についても去年と比較してプラス13億の増となっていますので、単独事業における増の要因として主なものがそういったものになっているかと考えています。

○当山勝利委員　増の要因は分かりましたけれども、それがいわゆる政策的なものなのか、それとも必然的に増やさざるを得ないものなのかというのはいかがでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　今回の予算編成に当たっては、予算編成の中の重点テーマの中に５つありましたけれど、その中に安全・安心に暮らせる沖縄へというのが重点テーマとして今、示されております。それに基づきながら今回、令和７年度当初予算は約1520億円をその部分については計上しております。なので基本的に重点テーマは毎年変更していますが、今回も重点テーマの一つの安全・安心に暮らせる沖縄へのテーマがあります。そういったものを意識して、特化して、予算計上した部分も、今回の投資的経費の増につながっているのかなと考えております。

○当山勝利委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　資料は３の４を基にしてやりたいと思っております。よろしいでしょうか。

まず防災危機管理センターについてなんですけれども、そちらのほうで今までの防災の在り方と、このセンターを造るためには課題があったと思うんですよね。その課題はどういったものがあったのかどうか、お聞きできますか。

○祝嶺浩之管財課長　防災危機管理センター棟は令和５年度から実施設計を続けてきたところではございます。先ほども少し話に出たんですけれども、令和２年度からコロナの襲来があって、その際に４階の本庁舎の講堂を対策本部がずっと占有するという形になりました。それ以外の会議室もほとんどのスペースがなくて、こういった緊急的に参集して本部を立ち上げるような施設が急務だということになりました。さらに、今地下にあるような電気室、非常用発電機というのもかさ上げしないといけないというような課題がございましたので、防災危機管理センター棟（仮称）の整備に今迅速に取り組んでいるところです。

以上です。

○大田守委員　センター棟のこの基本計画を見ますと、令和３年２月という形ではつくられているんですが、今、文化財の発掘調査でちょっと事業が止まっておりますよね。実際のスケジュールとして、完成まであと何年ぐらい見ているんでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　令和６年５月頃から文化財調査を実施しております。今も鋭意進めているところですが、その文化財の範囲も少し広がりがありますので、次年度もより多くの調査の人員を確保しながら進めていきたいと思っております。調査が完了次第､速やかに本体工事の着工に入っていきたいと思っておりまして、令和７年12月頃の着工を今見込んでおります。具体的な時期は申し上げにくいんですが、令和９年度の後半に供用開始ができるように、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上です。

○大田守委員　完成が令和９年度ということで、あと２年ちょいだと思うんですけれども、それまでにこの危機管理センターの運営の仕方、どのように考えているんでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　まず常駐する組織として、現在の防災危機管理課が入ることになっております。この組織については、令和７年度以降、少し拡充されることになりますので、これからは実際にそこのセンターを使う知事公室のほうで、これから具体的な活用、運用については協議がされていくものと認識しています。

以上です。

○大田守委員　今、防災危機管理課が主体という形の話だと思うんですけれどね。やはり危機管理センター、せっかく棟も造ってやるのであれば、台風や地震とかそれだけではなくて、人災、伝染病、これ同じように動物の豚コレラとか、これも一緒じゃないかと思うんですけれども、そうなってきますと、もうこれ私は危機管理センター室か、それ専門の全庁体制でやらないといけない。だからそうであればセンター室をつくって、横串を刺すような形で、そういった組織が必要になってくるんじゃないかと思うんですが、その点に関しては、今後そういった計画をつくっていくのかどうか。

○祝嶺浩之管財課長　現時点でその横串ができるような組織をというのはちょっと言及はしにくいんですけれども、委員御指摘のとおり、豚熱とか、鳥インフルとか、そういった全庁に及ぶような危機は、この防災センターを活用することになっていくと考えられますので、そういう様々な部局にまたがるような事案について対応できるような運用の仕方というのが、今後求められていくと思います。

以上です。

○大田守委員　先進事例として、熊本県はその面では危機管理をしっかりやっている専門家、たしか自衛隊出身だと思いますが、そういった危機管理に精通している方が、危機管理の長としてやっていると聞いております。私が防災士の資格を取るときもその方が来ていました。

沖縄県であれば元消防士、そして警察官ＯＢ、そういった方々の活用もできるんじゃないかというお話もございました。そういった面ではそのセンター室をつくる場合、やはり民間というか、そういった危機管理にしっかりとした方々をなるべく入れたらいかがかなと思うんですが、その点も今後の課題という形でお話しされますか。

○祝嶺浩之管財課長　せっかくセンターをつくっても、それが十分機能できるような運用がないといけないと思いますので、こういった委員の御指摘も関係部局と共有しながら、今後相談していきたいと思います。

以上です。

○大田守委員　よろしくお願いします。

熊本のほうは全ての情報がその方に集まって、そ

の方が決裁すると。知事は、責任は俺が取るという形でやられているみたいです。ぜひそういった、しっかりとした県民のためのセンターをお願いいたします。

あと私立学校の件なんですが、呉屋委員からも話がございましたけれども、私もなぜこの総務部に私学があるのか。先ほどのお話を聞きますと、沖縄を含めて３つか４つぐらいの府県しかないということだったんですけれども、これから高校無償化が完全に始まります。その次の年度で、私学も所得制限なしをやる予定で今、国も動いております。そういった中では、やはり沖縄の教育というその大きなくくりを考えた場合に、教育委員会のほうで私学をまとめていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、今年からやっていかないと2026年には形にならないと思うんですよね。そういった議論をこれからするのかどうかをお聞きしたいなと思っています。

○山内昌満参事兼総務私学課長　午前中、知事が私立については所管するという仕組みで全部法令の規定がなされているというお話をさせていただいたところです。それから先ほど、秋田、大阪府及び茨城の３府県は、今、教育委員会が私立学校所管ということでお答えしましたが、それ以外に一方のケースとしまして、青森、岐阜及び長野につきましては、教育委員会に所管を移して、その後、また知事部局のほうに戻したという経緯がまた３か所ございます。所管を戻した理由につきましてちょっと聞き取りによりますと、やはり私学の独自性をより一層発揮できるため、これは法令でいう趣旨のとおりになります。それから生徒数の減少期に当たり、公立、私立の役割分担を図るためですとか、あともう１県も同じように私学の独自性に基づく多様な教育の推進と、公立学校との協働と共創を図るためということで、今、戻した県の考え方につきましては、沖縄県も法令の趣旨を踏まえての部分になっております。

そこの教育委員会に所管を移したところの動向については承知はしておりますが、今現在の沖縄県総務私学課としましては、教育委員会とも連携は十分取るようにやっておりますし、支障事例があるというふうにはちょっと認識しておりませんので、やはり現状のとおり、私立については総務私学課のほうで所管ということでやっていきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　今後、私学のほうも高校まで無償化の対象になります、これは税金です。そうなってくると、やはり教育委員会との教育の統一性というかね、私学独自の学習の仕方はいろいろあると思うんですけれども、しかしそれだけではなくてやっぱり税金を投入する。その点からいくと、県の教育委員会との兼ね合いも必要になってくると思うんですね。

あともう一つ心配されるのは、私学のほうで授業料の値上げ、これに合わせて起きるんじゃないかという懸念も今マスコミのほうで盛んにやられております。その点に関して、私学の部署として県のほうはどのようにお考えでしょうか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　今、委員御質問の高等学校の無償化につきましては、自由民主党、公明党、日本維新の会の３党により、先行措置として、令和７年度分の高等学校就学支援金について収入要件を撤廃し、全世帯を対象とする旨の合意がなされたということは承知しております。それから議論されている部分で、令和８年度から私立学校への加算額、現行39万6000円のところ、45.7万円に引き上げるということも合意の中で議論がされているということについても承知しております。

また、報道のほうで加算額の引上げに伴いまして、全国的に授業料の値上げを検討する動きが出てくるのではないかということで報道があるのも承知はしております。

県内の私立の高等学校におきましては、授業料の値上げを検討するという動きは今現在ございませんが、授業料の改定については届出事項として、所轄庁への届出が必要ですので、そういうものに関しましてちょっと県内の状況については把握していきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　確認だけしたいんですが、まず私学の値上げの場合は、もう総務部のほうでそれを見るということでよろしいんでしょうか。

○山内昌満参事兼総務私学課長　授業料の改定につきましては、届出事項として法令の規定により届出がなされるということになりますので、その際に届出に至った事由ですとか、あるいは保護者等への説明が十分されているのかということについて把握していきたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　以上で、総務部に係る甲第１号議案、甲第７号議案及び甲第19号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

次に、知事公室長から知事公室関係予算の概要説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　皆様こんにちは、知事公室でございます。

審査のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

知事公室所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要について御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和７年度当初予算説明資料抜粋版知事公室でございます。

１ページ目の令和７年度一般会計部局別歳出予算を御覧ください。

表の上から２番目、知事公室における令和７年度歳出予算額は60億7095万9000円となっており、前年度と比較して３億9590万5000円、7.0％の増となっております。

なお、一般会計予算総額に対する構成比は0.7％となっております。

２ページ目を御覧ください。

一般会計の歳入予算について御説明いたします。

表の一番下、うち知事公室所管の合計欄を御覧ください。

知事公室が所管する歳入予算の総額は27億6806万7000円で、前年度当初予算額27億3226万6000円と比較して3580万1000円、率にして1.3％の増となっております。

次に歳入予算について款別に御説明いたします。

（款）８の分担金及び負担金の知事公室所管分は956万円で、おきなわ＃7119事業に係る市町村負担金であります。

（款）９の使用料及び手数料の知事公室所管分は7199万3000円で、これは主に平和祈念資料館観覧料及び危険物取扱所等の設置許可申請等手数料に係る証紙収入であります。

（款）10の国庫支出金の知事公室所管分は26億2279万8000円で、これは主に不発弾等処理事業費に係る国庫補助金であります。

（款）11の財産収入の知事公室所管分は4689万4000円で、これは主にＪＩＣＡおきなわに対する土地貸付料であります。

（款）15の諸収入の知事公室所管分は352万2000円で、これは主に県広報紙等の広告料であります。

（款）16の県債の知事公室所管分は1230万円で、第32軍壕保存公開事業及び危機管理・国民保護対策事業費に係るものであります。

以上が一般会計歳入予算の概要でございます。

次に３ページを御覧ください。

一般会計歳出予算の概要について御説明いたします。

知事公室所管の歳出予算は、（款）２の総務費からなっております。

表の下段、左端の合計欄を御覧ください。

県全体の歳出予算額は8893億6000万円で、そのうち知事公室所管の歳出予算額は60億7095万9000円、前年度当初予算額56億7505万4000円と比べ、３億9590万5000円、率にして７％の増となっております。

次に、歳出予算の主な内訳について御説明申し上げます。

表の右端の説明欄を御覧ください。

知事公室の所管する主な経費の内訳としましては、一般管理費が14億2448万6000円、広報費１億3188万3000円、諸費８億5417万1000円、防災総務費29億5590万3000円、消防指導費７億451万6000円などであります。

以上で知事公室関係の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、知事公室に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

○宮里洋史委員　委員長、その前に休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、宮里委員から予算審査において、弁護士との契約書とマーキュリー社への振込領収書の提出が必要であるとの申出があり、委員長から資料を用意した上で再開するとの発言があった。）

午後２時27分休憩

午後２時54分再開

○西銘啓史郎委員長　それでは、再開いたします。

知事公室に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　今頂いた領収書についてなんですけれども、なぜこの資料が必要かというのを説明したいと思います。

今回のお金の流れなんですけれども、ワシントンコア社に委託料をお支払いして、ＤＣオフィス社に出資金を出して、ワシントンコア社からマーキュリー社にも払っておりますし、ＤＣオフィス社からも払っていると。総額幾ら払っているんだとか、どういう理由でお金を払っているのかというのは、議会として、委員会として、子会社としてのＤＣオフィス社を把握するために必要な行為だと思うんですよね、その明細ですよ。だから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ワシントン駐在事業について質疑を行いたいと思いますけれども、いまだに駐在事業と名のっている理由を教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　県からワシントン駐在を設置するに当たっては、駐在設置規程の中でワシントンに駐在させるという旨を規定をしているところでございます。そのためワシントン駐在員活動事業費という名称で事業を行っているところでございます。

○宮里洋史委員　認識としては駐在じゃなかったって認識なんですけれど、そこら辺いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　私どもからすればワシントン駐在員であるという認識でございます。

○宮里洋史委員　では教えていただきたいんですけれども、例えば香港駐在とかあるって聞いているんですけれど、駐在ってどういった機能で駐在と呼ぶんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　駐在については、事務所にするような組織にはできないんだけれども、現地に駐在させて何らかの業務をしていただく必要があるという場合に、駐在をさせるということになっていると認識しております。

○宮里洋史委員　やはり日本語、大切だと思うんですよね。駐在って言えば、駐在者扱いにはならないと思うんですよ。いま一度、ほかの駐在と呼んでいるところは、どういった機能があって駐在と呼べるか。例えば事務所の名前とか住所とか、どこどこの間借りしているかどうかは分かりませんけれど、そこら辺ちょっと教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　駐在の説明ということで再度になりますが、沖縄県行政組織規則の規定に基づき、職員を所属する機関の所在する場所以外の場所に駐在をさせ、もって迅速かつ能率的な事務を図ることを目的として駐在をさせるということで駐在設置規程に規定をされているところでございます。ワシントン以外、海外ということでいえば、台北ですとか、ソウル、上海、北京、香港といったところに駐在を置いているところでございます。

○宮里洋史委員　それらワシントン駐在以外は兼業許可を出していないと思うんですよ。ＤＣオフィス社が法人である限り、これ駐在って言えるのかなというのも１つ残っておりますので、そこら辺も今後、説明のほど、よろしくお願いいたします。

次に行きます。あと予算なんですが、そもそも７か月で計上しましたという意味を教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在につきましては、昨年11月以降、議会において様々な指摘がなされたことを踏まえまして、新たな体制で再スタートしたいと考えているところでございます。そのため、昨年度予算から4016万5000円を減額したもので、いわゆる百条委員会などの結果も踏まえ、よりよい方向性を見いだすための期間として、必要最小限の機能を２名体制で７か月間維持するための経費を計上しております。

○宮里洋史委員　これ１年間にした場合、昨年の当初予算と変動はないんじゃないですか。

○長嶺元裕基地対策課長　必要最小限の機能ということで連邦議会議員への働きかけですとか、マーキュリー社への委託というものは今回行わないということになっておりますので、ちょっとすみません、その辺り１年間積算したものはちょっと手元ないんですけれども、そういったことは削減といいますか、必要最小限の機能として維持をしているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　この委託の形態にこだわる理由を教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　この７か月間でよりよい方向性を見いだしたいということで考えているところでございます。その７か月間の検討期間の間に様々な形態が考えられると思いますので、そういったところは一つ一つ精査をして、よりよい方向性というものを見いだしていく考えでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員からＤＣオフィス社に直接支払わず、委託で事業を行う形態を取っている理由について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　今、宮里委員が質問されたような形態も考えられる可能性もあると思いますので、そういったところも含めて検証期間の間で検討していきたいと考えております。

委託する一つの理由としては、やはり専門性といいますか、そういったところも県職員だけで実施するよりは効率的ということで、委託をしている面もございます。

○宮里洋史委員　それではお聞きします。

我々もワシントン駐在活動事業費に係る与野党協議に関する資料を頂きました。当初の予算委員会、５時間開かれなかった理由の一つです。それでは例えば事務所賃貸料の項目だけ790万ってあったんですね。それについて細かく聞きたいと思いますけれども、これの人件費、一般管理費の積算が不明瞭に思われるんですね。人件費の見積基準ってあると思います。難しい事業とか、事務的な人件費の見積りとかいろいろあると思うんですけれど、この見積基準に照らし合わせた算定を示してほしいんですけれども、資料として後日でもいいので頂けますか。今ですね、すみません、積算されていると思うので。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、単価自体は見積基準があるんですけれども、それに何日乗じているかという点につきましては、今後の契約のこともありますので、ちょっと今すぐにお答えすることができず、少し調整が必要になると考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中、宮里委員から積算内容等を詳細に説明することが予算委員会の審査ではないかとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　お時間取らせて、すみません。

先週提出させていただいた資料につきましても、我々としては、これまであまり出していない資料をできるだけ細かく出したつもりでございます。人件費等についての積算等についても、今すぐ出せる、出せないという判断がなかなかできない状況で財政課、あるいは三役等に諮って確認をする必要があろうかと考えているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　ワシントン駐在活動事業費に係る資料についてなんですけれども、人件費の一般管理費の積算と人件費の見積基準に照らした算定の資料を要求いたします。中身の説明をお願いします。

○溜政仁知事公室長　人件費等についての積算については、今まで提出したことがない資料ですので、総務部あるいは三役等に確認して、出す、出さないの判断を行う必要があると考えておりますので、今すぐに出すということは困難でございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から暫時休憩し、予算審査に必要である資料提出について、三役等の確認をした上で再開するとの発言があった。）

午後３時26分休憩

午後６時０分再開

○西銘啓史郎委員長　それでは、再開します。

質疑に入りたいと思います。

休憩します。

（休憩中、宮里委員から競争性が阻害されるため資料提出ができないのであれば、過去の実績については可能ではないかとの確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　それでしたら、令和７年度じゃなくて、令和６年、令和５年度積算の見積り、これ資料頂けますか。

○溜政仁知事公室長　過去の積算につきましても、事業者の実績をベースに積算を行っているところでございますので、今回と同様にやはり競争性というのは阻害されるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　そういうことではなくて見積りの根拠を聞いているんですよ。見積りの根拠がちゃんと計算されているものなのか。人件費の見積基準ってありますよね。多分、財政見積基準みたいなのがありますよね。そういうことを確認するために資料をくださいって言っているんですよ。そこいかがですか。

○溜政仁知事公室長　我々の中では、当然、何ていうんですか、単価掛ける何日というような形で出しているんですけれども、それを出すことによって積算の詳細が公になることにより、過去の実績をベースに積算していることから、そこは競争性が阻害されるのではないかというふうに考えているということでございます。

○宮里洋史委員　それではこの費用についてお聞きしたいと思います。事務所の賃貸料７か月で268万

552円と書いておりますけれども、これは割る７で何て言うですかね、この事務所の家賃ということでよろしいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　賃貸料等に含まれるものとして、駐在２名の活動に係る交通費、消耗品費ですとか駐在員２名の携帯電話料金、それからオンライン会議費、新聞購読費が含まれているところでございます。

以上です。

○宮里洋史委員　質問に答えていません。僕、家賃の話をしています。

○長嶺元裕基地対策課長　事務所の賃貸料等ということで、交通費、消耗品費ですとか、携帯電話料金、オンライン会議費、新聞購読費も含めて７か月分が積算をされているということでございます。

○宮里洋史委員　その７か月分が268万でよろしいですね。

○長嶺元裕基地対策課長　はい、合計で268万円余りということでございます。

○宮里洋史委員　これに伴う人件費は単純に支払うだけってイメージなんですけれど、どうなんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　駐在員の運営に必要な渉外費です。支払いも含めてですけれども、必要な渉外費ですとか駐在員の出張に係る準備といったものも作業の中には含まれております。

○宮里洋史委員　この内訳書を見ると賃貸料、人件費、一般管理費、ビザ取得人件費、一般管理費、給与支払い人件費、一般管理費ってあるんですよ。事務所の７か月が268万と通信費も交通費も含めるとあるんですけれど、それを支払うのに人件費、一般管理費が500万もあるんです。事務所の家賃より多いですよ。これどんな積算しているんですか、教えてください。だから払うだけじゃないんですかって聞いているんですよ。今言っているのは支払うだけの内容だと思うんですけれど。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から予算の積算根拠が適正か協議するため必要な質疑であり、端的に答えるよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　事務所の運営支援として賃貸料等については先ほど答弁したとおりです。

また駐在員の保険及びビザ支援に関しましては、駐在員のビザ取得更新に係る弁護士とのやり取りですとか、ミーティングの調整、同席、それから関連資料の作成、翻訳支援、資料作成など、そういった作業も含めて計上をしているところでございます。

○宮里洋史委員　これ事務所の家賃を払うのに人件費、一般管理費500万かかるんですね。268万の事務所に家賃を払うのに500万かかるっていう答弁でよろしいですね、500万かかるんですよね。

○長嶺元裕基地対策課長　過去の実績も勘案しつつ、それだけの人件費がかかるということ、それから県の見積基準に沿った単価で算出をしておりますので適切な額を計上していると考えております。

○宮里洋史委員　委託でやっているからおかしくなっているんじゃないですか。これ事務所の支払いに余計な経費がついているように見えるんです。そこら辺いかがですか、こういうところから削るべきじゃないですか。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほどの答弁と少し重なるんですけれども、事業者の実績も含め勘案をしまして、必要な額を計上しているということでございます。

○宮里洋史委員　ですから委託じゃなくて子会社なんだから、自分たちでお金を払えばいいんじゃないですかって言っているんです。というよりも、これ支援事業、支援なんですよ。これ追加払込資本ですよ。出資じゃないですか。これ事業者を間に通す必要はないじゃないですか。結局、出資で処理するんでしょう、いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィスの経費に係る分については、アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして処理をするという形になります。

○宮里洋史委員　じゃ委託料じゃないじゃないですか。何で委託費に事業計上しているんですか。だから初めから聞いているじゃないですか。普通に出資したらいいじゃないですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、今家賃の質問ということで少しすみません。私、質問のところを受け止め違っておりましたが、家賃については、あくまでもコア社からの直接の支払いとなりますので、ＤＣ社に対するアディショナル・ペイドイン・キャピタルで処理するものではございません。

現地スタッフの給与の支払いについては、アディショナル・ペイドイン・キャピタルで処理をしているということでございます。

○宮里洋史委員　それ以外もあると思いますけれども、この期に及んで追加払込資本って言っているので、出資以外の取扱いする理由が分からないんです。

我々、総務省に照会しました。地方公共団体が当該会社に出資をしているのであれば、歳出予算に係る節の区分における委託料ではなく、投資及び出資金に計上することになりますと総務省の見解もいただきました。それいかがですか。株式発行しないから出資じゃないではないですよ。出資は出資です。

○又吉信基地対策統括監　お答えします。

我々も総務省に対してこれについて確認しました。委託料から出資することについての適否についてというところで確認しました。総務省からの回答は、個別具体にどの節で計上すべきということは示しかねるが、出資をする場合は、地方自治法施行規則の別記において委託料と投資及び出資金が別に示されている趣旨を尊重して判断されるべきもの。投資及び出資金は回収できない可能性があるもので分けている旨の説明がありました。それをベースにして、県としてこれが出資かどうかというのを確認しました。まず、この資金を受けるに当たって、ＤＣオフィス社は株式を発行しておりません。地方自治法上、出資による権利を得たと解すべきかどうかこれも総務省に確認しました。それについては、県に何らかの法的な権利が発生したかどうかによって判断すべきものという形です。これをベースに県のほうで整理したところ、県は今でも唯一の株主という形で新たに株券発行しても持分としては100％変わらないということですので、特に株式発行して出資による権利を得たという手続を取らなくてもいいというふうなことで考えているところです。

○宮里洋史委員　僕は公有財産の話はしていません。内容が出資だから、出資と載せるのが普通じゃないですかって聞いているんです。

○又吉信基地対策統括監　委託料は本来、各節にあるものをまとめて計上すべきもの。例えば家賃とかであれば、個別にやると使用料という形で払うんですけれども、そういう使用料とか、そういうものをまとめてやったものが委託料ですので、その節として出資に該当すると思われるんですけれども、それを含めて委託料という形で整理しているところです。

○宮里洋史委員　なぜそれを書かないんですか、そういう説明をしてないから疑われるんですよ。分かっているのに、いまだに委託ってやるのは何でですかって聞いているんですよ。説明責任は果たしているんですか。

○又吉信基地対策統括監　すみません、繰り返しになりますけれども、委託料というのは各節をまとめてできるものが委託料です。ですので、その中に使用料もあれば、消耗品とか需用費もあれば、出資もあれば、それを含めて委託料という形で運営しているということです。

○宮里洋史委員　委託するから経費も増えるのかなと思うんですけれど、次の質問に行きます。

駐在活動支援についてなんですが、需用費、事務用品で200万ついております。そして活動支援、駐在員の活動に係る諸費用で126万6000円ついていますけれど、この内訳を教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　需用費につきましては、知事訪米の事務用品等ということで200万円を計上しております。知事訪米に係る事務用品等における主な支出については、沖縄ナイトに係る経費ですとか、現地訪問先で使用するプレゼン資料の印刷代となっております。

以上です。

○宮里洋史委員　イベント開催する印刷代、備品で200万かかるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほど、沖縄ナイトに係る経費なども含めてということで答弁をいたしましたが、沖縄ナイトについては何十人、何百人と集まる大きなイベントでございますので、それなりの経費がかかるということでございます。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から活動支援の諸費用の内容について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　活動支援の諸費用に関しましては、駐在員の活動に係る交通費ですとか消耗品費等の購入に充てる費用等となっております。

○宮里洋史委員　これ、ここにあるので当たっているんですかね。支援のほうじゃないですか、いかがですか。支援というのは運営支援のほうになりませんか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在職員の活動に係る直接的な交通費ですとか、そういった必要な経費に充てるということですので活動支援に計上しているということでございます。

○宮里洋史委員　県職員の旅費、交通費に関する規程とは別ってことなんですか。駐在職員は県の職員ですよね。

○長嶺元裕基地対策課長　例えばワシントンＤＣ内で連邦議会ですとか、政府あるいはシンクタンクに移動する際に交通機関を利用することになります。

そういった交通機関を利用する場合には、この活動支援費のほうから支出をしているということでございます。

○宮里洋史委員　すみません、これ恒常的に支出していると思うんですけれども、僕が言っているのは、県庁職員は旅費規程によるものじゃないですかという質問なんですけれど、いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　県職員については、沖縄県の旅費条例に基づく支給というものもございます。

一方で、この旅費条例の中でも予定されているんですけれども、他の者がその交通費を支給するということも旅費条例の中では想定されているところでございますので、そういった活動支援を行っているということでございます。

○宮里洋史委員　恒常的な交通費についても旅費条例を認めているんですか。単発ではなくてってことです。

○長嶺元裕基地対策課長　例えば移動に鉄道ですとか航空機を使用するような出張、移動については、県の旅費条例に基づいて旅費を支給しているところでございますが、このワシントン駐在の活動支援で支援をしている内容というのはワシントンＤＣ内での移動ということで、タクシーですとか地下鉄などで移動した場合にこちらから支給をしているということでございます。

○宮里洋史委員　県の条例と、この委託料の境が分からないんですけれど、明確に違うんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　明確にというか、旅費条例の運用方針においては、旅行者が公用の交通機関を利用し、または乗車券の支給を受けることなどにより鉄道賃、船賃、航空賃または車賃が無料の場合には、正規の航空賃、船賃、航空賃または車賃の全額を支給しないものとする旨が規定をされているところでございます。

○宮里洋史委員　では、次の質問に行きます。ビザの関係と所得税の関係なんですけれども、検証委員会の話ではＬ１ビザ、ビザで米国での雇用所得がありますという前提でビザを取得していますが、アメリカで所得がないと言って申告はしないでいいというのであれば、両方とも同時に適用にあるというのは論理的に難しいというお話があります。これ僕、去年から多分指摘しています。適法性いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　この点については、検証委員会のほうで検証中というところでございます。現地の弁護士に何度も確認を取っているところ、それについては適正に処理されているというようなことがありますので、今後の検証委員会の中でも、この現地の法律の専門家の意見についても、再度提出をして検証していただくということになると考えております。

○宮里洋史委員　検証委員会のブリーフィングを見ていますけれども、これ相当優しく言っていますよ。端的に読み上げると脱税の疑いがあるって言われているんですよ。認識していますか。

○長嶺元裕基地対策課長　その点も含めて、現地の弁護士の考え方というものを確認をしているということでございます。

○宮里洋史委員　もし遡って申告が間違っていたって場合に、ほかの延滞税とかいろいろなリスクが付きまとうと思うんですけれども、これは県として、当時の職員を守るんですか、今の職員もですけれど。

○長嶺元裕基地対策課長　今、仮定のお話にお答えすることは非常に難しいところでございますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○宮里洋史委員　ぜひ守っていただきたいなと思います。

今日頂いた資料の中で支払いの領収書を頂きました。これすごい不思議なんですけれども、マーキュリー社からの請求書、請求されている人は、僕はＤＣ社がマーキュリー社に支払った領収書くださいって言いました。代表質問の中では2023年とありましたけれども、請求されているのはワシントンコア社なんですけれど、この領収書は当たっていますか。

○長嶺元裕基地対策課長　2023年の領収書ということで提供しておりますが、2023年のこの支払いについては、マーキュリー社からワシントンコア社に請求がいって、ＤＣオフィス社から支払いをしているということでございます。

○宮里洋史委員　ＤＣオフィス社からマーキュリー社に払ったのであれば、ＤＣオフィス社の名前で領収書があるはずです。それください。

○長嶺元裕基地対策課長　マーキュリー社に対する支払いに関する領収書についてはこれだけということでございます。

○宮里洋史委員　それではＦＡＲＡ報告書に書いてある10万ドル支払ったというのは虚偽になりませんか。

○長嶺元裕基地対策課長　アメリカの、いわゆるＦＡＲＡに基づく登録を行って活動するものについては定期的に活動状況を報告する義務があるということで、受領した資金の提供者等についても報告するということになっております。

マーキュリー社は、沖縄県の代理人としてＦＡＲＡに基づく登録を行い、ワシントン駐在の活動を支援しているため、同社も県の代理人として、活動状況及び県から資金を受領していることを報告をしているところでございます。こうした報告と整合を図るため、ワシントンコア社は共同企業体の構成員であるマーキュリー社に対して、ＤＣオフィス社を経由して支払いを行っているということでございます。

○宮里洋史委員　支払いというのは、どちらに費用が発生したかを証明する書類になります。ワシントンコア社が支払っているのであれば、コア社の経費になりますのでＤＣオフィス社は関係ないとなるんですよ。そこを聞いています。いかがですか。ＦＡＲＡ報告書ではＤＣが払ったとなっているじゃないですか。これ明らかな虚偽ですよね。

○長嶺元裕基地対策課長　マーキュリー社への支払いについては、ＤＣオフィス社の口座から支払いをしているというのは確認をしております。

一方で、このワシントンコア社については、県への実績報告をしなければいけないということもありますので、このような形での請求書の処理になったのではないかというふうに考えておりますが、この点については、いま一度、ワシントンコア社のほうにもしっかり確認をしていきたいと考えております。

○宮里洋史委員　ＦＡＲＡに対して誤った報告をしている可能性があるなと思いますので精査をお願いします。またビザの件、ＦＡＲＡの件、そしてこの資金の流れの件、もろもろ含めて検証委員会は時間が足りないと思うんですね。もっともっと襟を正すためにも予算をつけて、新年度も含めてしっかり検証委員会は継続してやるべきじゃないですか。いかがですか。

○溜政仁知事公室長　検証委員会につきましては、今後のワシントン駐在のありようというのを議論していただくということで、ある程度、時間を区切らさせていただいて議論をしていただいております。

今後、報告が出てきますので、それも見て、今後どのようなことが必要かというのは検討したいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　私のほうからは端的に分かりやすく質問したいと思いますので、執行部の皆様、よろしくお願いします。

ワシントン駐在員活動事業費についてお聞きしたいんですけれど、今回、アメリカの弁護士と直接やり取りできるようになったとの報告がありましたが、その弁護士というのはどなたですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ダニエル・Ｓ・クラカワー弁護士とアレクサンドラ・ミハエロフ弁護士のお二人でございます。

○徳田将仁委員　ダニエル・Ｓ・クラカワー氏と何さんか、今ちょっと分からなかったんですけれど、マイケル・カビックさんとマイケル・フェラーマンさんは違うんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　直接連絡を取っているのはこのお二人ということでございます。

○徳田将仁委員　今回のこのシャルマンロジャース弁護士事務所と沖縄県は直接契約を結んでいるのか、それとも再委託契約で違うところとまた契約を結んでいるのか、その点、聞かせてください。

○長嶺元裕基地対策課長　シャルマンロジャース法律事務所につきましては、事務所が沖縄県に対し、事務所の設立、移民及び規制に関する問題、その他助言等を提供すること、その場合の費用の支払い方法が契約書のほうには定められております。それからキャピトルイミグレーションのミハエロフ弁護士に関しましては、当該法律事務所が沖縄県ワシントン事務所に対し、米国市民権・移民業務局に対し、Ｌ１ビザ延長申請書を提出するなどの役務を提供すること、その場合の費用の支払い方法等を定めた契約書が存在していたということでございます。

○徳田将仁委員　僕が聞いているのは、直接契約しているのかしてないのか、それだけ聞かせてください。

○長嶺元裕基地対策課長　シャルマンロジャース法律事務所に関しては、沖縄県、平安山初代の所長の名前で契約をされているということでございます。それからキャピトルイミグレーション法律事務所に関しては、２代目所長の名前で契約がされているということでございます。

○徳田将仁委員　今まで私たちに説明したのは再委託契約しているっていう答弁だったんですけれど、それは間違っていたっていうことでよろしいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンコア社からは再委託をするということで、承認の申請がこちらのほうに届いていたということでございます。

それに加えてですが、この契約に関しましては３月２日と３月４日に資料が入手できたというところでございますので、現在、このことについては事実関係を確認をしているというところでございます。

○徳田将仁委員　いや、だからこの契約書が出てき

たということで、じゃこれ決裁している、契約書の印鑑を押したのはどなたですか。

○長嶺元裕基地対策課長　契約書には、先ほど申し上げた初代と２代目の所長がサインを、署名をしているということでございます。

○徳田将仁委員　これは沖縄県側は関与してないってことですね。知らなかったということですか。

○長嶺元裕基地対策課長　３月２日、４日にこの契約書が法律事務所のほうから出てきたというところで、私どももですが、駐在職員もその存在については知らなかったということでございます。

○徳田将仁委員　私たちの聞き取り調査、今まで百条委員会の中でですけれど、初代所長、副所長には伺った中で、一切私たちには決裁権はなかったとおっしゃっていたんですけれど、今の話と整合性が取れないと思うんですけれど、どうですか。

○長嶺元裕基地対策課長　決裁に関しては特別の、例えば事務決裁規程などですとか、事務所長への委任規則といったもので権限を委任することになっておりますが、当該契約については特別な授権行為もなされているということが今のところは確認はできておりません。このことについては、引き続き調査、確認をしていきたいと考えております。

　初代の所長の契約については、今のところは授権行為が確認できておりません。それから２代目のキャピトルイミグレーションの契約については、ワシントンＤＣオフィス社と明記した上で２代目の所長が署名をしているということでございますので、この２件について職員の聞き取りも含めて確認をしていく必要があると考えております。

○徳田将仁委員　いや、だからこの職員たちは、私たちには一切権限がなかったって言っていたんですよ。ということは、職員たちにこの権限を県は与えていたということでよろしいですか。分かりやすくお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　さらなる確認はしますが、今のところはそういった書類は確認はできておりません。

○徳田将仁委員　シャルマンロジャース弁護士事務所との契約の件ですが、県からこの駐在職員に決定権を譲ったか、決裁権を……。すみません、少し整理したいと思います。決裁権を県は駐在職員に与えていないのに、この駐在職員がサインをしたということは事実ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　今のところ、駐在職員に何らかの決裁権限を与えたというようなことは確認ができておりません。これについてはさらなる確認が必要であると考えております。

○徳田将仁委員　いっぱい質問あるので次に進みます。先日行われた県の調査検討委員会において、沖縄県がワシントン事務所に1000株出資したことを裏づける証拠資料がないとありましたが、それは事実ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社を設立するに当たって、本庁のほうで法人設立の意思決定を行ったということはないということは事実でございます。

○徳田将仁委員　だとしたら出資した資料がない。そういう中でどうやって公有財産登録をしたんですか。年末に追認していますよね。

○長嶺元裕基地対策課長　公有財産に登録、1000株の株式発行がされているということが確認できたのでそれは登録をしたところでございますが、法人の設立に当たって適切に文書による処理がなされず、その結果として様々、公有財産の管理等に改善を要する事態を招いてしまったということでございましたので、昨年12月に法人の設立を追認をした上で、同社の株券を公有財産台帳に登録をしたということでございます。

○徳田将仁委員　だから株式出資した裏づける証拠と資料がないって検証委員会でも言っていたんですよ。だから私たちも今、検証できませんという話だったんですけれど、それがないのにどうやって公有財産登録したんですか。しかも権限のない職員が。

○溜政仁知事公室長　御指摘のように文書による県の意思決定が確認できていない状態となっているということを踏まえて、本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で、文書により明確に意思を決定し必要な手続を整理しておく必要があり、またワシントンＤＣオフィス社は引き続き必要なものだと考えておりますので、法人の設立等について、設立のために行われた手続、設立後の運営及び職員の身分等については追認して、または確認をするという手続を取ったところでございます。

　以上です。

○徳田将仁委員　この公有財産登録をしたのはどなたですか。

○長嶺元裕基地対策課長　公有財産の登録につきましては、まずその前段階として知事が法人設立について追認をするという決裁を行っております。その後、公有財産台帳への登録につきましては、基地対策課のほうでその処理を行ったところでございます。

○徳田将仁委員　これは県知事じゃなくて、基地対策課に権限はあるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　公有財産台帳の調整、作成につきましては、それぞれの所管課においてなされるということになっております。

○徳田将仁委員　分かりました。

次の質問に移ります。2015年のワシントン事務所設立の当時に、先ほどからおっしゃっている県の明確な意思決定文書がない中でこの事業が進められてきたんですけれど、今現在のワシントン事務所の決裁権者はどなたですか。全ての決裁権者です。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在の例えば予算の執行ですとか、様々なレターを出すとか、そういったところもあろうかと思いますが、それぞれ事務決裁規程に応じた決裁権者、専決者が定められているというところでございます。

○徳田将仁委員　いや、これ県知事じゃないんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　その処理する事務の内容に応じて、専決者がそれぞれ定められているということでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から事務所の閉鎖を決定した最高決裁権者が誰なのかとの確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　当然、決定権、決裁権を持っているのは知事ということになります。

○徳田将仁委員　今回の移民局に出されているＬ１ビザの申請書の中で、百条委員会の中で山里初代副所長にも私、お聞きしたんですけれども、プレミアム・プロセッシング・サービス､追加料金を支払って、Ｌ１ビザの更新を早めてもらう特別な制度を利用したと思うんですけれど、それは事実ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　個人の申請ということであれば、私ども県のほうとしては、その辺りは把握はしておりません。

○徳田将仁委員　いやいやいや、じゃこの人個人が勝手にプレミアム・プロセッシング・サービスをお願いしたということでいいんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、私どもそれについて個人でやったのかというところについては承知はしておりませんが、基本的には個人での申請になりますので、県の関与はないのではないかというふうに考えております。

○徳田将仁委員　今回の調査検討委員会、御覧になりましたか。または文書を見ましたか。

○長嶺元裕基地対策課長　調査検証委員会、文書も確認をしております。この検証委員会のほうに私どもは出席しておりましたし、ブリーフィングについてもその場で聞いておりました。

○徳田将仁委員　その中でも再三、この話が出ているんですよ。それが沖縄県に直接雇用されていませんという書類がそれなんですけれど、このプレミアム・プロセッシング・サービスを県は知らなかったっていうことでいいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、この点については確認する必要があると考えております。

山里課長の証言についてはすみません、私ども内容についてはしっかり確認をしていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から百条委員会における山里氏の証言内容について、これまで確認していないのかとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　繰り返しになるんですけれども、山里さんの証言というのは県としてもしっかり確認をしていきたいと考えております。

○徳田将仁委員　その制度を利用しようと決めた方は個人ですか、沖縄県ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、その点も詳細が今、分からないので確認をしていきたいと考えております。

○徳田将仁委員　私はその点は、決定権もない個人がやったとは思えませんのでしっかり確認をお願いします。

その書類に現在のワシントン駐在職員は、日本の沖縄県政府に直接雇用されることはありませんとの文言が記載されているんですけれど、それは確認されていないんですね、答弁ください。正直に答えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　申請書のそのような記載については確認をしているところでございます。

○徳田将仁委員　その確認した書類が、今さっき僕が言ったプレミアム・プロセッシング・サービスの書類です。じゃ確認したんですね。プレミアム・プロセッシング・サービスってその書類の左上に書かれているんですよ。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、このビザ申

請書内容で沖縄県に直接雇用されることはありませんという事実は確認しておりますが、そのプレミアム・プロセッシングの件については､まだ確認は取っておりません。

○徳田将仁委員　今おっしゃった、直接沖縄県に雇用されることはありませんという文言が記載されているものがプレミアム・プロセッシング・サービスで、それでＬ１ビザを取得しているんですよ。そして、それは今さっき、確認してないとおっしゃっていたんですけれど、じゃ確認はしているってことでよろしいですか。それとも決定権がない、決裁権がない職員が勝手にこの書類を提出したのですか。

○長嶺元裕基地対策課長　このビザ申請といいますか、恐らくこのＤＣオフィス社からの請願書だと思いますが、これについてはＤＣオフィス社のほうから出された請願書だというふうに認識をしております。この点についても、どういった形で申請をしているのかということについては、確認をしていきたいと考えております。

○徳田将仁委員　いや、だから結局これも事実ですから、もう終わったことですよ。これに対して私たちは分かりませんでしたとかじゃなくて、これに職員はサインしているんですよ。これは職員が勝手にサインしたのか、誰かがサインを指示したのか、どちらなんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　誰かの指示なのか、ＤＣオフィス社の職員としてどのような権限でやったのかについては、残された書類からはなかなか確認することは難しいところでございますが、引き続き確認をしていきたいと考えております。

○徳田将仁委員　あくまでも彼らは県の職員ですよね。移民局に対して、これもう本当に虚偽の申請に当たるんですよ。アメリカには、日本からの様々な出先機関もいっぱいありますよね。そういったところにも御迷惑かけるし、日米の外交関係に問題が起きるかもしれないんですよ。もうそれぐらい本当に大きな問題に発展しかねないから、そういった曖昧なことはしないでほしいです。この事実関係はしっかり調べてほしいんですけれど、どうですか。

○長嶺元裕基地対策課長　沖縄県に直接雇用されることはない旨記載されているという点については、あくまでも沖縄県ワシントンＤＣオフィス社の中での雇用関係について示したものであるというふうに考えているところでございますが、検証委員会の中でもこの点については検証するということでございますので、引き続き県のほうでも確認をしていきたいと考えております。

○徳田将仁委員　今の問題はもう大事なところですので、必ずこれは結果、答えを出してください。

次に行きます。百条委員会の山里初代副所長の答弁の中で、委託、再委託が複雑化している現状について、どこかの公社にぶら下げるのか。例えばマーキュリー社に出向させたり、それか沖縄県の直属の事務所として立ち上げるのであれば、しっかり出先機関と位置づけて、出納員を置いて、そして沖縄県から資金を入れるとかそういった総務部の整理が必要であるし、これだけ問題化しているならば、事務所の在り方を考え直すべきとの答弁があったのですが、それについてどう考えていますか。これだけ大問題になっているんですよ。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在については、令和７年度当初予算として７か月、当面、最小限の機能を維持するということで予算を提案させていただいております。昨年11月以降、議会でも様々な指摘がされておりますので、百条委員会あるいは検証委員会などの結果も踏まえて、その７か月間でよりよい方向性を見いだしていきたいと。そのよりよい方向性という中には、出向させるとか、直営がいいのか、そういったところが検討対象になろうかと考えております。

○徳田将仁委員　全くそれって反省していないじゃないですか。今、やり直してって、山里さんも現地職員たちが言っているのに、それも７か月で考えていくって全然反省していないと思いますよ。現地職員の人たちの気持ちも考えたほうがいいと思いますけれど。

私が一般質問の際に質問したんですけれど、現地職員を雇用しない限りＬ１ビザは取れないんじゃないかという質問をしたんですけれど、それから２週間がたちました。溜公室長から根拠等を確認すると答弁いただいたんですけれど、答えをいただきたいと思います。

○長嶺元裕基地対策課長　この点については、アメリカの弁護士事務所のほうに今、確認をしているところでございます。

○徳田将仁委員　この問題について検証委員会の中でも出ていました。検証委員会の弁護士が、Ｌ１ビザの大前提としてアメリカ法人による雇用が必要だとおっしゃっていました。そして雇用があれば、当然給料が払われて、アメリカで所得が発生して、それに対して所得税を払わないといけない。所得税は支払いしているのか、現地職員、そして県職員それ

ぞれお答えください。

○長嶺元裕基地対策課長　駐在職員については租税条約に基づき、アメリカでの所得が発生していないということで、現地での所得税は発生をしておりません。一方の現地職員については、現地で所得税が発生しますので支払いをしているものと承知をしております。

○徳田将仁委員　この県の職員ですね、いわゆる駐在職員、アメリカで所得税を支払いしなくていいと今もおっしゃっていたんですけれど、何かしらの申請は行わないといけないと思うんですけれど、それはどう考えますか。

○長嶺元裕基地対策課長　税の申告の際に租税条約に基づき、公務員の身分である職員については現地での租税が免除されるということで、その旨を申請しているということでございます。

○徳田将仁委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員からビザ申請内容と租税条約に基づく課税免除の申請内容の整合性に対する考えについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　この点については、現地のアメリカの弁護士のほうに確認を取っているところでございまして、弁護士の見解を求めているところでございます。この見解に出されたものについては、検証委員会のほうにも提出をして検証していただきたいと考えております。

○徳田将仁委員　ということは、３回目の検証委員会までにその結果は出るっていうことでよろしいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、この移民法専門の弁護士に改めて直接見解を求めたところ、Ｌ１ビザ取得者に対して米国外の親会社が給与を支給することは一般的に行われており、現地で雇用されることは矛盾しない。いわゆる雇用関係とは、現地法人が外国人従業員に対して管理監督を行う関係であり、米国における職務内容等を記した請願書が審査承認され、Ｌビザ適格としてビザが発給されているので、その内容に沿ったことをしている限り問題ないという考え方が示されているところでございます。この考え方を検証委員会のほうに提出をして、改めて検証が行われるものと考えております。

○徳田将仁委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から３月28日の検証委員会までに結果が出るということでよいかという質疑であり、端的に答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　３月末には報告をいただくことになっております。

○徳田将仁委員　今回、そもそもこのマーキュリー社とＭＯＵを結んだ理由を伺いたいと思います。

○長嶺元裕基地対策課長　県はワシントン駐在の活動を支援する業務をワシントンコア社及びマーキュリー社で構成される共同企業体に委託をしているところでございます。マーキュリー社はＦＡＲＡの規定により、同社と沖縄県の関係を示す文書を司法省に提出する必要があるため、県と共同企業体との間で締結した契約書及び県が承認した業務実施計画書の内容を基に、改めて県と同社との間で英文でＭＯＵを締結をしているということでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員からＭＯＵを締結した理由を簡潔に答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　ＦＡＲＡに基づき、マーキュリー社と沖縄県の関係を示す文書を司法省に提出する必要があるということでございます。

○徳田将仁委員　沖縄県とマーキュリー社でＭＯＵを結んでいますよね。なのに直接的な資金のやり取りをしない理由を聞かせてください。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンコア社とマーキュリー社は共同企業体で委託を受けているということでございます。その代表としてワシントンコア社が登録をされておりますので、県からの委託料については、１度、ワシントンコア社に支払いをするということになっておりますので、県から直接マーキュリー社に対して支払いを行っているというような状況ではないということでございます。

○徳田将仁委員　直接的な資金のやり取りはできるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　代表者に支払いをするというのが一般的だと承知はしておりますが、その他の構成員に直接支払いができるかどうかについては確認が必要であると考えております。

○徳田将仁委員　もう時間ないので、次に行きます。

ワシントン事務所の活動内容で情報発信について聞きたいんですけれど、辺野古裁判での敗訴だったり、最高裁での判決などの情報も現地で発信しているんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　裁判の結果については報道等もされているところでございますが、ワシントン駐在においてはそういった裁判の結果もあるんだけれども、県の考え方は県民投票などで示された民意があるということで説明をしているということでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から最高裁の判決などの情報を発信しているのかについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　敗訴をしたという点に絞って情報発信をするということはしていないということです。

○西銘啓史郎委員長　最高裁の判決についてはどうか。

○長嶺元裕基地対策課長　最高裁での裁判の結果などについて、これに絞って情報提供するということではなくて、県の考え方も併せて情報提供をしているということでございます。

○徳田将仁委員　していないという答弁でよろしいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　裁判の結果だけをお伝えするということではなくて、県の考え方も併せてお伝えをしているということでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から質問の趣旨は、沖縄県に都合のよい情報だけ発信しているのではないかということであるとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　最高裁での判決のみをお伝えするということはしておりません。

県の考えもお伝えする中で、そういった裁判の結果についても情報発信をしているということでございます。

○徳田将仁委員　これまでの答弁ですね、支払い業務が多過ぎて外部化しないと事務所が回らないと答弁いただいていたんですけれど、それは事実ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほど答弁いたしましたのは、支払い業務以外にもビザ取得更新に係る弁護士との連絡調整ですとか、関連する資料の作成、翻訳等々の業務もありますので、人件費についてもそれなりに必要であるということで答弁をさせていただいたところでございます。

○徳田将仁委員　その外部の人件費なんですけれど、様々なものがあっていろんな委託をしているんですけれど、この支払いすべき請求というのは一体何件あるんですか。何件あるからこれだけ外部委託しているのか聞かせてください。

○長嶺元裕基地対策課長　今、支払い件数が何件あるのかということについては、ちょっとここですぐにお答えすることはできません。確認が必要ということでございます。

○徳田将仁委員　それがどれだけあるんですかって聞いているだけなので。

○長嶺元裕基地対策課長　委託事業者からの実績報告書については、支払い、それぞれ領収書など添付はされているところでございますが、それを今、何件あるということは答弁することができないということでございます。

○徳田将仁委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から委託業者であるワシントンコア社の支払い件数に関する資料要求があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　今回、今まで米国法への抵触は一切ないとしてきた答弁が誤っている可能性が、もうどんどん高まってきているのではないかと思うんですけれど、その点についてどう思いますか。

○長嶺元裕基地対策課長　現地の専門の弁護士に相談し、また当該弁護士から国務省などに確認を取った結果としての法人設立であったり、ビザの取得、ＦＡＲＡ登録であったというふうに理解をしておりますので、県として米国内での設立などについては有効であるというふうには考えております。

○徳田将仁委員　先ほど僕が言った、この外部化している支払い業務の件数ですね。これは要調査事項に、委員長、上げてほしいんですけれど、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から徳田委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　執行部はワシントン事務所について、米国内法に適合するように設立運用をしてきたという答弁を繰り返してきましたが、検証委員会からは税務申告やビザ取得等の関係で極めて強い疑義が示されています。したがって、ワシントン駐在員活動事業費に関して、米国内法との適合性に関する執行部のこれまでの答弁との整合性を明らかにする必要があることから、知事に答弁を求めるべきと考えますので総括質疑を提起いたします。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、明３月11日の質疑終了後に協議いたします。

休憩します。

（休憩中に、委員長から事前に調査検証委員会の聞き取りや百条委員会の資料の確認をした上で、端的に答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　まず最初にワシントンの件なんですけれど、まずビザ申請は駐在員も含めて、どちらが費用を負担しているんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　職員が赴任をするに際しては、ビザの申請、発給手続に係る費用については、旅費のほうで支給されるということになっております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から誰が費用負担しているかについて、明確に答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　県がその費用を支払っているということでございます。

○島尻忠明委員　これまでのこの委員会での答弁含めて、これ虚偽に当たると思うんですよ。そしてしっかりと費用負担もしていますから、その金額も普通の申請料金より上がっていると思うんですよ。この件についていかがですか、虚偽について。

○西銘啓史郎委員長　長嶺課長、先ほどの答弁との整合性も含めて説明してください。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほどのビザについては、ワシントンＤＣオフィス社が出している請願についての答弁ということでさせていただいております。この個人の申請については、承知をしていないということで答弁をさせていただいたというところでございます。

アメリカに渡航するに際してのビザの発給に係る費用については、旅費に含めて県が支給をしているということでございます。先ほどのプレミアムサービスについては、ワシントン現地のほうでどのように処理されているかについて、しっかり確認していく必要があるというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から申請書類の内容を承知せずに、支払いを行っているのかとの確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほど来、指摘のあるこのプレミアムサービスについては、現地でどのように処理をされているか当方でもしっかり確認をしていく必要があるということということで、しっかり確認をしていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から執行部に対し必要な準備をして臨み、質疑に対して端的に答弁すべきであるとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　ビザの申請費用については現地の申請ということになりますが、一旦、本人が支払いをして、後ほどワシントンコア社に請求をして、その費用を支払っているということでございます。

○島尻忠明委員　ですから、それは皆さんが、それも含めてコア社に払っているんでしょう。県の出資でしょう。本当に知らないことが多過ぎるよ、委員長。この件に関してだけはコア社が自腹で出しているのか。

○長嶺元裕基地対策課長　県が支払いをしているということになります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から質疑に端的に答弁できるよう執行部に対し、百条委員会の答弁内容やその事実関係を把握した上で委員会に臨むよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　山里課長の証言についてはすみません、今確たるお答えをすることはできませんので、この点についてはしっかりと確認をする必要があると考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から駐在員に関する申請書の必要経費はどこが支払っているのか確認する趣旨の質疑であるとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在の職員から、先ほど回答があったところでございまして、現地においては、県を通してワシントンコア社からその費用を受けているということでございます。

○島尻忠明委員　委員長、これまでの答弁との整合性はどうしますか。

○長嶺元裕基地対策課長　私が答弁をしたのは、個人がこのプレミアムサービスを使っているかどうかというのは承知をしていないということで答弁をしたつもりでして、それについては確認をしていく必要があるということで答弁をしております。

○島尻忠明委員　いや、ですからプレミアム、何なのこれは、ビザでしょう。いいかげんにしてくださいよ。ビザを何とかするためにちょっとやっているんであって、その基礎はビザですよ。何言っているんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　すみません、今、島尻委員、問題意識というか、どの辺にあるのかがちょっと今見えなくてですね。

○島尻忠明委員　いやビザ申請も個人のせいにみんなしているから、それはいかがなものかってことを聞いているだけの話。

○長嶺元裕基地対策課長　個人の申請内容も県が知るべきじゃないかっていうことですか。

○島尻忠明委員　いや、それ知らないといかんよね。皆さんが命をして行かすのだから。どういう意味ね。個人が勝手に行くんだったら別にいいですよ。皆さんから命を受けて、この人は行くんですよ。じゃ皆さんは出張命令を出して、内容も分からないけれど旅費を出すんですか。

皆さん、百条委員会はしっかりと内容等を理解をしていますか。

○長嶺元裕基地対策課長　議事録といいますか、ＡＩで起こしたものなどは確認しております。

○島尻忠明委員　ちなみに公室長は、もうこの件については把握していなかったということで理解していいですか。

○溜政仁知事公室長　具体的にビザの申請をどのように支払いをするかというのは、やはり担当ベースで確認をすることになるのかなと思っております。通常ビザ申請については、やはりパスポートの申請もそうなんですけれども、個人でやるものだというのは前提としてあります。それの支払いについては旅費に含めたり、あるいは委託先から支払いがされているということで御説明をしているといことでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から委託料や旅費の支出について、誰が決裁権者なのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　旅費の支払い、あるいは委託料の支出については、私のところまでは来ていないと。委託料の支出は統括監決裁です。旅費の支出については課長の決裁になっていると。旅費の執行伺については課長のほうで決裁をしていると。

○又吉信基地対策統括監　お答えします。

４月１日の執行伺については、令和６年度でいいますと約8000万近くでしたので、それについては統括監決裁です。委託料の支出については、課長決裁で行っております。旅費についても課長決裁という形で行っております。

以上です。

○島尻忠明委員　じゃ何で課長はこれから調べますという答弁になるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　委託事業については、最後に実績報告などが上がってくるところでございますが、その詳細一つ一つについて把握をしているというわけではございませんので、確認をしていきたいということで答弁をいたしております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から課長決裁となっている旅費についてのみ答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　旅費については、私のほうで決裁をするところでございますが、現に今、ワシントンに赴任をしている駐在については、もう既に赴任をしていたということもあって、私自身その書類を見たことがないということで答弁をして、確認したいということで答弁しているところでございます。

○島尻忠明委員　いやいや、見ていないのに先ほど

答弁したんですか。本人が勝手にやったって。

この件についても、やっぱりこれからいろんな行政訴訟とかもありますので、これはここでしっかりと議事録に載せて、次に進めたいと思います。度々、我々から資料請求がありますが、これは議会基本条例の趣旨を踏まえて、この件についてなかなか資料を出さないのは、私はいかがなものかと思いますが、皆さんの認識をお聞きします。

○長嶺元裕基地対策課長　資料の要求があった際には、私どもはできるだけ迅速に提供できるようにということで対応しているところでございますが、もし、そのような迅速な対応ができていないということがあれば、なお一層努力していきたいと考えております。

○島尻忠明委員　度々中断していることについて、どう思いますか、皆さんの認識は。資料が出されていないから聞いているんです。今までなされてないから、途中、途中で止まっているじゃないですか。それを踏まえて、私は質疑しているんですよ。全く反省がない答弁ですよ。我々が止めているような感じで。

○溜政仁知事公室長　先週の資料要求がございまして、それについては、我々としてできることは回答させていただいたというところでございます。それについて、まだ詳細がほしいというのを今回お聞きしたという流れでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から資料要求に対する速やかな対応と資料内容の確認を行い、予算審査に臨むよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　速やかな対応ができていないという御指摘については、真摯に受け止めたいと思います。

ただ、我々としましても、内容を確認して、できるだけ早く提出をしたいと心がけておりますので、なお一層速やかに提出できるように心がけたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員　次に沖縄ナイトなんですけれど、これは駐在規程の中に入っていないと思うんですけれど、これは別事業に計上するべきだと思うんですけれどいかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　訪米の際の沖縄ナイトについても、駐在設置規程で規定をされています情報収集、情報発信等の中に含まれているということで理解をしております。

沖縄ナイトについては、様々なシンクタンク等を含めて様々な方をお呼びをしております。その中で人脈を構築して、ワシントン駐在の情報収集、情報発信の活動につなげていくということが重要であると考えております。

○島尻忠明委員　別に私は沖縄ナイトが良い、悪いって言っていないですよ。この規定もない中で、これは別事業でもいいんじゃないかと聞いているんです。これで別に皆さん、それでいいならいいだけの答えでいいんですよ。沖縄ナイトをやって、いろんな方々を呼んで沖縄の発信というのは分かりますよ。

○長嶺元裕基地対策課長　私どもとしては、沖縄ナイトについても、ワシントン駐在活動支援事業の一環として実施することが適当であるというふうに考えております。

○島尻忠明委員　今回の予算、何で７か月なんですか。３か月でも４か月でもよかったと思いますが、いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在員活動事業費については、いわゆる百条委員会や監査、調査検証委員会等の結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートをする必要があると考えております。その期間として７か月間を見積もっているところでございます。

○島尻忠明委員　委員長、私、何で７か月なのかって聞いているんだって、百条委員会とかなかったらそのままだったんですか。７か月の根拠を教えてくださいって言っているんですよ。だって普通は１年、半年とかあるけれど、何で７か月なの。皆さんの思いがいろいろあるでしょう。これ別にいいんですよ。

○又吉信基地対策統括監　お答えします。

新たな体制でスタートしたいというふうに考えておりまして、それは９月補正ということで今想定しております。そうなると、９月補正が、予算が採決されるのが10月の上旬頃になりますので、11月から新たな予算獲得した上でスタートしたいということで、10月までは現行の体制を最低限維持していたいという形で７か月間ということでございます。

○島尻忠明委員　そこですよ。ですから皆さん何も反省していないんですよ。

ただ、次の補正予算でやるって、まさしくそのとおりなんですよ。どういう気持ちで挑んでいるんですか。仮に事務所を清算する場合はどのような手続、費用がどれぐらい見込まれますか。

○長嶺元裕基地対策課長　私ども、次年度の予算については必要最小限の活動を維持するということで、その７か月の間によりよい方向性を見いだすということで予算を計上させていただいております。

執行部としましては原案どおり可決されるように、引き続き丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

○島尻忠明委員　誰もそれ聞いてないですよ。我々、去年から閉鎖はどうですかっていろんな話もありますから、こういう質疑が出るのは当たり前の話なんです。ですから、もし清算する場合はどのような影響があるのか、またどれぐらい費用がかかるかって聞いていますので、皆さんが予算をこう取っているから、これぜひ通して次やっていく、誰もこんな質疑していませんよ。そうなると聞く耳を全く持っていないということです。我々、閉鎖ってことで言っているんだから質疑が出るのは当たり前の話でしょう。

○長嶺元裕基地対策課長　私ども閉鎖に係る費用については、今のところ積算はしておりません。

○島尻忠明委員　私も清算に関わる予算でしたら、ちょっと考えようと思いましたが、大変いろんな思いがありますね。

皆さんから午前中にもらった弁護士と依頼人との契約の内容なんですけれど、これに弁護士名とか書いてありますが、その弁護士の名前と費用をお答えいただけますか。

○長嶺元裕基地対策課長　シャルマンロジャース法律事務所とのアグリーメントについては、ダニエル・Ｓ・クラカワー弁護士が相手方になっております。弁護士費用につきましては、１枚目のレターの中では、事務所の方針として業務に着手する前に着手金１万ドルが適切であるという旨の記載がされているというところでございます。それからキャピタルイミグレーションのエンゲージメントについては、アレクサンドラ・ミハイロフ弁護士が相手方となっているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、島尻委員から午前中に提供のあった資料に基づき答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　内容ということでございますが、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏については１時間当たり520ドル、マイケル・カビック氏については１時間当たり500ドル、それからマイケル・フェラーマン氏については１時間当たり450ドルというような記載がされております。

○島尻忠明委員　日本円に換算したら幾らですか。

○長嶺元裕基地対策課長　１ドル150円ということで計算をしますと、１時間当たり、それぞれ７万8000円、７万5000円、６万7500円となります。

○島尻忠明委員　それぐらい払ってて何で途中で連絡が取れなかったんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在のほうからワシントンコア社を通じて紹介をしていたんですけれども、返事がいただけてなかったということでございまして、連絡が途絶えていたということでは認識はしておりません。

この弁護士事務所との契約について詳細は確認中でございますが、３月２日と４日に私ども入手をしたところでございます。入手した先というのは、この弁護士事務所から直接いただいたところでございますので、最近は弁護士事務所と直接のやり取りはできているというところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から契約している相手と当初から連絡が取れなかったのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　その点も含めて、私ども確認が必要ということで考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から執行部に対し、質疑に明確に答弁できるよう入念な準備をして委員会に臨むよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　これまで弁護士についても再委託という言葉がありましたがその辺の確認と、県にも顧問弁護士がいると思います。相手が弁護士であれば、なぜ顧問弁護士とお話ができなかったんですか。これ検証委員会でも言っています、弁護士は弁護士同士で話ができなかったかってことか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンコア社から弁護士事務所については再委託ということで、承認申請が出てきていたところでございます。実際のところは３月２日と４日にこの弁護士事務所との直接契約をしたという契約書、アグリーメント等が直接県のほうに提出をされてきたところでございますので、

その点どういった処理がなされてきたかっていうことについては、きちんと確認をしていく必要があるということで考えております。それからアメリカの法律の事柄については、やはりアメリカの現地の法律の専門の方に助言をいただくのが適当であるということを考えておりまして、県の法律顧問のほうにワシントン駐在に関して何かしら、アメリカの法律のことに関して相談、助言をしたということはありません。

○島尻忠明委員　この契約書は沖縄県にはなかったということで理解していいんですね。

○長嶺元裕基地対策課長　私ども本庁のほうではありませんで、またワシントン駐在の事務所のほうにもなかったということで聞いております。

○島尻忠明委員　そんなことってあり得るんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　通常であれば当事者ですので、一方の当事者のほうに契約書があるのが当然だと考えております。

○島尻忠明委員　あのですね、公室長。皆さん、本当に整合性のない、本当に言葉は悪いけれどでたらめな立てつけでやってて、これで県民に対して皆さんどう思いますか。ふざけていますよ。予算審議も通るの当たり前みたいにですね、こういうふうに補正します、こんな予算の委員会ってありますか。まだ原案も通っていないのに、何ですか補正って。この件についてどうですか。

○溜政仁知事公室長　我々も、なかなか当初の資料がないということもあり、全容を把握できていないところがあり、大変じくじたる思いをしているところでございます。

ただ、ある資料の中で整理をしながら現在進んでいるというところで、今回の契約書につきましても、駐在のほうから弁護士事務所のほうに確認をしたら、こういうのが出てきたというのを我々も先週ですか、聞いたところでございますので、またどういう経緯なのかっていうのは整理していかないといけないというふうに考えているところでございます。

また、そういうことも含めて、その駐在の在り方というのは、今後どういうふうに持っていくのが一番いいのかというのを真摯に考えていきたいということで、今回予算を計上させていただいているということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　公室長、さっき最後のほうで、まだ原案も通っていないのに補正の話までするっていかがなものかっていうのを私質疑しまして、この件について、これ本当にまともな話ですか。普通、予算審議でこんなのあり得ないですよ。

○溜政仁知事公室長　まずは新年度予算を認めていただいた後に、我々としてはできるだけ早くあるべき姿、どのような形が最もいいのかというのを検討したいということでございます。その後、また議会に対してもしっかり御説明したいという意味で申し上げたということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　総括質疑の提起を申入れします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から島尻委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　この質疑の中でも申し上げましたが、予算を審議するに当たり必要な資料の提出も渋る、そして専門家、弁護士の助言を受けていると答弁をしておりますが、これは委員会でもそうです、また検証委員会もそうです。見解も文書も出すことができない極めてこれは異常であるというふうに私は思っております。この県が相談して、あるいは助言を行った弁護士の見解を明らかにすること、そして本来、ワシントンＤＣオフィス社が支払うべき経費を委託先であるワシントンコア社が肩代わりをしている。しかもその経費を払うために不要な一般管理費や人件費、いろんなことが錯綜してなかなか分かりづらくなっている。これでは、やはり行政の最小の経費で最大の効果を上げるという全くこれには程遠いものがあると私は思っております。やはり地方自治の趣旨を没却するものであると私は指摘をせざるを得ません。

したがって、このワシントン駐在事業に関するあるべき事業内容及び冒頭申し上げましたように新規の資料も出されていることに鑑みて、やはりこれは最高責任者である知事に、決裁権者は知事であるという答弁もいただいておりますので、しっかりとこの件も含めて、総括質疑の中で知事にお伺いをしていただきますよう取り計らいをお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、明３月11日の質疑終了後に協議いたします。

休憩いたします。

午後８時35分休憩

午後８時56分再開

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　まず聞いていておかしいなと思うところからやりましょうね。皆さんの①のワシントンの駐在活動の事業に3900万が入っている。これ今年ね、知事訪米の中に200万というので、事務用品等って書いてあって需用費になっているわけだ。事務用品費で200万というのは何ですか。

○長嶺元裕基地対策課長　知事訪米の対応支援ということで予算を計上させていただいております。知事訪米に係る事務用品等における主な支出は、沖縄ナイトに係る経費ですとか、現地訪問先で使用するプレゼン資料の印刷代などとなっております。

以上です。

○呉屋宏委員　いやだからね、課長ね、こんなのが皆さんおかしく感じるんだよ。普通、一般に事務費といったらこの200万ってある、１週間か10日いて。そういうところが疑われるのよ。別の費用をちゃんと書けばいいのにさ。そこはちょっと考えたほうがいいと思うよ。これ、今後もこんなして使うつもりでいるのか。

○長嶺元裕基地対策課長　知事訪米の機会には、現地の方との交流事業についても必要だと考えておりますので、次回、訪米がある際には沖縄ナイトの開催も検討していく必要があると考えております。

○呉屋宏委員　200名集めたかどうか分からないけれど、200万だと１人１万だよ。少し考えてやったほうがいいと思う。これ以上もう追求できないからやらないけれども。

それとこの予算の中で、当該事業の中に枠内予算と枠外予算というのが皆さんの中では普通にあるのか。

○又吉信基地対策統括監　予算編成の中で、Ｃ経費がソフト交付金とハード交付金を除いた政策的経費という形で位置づけられていますけれども、このワシントン駐在経費はこのＣ経費に入っています。Ｃ経費の中でも、部局のほうで裁量でできるのが枠内経費というものがございまして、そこに位置づけられている事業もあれば、それ以外に例えば１件査定という形で、１件、１件、財政課が見ていく経費があります。このワシントン駐在経費については、一部が今年度でいうと8000万ぐらいあるんですけれども、内訳は今ちょっと定かではないですが、一部が枠内経費、一部が枠外経費という形で査定を受けるという経費になってございます。

○呉屋宏委員　ワシントン事業の中に枠外があるってことか。

○又吉信基地対策統括監　これはあくまでも令和６年度ベースでいうと、一部枠外経費があったということでございます。

○呉屋宏委員　明確に枠内と枠外をもう少し分かりやすく説明して。

○又吉信基地対策統括監　お答えします。

枠内経費というのは、部局によって幾つか事業をまとめて、この事業については部局の判断で予算を割り振ってくださいというものです。枠外経費というのは、財政課に出してから丸々認められるのもあれば、財政課で査定される部分もあるというような経費でございます。

○呉屋宏委員　枠内でこの予算は十分できるんだろうけれども、今度またそれにプラスして枠外が、これは僕が調べたところで900万ぐらい、940万ぐらいついているんだけれど、枠内が2900万か。どういうことか。意味が分からないけれど、こんな二重のやり方とかって、要するに財政課が査定したものじゃなくて、皆さんが割り振りしたものが2900万あって、財政課がまたさらに800万、900万つけるということか。

○又吉信基地対策統括監　お答えします。

もともとこの恐らく枠内経費でやっているのは、例えばどういった経緯か分からないですけれども、ワシントン駐在のほうで新たに取組をやるという形で増えた場合については、今までと同じ額ではできませんよというときに、また別途要求したりしてから調整したりすることがあります。恐らくそういう経緯があって、この部分が一部枠外経費になっているということだと考えております。

○呉屋宏委員　皆さん、ワシントンコア社を通してシャルマンロジャースというのかな、そことの契約をしているんだよね、ワシントンコア社がね、そうだよね。

○長嶺元裕基地対策課長　先週３月２日に入手したアグリーメントを確認しますと、沖縄県と直接契約されているということで、それが提出をされているところでございます。

○呉屋宏委員　ということは、沖縄県とワシントンコア社が契約をした中身について、再委託先のシャルマンロジャースと契約しますよって言っておきながら、沖縄県はさらにシャルマンロジャースとも直接契約をしているということなんでしょう。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンコア社からは、シャルマンロジャースについては再委託をするとい

うことで申請が上がってきていたものでございますので、その点、整合については確認していきたいと考えております。

○呉屋宏委員　だからね、この答弁が分かりにくいわけよ。この人は二重取りしているんでしょう。

○長嶺元裕基地対策課長　契約関係はあるんですけれども、県からシャルマンロジャースに対して直接支払いをしたということはございません。

○呉屋宏委員　二、三日前にもらった書類には、僕は英語が読めないから分からないけれども、これ契約書だよね。あのね、だからそういう分かりにくいことを言うからおかしくなるんだよ。

○長嶺元裕基地対策課長　シャルマンロジャースとの契約については、まずワシントンコア社から再委託をしたいということで申請が上がってきたのが４月１日になっております。同日付で県からも承認をしたところでございますが、この契約書、県との直接の契約書自体は４月20日になされているところでございますので、その辺り、事情背景については確認する必要があると考えております。

○呉屋宏委員　コア社が再委託先に入れていて、そことやるって言っているのに、皆さんいいですよって出てきているのに、何でじゃこれまたそこから皆さんと契約するっていうようなものが出てくるのか。

○長嶺元裕基地対策課長　大変申し訳ありません。この点についてはまだ確認が取れておりませんので、聞き取りも含めて、これから確認していきたいと考えております。

○呉屋宏委員　いいですか、もしこれが直接県からお金が入っていたということになると、あなた方大変なことになるけれど分かっているよね。

○長嶺元裕基地対策課長　県から直接支払われたということはないと考えております。私、この２年間、基地対策課長を務めさせていただいておりますが、シャルマンロジャース社に対する支出というのは見たことが、確認したことがありません。

○呉屋宏委員　これはじゃ、この書類を僕は読めないけれどこれは何か。これを見たことがあるのか。

○長嶺元裕基地対策課長　この書類については先週、ワシントン駐在を通じて入手したものでございます。

○呉屋宏委員　だから教えて、これ何ね。

○長嶺元裕基地対策課長　沖縄県とシャルマンロジャース法律事務所のアグリーメントということになっておりますが、４月20日付で締結をされております。県側は沖縄県初代所長の名前が入っております。相手方については、シャルマンロジャース法律事務所のクラカワー弁護士となっております。内容については、法律事務所が沖縄県に対し、事務所の設立、移民及び規制に関する問題、その他助言等を提供すること、その場合の費用の支払い方法等を定めたものとなっております。

○呉屋宏委員　これ普通に見たらさ、ＤＣオフィス社を通じてトンネルしたようにしか見えないんだよ。だからそこのところをちゃんと調べたほうがいいと思うよ。そこだけくぎを刺しておくけれど、よろしいですか。確認しておきます。

○長嶺元裕基地対策課長　この点についてはしっかり確認をしていきたいと考えております。

○呉屋宏委員　これね、本当に後からこれが現実に支払われたということになると、皆さんの立場は全くおかしくなるよ。そこだけははっきりさせておきますから、ここだけ言っておきます。それと、僕はずっと見ているんだけれど根っこのところの話をしますよ。皆さんは、そこに3930万だったかな、ワシントン事務所に予算をつけましたね。なぜこれをね、百条委員会が動いていて、第三者委員会が動いていて、我々が要求した監査からの書類も出てきていない。この中で、なぜそこに予算を入れようと思ったのか。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在については、沖縄県の基地問題の解決ですとか、観光等の情報発信などに重要な役割を果たしているというふうに考えておりまして、今後も活動を継続する必要があると考えております。

　一方で、議会のほうからいわゆる百条委員会ですとか、監査委員による監査、それから調査検証委員会などにおいても調査が現状行われているというところでございますが、県としてはこれらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見出し、新たな体制で再スタートをしたいということで考えているところでございます。

○呉屋宏委員　これはね、どう考えたって、皆さんがこの状況の中で、ここに予算をつけたというところに火種があるんだよ。分かっているのか。そこどうなんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　昨年11月以降、議会から様々な指摘も受けているところでございますが、県としてはよりよい方向性というのを見出したいということで、活動を最小限維持する経費として約4000万円を計上して、提案をさせていただいたというところでございます。

○呉屋宏委員　僕はずっとこの間、皆さんが議論し

ているのを聞いてきたんだけれども、どうもこれは疑義がある。そこに予算をつけるっていうこと自体がおかしい。僕はそう思っています。だからこの状況で続けていくと、皆さんのほうが不利になる。これね、さっき統括監が言ったんだけれどね、９月議会に補正でかける。議会の人数何名いるか分かりますか。与党が何名いて、野党が何名いるか分かっていてこんな発言したら、余計、火に油を注ぐことになるよ。どう思うね。

○溜政仁知事公室長　我々としましては、昨年来の御指摘を真摯に受け止めて、改善すべきところは改善するということをやってまいりました。

ただ、それでもなおいろいろな問題があるということで、さらに百条委員会は、我々が設置している調査検証委員会等でもいろいろな御指摘を受けているところです。それを踏まえて、ワシントン駐在のあるべき姿というのをまず確認したいということで、１年ではなくて、まず７か月の予算をお認めいただいて、その間にワシントン駐在がどうあるべきかというのを十分検証したいということで提案をさせていただいているということでございます。

○呉屋宏委員　この間、皆さんのね、検証委員会の中間報告があって、これがそのペーパーですよ。全部見させていただいたんだけれど、ここの中でね、僕が気になったのが、検証委員会の中になぜマスコミが入っているのか。僕は意味が分からないんだけれど。

○長嶺元裕基地対策課長　検証委員会のメンバーの中には、元マスコミの関係者も入っていただいております。その方については元マスコミの記者ということで、今般の件に関する説明の透明性などについて知見をいただくために就任をお願いをしたということでございます。

○呉屋宏委員　マスコミは１社しかないのか。

○長嶺元裕基地対策課長　県内のマスコミということであれば、この１社ということではございませんが、この方はもう退職をされているということでございまして、現役の方を入れるのはよろしくないであろうということで、元マスコミに勤めておられた方を検証委員の委員として入っていただいたということでございます。

○呉屋宏委員　検証委員会にマスコミを入れる、元マスコミでもいいよ。それを入れる理由は何ね。

○長嶺元裕基地対策課長　繰り返しになってしまいますが、今般の件に関する説明の透明性などについて知見をいただきたいということで就任をお願いしたところでございます。

○呉屋宏委員　そこに透明性がないわけさ。透明性ってどの口が言うのかなと思うよ。そこがおかしいんだよ。そうは思わないか。

○長嶺元裕基地対策課長　調査検証委員会については、日本とアメリカの法令との適合性ですとか、これまでに講じた措置の妥当性を調査検証し、改善の方向性について提案をいただくために、必要な専門的な知見、経験を有する方に委員として就任を依頼したところでございますので、その元マスコミの方についても説明の透明性についての知見をいただきたいということで考えております。

○呉屋宏委員　この検証委員会の中でこの人の専門は何なのか。

○長嶺元裕基地対策課長　先ほど来、透明性などについてということで申し上げておりますが、マスコミについては第５の権力とか、第６の権力とか、そういうような言われ方もされるところでございますし、様々な取材経験もあるというふうに考えておりますので、その観点から知見をいただきたいということで考えております。

○呉屋宏委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から検証委員会では、何の専門なのかとの質疑に対する説明になっていない。透明性と言うが、私にとっては透明性がないと思うが見解はどうかとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　そもそも、その調査検証委員会につきましては、県の独自、我々が内部で行っている調査だけではなく、外部の目から見た客観的な視点で公、県民等に説明をする、果たすということを目的に設置をしていて、そのために当然、日米の弁護士等もお願いをしているところです。さらに、情報公開のありようについて、ちゃんと正しくできるかという視点で、この元マスコミの方にも入っていただいているということでございます。

以上です。

○呉屋宏委員　偶然だけれど、先週、そこの会社のテレビを夕方見ましたよ。誰が見ても疑義があるようにしか、関わりがあるようにしか見えない。そうじゃないのか。

○溜政仁知事公室長　今、委員にお願いしている方については、現在フリーといいますか、会社はお辞

めになられているので関係はないというふうに理解しております。

○呉屋宏委員　ほかの人がやると思いますから。これね、どう見たっておかしい。総括質疑を提起します。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　総括質疑の提起ですけれども、知事に対して、先日の調査検証委員会による記者会見の内容を見ますと、執行部がこれまで治癒したとされてきた手続の瑕疵が、いまだに放置されている可能性が高まってきたと言わざるを得ません。株式会社設立及び営利企業等の従事許可、ビザ取得についての適法性を確保するための改善策等を明らかにする必要があることから、知事に答弁を求めたいと考えています。総括質疑を提起します。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、明３月11日の質疑終了後に協議いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員　ダニエル・Ｓ・クラカワー弁護士、中継を見ていると思ったら、１つ出してない資料を出してほしいなと思っています。あなたがこういったことをちゃんとしないから、こういうすったもんだが出ていると思っていますから、しっかりとその辺は映像を見ているのであれば、その辺を判断してやっていただきたいなと思っています。このワシントン事務所の件にしても、やはりリーダーの政策の１丁目１番地をなかなか崩すことはできないと思っていますよ。この過去の歴史の10年間、翁長知事、玉城デニー知事の１丁目１番地は、辺野古を止める、辺野古新基地を止めるということで、ワシントン事務所をつくったと思っています。この主たる目的というのは理解しますよ。これはリーダーの政策の課題ですから。

しかし、このワシントン事務所の中身においては、この10年間、我々はずっと言い続けてきました。これからもずっと言い続けるわけでありますけれども、この約８年間、我々はずっとワシントン事務所の中身の内容や、当初からビザ問題、いろんな形で指摘しましたよ。そこで委託されているワシントンコア社に委託しているから、中身はそれ以上言いません。当時のオール沖縄の皆さん方の議員の数が多かったもんですから、蓋をしてきたんだよ。我々がどんなことを求めていってもね、答えすらなかったんですよ。それが去る６月の県議選で我々が過半数を取ったもんだから、パンドラの箱を開けたんですよ。そういった形で今疑義が生じるような状況になった。いまだにオール沖縄の県民は全く分かっていませんよ。自民党がただ単にだだこねていじめて、この予算をどうたらこうたらしたいんだと、数で押し切ろうとしている、そんな問題じゃないですよ。今までの内容を聞いても、皆さん方はしっかりと答えていないんだよ。第三者委員会の中でも、正直なところ、現時点ではいまだに本来あるべきというか、ないとおかしいはずの書類が全く全部出てきていない。出てきていないというのは、もう最初からつくっていないのか。そこもよく分かりませんけれども、そういう状況にあるということであると言っています。そういう意味で、ワシントン事務所の設立に関して、これが正当に設立されたということを担保できるものは、今のところ見当たらない。違法性があると言っているんだよ。その中で皆さん方が真剣になって、この予算審議について議論してくるかなと思ったら、朝からずっと聞いてきたら確認させてください。確認しないといけません。答弁を差し控えしたいです。こういったことを永遠と言っているんですよ。公室長、３月28日は採決なんですよ。３月28日で令和７年度の予算が決まるんですよ。我々だから真剣に議論しているんですよ。その中で皆さん方は確認させてくださいの一点張り。ましてや９月補正にぶっ込む。審議している最中にこんな答弁ありますか。これから与党が質問をしてくると思いますけれど、辺野古を止めるために、基地の負担軽減するためにしか言いませんよ、この人たちは多分。この中身の議論はできないよ。我々は真剣に議論しているんですよ。だったらまずは閉鎖を考えて、こういう疑義があるのを解消するのが普通、行政の仕事じゃないか。どう思いますか。

○溜政仁知事公室長　委員御指摘のことについては、全く我々もその当時の状況が、全容がつかめない中で推測といいますか、そうであっただろうという考えの下に進めているという状況でございます。御指摘も踏まえて、12月にできることは改善をさせていただいたところでございます。ただ、現在も百条委員会、調査検証委員会が進んでいる状況、あるいはワシントン駐在の必要性等もろもろを勘案したところ、当面は必要最小限の機能を維持させていただきたいということでございます。その間に、我々とし

てはワシントン駐在のあるべき姿、どのような形態が一番ふさわしいのかというのを検討させていただいて、その上で新しく再度提案をさせていただきたいという考えで、今回７か月の予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○島袋大委員　委員長、休憩。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島袋委員から質疑の趣旨は第３回検証委員会の中間報告で、株式会社設立及び兼業許可の違法性における早急な是正の必要性についてどう考えているのかということであるとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　調査検証委員会で御議論いただいていて、最終的な報告も受けた上で、県としてどのような取扱いにすべきかというのは十分検討したいと考えているところでございます。

○島袋大委員　最終的な結論は百条委員会も含めていろいろ出てくるかもしれませんけれど、根本的には検証委員会の中で結論が出たときに、判断するのは最高責任者である知事ですよ。皆さん方は知事にそういう指摘をして判断をさせるということで理解していいですか。

○溜政仁知事公室長　調査検証委員会、あるいは百条委員会でどのような結論が出るかというのは、まだ早々に言えるところではないんですけれども、当然、そこは重く受け止めて判断をする必要があると考えております。

○島袋大委員　皆さん方も行政の仕事だから、リーダーが決めたものに関してはそれをしっかりと議論していくというのが大事なスタンスである、それは理解しますよ。

しかしね、これだけ違法性があると言われているものをね、まずはゼロベースにして７か月の予算じゃないですよ、これがきちんと整理できたら、別に改めてワシントン事務所をつくってもいいじゃないか。私たちそれを言っているんだよ。そういったもの踏まえて考えはどうですか。

○溜政仁知事公室長　繰り返しになって恐縮なんですけれども、まずは調査検証委員会、あるいは百条委員会等の報告等を受けて、しっかりそれを精査した上で判断をするというのが筋であろうというふうに考えております。

○島袋大委員　その判断に期待したいと思っています。

結びになりますけれどね、このワシントン事務所の２代目として運天所長が就任するときから、英語がしゃべれない、語学力がないということで私が大丈夫かって確認しましたよ。

しかし現地で英語の語学を勉強してやると２年間頑張ってくれましたよ。帰ってきてどこに行くかなと、基地対策課に行くかなと思ったら、畜産振興センターの所長でしたよ。こういう人事あるかって指摘したんですよ。今回、長嶺課長の内示は異動でしょう。担当課長をしながら異動するんですよ。誰がこれ引継ぎするんですか。

○溜政仁知事公室長　人事につきましては様々な考えを基に総務部においてやっております。当然、我々としましては、今後も十分、引継ぎを行って、業務が滞ることがないように継続してやるというのが公務員の務めだと考えております。

○島袋大委員　その引継ぎができなかったから、１代目、２代目の引継ぎができてなかったから、今こうなっているんですよ。どんな引継ぎするんだ。

○溜政仁知事公室長　御指摘、ごもっともだと思っております。基地対策課あるいは知事公室内の引継ぎにつきましては、しっかり業務の引継ぎはさせていただきたいというふうに考えております。

○島袋大委員　それに続けて監査の内示を見たらね、監査委員の職員の皆さん方も異動みたいだね。皆さん方ね、ちょっとおかしいなと思って、これまた改めてパンドラの蓋を閉めるようにね、今度は人事でこんなやり方をするのか。これ人事権は誰が責任者か。

○溜政仁知事公室長　人事につきましては様々な考え、職員の将来的なこと等をいろいろ考えた上で行っているものと承知しております。そこは必ずしも監査の職員がいなければ成り立たないとか、そういう話ではないと思いますので、これは私が言う話ではないとは思うんですけれども、当然、監査においても引継ぎはなされるべきものだろうというふうに考えております。

○島袋大委員　この件に関しては、人事は適材適所であるとずっと８年間言われ続けましたよ。全部ことごとく返されてきたんだよ、我々はね。しっかりとしたことをやってほしいなと思っています。ですから、その辺も踏まえて私ども真剣ですよ。数を持っているからそういう意味じゃない。これだけ疑義が生じているものはしっかりと正すべきじゃないかなと言っているんですよ。皆さん方も行政の職員だか

ら、その辺も理解しているでしょう。ここは知事にも言えるべきところしっかり言ってくださいよ。言えなければ、別に我々を使ってもいいんですよ。知事が私に会うことを拒否するかもしれんけれども。与野党で一緒に行ってもいいですよ。それぐらい我々は真剣に考えているってことは理解していただきたいなと思っています。委員長、ちょっと時間が過ぎたから､最後は総括質疑の提起を申し出たいと思っています。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から島袋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島袋大委員。

○島袋大委員　他の委員からも出されておりますけれども、今回の知事自ら設置した検証委員会は、株式会社の発起人の有効な授権があったかどうか不明、知事が昨年12月末から行った追認決裁の有効範囲に疑問があると思っています。Ｌ１ビザ取得に当たっての雇用関係と財務申告が両立していないことなどを踏まえて、全て我々がこれまで指摘、主張してきたことが､専門家の弁護士の先生方によって正しかったということが証明されております。

したがって、ワシントン駐在員活動事業に関して、違法状態が是正されていない事務所は即時閉鎖、清算すべきであり、その方向性を明らかにする必要があることから、知事に答弁を求めるべきだと考えますので、総括質疑を提起していきたいと思っていますので、ひとつ取り計らいよろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、明３月11日の質疑終了後に協議いたします。

この際、調査日程の変更についてを議題といたします。

去る２月28日の本委員会において決定した調査日程では、明３月11日は午前10時から企画部等に係る予算議案の調査を行うことが決定されておりました。

しかし、本日の調査に多大な時間を要しましたことから､知事公室に係る残りの調査につきましては、明日予定しておりました調査終了後、引き続き行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

では、以上で本日の知事公室に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

残り７名の皆さんには御迷惑をかけましたが、明日よろしくお願いしたいと思います。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明３月11日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、本当に大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎

令和７年第１回
沖縄県議会（定例会）

経済労働委員会記録（第３号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月10日（月曜日）
開　会　午前10時４分
散　会　午後３時51分
場　所　第１委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（農林水産部及び労働委員会事務局所管分）
２　甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
３　甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
４　甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
５　甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

出席委員

委員長	新垣淑豊		
副委員長	次呂久成崇		
委員	仲村家治	座波一	
	大浜一郎	儀保唯	
	上原快佐	上原章	
	瀬長美佐雄	當間盛夫	

※儀保唯委員はオンライン出席

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

農林水産部長	前門尚美
農林水産総務課長	比嘉淳
農林水産総務課研究企画監	山口悟
流通・加工推進課長	本永哲
農政経済課長	長元司
営農支援課長	能登拓
園芸振興課長	長嶺和弥
糖業農産課長	金城吉治
畜産課長	真喜志修
村づくり計画課長	島袋進
森林管理課長	宇地原健志
水産課長	七條裕蔵
労働委員会事務局参事監兼事務局長	下地誠

○新垣淑豊委員長　ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日は儀保唯委員からオンライン出席の申出があり、委員長として出席を許可したことを御報告いたします。

儀保唯委員。

○儀保唯委員　はい。

○新垣淑豊委員長　オンラインの出席を確認いたしました。

本日の説明員として農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めております。

なお、令和７年度当初予算議案の総括的な説明などは、去る３月７日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日及び明日は関係部局予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る甲第１号議案、甲第２号議案及び甲第８号議案から甲第10号議案までを一括して議題といたします。

まず初めに、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長、お願いします。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長　委員の皆さん、おはようございます。

初めに、労働委員会事務局の組織概要について説明いたします。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により中立・公正な立場で労使間紛争の迅速かつ円満な解決を援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

主に不当労働行為の審査、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんなどを行っています。

それでは、労働委員会事務局所管の令和７年度一般会計予算案について説明します。

ただいま通知しました資料を御覧ください。

最初に令和７年度一般会計部局別歳出予算から説明いたします。

１ページの表における下段、太枠線の欄が当局に係る記載です。

総額１億4205万3000円となり、令和６年度当初予算の１億3785万1000円と比較すると、420万2000円、率にして約３％の増となります。

続いて２ページは、款ごとの歳入予算一覧となっており、県全体の予算額に労働委員会事務局の予算額を追記しています。

労働委員会事務局の令和７年度歳入予算額は、15の諸収入の雑入に該当し、１万2000円を計上しています。

令和６年度から1000円増となります。

内容は会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分となります。

３ページは、款ごとの歳出予算一覧となっています。

労働委員会事務局の歳出予算１億4205万3000円は、５の労働費に含まれており、委員会運営費、職員費及び事務局運営費となっています。

以上で労働委員会事務局所管の令和７年度一般会計予算案の概要説明を終わります。

御審査をよろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明３月11日本委員会の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名などをあらかじめ告げた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員　令和７年度の予算に原案として、今年もこのワシントン事務所の職員が派遣されるということであります。

御存じのとおり、今、議論中でありまして、その中で、職員が２人派遣されるということでの、この職員からの不利益に関する相談はなかったでしょうか。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長　シンプルに申し上げますと、公務員の場合は、我が労働委員会ではなくて人事委員会になりますので。

以上です。

○座波一委員　以上です。

○新垣淑豊委員長　以上で、労働委員会事務局に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員の入替え）

○新垣淑豊委員長　それでは、再開いたします。

次に、農林水産部長から農林水産部関係予算の概要の説明を求めます。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　おはようございます。

委員の皆様、本日はよろしくお願いいたします。

令和７年度農林水産部関係予算について、その概要を説明する前に、農林水産部の取組について、しばらく御説明いたします。

農林水産業は、県民生活に必要不可欠な食料を生産・供給するとともに、観光産業や食品製造業などの域内経済や雇用への波及効果、農林水産物の移出や輸出による域外所得の獲得など、重要な役割を担っております。

農林水産部は足腰の強い農林水産業を推進し、各種施策に取り組んでいるところです。

令和６年度は、長引く物価上昇による生産資材高騰対策など、生産者の経営継続のための支援等に加

え、昨年11月の北部地域の大雨災害対応や、21年ぶりに誘殺が確認された害虫セグロウリミバエの対策範囲拡大など、新たに対応が求められたところであります。

そのような中、昨年は、第５代漁業調査船図南丸が竣工し、資源管理型漁業の推進や、新たな水産資源の探索などによる持続可能な水産業振興が期待できること。

県立農業大学校の新校舎を開校し、現代の農業技術の水準に適応した教育実習施設を整備し、遠隔地に分散していた牧草地や農業機械練習場を集約するなど、次世代農業を牽引する人材を育成する環境が整ったこと。

青果物では初めてぐしちゃんピーマンが、島野菜では初めて中城島にんじんが、それぞれ地理的保護制度――ＧＩに登録され、県産野菜のブランド化による有利な販売展開に期待できることなど県の取組が話題となりました。

令和７年度当初予算においては、新沖縄21世紀農林水産業振興計画（まーさん・ぬちぐすいプラン）として、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化など７つの柱を掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

具体的には、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化について、優良県産ブランド和子牛生産支援事業を実施し、県有種雄牛活用による家畜市場の独自性創出を図ってまいりたいと考えております。

また、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進について、持続的なソデイカ漁業推進事業を実施し、ソデイカの資源管理の高度化を図ってまいりたいと考えております。

農林水産部は、引き続き、地域経済の活性化や農林漁業者の所得向上など、魅力と活力ある持続可能な農林水産業のさらなる実現のため、各種施策を展開してまいります。

それでは、令和７年度当初予算について、タブレットに掲載されております令和７年度当初予算説明資料農林水産部に基づき、御説明させていただきます。

１ページを御覧ください。

県全体の令和７年度一般会計歳出予算額における、部局別の歳出予算額です。

表の一番下にある合計の金額でありますが、沖縄県全体の令和７年度一般会計歳出予算額8893億6000万円のうち、農林水産部所管分は、中ほどの太枠部分でありますが、566億9577万4000円となっております。

前年度の農林水産部の予算額525億8445万3000円と比較しますと、41億1132万1000円、率で7.8％の増となっております。

また、一般会計歳出予算の部局別構成比でありますが、県全体の令和７年度一般会計歳出予算額に占める農林水産部の割合は、6.4％となっております。

２ページを御覧ください。

次に、一般会計歳入予算の概要について御説明いたします。

令和７年度一般会計における農林水産部関係の歳入予算額は、表の一番下にある合計の金額でありますが、394億6171万8000円となっており、前年度当初予算額376億7729万4000円と比較しますと、17億8442万4000円、率で4.7％の増となっております。

それでは、その内容について（款）ごとに御説明いたします。

８の分担金及び負担金５億6417万円は、土地改良法に基づく水利施設整備事業等に係る受益者の分担金及び負担金等であります。

その下、９の使用料及び手数料１億3573万8000円は、農業大学校授業料及び家畜衛生関係手数料等であります。

10の国庫支出金332億7507万1000円は、災害復旧に要する国庫負担金、沖縄振興公共投資交付金などの国庫補助金及び委託試験研究費に係る委託金等であります。

その下、11の財産収入３億9984万8000円は、県営林野の土地貸付料及び試験研究機関等で生産された農林生産物の売払代などであります。

次に２行下、13の繰入金6506万4000円は、農業改良資金の貸付原資に係る国への元金返済に伴う一般会計への繰入金及び森林環境譲与税基金に係る基金繰入金などであります。

15の諸収入10億4612万7000円は、中央卸売市場販売促進貸付金に係る元利収入、試験研究機関の受託試験研究費及び雑入等であります。

その下、16の県債39億7570万円は、公共事業等及び災害復旧に充当する県債であります。

以上が農林水産部関係の一般会計歳入予算の概要であります。

３ページを御覧ください。

次に、一般会計歳出予算の内容について款ごとに御説明いたします。

６の農林水産業費は538億6552万5000円となっており、前年度予算額507億8387万4000円と比較しますと、30億8165万1000円、率で6.1％の増となっております。

増となった主な要因は、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業25億5841万円は、国直轄事業となり、前身の事業――農林水産物条件不利性解消事業と対前年度と比べ６億4344万2000円の増額となったことなどによるものです。

主な事業としては、県産農林水産物を県外等向けに出荷する場合の輸送費に対して補助を行うおきなわ農林水産物県外出荷促進事業、農業用水源の開発、かんがい施設及び排水施設の整備等を行う水利施設整備事業（補助金事業）、子牛生産農家に対し、肉用子牛価格下落分の一部の補助を行う沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業、生産の拠点となる漁港施設の整備を行う水産生産基盤整備事業などであります。

11の災害復旧費は28億3024万9000円となっており、前年度予算額18億57万9000円と比較しますと、10億2967万円、率で57.2％の増となっております。

増の主な理由としましては、農地農業用施設災害復旧費（補助事業）の増によるものです。

主な事業としては、農地農業用施設災害復旧費、漁港漁場災害復旧事業費及び県営林道施設災害復旧事業費などであります。

以上が一般会計歳入歳出予算の概要であります。

４ページを御覧ください。

次に、令和７年度農林水産部所管の特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。

農業改良資金特別会計の歳入歳出予算額は5104万6000円となっており、前年度予算額4671万3000円と比較しますと、433万3000円、率で9.3％の増となっております。

増となった主な理由としましては、農業改良資金貸付事業費の増によるものです。

５ページを御覧ください。

沿岸漁業改善資金特別会計の歳入歳出予算額は2759万5000円となっており、前年度予算額2746万5000円と比較しますと、13万円、率で0.5％の増となっております。

増となった主な理由としましては、沿岸漁業改善資金取扱事務費の増によるものです。

６ページを御覧ください。

中央卸売市場事業特別会計の歳入歳出予算額は４億2774万7000円となっており、前年度予算額３億9530万5000円と比較しますと、3244万2000円、率で8.2％の増となっております。

増となった主な理由としましては、中央卸売市場管理運営費の増によるものです。

７ページを御覧ください。

林業・木材産業改善資金特別会計の歳入歳出予算額は2791万9000円となっており、前年度予算額2698万2000円と比較しますと、93万7000円、率で3.5％の増となっております。

増となった主な理由としましては、林業・木材産業改善資金取扱事務費などの増によるものです。

以上、農林水産部関係の一般会計及び特別会計の予算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、農林水産部に係る甲第１号議案、甲第２号議案及び甲第８号議案から甲第10号議案までに対する質疑を行います。

仲村家治委員。

○仲村家治委員　資料３－３の14ページですね。

ＡＩを活用した作物障害画像診断に向けた体制整備事業の概要を教えてください。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　お答えします。

沖縄県では病害虫が周年発生し、農作物への病害虫被害は他県に比べると大きく、生産者は多大な労働力をかけて防除を行っている現状があります。

本事業では、生産者自身で作物障害の原因を速やかに特定、対応することで、被害の抑制と農薬使用量の低減を図ることを目的として、病害虫や栄養障害の画像診断データベースを開発し、ＡＩ診断解析を行う判別システムの開発に取り組んでおります。

令和６年度までに、画像データを対象５品目合計で約３万枚を集積し、教師画像として判断用のタグづけ作業を実施しております。

成果目標は、データベースに用いる画像データ１万5000枚の集積となります。

令和７年度当初予算額は8249万5000円、事業期間は令和４年から令和８年度の５年間を予定しております。

以上です。

○仲村家治委員　具体的にＡＩを使った画像処理、それをデータとして判断するというのは分かったんですけれども、事例としてどういうものがあるのか、例示できますか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　例えば農家さんが畑にいて、葉っぱの色がおかしいというときに、

これが病気なのか、栄養が足りないのか、虫なのかが分からないときに、スマホで写真を撮って、それをＡＩが、例えばこの位置だとこの病気じゃないか、この肥料が足りないんじゃないかというのを判断してくれるというのが今回のこの研究になります。

○仲村家治委員　ＡＩというのは分かるんだけれどさ、いろいろな、例えばそういう民間企業で開発したＡＩがあるよね。

このＡＩは、そういう中で、どういうＡＩの技術を使っているんですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　例えばゴーヤーの、ある肥料が足りない場合というのが現場で出る場合、いろいろな可能性があるんですね。

そこに向けて、例えば農業研究センターの肥料の担当の部署が、窒素を減らすと、窒素だけ足りないと、こういう症状が出ますよという、これが教師画像。

こういうときにはこういう判断してねというのが、先ほど言った１万5000枚とかをつくることで、ＡＩがこの写真だと、あそこに並んでいた中から、これが一番妥当だろうという判断をするというのが、このシステムになっています。

○仲村家治委員　要は、１万何ぼかのデータがあって、それをＡＩ技術を使って判断するのは分かったんですけれど、ＡＩの技術って各社いろいろな技術があって、このデータを蓄積してＡＩが判断するのは分かるんだれけれど、ＡＩの基になる技術はどこの技術を使っているんですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　どういったＡＩかということなんですけれど、先ほどと重なるんですが、たくさんある画像の中から、どれが一番適しているのかというのを選ぶというところがこのＡＩの技術にはなるんですね。例えばグーグルなんかで単語を入れて出てくる、あんな感じのものを画像、写真の中から選び出すというのが今回のＡＩ技術になろうかと思います。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、仲村委員よりどこのＡＩ技術を活用しているのかを聞いている旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

山口悟農林水産総務課研究企画監。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　少し個別にこの技術というところ、すみません、確認まだ取れていないので、後ほど資料提供でお願いします。

○仲村家治委員　近いうち答弁もＡＩがやるかもしれないですよ。

これは農作物って書いているんだけれど、畜産とか、いろいろな分野で多分活用できると思うんですけれど、部長、これ、将来的に各分野のそういった病害虫とかに活用できると思うんですけれど、将来的にそれを農林水産の分野に広げる可能性ってありますか。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

生産者の高齢化や労働力不足への対応ですとか、農林水産業の成長化に当たっては、ＡＩを含めたスマート農林水産業の推進は不可欠であると認識しております。

一方で、推進上の課題としましては、導入コストの問題ですとか、あと他府県と異なる栽培品目でしたりとか、あと台風とか、塩害とか、また離島地域における通信環境など、他府県の成果をそのまま活用できないということが上げられますので、県としましては、引き続き各種実証に取り組みまして、本県の地域特性を踏まえたスマート農林水産業の推進に向けた環境整備に取り組んでいきたいと思っております。

○仲村家治委員　ぜひ、その技術を活用してもらいたいなと思います。

台湾に視察に行ったときに、すごい台湾の農林水産省というか、この辺の最新技術をトータルでやっていて、ＡＩとか、そのテクノロジーを使った農林水産業というのに力を入れていたんでね。

ぜひ、本県でもこの辺は台湾との交流で学ぶこといっぱいあると思うんで。

もちろん日本政府もあるんだけどさ、そういった面での交流って、ぜひお願いしたいなと思っていますので、ぜひお願いします。

続きまして、15ページの中央卸売市場の件ですけれども、概要を教えてもらえますか。

○本永哲流通・加工推進課長　中央卸売市場につきましては、昭和59年の開設以来、約40年と老朽化が進んでいるところでございます。

それで、令和５年度につきましては、市場関係者との意見交換等を行いまして、市場の運営の在り方及び市場の整備の在り方について整理したところでございます。

令和５年度の整理を受けて令和６年度には、民間事業者からの提案を受けての再整備案について、整備の手法、余剰地の活用方法、資金面等について、民間事業者と協議検討し、再整備の基本方針を策定するための対話事業者を選定するという事業になっ

ております。

令和７年度におきましては、対話事業者を選定した後、その基本方針の策定に向けて調査をするというところでございます。

以上です。

○仲村家治委員　那覇の伊奈武瀬のところですよね、この場所はね。

それでもう大分古いというのは前から聞かされているんですけれども、これ、土地は県有地、それとも那覇港管理組合の土地なんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　県有地になっております。

○仲村家治委員　建て替えに関しては、なかなか県と調整がいかないというのを数年前に聞いたんですけれど、これは事業化しているので、前進しているというふうに捉えていいんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　市場関係者等からの御要望もあって、民間の活力を活用した再整備ということで検討を進めているところでありまして、先ほど御説明したとおり、今年度は対話事業者を選定して、来年度基本方針策定に向けて実施していこうと考えております。

以上です。

○仲村家治委員　観光客も増えてきているし、この辺の青果とか、いろいろなの物流というのは、多分年々増加していくと思うので、建て替えをスムーズにいかないとなかなか難しい面もあると思うんだけれど、ぜひ推進してくださいね。

次に移ります。

17ページの20番のさとうきび生産総合対策事業について概要を教えてください。

○金城吉治糖業農産課長　さとうきび生産総合対策事業は、さとうきび栽培における省力化や低コスト化を図ることを目的に、国の事業と連携しながら、農作業を受託する農業法人やＪＡ等に対して、ハーベスタやトラクター等の共同利用機械の導入支援を実施する事業となっております。

以上です。

○仲村家治委員　南大東に去年行ったときに、若手のメンバーと意見交換したんですけれども、結構大型の機械を購入して、北大東のほうまで請け負ってやっているというぐらい、すごい最新鋭の機械――マシンを使ってやっているってあったんだけれど、問題はハーベスタ等機械を購入するときに、補助金がなかなか難しい面があるというんだけれど、この事業があることによって、その辺は解決できますか。

○金城吉治糖業農産課長　先ほど国の事業と連携してということをお話ししましたけれども、ハーベスタ等の機械の導入につきましては、国のほうが採択を行っています。

国のほうが採択したものに対して、これ直接補助事業になっていまして、国のほうから直接事業主体のほうに補助金が行くということになっていますけれども、県のほうとしましては、国が採択した地区に関して、国が10分の６以内で、県のほうが採択した地区に10分の２以内を補助するような事業というふうに組んでいますので、農家の負担軽減になるような事業というふうに考えております。

○仲村家治委員　意外に南大東の若手の皆さんの話を聞いたら、農業するために帰ってきたいと。

だけど、こういうハードルが高い部分が結構あってね、まずびっくりしたのが住むところがないという話もあって、この辺はもうトータルで考えていかないといけないと。

やっぱりやる気のある若い人たちが帰りたいけど、なかなか機械の購入とか、いろいろハードルが高いんですよねって話があったので、この辺はいろいろ施策を、あと農林水産省の沖縄の振興策以外のメニューがあると思うので、これは引っ張ってこないとなかなか難しいと思うんですけれど、この辺は沖縄振興の予算だけじゃなくて、農水省の独自の補助事業というのをうまく組み合わせていただきたいんですけれど、この辺の調査研究というか、調べる体制ができていますか。

○金城吉治糖業農産課長　先ほど国の事業というふうに申しましたのは、農林水産省の事業となっております。

その一方で、特に南大東につきましては、大型ハーベスタ等必要ということで、かなりの金額のイニシャルコストになりますので、農林水産省のほうで機械の長寿命化に対する、メンテナンスに対する費用の支援助成も行っていますので、そちらのほうとも連携しながら、機械化の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○仲村家治委員　では、ぜひ連携してやってくださいね。

最後に、18ページの29番ですね。

沖縄型森林環境保全事業について概要説明をお願いします。

○宇地原健志森林管理課長　お答えします。

沖縄型森林環境保全事業ですが、沖縄の森林を保全することを目的とした、松くい虫やナラ枯れなど

の森林病害虫対策の事業となっております。

松くい虫の効率的・効果的な防除戦略の検討、あと幹線道路周辺などの被害木の伐倒駆除、名木などの貴重な松への樹幹注入による予防対策などの実施を行います。

また、松くい虫をはじめとする森林病害虫の被害が確認されていない地域の監視体制づくりも行ってまいります。

今後、引き続き関係市町村と連携して、防除対策の実施に取り組んでまいります。

以上です。

○仲村家治委員　久米島は、山のほうというのはなかなか手がついていないんだけれど、道路沿いのやつはどうにかという話があるんですが、令和６年度に比べてそんなに予算が増えていないんだけれども、これは皆さんが今話しているのであれば、もっと予算を増額すべきだったと思うんだけれど、どうですかね。

○宇地原健志森林管理課長　お答えします。

今回の予算についても、市町村等からの要望を聞きながら予算化しております。

久米島町においても増額等の要望あるかというのを確認したんですけれど、奥山化しているのもありますし、あと労力が足りないということもあって、これ以上、多分補助金を投入しても執行できないというおそれがあるということで、今回ほぼ同じ額で行っております。

○仲村家治委員　久米島町がこれ以上人を出せないとか、いろいろ事情があるのは、これを解決しないと駄目なんじゃないですかね。

○宇地原健志森林管理課長　市町村、久米島町においても、伐採業者とか、地元の業者さん含めて、なかなか協力体制がまだ整っていないという状況があって、業者数も増えないというような状況になっています。

○仲村家治委員　だから、市町村がそういう状況であるというのは、県がどうにか面倒を見ていかないと、この松くい虫っていうのも止められないんですよ。

来年まで待つかっていったら待たないからね。

だから、この辺しっかりと市町村の立場に立って、ほかの対策、何らかの援助とかできないもんですかね、部長。

この辺は、確かにこの予算が市町村から上がってきて、ある程度計上しているの分かったんだけど、だけど、久米島町の例で話したんだけど、そういった作業員の確保できないとかという事情は別の問題だと僕は思うので、その辺、別メニューでどうにかできないですかね。

○前門尚美農林水産部長　今、森林管理課長からありましたように、沖縄型の環境保全事業で、松くい虫の防除等を行っておりますけれども、なかなか人員もちょっと手が回っていないという状況もあるというのは承知しております。

引き続き、人材育成の部分ですとか、市町村との連携、そして土木とか、他の部局との連携もしながら、防除体制の実施にも取り組んでいきたいと思います。

また、ドローン等を活用して、状況の調査も進めていきたいと思います。

また、予防対策の実施も含めて、入れないという監視体制づくりの強化も図っていきたいと思います。

委員から御指摘があった点についても、引き続き、少し部局で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○仲村家治委員　ぜひ、これ市町村が、特に小規模離島は今、職員すら応募しても来ないという状況で、やっぱりこれは沖縄県が何らかの形で助けていかないといけない部分があるので、これは農林水産部だけじゃなくて、ほかの部局も一緒だと思うので、それは全庁的に人員派遣も含めて、短期集中型にできる部分があると思うので、この辺はぜひ検討してもらいたいなと思っていますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

終わります。

○新垣淑豊委員長　座波一委員。

○座波一委員　資料３－３から行きます。

14ページの食料自給率向上対策事業の自給率の変遷と、この向上への計画の取組をお願いします。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

本県の食料自給率の変遷については、カロリーベースの食料自給率は、平成30年度が27％、令和元年度が34％、令和２年度が32％、令和３年度が32％、令和４年度概算値で34％となっており、30％前後で推移しているのが現状であります。

また、生産額ベースで見ますと、平成30年度が63％、令和元年度が63％、令和２年度が64％、令和３年度が52％、令和４年度概算値で45％と推移しております。

今回の事業の計画と取組についてなんですが、食料自給率の目標値は、新・沖縄21世紀農林水産業振

興計画において、令和13年度までにカロリーベースで45％、生産額ベースで75％と設定しております。

その目標に向かって、食料自給率の向上については生産拡大が極めて重要なことから、県としましては各種生産振興対策、それから担い手育成・確保、経営力の強化など、農林水産物の生産拡大による食料自給率の向上に取り組んでいるところであります。

令和７年度の今回の新規事業については、生産拡大品目や輪作体系の検討、農地の効率的な利用などに関する実態調査を進めるとともに、有識者による検討会を設置して、本県の食料自給率の向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○座波一委員　次に、16ページの沖縄型耐候性園芸施設整備事業の概要説明をお願いします。

○長嶺和弥園芸振興課長　お答えします。

沖縄型耐候性園芸施設整備事業でございますが、この事業、本県は台風などの気象災害による被害が多いことから、自然災害や気候変動に左右されず、定時、定量、定品質の出荷に対応できる園芸産地を形成するために、一括交付金を活用し、被害の軽減を図る強化型パイプハウスや平張施設の整備、あと令和５年度からは、耐候性園芸施設補強・改修事業において、既存の農業用ハウスの補強、改修への支援も併せて行っておりまして、既存のハウスの耐候性等の向上による被害軽減、長寿命化によるコスト低減を推進しているところです。

以上です。

○座波一委員　この事業は、沖縄型という意味合いにおいては、非常に今後とも力を入れるべき事業だと思うんですよね。

実際、この結果が出ている地域もあるということで、その中でも課題は多々あるわけですけれども、その事業はもっと広げるいうんですかね、必要なところは離島も含めてまだまだあるんですよ。そこら辺の取組はどうでしょうか。

○長嶺和弥園芸振興課長　この事業の実績としましては、前身の事業を含めて、平成24年度から令和５年度まで12年間で約190.6ヘクタールの施設整備を行っております。

それで289地区、受益農家延べ1354戸への支援を行っているところでございます。

その結果、地域の産地形成につながって、事例としましては、糸満市のキュウリ、豊見城市のトマト、宮古島市のサヤインゲンなど、当該事業を活用した生産の強化が図られて、県の拠点産地に認定されているところです。

この事業、毎年度、年度初めに離島も含めて事業説明会などを実施しておりまして、引き続き、本事業による園芸振興を引き続き図っていきたいと考えています。

以上です。

○座波一委員　先ほどの自給率向上の鍵を握ると思っているんですよ。

そういったものが、まだまだ広がりが少ないという感じがするので、農地の確保も含めてどういったものが課題なのか教えてくれませんか。

○長嶺和弥園芸振興課長　この事業については、近年、資材が高騰して費用対効果がなかなか出せないというような事態がありましたが、昨年度から特例の措置を設けて、資材が高騰する以前の水準で費用対効果が出ている地区については、事業を採択するなどの対応をしておりますし、あと、先ほど説明しました補強・改修事業を入れ、既存施設の長寿命化を図ることで、産地が引き続き安定的に生産できるような対応を図っているところです。

以上です。

○座波一委員　補強・改修への対応ということで、長寿命化の工夫によって、沖縄の災害、被害を何とか長寿命化という名目で、事前に老朽化に備えるという発想があって、今、取組をしているということなんですけれど、そこは非常に重要なところなんですけれど、ただ、それだけでは、今あるところの部分では非常にいいんですけれども、広がりという点ではまだまだ足りないということで、先ほどの特例の活用というのは資材の問題ですか。

これ、もう少し説明してもらえませんか。

○長嶺和弥園芸振興課長　資材高騰の関係では、ハウスを建設するために必要な資材の価格が上がっているというところがございます。

他方で、生産された農産物の市場価格が低迷しているという状態がありまして、費用対効果の分析で１を超えないというような事態が見られました。ここで特例措置を設けて、今事業の対応に当たっているところです。

以上です。

○座波一委員　費用対効果というのは、生産者の問題なんですか。

○長嶺和弥園芸振興課長　農産物の価格も、資材の価格が上がるのと同じ幅で上がれば、費用対効果はクリアできると思われますが、そこの部分がなかなか追いついていないという状態があるために、この

ような対応を取っているところです。

○座波一委員　やっぱり沖縄型のこういった園芸施設というのは、非常に重要であると、今後も伸ばさなければいけない、先ほど自給率も高めないといけないということからいうと、生産者の費用対効果だけでこれが進まないという点は、ちょっと県が考えなければいけないですよ。

もっともっとこれを積極的に導入するために、一括交付金から導入しているわけだから、それをもっと活用して、費用対効果を何とかバランスを持っていくという努力しなければいけないんじゃないかと思っています。どうでしょうか。

○長嶺和弥園芸振興課長　生産性の向上を図るために、反収の向上というところで、事業の中でも様々な装備を加えているほか、栽培技術の向上についても、関係機関と一緒に農家への指導に取り組みながら生産振興を図っていきたいと思っております。

以上です。

○座波一委員　次に、17ページの県産牛肉ブランド力向上対策事業。

これまでの事業とどう違うのか、説明をお願いします。

○真喜志修畜産課長　お答えします。

県産牛肉ブランド力向上対策事業は、和牛赤身肉の潜在需要に応えるため、経産牛肥育に取り組む地域や農家を支援し、県内産和牛の多様な価値を高め県産牛肥育を通じて和牛の新しいブランドの構築に取り組みます。

令和７年度は、消費者ニーズや市場動向の調査と経産牛肥育の基礎データを収集するために、赤身肉の肉質や飼料の分析試験を実施する計画となっております。

以上です。

○座波一委員　これまであまり活用されてなかった経産牛を肥育して、商品化していくと。

赤身肉というのは私個人的には好きなんですけれど、そういう意味からいうと、沖縄は比較的赤身肉に慣れていると思うんですよね、歴史的に。

だから、これもっと活用したほうがいいですよ。

どうですか。

○真喜志修畜産課長　今回、経産牛肥育ということで取り組みますが、どうしても肉用牛繁殖経営農家の厳しい経営状況の中、老廃牛を肥育することで、少しでも付加価値をつけて、所得向上につながるような取組につなげていきたいと考えております。

○座波一委員　次に、これ項目事業にはないんだけれど、耕畜連携の重要性があって、家畜においては、家畜ふん尿処理の問題は非常に大きいわけですよね。

そのふん尿処理を使った耕畜連携もまた非常に可能性があるということで、技術的にはできているはずなんですけれど、なかなか利用者との構造的な仕組み、経済的な仕組みが確立されていないと。

なかなか現場だけの調整では難しそうだなというのが明らかですので、そこら辺に対する県の取組、今の状況どうなっていますか、耕畜連携。

○真喜志修畜産課長　お答えします。

県では、沖縄県みどりの食料システム基本計画の着実な推進のため、家畜排せつ物の循環利用の課題を明らかにし、環境負荷低減に資する沖縄県耕畜連携実行計画を策定したところです。

畜産分野では、耕畜連携推進のため、沖縄型耕畜連携推進事業を実施し、酪農からの家畜排せつ物を活用した液肥散布によるデントコーンの試験栽培等に取り組んでおります。

また、家畜排せつ物処理に係る技術講習会の開催や堆肥の地域循環に関わる課題についての意見交換等を行い、耕畜連携の取組を強化しているところであります。

引き続き、市町村、関係団体と連携し、耕畜連携の推進に努めてまいります。

以上です。

○座波一委員　家畜ふん尿処理については、あまり進んでいないですよ、取り組んでいるとは言っているけれど。

これ、八重瀬町で唯一回っているところがあるけれど、これも本当の数か所だけですよね。

全く今、全県下で、このような状態ですかね。

今の状況はどうですか。

○真喜志修畜産課長　耕畜連携の推進については、以前から大きな課題として認識して、県としても取り組んでいるところでありますが、特に今、和牛農家や酪農農家から出た堆肥の活用等、用途においては、家畜、ふん尿混合の液肥の活用とか、そこの課題について、なかなか進んでない状況、委員おっしゃるように感じているところで、それに向けて取り組んでいるところであります。

○座波一委員　一旦、また別に行きますけれど、粗飼料の生産の取組は、状況をお願いします。

○真喜志修畜産課長　県では、飼料自給率向上に向けた取組として、他県と比較して牧草の生産性が高いことから、草地整備等を行う畜産担い手育成総合整備事業を推進しているところであります。

また、牧草の生産性を高めるため、畜産クラスター事業による牧草生産に必要な機械導入や飼料作物奨励品種の育成、普及等に取り組んでいるところです。

以上です。

○座波一委員　粗飼料、飼料も取り組んでいるとはいえども、なかなか本格的な主なる飼料というふうにはなっていないところもあるわけですね。

そこでこの土地の問題、農地の問題が出てきますよね。

どうしても、草地というのは、沖縄は不足しているわけですけれども、さらにまた、不足していながら遊休地が多いと。非常に矛盾した構造があるわけで、整理しようとしている中間管理機構も、なかなか同意が進まない地権者が多いと。本当にもう、何もいい回転が今見えてこないんですよ。

私、先ほどから言っているですね、畜産牛の振興のためには、ふん尿処理が必要。ふん尿処理をして農畜の連携をするには、そういう用地も必要ということで、全部関連しているわけですよ。

だから、そういうふうな意味合いでの農地の整備、自給率向上のためにも、農地のしっかりとしたまとめ。これは、農業をやろうとする人たちは、農地をまとめたい人たちは、結構いるんですよ。

そういう草地も含めて、粗飼料の生産というのは、やろうとしている人はいるんだけれど、なかなかまとまらないという現状。そこは、県はどのように把握していますか。

○長元司農政経済課長　お答えします。

県のほうでは、農地中間管理事業ということで、離農者等の農地の出し手の方から農地を借り受けまして、担い手の方に貸し付けるという事業を行っております。

平成26年度から開始しまして、これまでに担い手への農地集積ですね、1402ヘクタールの貸付けを行っております。

委員からございます事業を推進する上での課題につきましては、１つが農地所有者の保有意識が根強くて、貸し借りが進まない背景がございます。

それから、相続未登記や不在地主などによる農地権利が複雑になっていること。

３点目が、零細農地など、耕作条件の悪い農地の存在などが挙げられます。

県としては、こういった課題を踏まえながら、市町村、農地中間管理機構と連携して取組を図ってまいります。

○座波一委員　先ほど申し上げた自給率向上のためにも、農地の確保というのは非常に重要ですので、そこは県が出るべきです、全面的にですね。

ぜひよろしくお願いします。

最後に、赤土流出防止営農対策ですか。

51ページ。

私は、その前は土木環境委員会にいましたので、赤土問題を再三取り上げてきた中で、農地からの流出が80％を占めているというので、やっぱり農地の赤土流出が、結局、沖縄県の赤土防止条例からは、非常にある意味では外れているというところで、甘いなという感じがするわけですよ。

そこで、営農と赤土対策の両立という点で、県は今どのように考えているか。

○能登拓営農支援課長　お答えいたします。

農地からの赤土等流出防止対策につきましては、土木的対策と営農的対策がありまして、その両面から総合的に取り組む必要があるものと考えております。

この赤土等流出防止営農対策促進事業では、これらのうち、営農対策を中心に実施をしておりまして、重点監視地域を中心に農業環境コーディネーターを配置、育成をしまして、地域の農家に対する緑肥作物の栽培、グリーンベルトの設置、心土破砕などの普及を図っているところでございます。

以上です。

○座波一委員　グリーンベルト、その辺のソフト対策だと思うんだけれど、これでできていますかという、今、話ですよ。

○島袋進村づくり計画課長　先ほど、営農支援課長からありますように、営農対策ガイドラインに土木的対策としまして、水質保全対策事業（耕土流出防止型）という事業がありまして、また、区画整理事業等においては、環境への配慮について、地権者とか受益者のほうに理解を得ながら、勾配抑制とか、沈砂池等を整備しております。

以上です。

○座波一委員　やはり、今のようにハード面での取組が不可欠なんですよ。

さらに、どの畑地から流出しているというのは、これ追跡できますから。その地主を責めるという意味じゃないですよ。その追跡したら対応が出てくるわけ。農地用水路を通して、河川に流入しているところが分かりますよね。

だから、そこら辺にハード対策として、沈砂池をしっかりとつけるというようなやり方、これ非常に効率がいいんですよ。効果があるんですよ。そういっ

た取組をやられているかということです。

○島袋進村づくり計画課長　繰り返しで申し訳ありませんが、先ほど申し上げましたように、水質保全対策事業、区画整理とかで、これまで、市町村からの聞き取りなんですが、2400基ぐらいの沈砂池も整備しておりまして、水質保全で約500、圃場整備等で1900を現在も造っております。

これからも、必要な箇所に関しては、沈砂池等の整備を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○座波一委員　数的には、まだまだ足りませんね。

さらに管理、沈砂池の保全、これも機能していない場合も多い。

そういう取組ができていないということが、今の赤土が止まっていないという大きな原因だと私は見ていますので、特定すること。赤土がどの地域から出ているか大体分かっていますよね。

その地域を集中的にハード面でどう対応していくか、できない部分をソフト面でどうするかであって、今、ソフト面でやっているというようなことを前面に出しているから、全くこの効果がないように見えるんですよ。

その裸地期間というのがありますよね、耕作するときには、畑がどうもさらされる時期がありますから、その間の対策をするには、やっぱりソフトだけでは無理でしょうということなんですよ。

どうでしょうかね。

○島袋進村づくり計画課長　今、委員のおっしゃるとおり、やはりソフト、連携が非常に重要だと思っていますので、これからも情報の共有を図りながら、また事業の推進を努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○座波一委員　最後に、流出防止法との兼ね合いね、その調整の可能性はないですかね。

○能登拓営農支援課長　赤土等の流出防止条例については、開発行為に対してはかなり厳しい規制がかけられております。

一方で、農家向けの部分については、基本的には、農地からの流出ということに関して、開発事業とは異なって、ここに係る対策費用を農家は価格転嫁するのが非常に困難な状況といったことを踏まえて、努力義務にとどめられているというふうに承知をしております。

農林水産部としては、そういった状況を踏まえて、この条例の改正といったものに関しては慎重に対応すべきかなと考えているところです。

○新垣淑豊委員長　大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　大枠な質問になりますけれど、よろしくお願いします。

県が求めるこの農業生産額の目標額をちょっと教えてください。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

沖縄県農林水産業振興計画に基づきまして、農林漁業産出額を令和13年度までに1500億円、農業産出額で言いますと、1205億円、林業産出額で16億、漁業産出額で279億の目標値となっております。

○大浜一郎委員　農業生産額の、直近３年間の推移を教えてください。

○比嘉淳農林水産総務課長　直近３年でいきますと、令和３年度が、農業産出額が922億、そして、令和４年度が890億、そして、令和５年度が879億になります。

以上です。

○大浜一郎委員　今年度予算における目標、令和13年までに1500億円まで持っていくという中において、今年の予算の位置づけというのはどういうふうになっているのかと。

例えば事業別の構成比は、それに向かったような構成比になっているかということをちょっとお聞きしたい。

予算規模も含めて。

○比嘉淳農林水産総務課長　農林水産部の予算編成に当たる今回のものにつきましては、県の予算編成方針に基づくほか、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げる沖縄ブランドの確立と、生産供給体制の強化や県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保など、７つの柱。

７つの柱については、資料３の４の12ページ、13ページ、14ページに７つの柱を載せております。この７つの柱を基本として、農業水産業の振興に資する各施策に取り組むこととしております。

また、令和７年度の当該計画に基づいて、353事業、総額にしますと566億9577万4000円を計上しており、沖縄振興予算、それから、農林水産省の予算など活用して各施策を展開することとしてあります。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より令和13年の計画達成に向けて、予算の構成や規模は妥当かについて聞いている旨、説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　農林水産部における令和

７年度当初予算につきまして、昨年度と比較しまして、40億円を超える増額となりました。

これは、物価上昇による生産資材高騰対策等によるものが大きいところになっております。

予算編成に当たりまして、県の予算編成方針に基づいて予算調整をしておりますが、農林水産部は、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化など、７つの柱として挙げる、各施策を実施するものとしております。

物価の上昇に伴う生産資材価格の高騰や、災害対策など、取り巻く厳しい環境変化に臨機応変に対応するほか、農林水産業における各種情勢を踏まえ、農林水産業のさらなる振興対策として予算編成しておりまして、引き続き足腰の強い農林水産業を推進してまいりたいと思います。

○大浜一郎委員　では、その方向に向かっているという理解をするようにします。

農業生産額の順位を教えてください。沖縄県の。

○比嘉淳農林水産総務課長　令和４年度の沖縄県の農業産出額、上位から行きます。

肉用牛192億、サトウキビ166億、豚120億、キク61億、鶏卵48億、以上です。

○大浜一郎委員　そうなってくると、肉用牛が192億ぐらいあったと。

いろいろあるけれども、子牛がほとんどでしょう。

今、低迷しているよね。だけれど、これが比較、優位性があるということで、いつも１位なんですよ。サトウキビは、いかんせんこれは補助作物だから競争力あるかどうかは別として。

肉用牛に関しては競争力があるということになってくると、優先順位というのがあるかもしれない。沖縄においてはね。取り組むべき順序、力を入れるべき順序というのがあるかもしれない。

この肉用牛に対する総合的な予算については、これでこの事業を底上げできるというような事業になっているというふうにお聞きしたいんだけれども。事業はみんなそれに沿った事業になっているかどうか。

今年は幾らまでの出口を見ているのかというところまで御説明ください。

○比嘉淳農林水産総務課長　今、大浜委員が言っている出口戦略に基づいての事業予算の組立てなんですが、農林水産部は、先ほどから言うように、農林水産業振興計画に基づいて、生産の拡大であったり、生産流通コストの低減、それから沖縄ブランドづくりの推進、６次産業の推進などの、マーケットインを意識した出口戦略の強化等の各施策を取り組んでいるところであります。

令和７年度は、当初予算において、県産牛肉ブランド向上対策事業や沖縄きのこ市場競争力強化事業など新たに実施することとしておりまして、県としましては、引き続き、観光、それから商工と連携して、魅力、活力ある持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より今の事業体制と予算でうまくいくと考えているのか確認したい旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

まず最初に、畜産でございますけれども、畜産は今年、当初で約27億ということで予算措置をして、子牛の価格低迷ですとか、あとまた、新たな県有種雄牛とかをＰＲしながら、産地をＰＲしていくということで、また今年の２月に、肉用牛繁殖経営再興プランを策定しまして、それに基づく事業ということで推進しております。

その一つが県産牛肉のブランド力向上ということで、経産牛の肥育のブランド化なども含まれているということで、畜産に関しましては、そのプランに基づいて事業立てしまして、それをやっていくということになっております。

また、そのほかのものに関しましても、沖縄のブランドづくりということで、６次産業化ですとか、あと、生産の振興ということで、それに基づいて当初予算を立てているところですけれども、また、農林水産部だけではなくて、引き続き、関係団体はもとより、観光ですとか、商工とも連携しまして、魅力と活力ある農林水産業の実現ということで、目指していきたいと思います。

○大浜一郎委員　じゃ、今年の最終的な目標値というのは、今どれぐらい置いていますか。今年の予算の中において。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

単年度ごとの計画については、今のところないんですが、令和９年度の目標値は設定しております。

農業産出額でいうと、1128億となっております。

○大浜一郎委員　単年度、単年度で、ある程度の出口ゾーンの数字を把握しておかないと、1500までに

どうやって持っていくという、毎年毎年の取組が弱くなりませんか。民間だったら絶対そんなことはしない。

ちょっと皆さんに聞きたいんだけれど、1500億までやっていくのに、毎年毎年、何を手だてを講じていくのって必要なことじゃないですか。それが、単年度の出口が決まっていないというのはおかしいと思いますよ。部長、その点どうなんですか。予算を使うんだから。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

今、計画のほうは９年度でございますけれども、単年度ということは、事業のＰＤＣＡということで、事業の目標値等々設定しておりまして、それのＰＤＣＡで振り返りをしながら、達成率ということで、事業の目標値の達成ということで、単年度はそのことで管理をしているということであります。

○大浜一郎委員　農業経済という視点を入れてくださいね。

やはり農業経済という視点がないと、どうしても作るだけになっちゃうからね。どうやって富を増やしていくか、競争力を持つかというのは、農業経済という視点を入れた取組をしてほしいと思います。

それと、肉用牛に関して言うと、今、ＨＡＣＣＰが工場、石垣がやっていますよね、海外輸出も目指しているんだけれども。このＨＡＣＣＰの使い方と今後の支援が、この中にちょっと予算でどこに、ちょっと見えないんだけれど、それを説明してください。

○真喜志修畜産課長　畜産物の海外輸出については、事例を申しますと、八重山食肉センターのほうで、令和４年３月、４月にタイ、マカオ向けの牛肉の輸出の認定を取得しております。

今年度ですね、農水省の食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ等対応施設整備事業を活用して、台湾、シンガポールの輸出認定取得に向け、今、施設の改修等を実施しているところであります。

県としては、今後も、こういった畜産物の海外輸出に向けた取組について、いろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○大浜一郎委員　今、台湾が全面的に牛肉の輸入を再開するということが決まりましたよ。

台湾とシンガポールと香港が一番厳しいわけですよ。

それに対応できるようなＨＡＣＣＰ整備を、県内の中では石垣以外にどこかやる予定はあるんですか。

○真喜志修畜産課長　今のところ、石垣の食肉センターのみとなっております。

○大浜一郎委員　であるならば、相当な、輸出を拡大していくためにも、戦略的にやっていくためにも、そのような事業とか支援体制の予算がついて僕はしかるべきだったと思うんですよ。

これ、どこにその予算が見えますか。

○真喜志修畜産課長　海外の輸出に関連して、事業として、県産農林水産物輸出体制構築事業というのを実施しておりまして、例えば香港、ベトナム、マカオ、タイにおいて、県産の畜産物の販売促進プロモーションや現地企業との商談及び現地視察等を行っているところです。

例えば令和５年度の実施内容としましては、香港、シンガポール、台湾及びタイにおいて、現地での販促プロモーション、県内生産者輸出事業者と現地企業との商談、現地市場調査、牛肉カット指導、メニュー提案、試食会等を実施しているところでございます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員よりＨＡＣＣＰを使った輸出拡大の予算についての質問である旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

真喜志修畜産課長。

○真喜志修畜産課長　その辺も含めて今、先ほど説明したこのプロモーション等の事業を活用して、そういったいろいろ話合いの場を持てると思いますので、そういった既存事業も活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

○大浜一郎委員　分かりやすく、後で御説明いただきたいと思います。

それと、製糖工場の件ですけれどね、製糖工場はキビを生産しようというふうな施策はあるけれども、予算もあるけれども、作ってきたものを、特に分蜜糖の場合に、作りなさい、工場は危ない、この状況をどうしていくのというのが、僕は予算書の中から見えないんですよ、方針の中からも。この辺はどうなんですか。

また、今年も、関係者と協議をして云々という、答弁に１年間なっていくのかどうかですよ。キビ作っても、工場を造れなかったらどうするんですかということは、もうぎりぎりまで来ていると思う。方針がもう今、この方針が見えない。どうなんですか、そこは。

○金城吉治糖業農産課長　製糖工場の老朽化対策につきましては、分蜜糖振興対策支援事業費におきま

して、製糖事業者の経営安定を図ることを目的に、気象災害とか、そういったコスト上昇分を支援するとともに、製糖施設の整備を支援する分蜜糖製造合理化対策に必要な経費を、一部助成しているところでございます。

委員のおっしゃいます石垣島製糖の建て替えにつきましては、国のほうで令和６年度補正予算で新たな事業が創設されましたので、そういった事業の活用も含めて、今、石垣市、石垣島製糖のほうと意見交換を行っているところで、事業実施主体、費用負担について調整をしているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員　これ、ゆがふ製糖も含めて、石垣島製糖も含めてですけれど、ロードマップが今年中にある程度、生産者にも見えるような形になれるのかどうかというのも、僕は非常に大事なことだと思いますよ。

その点をちょっとお聞かせください。

○金城吉治糖業農産課長　石垣島製糖、先ほど話したように、市のほうと、工場のほうとお話しさせていただいいているところですが、ゆがふ製糖におきましても、26市町村ございますが、１月に全市町村との意見交換を開催をさせていただきました。

そういった中で、費用負担、あと事業主体について意見交換を行っているところです。

再度また、３月の28日におきましても、分蜜糖安定操業対策検討会議の中で、そういった事業費、事業実施主体、費用負担について、意見を伺っていきながら、整備の方策について進めてまいりたいと考えております。

○大浜一郎委員　それで生産者が､これからも頑張って生産に意欲を持って取り組めるということを、担保できるというふうに、今の答弁から捉えて、我々は説明していいんですか。

○金城吉治糖業農産課長　工場の整備につきましては、かなりの費用になりますので、また、費用負担について市町村、事業主体のほうと意見交換して確定させる必要がありますので､それにつきましては、早期に固められるように、費用負担が決められるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より、毎年同じような答弁であり、今年度のロードマップについて説明するよう要求があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

前門尚美農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　製糖工場の建て替えでございますけれども、国のほうが、令和６年度の補正予算で、先ほど糖業農産課長からもありましたけれども、共同利用施設の再編・集約、合理化を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業というのが新たに創設されたところであります。

また、製糖工場さん、ゆがふ製糖ですとか、石垣島製糖さんでもそうですけれども、事業費の圧縮、そしてまた、ゆがふ製糖さんには副産物の利用ということで現在取り組んでいただいているところです。

県のほうではまた、先ほど申しました事業の活用も含めまして、製糖事業者と市町村、そしてまた、関係団体と検討して、早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員　この問題は、知事が動かないと駄目ですよ。知事が先頭になって国と交渉して動かないと、これ前に進む問題ではありません。

ですので、部局は部局としてやるけれども、これは知事が先頭になって、意識を持ってやらないと駄目です。これだけは言っておきますからね。

水産業についての新たな取組なんですけれど、生産額についてはお聞きしましたけれども。

今度ね、これから有望なものとして、養殖と栽培漁業がありますよね。

地域の皆さんが言われているのは、優良な種苗の生産をぜひ県のほうで後押ししてくれということがある。

養殖も、養殖事業と栽培漁業事業、今どこに力を入れてやっていこうというふうに思っていますか。漁業者の所得を上げるために。

○七條裕蔵水産課長　お答えします。

今、委員のほうがおっしゃった種苗生産については、石垣にある水産海洋技術センター石垣支所、それから、本部にあります県栽培漁業センターのほうで取り組んでおりまして、優良な種苗を漁家の皆様に供給できるよう日々努力しているところです。

それで、養殖業は、基本的に、やはり県内で一番大きいシェアを持つモズク養殖業でございます。

モズク養殖につきましては、今、喫緊の課題は水温対策でございますね。

水産海洋技術センターにおいて、そういった高水温に耐性のあるモズク品種の開発に取り組んでいるところです。

それから、魚類の養殖につきましては、引き続き

ヤイトハタ等の養殖技術開発、それから、栽培漁業センターにおいては、シラヒゲウニの養殖技術の確立、生産増大に取り組んでいるところです。

○大浜一郎委員　順調にいっているという理解でいいですね。

○七條裕蔵水産課長　正直なところ申し上げて、まだ結果が出ていないところも結構ありますので、取組自体で、大きな問題点は今のところないという答えにとどめさせてください。

○大浜一郎委員　これから目指すに当たって、養殖とか、特に栽培漁業というのは、普通の漁業のように海面より、担い手がね、取り組みやすい事業というか、これからもうかっていくから。

だから、そういったので、優良な種苗は、県のほうでとにかく供給してくれという要望は毎年あるわけですよ。

それが今聞くと、ちょっと心もとないな。

だから、ここをちゃんとしてもらわないといけないわけ。

これに対する予算措置はちゃんとできているかというのを聞きたいわけ。

○七條裕蔵水産課長　すみません、先ほどの私の心もとない答弁は、あくまでも、養殖の生産そのものですね。

委員がおっしゃいました種苗生産については、順調でございます。

今、栽培漁業センターのほうで施設改修に入っておりまして、その間、種苗生産が一時期滞るのはやむを得ないのですが、代わりに、水産海洋技術センター石垣支所において、ヤイトハタの種苗生産等を実施することになっておりまして、生産は順調でございます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時20分再開

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　続きまして、非常に農業政策の中で、大事なのは食の自給率についての問題があると思いますけれど、これは予算にどう反映されているかというのと、カロリーベースというもので、今、沖縄の現状を教えてください。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

まず最初に、食料自給率向上事業についてなんですが、予算額が986万9000円。

令和７年度から８年度までの２年間の事業になります。

この事業は、生産拡大品目、それから、輪作体系の検討、そして、農地の効率的な利用などに関する実態調査などを行って、有識者による検討会を設置して推進します。

そこで、本県の食料自給率の向上に向けて取り組んでいくというのが今回の事業です。

以上です。

○大浜一郎委員　カロリーベースの内容をちょっと教えてください。

○比嘉淳農林水産総務課長　カロリーベースというのは、国が定めている指標の一つなんですが、一日の人間の摂取量から今回、日本全国、もしくは沖縄県で作れる品目の割り算といいますか、そういうような計算でもってカロリーというので換算して、国としては指標をつくっております。

以上です。

○大浜一郎委員　県内のカロリーベースの中で、１位、２位、３位、もしあるんだったら教えてください。

内容、県内カロリーベースのパーセンテージがあるでしょう。

その内容が分かりますか。

○比嘉淳農林水産総務課長　カロリーベース、国が公表しているのは、細かい数字はもう出していないので何とも言えないんですが、推定でいくと、おおむねサトウキビが１番で、品目別というのはないので、すみませんけど、推定で、サトウキビが１番なのかなというふうにしか言えません。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より、カロリーベースの内容について聞きたいと説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

比嘉淳農林水産総務課長。

○比嘉淳農林水産総務課長　国が出しているカロリーというのは、各県ごとに、何％、何％出しているんですけれど、沖縄県は、令和４年度の概算値で34％。平成30年から見ますと、おおむね30％前後で推移しているというような状況になります。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より品目別は分からないのかと質問があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

比嘉淳農林水産総務課長。

○比嘉淳農林水産総務課長　品目は国が出しているもんですから、我々沖縄県では把握できておりません。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員より品目別で出してなかったかと再度確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

比嘉淳農林水産総務課長。

○比嘉淳農林水産総務課長　品目別というのはまず国が公表しておりません。

各県ごとにしかカロリーは――34％という、令和４年。これしか国からは言われてなくて、沖縄県は推定で、例えばサトウキビを除いたら何％というのは過去に言ったと思うんですけれど。

これも推定値になります。国の公表値から推定すると、おおむねサトウキビを除いたカロリーベースでいくと、６％前後になると思います。

○大浜一郎委員　ここがね、自給率が何％という割にはね、なかなか内容が把握されていないわけですよ。

生産額ベースというのに今からシフトしていかないといけないけれど、こんなカロリーベースで、意味分からないことをやっているのは日本だけなんですよ。

ちょっとお伺いしますけれど、和牛生産していますよね。これはどうカウントされていますか。生産額で見てくるんであれば。

○比嘉淳農林水産総務課長　県内で、和牛については、飼料がほとんど外国から輸入ということもあって、カロリーベースには換算は大分低く推定されています。

以上です。

○大浜一郎委員　そうなんですよ。

外国産になるんですよ。そうなってくると外国の飼料を食べているから。だから、卵もみんなそうなんですよ。みんな外国産になっちゃうわけ。

だから、生産額とかいうちゃんとした、沖縄でどれぐらいの生産額があって、どういうふうな食物が取れて、どれだけの産地の能力があるのかというのを、もう少し具体的に統計立てたことをしないとよくないと思うんですよ。

部長これどういうふうに思いますか。

○前門尚美農林水産部長　委員おっしゃるように、また、あわせて今般の社会情勢等の変化により、食料安全保障及び食料自給率の向上の重要性は一層高まっていると思っております。

県では、食料自給率の向上に向けて、我が県は、サトウキビを除くと、大分低くなるんですけれども、その要因としましては、先ほど言いましたように、肉用牛の飼料が外国産ですとか、あと花とか、たばこ、食料自給率に換算されないものも多いということと、あと、野菜等々ということで、他県と比べて水田が少ないというのも背景にございます。

しかしながら、県では、食料自給率の向上に向けて、今後、輪作体系や、また、生産拡大品目の検討など調査するということで、令和７年度の新たな取組として、食料自給率の向上対策事業ということで、新規で予定しております。

あわせて、食料自給率を上げるためには生産拡大が重要だと考えていますので、引き続き各種、また、生産振興対策、そしてまた、担い手の育成確保ということで取り組んでまいりたいと思います。

○大浜一郎委員　和牛をたくさんやったって、自給のカロリーベースが上がるわけでも何でもないわけですよ。

だから、生産額ベースで、バランスよくどうやってこの生産地が能力あるかというのをやるのが農政の中で非常に大事だというふうに思いますから、それを体系立ててできるような取組もね、ぜひ今年度からちょっと着手してもらいたいなというふうに思います。

米生産に関して、予算がちょっと見当たらないんだけれど、どこにありますか。

沖縄で米生産やっているところあるんだけれど、沖縄の自給率を仮に米でやったらどうなるのか。

米生産の予算とか方針がちょっと見えにくいんで、そこをちょっと教えてほしいんですよ。

○金城吉治糖業農産課長　米の生産につきましては、生産量につきましてですけれども、令和元年につきましては、県のほうで約677ヘクタールで、約2000トンの生産量となっております。

一方、令和５年産につきましては、収穫面積で576ヘクタール、生産量で1850トンとなっております。

米に関する予算につきましては、国の経営安定所得対策を実施しておりまして、これにつきましては直接、県を通さずに農家のほうに交付されるという事業になっていまして、県の予算には計上されておりませんが、その推進事業として、市町村が取り組む予算につきましては、県を通して予算化しているところです。

事業費につきましては、令和７年度におきまして

は、1480万円を計上しているところでございます。

○大浜一郎委員　八重山では米づくりをまたやっている若い人たちもいる。

昔は、県内の７割はカバーできるというふうに言ってたけど、今はどれぐらいの率になっているの。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部より、消費量の７割ではなくて、県内の生産量の７割が八重山産である旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　であるならば、この八重山でできた米の流通が地元でなかなか流通できない。

例えば給食にも採用できないというような問題があるんですよ。これは何とかしていかないと、地産地消になっていかないんじゃないかな。その辺の取組については、どういうふうな取組がありますか。

○本永哲流通・加工推進課長　お答えします。

米の地産地消につきましては、学校給食の件については、基本的に、学校給食会から米を一括で買って、そちら総括してというのが基本なので、八重山の農家さんからも一部はそういうオファーを聞いているんですけど、なかなか今のところは流通していないと聞いています。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、大浜委員よりどのような取組をしているのかを聞いている旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

本永哲流通・加工推進課長。

○本永哲流通・加工推進課長　学校給食については、基本的には、まず、調達の費用がかなり少ないので、なかなか米、地産地消でやってはいきますけれども、教育庁のほうで調達の費用に見合ったものを調達していくという形になるんだと思っています。

○大浜一郎委員　流通価格で負けているってことね。

地産地消よりも流通価格のほうを優先しているということですよね。答えてください。

○本永哲流通・加工推進課長　地産地消に回すよりも、流通のほうに回したほうが農家の所得が上がるという格好だと思っております。

○大浜一郎委員　残念ですね。

質問を変えます。

もう一点だけ。

国営事業に関する八重山地区の県事業の推移についてお伺いします。

○島袋進村づくり計画課長　国営関連に関しましては、令和６年度の、まず採択ベースで、国営は既存事業と新規の部分がありますので、全体でまずお話ししますと、全体の含めますと64％ですね。

あと、新規整備だけをお話ししますと、採択ベースで38％。これは面積ですね。これは区画整理のです。

あと、畑かんに関しては、採択ベースで22％になっております。

○大浜一郎委員　前に進んでいるというふうに理解していいですか。事業採択が順調にいっていると。

○島袋進村づくり計画課長　本来ならば、もっと進捗率を上げるべきだと思っておりますが、幾つか、前もお話ししましたが、やはり今、大きな課題が３つ捉えていまして、その中の一つは、やはり後継者がいないという、特に農家の方が、その事業に着手するにちょっと意欲が減退しているということとか、あと、農家の負担金ですね。

ただ、石垣に関しましては、区画整理に関しては２％、畑かんに関しては市のほうが全額負担するということで、他の地域に比べてかなり積極的な対応していただいているところがあります。

あと、区画整理に関しても、県営事業等で行う事業であれば、担い手的にある一定の集積すれば、それを賄うような事業もありますので、そういったことも、そういう地域の方々に御説明しながら進めたいと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員　じゃ、よろしくお願いします。

委員長、要調査事項についてお願いがあります。

製糖工場の建て替えの問題についてですね。

製糖工場の建て替えの件というのは、これは長年の懸案事項になっておりまして、現場においても大変難しい状況にあろうかというふうに思います。

今後、サトウキビを増産する施策を進めていくに当たっても、製糖工場の建て替えの、それなりのロードマップをしっかりするようにするのは今年非常に重要な問題ではないかなというふうに思っております。

先ほど、私申し上げましたように、この問題は農林水産部だけで取り組める問題では到底ありませんので、知事がしっかり国と交渉すべき案件だということにおいて総括質疑に上げることを申し上げたいというふうに思います。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長より総括質疑の内容につ

いて確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　製糖のサトウキビ生産をしっかりと前に進めていく政策をしていくためにも、農家の皆さんにも安心して生産ができるようにするためにも、この製糖工場の建て替え問題というのは、ゆがふ製糖にしかり、石垣島製糖にしかり、喫緊の課題というのが、毎年の課題として上がってきております。

この問題は、農林水産部だけでできる問題でもありませんので、知事に対してね、国としっかりそのロードマップづくりにしっかりと努力されますよう、総括質疑として上げたいというふうに思いますので、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明３月11日の委員会質疑終了後に協議いたします。

以上です。

休憩いたします。

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

儀保唯委員、質疑ありますか。

○儀保唯委員　ないです。

○新垣淑豊委員長　それでは、上原快佐委員。

○上原快佐委員　よろしくお願いします。

まず、新年度の予算の農林水産部の概要というか、全体的な部分についてお聞きしたいんですけれども。

幾つかの施策の中で、新規就農とかいろいろと、新たに農業を始める人への投資みたいな部分が幾つか施策があるんですけれども、ただ、実際には、予算としては、今年度よりか、予算計上としては減っているという部分で、食料自給率を上げたり、目標として、令和13年度に1500億と掲げているにもかかわらず、こういった形で、この新規就農の部分が予算としては、次年度少なくなっているというのはどういう理由からなのかというのをお伺いできますか。

○能登拓営農支援課長　お答えいたします。

新規就農者を対象にした支援のための事業として、新規就農者支援事業、それから、新規畑人資金支援事業、農業次世代人材投資事業などを実施をしているところでございます。

次年度につきましては、本年度の当初予算ベースと比較をしますと減額という形になってございますが、基本的には、これらの事業につきましては、国の交付金を活用しまして、新たに農業を始める方に交付金を交付するなどを行っております。

基本的には、翌年度の事業については、前年度に各市町村等を通して要望調査を行いまして、予算計上を行っているところです。

今回の、令和７年度の予算につきましても、基本的には要望ベースで計上をさせていただいておりますので、不足が発生するという事態はないかなというふうに理解しているところです。

○上原快佐委員　各市町村から要望が少なかったから、その分、減額というか、予算がちょっと減っているというのはもちろん理解はできるんですけれど、ただ､方向性としてどうなのかなというところがあってですね。

目標数値はあるわけですよ。

食料自給率のアップとか、様々な、足腰の強い農業とか言っている割には、その実際の担う人たちというのが、市町村ベースでも全然要望が上がってこないというのは、ちょっとあまり理解しにくいんですけれど、そこら辺は、なぜ市町村からそういった要望が上がるのが少ないんでしょうか。

そこら辺の要因分析というのはどうなっていますか。

○能登拓営農支援課長　大幅に要望が減っているという状況ではございませんが、昨今のコロナ禍が明けてから、県内全体に景気が回復していく中で、非常に人手不足が進んでいるという中で、農業の現場においても人材確保に苦慮しているという実態はあろうかと思います。

単純にこれがそのまま農業の現場に反映しているかというところまでの分析はできてはございませんが、そういった一面もあるのかなというふうに理解しているところです。

○上原快佐委員　もちろんコロナによる要因もあるだろうし、他の産業との比較として、比較優位性がどうなのかという様々な要因あるかとは思うんですけれども、ただ、目標数値、令和13年度、1500億というふうに掲げていて、さらに、様々な政策の方向性というのがある中で、そこら辺もうちょっと丁寧なニーズ調査というか、丁寧な聞き取りをしっかり進めていただきたいなと思っております。じゃないと、結局、この目標数値というのが、達成できませんでしたで終わる可能性がやはり非常に高いなというふうに思っています。

このまーさん・ぬちぐすいプランありますけれども、農業振興計画ですか、これの中で、域内経済循環の拡大ということが基本的視点の中で挙げられていますけれども、県内の生産物をですね、食品工場

であったりだとか、ホテルとかに出荷していって、域内の経済循環を高めるということだと思いますけれども、この新年度予算の中で、そこら辺が反映されている施策というのはどういったものになるんでしょうか。

すみません、これはちょっと事前聞き取りで言わなかったものですから、なかなか探せないのかなと思いますけれども、ちょっと僕もこの、見る中でなかなかちょっと見当たらなかったものですから、もし、施策として、こういう部分がありますよというのであれば、後ほど個人的にちょっと教えていただければなと思います。

次なんですけれども、各種施策というか、一つ一つの個別のやつに移っていきますけれど、14ページの新規事業の小規模離島における海洋深層水を活用した農林水産業振興調査事業、これの概要を教えてもらえますか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　本事業では、商工労働部において令和６年度から先行して調査している小規模離島における海洋温度差発電の可能性調査、その結果を踏まえて、海洋温度差発電後の深層水を活用した地域活性化の可能性を検討するものです。

具体的には、１つ目に、久米島町での事例に関する経済性やコスト計算及び国内外の事例調査、２つ目に、対象離島における海洋深層水の多段利用による農林水産業振興の可能性調査を委託する予定です。

令和７年度当初予算額は865万7000円、事業期間は令和７年度１年間を予定しております。

以上です。

○上原快佐委員　これは、主に久米島町と大東の調査を目的とした形で、実際にこの実用化という部分まで調査を進めていくという形でよろしいんですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　うちのこの事業ですね、商工労働部が今年度、久米島の横展開を想定して、小規模離島どこかで温度差発電ができないかなと、今、調査しています。

ただ、温度差発電だけだとコスト的に合わないので、多段利用して、例えば農林水産業だとか、商工事業を含めて、いろいろな使い方をしてどうにか経済性を上げられないかというのを調査するんですが、どこの島を対象にするというのは、今現在やっている商工労働部の結果待ちです。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

次に、15ページの10番、鳥獣被害防止総合対策事業、この概要についてお伺いします。

あと現状ですね。

○能登拓営農支援課長　鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、鳥獣による農産物の被害軽減を目的に、各市町村や広域の団体で実施する、鳥獣害防止対策に対する支援などを行う事業となってございます。

直近の数字で申し上げますと、令和５年度の鳥獣被害額は約7500万円というふうになってございます。

○上原快佐委員　具体的に、どの地域のどういった害獣がいるのかというのを教えてもらえますか。

○能登拓営農支援課長　地域によって様々な被害があるところですけれど、例えば北部地域ですと、カラスの被害ですとか、それから、イノシシの被害。

中南部は、鳥ですね。カラスだとか、シロガシラ。

それから、離島に行きますと、やはり、特に最近、石垣ではイノシシの被害などが増加傾向にあるというような状況にございます。

○上原快佐委員　分かりました。

引き続き取組を強化していただきますようにお願いします。

続いて、16ページのおきなわそば地産地消プロジェクト推進事業、これのですね、前年度もありましたけれども、拡大の事業ですけれども、概要と、まず、現状ですね、あと、課題についてお伺いします。

○金城吉治糖業農産課長　おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業（小麦生産対策）につきましては、県内において小麦の生産拡大を図り、地産地消を推進するため、県産小麦を活用したおきなわそばのブランド化を支援していくものです。

令和７年度につきましては、沖縄に適した小麦品種の選定や、小麦栽培実証展示圃の設置、あと、県内の小麦栽培加工流通における課題整理、品質分析等ブランディング調査、イベントによる情報発信などを実施することとしております。

本事業により選抜された小麦品種や、調査結果を基に、県内における産地化に向けて部局横断的に取組を進めていくこととしておりますが、課題につきましては、一部、生産関係で反収が低いというところがございます。

全国的には、10アール当たりの収量が440キロ程度あるところが、沖縄県につきましては、約143キロということで、大分少ない状況ですので、まずは沖縄に合った品種の選定と、それに合わせて、また、栽培技術の確立というのが重要になってくるかなと考えているところです。

○上原快佐委員　これは、例えば目標数値みたいな

ものであったりだとか、いつぐらいを目標にというか、年度の目標というのがあるんですか。

○金城吉治糖業農産課長　まだ生産収量を上げていくことが大事というふうに考えていますので、一定程度どこまで収量が上がるのかというのを見極めた上で、生産目標についても検討していきたいというふうに考えているところです。

○上原快佐委員　これはちなみに、消費側というか、そば屋さんからのニーズが高いものか、それとも、生産者側のニーズが高いものなのか、どっちなんですか。

○金城吉治糖業農産課長　どちらもニーズが今あるというふうに考えております。

小麦生産も結構増えてきている状況で、特にうるま市、伊江島を中心として、生産量拡大している状況になっていますけれども、一方で、ニーズについても今般、１月に開催されました花と食のフェスティバルのほうでアンケートを実施しております。

その中で、沖縄県産小麦を使用したおきなわそばの認知度については、約５割となっていた一方で、店で見かけたら買いたい、また食べたいという回答が約９割あったということで、そういったニーズもあるのかなと考えているところです。

○上原快佐委員　一方でニーズはあるとは思いますけれども、実際、価格的な部分というので、実際に割高になっていくんでしょうか。

そこら辺は分かりますか。

○金城吉治糖業農産課長　小麦の価格につきましては、輸入のものと、他県産のものは大体キロ70円前後になっているというふうに認識しているところです。

県産小麦については、それよりもかなり高い価格で取引されているというふうに聞いております。

そういった意味もあって、価格を抑えて消費拡大につなげていくために、反収向上というのがやっぱり一番の課題かなと思っていますので、反収向上できるような取組を今、進めているところです。

○上原快佐委員　分かりました。

様々な課題があるかと思いますけれども、ただ、おきなわそばに関しては、地元でできた食材で、そば自体が作れれば、当然ブランディングという意味ではかなり高まっていくと思いますので、そこら辺も踏まえて、しっかり今後も対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○比嘉淳農林水産総務課長　上原快佐委員からあった、域内循環についての事業、確認しましたので、資料３－３の県産農林水産物活用連携支援事業。15ページの５番ですね。

それから、６番の農林水産物等地産地消推進事業、そして、16ページのおきなわそば地産地消プロジェクトですね。

一応、ここに載っている部分ではこの３つが域内循環をして、観光業であったり、それから、加工業であったりと連携をしながら、生産をしているというような事業です。

○上原快佐委員　分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○新垣淑豊委員長　次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員　お願いします。

資料３－３、当初予算案説明資料のほうの15ページになります。

⑤の県産農林水産物活用連携支援事業についてなんですけれども、この事業は、令和４年度からの事業というふうになっているんですが、この取組内容と成果についてちょっとお聞きしたいなと思います。

○本永哲流通・加工推進課長　お答えします。

当該事業は、県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む人材を育成するため、商品開発及び改良及び販路拡大、開拓等を支援する事業となっております。

前身の事業、地域農林水産物活用支援事業の取組及び実績としましては、令和４年度は11事業者、令和５年度は10事業者、令和６年度は10事業者、延べ31事業者の支援を行っております。

このうち、15事業者は、生産者と連携する加工業者等となっており、生産者と他産業との連携の取組が進んでおります。

また、取り扱われた生産物も、グアバ、マンゴー、紅芋、豚肉、キクラゲ、アカマチなど、幅広く多種多様な加工品について支援を行っております。

以上です。

○次呂久成崇委員　これ、次年度、７年度も実施計画あるかと思うんですが、実際にスタートして、この販路開拓、拡大というのも、一緒にこれは取組というのをされているんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　前身事業の中でもやってきたことなんですけれども、令和７年度の、新年度の事業につきましては、そこの販路拡大、販路開拓というところに注力をしまして、マッチング等を実施していきたいと考えております。

○次呂久成崇委員　ありがとうございます。

次ですね、この農林水産物等地産地消推進事業についてお聞きしたいと思いますが、これは事業内容等について幾つかあるというふうに認識しているんですけれども、改めてこの事業内容、そして、効果等についてお聞きしたいと思います。

○本永哲流通・加工推進課長　農林水産物等地産地消推進事業につきましては、県内における県産農林水産物の消費拡大を図るため、第５次沖縄県地産地消推進計画に基づき、飲食店、宿泊施設、学校給食等における県産食材の利用促進に係る各種取組を行っておるところです。

具体的な内容としましては、県産職場を積極的に活用している飲食店を対象とした、おきなわ食材の店登録制度の推進であったり、県内ホテルや学校給食へ向けて県産食材をマッチングする県産食材産地ツアーの開催、食材の情報発信等による県産食材利用促進を図る取組、それから、地産地消推進県民会議の構成団体である消費者団体や流通加工団体、出荷団体、行政の取組や課題等を共有する場の創出などを実施しているところです。

○次呂久成崇委員　このおきなわ食材の店なんですけれども、今、登録件数というのはどれぐらいなんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　令和６年度の新規登録数は44店舗ございまして、令和７年１月現在では、合計433店舗に登録いただいております。

○次呂久成崇委員　この飲食店、そして、ホテル、あと、学校給食のほうも取り組んでいるということなんですけれども、この県産利用率、利用量というのについてちょっと伺いたいと思います。

○本永哲流通・加工推進課長　ホテルのほうは、令和４年度は20％程度というのが現状になっておりまして、令和８年度までの目標値としては36％を目標に取組をさせていただいております。

また、学校給食については、令和５年度におきまして27.2％となっておりまして、こちらも令和８年度の目標値としては32％を掲げて取組をさせていただいております。

学校給食における利用量ですけれども、令和４年度で121万6500キロ程度になります。

それから、ホテルにつきましては、令和４年度で134万2405キロとなっております。

○次呂久成崇委員　今の学校給食等においても、この物価高騰の影響で今、食材確保も含めかなりやっぱり厳しい状況だというふうにお聞きしているんですけれども、実際に今、県外からの食材、そしてまた、県内の食材の物価高騰と給食との関係とかというのはどうなっているんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　すみません、詳細の数字は持ち合わせていないのですけれども、当然に物価高騰の影響は受けていると認識しておりまして、新聞等の報道でも、学校給食費、県内の幾つかの市町村は値上げをしていくということなので、当然、物価高騰等の影響を受けていると考えています。

○次呂久成崇委員　私、学校給食でのやっぱり地産地消の取組というのはとても重要かなというふうに思っているんですけれども、特に、学校給食の部分においての、この地産地消をしていく中での課題についてちょっと伺いたいなと思います。

○本永哲流通・加工推進課長　学校給食における県産農林水産物の利用上の主な課題としましては、まず、限られた給食予算の中で仕入れなければならないと、これが１つです。

それから、事前に献立を決定するということで、仕入れ時点での品目、数量等がなかなか変更できないというところ。

それから大量の調理を短時間でやらないといけないということで、規格外の農林水産物を使いづらいというところ。

あと、今のと関連しますけれども、下処理に時間がかけられないということで、一時加工の必要がある等が課題となっていると考えております。

○次呂久成崇委員　ということは、この地産地消、給食の中で取組を進めていくとしても、やはり、じゃこの食材、品目というのはもう限られてくるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　委員のおっしゃるとおり、品目も限られて、その下処理の話だけではなくて、そもそも県産の野菜というのは冬春季が旬になりまして、夏はなかなかこの供給量が足りないというところもありますので、品目としては限られてくるということになります。

○次呂久成崇委員　ちょっと伺いたいんですが、学校給食における利用促進事業の中で、栄養教諭向けの研修ということもやっているようなんですが、その内容について教えてください。

○本永哲流通・加工推進課長　学校給食の現場に対しての県産食材の利用促進ということで、令和６年度はオクラ、冬瓜、カボチャを６施設マッチングしました。

給食の献立にも取り入れてもらうということで、

産地や品目の紹介、利用上の課題の洗い出しをさせていただいたところです。

また、栄養教諭を対象にした産地研修や調理研修等を実施して、県産食材の旬の時期であったり、新たな調理法の知識の向上を図る取組をさせていただいております。

以上です。

○次呂久成崇委員　この学校給食を通じて食の教育の取組ということもされているようなんですけれども、例えば研修を受けた栄養教諭が児童生徒に対して、また、地元の野菜、食材のことを栄養等も含めて伝えるというような、そういうプログラムというんですかね、そういう事業もあるんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　農林水産部のほうでは、その過程のところまでは今、見てはいないんですけれども、教育庁の中ではそういう食育というところの事業を実施していると聞いております。

○次呂久成崇委員　地産地消推進事業、給食の取組も本当にとてもいいと思いますし、また、この栄養教諭等を通じて、我々が本来というか、ずっと口にしていたこの食材ですね、改めてまた見直す機会にもなると思いますし、やはり児童生徒の食育にとってもとても重要だと思いますので、ぜひ連携して、これ縦割りじゃなくて教育委員会とも連携しながら、取組をぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。

次に、同じページのところで、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業について伺いたいと思いますが、これは、今は既存の不利性解消事業に、これが事業移行するものだというふうに伺っていますが、改めて概要等についてお聞きしたいと思います。

○本永哲流通・加工推進課長　おきなわ農林水産物県外出荷促進事業ですけれども、委員がおっしゃっていただいているように、不利性解消事業の後継事業ということになります。

本事業、そもそも一括交付金で実施しておりましたけれども、令和７年度からは、内閣府が新設しました補助金の事業になるというところがまず１点変更のところでございます。

あわせて、令和４年から船舶比率に応じた単一の基準単価を用いての補助をさせていただいたところですけれども、令和７年度からは船舶単価と航空単価を分けて実施するということにしております。

あわせて、目標としましては、やはり物流の合理化を進める中で、物流費の低減というところは、目標としては同一でございますので、それを達成するためにコールドチェーン構築に係る実証事業の補助については手厚く予算を計上しているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員　これ、県ではソフト事業、一括交付金を活用してやっていたのが、今回は財源が国になったということなんですけれども、これ、県から国に変わったということは、この経緯等についてお聞きしたいなと思うんですけれど。

○本永哲流通・加工推進課長　当該事業以外にも新設された補助事業の中には、離島住民交通コスト軽減事業でありましたりとか、米軍用地の取得に係る事業等が盛り込まれております。

国としましては、離島振興に注力をするということで、新設の補助事業を創設されたのではないかと考えております。

○次呂久成崇委員　この事業移行について、自治体のほうへの説明というのは、もう行われているんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　国との調整が年末まで続きましたが、それを経て、１月には対象市町村について説明をさせていただいたところです。

○次呂久成崇委員　これは、対象は変わってくるんですかね。この事業者、この補助事業を受ける対象も変わってくるんでしょうか。

それでまた、出荷者とか生産者のほうにも説明というのは行われるんでしょうか。

○本永哲流通・加工推進課長　対象については変わりません。

旧事業というか、令和４年度からの事業までは出荷規模に応じてその対象、応じるというか、出荷規模があまりに小さいところについては対象とさせていただいてなかったんですけれども、令和７年度から出荷規模、要件についてはなくしているというところがあります。

一方、あともう一つの御質問の生産者等への説明については、各市町村から説明をいただいているという状況でございます。

以上です。

○次呂久成崇委員　私が聞き取りしたところ、自治体の担当職員も少しこの事業概要については、まだちょっと理解がちゃんとされていないのかなというふうに感じました。

また、生産者とか、出荷者のほうも自治体のほうから説明を聞いても、概要についてちょっとまだ分からないというようなところがあって、ただ、実際

にこれからの時期、夏に向けて、もう既に発注というのは受注していますので、そこで少し生産者のほうでも混乱があるようですので、ぜひその自治体とも協力して、この事業者、生産者のほうにも改めて必要であれば、しっかり連携して説明を行っていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○本永哲流通・加工推進課長　令和７年度から、今、申し上げましたとおり、新たな制度となります。

そこにつきましては生産者、それから出荷団体等につきましても、一定程度の混乱はあるのかなと思っていますので、丁寧に説明をさせていただいて理解を得たいと考えております。

すみません、先ほどのホテルの地産地消の量なんですけれども、あくまでサンプル調査のものなので、全量ではないというところです。

よろしいですか。

○次呂久成崇委員　はい。

○新垣淑豊委員長　続きまして、上原章委員。

○上原章委員　お願いします。

午前中から通告した内容が幾つかもう出ていますので、ちょっと違う角度も含めて質問したいと思います。

まず、何名かの方が取り上げています食料自給率向上についてなんですが、これまでの取組の効果、そして今回新規事業として新たに計上されているんで、その辺の内容をお聞かせください。

○比嘉淳農林水産総務課長　食料自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、県としましては各種生産振興対策、担い手の育成確保や経営力強化など、農林水産物の生産拡大による食料自給率の向上に取り組んでいるところなんですが、令和７年度の新規事業につきましては、生産拡大品目、それから輪作体系の検討であったり、それから農地の効率的な利用など、実態調査を中心に行うとともに、有識者による検討会を開いて検討していくと。

その調査結果を踏まえた上での輪作体系の確立であったり、荒廃農地の活用による生産の増大を図ることにより、食料自給率の向上に寄与するとともに、生産者の所得向上にもつながるものと考えております。

令和７年度から８年度までの２年間の事業で、令和７年度は986万9000円ということになっております。

以上です。

○上原章委員　今、カロリーベース、いろいろあるんですけれど、先ほどの答弁では、令和13年度までに45％を目指すと。

でも、ここ数年、30％前後だと。

この目標に向けて、こういった新規事業としてやっていくと思うんですが、特に今、生産拡大品目ということを検討するということなんですが、具体的にこういう部分は強化していきたい、また新しい、またそういった品目に調整していきたいというのはあるんでしょうか。

○比嘉淳農林水産総務課長　拡大の品目については、今現在、令和５年度から始めている農畜産物の安定供給ワーキングチームの中で、今、議論している最中であります。

その中でも自給率の向上に貢献するもの、例えば芋であったりとか、お米であったりとか、カロリーベースでいくと大分貢献するんですが、その辺のところも今の現状の生産面積、それから農地のことも含めつつ、さらに農家が所得向上につながるかどうかも検討しながらやっている現状がありまして、これが今、進められる食料自給の向上の品目であるというのは、今のところちょっと答えにくいなというふうに考えています。

以上です。

○上原章委員　例えば農地の確保、荒廃農地活用という、その辺も具体的に目標を掲げて、今、進んでいこうという、そういう考えでいいんでしょうか。

○比嘉淳農林水産総務課長　委員おっしゃるとおり、荒廃農地も含めてフル活用して、効率的に畑を使いつつ、輪作体系も考えて生産量を伸ばすことによって、自給率を高めていく、歳出額を高めていくというふうなことを考えております。

以上です。

○上原章委員　頂いた資料に、自給率のカロリーベースが低いものということで、畜産、野菜、花卉、そういったものが全体の７割ということですよね。

ですから、そういった構成比を見て、実際、今後どういう品目が沖縄のこういった亜熱帯の、また離島も含めて、どういった品目が本当は必要、もしくはこういった農地をどこまで広げて、具体的に各市町村と連携を取って、地域の対象となる品目、そして強化する品目等が出てくると思うんですけどね。

例えば芋って先ほどおっしゃいましたけれど、ジャガイモとかは沖縄の生産者の出荷の範囲というか、今後の可能性はあると僕は聞いたことあるんですけれど、この辺はどうでしょうか。ちょっと細かいところで、あれですけど。

○長嶺和弥園芸振興課長　馬鈴薯の県内の令和４年

産の作付面積は66ヘクタール、収穫量は889トンございます。

○前門尚美農林水産部長　委員おっしゃる馬鈴薯ですけれども、県のほうでは戦略品目として、野菜のほうで16品目位置づけているんですけれども、その中で馬鈴薯も位置づけております。

この戦略品目なんですけれども、農林水産物の沖縄が優位性があるということで、生産拡大とか、付加価値を高めることが期待できる品目ということで取り組んでおりまして、拠点産地ということで、また例えば、産地として育成したりとかということで、補助事業を入れたりとか生産拡大ということで取り組んでいきたいと思います。

特に沖縄は春先の出荷ということで、市場競争力もあるもんですから、引き続き生産振興ということで取り組んでいきたいと思っております。

○上原章委員　分かりました。ありがとうございます。一例として聞きました。

ぜひ、今のなかなか自給率が上がらない原因、ぜひ今回の新規事業の中で精査していただいて、むしろ本当、沖縄ならではの戦略を組んでいただきたいなと思います。

次に、中央卸売市場再整備の事業、非常にこれも関係者の方々から、本当に相当の老朽化があるということで、非常に期待をしているところなんですが、このスケジュール、供用開始をする新しいそういう建て替え含めて、どういった見通しがあるのか、まず聞かせていただけませんか。

○本永哲流通・加工推進課長　中央卸売市場つきましては、先ほども申し上げましたとおり、40年程度たっていまして、老朽化が進んでいるというところでございます。そこで、民間の活力を活用した再整備ということを検討させていただいています。

具体的には余剰、全ての用地を中央卸売市場で使っているんですけれども、それを一部余剰地を生み出して、そちらを民間収益施設を建築していただいて、そこで収益を上げていただくということを検討しているところです。

今年度それに向けた対話事業者を選定します。その対話事業者と令和７年度は対話を重ねながら、整備基本方針を策定していきたいと考えております。

○上原章委員　今、民間の活用というＰＦＩということですか、この事業は。

○本永哲流通・加工推進課長　ＰＦＩも含めＰＰＰといいまして、ＰＦＩだけではなくて、いろいろ手法を考えております。

○上原章委員　これ、対話事業者って、もう手を挙げているところあるんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　昨年の11月に公募をさせていただいて、複数社、応募していただいております。今月の13日に選定委員会を開催する予定でございます。

○上原章委員　これ、総工費とか、そういうのも出ているんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　今申し上げましたとおり、整備手法であったりとか、収益性だったりとかというところをまず応募いただいているところなんですけど、応募いただいた中で対話事業者、あくまで対話事業者のほうで、その中からこういう整備がいいよねとか、こういうところをこういうふうにしたいねということをいろいろお話をさせていただくというところです。

○上原章委員　こういった幾つかの手法があると、民間の活力を活用させていただくということで、いろいろ行政がやっている、そういった事例もあるんですけれど、基本的な考えを確認したいんですけれど、公設民営化ってことですか、この事業は。

○本永哲流通・加工推進課長　まず現状は公設公営といいます。

皆さん、よく誤解をされるんですけれど、この設というのは建設費の話だけではなくて、設置者ということなので、公が、県が設置者でもあり、直接運営もしているということで、公設公営と言っております。

ただ、法の改正もありまして、今、民設民営でもできるようになったところもありますので、県外で民設民営でやっているところもあります。

そこも参考にしながら、運営方法についても皆さんで議論をしていきたいと考えています。

○上原章委員　現時点の県の考えは公設民営、もしくは民設民営、これはこれからの意見交換の中で決めていく。今の現時点ではゼロベースなんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　令和５年度に、運営の在り方についても市場関係者の皆さんと議論をさせていただいたところです。

市場関係者の皆さんは、やはり公設公営というところを希望はされています。

なので、現状で言えば公設公営になろうかとは思っております。

○上原章委員　公設公営という、これまでの形を皆さんも今、考えているってことですか。

○本永哲流通・加工推進課長　今、申し上げたとお

り、建設をするということが公設という意味ではなくて、なので、そういう意味では、公設公営、設置者として県、運営も県、直接というのが今のところは、はいということになろうかと思います。

今後の議論によっては、今、申し上げたとおり、公設民営の形もありますでしょうし、民設民営の形もあろうかと思います。

○上原章委員　分かりました。

いずれにしても、今、関わっている関係者の皆さんとしっかり連携とって、当然多くの方々が整備事業、本当に期待していますので、よろしくお願いします。

それから、新規就農者育成事業。

これ、今回また、農業次世代人材投資事業ということで、予算が計上されておりますけれど、特に新規就農者支援事業というのは、まずは内容を聞かせください。

○能登拓営農支援課長　新規就農者支援事業は、国の新規就農者育成総合対策を活用し、新たに農業経営を開始した新規就農者の経営発展を目的に、機械や施設等の導入費用の補助などを行う事業となってございます。

○上原章委員　この新規就農者支援事業、約１億余り計上されております。

昨年も同じ１億3000万ということですが、この効果をお聞かせ願えますか。

○能登拓営農支援課長　新規就農者支援事業では、令和６年度につきましては、13名の方を対象に支援をさせていただいたところでございます。

ちなみに、令和７年度につきましては、現在15名の新規就農者への支援を予定をしているところでございます。

○上原章委員　当初予算１億余り、これ計上し、令和６年13名、新年度15名という、これ最長、例えば就農準備資金として月12万5000円。そして、最長２年間。そして、経営開始して、また12万5000円月々最長３年間、５年間ということだと思うんですが、例えば今年の、新しい、新年度の１億余りの中に、この月々12万5000円を交付する、例えば令和６年度にスタートしたこの事業に参加した人たちは、新年度も同じく月々の給付あるんですか。これも入っているんですか、この予算に。

○能登拓営農支援課長　資料３－３の23ページ見ながら御説明をさせていただきますと、今、御指摘にあります③新規就農者支援事業、これはいわゆる単純に施設機械を整備するときに補助をする事業です。

今、委員から御指摘がありました月々、現在は12万5000円、年間150万円を支援するのは、次の④新規畑人資金支援事業と、その次の⑤の農業次世代人材投資事業。

これは、⑤のほうは、これの前身事業になっているので、事業内容がかぶるところがございますが、両方合わせまして、４億5000万程度を計上しているというようなことで、23ページで申しますと、③④⑤の３つの事業の中で支援をさせていただいております。

○上原章委員　分かりました。

ちょっと似たような事業になっているんで交差しましたけれど、頂いた資料では、特に農業次世代人材投資事業ということで、年間300名育てて、10年間で3000名をということで、今、目標を掲げているとは思うんですが、新規の農業をやっていきたいという40代以下ということでなっていますけれど、経営生産者として収益を出していく方々というのは、この事業の支援を受けて、どのぐらいの方々が生産者として頑張っていらっしゃるか、そういった数字ありますか。

○能登拓営農支援課長　新規就農の支援の関連の事業を合わせましてになりますが、平成24年度以降、延べ1675人の方に支援を行ってきたところでございます。

令和６年末現在、1675人のうち、1626人の方が営農継続されておりまして、定着率が97％となってございます。

○上原章委員　ありがとうございます。

私も何人かこういった事業に挑戦して、非常にすばらしい業績を出している方々、若い方々がいるのも、本当にお話を聞いたら、とてもこの事業で、本当に大きな道を開けたと、非常に助かりましたという声が多いんですけれど、今、一時期よりも成り手がどの業界も人手不足ということで、今、特に生産者にそういった物価高騰で、出荷したスーパーとかでは、当然値上げして、その後、この生産者にはなかなか価格転嫁ができなくて、今、経営自体がもう本当大変なんだという声がやっぱあるんですね。

そういう意味では、こういった新しく農業を頑張っていこうという若い人も今少なくなっているということも聞きます。

また、事業計画をつくる段階で、もう本当、融資も受けながら、こういう人たちがやるわけなので、この辺の現場の声というのが非常に苦しい。

今現在頑張っている生産者もそうなんですけれど

も、この辺の相談はしっかり県のほうで把握されていますか。

○能登拓営農支援課長　今、御指摘にありますとおり、新規就農に当たっては、様々な課題があるものと承知をしております。

そういった方への支援体制を整えるということで、県としましては、各地区に農業改良普及課、普及センターを設置しまして相談を受けておりますし、また外郭団体のほうで、就農サポートができる体制を整えております。

あわせて、地域のサポート体制を構築するという意味では、市町村の管理は非常に重要になってきますので、市町村の皆さんとの連携体制といったものも地域で構築をしているというような状況でございます。

○上原章委員　ぜひ市町村がどちらかというと実施主体で、また、そういった事業計画をする指導、助言もそういうところがありますので、県がしっかりその辺のサポートもやっていただきたいと思います。

終わります。

○新垣淑豊委員長　瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　お願いします。

物価高騰に係る予算増額、増えてきたかなというふうに思っていまして、まず物価高騰や農家支援の予算ということでは、新年度どういうふうになっているのか伺います。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

農林水産部では、近年の生産資材価格高騰等が生産者に対して大きな影響を与えていることから、重点支援地方交付金を活用し、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業、肥料価格高騰緊急対策事業など、生産者に対する支援を行っており、令和６年度は補正予算で対応するなど、５事業、22億1681万4000円を計上しておりました。

令和７年度当初予算において、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業など、引き続き取り組んでいくこととし、令和６年度を約５億円上回る４事業、27億2809万9000円を計上しております。

特に、畜産農家支援など、次年度当初から早期に支援できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　今出ました、和牛子牛の生産者緊急支援事業は、予算としては当初予算比でいうと、前年比で大分増やしています。14億余り。

配合飼料価格差緊急対策事業は11億8000万と大分拡大しています。

新年度当初予算比なんですが、この額というのは、今年度補正で引上げてきたと。

そことの関わりで言うと今年度並みになるのか、いや今年度の補正増より上回るというぐらいの額になっているのか伺います。

○真喜志修畜産課長　お答えします。

まず、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業につきましては、当初予算と補正予算を合わせて令和６年度の予算額は５億3695万5000円となっております。

一方、令和７年度当初予算額は14億1872万7000円を計上しており、令和６年度予算額と比較すると、８億8177万2000円の増額となります。

増額の主な理由としましては、令和６年度は公益財団法人沖縄県畜産振興公社が実施する沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業と本事業を合わせて、肉用牛繁殖農家の支援を実施してきたところですが、令和７年度については本事業のみで肉用牛繁殖農家の支援を実施することとなったため、予算が増額されております。

次に、配合飼料価格差緊急支援事業についてです。

配合飼料価格差緊急支援対策事業は、飼料価格の高止まりによる農家の飼料費負担の激変緩和を目的として令和４年度より実施しております。

本事業において、令和６年度は当初予算が２億9742万5000円、６月補正予算で11億2007万8000円を計上しまして、合わせて合計14億1750万3000円を予算措置しております。

令和７年度は依然配合飼料価格の高止まりが続いて畜産農家の経営が厳しい状況にあることから、当初予算として11億8613万6000円を、今議会に計上しているところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　財源についても確認したいと思いますが、この間、物価高騰が続いて、高止まりになったがために前年度に比べると上がっていないと。

それで、国の制度的な支援が受けられないという状況もあったかと思いますが、そこら辺との兼ね合いで言うと、国がそういった制度設計自体が改善されて予算化されたのか、あるいはそれが活用できなくて県独自で対応するという予算のスキームになっているのか確認します。

○真喜志修畜産課長　今回、両事業とも国の重点支援交付金を活用して、畜産農家を支援するための事業を立ち上げているところです。

○瀬長美佐雄委員　続きまして、水産業の振興に係

る課題、それの解決に係る関係予算事業について伺います。

○七條裕蔵水産課長　お答えします。

本県水産業の振興に関する課題としましては、漁業就業者の確保のほか、近年の物価高騰を背景とした漁業経営の悪化などが上げられます。

県では、関係団体とともに漁業就業支援フェアを活用した新規就業者確保に取り組むほか、若年層の漁業者の経営改善による定着を促すため、経営診断等の支援を実施しております。

また、次年度には、漁協等における物価高騰対策利子補給事業として予定しており、漁協等の経済事業の活性化を図ることで漁業者の経営安定効果を期待しております。

引き続き担い手の確保、育成や漁業経営の安定化などに努めることで、水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　水産業の担い手育成も事業としてありますが、実際として農家自体の就業者、農業、水産業、そこに係る推移としては、今、減っているのは確かなんだけど、どんな状況なのかを確認したいと思います。

○七條裕蔵水産課長　先に水産のほうからでよろしいでしょうか。

水産における業者就業者数ですが、平成30年に3686人だったものが、令和５年には3266人、10％ほどの減少となっております。

○長元司農政経済課長　お答えします。

本県における基幹的農業従事者数について、統計の一つなんですけれども、令和２年は約１万3000人、10年前の平成22年の２万人と比較しますと約35％の減少となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　先ほど来というか、食料自給率について議論がされてきました。

農業関係でいうと、もう10年で35％、戸数の数として減少ですと。

このペースで行くと、大変になるというのはもう誰でも分かることだと思います。

食料自給率との関わりもありますが、この遊休農地や耕作放棄地、現状と対策、どんな事業で対策していくのか伺います。

○長元司農政経済課長　お答えします。

令和５年、本県における耕作放棄地面積は3578ヘクタールでございます。

直近５年間でほぼ横ばいで推移しているところであります。

農業委員会による耕作放棄地の対策としましては、まず、農地パトロールによる利用状況の把握、その上で耕作放棄地の所有者に対する通知や指導を行うなど、農地中間管理機構の活用を含めて、農地の利活用を促すなどといった取組を行っております。

県としましては、引き続き農業委員会等と連携して農地の適正利用等を進めてまいります。

それから、もう一点ございましたこれに関連する予算事業なんですけれども、県では、農業経営の合理化を図り、農地利用関係調整等を行う農業委員会等に対して農業委員会等助成費で補助を行っているところでございます。

この事業の中で、機構集積支援事業補助金として農地の利用状況調査や耕作放棄地の利活用に向けた指導など、農地法に基づく農業委員会の事務に対して令和７年度予算、5868万円を計上しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　農家の高齢化も深刻だと思います。

平均年齢というのは今、どんな推移でなっているのか確認します。

○能登拓営農支援課長　お答えいたします。

農林業センサスによりますと、本県における基幹的農業従事者数のうち、65歳以上の構成比につきましては平成22年が54％、令和２年は60.5％ということで、農家の高齢化が進行しているものと考えております。

○瀬長美佐雄委員　県立農業大学校が移転して、ここはやっぱり農業の担い手育成という大事な機関ですが、その現状がどうなっているのか。

あと、新入学の応募の状況、あるいは新卒者の進路について、就農率が高いかと思いますがどんな状況でしょうか。

○能登拓営農支援課長　まず県立農業大学校の現状についてお答えいたします。

県立農業大学校は、次世代の農業を担う経営感覚に優れた青年農業者などを育成するとともに、地域の農業振興を先導するリーダーを養成するため、実践的な研修教育を行っており、昨年４月に宜野座村に移転、開校したところでございます。

これまで遠隔地に分散していた牧草地や農業機械演習場の集約等を行ったほか、多目的トイレやエレベーターの設置、学生寮の改善など、現代の生活環境基準に合わせた施設整備を行うなど、学習環境の

機能向上が図られております。

また、ドローンなどスマート農業技術や先進的な生産環境管理技術の学習など、新たなカリキュラムで、学生教育に取り組んでいるところでございます。

それから、卒業生の進路というところでお答えをいたしますと、県立農業大学校の卒業生の進路としましては、就農や農業研修、それからＪＡなどの関係企業等への就職、公務員採用などがございますが、特に就農が最も多くなってございます。

昨年度までの過去５年間の平均で、就農率が約72%ということで、九州各県と比較しても高い状況となってございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　今、農業のそういった収益も含めて、振興するという意味では、６次産業化を推進していますということだと思いますが、この６次産業化を促進する事業や予算、あるいは成果として、どういうのが出ているのかを伺います。

○本永哲流通・加工推進課長　お答えします。

県では令和４年より沖縄県における６次産業化に係る目標、それから方向性を示す第２次沖縄県６次産業化基本方針により人材育成研修や専門家による個別支援と、補助事業組み合せた各種支援を行っております。

関連事業としましては事業者の知識や技術のレベル等に合わせた支援を３段階に分けた３つの事業を実施しており、各事業間の支援対象者や研修会等の情報共有を図り、スムーズにステップアップできる体制を整えております。

具体的な事業としましては、まず、最初、その６次事業化に取り組んだことがない事業者を対象に、スタートアップ事業というのを実施しております。

そこで、併せて、その次のステップとしては、既に商品化はしているんですけれども、商品の改良等に取り組みたいというところでありますと、県産農林水産物活用連携支援事業、これは一括交付金で事業を実施しております。

今、既存商品のブラッシュアップであったり、あと、専門家による個別指導等を行っているところでございます。

３段階目、さらに経営を拡大していきたいという事業者につきましては６次産業化支援事業というのを実施しております。

総合化事業計画等の認定者ということになりまして、地域資源活用・地域連携サポートセンターの設置であったりとか、経営改善の知見を有する専門家の人材育成研修等を行っているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　食料自給率の観点で議論がされてきました。

聞きたいのは、今、農家の戸数の減少、高齢化、目標に掲げているカロリーベースにしろ、生産額ベースにしろ、逆に今、下降後退ということで、一つはこれがなぜなのかと。抜本的に検討する必要があろうと思います。

それを目的としていないような感じの新規の食料自給率向上対策事業、ここで専門家有識者も交えた計画化をすると。ここに今、期待はしたいと思っています。どのようにして今の現状を打開するのかと。

今、物流が止まってしまったら、沖縄はより深刻、日本全体の問題ですが、種苗も肥料も、飼料いわゆる餌も全て海外に依存するという中で、物流が止まったら、世界で一番先に餓死するのは、日本だろうと。経済大国と言われながら農業は本当に貧しい状況です。だから、これを本当に目標も持って、どう引上げていくのかという点で大事だと思います。

石垣が、そういう意味では農業が盛んで、畜産も米もあると。先ほど議論ありました。石垣島で食料自給率はどのぐらいあるんだろうと思います。それについて皆さんはそういった視点で、個々別の農業生産が高い、大東島もそうですが、それについての食料自給率を島単位で捉えてみたらどんな現状なんだろうということを伺いたいと思います。

○比嘉淳農林水産総務課長　まず、自給率については国の統計では離島単位、市町村単位でないので正確にお答えはできません。

ただ、おっしゃるように、離島地域について本県の農業産出額の４割を占めるほか、基幹作物であるサトウキビの生産量は８割、肉用牛飼養頭数などは７割という中で、農林水産業を支える重要な地域であるということを認識しております。

このため、県では、離島ですね、特に地域ごとにサトウキビ、それから畜産の安定生産対策がまず１つ目。

２つ目に自然災害や気候変動、気象変動に対応した栽培施設の整備。

３番目に、農林水産物の輸送コストの低減対策。

４番目にかんがい施設等の農林水産基盤の整備。

このようなことを取り組んでいくことによって、県として引き続き、各種事業をしっかり行いながら、離島の農林水産振興を図っていきたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　食料安保等、国がようやく叫びだしてきています。

ですから、戦争準備どころか、自分の胃袋準備をちゃんと責任を持つというふうな政策展開が必要だと思います。

農業の大問題は、輸入、農産物の輸入自由化に始まり、海外の大規模農業と競争しようと言わんばかりの政策で、今も規模拡大を事業としても補助を出して推進したりはしていますが、やっぱりね、家庭農業大事にすること。あるいは、農業でちゃんと生活できるような、価格補償も制度もそうだし、災害があったときに、農地が潰れて収入が上がらないと。もう国が、あるいは県が所得も保障するという抜本的な状況で、農業の生産者を支えていく。そういった対応が本当にもう緊急、待たれていると思いますし、その観点でやっぱり国に農政の転換を求めていただきたいし、先ほど、担い手育成事業、年間300人をコンスタントに10年間で3000名と。これはね、ぜひそれ以上に活用も促してできるようにしてほしい。

そのためには、月12万と言わず、もっと額も期間も延ばして、そうして農業従事者を増やしていくんだという政策的な提言もやっぱり国に求めていくという姿勢で、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○前門尚美農林水産部長　生産の拡大も図りながら、食料自給率の向上につきましては、担い手の確保も、委員おっしゃるように重要な課題と認識しておりまして、民間300名の数値目標を上げておるんですけれども、それは平成27年から令和２年までの新規就農者数の実績を考慮しまして、令和２年の主業農家数の経営体を減少させずに、10年後も維持させていくためには、新規就農者年間300名、そして10年間で3000名確保するという目標を掲げておりますが、それにつきましても、新規就農相談会、また市町村、地域の指導農業士等々と連携しながら育成、そして定着ということで取り組んでいきたいと思います。

また、食料自給率につきましても、今回、新規事業、沖縄県食料自給率向上対策事業ということで、その中で離島地域における生産拡大品目の可能性ということで、所得向上の可能性ですとか、あと輪作体系、流通等々の検討も行ってまいりたいと思います。

引き続き食料自給率の向上ということで、各種生産振興の担い手の育成確保、また経営力強化ということで取り組んでまいりたいと思います。

○新垣淑豊委員長　當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　それでは、よろしくお願いします。

まず、今出しているんですが、イマイユ市場見学ツアー実証というのがあるんですけど、これ、何を目的に､何を効果があるということでこの見学ツアーはされるんでしょうか。

○七條裕蔵水産課長　お答えします。

イマイユ市場見学ツアー実証試験事業、令和７年度当初予算が500万でございます。

この事業は、観光振興基金を活用させていただいております。

この事業では、沖縄観光における食の満足度を引き上げるため、糸満漁港内の水産物卸売市場、イマイユ市場において、本県を訪れる観光客が経験豊富な市場関係者の説明により沖縄の多彩な水産物や食文化に触れるとともに、臨場感あふれる水産物の競りを体験できる見学ツアーの開発に向けた実証試験ということです。

○當間盛夫委員　この見学ツアーで今、皆さんが言われている、この水産公社の卸売市場の活性化が図られるという認識で、この事業をされるんですか。

○七條裕蔵水産課長　はい、期待しております。

しかし、この事業は、あくまでも基本的に重きは観光のほうの振興でございます。

以上です。

○當間盛夫委員　それじゃ、水産業全般についてちょっと聞かせてもらいたいんですけれど、５年でいいですので、海面漁業、養殖業の産出額の推移を教えてください。

○七條裕蔵水産課長　すみません、令和５年の生産額はまだ算出されておりません。

令和３年と令和４年で述べさせていきいただきます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員よりマグロ類だけの推移を答えてほしい旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

七條裕蔵水産課長。

○七條裕蔵水産課長　失礼しました。

国の統計値によりますと、令和３年のマグロ類の漁獲量が、総生産量が１万901トン、令和４年の生産量が6549トンとなっております。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より生産額を答えてほしい旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

七條裕蔵水産課長。

○七條裕蔵水産課長　失礼しました。

マグロ類の生産額ですが、令和３年が64億8600万円、令和４年が57億6900万円となっております。

○當間盛夫委員　この生産額が減少した理由は何なんでしょうか。

○七條裕蔵水産課長　先ほど私が答えたように、令和３年の生産量から、令和４年の生産量が大きく減少しております。

こういう生産量の減少がつながっているものかと思います。

○當間盛夫委員　次に、この糸満の高度施設、この水産公社のイマイユ市場というんですか、その取扱い状況を教えてください。開設から。

○七條裕蔵水産課長　令和５年１月から12月におけるイマイユ市場の取扱量は3513トンで、令和６年１月から12月の取扱量が3995トン、およそ１割方、増大しております。

○當間盛夫委員　皆さん、これ目標がありますよね。

目標を教えてください。

○七條裕蔵水産課長　イマイユ市場の年間取扱量目標は5500トンです。

したがいまして、先ほど申し上げた令和５年１月から12月までの取扱量3513トンは、目標の64％で、令和６年の１月から12月の取扱量は3995トンで、目標5500トンに対して73％の達成状況となっております。

○當間盛夫委員　その目標に取扱量が追いつかない要因って何ですか。

○七條裕蔵水産課長　やはりまだ周辺設備が整っていない、今の沖縄県漁連の一次加工処理施設等は整備してきましたけれど、まだ足りないものがございます。

それで、例えば船から市場に陸揚げする際の荷揚げ用クレーンとかが不足しておりまして、次年度それを水産業構造改善事業で整備する予定です。

○當間盛夫委員　部長、もう今月で定年であるんですけれど、この水産業、わざわざ第三種の糸満漁港に高度化施設ということでね、泊で今まであった野ざらしのそういう競りを、高度化で冷凍も含めてさ、わざわざ向こうに県が、県漁連含めて向こうに移したわけですよね。

ところが、なかなかこの整備状況も整っていかないという今の状況を部長としてどう捉えますか。

○前門尚美農林水産部長　今、水産課長からありましたように、目標値に達成していない状況でございますけれども、イマイユ市場は今後ですね、品質、また衛生管理に対する信頼性の向上に向けた取組ですとか、あと、また、先ほど来ありますように周辺の施設のほうが整備がまだまだという状況がありますので、取扱量を増やすためには周辺整備、例えば、大型漁船の補修ですとか点検を行う船揚場がないこととか、そういうのがありますので、さらなる市場利用を増やすためには、そういう整備と併せて、また、イマイユ市場の品質、衛生管理に対する信頼性ということで、関係機関と一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

○當間盛夫委員　代表質問等々で、我が会派の大田議員が、この糸満の第三種漁港というのは、沖縄県で糸満しかないわけですよね。

そこでのいろいろ他県からの漁船だとか、いろいろ船の整備のために向こうに入ってくる。しゅんせつのということがなくても、皆さんその費用がという話をするんですけれど、やっぱりね、これだけ海に囲まれた沖縄県だからこそ、もっと水産業を向上する、皆さんそのためにパラオにも行かれて、いろいろこの周辺のものをやっているはずでしょうから、その辺をね、やっぱりこの糸満漁港をどのように活用していくか、そのしゅんせつに向けてもですね、しっかりと取り組んでいってもらいたいと思いますんで、これはまた要望等で、これは後でまた要調査でさせてもらいます。

次にページ14ページ出しておりますが、先ほどからあります自給率向上対策についてであるんですが、食の安全保障の確保ということで、もう国もそのことの望みはあるんですけれど、皆さん、令和13年度までに45％にするということのものがあるんですが、今、30％台ですよね、カロリーベースだといっても。

45％にするまでにどのような方策を取られるんですか。

○比嘉淳農林水産総務課長　お答えします。

まず最初に、令和13年度までの目標値である45％については、基本、国が掲げている目標に合わせて沖縄県もそこまで持っていきましょうということで、45％と設定しております。

それの目標に向かってどうやってやるかという、今回の事業が一番鍵になると思うんですけれど、まず最初に、１つ目の視点として、どのような品目が生産拡大できるのかというのを、農家の所得の視点、要するに稼げる品目であったりとか、地域によってはその作物が作れる、作れないものですね、地域特性を考慮したり、それから輪作体系、そして新技術、

新品種を導入することによって、省力化であったり、スマート農業化であったりが進むと思うんですけれど、そういうものを具体的に今回の調査に盛り込んでおります。

２つ目が、農地の確保、それから効率的利用なんですが、荒廃農地、遊休農地含めてどうやって活用できるかというのは、農地中間管理機構であったり、いろいろなところと調査をしながら荒廃農地の活用、それから輪作体系、例えばサトウキビの島であれば、サトウキビを中心とした作物に合わせての輪作はどんなふうにやると農家の所得が上がりつつ、自給率が上がっていくのか、生産量が上がっていくのかというものであったり、農地の集積であったり、そういうことを農地関係でやりたいと、調査したいと。

３つ目が離島。離島にも同じような課題がありますので、それをうまく活用、離島の問題も含めて検討することによって、有識者等を交えた形で検討会をして、今後、沖縄県が伸ばすべき品目、それから食料自給率を上げるための生産振興をどうするかというの議論して、検討して方向性を見いだしていきたいというふうに考えています。

○當間盛夫委員　今の冒頭の答弁を聞くと、国が示したから、この数字にただ擦り合わせるような、この調査をやっていくというようにしか聞こえない。じゃ皆さん今まで何やってきたのということです。これだけ就業農家が減ってくる、耕作放棄地が増えてくる、沖縄の産出額だとか取扱率も減少していくのに、何か新規事業のように捉えていないかとしか聞こえてこないわけですよ。新規事業じゃないわけでしょう、自給率向上とか、この一次産業をどうするかというのは。

僕はね、この辺がちょっと欠けているんじゃないかなと思うんだよね、その辺は。

何か国が方針を示したから、この方針に従って数字を出していくというようなことではなく、僕ら、隣の鹿児島、宮崎があれだけ農業が伸びるのに、何で沖縄はその分で、全国比率にしても30位しかいないかということを、僕らもっと重点的にやっぱり取り組むということを、皆さんの姿勢として示していないと、今の最初の冒頭、国が示すからというような数字の在り方ってのは、僕はね、違うと思っていますよ。この辺はちょっと反省されてもらいたいと思います。もうこれはこれで終わりますんで。

次に、皆さん、僕はこの自給率向上のものでもあるんだけれど、この耕作放棄地が増えるというのは、要因も分からないもんですから、この農地中間管理機構、今回も１億3000万あるんですけど、この管理機構の実績を教えてください。

○長元司農政経済課長　お答えします。

担い手への農地集積を推進するため、平成26年３月に沖縄県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、農地中間管理機構事業を開始しております。

同事業では、農地中間管理機構が離農者等から農地を借受けて、認定農業者等へ貸付けを行っております。

平成26年度は、借受けが18ヘクタール、貸付けが11ヘクタールとなっており、令和５年度では、借受けが139ヘクタール、貸付けが167ヘクタールとなっております。

令和５年までの累計で、借受けが1284ヘクタール、貸付けが1402ヘクタールとなっております。

○當間盛夫委員　これは沖縄だけの機構ではなくて、農地バンクという、全国的にあるんですけれど、この沖縄の農地中間機構、この農地バンクというのは、全国的に比べてどうなんですか。

○長元司農政経済課長　全国的な統計を確認しますと、水田地域については、東のほうについては、水利の関係で、農地の集約が進んでいるという状況があります。

西のほうの畑作地域につきましては、流動が遅れていると。なかでも、島嶼県の本県は流動化の状況が低いという状況になっています。

○當間盛夫委員　沖縄の課題は何ですか。

○長元司農政経済課長　お答えします。

本県の課題なんですけれども、所有者の保有意識が根強くて、貸し借りが進みにくい背景がございます。

それから、相続未登記や不在地主などによる農地権利が複雑となっている。それから、３点目に、零細農地など耕作の条件の悪い農地の存在がございます。

以上です。

○當間盛夫委員　この農地バンクを活用して、やっぱりね、耕作放棄地という解消をね、ぜひまた皆さん努力していただきたいと。

なかなか、本島内、何か集約できる農地というのも少ないし、沖縄本島のいろいろね、横のつながり含めてさ、信頼関係がないとなかなか貸出しをしてもらえないという状況もあるはずでしょうけれど、ぜひ頑張ってください。

次に15ページの中央卸売市場の再整備基本方針、今度3000万かけるんですけれど、今回の事業はどう

いうような形を取るんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　令和７年度の中央卸市場整備基本方針策定事業につきましては、今年度、令和６年度に民間事業者から提案を受けた再整備案について、整備の手法、余剰地の活用方法、資金面等を民間事業者と協議検討し、再整備基本方針を策定するための業務となっております。

以上です。

○當間盛夫委員　今度、事業協力者選定という形になるのか、今月の十何日に選定をされるということなんですけど、複数業者、これ何社ということは答弁できるんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　対話事業者を選定する選定委員会を13日に控えておりますので、社数等についてはお答えを差し控えさせていただきます。

以上です。

○當間盛夫委員　分かりました。

それを踏まえる中で、皆さん再整備の部分での整備工程というんですか、それちょっと教えてもらえますか。

来年はこうする、完成時期がこうなるんだというものが分かるんでしたら教えてください。

○本永哲流通・加工推進課長　お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、令和７年度は令和６年度において選定した対応事業者と、市場再整備の内容、余剰地の導入機能や整備スケジュール等を調整し、検討委員会の開催の上、基本方針を策定する予定であります。

その後、令和８年度以降、基本方針に基づき整備事業者の公募を行い、事業者の選定等を行っていくという予定になっております。

ちなみに、令和５年度の調査におきましては、市場内のローリング工事によっての整備の場合、着工から完成まで約10年かかるという調査結果となっております。

以上です。

○當間盛夫委員　10年、それを踏まえて、今この中央卸売市場、これは特別会計になるんですけれど、この中央市場の使用料の推移を教えてください。

○本永哲流通・加工推進課長　まず、中央卸売市場につきましては、今、委員からお話があったように、特別会計を運用しております。

基本ですね、入居事業者と受益者負担の原則ということで、独立採算制が求められるという状況にございます。

一方、開場後40年が経過し、修繕が必要な時期を迎えているという状況にもございます。

決算状況で今お話をさせていただきますと、歳入のうちの使用料ですけれども、令和元年が２億3097万2000円、令和２年度が２億2741万9000円、令和３年度２億2703万7000円、令和４年度２億2908万1000円、令和５年度が２億3024万4000円ということで、主に２億3000万程度の使用料収入となってございます。

以上です。

○當間盛夫委員　皆さん今度、土木でも、マリーナの急激な値上げ等々があるんですけれど、この中央卸市場も40年たちました。

皆さん、前回の値上げってこれ、いつ頃やられたんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　開設以来、使用料の改定はしておりません。

一方、先ほど申し上げましたとおり、40年を経過して、修繕等を必要な時期を迎えているということも鑑みまして、使用料の改定については、今後の歳入、歳出の推移を見極めながら、必要な検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

○當間盛夫委員　建て替えをするわけですから、皆さんいろいろ修繕等々を極力抑えながらというところがあるんですけれど、当分値上げはしないという認識でもいいんですか。

○本永哲流通・加工推進課長　繰り返しになって申し訳ないんですけれども、使用料の改定については、今後の歳入歳出、それから今言った修繕のありようですね、そういったものをもろもろ勘案しながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○當間盛夫委員　それでは、次に17ページ。

分蜜糖対策９億5000円というのがあるんですけれど、まずサトウキビの生産向上ということの取組をされるというのがあるんですけれど、本島内でのサトウキビの生産向上ってどのような対策を取られるんですか。

○金城吉治糖業農産課長　本島のサトウキビの生産振興につきましては、機械化の一貫体系の推進が必要であると考えておりますが、これまでハーベスタ等の収穫機械等を中心に整備してきておりますけれども、農家の高齢化といったこともありまして、植付けのところでも課題があるというふうに認識しております。

そういったことで、面積を確保するためにも、収穫機の導入が必要というふうに考えておりまして、

今後はビレットプランターを活用した植付け作業の推進による収穫面積の確保や、堆肥、緑肥等を活用した土づくりの推進、あと機械作業ですね、必要な作業、受託組織及びオペレーターの育成及び体制の強化、あるいは農地中間管理事業を活用した農地集積の推進などを、重点項目を掲げて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○當間盛夫委員　時間がないですから、急いで。

皆さん、ゆがふ製糖の建て替え事業を再三言われて、代表質問、一般質問でもあるんですけれど、３月までにこのゆがふ製糖の計画を出さないといけないというような状況になっているんですけれど、このゆがふの状況はどうなっているんですか、建て替えの状況は。

○金城吉治糖業農産課長　これまで事業費が大きいということがありましたので、ゆがふ製糖におきましては、事業費の圧縮に取り組んでいるところでございます。

一方、県のほうでは、これまで分蜜糖安定操業対策検討会議で関係機関と意見交換をしてきたところですけれども、去る１月に個別の市町村を集めて、26市町村集めて、費用負担の割合や国の事業の活用等を含めて、意見交換を行ってきているところであります。

先ほど申しましたように、再度３月の28日に各市町村とも意見交換を行いながら、早めにこの費用負担の割合について固めていきたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員　部長に伺うんですけれど、もう主体的なところを誰がどうするのかというのを再三、国からも求められていると思うんですけど、部長、最後に、このゆがふをどうしますか。

○前門尚美農林水産部長　ゆがふ製糖工場の建て替えでございますけれども、少し重複するんですけれども、今、建設費用圧縮には努めているところなんですけれども、建設費用の問題、また費用負担、財源の確保ということで課題になっております。

一方、また国が、令和６年度補正で新基本計画実装・農業構造転換支援事業ということで新たに設立されたところですので、少しこの事業の活用等も見据えながら取り組んでいくところではあるんですけれども、まず事業費の圧縮は進んだんですけれども、事業実施主体という部分で、なかなか市町村も多岐にまたがるということで厳しいということで、一義的にはゆがふが事業実施主体がいいんではないかなということで、今、関係機関等々とまた話合いを進めているところではあります。

○當間盛夫委員　これもう、ゆがふと県とＪＡがもう、ＪＡとゆがふは同じようなもんですので、しっかりとやっぱりね、県が連携を取らないと僕は駄目だと思っていますので、この辺はまた後で、要調査でまた知事にも聞きたいと思っております。

最後になりますが、この畜産この事業を皆さん、ちょっと関連でいろいろと畜産事業出ていますんで。

午前中に、僕は石垣のＨＡＣＣＰの分で食肉センターのものがあったんですけれど、ちょっと担当に聞いたら、いや、次にしてくれって言われたんですが、これ次にはできないもんだから、本島内の食肉センターの今、現状と課題、ちょっと教えてください。

○真喜志修畜産課長　食肉センターにおいては、家畜飼養頭数の減少に伴う稼働率の低下が、経営上の課題であると認識しております。

このため、県では、家畜飼養頭数の増頭を図るため、畜産農家に対する飼料費の補助に加え、肉用牛や養豚などの振興に向け、各種事業に取り組んでいるところです。

また、県内の食肉処理加工施設においては、処理頭数の減少による収益収支の悪化、または経年劣化に伴う故障や不具合に対する対応等が課題となっています。

これらの課題の解決に向け、県食肉センター、関係市町村などで構成する沖縄県食肉センター連携推進会議などによりですね、課題を共有するなど検討を行っているところであります。

以上です。

○當間盛夫委員　もし分かるんでしたらお答え願いたいんですけれど、県食肉センター、名護も含めて今の収支状況はどうなっていますか。

○真喜志修畜産課長　各食肉センターの経常損益額についてなんですが、令和５年度になりますが、沖縄県食肉センターにおいてはプラス4612万9000円、それから名護の食肉センターにつきましては、令和５年度ですね、マイナス247万6000円となっております。

○當間盛夫委員　今、プラス4000万なっているというんだけれど、じゃ税引き後の当期利益はどうなっているんですか。

○真喜志修畜産課長　令和５年度のプラスについては、台風被害を受けて、その保険金の収益があったということで、一時的に令和５年度はプラスになっ

ているというふうに伺っております。

○當間盛夫委員　今、皆さん言った、総合的に約4600万というのがあるんですけど、部長これ、生産額からすると２億余りのマイナスになっているわけですよね。

その中で、何が一番マイナスかっていったら、牛になっているんですよ、9000万マイナス。牛の今の１頭当たりの屠殺のほうが２万円、それはこの約9000万の分の赤字を頭数的に割ると、この２万円は６万円で処理しないといけないと、約４万円、１頭当たり値上げしないといけないんだという状況なんだよ。それをどう考えるんですか。

○真喜志修畜産課長　食肉センター等の経営状況が非常に厳しい状況であることは認識しております。

この屠畜料の値上げについても、まだちょっと詳しく情報は得ていないところではありますが、今後、食肉センター等と、いろいろ意見交換も重ねながら、いろいろ情報共有していければと考えております。

○前門尚美農林水産部長　先ほど畜産課長からもありましたように、食肉センターの稼働に関しましては、やはり処理頭数の減少というのが一番大きいと考えております。

県のほうでは、まず生産振興ということで頭数を上げていくということで、様々な事業で、例えば養豚ですとか、牛ということで取り組んでいるところです。

また､少しありました屠畜料が現状と合わなくなっているという部分に関しましても、市場関係者と意見交換をしながら、どういった支援が可能かどうかということで、意見交換をしてまいりたいと思っております。

○當間盛夫委員　これはちょっと要調査事項で上げたいと思っているんですけれど、今、部長が言われているように平成９年で、豚のほうで約48万1000頭あったものが今、令和５年になると29万7000頭まで落ちているわけですよね。

食肉センターは本来、豚でその分でのものを上げて、牛だとかヤギだとかというものをいろいろ形で補塡していた。

ところが、今もう、皆さんさっき数字で示したように、牛も１頭当たり２万円かかっている。

ところが、本来６万円取らないと合わないというね、その状況になっている。その牛の施設も老朽化しているんだと。これも、老朽化している施設でということは、もう到底、自分たちではやり切れないと、本島内で牛の処理ができないという状況にもうきているわけですよ。

それからすると、なかなか民間だから、株式会社だから県の行政の支援ができないということではなくて、もう皆さん、公設民営をやるぐらいの気持ちを持って食肉センターをやらないといけないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

総括質疑事項はまた後ほど。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長より総括質疑に上げたい項目について説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　総括質疑事項で、今、畜産の部分での食肉センターのお話をさせてもらいました。

なかなか県が支援できないというところがあるんですけれど、畜産業者を守るためにはやはりこの食肉センターがないとどうしようもないわけですから、この食肉センターをどうするのかと、老朽化を含めてね、ぜひこれは知事にも対応を問いたいなというふうにも思っております。

そして、一番最初にありました水産公社、これだけ目標を掲げながら、なかなか目標に到達していない、整備状況というのも進んでないというものからすると、この卸売センターを含めた周辺整備をどのように地域として捉えるのかという、この２点目。

食料自給率の話もさせてもらいました。

食料自給率の中で、やはり耕作放棄地の解消というのがなかなか見えてこないというものからすると、沖縄県の自給率は45％にするというふうに言っているんですけれど、この数字等も見えてこないというものからすると、食料自給率とこの耕作放棄地の対策をどう取るのかということをぜひやりたい。

最後は、ゆがふ製糖。知事として、本当に事業主体となってどのように取り組んでいくのかということを、認識を問いたいと思っております。

この４点です。

○新垣淑豊委員長　４点とも知事に対してですね。

○當間盛夫委員　４点、確認です。

○新垣淑豊委員長　では、ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明３月11日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

○本永哲流通・加工推進課長　すみません、当局の修正いいですか。

申し訳ありません。

○新垣淑豊委員長　本永哲流通・加工推進課長。

○本永哲流通・加工推進課長　申し訳ありません。

次呂久委員から御質問のありました地産地消の量について、ちょっと正確に答弁をさせていただきたいと思います。

あと、給食につきましては、まず108施設、公立の小・中・高、それから特別支援学級等の108施設に調査をさせていただきました。

品目につきましては、野菜23品目、果実４品目、畜産６品目、水産物５品目、計38品目を調査したところ、全体の使用量が4254トンに対しまして、1216トン、利用率で28.6％となっています。

これは給食の件です。

それから、ホテルにつきましては、約400のホテルにアンケートを採らせていただいて、回答が38件程度ということなのですが、こちらは、約64品目について調査をしたところ、1342トンに対して、県産が268トン､20％の利用率ということになっております。

申し訳ありませんでした。

○新垣淑豊委員長　いいですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　午前中に生成ＡＩ研究事業の中で、どういったＡＩを使うのかという仲村委員からの御質問に答えられませんでした。

確認したところ、様々あるＡＩの中から、画像解析に特化した画像解析ＡＩ、ＹＯＬＯというものを使って画像解析をするってことで確認が取れました。

説明します。

○新垣淑豊委員長　よろしいですかね。

以上で、農林水産部に係る甲第１号議案、甲第２号議案及び甲第８号議案から甲第10号議案までに対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明３月11日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　淑　豊

令和７年第１回
沖縄県議会（定例会）

文教厚生委員会記録（第３号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月10日（月曜日）
開　会　午前10時１分
散　会　午後５時17分
場　所　第４委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（保健医療介護部所管分）
２　甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
３　甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算

出席委員

委員長	新垣　新		
副委員長	松下美智子		
委員	比嘉　忍	新垣善之	
	新里　匠	小渡良太郎	
	米須清一郎	山里将雄	
	喜友名智子	西銘純恵	
	平良識子		

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

保健医療介護部長	糸数　公
保健医療総務課長	山里武宏
保健医療総務課看護専門監	沖山陽子
医療政策課長	古堅宗一朗
医療政策課北部医療センター・医療確保推進室長	大仲浩二
健康長寿課長	伊野波和子
地域保健課長	國吉　聡
感染症対策課長	平良勝也
薬務生活衛生課長	久髙　潤
薬務生活衛生課薬務専門監	中村章弘
国民健康保険課長	與儀秀行
高齢者介護課長	七條優子
地域包括ケア推進課長	髙嶺公子
病院事業局長	本竹秀光
総務企画課長	宮里　勉
総務企画課病院総務事務センター所長	平田いずみ
経営課長	宮平直哉
経営課班長	青木研二
管理課長	三和秀樹
北部病院長	久貝忠男
中部病院長	玉城和光
南部医療センター・こども医療センター院長	福里吉充
宮古病院長	川満博昭
八重山病院長	和氣　亨
精和病院長	屋良一夫

○新垣新委員長　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、保健医療介護部長及び病院事業局長の出席を求めております。

なお、令和７年度当初予算議案の総括的な説明等は、去る３月７日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日及び明日は関係部局予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第１号議案、甲第20号議案及び甲第21号議案の３件を一括して議題といたします。

まず初めに、保健医療介護部長から保健医療介護関係予算の概要説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長　委員の皆様、おはようございます。

本日は、次年度の当初予算の審議をよろしくお願いいたします。

保健医療介護部所管の令和７年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要について、ただいま通知しております、令和７年度当初予算説明資料抜粋版に基づき、御説明をいたします。

資料のほう１ページ目を御覧ください。

令和７年度一般会計部局別歳出予算の総括表となっております。

保健医療介護部の一般会計歳出予算額は1087億

4017万3000円で、県全体の12.2％を占めております。

前年度と比較しますと、69億3410万7000円、6.8％の増となっております。

２ページを御覧ください。

保健医療介護部の一般会計歳入予算について御説明をいたします。

一番下の合計欄を御覧ください。

左から３列目の保健医療介護部所管の一般会計歳入予算額は274億6308万3000円で、県全体に占める割合は3.1％、前年度と比較しますと60億8005万3000円、28.4％の増となっております。

次に、歳入予算の主な内容について、款ごとに御説明をいたします。

この表の９番の（款）使用料及び手数料は２億8152万8000円で、主な節は証紙収入であります。

前年度と比較しますと409万2000円、1.4％の減となっており、これは主に食品営業許可関係申請件数の減少見込みに伴う証紙収入の減によるものでございます。

その下、10番の（款）国庫支出金は151億2523万7000円で、主な節は精神衛生費、沖縄振興特別推進交付金などであります。

前年度と比較しますと10億8703万2000円、6.7％の減となっており、これは主に、沖縄医療施設等施設整備事業の減に伴う沖縄振興公共投資交付金の減によるものでございます。

11番の（款）財産収入は９億7255万5000円で、主な節は土地売払代であります。

前年度と比較しますと９億6668万1000円の大幅な増となっており、これは主に、公立沖縄北部医療センター建設予定地であります旧県立農業大学校跡地の土地売払代によるものでございます。

13番の（款）繰入金は50億6522万8000円で、主な節は地域医療介護総合確保基金繰入金であります。

前年度と比較しますと８億4086万3000円、19.9％の増となっており、これは主に北部基幹病院整備推進事業補助金の増に伴う地域医療介護総合確保基金繰入金の増によるものでございます。

15番の（款）諸収入は54億9283万5000円で、主な節は県立病院貸付金元利収入であります。

前年度と比較しますと51億2543万3000円の大幅な増となっており、これは主に病院事業会計に対する一時貸付の償還に伴う県立病院貸付金元利収入の増によるものでございます。

16番の（款）県債は５億2570万円で、主な節は看護大学施設整備に係る脱炭素化推進事業であります。

前年度と比較しますと２億3820万円、82.9％の増となっており、これは主に看護大学施設整備補助金事業、老人福祉施設整備事業の増によるものでございます。

以上が、一般会計歳入予算の概要でございます。

次に、３ページを御覧ください。

保健医療介護部の一般会計歳出予算について、款ごとに御説明いたします。

まず、表の一番下の合計欄を御覧ください。

左から３列目の保健医療介護部所管の一般会計歳出予算額は1087億4017万3000円を計上しており、前年度と比較しますと69億3410万7000円、6.8％の増となっております。

歳出予算の主な内容について御説明をいたします。

まず、３の（款）民生費は555億6589万7000円で、主な事項は、国民健康保険指導費、介護保険福祉諸費などであります。

前年度と比較しますと14億35万1000円、2.5％の減となっており、これは主に国民健康保険指導費の減によるものでございます。

４の（款）衛生費は472億310万1000円で、主な事項は、精神医療費、地域医療対策費、県立病院繰出金などであります。

前年度と比較しますと62億5068万円、15.3％の増となっており、これは主に北部基幹病院整備推進事業の増に伴う地域医療対策費の増によるものでございます。

10の（款）教育費は９億7117万5000円で、主な事項は看護大学運営費であります。

前年度と比較しますと8377万8000円、9.4％の増となっており、これは主に看護大学施設等整備費の増によるものでございます。

13の（款）諸支出金は50億円で、これは県立病院貸付金であります。

前年度と比較しますと20億円、66.7％の増となっており、これは県立病院貸付金によるものでございます。

以上が、一般会計歳出予算の概要でございました。

次に、４ページを御覧ください。

保健医療部所管の特別会計、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算について御説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算は1605億336万6000円を計上しており、前年度と比較しますと10億9808万9000円、0.7％の減となっております。

これは主に、歳入は、国民健康保険事業費納付金

の減によるもの、歳出は、介護納付金事業の減によるものでございます。

以上で、保健医療介護部所管の一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○新垣新委員長　保健医療介護部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から、病院事業局関係予算の概要の説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　皆さん、おはようございます。よろしくお願いします。

病院事業局所管の甲第21号議案、令和７年度沖縄県病院事業会計予算について御説明申し上げます。

令和７年度沖縄県病院事業会計の予算案は、現下の危機的な経営状況を踏まえて、経営が安定するまでの間、事業継続を最優先として病院運営を行うこと等、４つの基本方針の下で作成しております。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

57ページを御覧ください。

初めに、第２条の業務の予定量について、（１）の病床数は、６病院合計で2114床としております。

また、（２）の年間患者延べ数は、同じく６病院合計で131万9949人を見込んでおります。

（４）の主要な建設改良事業は、南部医療センター・こども医療センター中央監視装置更新工事となっております。

第３条の収益的収入及び支出について、病院事業収益は687億5961万7000円を予定しており、収益の内訳は、医業収益が569億4396万円、医業外収益が113億6749万1000円、特別利益が４億4816万6000円となっております。

続きまして、病院事業費用は769億6323万4000円を予定しており、費用の内訳は、医業費用が736億9368万円、医業外費用が26億9929万7000円、特別損失が４億7025万7000円、予備費が１億円となっております。

58ページを御覧ください。

第４条の資本的収入及び支出については、施設の整備と資産の購入などに係る予算で、資本的収入は61億4820万2000円を予定しており、収入の内訳は、企業債が39億3680万円、他会計負担金が21億7242万8000円、他会計補助金が1272万3000円、国庫補助金が2625万円、寄付金が1000円となっております。

次に、資本的支出は80億3328万8000円で、支出の内訳は建設改良費が41億603万6000円、企業債償還金が38億2724万8000円、他会計借入金償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金、寄附金返還金がそれぞれ1000円、予備費が１億円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額18億8508万6000円は、損益勘定留保資金で補塡することとしております。

第５条の企業債は限度額を39億3680万円と定めております。

59ページを御覧ください。

第６条の一時借入金は限度額を220億円と定めております。

第７条の予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の間で流用することができる場合について定めております。

第８条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費、交際費と定めております。

第９条の他会計からの補助金は17億2754万3000円を予定しております。

第10条のたな卸資産購入限度額は、薬品、診療材料等の貯蔵品に係る購入限度額について141億1704万3000円と定めております。

第11条の重要な資産の取得及び処分については、取得する資産は機械備品で、電子カルテシステム１件、放射線情報システム・医用画像管理システム１件を予定しております。

以上で、甲第21号議案、令和７年度の沖縄県病院事業会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑については、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意をお願いいたします。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明３月11日、本委員会の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認いたしますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算

特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡について確認）

○新垣新委員長　再開いたします。

質疑時間の譲渡について、新里匠委員から質疑時間の２分を小渡良太郎委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより直ちに、保健医療介護部に係る甲第１号及び甲第20号議案、病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を行います。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　それでは、私のほうから甲第１号議案について質疑させていただきます。

資料は３－３からいきます。

31ページ、職場の健康力アップ推進事業について質疑します。

主な取組が書いてあるんですが、具体的な詳しい事業内容と、実績について質疑します。

○伊野波和子健康長寿課長　職場の健康力アップ推進事業の事業内容と実績についてお答えいたします。

こちらの事業は、主に働き盛り世代の健康状態の改善を図るため、職場における従業員の健康づくりを伴走支援する事業となっております。

本事業におきましては、健康経営の視点を踏まえまして、健康経営アドバイザーなどを事業所へ派遣し、健康づくりを支援しております。

幾つかのプランを用意しておりまして、そのうち新規スタートアップ支援として、実践計画書の作成、セミナー等のメニューの実施、報告書提出までをサポートしております。

また、本県の課題である高血圧に特化した高血圧対策特化支援として、事業所で従業員に１か月程度血圧を測定してもらい、現状を把握してもらうとともに、血圧に関するセミナーを受講するプランもございます。

さらに、講師派遣のような、スポット的に健康づくりのメニューを受講していただくプランなども、今年度から実施しているところです。

令和６年度の実績につきましては、新規スタートアップ支援として25社、高血圧対策特化支援として５社、計画策定支援２社、スポット支援８社の合計40社を支援しているところでございます。

以上です。

○比嘉忍委員　事業内容、詳しく分かりました。

スタートアップ事業で25社がさらに進めてきたということになりますが、質問取りのときに話していなかったんですけど、その取組の効果が出てきて、モデルとなるようなケースについて、答弁はできますか。

○伊野波和子健康長寿課長　今回、表彰制度もございまして、がんじゅうさびら表彰という表彰制度もあるんですが、そちらのほうで今回グランプリを受賞した会社が、株式会社琉信ハウジングという不動産を主に担っている会社がございます。

そちらのほうでそういった支援をやったところ、社長が自らトップに立って、会社の中で健康経営会議というのをやったりとか、そういった会社全体でトップから下に、全ての従業員がこの取組に参加をして、ウオーキングセミナーを行ったり、会社内でいろいろな取組を行いまして効果を上げているところでございます。

以上です。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

表彰制度についても質疑しようと思ったんですが、今、答弁でありましたように、グランプリを受賞された取組がモデル的になるという形で、トップ自らの意思で進められているということで、非常にすばらしい取組かなと思います。

それから、この事業を実施しながら、目的であります働き盛りの世代の健康状態の改善と健康長寿の復活を図るということがあると思いますが、見えてきた課題等についてはどのように捉えていますか。

○伊野波和子健康長寿課長　お答えいたします。

こちらの事業、令和５年度にも行っているんですが、令和５年度にうちなー健康経営宣言事業所に対し行ったアンケートにおいて、健康経営を進める上での悩みや課題についての質問に対し、従業員の動機づけができていないというのが52％、健康経営に対する管理職、担当者の知識や理解不足が28％といったような結果が出ております。

このことから、従業員の行動変容につながる健康に関する情報提供や、経営者層に向けた健康経営の理解度を高める講話などを実施したいと考えております。

以上です。

○比嘉忍委員　今の課題はアンケートからということで、令和５年という形でそれに向けての解決策でありましたけれども、令和７年度に実施するということでしょうか。

○伊野波和子健康長寿課長　令和７年度に実施していこうと考えております。

○比嘉忍委員　この目的について、その達成のための課題も抽出されております。

しっかり次年度は、このアンケートから見えてきた課題、解決のための取組をしていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

表彰制度もありますということでしたので、その辺も充実させていただいて、取組がモデルになるような部分も、例えばネットとかで紹介しているのかな、県民にも、あるいは事業者側にもこういったことが我々の会社でもできるんじゃないかという情報発信もしっかりしていただきたいと思っております。要望にしたいと思います。

続きまして、同じ資料、３－３、40ページの離島医療体制確保支援事業について質疑します。

事業内容は記載されておりますが、これについての実績等ですね、それから、地域の方々からの要望等はどのようなものが挙げられているのか、事業してきた中でですね、その辺について質疑します。

○古堅宗一朗医療政策課長　お答えいたします。

この事業は、２つの事業を細事業として成立しております。

１つが離島患者等通院費支援事業、そして専門医巡回診療支援事業、この２つでできています。

令和７年度の当初予算としては7026万1000円を合計で計上していますが、それぞれ、離島患者等通院費支援事業については約4500万円、専門医派遣巡回診療支援事業のほうが約2500万円。

それぞれ簡単に言いますと、離島の患者さんで島内では受診できないような難病とか、がんとか、こういう項目に罹患している患者さんを島外の医療機関に来ていただくときの渡航費であるとか、宿泊費、付き添いも含めて、これを支援する事業ですね。

もう一つの専門医派遣巡回診療支援事業というのは、逆にといいますか、離島の診療所にいらっしゃるのは大体、内科の先生、総合医的な先生なので、眼科などの専門診療科の受診がなかなかできない方に対して、ドクターを派遣して、離島のほうに行っていただいて、島内で専門診療科を受診できるようにする事業であると、こういう立てつけになっております。

以上です。

○比嘉忍委員　専門医の派遣ということで、島内の診療所は内科の先生がほとんどなので、専門的な眼科医の先生方という形になっておりますが、派遣の方法について、具体的にいつと決めて単発で行かれるのか、あるいはひと月当たりとか、常駐しながらやっていくのか、どういうような方法でされておりますか。

○古堅宗一朗医療政策課長　今、確認ありましたとおり、年間といいますか、ある程度中長期的なスケジュールを、県から委託しているところに――市町村の希望、都合があり、ニーズもどの診療科をどれぐらいの方が受診したいということは各市町村、各島でありますので、これを把握した上で計画を組んで、例えば交通の状況にもよりますし、渡航の都合にもよりますが、島に行っていただいて、１泊で診察を何人かしていただいて、また帰っていただくと。

補足して説明しますと、これは沖縄本島から行くドクターもいらっしゃいますし、県外からお呼びして行っていただく､バンクに登録されているドクターが行きますので、そういうところはランダムにはなりますけども、基本的には計画をして、希望どおりに行っていただくように努めているとこういうことになります。

○比嘉忍委員　今、離島の市町村から希望をいただいてスケジュール組んでいるという形で、希望どおりにしっかり対応されているということでよろしいですか。

○古堅宗一朗医療政策課長　これも基本的には希望に沿う形で計画を組むんですけど、例えば予定していた派遣日というか、ドクターに行っていただく日に台風が来て渡航ができない、またリスケジュールをしないといけないとか。船で行くような離島ですと、当然、冬場は、海が荒れて欠航。そうすると、スライドして翌日とか翌々日とかに行ければいいんですけども、再度組んだり、なかなかニーズどおりにいかないということもあるように聞いております。

これは課題といいますか、なかなか離島で解決が難しい点の一つだと思います。

以上です。

○比嘉忍委員　今のは台風とかの自然的なケースですが、人的な、希望する先生の派遣のリクエストに応えられないというようなケースもあるんでしょうか。

○古堅宗一朗医療政策課長　今お尋ねになっている

のは、希望される診療科がマッチングできないというか、そういうようなイメージなのかなと思いますけど、こういう診療科について来ていただくことができますよということで、各役場、診療所とやり取りをしていますので、基本的には手を挙げていただいたところに行っていただくこと、マッチングはうまくいっていると思います。

それ以外の外的な要因でドクターが急にとか、実際にこういうケースがあったかは今ちょっと手元にないですけれども、個人的な事由で行けないということもあり得ると思いますので、交通事情だけではなくて、そういうことがあります。

先ほど申し上げたとおり、その場合は年度内にできるだけリスケジュールができるようにということは努めているところでございます。

○比嘉忍委員　派遣の委託先と調整しながら、離島のそういった患者さんを抱える市町村からの要望、ニーズに応えられるように、現時点では応えられているというふうに認識させていただきますけれども、課題等がある際にはしっかり調整しながら、またこれが課題に上がらないようにしっかりと対応していただきたいなと思っております。

通院費の部分に関しましては、実績というか、これまで事業を推進した中で課題等をどのように捉えておりますか。

○古堅宗一朗医療政策課長　お答えいたします。

これは、離島の対象市町村の中で、我々も役場、あるいは診療所のほうから意見交換、ウェブなどで会議をいたしまして、あるいは、我々の担当者が各離島に行ける範囲で行って、状況の把握に努めまして、どのような方が――島ごとに事情はもちろん違いますけども、大きいところ、診療所しかないところとかありますけども、ここで事業の対象となる疾患が、例えばがん患者ですとか、重度の障害者であるとかメニューに載っている対象疾患を元に、これが対象にならないかという希望が市町村から上がるような状況です。

宿泊をした場合は、本島ですと今、単価で１泊5000円の宿泊費を出しているんですが､今どき5000円ではちょっと厳しい、なかなか宿泊施設も物価が高騰していて、上限額を上げてくれないかというニーズもいろいろあります。

これに全てお応えしていくというのが理想的なんですが、やはり予算の範囲内での事業の実施となりますので、基本的に市町村の実施している事業に対する県からの補助でございますので、市町村が、いわゆる一般会計から負担をして上積みしているというようなことも見られますので、これがカバーできれば理想的なのかなというのが、我々としては課題だと考えております。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

今、幾つかの課題も答弁で伺いました。その中でもやはり、最近は物価高とかで、いろんな面で影響がありますし、患者を抱える普通の家庭でも非常に家計を苦しめているというような状況がありますので、優先順位等々がありますけれども、やはり単価の見直しからまず優先順位１位で、課題の解決に向けて取り組むべきだと思いますけれども、いかがですか。

○古堅宗一朗医療政策課長　委員おっしゃるとおりで、メニューの拡大ということとなると、どういうところを優先してやっていくのか、一遍にはなかなか難しいですので、これについては先ほども申し上げましたが、各市町村、18市町村が対象となっておりますけど、担当の方々から細かく希望を聞いて、その中で優先させるべきものということになると、先ほどおっしゃったように、対象疾患を広げるというのもそうですけども、単価を上げたりとか、充実を図っていくということで、順次やっていく考えでございます。

以上です。

○比嘉忍委員　離島の地域性による、県民同士の格差というか、そういったことがないようなことを課題として、それを解決するのが県として行政のあるべき姿だと思いますので、この辺のニーズ等をしっかり把握した上で、また次年度以降の事業展開に生かせるようによろしくお願いしたいと思います。

続きまして、同じ資料で41ページの23番、へき地医療拠点病院運営事業について、実績、現状、それを踏まえての課題等について質疑します。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えいたします。

現状、実績、課題ということですので、まず現状のほうからお答えいたします。

令和６年４月１日時点､へき地医療拠点病院は９病院、県立の５病院、プラス民間が４病院の指定を受けております。

県立が５病院、民間としては琉球大学病院、浦添総合病院､中頭病院､友愛医療センターが対象となっております。

続きまして実績ですが、この事業1500万円ありますが、主に民間さんが行く場合の旅費、手当等を

1500万円計上しております。

令和５年度の実績ですが、県が16診療所ありますが、琉球大学病院さんが２診療の17日派遣、浦添総合病院さんが３診療所の25日の派遣となっております。

課題としましては、やはり島嶼県である本県として、離島の診療所を守るというのは、かなり厳しいところでございます。

そんな中、そこに従事しているドクターは肉を買いたい、魚を買いたいというだけでも、外に出られないということは我々も聞いております。そういったことの代わりという形で、代診医という形で民間病院、県立病院の親病院のお力を借りて派遣している事業でありますので、そういった代診医をどう増やしていくかということが課題だと考えております。

以上です。

○比嘉忍委員　これも先ほどの離島それから僻地医療拠点という形で、等しく同じ県民ですので、それぞれの状況、市町村からのニーズ等も、しっかりフォローして、課題解決に向けてこれからも取り組んでいただきたいと思います。

私からは、以上です。

○新垣新委員長　新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

令和７年度当初予算、歳出予算事項別積算内訳書の総括表の中から10点、新年度と前年度との比較の内容を伺えたらなと思っております。

まず初めに、この１ページ、民生費、社会福祉費の（事項）国民健康保険指導費の前年度比の５億4000万円の減についての内容を伺います。

○與儀秀行国民健康保険課長　お答えいたします。

当該事業につきましては、県が市町村とともに実施する国民健康保険制度加入者に低所得者及び高齢者が多いことから、医療費の伸びに対して十分な保険料収入が確保されにくいという構造的な課題を抱えており、そこの財政運営が厳しい状況にあることから、その財政を安定させることを目的に予算措置をするものでありますが、令和７度予算につきましては、前年度に比べて約５億円の減になっております。

率にして2.86％というふうになっているんですが、この減額の主な要因としましては、令和７年度から高額医療費負担金、繰出金の対象レセプト基準を引き上げることに伴う繰出金の減少ということになっております。

以上です。

○新垣善之委員　続いて２ページ目。

衛生費の公衆衛生費（目）予防費の（事項）感染症対策費が約９億500万円の減となっております。

地域保健課のほう、内容についてよろしくお願いします。

○平良勝也感染症対策課長　お答えいたします。

感染症対策費でございますが、15事業あります。この中で、特に主なものですね、一番大きなもので、感染症入院医療費等公費負担事業というのがございまして、令和６年度当初予算が約８億2000万円ですね。令和７年度が5200万円ということで、約７億7000万円の減額となっております。

減の理由といたしましては、新型コロナ医療費分の公費負担に係る経費を１事業に統合したことによる減となっております。

○新垣善之委員　続いて３ページ目。

（目）精神衛生費の（事項）精神医療費が約10億7600万円の増となっております。

地域保健課の答弁をお願いします。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

精神医療費、事項で約10億7600万円の増となっております。この一番大きい理由としては、精神障害者自立支援医療費の10億6000万円の増が大きな要因となっています。その要因としましては、精神通院費の医療費の対象者が増加していることに伴う医療費助成の扶助費の増加となっております。

以上です。

○新垣善之委員　対象者の増、扶助費の増となっているということですね。

続いて４点目、そのまま健康増進推進費の健康づくり事業推進費1200万円の減となっております。

健康長寿課のほうからよろしくお願いします。

○伊野波和子健康長寿課長　健康づくり事業推進費の減ですが、こちらは先ほど御説明しました職場の健康力アップ推進事業につきまして、令和６年度予算では、健康増進計画第三次の健康おきなわ21第三次計画が１年目ということもありまして、広報啓発事業を1000万円余りつけておりましたので、そちら単年の事業でありましたので、それが減になった理由でございます。

以上です。

○新垣善之委員　続きまして、（目）特定疾患対策費の（事項）特定疾患対策費、約１億7600万円の増となっております。

こちらもお願いします。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

（事項）特定疾患対策費でございますが、一番大きい事業としては、難病医療費等対策事業費になっております。これが令和６年度予算で約33億円、令和７年度予算で35億円余りとなっております。

事業としては1.8億円ぐらい増加しているんですけれども、この理由としましては、対象疾病の数、それから難病の受給者数の増加に伴う医療費助成の扶助費の増加となっております。

以上です。

○新垣善之委員　続いて、４ページの（目）環境衛生指導費の一番下、（事項）水道事業指導費が約４億4400万の増となっております。

薬務生活衛生課のほうからよろしくお願いします。

○久髙潤薬務生活衛生課長　お答えいたします。

水道事業指導費は４つの事業を展開しております。１つ目が飲料水の衛生対策、２つ目が、市町村が実施する水道施設整備事業の指導監督、３つ目としまして水道広域化の推進のための補助事業を実施しておりました。

令和７年度は新たに新規事業といたしまして、水道用水供給事業者支援事業、約４億4000万円を計上しており、本事業の増額分が主な要因となっております。

○新垣善之委員　続いて５ページ、医薬費の（目）医務費の（事項）地域医療対策費が約55億900万円の増となっております。

３課ありますけれども、大まかな予算の増減の内容をお願いします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　今回、医療政策課、健康長寿課、地域包括ケア推進課ありますが、主な増としましては、北部医療センターの増築に伴う約59億円が主な増となっております。

それで、いろんな増減がありまして、今回55億円の増という形になっております。

以上です。

○新垣善之委員　続いて、同じ５ページの（目）保健師等指導管理費の看護師確保対策費の4800万円の減をお願いします。

○山里武宏保健医療総務課長　お答えします。

総務課のほうの事業が主なものとなると思うんですけれども、実は令和６年度にですね、看護補助者の処遇改善事業といって、経済対策の一環として、看護補助者に対する処遇改善の補助事業だったんですけれども、この単年度事業が令和７年度はないということが主な要因となっております。

以上です。

○新垣善之委員　続いて、７ページ目、国民健康保険事業特別会計の中から、民生費、社会福祉費の２つ目、（目）保険給付費等交付金、（事項）保険給付費等交付金が４億9500万円の減となっております。

お願いします。

○與儀秀行国民健康保険課長　この予算につきましては、４億9500万円減となっておりますけれども、これにつきましては被保険者数の減少によるものでありまして、令和６年度36万5094人に対して、令和７年度は被保険者数の減少によりまして、35万3489人という形で減ったことによる予算の減というふうになっております。

以上です。

○新垣善之委員　分かりました。

被保険者の減ですね。

続いて同じページの（目）介護納付金の（目）介護納付金事業の、約５億600万円の減をお願いします。

○與儀秀行国民健康保険課長　お答えします。

こちらにつきましては介護納付金は、介護保険の給付費等に要する費用の財源としてですね、国保へ加入されている被保険者も負担するものでありますけれども、その場合の国保に加入されている被保険者40歳から64歳までの方なんですけれども、これらの方が令和６年度に比べて、令和７年度は人数が減少したことによる金額の減というふうになっております。

以上です。

○新垣善之委員　ありがとうございます。

ちょうど10点、質問しましたが、その中の２点だけ再質問したいと思います。

５ページ目の、（事項）看護師確保対策費の中で、看護師の補助者というところで、今現状、看護師も足りていない状況がある中で、補助者がいれば、何とか病院の仕事の中で助かるんじゃないかなという感じがするんですけれども、それが減となったいきさつというか、もっと充実していれば看護師対策確保も充実してくるんじゃないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○山里武宏保健医療総務課長　看護補助者の処遇改善事業なんですけれども、まず看護補助者というのは、いわゆる看護師の免許は持っていない方でして、看護師の指導に基づいて補助をするというか――例えば入院患者の身の回りのお世話とか、あとは移動とかで車椅子を押したりとかですね。そういう介助をする方なんですけれども、各病院にも配置されて

いるんですけれども、こういう人たちはどちらかというと、ちょっと看護師とは役割が違う。

ただ今回経済対策で、なぜこの補助があるかというと、給与水準が医療機関の中ではやはり低い職種でもあるので、ここをまず押し上げようという形での補助事業でした。なので、それを令和６年度に経済対策の一環でやったというものになります。看護師不足についてはまた、うちの看護班のほうで26事業ですね、それぞれ実施しています。

その事業をやりつつ、今回この令和６年度の単年度事業で、看護補助者に対しても、処遇改善をやったということが減になったということになります。

以上です。

○新垣善之委員　ありがとうございます。

続いて３ページ目の、健康づくり事業推進費の中から当初予算案の説明資料の中の、資料３－３の36ページ10番、11番、生活習慣病予防対策事業と11番健康増進計画推進事業費。部長が以前本会議でおっしゃっていた、生産年齢人口の、やっぱり特定健診であったりとか、そういった方々がもっと健診を上手に使って健康寿命を延ばしていくというところで、やっぱり必要な予算なので、もっと充実させてもいいのかなと思いますけれども、そこら辺、来年度に向けての見解というんですかね、お願いします。

○伊野波和子健康長寿課長　お答えいたします。

まず生活習慣病予防対策事業について、今年度の取組について少し御説明をさせていただきます。

こちらの事業におきましては健康づくりに関する普及啓発ですとか、健康的な生活習慣に資する環境整備ですとか、職場における健康経営の促進など幅広く取り組んでいるところでございます。

令和６年度の主な取組としましては、関心のない方にも健康づくりに関する情報が伝わるように産業まつりをはじめとするイベントへの出展や県医師会と共催したイベント、うりずんフェスタなどで啓発活動を行ったところです。

また、健康経営の促進としては、商工会等の経済団体等の役割に着目しまして、団体の指導で健康経営を推進する団体モデルの推進拡大を図っております。また、健康経営フォーラム等も開催したところでございます。

課題としましては、やはり関心の高い層と低い層の健康格差があるものと認識しておりますので、関心が低く、健康リスクの高い層に対して効果的に情報を伝え、生活習慣を見直すきっかけをつくっていくことが必要だと考えているところであります。

これらの課題を踏まえまして、令和７年度事業では無関心層をメインターゲットに捉え、より効果的に啓発活動を展開していく必要があるものと認識しております。

また、健康経営が拡大している社会情勢を踏まえまして、これまで健康経営に取り組めていなかった事業者や地域での取組を促し、初めの一歩を踏み出していただけるよう、会員企業へ働きかけていく団体モデルのさらなる普及拡大を図るなど、いろいろな手法によって県民の健康づくりを図っていく予定としております。

以上です。

○新垣善之委員　ありがとうございます。

私も先月、うりずんフェスタ、医師会のほうにお邪魔して､いろんな方の健康に対する思いや食であったり、運動であったりとか、また健康アプリだったりとかですね、いろんな広報活動をやっていましたので、来年度、県民の健康づくりを充実していただきたいなと思っております。

以上です。

○新垣新委員長　新里匠委員。

○新里匠委員　よろしくお願いします。

まず初めにですね、保健医療介護部の予算のほうの抜粋版の３ページの中の、４（款）衛生費、県立病院繰出金88億円余りとですね、13（款）の諸支出金、県立病院貸付金50億円について概要を伺います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

まず繰入金からですけれども、一般会計が負担する繰入金というのは、例えば、救急から小児、周産期から離島・僻地医療、それから精神、それからＩＣＵといった高度医療ですね。

こういったもののほかにもありますけれども、こういった政策医療を提供するための経費として、一般会計から、我々病院事業局側からすると繰り入れていただく資金ということになります。

それから、もう一つの、一般会計からの借入金は、我々病院事業局側からいったら50億円の借入金ですけれども、こちらは日々の病院運営に要する運営費用に充てるということで――例えば、職員の給与であったり、経費の支払いであったり、お薬の支払いとか、そういった経費に充てるという特徴があります。

ちなみに、この借入金なんですけれども、借入金という性質上、年度内で借入れて年度内で償還するという立てつけになっております。

○新里匠委員　この50億円は年度内にお返しをする

というのが決まっているということでありますけれども、その政策医療分というのは、大体この金額88億円が毎年、入ってきているんでしょうか。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

例えば、まず令和７年度は88億円ということになっておりますけれども、令和６年度の当初予算で言いますと、当初80億円を計上しておりました。

繰入金というのは、毎年、総務省がいろんな単価を提示して、この単価を基に保健医療介護部で積算して財政当局等と調整の上で、決定していくような形になりますけれども、それの絡みで――例えば単価の増減があったとか、項目が増減があったとかっていうところはありますけれども、現状としては、次年度は、令和６年度と比べて８億円ほど増えているということが言えます。

○新里匠委員　次にですね、総務事務センターについてその設置目的をお伺いいたします。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

お答えします。

病院総務事務センターは、病院ごとに分散して行っていた給与事務を集約し、同事務に習熟した職員集団をつくることにより、ミスを最小化するなど、事務適正化や効率化、職員の負担軽減を図ることを目的として設置されております。

○新里匠委員　効率化、負担軽減のためにやっているということなんですけれども、先ほどの病院の赤字の部分を圧縮するような取組なんだろうなと思うんですが、ただ個別の病院の問題、課題に対してですね、そのアプローチができているのかという部分に問題があって、それが赤字につながっている可能性はないかということを考えるんですけれども、問題点とかの報告はないですか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

病院総務事務センターで集約化の基盤となる病院総務システムを作成しております。目的実現のための必須のシステムとなっております。システム導入前と導入後の県立６病院の時間外勤務数を比較いたしますと、令和５年度上半期と令和６年度上半期の時間外勤務数は、１人当たり月約0.5時間減少しております。

時間外勤務増減の要因として、病院総務システムの影響がどの程度あるか明らかではありませんが、病院総務事務センターへ事務移管済の県立４病院については、１人当たり月4.2時間、時間外勤務数が減少しておりまして、他方、事務移管を完了していない県立２病院では、１人当たり月3.9時間増加しております。

病院現場からは、システムエラー対応による事務負担増の声がある一方で、手当認定事務等の集約化による事務負担軽減などの声を聞いているところです。一定程度の事務効率性の機能が発揮していると思料しております。

○新里匠委員　各病院から、多少の問題提起はあるといった答弁だったかなと思うんですけれども、時間的な部分で30分とかそういう部分の改善が見られているということでありますけれども、やっぱりそれと引換えに、病院自体の課題を抽出することができないということはないんですかね、これは現場側に聞きたいんですけれども。

○本竹秀光病院事業局長　このシステムも始まったばっかりで効果が十分に発揮するまで、まだ時間かかると思いますけれども、さっき言った４病院はいわゆる時間外勤務が短縮していて、そこで業務をした職員は別業務に充てるような、振替ができるようになっているというようなことを現場から聞いています。

だからそういうことで、当然現場における事務員の時間外が減る――これ例えば給与とかそういうことです、減るとは思いますけれども、そこの部分は別の事務職に回していくということが、現場で行われているということを一応聞いていますので、４病院ですね。

残りの２病院、まだシステムは移っていませんけれども、移った暁には多分それは期待できるだろうというふうに考えております。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員から、業務の振り分けによって人員が減るという効果はないか、との確認があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

○本竹秀光病院事業局長　その分の人を減らす予定はしておりません。

むしろ、今、県立病院の事務職というのは長い間、増やしてこれなかったという経過がありまして、現在も十分ではないかもしれません。

だけど段階的には増やしてきていますので、その分負担が軽減したから、事務職を減らすということは考えておりません。

○新里匠委員　病院事業局長、これについてはですね、アンケート等を要所、要所で現状把握をお願いしたいなと思います。

病院事業局については、赤字が結構あるということでありますけれども、その方策についてお伺いをいたします。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

現下の病院事業経営が非常に厳しいということで、まず令和６年度に行っている取組について申し上げますと、令和６年12月にプロジェクトチームを編成して、このプロジェクトチームが中心になって、各病院とも連携をしながら、病院経営の改善に向けた骨子の取りまとめを今行っているところです。それから、令和６年度の取組として、病院経営について非常に知見を有するコンサルタント会社が東京にありますので、そのコンサルタント会社のお力をお借りして、病院長だったり、副院長等の管理職員を対象にした研修ですね、マネジメント研修というふうに言っていますけれども、そういったことも行っております。それから令和６年度、現在の取組として、各県立病院の院長、副院長等の管理職がですね、地域のクリニックを訪問するなどして、患者さんの紹介であったり、逆紹介の推進といった取組を行っております。

今後令和７年度なんですけれども、先ほど申し上げた骨子を具体化する形になりますので、その骨子に基づいて、具体的な推進方法であったり、目標数値、それから達成時期だったり、実際の収支の見込み、改善額のようなものを出していって、令和７年度については国の企業債の活用であったり、病棟の再配置、それから職員配置の適正化、そういったものに取り組んでいきたいと思っております。

また引き続き、職員に対する研修、それから院長等による地域連携ですね、そういったものに引き続き取り組むことで、経営改善に向けた取組を進めていきたいと思っております。

○新里匠委員　最後に赤字の背景をちょっと聞きたいんですけれども、赤字の背景には何が原因なのかというところと、あと先ほど地域クリニックとの連携といいますか、それが必要だというようなお答えがあったので、その背景といいますか、それについても御見解をお伺いしたいと思います。

○宮平直哉経営課長　まずは、病院の経営状況の悪化の要因なんですけれども、主なものとして患者の受療行動の変容に伴う患者数の減少、それから、今年度、人件費だったり、経費ですね、材料費だったり、燃料費とかもありますけれども、そういった人件費や経費の増加というものが挙げられます。

今後も、この傾向というのは続いていくだろうというふうに見ておりまして、経営状況としては厳しい状況が続くというふうに考えております。

それから、地域のクリニックとの連携という話をしましたけれども、各病院の院長等の幹部職員が出向くことでですね。例えば、地域のクリニックに通っている患者さんについて、地域のクリニックではなかなか対応ができない疾病等があった場合に――例えばここの県立病院では、こういう疾患に対応することができるスタッフがいる、こういう機器がある等々のいろんな特徴がありますので、そのクリニックから県立病院へ患者さんを誘導して適切な医療を行うことで、県立病院で入院手術等を行った後に、地域のクリニックに返して、患者さんの改善に資するような取組をする必要があるというふうに考えております。

○新里匠委員　地域病院との連携についてはですね、個々の県立病院に任せるのは当然として、ただそのつなぎを、そのシステムというか、いわゆるこの民間病院、個人病院に行けば、県立病院につながって、スムーズな医療提供ができるという部分を何かしら示して、そのつなぎがうまくいくような体制をやっていただきたいなと思うんですけれども、最後に、病院事業局長よろしくお願いします。

○本竹秀光病院事業局長　赤字の要因は、今課長が述べたとおりですね、一番大きいのはやはり、コロナの後に患者さんが戻ってきていないことが非常に大きい、これは沖縄県立病院だけではなくて、全国で同じような状況にはあります、差はあるかもしれないですけれどね。そっちのほうの改善をしないといけない、その一つの方法が地域のクリニック、あるいは医師会――例えば宮古だったら宮古の医師会ですね、石垣は、八重山医師会との連携が必要なんですけれども、今、病院個々で一番重要なのは実は地域連携室なんですよ。今、多分恐らく、これはほとんど民間病院とも公立も、全部地域連携室に行きますので、経験がある方は分かるかもしれませんけれども、その地域連携室を充実させることが非常に重要になってきます。

そういうことで、地域連携室を充実させることは非常に重要だと思います。当然、病院長だけではないですね、病院長はなかなか個々の診療科ではないので、実は診療科の先生方、外科の先生方とか内科の先生方は、地域のクリニックに行って、いろんなＰＲをしながら実はやっています。そこも、充実させていかないといけないかなと思っていまして、いずれにしてもその地域連携とか、これ前からキーワー

ドと言われているんですけれども、今回ますます重要に感じていますので、そこを充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○新里匠委員　続きましてですね、資料３－４の11ページの４、精神保健・難病対策の中の（１）精神障害者自立支援医療費なんですけれども、これに入っているかどうか分からないですが、重度障害者に対する医療費について、ちょっと聞きたいんですけれども、これちょっと聞き取りの中で、うまく言えなかった部分でありますけれども、答えられたらお願いしたいと思います。

この重度障害者の医療費の支払い方法については、沖縄県内は統一されているんでしょうか。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

保健医療介護部のほうで所管している特定疾患対策費の中で、難病に関するものというのは医療費助成がございます。これは、国の制度に基づいて行っているもので、国が指定する難病について診断基準であるとか、重症度の基準というのがありますので、それに基づいて診断をして公費によって、医療費の助成を行っているという仕組みになっております。

以上です。

○新里匠委員　質問が悪かったかなと思って、すみません、障害を持っている方々が病院に行ったときの、その患者側の支払い方法です。

○國吉聡地域保健課長　すみません、そちらのほうは生活福祉部の障害福祉課のほうで所管している事項になります。

以上です。

○新里匠委員　宮古病院の諸課題の対応についてでありますけれども、今その課題についてですね、やっている、動いていることがあれば教えていただきたいと思います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

宮古病院が有する課題として、職員宿舎の不足であったり、宮古病院本院の狭隘さというものについてもありますけれども、まずは職員宿舎の確保についてなんですけれども、現在として、民間の借り上げ住宅を今年度４戸増やしまして、既存のものとあわせて現在66戸確保しております。それから、この66戸とは別で、十数戸の職員宿舎の建設に向けた、今可能性調査を行っており、今月末までに、その報告書の提出がある予定となっております。それから、病院施設の狭隘さに関することなんですけれども、今宮古病院では、旧宮古島市立の夜間救急診療所がありましたが、病院内にありますので、そこを改修して、内視鏡室、それからカンファレンスルーム等を設置する検討を進めております。

救急待合の狭隘さについてもですね、課題としてはありますけれども病院内で、いろいろと検討した結果、優先順位等を勘案して、内視鏡室の整備とそれから確保と、カンファレンスルームの確保について、先に取り組みたいというところでありますので、病院事業局としても、その方向で取り組んでまいりたいと思っております。

○新里匠委員　今この内視鏡室の整備とカンファレンスルームの整備について、検討中だという話がありました。優先順位も含めていろいろ内情は分かりますけれども、いつ頃供用というか、そういうところを目指しているんでしょうか。もう決まっているんですか。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

今申し上げた内視鏡室、それからカンファレンスルームの設置に向けた改修ですけれども、これ令和７年度の予算で計上しておりますので、令和７年度に整備するということになります。

○新里匠委員　令和７年度、しっかりとやっていただけるということで本当にありがとうございます。

それでですね、そのほか、住宅の確保とかいろいろあります。医療機器の更新であったりですね、雨漏りとか浸水もあるということも、現状伺っているので、随時、改修等をやっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長　小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　まず、病院事業局に少し確認したいんですけれども、資料を見ていると給与費3.1％上がると見込んでいるという話なんですけれども、医療従事者、スタッフの方々の賃金の上がるパーセンテージというのはどれぐらいになるのか、教えてください。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

令和６年度給与改定、人事委員会勧告を受けて、給与改定は行っておりますけれども、給料表の増額分につきましては、職員の平均でベースアップの率が約4.0％増額となっております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員　これ令和６年度時点で4.0％上がるということですか、今の答弁。

○三和秀樹管理課長　令和６年度で4.0％の増額改定を行います。

○小渡良太郎委員　この令和７年度の部分については、どのくらい上がる見込みになっているのか。

○三和秀樹管理課長　令和７年度の給与改定につきましては、また次年度の人事委員会勧告等を踏まえまして、改定を行っていくこととなっております。

予算で申し上げますと、給与費につきましては、令和６年度の当初予算に比べて、令和７年度の当初予算では4.7％増を行ってございます。

○小渡良太郎委員　最後の答弁が聞きたかったので、ありがとうございます。

先に給与の賃金の話をさせていただいたんですけれども、先ほど新里委員からも話があったように、非常に病院事業局としても、この赤字の対策をどうするかということに、いろいろ苦慮されているような答弁、または、資料３－４の25ページにもあるように基本方針とか、横にどんと過去最大の赤字と書いて、課題の１にも極めて厳しい経営状況の改善というのが挙げられています。

ただ、赤字の考え方についても少し確認をしたいんですけれども、この３－４の25ページの赤字見ていると、この医業損益が約半分で経常損益、純損益が残り半分、累積を抜いたら半分以上というのが医業損益という形になっております。

この医業損益の部分、先ほど患者数が減っている云々という説明もあったんですが、赤字圧縮に関する考え方を少し教えていただけないかなと思います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

まず、令和７年度の予算案の基本方針なんですけれども、大きく４つ柱がありまして、まず１つ目に病院事業の継続を最優先にするという方針が一つあります。それから２つ目の方針として、経営状況の分析をする、それから今後の見通しを明確化する、これが２つ目。それから３つ目として、費用の縮減、効率化を徹底すること。４つ目として、公営企業予算の特質を踏まえた執行管理を行っていくと、この４つの方針を基に編成をしました。

令和７年度の当初予算案なんですけれども、現状、令和７年度の純損失として約82億円を見込んでおりますが、今年度の決算見込みの純損益を見ますと、約102億円を見込んでおりまして、四捨五入の関係もありますけれど、約19億円、20億円程度ですね、圧縮できる見込みを立てております。

対応としては、先ほどの答弁にもなりますけれども、プロジェクトチームを編成して、骨子をまとめておりますので、次年度は、その骨子の具体化ということで、具体的な推進方法を明らかにして、それにかかる目標数値だったり、達成時期であったり、金額だったり、そういったものを出していくと。

あわせて、院長等管理職に対する研修を継続実施、それから先ほど来からあります各病院管理職、幹部職員による、地域クリニックとの連携等とですね、そういった取組を進めていくことで、経営改善に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

令和６年度の決算もまだまだですし、現時点で我々も触れられないので、令和６年度の見込みを含めて説明いただいたのは大変感謝いたします。

この赤字なんですけれども、今、日本全国ですね、病院だけに限らず、いろんな部分で、価格転嫁等々の話が出ていてですね、かなり厳しい経営状況の中で、民間の方々も御努力されているという状況なんですが、病院事業に関しては、簡単に価格転嫁できないというより、国の政策で、診療報酬等は決まっていますから、そういったものがどうしても、これ医業損益の部分では、一つ大きなネックになってくるだろうなと。例えば、病院が儲かっていないから、この部分は少し値段を上げようとかっていうのは簡単にできないわけですよね。それは国の政策決定が悪いとは言わないんですけれども、影響を受けていますから、それは努力によってどうにかなるというところではないと思っています。ただ例えば、医療従事者が不足しているという部分でも、赤字が発生するということもありますし。先ほど少し触れた方もいたんですけれども、例えばシステムの不具合で余計な出費が出ていくとかですね、また未払いで回収できていない部分があるというところについては努力で圧縮をしていく部分も大いにあると思っています。ただ先ほども言ったように、この自助努力で100％の改善が、この損益については必ずしもできないという状況に、制度的にもあるわけですから、ここはもう赤字についてはある程度割り切って考えてもいいんじゃないかなと、以前から話はしているんですけれども、考える必要があるのかなというふうに思っています。

以前、委員会の過去の議事録を見ていると、他会計補助金の増減とか、または赤字の増減とかが追記をされるというような時期もあったとは思うんですけれども、やはりまず県民に求められる医療をしっかりと提供していく状況をつくっていく、その上で病院事業の赤字解消がメインじゃなくてですね、安定化させていくと。経営については、赤字経営でも安定していたらいい経営というふうに評価されるこ

とも多々あります。この赤字についての基本的な考え方は先ほどお聞きしたんですけれども、しっかりと病院事業局として、まずは県民に必要とされる、もしくは、県立病院が県民に提供しなければならない医療体制というのがどういうものかというところを、私はぜひお示しをしていただきたいなと考えています。

今ぽんと出てくるものではないにしても、今、病院再建計画を策定していくという答弁もありましたので、その一環でですね、我々はこういうことをしたい、そのためにはこれぐらいの予算がかかる、でも、今現状こういうところだから、どうしてもできない部分があるというような説明の仕方で、県民の理解を得ていく。できない部分はなんでできないのかとかという話もよく聞かれるんですけれども、なぜできないのかというと、お金がないからない袖は振れないと、簡単に言うだけではなくてですね、本来やりたいんだけれど、今後しっかり取り組んでいくよという意味でも、やはりこの病院事業局全体の目標をですね、本来あるべき姿はこうなんだというところをぜひ、再建計画の中に記載をしていただきたいなと。厳しいのであれば、別添の資料として私も病院事業局の考え方、基本方針、知りたいですから、資料として出していただいても構いませんので、私が言った部分の考え方ですね、病院事業局長が適切かなと思うので、答弁いただければと思います。

○新垣新委員長　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後１時20分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

午前の小渡委員の質疑に対し、執行部の答弁を求めます。

○本竹秀光病院事業局長　ありがとうございます。

赤字を気にしなくていいのかなという誤解を生みそうな話をいただきましたけれども、一応、病院事業は全適になって独立採算ですので、基本的には、そういう下に経営しないといけないと思っています。

いわゆるその入るを量りていずるを制すというのが基本だと思うんですけれども、今回のコロナ後ですね、入りを増やすための患者の動向がなかなか厳しい中、いずるをといった場合には、働き方改革も含めて、効率的な医療をしないといけないだろうということで、今現場にそれを求めています。きちんとそういうところの精査もして、それから求めるところ求めるべきだろうと考えています。

そういうふうにして、ずっと院長時代からやっておりましたけれども、特に、政策医療はどうしても恐らく県立病院が担わないといけない一番大きな柱ですね、それの繰入金なんですけれども、やはり今の物価高騰に多分見合っていないと思います。

そういうことで、恐らく全国知事会とかですね、それから県立病院でいえば、全国自治体病院協議会からもその都度要請が上がっていますけれども、なかなかまだ実現をしていませんけれども、そういうところに求めていって、単価を上げていかざるを得ないんだろうと思います。

それから、委員御存じのように医業収支のほうなんですけれども、診療報酬は２年間に１回改定するけれども、これもなかなか現状に見合っていないというところで、これも恐らく、沖縄県医師会からも要望が上がったのはなかなか過去になかったと思うんです。それぐらい病院は全体としてはかなり厳しい状況にあるということですね。そういうところに、求めていく必要があるだろうと思うし、不採算はやはり県立病院の一丁目一番地だと考えていますし、それ以外に一般医療というか、その地域の医療を支えていくときに、やはり民間病院がかなりレベルアップしていて、ある意味、競合しないといけないようなところがたくさんあります。そういうことで、ハード面が遅れていましたけれども、南部医療センターでハイブリッド手術場をつくったりとか、それから、中部病院には手術用のロボットを入れたりとか、ハード、今整備されつつありますので、その辺はきちんと充当していかないといけないんだろうと思っています。

そういう意味で、予算を立てて、ハード面を整備したり、それからソフトもそうなんです。ソフトの一番はですね、実は政策医療、離島僻地医療にはやはり、人材が必要なんですけれども、特に中部病院を中心として南部医療センター・こども医療センター、それから北部病院、宮古病院でですね、研修医の教育をやっております。そのためには、やっぱりお金が要ります。

沖縄県は復帰前、1967年に中部病院から始まりますけれども、かなりのお金を沖縄県が教育に入れた、他府県で全く――そういうようなのは沖縄県しかないんですよね。そういうところは、ぜひこれからも必要ですので、委員の皆様には支援していただければいいかなというふうに考えています。

以上です。

○新垣新委員長　先ほどの小渡良太郎委員の質疑に対する答弁で、病院事業局管理課長から答弁を訂正

したいとの申出がありますので、発言を許します。

三和秀樹管理課長。

○三和秀樹管理課長　午前中の小渡委員の御質問への答弁の中で、令和７年度予算の給与費が前年度より4.7％の増加との発言をいたしましたが、正しくは3.1％の増加でございました。

おわびして訂正させていただきます。

○小渡良太郎委員　今の訂正は、私の質疑の中で3.1％と述べていますので、いいかなと思っていたんですけれども、ありがとうございます。

赤字についてはできるだけ圧縮させていくことは、非常に重要なことだと思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、同時に、やはり赤字圧縮というところだけじゃなくて、まずは、県民に必要な医療を提供していく体制をしっかり整えていくと。特に昔と違って､機器の一つ一つの値段も高額になっていますし、またコロナで大きく医療に対する考え方とか、県民一人一人の姿勢とかというのも変わってきている中でですね、それでも中部病院も建て替えていかないといけないとかですね。

そういう､お金のかかる話が前面に出ている中で、やはり赤字は赤字でしっかり対応しつつ、まず必要な分を過不足なく提供していける体制を整えていく。そのために、他会計からの繰入れも含めて、県当局にもしっかりサポートをお願いしていく､それをもって、県民の安心・安全を担保していくということが、特に、病院事業局に求められる大きな役割になるかなというふうに考えています。

令和６年の陳情の中でもですね、スタッフ対応の問題が取り上げられるというのもありました。

どこの病院とは言わないですけれども、私自身も親族が、今、ちょっと大きな病を患って入院している中でですね、医師からのパワハラに近いような言葉だったりというのに、非常に傷ついて私に相談があったという、これは個人的な話ですけれども、そういったのもありました。医療の赤字にどう対応していくかというのは、病院事業局だけじゃなくて、いろんなところで民間も含めてですね、やっているところなんですが、そこが例えば、人件費に影響してくる、スタッフの働く環境に悪影響を及ぼすというような、赤字の対応になってしまっては信頼性も損なう形になっていきますし、いろんな面で、本来やるべきところが滞っていくという可能性も懸念をされる部分であります。実際、そういったのがちらほら、新聞報道でも以前取り上げられていたようにですね、ギスギスしている職場環境になってしまっているのではないかというふうなのは以前からも指摘させていただいているんですけれども、赤字に対応しながらやっぱり働きやすい環境をつくっていって、その上で県民の安心・安全ということに、直結していきますから、細かくは申し上げません。あくまで全体として、今、厳しい中で、病院事業局の中でですね、医師の皆さんはじめ、医療スタッフ、一生懸命取り組んでいると思うんですけれども、いわゆる取りこぼしがちらほら散見されるような気が最近しておりますので、職場環境の改善という部分についてもしっかりとやっていただきたいんですけれども、これも改めて、令和７年度の方針、見解をお聞かせください。

○本竹秀光病院事業局長　ありがとうございます。

今かなり耳の痛い、これは、私にもいろいろ、個人的には上がってきています。やっぱり職員の対応という問題ですね。

やってはいるんですけれども、なかなか――例えば中部病院とか南部医療センターになると、かなりの数の人がいるというところで隅々までいかない。

個人的にはですね、エッセンシャルワーカーの、例えば掃除をする人とか、看護補助員もそうなんだけれども、そういう人たちが働きやすい環境をつくらないと、病院を好きにならないと患者は来ないと思っているんですよ。だから、これから令和７年度に向けて、そういうのを各病院でお話をして、みんなに伝えていければいいと思うし、絶対にやらないといけないのかなというふうには考えています。

中部病院の院長のときにやっていたのが、朝８時から８時半に私は玄関で患者さんを迎えていたんですけれども、そういう一つ一つがですね、多分、ここの病院は来てもいいかなということにつながっていくんだろうと思っていますし、だから令和７年度はそれぞれ現場に出ていって、そういう話をしたいなというのは局長としては考えているところです。

○小渡良太郎委員　医師も足りない、看護師も含めて人手不足の厳しい今の状況をまずどう乗り切っていくかというところは、非常に重要になっていくと思います。

今日、各病院の責任者の方々もお見えですけれど、やはりこれは各病院が個別に頑張っていくというだけではなくて、しっかり全体でやっていくというところが必要になってくると思います。コロナ禍もある程度明けて、今、新たにというか状況が変わった中で、また通常業務がスタートしている状況にありますから、今のうちに改善できるところはしっかり

改善していただく、そういう令和７年にしていただきたいなというふうに要望してもう１点。

同じく不足している薬剤師不足の現況について、今の状況をまずお聞かせいただきたいと思います。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

本県の人口10万人当たりの薬剤師数は全国最下位であり、県が実施した需給予測においても今後、薬剤師不足が続くことが予測されているという状況でございます。

○小渡良太郎委員　薬剤師不足の解消を目指して様々な事業を関連して、4000万円程度予算をつけてやっているんですけれども、その中で薬剤師教育、薬学部の設置の進捗状況、令和６年度はこれぐらいやっている、令和７年度はこういうことに取り組んでいくという、一連の流れで少し説明していただけないでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えいたします。

県のほうでは、県内への薬学部設置は、薬剤師不足解消の有効な方策であると考え、令和２年度から令和３年度につきましては薬学部設置可能性等調査事業、令和４年度から令和５年度には県内国公立大学薬学部設置推進事業、令和６年度からは県内国公立大学薬学部設置支援事業を実施しております。

令和５年２月に県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針を公表し、薬学部の設置を希望する大学の公募を令和５年９月に実施しております。

公募期間内に県内国公立大学からの応募はありませんでしたが、琉球大学から薬学部設置の可能性を含め、沖縄県と緊密に連携しつつ協議を進めたいとの回答があり、令和６年５月から沖縄県と琉球大学による薬学部設置等薬剤師確保対応方策検討連絡会を３回開催しており、今月開催予定の連絡会では、これまでの協議内容を踏まえ、今後の方針等について協議を行う予定としております。

次年度も引き続き、県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員　この薬学部設置以外に確保に関する取組というのは何かやられていますでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

県は薬剤師確保のため、県出身者が多く在籍する県外の薬学部を設置する大学でのＵＩターン就職説明会を行う薬剤師確保対策事業や、県内での就職を条件として、奨学金の返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などの事業を実施するとともに、県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでおります。また、薬学部を設置する大学との連携協定を徳島文理大学、神戸学院大学、昭和薬科大学、城西国際大学、岐阜医療科学大学の５大学と締結しており、各大学とも連携しながら薬剤師確保対策に取り組んでおります。

○小渡良太郎委員　教育機関と連携する教育圏をつくっていくというのも重要だと思うんですけれども、私も昭和薬科大学附属校出身ですから、同級生で薬剤師資格を取っている方は何名もいます。その中で、戻って来るタイミングを探している方も結構多いんですね。

なので、どうにか違う形での、既に薬剤師資格を取って、内地で働いている方々に対してのアプローチというのも、行えば食いつきがあるのかなという肌感覚の話ではあるんですけれども、そういうことについて何か取組とかをやっていますか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　先ほどちょっと答弁させていただきましたが、県外で働いている方に戻ってきていただくという形の中で、奨学金を返還されている方々に対しまして、沖縄県内で就職していただくことを条件にして、奨学金の返還の助成をしておりますので、そういった形での取組とかですね。また県出身者が多く在籍する大学等を通じて、県出身者等に対しての呼びかけを行っているというような状況でございます。

○小渡良太郎委員　私が言いたかったのは、そういう大学卒業に近い方々ではなくて、もう少し時間がたった方々に対してのＰＲ。親御さんとか沖縄県内に住んでいる方々もいらっしゃいますから、県内でＰＲをしていくというところも効果はあるのかなというふうに考えています。

薬剤師に直接届かなくても、薬剤師の周辺の人に情報が来て、県が募集しているから沖縄に帰ってきたらという話につながれば、それもプラスになると思いますので、そういったものを令和７年度に取り組める範囲で構いませんから、ぜひ、しっかりやっていただきたいなと要望して終わります。

○新垣新委員長　米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　お願いいたします。

先ほども質疑が出ましたけれども、病院事業局のほうですね。

令和７年度の純損益、約82億円ということですけれども、これちょっと分からないので教えてほしいんですが、累積欠損でいったときには令和７年度の

見込みというのはどのぐらいになるんでしょうか。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

令和７年度の累積欠損金の見込みですけれども、令和７年度末で210億円余りを見込んでおります。

○米須清一郎委員　令和５年度決算で今年度の見込みと、単年度の純損益が65億円、約100億円、今度82億円と続く中で累積が膨らんでいくというところで、その赤字の圧縮、解消に向けても取り組んでいくということですけれども、圧縮とか解消というのは単年度ベースなんでしょうか、それとも累積を解消していく、圧縮していくという……。

○宮平直哉経営課長　先ほど申し上げた210億円というのは、令和７年度末までにたまってしまった赤字の累計額が210億円ということなんですけれども。その解消に向けては、当然、単年度でいろんな取組をしなければ、その１年間の純損益、純損失になるのか純利益になるのか変わってきますので、また純損失になったとしても、その額によって累積の欠損金がたまっていくのか、減っていくのかという形になりますので、取組としては単年度ごとにしっかりやっていくという形になります。

○米須清一郎委員　まずは、その単年度というところですけれども、単年度だけの圧縮も本当に大変だと思うんですが、累積で見たときに、数字上はなかなか減らないというかですね。会計上で累積分というのは、どういう扱いになっているんでしょうか。

実際のお金をどこかに借金しているわけではなくて、紙上の、会計上のマイナスであって、実際のところは支障がないのかどうかですね、教えてほしいと思います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

例えば、令和７年度の年度末で210億円の累積赤字、累積欠損金が生じる見込みだということを申し上げましたけれども、単年度で累積の赤字、純損失ですね、それがたまって累計で210億円になっているということなんですけれども。

例えば通帳からお金が消えているとかではなくて、日々の支払いを行う上では――例えば医業収益、診療報酬が入ってきて、また期間を置いて、支払いに充てるとか、そういう形を繰り返しているところでありますので、仮に、日々の運転資金に何か問題が生じる事情があるようであれば――例えば一時借入金について一般会計と相談をさせていただく。実際に、執行のための手続に入るといった対応であるとか、また銀行借入れという形で、令和７年度は220億円、一時借入れをする契約を銀行と結んで、予算書にも記載されているところであります。資金繰りの状況によって、国からの新たな企業債の活用という方法もありますので、そういったものをミックスしながら日々資金繰りには対応していくということであります。

○米須清一郎委員　企業と違ってすぐに破綻するみたいなことではないと、詳しく理解してはいないんですけれども、日々の運営には支障なくやっていくということで理解しています。

その対策として骨子をつくるという説明だったと思うんですけれども、これはいつできるんでしょうか。あとその内容ですね、今、ほぼほぼできているのかなとも思っていたんですけれども、この対策がいつできて、その中の基本的な対策の項目をいま一度、教えてもらいたいと思います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

まず骨子については、今、取りまとめの段階であるというところです。

○米須清一郎委員　いつできますか。

○宮平直哉経営課長　骨子の具体的な完成の日時までは、まだ詰めてはいないんですけれども、予定としては年度内で行う予定であります。

それから、令和７年度なんですけれども、その骨子の具体的な推進方法であるとか、その推進項目の作成時期等については明らかにしていくわけですけれども、そこについても、例えば４月なのか５月なのかという具体的な日時の設定は調整中ですけれども、年度内、できれば上半期までにはできたらいいなというふうに思っています。

○米須清一郎委員　あと、対策の内容もお願いします。

○宮平直哉経営課長　繰り返しになりますけれども、企業債の活用であったり、収入改善の中身としては、地域連携の強化ですね。それから、各種補助金の確保に向けた取組といったものもあります。それから、各病院とも施設基準というものを設けていて、それに基づいて診療報酬を得ているわけですけれども、それについていろんな見直しをすることで、結果的に収益増につながる可能性もありますので、そこの見直しについては、随時行っていくというところであります。

それから、もう一つ、支出抑制というところもあります。分かりやすいところで、給与費の縮減があります。

これは、給与を下げるということでは決してなくて、今、働いている職員、個々の職員について、今

行っている時間外勤務が果たして適切なのかどうか、効率的に行うことができないか、明日やることができないかみたいな取組で、結果として時間外勤務手当の縮減、給与費の縮減に一丸となって取り組んでいくことであるとか、あと職員の配置の適正化ですね、いろんな病床の再配置を行うことで、ニーズのある医療体制を再構築をして、そこに職員を充てていくといった、配置の適正化といったものを考えております。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

今年度に策定して、令和７年度からその対策に取り組んでいくというところで、その実施体制ですね。今年度立ち上げたプロジェクトチームで引き続き対策に取り組んでいくのか、その実施体制をお願いします。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

実施体制としては、令和７年度に新たな組織として経営再建推進室を設けまして、これは現行のプロジェクトチームを引き継ぐような形になるかと思いますけれども、各病院と連携をして、病院が行っている取組の進捗の取りまとめであるとか、また病院事業局本庁での取組もありますので、そことの連携であるとか、そういったことで体制としては進めていきたいと思っております。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

大変だと思うんですけれども、改善や効率化だけではなくて、県民の医療確保というところで大きな役割があると思いますので、そこをしっかり守りつつ、改善できる取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。遠隔医療についてです。資料でいくと、歳出予算事項別積算内訳書の中の151ページ。

地域医療対策費あたりになってくるのかなと思うんですけれども、代表質問、一般質問でも取り上げられたかと思うんですけども、来年度、遠隔医療について県として検討をするというお話があったと思いますが、いま一度、医療計画を策定したという流れも含めて、来年度はどういう検討をするのか、予算上どうなっているのか、その検討をどうその後に生かしていくのか御説明をお願いしたいと思います。

○古堅宗一朗医療政策課長　お答えいたします。

遠隔医療といっても非常に広い概念ですので、今、既にやっているネットの回線を通じていろいろドクター同士が意見交換をするとか、ほかにも例示をすればいろいろございます。

今、委員が具体的におっしゃったように、令和６年３月に策定しました、今、動いている計画というのが第８次沖縄県医療計画。この中にも、早期に県庁内にワーキンググループを設置して、遠隔医療の活用について検討していくということが明記してあります。

それに基づいて令和６年度、ワーキンググループの設置はまだできておりません。早期にということで、令和７年度に入ってすぐにと考えておりますけれども、様々な――例えば先進県の取組について資料を取り寄せたり、見に行ったり、話を聞いたりとか、あるいは、民間の企業、民間の病院で既に進めている個々の状況、メリット、デメリットというか沖縄県ではどういう条件、場所、内容で導入したら、どういう結果になるのかということをある程度予測しながら、研究はしているところでございます。

予算との絡みでいいますと、令和７年度の予算の中に、具体的などの事業にこういう額で入っていますというようなことはございません。ワーキンググループを設置するにしましても、予算の話でいうと――例えば報償費とか旅費とかで、委員に集まっていただくような準備をして、それによって、もし令和７年度中に何か急いでやる必要があるとか、財源を国のほうに求められるということであれば、事業組みをするようなことになろうかと思います。

この遠隔医療はツールですので、これをどう使うのか、どれぐらいお金をかけるのかということ、研究が非常に大事だと思っています。

医療機関のニーズとか活用方法、運用体制、こういうものをしっかり引き続き検討して、できる限り有効なものを早期に導入していきたいと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員　ぜひですね、コロナもありましたし、こういう分野はその重要性が増していると。

本県も離島を抱えていて、大事なところでいろいろやってきたとも思うんですけれども、医療技術も発展しているでしょうし、これからさらに広げられるというか、場合によっては新しい取組も含めて、県外、民間も含めて、本県に合う具体的な遠隔医療の形というのを模索しながら、実施までできたらいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移りますけれども、地域包括ケアシステムの関係です。資料でいくと３－３の37ページ、16ですかね。

地域包括ケアシステム深化促進事業というのがあります。拡充となっていますけれども、令和７年度の拡充部分を中心に内容の御説明をお願いします。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

地域包括ケア深化促進事業につきましては、市町村による介護予防でありますとか、多様な主体による高齢者へのサービス提供体制を整備支援して、高齢者が自分らしい生活を継続できる地域づくりを促進する事業となっておりまして、令和６年は1520万円の予算額でしたが、令和７年度予算は、2070万円ということで予算を拡充しております。

この予算を拡充した部分につきましては市町村が行う介護予防の取組に、先進的な新しい取組を令和６年度にモデル的に実施したところですが、そのモデル事業を令和７年度はさらに拡充するための予算増となっております。

以上です。

○米須清一郎委員　同じ資料の同じページです、18番。

超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業の概要の説明をお願いしたいと思います。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

本事業は、高齢者の生活課題の解決に向けて、多様な主体の力を組合せた新たなサービスや、活動の創出を図る取組の支援などを実施する費用として、令和７年度に7390万2000円を計上しているところであります。

以上です。

○米須清一郎委員　拡充となっていますけれども、令和７年度の特徴といいますか、拡充部分の内容をもうちょっと教えてください。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

具体的には、今年度中に予定されます、超高齢社会に対応する公共私の連携、万国津梁会議の提言と、今年度実施中の多様な主体の連携、協働によるサービスモデル調査等業務の報告書を踏まえて、令和７年度は、本事業で高齢者の生活課題に対応する官民連携プラットフォームを構築することとしております。

多様な主体が提携、協働したサービスの具体化を支援する取組などを実施していくこととしております。

以上です。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

地域包括ケアシステムというと、本当に大きい取組で、地域の大事なところだと思うんですけれど、地域の人が主体的にいろんなやり方で、病院に行くとか、施設に入るとか、制度上使えるサービス以外のところでも、いろんなことを含めて支え合うということで理解しているんですけれども、その中でも主体でいうと市町村、地域ということが大きいと思うんですけれども、各地域に生活支援コーディネーターというのがいると思うんですよ。その役割を教えてもらっていいですか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活課題に対応するサービスづくりでありますとか、高齢者のニーズに合わせた通いの場の立ち上げなど、地域の資源と、地域住民のニーズを把握して、サービス創出のコーディネートなど、高齢者が自分らしい暮らしを継続できる地域づくりのための役割を担っているというふうに理解しております。

以上です。

○米須清一郎委員　いろんなメニューがあって、その中の一部を切り取って質問しているだけかもしれませんけれども、私の中では地域で見聞きしたり、親が世話になったり、いろいろ教えてもらう中でですね、本当に大事な役割だなと思っていまして、しっかりその役割を発揮してもらうための県の取組、人材育成とかということになるんでしょうか。地域包括ケアシステム深化促進事業で、生活支援コーディネーターの人材育成もやっているんでしょうか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

今、御質問ありました地域包括ケアシステム深化促進事業の中で、生活支援体制整備ということで、生活支援コーディネーターの資質の向上でありますとか、活動の活性化を図るために、この事業の中で新任者または現任者向けの階層別の研修でありますとか、移動支援とか、民間企業との連携など、個別テーマごとの研修の実施のほかに、現行の生活支援体制整備の再構築を希望する市町村に対しては、アドバイザー派遣による伴走支援などの支援を行っております。

以上です。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

主体は市町村になるかと思うんですけれども、ぜひ県として関わる以上ですね、どこかにお金を出して終わりとかじゃなくて、実際に県全体として各市町村の状況も確認し、連携しながら、役割を発揮できるように体制、しっかりやっていただきたいなと思います。

最後ですね、ＰＦＡＳ関連になります。資料３－３の31ページ、健康影響対策検討事業というのがあります。

代表質問で取り上げたんですけれども、再質問までできなかったものですから、再度お願いしたいと思うんですけれども。令和７年度に新たな取組もあるという話ですが、この事業の令和７年度の内容、いま一度お聞かせください。

○伊野波和子健康長寿課長　お答えします。

こちら資料のほうにも書いてありますとおり、健康影響対策検討事業につきましては、県民のＰＦＡＳ等の健康影響への懸念など、不安の払拭を図るため専門家から意見聴取をする委員会を設置し、対策を検討する事業となっております。これまでＰＦＡＳに関しましては、血中濃度調査の実施等について、いろいろ御意見があるところですけれども、現時点では血中濃度基準に加え、基準を超過した場合の対処方針が定まっていないことなどから、県独自で実施するのには課題があるものと考えているということで、ずっとお答えさせていただいているところです。このような状況を踏まえまして、国が示した対応の手引なども参考にしながら、専門家の意見を聴取しまして、県として何ができるのか、実施すべき対策は何かということなどについて、検討をすることとしております。

以上です。

○米須清一郎委員　専門家というと、令和７年度に立ち上げる委員会ですか。その委員というのはどういう方々を想定していますか。

○伊野波和子健康長寿課長　お答えします。

まだ具体的な人選はこれからですけれども、県内外の大学の公衆衛生学や疫学を専門としている方などを委員として、検討しようかと考えているところです。

○米須清一郎委員　多くの方が関心を持って取り上げ、要望などもあったりすると思うんですが、なかなか難しいところで、国にも求めながら、やはり県民が不安を持っている状況にあることが大きいと思いますので、基準等がない中でやりにくい面もあるとは思うんですけれども、逆に動き出すことでですね、調査し把握し検討して、出てくる対応というのもあると思いますので、ぜひ県民の不安払拭のために、前に進んでいく、県としての取組をお願いして終わりたいと思います。

○伊野波和子健康長寿課長　お答えします。

現時点では先ほど申し上げましたとおり、県としてやるのは血液検査の結果と健康状態との関連が不明であって、将来的な疾病を予測することができない状況で、また血中濃度の医療的低減策等が確立されていない中では、それを知ることでかえって不安が増す可能性があるという懸念もございますので、このような課題があるとは思いますけれども、委員会の中では、例えば既存データの活用の方法ですとか、県民への情報発信の方法を主に聞いていこうかと思いますけれども、その中で、また他県の動向ですとか、既存の医学的知見も含め、委員の方に意見を聴取することになるかとも考えております。

以上でございます。

○新垣新委員長　山里将雄委員。

○山里将雄委員　それじゃ、お願いします。

資料３－４、部局別の当初予算概要を中心に質問したいと思います。

まず保健医療介護部についてなんですけれど、基本的なところで、この一般会計予算については、前年度比で5.6％伸びています。それに対して保健医療介護部では、6.8％と伸びているんですけれども、今年度の予算編成の部としての基本的な方針といいますか、何に重点を置いて予算編成、予算を配分したのかその辺ちょっとお願いします。

○山里武宏保健医療総務課長　お答えします。

保健医療介護部の令和７年度の当初予算案は約1087億円で、前年度と比較して約69億円、6.8％の増になります。その主だった要因としては、公立北部医療センターの建設工事に係る経費に対する補助の増など北部基幹病院の整備を推進するための経費の増が主な理由になっております。

今、お話があった予算編成の基本方針といいますか、何に重点をというか特筆すべき事業なのかですけれども、公立北部医療センターの整備に要する事業のほかに、地域包括ケアの推進に係るものとか、あるいは、健康長寿沖縄の推進のための事業などに取り組むということにしております。

また、継続的に取り組まなければいけない事案としてやはり医師、看護師、薬剤師の育成・確保のための事業、安心・安全な生活衛生確保の事業など、従来の施策についても引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○山里将雄委員　分かりました。

今ちょうど、医師、看護師、薬剤師の育成についても取り組んでいくというふうに、方針を持ってということだったんですけれども、医師、看護師、薬

剤師の確保について皆さんの概要の中にもあるんですけれど、この経費が、合わせて36億円ほど計上されています。これは令和６年度とほぼ同じ額です。今、沖縄県はいわゆる医師、看護師、薬剤師が非常に足りないというのが、県民の声があるんですね。

医師、看護師、薬剤師をもっと増やすためのといいますか、それをきちっと確保するための対策と、それに見合う予算を確保する、これが必要だと思うんですけれども、同額になっているということなんですね。この辺について、医師や看護師、それから薬剤師の今の状況と、その対策について少し教えていただけますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えいたします。

医師については、我々医療政策課のほうからお答えしたいと思います。委員おっしゃるとおり、沖縄県は島嶼県で、医師確保が大事だと我々も認識しておりますが、国が示した医師偏在指標に基づいて述べますと、本県は全国５位の医師多数県という形になっております。

我々からすれば、レッテルと呼んでおりますが、それを医師多数県がゆえに、琉球大学の医学部の減だとか、臨床研修医の減だとか。離島では離島軽視といいますか、離島に我々が頑張ってもかなり厳しい状況でございます。そういった中、島嶼県の本県については、特に医師の安定的な確保、定着が課題だと認識しており、大型離島である宮古、八重山及び北部地域、あと小規模離島における医師確保に取り組んでおります。

大きな柱として３つほど考えていますが、自治医科大学による養成派遣、琉球大学医学部による養成派遣、県立病院の専攻医の養成派遣等を行って、離島僻地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監　お答えします。

看護職員の数についてですが、県内の看護職員数は、令和４年12月末時点で、２万2281人となっておりまして、人口10万人当たりで、全ての看護職種で全国平均を上回っている状況ではあります。

一方で、国の需給推計によりますと、看護職員の勤務環境が改善された場合は、2025年時点で、沖縄県の看護職員は1263人不足しているとしております。

県としましては、やはり安心・安全な医療提供体制を支える看護職員の確保を図ることは重要であると考えておりまして、引き続き看護職員の新規養成、そしてそれから復職支援、そして離職防止、定着促進、この３本柱を中心にして取組を推進していきたいと考えているところです。

以上です。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

本県の人口10万人当たりの薬剤師数は、全国最下位となっております。

県が実施しました需給予測においても今後、薬剤師が不足することが予測されております。

そのため県としましては、薬剤師確保のため、県出身者が多く在籍する県外の薬学部を設置する大学へのＵＩターン就職説明会を行う薬剤師確保対策事業や、県内での就職を条件として、奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業などの事業を実施するとともに、先ほども申し上げました県内国立大学への薬学部設置に取り組んでおります。

また薬学部を設置する大学との連携協定につきましては、徳島文理大学、神戸学院大学、昭和薬科大学、城西国際大学、岐阜医療科学大学の５大学と締結しておりまして、各大学とも連携しながら薬剤師確保対策に取り組んでおります。

以上となります。

○山里将雄委員　今、状況を教えてもらったんですけれども、我々、県民の感覚とちょっと違う見方がされているのかなというふうに感じます。

医師については、沖縄は10万人当たりの医師数が多いということになっているんですが、先ほど医師多数県に位置づけられているというふうに言っていたんですけれども――例えば那覇市立病院の小児科の夜間救急外来が休止したり、あるいは一部制限したりとかいうこともありました。

それから、北部では産科の医師不足が顕在化している状況があります。それから、透析治療の医師も不足するという事態も発生したという状況がありました。離島では、慢性的に医師が不足していると。こういう状況があるんですね。なのに、厚労省のほうでは医師過剰と、医師が多いというふうに位置づけられていて、実態とかけ離れているというふうに思うんですね。

去年でしたよね、10月に玉城知事が厚生労働大臣に、医師が足りている、充足しているというのは誤りだと、その是正を要望したんですけれども、厚労省の我々のこの実態とかけ離れた、医師が過剰だというような、こういう見方といいますか、判断は一

体なぜ起きているのか、皆さんとしてはどのようにお考えですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　先ほど述べたのは医師偏在指標でございますので、人口当たりではまずないという点は御理解いただきたいと思います。

そういった中、我々は医師偏在指標は全国５位ですが、先ほど委員がおっしゃった小児科については全国44位という低いレベルになっております。

離島、僻地には医者がやっぱり足りないということで、昨年の６月から７月にかけて、各臨床研修医の病院群の代表、本竹局長をはじめ、琉大のＲｙｕＭＩＣ、群星群と、玉城知事を含めて、初めて県として臨床研修医削減に対する要請を行いました。10月に医師多数県13県と、玉城知事で一緒になりまして、厚労省のほうに、医師多数県でありますが離島、僻地を抱えている県もありますし、中山間部を抱えている県もありますので、そういったことをぜひ考慮していただきたいという形で、琉球大学病院とか、そういった形の地域枠の臨時定員の減をぜひ増にしてほしいという形の要請を10月、12月に行ったところでございます。医師偏在指標は、専門家でもいろんな意見がございますが、本県は臨床研修医に若手医師が来るという形で、労働的な条件で、若手医師が来るがゆえに医師偏在指標が上がるという、いろんなうわさというか、いろんなことを聞いておりますが、これについては、我々としても最新のデータに基づいて、ぜひ医師偏在指標を見直してくれということも併せて要請しておりますので、これも注意深く次年度以降も行っていきたいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員　これはいわゆる沖縄県全体としては、医師は足りているだろうと、しかし、それぞれ離島だったり、北部だったり、あるいは診療科目によっては足りない、そういうことで偏ってしまっている状況が、実際に沖縄にはあるという、そういうことなんでしょうかね。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　我々は足りているとは思っておりません。

やはり大型離島の宮古、八重山。人口５万人以上の大型離島の中に県立病院があるという県は、鹿児島県を見ても、長崎県を見てもございません。また、16及び25の離島診療所を見ても、医師が常勤で24時間365日います。巡回診療をどんどんやっていますので、そういった形で我々は離島住民を見捨てない。そこに医師を置くことで離島インフラがあって、定住条件に関わっていると我々は思っていますので、そういった形でいうと、やはり医師は継続して派遣していく、それが我々の医療政策だと思っています。

以上です。

○山里将雄委員　今の状況では、本当に沖縄の医療というのが維持できなくなってしまいます。足りていないという認識だということですので、しっかりと医師の確保に努めていただきたいと思います。看護師についても、令和４年は２万2000人ですか。10万人当たりは全国平均を上回っているということですけれども、令和７年時点の需給推計では1200人ほど不足しているということだったんですが、これ、どういうことなんですか。もう一度、説明いただけますか。

○沖山陽子保健医療総務課看護専門監　お答えします。

まず、令和４年度の12月末時点の看護職員数についてですが、これは、保健師助産師看護師法に基づきまして、２年に１度、看護業務に従事している職員は届出をすることになっております。その届出された人数を人口10万人当たりで全国と比較しますと、沖縄県の場合は、全ての職種で全国平均を上回っているということです。

一方で、需給推計のお話をしましたけれども、看護職員の勤務環境が改善された場合、例えば残業が10時間以内、あと有給休暇を10日以上取得できるような、そういうふうな勤務環境が改善された場合は、2025年時点で沖縄県の看護職員は1263人不足するというふうな数字が示されています。

つまり医師の働き方改革だけでなく、看護職員も働き方改革、勤務環境を改善することで、定着支援、働き続けられる環境づくりというふうなことが進められていますので、それを加味すると1263人不足するというふうな数字が出ております。

以上です。

○山里将雄委員　看護師の不足というのは本当に言われているものですから、しっかりとその確保に努めていただきたいと思います。

薬剤師については、これはもう全国最下位。まさしく、足りていないということですね。薬学部の設置についても、知事は今回の所信表明をしていますので、薬学部設置についてはしっかりと進めていただきたいと思います。

一つだけお聞きしますが、設置の目標、まだまだ時間がかかりそうな気がしているんですけれども、いつまでに設置を目指すのか、皆さんとしての考え

はどうなんでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

県は、令和５年２月に沖縄県内国公立大学薬学部設置に関する基本方針というのを策定しておりまして、その中で薬学部設置の時期としましては、令和10年、2028年４月までの開学を目指すということとしております。

ただ一方で、小渡良太郎委員の答弁で申し上げましたが、当初は県のほうで支援をする大学を募集しましたけれど、ちょっと応募がない状況で、今、琉球大学さんと協議を続けているというような状況でございます。ですので、方針としましては令和10年ではありますけれども、今後、協議の進め方によって、時期についてはちょっと前後してくる可能性があるかなというふうに考えております。

以上です。

○山里将雄委員　分かりました。

令和10年というと、まだまだ先になります。今、薬剤師は６年ですよね、たしか。そうすると、入学して社会に出てくるまで相当な時間があるので、今の全国最下位という状況では、すぐにでも対応しなければなりません。

先ほど、いろいろと今の対策をおっしゃっていたんですけれども、ぜひそこをしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、北部基幹病院の整備事業について少しお聞きしたいんですが、先ほど答弁の中で、北部基幹病院の今年度の事業の補助金の金額をおっしゃっていたと思うんですが、もう一度お願いできますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えいたします。

北部基幹病院整備推進事業の総額ですが、59億1532万8000円となります。

以上です。

○山里将雄委員　今回、この59億円を県から補助金として北部医療組合のほうに交付すると、そういうことなんですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えいたします。

59億1532万8000円の内訳ですが、まず建設工事に係る補助金が27億5808万4000円です。

続きまして、北部医療財団運営に係る補助金が１億2170万3000円。その次に、琉球大学病院地域医療教育センター負担金、こちらが1708万7000円。その次に北部医療組合貸付金が30億1323万3000円。その他事務経費等で522万1000円、総額59億1532万8000円となります。

以上です。

○山里将雄委員　分かりました。

この北部基幹病院については、その整備の費用が当初270億円が389億円になって、さらに445億円というふうに、どんどん増えているんですね。

その主な原因は、恐らく建設費の高騰だとは思うんですけれども、これについてほかに要因として考えられるものはありますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　お答えいたします。

今、委員おっしゃったものは、令和６年７月時点での中間報告が389.3億、それが444.5億、増加分55.2億分だという御指摘だと理解しています。

その中の55.2億につきましては、我々が今、思っている大きな点が３点ほどありまして、まず１点目が人件費等に伴う増、もう一つは医療機材の増、もう一つは病院の地盤の支持層が50メーターとかなり深かったものですから、これに伴う土地造成、擁壁、そこに伴うものが約15億円等々ありますので、医療機材で約14億ぐらい、建物構造等の増で25億円、擁壁等で15億円、合計55億円ぐらいの積算を積んでおります。

以上です。

○山里将雄委員　まだまだこれ増えるような気がしているんですけれども、その対応についてはお考えですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　令和６年７月に中間報告という形で実施設計を北部医療組合さんのほうが出しているものですので、そちらは北部医療組合さんのほうで最終的な設計が出ると思いますので、その金額等を我々も今後も注視していきたいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員　次に、病院事業局について少しだけ聞かせていただきたいと思います。

病院事業局についてもやっぱり赤字ということが、今回の予算の概要の中でも、その対策、取組がほぼ重点になっているような気がするんですけれども、先ほど小渡委員がいろいろと細かく聞いていたし、ほかの委員も聞いていたと思うので、私のほうからは、この５年度の決算、過去最大の赤字となっているということでした。

そもそもですね、赤字の要因。これまでこの赤字が積み上がってきたというこの要因は一体何だというふうに皆さんお考えですか。

○宮平直哉経営課長　令和５年度決算において、病院事業が赤字となった主な要因ですけれども、大きくは４つほどあるかなというふうに考えておりまして、まず１つ目が、新型コロナウイルス感染症関連の他会計からの補助金というものが、令和４年までは比較的多かったんですけれども、令和５年度の５月に感染症法の位置づけが変わりまして、それに伴って補助金が減ったということが１点あります。

それから２つ目に、コロナ禍の際に病床確保料ということで国からの交付金が入ってきていたんですけれども、算定の誤り等があって、令和５年度に国に交付金の返還を行った経緯がありまして、病院事業会計で特別損失が大幅に増加したというのがあります。

それから３つ目に、給与改定というものがずっと続いていること。それから、職員数も増やしたことがありまして、結果として給与費が大幅に伸びているというところが３つ目であります。

それから４つ目として、物価高騰に伴って薬だったり、燃料だったりといった材料費ですね。これも上がっております。この４つが、主な要因ではないかというふうに考えております。

○山里将雄委員　分かりました。

令和６年度はまだ決算をしてないんですけれども、決算の見込みとしてはどうなんですか、赤字の額といいますか、赤字の状況は……。

○宮平直哉経営課長　令和６年度の決算見込みですけれども、病院の全体収益としては、約625億円を今見込んでおります。それから、費用については、727億円を見込んでおります。そうすることで差引き、およそ102億円の純損失を見込んでおります。

○山里将雄委員　なかなか厳しい感じがしますけれども。それから、経営再建計画の策定をするということですけれども、この経営再建計画というのはこれまでもありましたよね。これを改定するという話なんですか。

○宮平直哉経営課長　既存の計画の見直しになるような、リンクするような形になると思うんですけれども、取組としては、目新しいものではなくて、従前から取り組むべきものを徹底的に行っていく。経費の縮減であったり、収益の確保に向けた取組だったり。経営状況のいかんにかかわらず、これは不変ですので、こういったものを引き続き行っていくということに尽きるかと思います。

○山里将雄委員　これまでもその計画に従って再建を図ってきたと思うんですけれども、いまだに赤字が続いているということなので、なかなか計画どおり実行できなかったということになるんじゃないかと思うんですけれど、そういう理解でいいですか。

○本竹秀光病院事業局長　やはり令和元年は経常黒字なんですよね、５億円弱かな。令和２年からコロナが始まって、いわゆる病床確保の補助金は額的には過大となりましたが、ところが、その間は医業本体ができない状況であったので、収益率はすごい下がっているんですよね。だから、補助金のおかげで形的には非常に黒字に見えていたというのが一つの大きな問題で……。再建計画は前からありますけれども、コロナ禍の状況でそれは実行に移せないような環境だったかもしれません。僕が来る前の話なんですけれども。

だけど今度、新たに目標設定とか、ＫＰＩとかも含めて、今策定していますので、それをきちんと出さないと、国は企業債のメニューを準備していますがこれが条件になっているんですよね。

そういうことで、１日も早く再建計画を立てて、国のメニューに申請しないといけないということで、令和７年度が非常に重要な時期なのかなと考えております。

以上です。

○山里将雄委員　分かりました。

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

中部病院のことについて一つだけ。現地建て替えか、移転かということでいろいろと議論があったんですけれども、うるま市からの陳情については取り下げられました。現地建て替えで皆さんは進めていらっしゃると思うんですけれども、中部病院の先生方とお話ししたときには、やはりその辺で意見が食い違っているという状況でございました。非常に危惧するんですけれども、中部病院の皆さんとすり合わせというか調整について、今現状どうなっていますか。

○宮里勉総務企画課長　お答えします。

中部病院の建て替えにつきましては、中部病院長のほうからお示しがありました現地建て替えに係る懸念事項等についてですね、基礎調査を実施いたしまして、今年度中に結果が得られるように取り組んでいるところでございます。

その中で、ヘリポートの設置調査につきましては、先に調査結果が得られましたので、令和７年２月４日

に中部病院の職員に対して説明を行ったところでございます。そのほかの調査についても、今年度中に結果が得られるように取り組んでおります。

今後もですね、令和７年度に中部病院長に対して基礎調査の結果説明を丁寧に行いながら、次の基本計画の策定に進んでいくように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○新垣新委員長　喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　お疲れさまです。

各病院の院長先生、今日お越しいただいていますので、この赤字状況について、各病院の要因、特徴、そういったことをまずお聞かせいただければと思います。

○久貝忠男北部病院長　よろしくお願いします。

予算編成の中では今回の純損益は、８億円の赤字ということで考えております。内訳は収益に関しては73億円で微増でありますが、これはやはり病院事業費用が81億円とかなり大きくて、医業収益はかなり悪くてマイナス16億円ぐらい。補助金を入れても７億円ぐらいかなと思っています。

やはり医業収益の伸びは微増で、一方、費用は激増しているということです。コロナが社会を確実に変えています。これによって患者さんの受診行動が抑制的になっていると。また、在宅とか施設でしっかり患者を診るようになって、看取りまですると。あとは、北部の場合は人口減。これはもう致し方ないんですね。あとは医師会病院でも若干うちが減った分を吸収している部分もありますけれど、全体的にはやっぱり右肩下がりです。

もう１点は、これは全国医師会の中でもちょっと温度差があるんですけれど、セルフメディケーションを非常に推進していると。もう病院に行かなくていいんだよということで、どんどん患者数が減っていきますから、これはもう致し方ないということです。あと、診療報酬は２年ごとに変わりますけれど、医業収益には全然関係ないんですよ。その辺で、病院経営が必然的に苦しくなると思っています。

ちょっと明るいニュースは、北部病院は空床確保料への返納が少なくて、3000万円ぐらい。20億円もらったんですけれど、その分ちょっと預貯金があって、今のところは預金残高が、恐らく令和６年度末で６億円残っていて、現金があると。しかしながら、令和７年度になると、このような医業収支を続けていくと月１億円ないし、その前後減っていくので、令和７年度末は厳しい状況で、やっぱり医業収支を頑張らないといけないと。こういう患者が減っている状況で、じゃ患者に、クリニックを紹介してくださいというのは私見としてはちょっと違うのかなと思っています。

以上です。

○玉城和光中部病院長　お答えいたします。

赤字の要因のことについてですけれど、令和６年度の決算は、純損益は約30億円の赤字が見込まれています。主な要因として考えられるのは、給与費や経費、あと材料費の高騰が主な原因であると考えております。

令和７年度の当初予算については、純損益は約16億円の赤字見込みでですね、給与費や委託料の増加が主な要因だろうと考えております。特に医師の働き方改革や職員数の増加などが、大きな影響を及ぼしているんではないかと考えております。

以上です。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　よろしくお願いします。

当院は、こども病院を併設しているため費用が増加します。小児医療は、患者１人当たりの医療スタッフ数が多くなるため、人件費が多くなります。感染症流行や夏休み等により患者数の季節性変動が大きくなるため、病床利用率も低くなる傾向があり安定しません。また、小児は検査時に鎮静が必要となることが多いので医療機器、ＣＴとかＭＲＩの効率的運用は難しく、どうしても回転率が悪くなります。

ということで、令和７年度の当初予算では、病院事業収益の4.6億円増収の210億円を見込んでいます。

ただそれ以上に、病院事業費用が3.3億円増加し、221億円でありますので、入院患者数の減少に加えて給与費の増加が影響をしているものと思われます。

それでも、収益に向上につながる取組、これは具体的には必要人員確保による病床有効利用や患者増につながる地域連携の強化、それから効率的人員配置による費用削減などに努めてまいります。

以上です。

○川満博昭宮古病院長　当院の令和６年度の決算見込みにつきましては、令和７年２月時点では病院事業収益が77億4155万円の見込み、病院事業費用85億5027万円の見込みで、純損益はマイナス８億872万円の赤字となる見込みです。

その要因に関しては、コロナ禍前までは離島の病院ということで、どうしても小児科等赤字が出る体質にあります。それで、コロナ禍前までは収益ではどうしてもマイナスなんですけれど、繰入金等で計上はとんとんぐらいでした。コロナ禍に入って、当

然収益も落ちるということもありましたし、費用も増えたんですけれども、令和５年度に関して言いますとかなり入院は戻ってきています。ただ、結局費用が下がることなく上がり続けていて、それで赤字幅が増大している状況です。もちろん人件費も少し上がっているというのもあります。赤字の要因として、大きくは２つかなと考えています。

○和氣亨八重山病院長　八重山病院は、令和５年度までのお話を先にさせていただきますが、医業収益は令和４年度までは年々増加していました。ただし、令和５年度になって年度途中から新型コロナの特例措置がなくなったこともあって、前年より２億円減の52億6000万円となりました。

一方、医業費用のほうは給与費と経費が増えて、前年より１億2000万円増の78億円となり、医業収益を大きく上回っています。これに一般会計からの繰入金等を加えた病院事業の総収益は72億4000万円、一方の総費用は84億円であり、その差である純損益は令和５年度に11億4000万円の赤字となり、八重山病院開設以来最大の赤字となりました。

費用の大部分を占めるのが給与費で、しかも年々増大しています。職員数の増加よりも１人当たりの支給額の増によるところが大きく、令和５年度の職員数は前年とほぼ同じでしたが、給与費は１億3000万円増の42億8000万円となりました。職員の多くが沖縄本島からの異動で赴任しているため、離島手当や単身赴任手当などが加わって、どうしても給与費は沖縄本島よりも高くなります。このため、同年の医業収益52億6000万円に対する給与費の割合、すなわち給与比率は81.4％と極めて高い割合になりました。

次に、費用の多くを占めているのが経費ですが、職員の負担軽減を図る方策として、業務委託を進めている結果、6000万円増の14億9000万円となりました。３番目に多くを占める材料費は、関係部署の労力で薬剤費を削減できたことで7000万円減の10億9000万円となっています。令和６年度はまだ決算は出ていませんが、令和５年度に比べたら幾分縮小される見込みです。令和６年度当初予算では、７億1000万円の赤字を見込んでおりました。令和７年度の予算では、９億4000万円の赤字を見込んでいるところです。

以上です。

○屋良一夫精和病院長　精和病院の御報告です。

令和７年度当初予算における純損益は、当院は５億8008万円の赤字を見込んでおります。

令和６年度の決算見込みは、４億7483万円の赤字を見込んでおります。

精神科の病院というのは、政策医療で不採算の医療でありまして、入院期間も長期であり、その単価が安いという事情があります。また、精神科の患者さんを扱う看護師さんとかコメディカルは経験が大事で、それに伴って高齢のスタッフが多いというところで給与費が非常に高いという、ほかの病院とは違う事情があります。

令和７年度の当初予算では、診療単価の高い急性期病棟の効率的な運用により、施設基準要件を維持することで入院収益の確保は見込んでおります。

また、外来収益に関しては、デイケア、訪問看護件数の増加に向け、新規患者利用の増に取り組み、人員配置などを調整を行っております。これらの取組により、令和６年度決算見込みと比較し、入院外来収益ともに、増収を見込んでおります。しかし、医業収益の増加以上に費用のほうが大きいため、赤字額は増加する見込みになっております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

先ほど来、局のほうからこの赤字解消に向けたプロジェクトチームの取組等と次年度以降の取組の説明がありました。ただ、やっぱり個別の病院の事象が散見されてですね、一律にはいかないところもあるのかなという印象です。

今、病院ごとの赤字の現状について御説明をいただきましたけれども、今後、こういった赤字部分の解消に向けてどういう方針で各病院取り組もうとしているのでしょうか。

特に、大きく病院の収益を考えるときに、医療報酬というのはやはり国の制度ですので、なかなか県では手がつけにくいところではあります。ただ、それでも公定価格を上げないとどうしようもないという要請はしつつ、その赤字の解消に向けて医療報酬を上げていく方針の中でやっていくのか、それとも、当面は今のままで費用の工夫というか、医療機関の財源の配分を工夫することで取り組もうとしているのか、こういった大きな方針をどのように考えているのかも含めて、病院ごとの赤字をどうやって解消をしていこうとしているのかお聞かせください。

○久貝忠男北部病院長　ＤＰＣの係数というのは、基礎係数に機能評価の１と２が加わって、今度新しく救急補正係数というのが加わっているんですね。ＤＰＣ係数は0.01変わるだけで億単位変わるようなすごい係数なので、これに取り組んでいきたいと思っています。

病院でできることは、機能係数２なんですよね。基礎係数１はなかなか難しくて、２は、１番は平均在院日数の短縮。これは効率化係数を上げることによって可能であります。あと、当院の問題として、救急補正係数というのがとても低いんですね。0.0120でしたか、急性期６県立病院でとても低くて、これを調べたところ、救急医療加算の算定は非常にプアだということが分かって、恐らくこれを上げれば係数が上がって、そしてＤＰＣも上がっていくんじゃないかと。当面、これを考えています。

以上です。

○玉城和光中部病院長　お答えいたします。

実は、当院は過去10年間の医業収益においては、今年度最高になるだろうということ。それでも赤字になっているということなんですけれども、特にこの赤字回復に向けてはですね、今年度から高単価な医療サービスの提供を行うための施策として、逆紹介を推進する等いろいろ行いました。

あと、施設基準の獲得維持を目指すということをいろいろやって、特に高単価なものを獲得しようということで、今、取り組んでいます。

実は、今年度は前年度に比べて特に入院の単価につきまして、9000円も上がってきて、確かにコロナ禍後、県民の受診行動が変わって減りはしましたけれども、単価の増床を獲得できて、今、収益の確保ができていると。

ただ御存じのように、働き方改革と機器のいろんな費用の増加等々で、今の状況になっているということでございます。

ですので、当院は、高単価な医療サービスを目指すための施策をやっていくということで取り組んで、赤字の対策をしていこうと思っている次第です。

以上です。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　収益向上のためには、単価の高い手術件数を増やすことや入退院支援部門を強化し、ＤＰＣ３期超えの入院を減らすこと、病床利用率を上げること、平均在院日数を減らし回転率を上げることなどに取り組んでおります。地域の医療機関との連携を強化して紹介率、逆紹介率向上に努めております。費用については、人事院勧告に基づく給与費の増加、委託費増加などで、目標の令和６年度の２割減は達成できませんでしたが、引き続き費用の削減効率化に取り組んでまいります。

それから、ＤＰＣのことですが、当院は令和６年度からＤＰＣ標準病院群から特定病院群となり、基礎係数が上がりました。当院は脳卒中センターを開設し、ＳＣＵを３床から６床へ増床しております。

それから、ハイブリッド手術室を新設して、ＴＡＶＩと言われる経カテーテルの大動脈弁留置術などを行っております。高難度の高い術式の治療が増え、係数増加につながっています。

今後も、このような要件に留意しながら、特定病院群の維持をしていきたいと思っております。

以上です。

○川満博昭宮古病院長　当院としましては、もちろん引き続き経営努力が重要だとは考えています。

といいますのは、今、取り組んでいるんですけれども、宮古はリハビリの人が少なくて回復期病床が少ないという事実がありまして、それで当院で地域包括ケア病棟を回復期病床に増床して、かつそのほかの部分は急性期も多いので７対１看護に組み替えるというのを行っていますが、これを試算したところ、同じ患者数でも１億5000万円以上収益が上がるという試算が出て――要するに、まだ工夫の余地があったということなので、そういった努力は続けていきたいと考えています。

ただ現状、純損失が８億円以上ということで、例えばこの状態を１年間続けたとしても、多分届かないというような状況もありまして、やはり保険診療上の診療報酬の制度上は急激に収益が上がるというのはなかなか厳しいかなと、院長としては考えています。

○和氣亨八重山病院長　八重山病院は、来月４月１日から県で17番目の紹介受診重点医療機関として承認されました。

これにより、令和７年度にはＤＰＣ係数が0.0240アップして、1.4054から1.4294となる見込みで、8000万円の収益増が見込まれます。

また、県立の５つある総合病院のうち、八重山病院だけがまだ地域医療支援病院の認定を得ていませんが、この紹介率が上がることで地域医療支援病院にも次年度以降なれると見ていますので、さらにＤＰＣ係数が上がると見込んでいます。こういうことで、入院収益の増に取り組んでいく計画です。

以上です。

○屋良一夫精和病院長　精神科医療は、先ほども申し上げましたけれども、不採算で繰入金に頼るところが非常に大きいんですけれども、ベテランの看護師さんが多くて人件費も非常に高いという中でもですね、現在は患者さんの集患に取り組み、診療単価の高い医療をやっていくと。

あと、今年マネジメント研修を行った地域連携室を強化して、新たな患者さんを開拓していくということなのですが、外来収益については何とか令和元年度に近づいて、さらに少し上乗せできたというところで、デイケアや訪問看護などの件数の増加、新規利用者への取組、人事配置などの整理を行っていきたいと思っております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

八重山病院は厚労省のホームページから見ると、地域医療の係数が0.06と高いなと思っているんですけれども、地域医療の支援の指定はまだだったんですか。

○和氣亨八重山病院長　県立６病院、そのうち総合病院は５つですが、その中で八重山病院だけが、まだ地域医療指定病院にはなっておりませんでした。次年度以降、その資格取得を目指します。

○喜友名智子委員　収益を上げていく取組の一つとして、制度を利用していただきたいと思います。

あとですね、ちょっと確認なんですけれども、南部医療センターの敷地内に薬局はありましたか。多分なかったんじゃないかなと思いますけれども。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　敷地内には薬局はありません。

○喜友名智子委員　南部医療センター・こども医療センターは、急性期の加算の対象病院にはなっていますか。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　急性期病院というふうになっています。

○喜友名智子委員　分かりました。

ちょっと私もこれ、厚労省の届出受理の機関名簿を見ていて、南部医療センターのほうは急性期が取れていないようなふうに読み取れたものですから、薬局がなければできるんじゃないかなと思って確認をいたしました。

必要な加算は今取れているという理解でよろしいですか。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　そのように私も理解はしています。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

医療制度というのは本当に難しくて、各病院でいろいろと工夫をしながら、取れる加算を取ろうという努力をしているということが分かりました。

プロジェクトチームが骨子をつくっているということですので、できるだけ各病院のこういった動きも、しっかり踏まえた上で収益の改善に取り組んでいただきたいと思います。

個別の病院についての質問で恐縮ですが、中部病院の建て替え問題ですね。

今何となくもう南棟の現地建て替えでいいよねみたいな空気感になっていると思いますけれども、病院の本来の位置づけを考えると、新しいところに移して建て替えるほうがいいのか、現在のところで建て替えるほうがいいのかというところは、病院の経営の目線から見たらどちらがいいんだろうというところは、私もまだよく判断がつかないところがあります。

先ほど山里委員からの質問のときにですね、建て替えについて少し局のほうからは答弁ありましたけれども、中部病院の院長がせっかくいらしてますので、玉城院長のほうからもこの建て替えとですね、中部病院のあるべき機能、姿、この兼ね合いで何か御意見がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○玉城和光中部病院長　お答えいたします。

中部病院の将来構想の建物の整備に関わる懸念事項ということで、令和６年９月13日の文教厚生委員会の方々が視察された際に、５つの要請事項を共有させていただきました。

当院では要請事項の回答を全てに納得した上で、将来構想の建物整備について進めていきたいと一応考えております。特に本庁の不明瞭な回答のまま基本計画に入って、計画と異なる事態になることだけは、あってはならないというのが私の考えでございます。

そしてまた、当院の役目である人材育成は、特に離島医療を守れる守備範囲の広い医師を育てて、プログラムを充実をさせて、研修医にいっぱい来てもらい、その人たちが離島へ行って、離島の医療を守るという形で人材の提供がなされております。

所感として、病院職員の人材育成についても大事だろうと思っております。やはり教育は病院現場には欠かせないと考えておりますし、私は教育研修部門の設置について在職中、何度か訴えてきましたけれども、やはり人材育成こそが医療の質の向上、経営の質の向上につながっていくこと、あと離島医療を守ることにつながっていくことを、ぜひとも御理解いただきたいと切に願っております。

職員一人一人をですね、大切に育てていくことが、離職の防止にもつながりますし、安定した職場環境をつくり、安定した経営にもつながるものだと私は考えております。やはり中部病院のことは、地域だ

けでなく沖縄全県の医師確保も要となると考えておりますので、人材育成の考えをずっと踏襲していきたいと思っております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

次はですね、病院総務のシステムの改修費なんですけれども、ずっとこれ取り上げていますが、次年度の予算で1000万円ほど改修費が上がっていると。それから、保守費用も600万円から800万円ほど計上されていると聞きました。詳細を教えてください。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

お答えします。

病院総務システムについて、令和６年度の契約に定めた機能の改修はおおむね完了いたしました。令和７年度の主な改修予定項目としましては、１つ目に、決裁権者の負担軽減に資する機能改善を行うもの。

２つ目に、本稼働後、病院現場からの要望で事務効率化、負担軽減に資するもの。

３つ目に、病院固有の勤務形態、制度改正に対応するものの３項目となります。具体の改修を２例お示ししますと、１つ目、決裁権者の負担軽減に資する機能改善を行うものとしましては、決裁機能の改善として、職員の時間外勤務申請に不備がある場合、従来は所属長などの決裁権者が職員本人に差し戻すのが原則ですが、勤務内容などに疑義がある場合、その職員の直属の上司に勤務の内容を確認するため、上司にその決裁を戻す必要があるとのことから決裁権者が職員の上司に申請内容を戻す決裁機能の追加を予定しています。この機能の追加により得られる効果としては、決裁権者の負担軽減、時間外勤務手当等の適正な支給となります。

２つ目、本稼働後、病院現場からの要望で事務効率化、負担軽減に資するものの例を御説明します。県立６病院間においては、医師不足、医師の偏在、診療科の偏在等により、医師が所属以外の他の県立病院で応援業務を行うことが多々あるため、時間外命令簿に他病院応援であることが分かる表示を行う予定です。この機能の追加により得られる効果としては、派遣元病院及び派遣先病院における労務管理負担の軽減、費用負担病院の確定の簡易化による事務職員の負担軽減となっております。

これらの改修は、発生頻度、対象職員の広さ等から事務効率化が図られるものと考えております。

続きまして、保守費用の説明です。保守費用は、定期的な機器等の点検、データ更新のほか、システムの利用や操作方法などに関する支援、システムや発生した障害や不具合への対応を行うもので、804万7000円を予定しております。

以上です。

○喜友名智子委員　この改修費に計上されている約1000万円は、これまでのシステム開発ではできなかったんでしょうか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

こちらは、稼働後の現場からの要望による改修となっております。

○喜友名智子委員　稼働前に、時間外勤務のチェックのプロセス、それからほかの病院の支援を行った場合の機能、こういったことも本来は事前に仕様に盛り込んで開発できたのではないですか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

その点については、おっしゃるとおりだと思われます。

○喜友名智子委員　過去にできたはずのことを今計上する、こういった予算の使い方でまたさらに改修費が増えていると。こういった状況は、いつまで続きそうなんでしょうか。

○平田いずみ総務企画課病院総務事務センター所長

答弁が重複していますが、当初予定していた改修のほうは完了いたしました。

令和７年に予定の改修は、本稼働後、病院現場からの要望で事務効率化、負担軽減に資するものを中心とした新規の改修となっております。病院現場との調整により新たに必要とされる機能があり、事務負担軽減、事務効率化に資するかなど精査した上で必要な機能について、次年度改修を予定しております。

○喜友名智子委員　本来はこういった開発も別の形でできたのではないかなという考えでずっとこの質疑を続けていますけれども、本稼働をした後の現場の要望を取り入れて、引き続き改修を行うと。

それでもやはり1000万円というのは大きい金額ですので、ちょっといつまで続くのかなということは非常に心配をしております。

引き続きこのシステムの改修、それから保守との兼ね合いも含めて、内容についてはいろいろとまた確認をさせていただきたいと思います。

病院の総務システムについて、各病院現場では事務員の負担が減ったという感触はあるでしょうか。各病院の皆さんからシステム開発が終わった後のですね、現場の業務がどのように変わったのかお聞かせいただけますか。

○久貝忠男北部病院長　実は一番最初に試験的にやったのは北部病院で、そのときにこのシステムが知事部局のものを使うということでした。そのとき私も病院長会議で言ったんですけれど、やっぱり病院の働き方はとても複雑だと。時間外勤務があったり、呼び出されたり、９時５時に帰るのではないので難しいんじゃないかと。

もう一つは、これは勤怠管理と給与システムを合わせているんですね。今年度から始まっている働き方改革、非常に厳しいなと思いつつも見ていたんですけれど、何とか稼働してきて、幾つかの不備は出てきてはいますけれど、まだ総務事務システムは一括管理になっていないところがあって、まだ多少は現場に下りてきていると。将来それは是正されると。現在は過渡期かなと思っています。

以上です。

○玉城和光中部病院長　お答えいたします。

久貝院長が話したとおり、病院の勤務管理というのはかなり複雑で特に医師の働き方改革の移行は、インターバルとかその辺りもやはり考えていかないということがあって、かなりそこで修正を余儀なくされて、その事務手続に追われているというのが今の現状ではないのかなと思います。今後そこのところが修正されていけば、直っていくかなと思っております。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　時々問題はあるかもしれませんけれど、今までのところですね、大きな問題はなく経過しているような感じですね。

以上です。

○川満博昭宮古病院長　宮古病院では導入当初に混乱がありました。システム自体でやや不具合もあったかなと思います。

その場合は、病院事業局の職員がいろいろ直す部分もありましたが、最近は徐々によくなって、トータルで見ると給与担当の事務職員の時間外勤務も減っていますし、最近はうまくいっていると思います。

○和氣亨八重山病院長　八重山病院も宮古病院と同じく、給与担当の職員から直接苦情というか、トラブルを聞くことはないんですけれども、さすがに６月と12月のボーナスの支給の時期の計算には時間がかかっているようですが、困っているというような話は直接ないです。

以上です。

○屋良一夫精和病院長　精和病院も当初はいろいろ混乱があったりして、細かなトラブルがあったんですけれども、徐々に職員も慣れてきてというところで、軌道に乗りつつあり今は過渡期なのかなというところで考えております。おおむねうまく行っていると思っています。

以上です。

○喜友名智子委員　システム開発に関する各病院の状況を理解いたしました。

今過渡期であるので、トラブルについてはやりながら考えていくという状況だと思っています。

ただ、そうなると、病院現場の仕事が総務センターに移ってですね、じゃ、今度はそこがきちんと業務改善に取り組まれているのかというところに焦点が移っていくかと思います。

この総務センターについては、今日時間がありませんのでお尋ねはしませんけれども、導入前と導入後の職員の皆さんの勤務状況、業務量も含めて、また別途確認をさせていただく機会があればと思います。

次は、保健医療介護部のほうに質問をしていきたいんですけれども、部署が再編をされて、介護が今年度、保健医療部と一緒になりましたということですが、この医療と介護の連携を進めるために組織改編をしたということですけれども、１年たっての実績と、さらにこの取組を加速させていくために、どういった意図で予算編成したのかお聞かせください。

○山里武宏保健医療総務課長　まず、組織改編のその目的、意図についてですけれども、保健医療介護部は令和６年度に医療と介護の連携を推進するために、他部から高齢者介護課を移管、また地域包括ケア推進課を新設しております。

このことによって、青壮年期から高齢期までの予防医療ケア等の施策を１つの部で一体的に行うことが可能となっておりまして、それが目的、意図となっております。

高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりに向けて、地域包括ケアシステムの構築とともに介護予防、重度化防止や、介護サービスの充実、認知症施策、社会参加の促進等の取組を推進してまいります。

以上です。

○喜友名智子委員　医療と介護は制度としては別なんですけれども、現場ではかなり重なり合う部分が非常に多いように思います。

この組織改編でできるようになったことは、例えばどういうことがあるんでしょうか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたしま

す。

組織改編後、令和５年度まで医療政策課のほうが在宅医療支援事業を所管しておりまして、保健医療総務課が訪問看護支援事業を所管しておりましたが、今年度からはこの２事業を地域包括ケア推進課に移管をしまして、在宅医療の充実を図るための医療、介護従事者に対する研修でありますとか、高齢者施設と医療機関の連携強化などに取り組んでおります。

以上です。

○喜友名智子委員　県立病院の中でも、一部介護をやっているのかなとおぼしきサービスがあるように思いますけれども、医療と介護の連携になると、在宅と訪問の部分がやっぱり地域の方からの要望が非常に多いなと思います。

引き続き、この医療と介護の連携に取り組んでいただきたいと思いますが、令和７年度で特に力を入れていきたい事業があればお聞かせください。

予算にどう反映されているかというところが意図しているところです。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

在宅患者の療養支援に当たりましては、在宅医、訪問看護師、訪問薬剤師などによります医療提供と、訪問介護によります在宅介護サービスなど多職種が連携して一体的な支援を行う必要があります。

また、コロナ禍において顕在化した高齢者施設での入所者への医療ニーズへの対応も現在重要性が増していると考えておりまして、高齢者施設と医療機関の連携強化を図る必要もあると思います。

そして、訪問看護ステーション、事業所のほうも現在、設置数が増加をしている状況もありますので、在宅医療の充実を図るための在宅医療への参入の促進でありますとか、多職種の連携強化、高齢者施設での医療ニーズへの対応に関する支援、そして訪問看護ステーションの機能強化の支援などに、令和７年度は取り組むこととしております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございます。

離島地域での介護サービスの提供は、島に行くたびにいろいろと現状を見させていただいております。当初予算の説明資料の中の離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業について、事業の内容を確認させてください。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

当該事業は２つの事業がございます。一つは、島しょ型福祉サービス総合支援事業ということで、小規模離島におきましては利用者が少ないということで、効率的な運営ができない介護事業所がございます。また、介護サービスがないという島がございますので、そういったところに、例えば島外から介護サービス事業者を派遣するような取組を行っておりまして、渡航費用を補助している市町村に対して補助をする事業。それから運営費や効率的な運営が厳しい介護サービス事業所に対して、いわゆる運営費を補助する支援内容になっております。

それからもう一つ、離島小規模特養等支援事業というものもございまして、離島地域に設置されています小規模特別養護老人ホームに対して、当該施設の附属設備の修繕等の支援を行いまして、離島における離島サービスの維持を図る内容になっております。

以上でございます。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

最後に、今いろいろ国会でも議論されている高額療養費制度、まだ議論は続いているようですけれども、これを利用している県民の数、それから金額、予算。そして県立病院への経営のインパクト、こういったところの影響を今どのように見込んでいるのか、お聞かせください。

○宮平直哉経営課長　病院事業局からは県立病院に関するものに絞って答弁いたします。

まず、現状なんですけれども、令和７年１月の県立病院における高額療養費制度の利用者の数ですけれども、１か月間で3583件ありました。

次に、金額なんですけれども、高額療養費制度を利用した患者の自己負担額の合計なんですけれども、この１か月間の県立病院全体でおよそ１億5300万円となっております。ちなみに、3583件について全診療件数に占める割合としては、8.5％という水準になっております。仮に引上げが行われた場合の影響なんですけれども、患者の受診控えに拍車をかける懸念がないかなということは考えられまして、その結果、減収になる可能性があるのではないかというふうに懸念しております。

○與儀秀行国民健康保険課長　お答えします。

高額療養費制度の利用者等につきましては、令和４年度の市町村国保で25万2036件、支給金額にしまして約172億円となっております。また、令和５年度の後期高齢者医療制度では21万3765件、支給金額が約79億円というふうになっております。また、高額療養費制度の影響についてどう考えているかということですけれども、高額療養費制度につきましては、

高齢化の進展や医療の高度化等により、高額療養費の総額が年々増加している中、継続的な物価上昇が続いていることから、現役世代を中心に保険料負担の軽減を求めることがあることや、全世代型社会保障を構築する観点から、負担能力に応じた負担を求める仕組みが必要なことを理由に、今般、国が高額療養費の見直しを行うこととしておりますと。

一方で、国は患者団体からの要望等を受けて、国会審議等を含めてですが、これまでにも複数回にわたり見直しを行っており、当初予定しておりました８月からの限度額の引上げを見送るとともに、今年の秋までに改めて方針を決定するということにしております。

県におきましては、医療を必要とする人が必要な医療を受けられることが大切であるというふうに考えておりますので、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

午後３時29分休憩

午後３時50分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

それでは、質疑を行いたいと思います。

松下美智子委員。

○松下美智子委員　こんにちは、保健医療介護部の皆様、病院事業局の皆様、お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

先ほど喜友名委員のほうから詳しく病院事業局の、また各県立病院の内容について質疑がありましたので、１点だけ。資料３－４、25ページの過去最大の赤字の課題と、その課題解決、課題への対応ということで、（１）から（４）まで提示をしていただいておりますが、この中の（２）精和病院移転改築のための基本設計及び中部病院の建て替えに向けた基本計画の策定ということで、この年次的な予定がありましたら教えていただきたいと思います。また、これがその課題に対しての、課題解決の対応になるということの意味も教えていただきたいと思います。

○宮里勉総務企画課長　お答えします。

精和病院の、まずは移転のスケジュールについて御説明いたします。

精和病院の移転、改築のスケジュールにつきましては、令和６年５月に策定した基本計画に基づきまして、令和６年度に基本計画に着手、令和10年度中の移転、統合を計画しておりましたが、総務省との起債協議等に時間を要して、１年程度遅れが生じている状況でございます。現在、基本計画の積み残し検討事項であるヘリコプターの設置影響調査ですとか、デイケアやリハビリの内容、厨房の設置場所等の検討のほか、敷地内道路の移設による影響調査などを行っているところでございます。

病院事業局といたしましては、移転改築により期待される医療機能体制も踏まえながら、より早期に整備できるよう検討を進めてまいります。

もう一つの、中部病院の建て替えのスケジュール等につきましてお答えいたします。

中部病院の建て替えにつきましては、現在の中部病院長から示された現地建て替えに係る懸念事項に対する基礎調査等を実施し、今年度中に結果が得られるよう取り組んでいるところです。その中でヘリポートの設置につきましては、せんだって調査結果が得られましたので、令和７年２月４日に中部病院職員に対して説明を行っております。その他の調査についても、今年度中に結果が得られるよう取り組んでおります。

今後のスケジュールとしましては、令和７年度に中部病院等に対して基礎調査の結果説明等を丁寧に行い、次のステップである基本計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松下美智子委員　分かりました。

先ほど県立病院のそれぞれの院長先生から現状と課題、また解決のための取組ということで、丁寧に御答弁を頂戴いたしました。医療現場が大変な中で、この委員会に御出席をいただきましたことに感謝を申し上げます。

計画に沿って、しっかり頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、保健医療介護部のほうです。資料３－４の11ページ。２の医療サービスの充実の（２）について北部医療センターの現在の予定完成年を教えていただけますでしょうか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　令和10年度の開院を予定しております。

以上です。

○松下美智子委員　現在、令和10年度の開業に向けては着々と進んでいるという理解でよろしいですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　公立北部医療センターにつきましては、県立北部病院、北部地区医師会病院の２病院を統合する計画となっております。

現在、北部医療組合において実施設計に取り組む

とともに、運営主体となる財団法人を令和７年度の設立を目指して、基本財産や定款等について協議を進めているところでございます。

以上です。

○松下美智子委員　現場の皆様から大変強い要望をいただいていますので、ぜひ予定どおりに進むように御努力をよろしくお願いいたします。

続きまして同じ11ページの４番の（３）こども・若者の自殺危機対応チーム事業については新規事業になっておりますので、事業の内容等、御説明をお願いいたします。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

こども・若者自殺危機対応チーム事業についてですが、当該事業は、実施主体である県が、精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士等、多職種の専門家で構成されるこども・若者自殺危機対応チームを設置する事業となっております。

学校や市町村教育委員会など、地域の支援機関からの要請を受け、この事業で配置するコーディネーターが学校等から状況確認を行った上で、チーム委員による検討会議を行い、リスクの見極めや支援方針等の助言を行うとともに、必要に応じて県内の支援機関や医療機関とのつなぎを行うことにより、地域の支援者を支援することとしております。

この事業の効果としましては、短期的には、迅速かつ適切な対応を実施することにより子ども・若者の自殺防止を行うこととなり、また、中長期的には、学校や市町村など地域における支援者間での連携体制を構築、強化し、地域における自殺対策力の向上を図っていく事業となっております。

以上です。

○松下美智子委員　大切な事業だと思っております。

今回、新規事業で取り上げられた背景についてもお答えいただけませんでしょうか。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

このチーム設置の背景なんですが、全国的にも小・中・高校生の自殺者数というのは、近年増加傾向にあります。

令和４年は、統計を取り始めた昭和53年以降最も多い514人、令和５年は513人となっております。

現時点では、都道府県ごとの子どもの自殺者数は公表されておりませんが、直近の沖縄県の年代別に見たときの20歳未満の自殺者数は令和５年11人となっておりました。令和４年の５人よりも６人増加している状況です。

国のほうでも、子ども・若者の自殺予防への取組を強化するための一環として、こども・若者自殺危機対応チームの設置を推進しているところであり、国庫補助を受けまして、他県の状況も見ながらチームを設置することとしたものでございます。

以上です。

○松下美智子委員　本当に大切な子ども・若者の命を守る対策を、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。数字的には少ないように見えても、１年前の倍以上になっているということで、何とか未来に希望のある年齢の子どもたちの自殺を防げるように、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

私からは、以上です。

○新垣新委員長　西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　こんにちは、よろしくお願いします。最初に、国民健康保険課に伺います。

県内のマイナ保険証の返納状況は、分かりますか。

○與儀秀行国民健康保険課長　お答えします。

県内におけるマイナ保険証の返納状況につきまして、令和７年１月末時点における利用登録解除の申請件数は、全国で５万8426件となっております。

なお、沖縄県における申請受付件数というのは、国から公表されておりません。

以上です。

○西銘純恵委員　マイナ保険証を使用してのトラブルはどうなっていますか。増えていますか。

○與儀秀行国民健康保険課長　お答えします。

県内におけるマイナ保険証に関するトラブルについては、特に市町村のほうから報告を受けておりませんが、全国では医療機関等で暗証番号の入力がうまくいかない場合や、高齢者などが自身での暗証番号の管理が困難なために、円滑な受診に影響が生じたという事例が発生していることは承知しております。

これを受けまして、国のほうでは暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードに切り替え、医療機関の職員が顔写真で本人確認を行うことで、現在は受診が可能ということになっております。

また、自身で暗証番号の設定や管理に不安がある方については、本人確認方法を顔認証または目視確認に限定し、暗証番号の設定を不要とした顔認証のマイナンバーカードを使用することも可能というふうになっております。

さらに、マイナンバー保険証で受診が困難な方につきましては医療保険者へ申請いただくことで資格確認書が無償で交付され、更新時の申請とかが不要というような形で、現在は行われているところであ

ります。
以上です。
○西銘純恵委員　紙の保険証を残すことについて、何か政府の動きはありますか。
○與儀秀行国民健康保険課長　お答えいたします。
現行の紙の保険証についてですが、令和６年12月２日から新たな発行がされなくなりまして、現在、マイナ保険証を基本とする仕組みというのに移行がなされているところであります。
一方で、このマイナ保険証については誤登録や医療機関窓口で利用できないなどのトラブルも発生したこともあり、県では国の責任において情報セキュリティ対策を徹底することや、制度の意義等について、国民、医療機関等へ普及啓発を進めることなどを全国知事会を通じて国に要請等を行ったところであります。
国においては、登録済みデータの点検や誤登録防止等に加えて、最大で１年間は現行の紙の保険証を使用することや、マイナ保険証を有していない人には、当初は申請によることにしておりましたけれども、申請によらず資格確認書を発行して医療を受けられるよう措置を講じているところです。
県としましては、医療を必要としている人が必要な医療を受けられることが大切であると考えておりますので、今後の安全、安定的な運営が図られるよう、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。
以上です。
○西銘純恵委員　次に行きます。当初予算説明資料３－３の37ページ、地域包括ケアシステム深化促進事業。
先ほど米須委員も聞かれましたので、それを受けて、市町村のモデル事業をやっているところはどちらでしょうか。そして拡充をする新年度の計画は、どこになるんでしょうか。
○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。
今年度は、２か所の市町村でモデル的に支援をしております。実施している市町村は西原町と北中城村です。
令和７年度につきましては、モデル的に支援を行う市町村を７か所に拡充する予定としておりまして、支援を行う市町村につきましては、予算成立後に公募により決定することとしております。
以上です。
○西銘純恵委員　高齢者の生活支援体制整備ということでありますけれど、小規模は難しいかもしれませんが、とりわけ11市はできるかと思うんですが、それは今後予定に入れていますでしょうか。
○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。
地域包括ケアシステム深化促進事業の中で、市町村が行う生活支援体制整備の支援を行っております。
生活支援の体制整備の市町村向けの支援は、全ての市町村を対象に実施をしておりまして、主には生活支援コーディネーターの資質の向上や活動の活性化を図るための研修や、アドバイザー派遣による伴走支援などを行っております。
以上です。
○西銘純恵委員　次に認知症バリアフリー社会推進事業。認定されなくても認知症と言われる方は、県内には何名いると推測されますか。
○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。
県のほうで把握をしております認知症の高齢者の人数ですが、令和５年度におきまして４万3048人と把握しております。
以上です。
○西銘純恵委員　ぜひこれ、推進していただきたいと思います。
次の18番、超高齢社会における地域つながり・支え合い推進事業ですけれども、これも対象人数は、どれだけを想定していますか。
○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。
本事業につきましては、高齢者の生活課題の解決に向けて、多様な主体の力を組み合わせた、新たなサービス活動の創出を図る取組の支援などを実施する事業となっております。
資料にありますサービスモデル調査につきましては、今年度、高齢者の生活課題に対応するためのサービス創出に向けて、市町村や地域包括支援センターの職員、そして生活支援コーディネーターなどの高齢者支援に取り組んでいる方々等、様々な業種の民間企業やＮＰＯ法人などのサービス提供者側の方々が話し合う場を設けて、全国の取組事例も参考にしながら、県内で応用できそうな高齢者の生活課題に対応するためのサービス創出に向けたワーキングを実施しております。
以上です。
○西銘純恵委員　官民連携というのは、具体的にどのようにやっているんでしょうか、いくんでしょう

か。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

今年度実施をしておりますサービスモデル調査等の業務の報告書、そして今年度の万国津梁会議において、超高齢社会に対応する公共私の連携について議論をしているところですが、今年度中に提言をいただく予定をしております。

これらのサービスモデルの報告書や万国津梁会議の提言を踏まえまして、令和７年度は、高齢者の生活課題に対応する官民連携のプラットフォームを構築しまして、市町村地域包括支援センター、生活支援コーディネーターや、民間事業者、ＮＰＯ、地域住民などの多様な主体が連携、協働したサービスの具体化を支援する取組を実施することとしております。

以上です。

○西銘純恵委員　民間企業で手を挙げているところはあるんですか。

○糸数公保健医療介護部長　次年度以降、民間企業も取り入れた形でというふうに答弁をしております。今年度はプラットフォームということで、行政側の生活支援コーディネーターの方々がそれぞれの地域の高齢者の困りごとというのを持っていますからそういう方々と、介護保険とは関係なく民間で事業をしている方々、送迎だったり、買い物だったり、掃除だったりとか、そういう方々に一緒に集まっていただいて、地域の高齢者はこういうことで困っているんですよというようなことに対して、どういうふうな展開ができるかなということを今話し合っているところでございます。

そこの企業が全て事業化するかどうかはまだ分かりませんけれども、スーパーの方々、宅配業者の方々、特殊清掃の方々とか、病院の付き添い、受診支援を実際になりわいとしてやっている方々、あるいはＮＰＯの方々もいますので、将来的に市町村のそういう地域支援事業に接続できないかという形のプラットフォームのイメージでございます。

具体的な例としては、ネットスーパーやコンビニと連携した買物支援とか、あるいはボランティアと連携した緊急時の駆けつけサービスとかというところをイメージして、事業化できるかどうか検討しています。

○西銘純恵委員　大変期待しています。

各病院長がお越しになっていますので、先に、病院長のほうからお尋ねをします。

政策医療になっている不採算医療について、それぞれの病院の令和７年度予算における病院経営の課題をお尋ねします。

○久貝忠男北部病院長　まず、不採算医療というのは小児、救急と、周産期が言われていますけれども、実は、小児に関してピーク時の入院患者は9000人近くいたんですけれど、それが今は半減して、令和５年度は4800人ぐらいで、すごく小児の入院患者が減っています。

小児の入院患者が減るのはなぜか聞き取りをしたんですけれど、うちは一般小児なので、複雑な症例はいないんですけれど、ワクチンの普及とか、やっぱりコロナですね、大分皆さんが感染症の対応ができているのではないかなと言っていました。

あと、小児の場合は繰入金がベッド数で決まっているんですね。ベッド数は20ぐらいあっても、実は直近でも５人ぐらいしか入院していない。小児科医の数は変わらないけれど、繰入金は変わらないと。だから費用だけ増えているということで、小児科は厳しい状況です。

あと産科に関しては僕が赴任した2017年頃は北部医療圏で1000ぐらいお産があったんですけれど、今800ぐらいでこれも相当減っています。

北部病院で扱う分娩数は増えています。この理由は、近隣の産婦人科の医師が高齢で閉院して、北部で今産婦人科を扱うのは２つしかありません。それで、私が赴任したときは150ぐらいの分娩だったんですけれど、今は300ですけれど、これも閉院して流れてきているということで、これもまた収入に影響があります。

あと救急ですけれど増えてはきていますが、令和元年当時には戻ってはいません。しかし一番の問題は、入院率が低いんですよ。救急患者は来るんですけれど、全体で大体20％程度。救急車で来る方は大体40％で、患者は来るんですけれど入院に至らないので、これもまた入院数の減少につながっていくと。かつ、高齢者が入院すると退院しにくく、平均在院日数を延ばします。急性期病棟で看るのはよろしくないということで、７月から地域包括ケア病棟というのを25床持っているんですけれど、収入のためにこれを増床しないといけないのかなと思っているところです。

以上です。

○玉城和光中部病院長　お答えいたします。

収入改善と支出抑制が課題ということで考えております。収入改善に向けた医業収益確保については

先ほども答弁しましたけれども、高単価な医療サービスの提供を行い、施設基準の獲得維持を目指します。

それから広報、訪問活動の強化で紹介率を上げ、検査や手術が必要な患者の集患を行ってまいります。

そして、支出抑制の取組については、業務改善等による時間外勤務の適正化、あと、コスト削減による費用の適正化を推進していこうと考えております。

委託料につきましては、市場調査を行い、類似のサービスの価格動向を把握すること、そして、過去の委託料の実績を分析し、適正な価格範囲を設定するなど、費用縮減を目指していこうと考えております。

以上でございます。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　当院は、こども病院を併設した子どもと大人の総合医療センターで、救命救急センター、脳卒中センターを持ち、高度多機能病院として、子どもから大人まで幅広い疾患の診療を行っています。県内唯一のこども病院であり、先天性の心疾患の根治治療を含む小児重症患者の診療を行っています。それに加えて、小児救急医療においては、当院が小児救急医療の最後のとりでという気構えで、小児部門全員で診療に当たり、県民のニーズに応えているところです。

同時に、宮古、八重山、北部などの医療機関へ定期的に小児科医の応援を送るなど、離島での小児科医の負担軽減にも努めております。また、当院は、県内８か所で附属離島診療所を持っており、それらの診療所の安定的な医師の派遣を行うことで、島民の健康確保、維持に努力しております。

当院の今後の課題としては、医師の働き方改革をどのように進めていくかということ、医師、看護師、薬剤師不足などにどのように対処していくかということ、一次救急患者が逼迫する中、重症患者の診療につながる救命救急医療をどのように継続していくかということなどです。それから、こども病院を併設している当院の特徴的な課題としては、繰り返しになりますが、患者１人当たりの医療スタッフの数が多く人件費がかかるということ、感染症流行や夏休みなどで患者数の季節変動が大きく、ベッドの利用率が低くなる傾向があるということ、小児の検査の大部分が鎮静を必要とするため、医療機器、ＣＴ、ＭＲＩなどの効率的な運用が難しかったり、回転率が悪くなるという、こども病院特有の課題があります。これらの課題に関して、職員一丸となって取り組んでいくことをお約束します。

以上です。

○川満博昭宮古病院長　宮古病院が一番の課題として捉えていることは、今後も宮古病院が宮古医療圏に適切な医療を提供し続けていかなければならないという点です。そのためには、離島における病院職員の安定的な確保や施設設備が必要で、それを達成するためにも、病院経営の黒字化というのは重要な課題であると認識をしています。

しかしながら、離島の宮古病院は政策医療として救急、周産期、小児科、精神科など、不採算になってもそれを継続していかなければならない医療を受け持っており、赤字にならざるを得ない部分があります。

特に小児科は今年、ＮＩＣＵⅡの加算が取れなくなりました。これは2500グラム未満の新生児の入院が30人以上いなければならないという要件を満たせなくなりました。

ただ、そのＮＩＣＵⅡの加算は返上するんですけれども、当然、ＮＩＣＵに入る子どもは継続しているので、その機能を維持しなければなりませんので、そういった部分で不採算がどうしても継続してしまうということです。

いろいろ赤字はあり、毎年繰入金をもらっていますが、物価高騰等で経費が増加しているにもかかわらず離島増嵩費が減少するなど、実情とは乖離している状況が発生しています。

必要な経費が収益を上回っている現状で、まずは収益を上げる努力は必要なんですけれども、やはり不採算だからといってもどこまでが不採算なのかという部分を明確にした上で、努力しなければいけないのではないかというのが今年考えていることです。

あと、もう一つは、コロナ禍に入ってからずっと収益は悪化し続けているんですけれども、地域包括ケア病床を増床したり、７対１を導入するんですが、それが全然及ばないんですけれど、令和７年度は幾らか改善できるんじゃないかと考えていて、それを何とか実現するのが課題だと考えています。

以上です。

○和氣亨八重山病院長　八重山病院はコロナの流行期に外来、入院とも患者が減りましたが、令和６年度の外来患者数は、コロナ禍前の令和元年より５％ほど増えており、入院患者数は回復傾向にはあるもののまだ10％ほど少ない状況です。

令和６年度の当初予算は、入院患者がコロナ前に戻っていることを想定して42億6000万円としていま

したが、令和７年度は現状を鑑みて５億4000万円減の37億2000万円を見込んでいます。病院経営上の課題として、入院患者数が増えてこないことは重要な問題ですが、それよりも当院では深刻な看護職員不足により、３月１日から病棟を１つ閉鎖して、302床の許可病床に対して病床を64床減らした運用を行っていることが問題で、令和７年度の入院収益に大きな影響があると見込まれます。入院患者数自体が少なくなっているため、病床数を減らしても、今でもなお病床稼働率は80％台ですが､少ない病床数になっても稼働率90％以上を維持できれば、令和７年度の入院収益は目標を達成できると試算しています。地域のクリニックを訪問して、紹介依頼の活動を行い、その結果として入院患者が増え、病床稼働率がアップすると考えており、広報活動に取り組んでいるところです。

また、ＤＰＣ以外にも出来高算定となる部分の各種加算の算定の取り漏れがないよう、さらには施設基準が適正に算定されているかを確認し、入院単価アップ、ＤＰＣ係数のアップに取り組んでいきます。

以上です。

○屋良一夫精和病院長　精和病院はほかの総合病院と違い、精神科単科の病院ですので、一般的に入院期間が長く、診療報酬も低い。また、精神科医療を維持していくためには、現場のスタッフというのは経験のある職員が配置されることが多くて、やはり年齢層が高くなるというようなことがあります。しかし、精神科医療の質を保つためには、これはやむを得ない事情があります。

近年では賃金上昇や物価高騰による委託費や材料費、光熱費など費用が増大しているのが課題であり、また、医業収益だけでは医業費用をカバーするのがなかなか難しいというのが現状です。

当院において、繰入金が病院運営には欠かせない収益となっております。県立病院の精神科単科病院として、公益的な見地から、精神医療を担っていくためにできる限りの経営改善に取り組み、医業収益を確保するということは行うんですけれども、やはり不採算医療ですので、繰入金の確保も重要な要素となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　病院長の皆さんの現場での経営努力というのは並々ならぬものがあると思っています。

先ほど、医療の最後のとりでとありましたが、そういう意味では、県立病院というのは収益そのもので経費を賄うことができないというのを前提にして、やっぱり考えなければいけないと思います。それで繰入金の額について、それぞれ病院長の皆さんは、先ほど精査するということも言われたんですけれども、繰入金は皆さんが思うように入っていると考えていますか、どうですか。

例えば宮古病院、八重山病院の離島増嵩費はどうなのかも含めて、繰入金についてお尋ねします。

○宮平直哉経営課長　まず、全体的な繰入金に関することからお答えしたいと思います。

沖縄県立病院は歴史的な背景から政策医療に加えて、政策医療以外の一般医療も担っている状況があります。その結果、他の都道府県立病院と比べて病床数が多いことが、病床１人当たりの繰入金の金額が全国と比べて少ない状況となっている原因であろうというふうに考えております。

それから、もう一つ。手元に総務省が示している資材単価の資料がありますけれども、この資材単価の項目の中に、僻地医療の確保に要する経費ということで単価が定められております。その中に不採算地区中核病院に要する経費という項目があります。この不採算地区中核病院に要する経費の単価なんですけれども、令和６年度の単価で言いますと、年間で約9250万円となっております。コロナ禍の令和３年度、令和４年度と比較しますと、令和３年度が１億700万円、令和４年度が１億660万円ということで、それと比べると単価が低くなっているという状況はあります。

○西銘純恵委員　繰入金について、今、離島増嵩費で9250万円と言いましたけれども、この繰入れについては政府から数字そのものが示されているんですか、原則ですか。

○宮平直哉経営課長　地方財政計画上では、その単価が示されております。

○西銘純恵委員　この示された額そのまま、国からの財政支援として来ているんですか。

○宮平直哉経営課長　令和６年度ですけれども、繰入金約80億円あります。そのうち、およそ65％に当たる52億円が地方交付税措置がされているものと伺っております。

○西銘純恵委員　ということは､残り35％は県が持っているということでよろしいんですか。

○宮平直哉経営課長　そのような認識でよろしいかと思います。

○西銘純恵委員　国がそういう繰入れをしなさいということで計算を示しているのに、それが100％ではない理由は何ですか。

○古堅宗一朗医療政策課長　一般会計から見ますと繰り出しになるわけなんですけれども、すみません、ちょっと研究不足というか、国に対して、100％ではない理由は何ですかという問いかけをしたことはございませんけれども、全国的に同じような制度の中でやっているので、沖縄だけが来ていないということではないと理解しております。

ただ今後、他の県の状況も確認しながら、国に対して、それを求めるべきところは求めていく必要があるというふうに、部内でも考えているところです。

以上です。

○西銘純恵委員　全国と比べたら、１床当たりの繰入金は幾らですか。

○宮平直哉経営課長　令和４年度の決算における１床当たりの繰入金額になりますけれども、沖縄県は353万3000円となります。全国平均は764万円となります。

○西銘純恵委員　結局、全国平均は沖縄の２倍ですよね。

それでは、１人当たりの繰入れが１番多いところはどちらですか。沖縄県は、何位になっていますか。

○宮平直哉経営課長　こちらも令和４年度の決算になりますけれども、全国で１床当たりの繰入金限度額の最も高いところは埼玉県になります。ちなみに、沖縄県ですが、全国34県ありますけれどもその中で24位となっております。

○西銘純恵委員　埼玉県は、幾らですか。

○宮平直哉経営課長　埼玉県の１床当たりの金額は、1458万4000円になります。

○西銘純恵委員　国が満額交付していない中で、埼玉県が沖縄県の３倍以上の繰入れをしていると。

病院長にも後でお尋ねしますけれども、令和６年度に17億9900万円余り、補正予算を組みましたよね。

それは全て繰入れということで使ったのではありませんか。

○宮平直哉経営課長　この金額については全額、国の措置があるというわけではありません。

○西銘純恵委員　給与費が高くなったので17億円余り補正予算を組んだということではあるんですけれども、繰入れですね、当初予算は80億円で――私、繰入れの積算表の資料をいただいたんですが、17億9960万円を補正で繰り入れているということになっているんですよ。

そうではないんですか。98億円を繰り入れたということでよろしいんですか。

○宮平直哉経営課長　そのとおりです。

○西銘純恵委員　では、先ほどの離島増嵩費ですけれども、八重山病院、宮古病院、北部病院にも同じ9250万円でやっていますよね。

でも、補正予算で９億円、離島に入れているんですよ。それを説明していただけますか。

○青木研二経営課班長　お答えいたします。

今回の令和６年度の補正予算の約18億円についてでございますが、こちらは国の経済対策で交付税の追加交付がございました。それに伴いまして病院事業からの繰出金の、特に給与改定に係る部分が対象となって交付税の増額措置があったものでございますので、その分が繰り入れられたというところでございます。

○西銘純恵委員　いただいた資料と少し違うので後日確認はしますけれども、いずれにしても私が見たのは、当初予算で80億円を繰入れをした。けれども最終的に――今言ったような給与の関係もいろいろあって、あと18億円近くの補正を組んだのは、全て各病院に配分をした――繰入れということで考えてよろしいですか。

○青木研二経営課班長　補正予算で増額措置したもの全てについては、給与改定分として各病院に配分をすることになります。

○西銘純恵委員　お尋ねしているのは、繰入れというのが不採算医療になっている公立病院が、国が積算根拠を決めて明確にしていながら、それの100％の財政支援が国からないというところが大問題だと私は思っているんですよ。

それで、この件について幾ら皆さんが頑張っていろんな加算を取っても、今の状況で収益を上げるためずっと頑張っていらっしゃるけれども、やっぱり公費を入れないと不採算医療とか政策医療はできないことがはっきりしていると思うんですよ。

皆さんも国に対して病院事業に対する財政的な支援について要請していると思うんですが、知事会が要請している内容をお尋ねします。

○青木研二経営課班長　お答えいたします。

病院事業局においては、引き続き離島僻地医療、救急医療等の政策医療や地域医療に重要な役割を果たせるよう、全国知事会や自治体病院協議会を通じて、国に対して財政措置等を要請しているところでございます。

その主な内容につきましては、まず１つ目、繰出金に対する地方財政措置のさらなる拡充、２、資金繰りの円滑化のための企業債の創設、３、地方団体の長期の貸付けに対する地方財政措置というような

ことを要請しているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　皆さんがやられた知事会での11月１日付の令和７年度税財政等に関する提案、その７番目に、公立病院の経営安定化支援ということで明確に病院に特化して要請しているんですよ。この部分を読み上げていただけますか。

○青木研二経営課班長　少し長くなるんですけれども、読み上げさせていただきます。

令和６年11月１日付の全国知事会の提案の内容でございます。

「７、公立病院の経営安定化支援。公立病院は、コロナ禍で中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたが、国のコロナ政策による経営のゆがみや、国民の受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響等により、現在もなお極めて厳しい経営環境にあり、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況にある。このような状況を踏まえて、医師、看護師不足や不採算地区など、条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置をさらに拡充すべきである。また、適切に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りの円滑化のための企業債を創設するとともに、地方団体の長期の貸付けについて、地方財政措置を講じるべきである。」

以上でございます。

○西銘純恵委員　これは、皆さんが抱えている困難というのかな。全国が抱える困難を政府に対して明確に要望されています。

これが実現されたら県民も安心して医療が受けられるし、皆さんがこの先どれだけ努力をすれば病院経営が成り立っていくのかということも――本当だったらお医者さんは医療を提供して、県民の病気が治ってよかったという、それが医療に従事する皆さんの喜びと思うんです。しかし今議論をしているのは、赤字をどのように改善するのか、収支をどうするのかに追いやられているというところが、今の国の医療政策にとても問題があると思っています。知事会がそういう要請をしたということで、これはみんなでやっぱり財政支援を当たり前にやってもらうという立場を取るべきだと思っています。

先ほど繰入金について宮平課長が総体的に言いましたけれども、６か所の病院長の皆さんが、実際に繰入金がどれだけ入っているか、特に離島増嵩費は肌感覚でも分かると思うので――かつては２億円とか４億円ぐらい離島増嵩費を入れたことがあったと思うんですよ。先ほど八重山病院でもそうですよね。職員が異動して来るときにいろんな費用がかさむと。物価関係でもかさむと。増嵩費って9200万円なんてものではないと思うんですよ。

ですから、病院長の皆さんに繰入金についての見解をお尋ねしたいと思います。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から病院事業局長の見解を聞いたほうがよいとの意見があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　もう何年ですかね、この繰入金の問題はずっとあります。離島増嵩費についてもありました。僕が院長のときもそうだったんですけれども、繰入金は総務省の基準に基づいて入りますので、それを変えてもらわないといけないというのが、今の知事部の見解ですよね。それプラス、先ほど80億円をいわゆる基準どおりちゃんと手当てしたら、国は地方交付税で65％入れて、35％は県が出さないといけないという話です。そうすると、離島僻地医療を継続させるためには、例えばこれだけではなくて――多分、西銘委員がおっしゃっているのは、前の文教厚生委員会でも増嵩費を上げてくださいという話ですよね。実際は増嵩費は一般会計の話ですよ、それも含めてやっていかないとなかなか国はすぐに動かないと思うんだけれども、ただ今回、全国の医療の状況を見て知事会で要請しています。それだけではなく、日本病院会や全国自治体病院協議会も要請していますので、これを注視していかなければなりません。

あとは経営の話なんですけれども、今、それぞれの病院でどれだけ経営に対してきちんとやっているかを、病院事業局を中心に各県立病院からもメンバーが入ってプロジェクトチームをつくってやっていますので、まずそこの洗い出しをしないといけない。それだけでも駄目なんです。

これは手当てしてもらわないと県立病院の医療は成り立ちませんので、並行してやらないといけないと思いますけれども、まず先にここの部分をきちんとやろうということで、令和７年度に計画を立てて進めているところです。

独立採算という法律の中でやっていますので、きちんと自分たちができることをやって、それでもできないんだったら、やはりそれは県民に求めていかざるを得ないですよね、県立病院を維持させるためには。そういうふうに考えています。

以上です。

○西銘純恵委員　ありがとうございます。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、他の委員から病院長の答弁も聞くべきであるとの意見があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

久貝忠男北部病院長。

○久貝忠男北部病院長　補助金や繰入金はもらえればもらえるほど私はいいと思います。これは北部病院を代表する意見ではありませんが、やっぱり北部病院は人件費率がとても高いです。人件費率が高い状況で、医業収益を上げてそういう費用を減らすと。

だから我々病院も繰入金をもらえればいいんですけれど、黒字にしないといけないという努力がないと、絶対黒字にならないと思います。

以上です。

○玉城和光中部病院長　当院は24億円です。

これが十分なのかどうかという議論はさておき、自分も埼玉県の３分の１ほどしかないというのは分かっているので、どういう繰出基準になっているのかというのは検討すべきかなと思います。

ただ、沖縄県は御存じのとおり、狭小性があるし、散在していますし、どうしても高コスト構造になっているということは他府県と違うところもありますので、そこも配慮した繰出基準というのができれば、ありがたいかなと思っております。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長　令和７年度の当初予算で見ますと、当院は一般会計からの繰入金は、1.3億円増加の26億2000万円です。

離島僻地医療、それから小児医療に対しては6300万円の増となっております。それから３条では、3.4億円増の19億1000万円。４条は、2.4億円減の7.1億円となっています。

当院は、８つの離島附属診療所を運営しております。それからこども病院でもあるので、この継続的に繰入金の増額をお願いする次第です。

以上です。

○川満博昭宮古病院長　宮古病院は、一般会計繰入金の令和７年度当初予算額は９億7027万円であり、令和６年度の10億6498万円から9471万円程度の減少となっています。

一般会計繰入金は令和７年度は前年比減少しましたが、毎年９億から10億程度の一定規模の繰入れが行われているので、中長期的な経営の安定には寄与していると考えています。

令和元年、コロナ禍前までは大体５年ぐらい、それでとんとんな状況が続いていましたが、しかしながら、不採算地区に対する中核的な病院の機能の維持経費については賃金や物価上昇等の影響で、コロナ禍に入ってからコストが上昇し続けている中で繰入金自体は減っている部分もあるので、実態に合わないと認識しています。

国及び県に対しては実態を踏まえた額の設計について要望してほしいと願っています。

○和氣亨八重山病院長　当院への一般会計繰入金が一番多かったのは令和元年度で、12億7000万円でした。令和２年度には10億9000万円まで減って、その後、徐々に増えていますけれども、実は令和５年度、６年度当初予算、７年度当初予算は12億円で、物価はどんどん上がっていく一方なんですけれども、繰入金についてはこの３年、上げ止まっているような状況にあります。

人件費の増加とか物価の高騰で費用はどんどん増えていっています。特に離島ではそれに輸送費が加わるので、物価自体が１割ほど高くなりますので、それに応じたスライドをしていただきたいと、増額を希望します。

○屋良一夫精和病院長　当院は単科精神病院ということもあって、ほかの県立病院とちょっと違う事情があるんですけれども、令和６年度当初予算では29％、令和７年度27％と、病院事業収益に占める繰入金の割合が高くなっており、当院における繰入金総額は６億7581万円となっております。精神医療に要する経費は５億5440万となっており、82％を占めております。もちろん繰入金をたくさんいただけるに越したことはないんですけれども、かつ、できる限りの経営努力というのも並行してやらなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○新垣新委員長　平良識子委員。

○平良識子委員　最後となりました。よろしくお願いいたします。

歳出予算事項別積算内訳書から質疑させていただきたいと思います。

まずは38ページ、39ページの感染症予防費なんですけれども、感染症の発生時、平常時及び災害時防疫に要する経費ということで、当初予算が前年度比較で全体的に２割減されています。

とりわけ質疑させていただきたいのが、39ページの医薬材料費が4700万円あったのが75万円に減額さ

れているということで、その内訳を見ても、何かに振り替えられているのか、感染症予防費自体、全体的に減となっていて大丈夫なのかどうかも含めて質疑をさせていただきます。

○平良勝也感染症対策課長　お答えいたします。

委員御指摘の令和７年度歳出予算事項別積算内訳書の39ページにおける医薬材料費の令和７年度予算75万円につきましては、新型インフルエンザ対策事業費と感染症予防費の合計を記載しているものでございます。うち、令和６年度当初予算の新型インフルエンザ対策事業費については、内訳の記載はないんですけれども、4679万6000円から、令和７年度は０円となっているところです。

この大幅減額の理由が御質問だと思いますけれども、本経費については国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインに基づき、新型インフルエンザ等発生時に市場に流通している抗インフルエンザ薬の在庫量が一定量以下になった場合に備えて、備蓄用の抗インフルエンザ薬を確保する経費となっております。

令和７年度につきましては、この備蓄用抗インフルエンザ薬の使用期限到来に伴う買換えが発生しない年度であり、また、抗インフルエンザ薬の目標のほぼ100％に近い数を備蓄できていることから、新規購入予定なしとして０円計上とし、大幅な減となっております。

以上です。

○平良識子委員　分かりました。

ありがとうございます。

次に55ページの精神医療費ですが、まず114億円ということで増加しているわけですけれども、まず概況についてお伺いしたいんですが、精神疾患、精神障害者の沖縄の状況は全国と比較してもそうですが、沖縄においては増えている、全国的にも多いと聞いたこともありますけれども、状況についてお伺いいたします。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

精神障害者自立支援医療費についてですが、当該事業は、精神疾患を有する者で通院による精神医療を継続的に要する病状があるものに対して、障害者総合支援法に基づき、その通院医療にかかる医療費を支給する事業となっております。

本県の精神通院の自立支援医療に係る認定者数は増加傾向にあります。その要因について疾患別に見た場合、全国と同様の傾向なんですが、以前から多かった統合失調症圏の障害に比べ、鬱病などを含む気分障害、パニック障害などの神経症圏の障害というのが増加しております。

それから区分別に見た場合、病院、診療所であるとか調剤薬局からのサービス提供に比べて、最近では訪問看護事業所に係る公費負担額、それから指定事業所としての指定件数が増加しております。この理由についてですが、精神科病院から退院する方や地域で療養している方が安心して生活するための医療資源の一つとして、訪問看護のニーズが高まっていることも要因の一つと考えております。

以上です。

○平良識子委員　予算としていろんな事業費を計上しておりますけれども、要因分析について伺いたいと思います。

増加している要因の分析について、県としてどのようにされているのか。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

先ほど申し上げましたように、訪問看護のほうが増加しているところでございます。この要因につきましては、令和４年の精神保健福祉法の改正において、精神障害者の希望やニーズに応じた体制整備が求められており、県内の障害者福祉担当部署とも連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取組を推進しているところであります。

こういったことも訪問看護等が増えている要因の背景にあると考えております。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

新年度予算において、今の状況に対策していくに当たってどういう事業、対策に力を入れた予算編成となっているのか、お伺いいたします。

○國吉聡地域保健課長　お答えします。

精神保健福祉対策においては、精神障害の発生予防、精神障害者の医療及び保護を中心に、関係部局と連携して社会復帰の促進や自立、社会参加の支援など各種施策を推進しております。

特に、令和４年の精神保健福祉法の改正で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取組も推進しているところです。

メニューとしてはたくさんあるんですけれども次年度予算の中から幾つかかいつまんで紹介いたしますと、まず精神障害者自立支援医療費については、増加傾向にある外来患者数への対応分を着実に確保するということ。

それから、入院者訪問支援事業というのがございます。精神科病院に入院されている方、医療機関外

の者との面会交流が特に途絶えやすくなる市町村長同意による医療保護入院者に対して、訪問支援員が傾聴、相談、情報提供を行う事業、これは新たに開始する事業でございます。

それから依存症対策地域支援事業もございますが、相談拠点である総合精神保健福祉センターや地域の相談窓口である保健所等を中心とした相談体制の充実を図ること。

それから、先ほどの質問でもありました自殺対策ですね。この事業では、こども・若者自殺危機対応チームを設置して、学校や市町村等への支援者支援として、専門家等による迅速な助言等の実施を行うこととしております。

さらに、災害時心のケア体制整備事業というのがございます。この事業では、県内のＤＰＡＴ、先遣隊について、国が行う大規模災害時訓練への参加費を増額するなど、災害発生時の緊急支援体制の強化を図ることとしております。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございました。

次に、病院事業局。これまでの質疑の中で現時点での累積赤字額も出ておりましたので状況は分かりました。

この中で、病床利用率が看護師の状況によってどうなのかというのをちょっと知りたいのですけれども、看護師の今の定数が何名なのかということと、現状の配置人数は何名になっているのかお伺いいたします。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

まず県立病院の看護師の定数につきましては、全体で1998人となっておりまして、それに対して、令和６年12月１日現在の現員数ですけれども、それは1860人となっておりますので、欠員が138人生じております。

以上です。

○平良識子委員　定数が1998人で、現状が1860人ということで、欠員は138人ということです。

この影響について、お伺いしたいと思います。

○三和秀樹管理課長　看護師が今、定数どおりには配置できていないという状況がございまして、それと先ほど来説明を行ったように、患者数が少し減ってきていると。

こういった状況を各病院のほうで判断をしまして、状況によって病床の一部を休床して運用しているということをやっております。

以上です。

○平良識子委員　病院経営の中で、入院、外来の減が理由ということも挙げられておりましたけれども、この看護師が不足していることによって、ベッドの稼働に影響があるという答弁だったと思いますけれども、具体的にどれだけ削減されているのか、もう一度お伺いいたします。

○三和秀樹管理課長　お答えします。

必ずしも看護師の不足だけの要因によるものではございませんけれども、各病院の許可病床数に対してどのぐらいベッドが稼働しているかということをお答えいたします。

まず、許可病床につきましては、県立病院全体で2159床ございます。確認をしたのは11月現在でございますので、もしかしたら若干変動しているかもしれませんけれども、稼働している病床数は1820床となっておりますので、休床しているベッドは339床となってございます。

以上です。

○平良識子委員　2159床のうち1820床稼働していて、339床が利用できていないという状況なんですけれども、経営の観点からどのように評価しているのか、どう考えているのか伺いたいと思います。

○宮平直哉経営課長　お答えいたします。

病床利用率がちょっと低迷をしていて、病床率が上がる傾向はなかなか見られないというところがありますので、当然ながら収益に悪い影響が出ているというふうには考えております。

○平良識子委員　病院経営について入院患者数が減っているということを理由とする部分もありますけれども、多方で看護師不足等々の内部の理由でも、結果的に病床稼働率が減って赤字がさらに生み出されているという状況であるとの認識でいいのか、その辺りはどうですか。

○本竹秀光病院事業局長　今病床を削減しています。削減しても、稼働率は低いんですよ。ということは、患者さんが来てないんです。例えば中部病院は559床ですが今500床しか開けていません。59床のところに看護師さんがいても患者は来ません。ということは、500床にして、そこで看護師さんが働いたほうが効率のいい働き方ができる、今のところはですね。

当然、稼働率が100％あるんだったら増やしていかないといけないし、そのときにナースを増やして対応していかないといけないという話になります。現在のところはちょっとそれができない。

ナースが少ないからというのが原因というよりも、むしろ今、患者さんが受診しなくて入院が少ないと

いうことで病床500床にしても、例えば南部医療センター、今380床ぐらいにしていると思うんですけれども、埋まらないんですよ。

そうしたら、普通にナースをばらけさせるよりは一つに集めて仕事をしてもらったほうが非常に効率もいいし、恐らく時間外勤務もなくなっていく可能性がある。患者サービスも良くなる可能性があるんですよね。

だからそういうふうに、その時々で対応していかないといけないだろうというふうには考えています。

○平良識子委員　ありがとうございます。

最後に、県としては看護師不足の対応にも取り組まれておりますけれども、それは引き続きやっていくのは前提として、今、定数に足りていないわけですからそこを埋めていくという方向性でいるのか、それともやっぱり患者数が減っているのでそこを見直していくのか、どうなんでしょうか。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

まず、今欠員が生じている部分につきましては、試験の実施方法の見直しを行うことにより、採用者数の増加を図ったり、それから離島に赴任する職員の家賃負担軽減等の勤務環境の改善に取り組むことによって、なるべく欠員はなくしていくという方向で、今、取組を進めているところでございます。

○平良識子委員　終わります。ありがとうございました。

○新垣新委員長　以上で、保健医療介護部に係る甲第１号議案及び甲第20号議案、病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣新委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明３月11日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新

令和７年第１回
沖縄県議会（定例会）

土木環境委員会記録（第２号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月10日（月曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午後３時40分
場　所　第２委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（土木建築部所管分）
２　甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
３　甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
４　甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港(新港地区）整備事業特別会計予算
５　甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
６　甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
７　甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
８　甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水事業会計予算

出席委員

委員長	仲里全孝		
副委員長	糸数昌洋		
委員	喜屋武力	大屋政善	
	下地康教	又吉清義	
	中川京貴	山内末子	
	新垣光栄	比嘉瑞己	
	瑞慶覧長風		

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部長	前川智宏
土木総務課長	山里永悟
道路街路課長	前武當聡
道路管理課長	奥間正博
河川課長	大湾朝亮
海岸防災課長	川上呂二
港湾課長	高良亨
空港課長	呉屋健一
都市計画・モノレール課都市モノレール室長	砂辺秀樹
都市公園課長	喜納久
首里城復興課長	仲村麗子
建築指導課長	知念秀起
住宅課長	當山真紀

○仲里全孝委員長　ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めております。

なお、令和７年度当初予算議案の総括的な説明等は、去る３月７日の予算特別委員会において終了していますので、本日及び明日は、関係部局予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」に係る甲第１号議案、甲第５号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案の８件を一括して議題といたします。

土木建築部長から、土木建築部関係予算の概要の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　委員の皆様、おはようございます。

本日も御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました甲第１号議案、甲第５号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案の当初予算について、その概要を御説明いたします。

令和７年度は、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（中期）がスタートし、沖縄振興をさらに加速させるための取組を力強く推進していく重要な年となります。

令和７年度の重点テーマを踏まえ、土木建築部としましては、産業インフラの整備、安全・安心の確

保、離島・過疎地域の振興を施策の３本柱に据え、社会資本整備の推進に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、土木建築部所管の議案ごとの予算内容について御説明いたします。

ただいま通知しました令和７年度当初予算説明資料土木建築部抜粋版の１ページを御覧ください。

初めに、一般会計の部局別歳出予算について御説明いたします。

表の最下段の合計額になりますが、令和７年度一般会計、県全体の歳出予算額は8893億6000万円となっております。

そのうち土木建築部は中ほどの太枠内となっており、予算額は896億7914万9000円で、県全体の10.1％を占めております。

令和６年度と比較すると32億5586万8000円、率にして3.8％の増となっております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

２ページを御覧ください。

土木建築部の歳入予算額は、表の太枠内、最下段の合計の金額になりますが、761億4649万5000円で、県全体の8.6％を占めており、令和６年度と比較すると22億2457万1000円、率にして3.0％の増となっております。

歳入の主な内訳としましては、中ほどの太枠内にあります９の使用料及び手数料は64億9513万8000円となっており、令和６年度と比較すると、5540万9000円、率にして0.9％の増となっております。

増となった理由としては、県営住宅使用料の増などによるものであります。

その下の10の国庫支出金は430億6562万円となっており、令和６年度と比較すると14億2351万2000円、率にして3.2％の減となっております。

減となった理由としては、公共離島空港整備事業の減などによるものであります。

その下の13の繰入金は12億8412万2000円となっており、令和６年度と比較すると８億4330万3000円、率にして39.6％の減となっております。

減となった理由としては、沖縄県首里城復興基金繰入金の減などによるものであります。

また、下から３行目の15の諸収入は30億2260万3000円となっており、令和６年度と比較すると６億1562万1000円、率にして25.6％の増となっております。

増となった理由としては、国営公園管理費（水族館）の指定管理者から納付される歩合納付金の計上による増などによるものであります。

その下の16の県債は220億410万円となっており、令和６年度と比較すると38億8350万円、率にして21.4％の増となっております。

増となった理由としては、脱炭素化推進事業や緊急自然災害防止対策事業など、有利な地方債活用の増によるものであります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

３ページを御覧ください。

土木建築部の歳出予算は、中ほどの太枠内にあります８の土木費が880億4593万1000円及び11の災害復旧費が16億3321万8000円となっており、合計で896億7914万9000円となっております。

令和６年度と比較すると32億5586万8000円、率にして3.8％の増となっております。

増となった主な理由としては、県管理道路における道路照明のＬＥＤ化を行うための道路施設脱炭素化推進事業の新規事業化や防災・減災、国土強靱化対策と連携して実施される緊急自然災害防止対策事業の工事箇所の増、中城御殿跡地整備事業の工事本格化による社会資本整備総合交付金（首里城公園）の増額などによるものであります。

主な事業としては、昨年度に引き続きモノレールの３両化を行う沖縄都市モノレール輸送力増強事業、南部東道路及び高規格ＩＣアクセス道路（幸地インター線）の整備を行う地域連携道路事業費、県営住宅の建て替えなどを行う地域居住機能再生推進費などがあります。

以上が、土木建築部に係る一般会計歳入歳出予算の概要であります。

次に、土木建築部関係の６つの特別会計における予算の概要について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の令和７年度歳入歳出予算額は12億5066万9000円で、令和６年度と比較すると７億9701万7000円、率にして175.7％の増となっております。

増となった理由としては、下地島空港建設事業費において、滑走路改良、場周柵更新工事及び航空灯火の設計業務に伴う事業費の増などによるものであります。

次に、５ページを御覧ください。

宜野湾港整備事業特別会計、令和７年度歳入歳出予算額は５億3044万2000円で、令和６年度と比較すると5830万1000円、率にして9.9％の減となっております。

減となった理由としては、元金償還金の減などによるものであります。

次に、６ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の令和７年度の歳入歳出予算額は３億8335万9000円で、令和６年度と比較すると1057万5000円、率にして2.8％の増となっております。

増となった理由としては、中城湾港管理運営費の増などによるものであります。

次に、７ページを御覧ください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の令和７年度歳入歳出予算額は１億9278万2000円で、令和６年度と比較すると4914万4000円、率にして20.3％の減となっております。

減となった理由としては、中城湾港マリン・タウン臨海部土地造成費の減などによるものであります。

次に、８ページを御覧ください。

駐車場事業特別会計の令和７年度歳入歳出予算額は5904万8000円で、令和６年度と比較すると7862万4000円、率にして57.1％の減となっております。

減となった理由としては、駐車場整備事業費の減などによるものであります。

次に、９ページを御覧ください。

中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の令和７年度歳入歳出予算額は６億2028万3000円で、令和６年度と比較すると１億4719万2000円、率にして31.1％の増となっております。

増となった理由としては、載荷盛土の撤去及び転置に係る泡瀬地区臨海部土地造成費の増などによるものであります。

最後に10ページを御覧ください。

企業会計である流域下水道事業会計の令和７年度収入額は183億7706万2000円で、令和６年度と比較すると５億7663万7000円、率にして3.2％の増となっております。

増となった理由としては、資本的収入の企業債が増となったことによるものであります。

一方、支出額は201億4008万9000円で、令和６年度と比較すると８億3035万9000円、率にして4.3％の増となっております。

増となった理由としては、資本的支出における建設改良費が増となったことなどによるものであります。

以上で、土木建築部所管の令和７年度当初予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○仲里全孝委員長　これで土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意お願いいたします。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明３月11日、本委員会の質疑終了後に改めて、その理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際に、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願い申し上げます。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑の譲渡について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

それでは、これより直ちに土木建築部に係る甲第１号議案、甲第５号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案に対する質疑を行います。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　おはようございます。

委員長のお許しを承りましたので、質疑をいたします。

甲第11号議案中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業、１億6722万5000円についての説明をお願いいたします。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から商工労働部所管に係る質疑ではないかとの確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

高良亨港湾課長。

○高良亨港湾課長　使用料、委託のほう、この新港地区のほうで埋立地の草刈り、除草、その分は商工労働部から分任を受けて、中部土木事務所でやっているというところでございます。

○喜屋武力委員　これに対しての予算はどれぐらい立てられていますか。

○高良亨港湾課長　使用料の中の委託料ですね、その分につきましては、商工労働部で分任の基を積算しまして、うちのほうに分任しますので、それをうちのほうが分任を受けて、中部土木事務所のほうに流すと、分任するという流れにはなってございます。

○喜屋武力委員　この地区、とても雑草とか、そういった樹木が生えて、この地域の業者との話合いを、私が中に入ってさせているんですけど、やはり自分の会社の前をきれいにしたいということで、会社のほうで草刈りをするんですが、この片づけと処理代はやはり県のほうで見てほしいという話合いが行われていると思うんですが、その件についてはどういうふうな進め方になっていますか。

○高良亨港湾課長　除草等々のお話が出ているのは承知してございます。

また、新港地区内に新港地区立地企業の集まり等もございまして、意見交換会もございます。その中においていろいろ意見が出てきておりますので、その辺り、また県のほうでもできる部分、できない部分というのは連携して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○喜屋武力委員　ぜひよろしくお願いします。

この工業地帯ですので、やはりこっちの環境で景観が汚いと、こっちに就職しようという子どもたちの、若い人たちのこういった考えもありますんで、ぜひきれいにして迎えるような感じの設備にしてもらいたいなとお願いします。

次に移ります。

第12号議案宜野湾港整備事業５億3044万2000円についての説明をお願いいたします。

○高良亨港湾課長　宜野湾港整備事業特別会計は、宜野湾港マリーナの整備及びその管理運営に関することを主な事業内容としてございます。

令和７年度は宜野湾港マリーナの指定管理者による管理を行うほか、浮き桟橋の修繕、給電給水設備の更新、県債の償還等を行うこととしてございます。

以上です。

○喜屋武力委員　浮き桟橋は増設が何年ぐらいになりますか。

○高良亨港湾課長　整備した年度、ちょっとすみません、はっきりは覚えてございませんが、台風とか、その辺りで老朽化もあって、ある程度沈下とか、あとは破損とかございますので、その部分を指定管理者と意見交換しながら、その部分を優先的に修繕していくというふうに考えてございます。

○喜屋武力委員　設置してから何年ぐらいのというのは分からないですか。

○高良亨港湾課長　最初の供用開始当時は昭和62年からスタートして、平成14年、15年というところで再整備をしてございます。それから現在に至っているという時系列とはなっています。

○喜屋武力委員　平成14年、15年に修繕を行ったということですか。

○高良亨港湾課長　平成14年、15年というのは増設になります。それから日々、細かい修繕等々はやってきて、今回その本体、浮き桟橋本体の取替えというんですかね、それとプラス根元の三角プレートとか、支柱とか、そういうものの修繕になってございます。

○喜屋武力委員　これまで大がかりな修繕工事は何回ぐらい行われていますか。

○高良亨港湾課長　毎年度、昭和62年からやっていて、増設もしながら軽微な修繕をやっている。大がかりというのはちょっと規模的に把握はできていませんが、浮き桟橋の区画、そこの本体を今回、修繕するという形にしてございます。

○喜屋武力委員　そういうことになりますと、これ、毎年度この予算、これぐらいの予算が発生しますよということですか。

○高良亨港湾課長　この修繕等々は指定管理者とも意見交換、話し合いながら、今回は、浮き桟橋の維持費、整備費用が結構な金額いきますので、まずはこの利用をしている皆さんの意見というのから、浮き桟橋がまず優先順位１位になったと。その次に、給水給電という形になっていますので、随時、現場の意見を聞きながら、修繕箇所については協議して、意見交換を行いながら随時やっていくという形を取ってございます。

○喜屋武力委員　私が聞きたいのは、この浮き桟橋の修繕が開設以来、何回ぐらい行って、大体このぐらい、何年度ごとにどれぐらいの予算がかかるかなということを聞きたいんですよ。

○高良亨港湾課長　一概に何年スパンとかいうあたりではなくて、そういう台風とか、そういう異常気象時等々でそういう破損とかが出ますので、一概には何年に一回というスパンは今設けてございません

が、その都度、修繕していくという考えでございます。

○喜屋武力委員　これは、今回は大きな破損があったということで、それでよろしいですか。

分かりました。次に進みます。

甲第15号議案、中城湾港（新港地区）整備事業３億8335万9000円についての説明をお願いいたします。

○高良亨港湾課長　中城湾港（新港地区）整備事業特別会計は、中城湾港（新港地区）港湾関連施設の整備及びその管理運営に関することを主な事業内容としております。

令和７年度は中城湾港（新港地区）の施設の維持管理及び修繕、モータープールの整備、県債の償還等を行うこととしております。

以上です。

○喜屋武力委員　モータープールの整備ということですけど、この内容をもうちょっと詳しく説明してください。

○高良亨港湾課長　これは新港地区東埠頭ですね、そこの岸壁がコの字になっていまして、西側の部分の岸壁の背後地のほうに１ヘクタールの舗装ですね、路盤を敷いてアスファルトを敷くということで、そこを中古車輸出とか、そういう目的で１ヘクタールの舗装を考えてございます。

以上です。

○喜屋武力委員　１ヘクタールの舗装というんですけど、これはアスファルトでやるのか、コンクリートでやるのか。

○高良亨港湾課長　アスファルトでございます。

○喜屋武力委員　これはどれぐらいの厚みでやるんですか。

○高良亨港湾課長　アスファルトのほうは表層が６センチで、基層が７センチ、さらにまた下に７センチということで、トータル20センチのアスファルト舗装になってございます。

○喜屋武力委員　アスファルトの厚みですね。

○高良亨港湾課長　トータル、アスファルトは20センチで、下のほうにまた路盤のほうが30センチ、またその下に安定処理、それが80センチございます。

○喜屋武力委員　今、こっちも開業してから何年になりますかね。その間にそれだけ地盤がちょっと沈下したという感じなのか。

○高良亨港湾課長　その辺りを計算しまして、下のアスファルト、路盤、その下の安定処理ですね、その辺も設計して舗装構成を決めてございます。さらに前年度、その前の１ヘクタールを施工してございまして、今供用はしてございますが、沈下しているという報告は受けてございます。

以上です。

○喜屋武力委員　分かりました。次に進みます。

甲第17号議案沖縄県駐車場事業特別会計5904万8000円についての説明をお願いいたします。

○奥間正博道路管理課長　お答えします。

沖縄県駐車場特別会計は、県庁前に整備された県民広場地下駐車場を所管しております。

県民広場地下駐車場は、行政商業の中心地である県庁周辺地区の駐車場不足や交通混雑の緩和を図るとともに、地域の活性化に資することを目的として、事業費およそ48億円で平成10年４月に供用開始され、27年が経過しております。

利用料金制を採用しており、駐車場の利用料金は指定管理者の収入とするとともに、県に固定納付金として納付しております。

駐車場特別会計では、この固定納付金を用いて起債、償還を行っているほか、老朽化した施設、設備の更新、改修等を実施しております。

令和７年度は、設置後15年余りが経過した構内監視カメラの更新等を行い、駐車場利用者の安全・安心な駐車場の提供に努めてまいります。

以上です。

○喜屋武力委員　ちょっとお聞きしたいんですが、これは１日何台ぐらいが使用されていますかね、平均。月でもいいです。

○奥間正博道路管理課長　月当たりの台数なんですが、直近でいきますと、１月が１万4900台余り、12月が１万7300台と、おおむね月当たり１万3000台から１万7000台ほどで現在は推移しております。

以上です。

○喜屋武力委員　この駐車料金は１時間に対して幾らもらっていますか。

○奥間正博道路管理課長　駐車料金につきましては、四輪車で１時間までが300円、１時間を超え30分ごとに150円、ただし上限として1500円までとなっております。二輪車が１時間までが100円、１時間を超え30分ごとに50円、こちらも上限として500円が上限となっています。

以上です。

○喜屋武力委員　これは年間の収益として、この収益代の中の予算で、修繕費というか、これは間に合っているんですよね。マイナスにはなっていないですよねということです。

○奥間正博道路管理課長　特別会計にありますので、

業者とか指定管理者からの固定納付金と、また我々の支出する予算が賄えるような形で年間予算は組んでおります。

以上です。

○喜屋武力委員　那覇近郊の人たちは、この市民駐車場広場というのは分かるんですけど、ほかの人たち、ほとんど分からないんですよ。それについてもうちょっと詳しく説明ができるようにやってほしいんですが、これはできますか。

○奥間正博道路管理課長　御指摘の内容につきましては、県民地下駐車場の広報活動とともに、当該の来場者といいましょうか、ホテルとも提携していますので、そういう広く、多数の方々が利用できるような取組を行っております。

引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員　ぜひ、この市民駐車場ということですので、これは県民駐車場ですか、ということですから、沖縄県の土地が幅広く使用できるような広報活動を行って、こういったところがありますよと広報すれば、本当に役に立つと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

次に進みます。

甲第23号議案、第３条収入支出、工業用水事業、収入６億7357万5000円、支出７億3193万1000円、マイナスの5835万6000円についての説明をお願いいたします。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員長から甲第23号議案は企業局の所管であるとの指摘があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　すみません、これは明日にします。

終わります。

○仲里全孝委員長　喜屋武力委員の質疑は終わりました。

大屋政善委員。

○大屋政善委員　おはようございます。

飛び飛びになろうかと思いますが、よろしく願います。

まず、甲第５号ですか、下地空港特別会計、お願いします。

まず、この空港の経緯を教えてください。

○呉屋健一空港課長　お答えします。

ただいま、これは質問の、設立からということになっておりますので、かいつまんで御説明申し上げます。

まず最初に、昭和44年11月に琉球政府がパイロット訓練飛行場の誘致を決定しております。その後に、昭和46年11月に地主との確認というのを締結いたしまして、昭和47年４月に建設に着手しております。

その後、昭和47年５月、これは本土復帰になりますけれども、それに伴って沖縄県訓練飛行場特別会計に引継ぎがなされております。その後、昭和54年３月に非公共から公共への設置替えに伴いまして、下地島空港特別会計に名称替えをしております。

その後、３月に竣工しまして、昭和54年11月に民間航空機のパイロットの本格的な訓練が開始されております。そのときに那覇－下地島間にも定期便が就航しております。その後、平成６年７月に申し上げました那覇－下地島便が運休となっておりまして、その後、訓練飛行はずっと続いておりますけれども、平成26年度にある一社が完全に実機の訓練の撤退を示しまして、平成27年度にもう一社のほうが実機の訓練を撤退しております。

その後、現在では民間航空機、あちこちの便を結ぶものがあったり、国際便が飛んでいる状況であります。

○大屋政善委員　今現在、運営としてはスムーズにはいっていないですよね。結構、県の金も入っておりますよね。これが、いつまで、財政負担というのかな、いつまで負担を考えられているのか、その点についてちょっと。

○呉屋健一空港課長　まず、先ほど申し上げましたように下地島空港の管理運営費については、操縦訓練使用料として負担してきてもらっています。それが両者が撤退したということから、一般会計を平成26年度から繰り入れております。それで空港の運営管理を行っているところでございまして、その後、平成24年からは下地島の利活用の基本計画がありまして、それに基づいて収支を改善するということで、この各事業者に公募をしまして、それで現在ターミナルビルは、第１期の利活用事業において活用されているものとなっておりまして、現在今３期まで終えたところで、次期の利活用事業も含めながら、この改善をやっていきたいというふうに考えております。いつまで繰入れが続くかというのは改善状況次第ということでございまして、歳入の予算の確保に極力努めていきたいと考えております。

○大屋政善委員　今おっしゃられている歳入財源の見通しはどうですか。

○呉屋健一空港課長　今、訓練飛行も徐々にまた再

開しているところのエアラインもございますので、それも含めて利活用事業と、２つですね、歳入予算の確保に努めていく方法としてありますので、極力確保に努めていきたいと考えております。

○大屋政善委員　そういう形でいつまでも続きそうなことであれば、個人的な意見ですが、もうそろそろ国にでもどうにか売るとか、そういうことも考えたほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○呉屋健一空港課長　委員のおっしゃる意見も一つございます。

ただ、空港が訓練飛行場として設立された経緯もございますので、我々としては歳入予算の確保に努めていって、安定した空港の運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○大屋政善委員　分かりました。

中城湾港（新港地区）についてちょっとお尋ねします。港湾内の企業数、それはこっちでお答えできますか。

○高良亨港湾課長　土木建築部港湾課で把握している数でございますが、主は商工労働部のほうにはなっていますが、港湾課で把握している令和６年１月１日現在で中城湾港（新港地区）には271社が立地しているというふうに確認してございます。

○大屋政善委員　そこで物流に要する交通量ですか、主に例えば北中城、あるいは沖縄南、北、どこを主に物流は拠点としているのか。

○高良亨港湾課長　この辺りは港湾計画等々の基礎資料になりますので、そこの立地企業さん、港湾事業者のほうにヒアリング等々をしているときには、直接高速道路に乗り入れたいという話があって、今は、自分が聞いている中では、沖縄南、さらに北、北中城と、いろいろ話がありまして、この３つですね。

ちょっとマイクの調子が悪いんですが、すみません、中城湾港（新港地区）からは、そのまま直接高速道路、自動車道に乗り入れたいというところ、主に沖縄南のほうにアクセスしているというふうにはヒアリングの中での聞き取りでは確認してございます。

○大屋政善委員　例えば、北中城が何パーセント、南が何パーセント、沖縄北で何パーセントという、こういった数字は把握されていないですか。

○高良亨港湾課長　そこまでの数値は把握してございません。

以上です。

○大屋政善委員　もう何年前になるか分かりませんが、うるま市で調査した結果が出ているんですよ。大体、北中城のほうに90％行っているという数字が出ていると思うんですが、沖縄南、北はちょっと少ないような感じがするんですよ。そういう中で、今、中部東道路が計画されていますよね。何かそこに誘導しようとするような――中城湾からですよ、そこに誘導するような東道路の計画ですか、それが何か見えてくるような感じがするもんですから、その辺ちょっとはっきりしてもらいたいということで今。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

中部東道路につきましては、今、国とうるま市は、我々県のほうで様々な今、意見交換を進めている段階でございます。

今、交通量のお話がありましたが、うるま市が平成31年に計画をつくっているデータがございまして、その中のデータによりますと、貨物車両等の走行データというのを用いておりまして、中城湾港発着車両の沖縄南インターチェンジと北インターチェンジの利用量が北中城インターチェンジより少ないという状況は把握できているというデータの結果がございます。

以上です。

○大屋政善委員　今、中部東道路の話がちょっと出ましたけど、中部東道路は皆さん、どういう路線計画で考えていますか。

○前武當聡道路街路課長　中部東道路につきましては、新広域道路交通計画の今現在、構想路線に位置づけられた道路でございます。

先ほど申し上げましたけど、現在うるま市、国及び県で構成されます連絡調整会議等において想定されるルートや必要性等、そういったものの意見交換を行っている状況でありまして、引き続き連携し、事業の可能性を検討していきたいと考えております。

○大屋政善委員　では、今、路線はまだはっきりしないということで理解していいわけですよね。

○前武當聡道路街路課長　そのとおりでございます。

○大屋政善委員　分かりました。

予算書の中で伊計平良川線についてちょっとお伺いします。

今回、伊計平良川線の予算はどれぐらいついていますか。

○前武當聡道路街路課長　伊計平良川線宮城島工区につきましては、令和７年度当初予算は約4000万円を配分する予定でございます。

○大屋政善委員　これの事業内容を教えてください。
○前武當聡道路街路課長　令和６年度も行っておりますが、令和７年度につきましても、引き続き地積測量図の作成だとか、用地取得に向けた測量業務等に取り組んでいく予定でございます。
○大屋政善委員　用地取得も入っているということですが、これはこれからですか、今から用地……。
○前武當聡道路街路課長　予算の内訳としましては、測量に係る委託料が約3000万を考えておりまして、あと用地費及び補償費で1000万を今、想定しているところでございます。
　以上です。
○大屋政善委員　用地費は、大体値段を聞いてもよろしいですか。平米単価は出ていますか。幾らですか、平米単価は。
○前武當聡道路街路課長　算定を行っているところですが、この用地の単価の公表につきましては、今後の交渉ごとに関わってくるところでございますので、ここではちょっと差し控えたいと思います。
○大屋政善委員　まだ用地単価は出ていないということで理解していいのか。
○前武當聡道路街路課長　単価の算定は終わってございます。
○大屋政善委員　次、与勝一周道路の件についてはどうなっていますか。
○前武當聡道路街路課長　勝連半島南側道路のことだと思っておりまして、その道路につきましては、当該地区の観光振興や地域の活性化、防災対策等のため必要性は認識しているところでございます。
　県ではこれまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査は終了しております。
　今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要がございますので、その立入りに向けて、今、沖縄防衛局、うるま市と継続的にその内容の調整を行っているところでございます。
○大屋政善委員　今年の事業予算を教えてください。
○前武當聡道路街路課長　予算につきまして、３者で今協議をしていて、なかなか今立ち入ることができない状況です。
　令和７年度、その協議が進展して、環境調査に入れるとなった場合の見込みで環境調査に要する費用、約2000万程度を考えておるところでございます。これは単独予算の道路橋梁調査費でございます。
○大屋政善委員　となりますと、うまくいけば今年、補正でも考えているということで理解してよろしいですか。
○前武當聡道路街路課長　今現在、調査費につきましては県の単独予算ですので、補正というのはなかなか今現状は難しい。次年度の３者の協議の進展状況を見ながら、どういった予算措置をしていくかというのは考えていかないといけないという状況だと思っております。
○大屋政善委員　いつまでの完成を予想していますか。
○前武當聡道路街路課長　先ほども申し上げましたが、米側の条件等々を踏まえて、防衛局、うるま市、県のほうでいろいろ協議の意見交換を行っているところでございますので、まだそういった協議の段階ですので、今後必要な手続が出てきますので、現状でいつ頃というのはなかなか申し上げにくいところでございます。
　以上です。
○大屋政善委員　分かりました。
　戻りますが、伊計平良川線のトゥンナー入り口からの、課長はよく御存じかと思いますが、あの一帯道路、向こうの予算はどうなっていますか。
○前武當聡道路街路課長　今おっしゃったのは西側のほうの。そちらに昨年被害が起こった箇所の話かなと思っておるんですが、令和７年度単独予算で補修等を行う予定としております。
○大屋政善委員　向こうは緊急を要するということで考えてもらいたいと思いますが、と申しますのも、大分ひび割れ、少し何かされていますよね、少し。大雨、いつ崩れてもおかしくないような状況になっているということを皆さんお分かりだと思いますが。
○前武當聡道路街路課長　失礼しました。
　令和６年度に応急的な舗装で整備を行っておりまして、今後本復旧に向けて、設計業務を行って、擁壁等も出てくるだろうと見込んでおりますので、早めに設計を行って、対策を講じていきたいというふうに考えております。
○大屋政善委員　昨日、私、現場を見てきました。とにかく、急ぎで早い対応をお願いします。よろしく。
　次、予算の中から、住宅費についてちょっとお伺いします。
　今、県営住宅は県内で戸数はどれだけですか。
○當山真紀住宅課長　お答えします。
　令和５年度末の、令和６年３月31日時点の県営住宅の戸数ですけれども、こちら１万7551戸となっております。
○大屋政善委員　そのうち建て替えがあろうかと思

いますが、何件ぐらいありますか。

○當山真紀住宅課長　建て替え工事、現在実施中の団地でございますけれども、建て替え前の戸数としましては、現在実施しているものが1792戸でございます。

○大屋政善委員　これ、１年ではないでしょうね。これまで建て替えした――新規はないと思うんですが。

○當山真紀住宅課長　失礼いたしました。

先ほど答弁しました戸数につきましては、現在実施中の戸数でございまして、今お尋ねになられているのが、建て替えが完了した戸数ということでございましたら、これまでに建て替えが完了した戸数が14団地、2531戸となっております。

○大屋政善委員　大体築何年で建て替えをされておりますか。平均でよろしいですよ。

○當山真紀住宅課長　まず、法定的に建て替えができる年数ですけれども、鉄筋コンクリート造に関しましては、築後35年を超えたものから、建て替えができる状況でございます。

今、実際建て替えしているものが何年というのは、ちょっとすみません、今、手元に数字ないんですけれども、それを超えたものということになります。

○大屋政善委員　平均で築35年ということで答弁がありましたが、中部の美里団地は築何年たっていますか。

○當山真紀住宅課長　今、美里団地ということで御質問でございましたけれども、県営は美里団地はございませんで、例えば、住宅供給公社さんのほうでは美里団地あるんですけれども、そちらのほうをお尋ねになられていらっしゃるんでしょうか。

○大屋政善委員　今、美里団地は公社ということでありますが、もう鉄筋の剝離がすごくて非常に危ない。県団地には恐らくそういうところはないとは思うんですが、今。大体、毎年毎年建て替えのあれは出ると思うんですが、大体１年１年、どれぐらいのあれで、建て替えは計画されていますか。

○當山真紀住宅課長　お答えします。

次年度、令和７年度の事業予定ということでお答えさせていただきます。建て替え事業、令和７年度は、８団地、567戸を予定してございます。

以上です。

○大屋政善委員　平均で毎年、大体そういったあれで建て替えをやっていると。分かりました。

ぜひ、団地もいろいろ古くなった鉄筋の剝離が見えるところ、少し出てきているところもありますから、その辺の早めの建て替え、住民が安心して暮らせるような環境づくりはぜひお願いしまして、終わりたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長　大屋政善委員の質疑は終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員　どうも皆さんお疲れさまです。

まず、令和７年度の当初予算の説明資料の抜粋版というところで、先ほど部長が説明していただいた資料の中ですね、それの２ページ目、部局別の歳出予算というところでありますけれども、歳入予算ですね。その中で国庫支出金が14億余り減額というふうになっているんですけども、それは全体的にどのような影響になるのか、それを教えてください。

○山里永悟土木総務課長　国庫支出金が14億余り、減にはなっていますけど、主な理由としては、公共離島空港整備事業の減というものが大きな原因でございます。

○下地康教委員　公共投資交付金ということですかね。なぜ継続的な事業も含めて、予算というのは組まれると思うんですけども、その減額の内容というのはどういう内容ですか。

○呉屋健一空港課長　お答えいたします。

国庫支出金の減ということで、大きなものとして公共離島空港整備事業費の減ということになりますけれども、これは北大東空港のアスファルトの舗装改良というところが大きな額で、完了ということで、それが減になっているということでございます。

○下地康教委員　これは事業が完了ということで、公共投資交付金が減額というところですね。ただし、やはり公共……。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から補助事業であり、ハード交付金ではないとの説明があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員　やはり事業完了というところでありますけれども、新たな事業を推進するためには、例えば、その事業に振り分ける、今までのですね、というふうな努力といいますか、作業といいますかが必要だと思うんですけど、これは公共投資交付金をしっかりと今の予算に継続できるようなそういう仕組みづくりといいますか、その作業というのはなされなかったんですか。

○山里永悟土木総務課長　ハード交付金の確保につ

きましては、例年行っている、知事が行っている８月の国庫要請に加えまして、６月は、土木建築部独自で、国交省の補助事業であるとか、その要請を行っていたり、あと７月には、池田副知事を中心に、このハード交付金の減額の影響を直接内閣府と意見交換をするような機会を設けながら、所要額の確保に取り組んできたところでございます。

しかしながら、微増にとどまっているというところでございまして、また有利な起債事業の活用とかそういったものを活用しながら工夫を重ねているというところでございます。

○下地康教委員　国庫支出金の歳入においては減額があったということでありますけれども、これ歳出のほうですね、今度３ページですけども、歳出のほうは全体的に増額というふうになっていますね。その増額の主な内容をお願いいたします。

○山里永悟土木総務課長　歳出の増額の主な内容は、道路施設脱炭素化推進事業や緊急自然災害防止対策事業、道路防災の増などが主な要因となっております。

○下地康教委員　次に４ページ、下地島空港特別会計の部分ですけれども、土木費、国庫支出金ですね、それが大分伸びていますね。それの内容を教えてください。

○呉屋健一空港課長　お答えいたします。

この下地島空港の国庫補助金ということで伸びている理由なんですが、これについては、主な理由になりますが、滑走路の改良、場周柵の更新工事、航空灯火の設計業務ということで、整備に係る費用ということになっております。

以上です。

○下地康教委員　歳出のほうで建設事業費が７億6900万組まれていますね。今、滑走路の整備ということですけれども、もう少しその整備内容を具体的に説明お願いします。

○呉屋健一空港課長　滑走路の改良ということでございまして、舗装してから長らくたっておりますので、離発着を繰り返すたびに、たわみ性舗装の部分もあります。剛性舗装もありますけれども、それぞれ傷んできますので、ひび割れの試験とか、あと摩擦がどれだけあるのかとか、そういうような調査を行いまして、傷んできているので改良するということで、舗装改良がございます。

また、場周柵に関しましては、塩害が非常に厳しいところでありますので、新たな場周柵に変えるということになっております。そういった類いでございます。

以上です。

○下地康教委員　これは委託業務とか工事費とか全部含めてということですか。

○呉屋健一空港課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○下地康教委員　次に７ページ、中城湾港マリン・タウン特別会計ですけれども。これ歳入のほうで、与那原マリーナの使用料、これが9200万ほど含まれていますけれども、これの内容を聞かせてください。

○高良亨港湾課長　使用料の収入ですね、主に与那原マリーナの施設使用料です。具体的には、船舶の海上係留、陸置き及び駐車場等々の使用料となってございます。

○下地康教委員　これ今回の議会で使用料の新たな算定とか、その値上げというような話も出ているんですけども、この予算においては、どのような見方をすればよろしいですか。

○高良亨港湾課長　令和７年度当初予算に関しましては、今、議案に挙げてございますが、通常の値上げしていない状況で予算のほうは今つくっているというところでございます。

○下地康教委員　これ今回の議会で値上げが出ていますけれども、これ値上げした場合の予算というのは、どのような計上の仕方をするんですか。

○高良亨港湾課長　同じく使用料のほうに入ってきます。それで今、歳入歳出を組んでございますが、歳入でその分上がるということであれば、次には繰越金という形で、次年度のほうに移行するような形になるかと思います。

○下地康教委員　要するに、問題は歳入の問題ですよね。新年度予算にどうするのかということですけれども、これは今提示されているのは現状の歳入歳出ということですよね。それで今回挙げた議案において、料金が上がった場合の歳入歳出を、どういうふうにして議会に提案されるんですか。

○高良亨港湾課長　議案がそのまま通過ということであれば、決算時に、繰入金はこちら一般会計からの繰入金がございますので、そのほうにあてがって決算をつくっていくというような形になろうかと思います。

○下地康教委員　もし、今回の議会において、料金の値上げが成立したとした場合は、最終的に決算で歳入を上げて、繰入れを下げるという理解でよろしいですか。

○高良亨港湾課長　委員がおっしゃるとおりです。

○下地康教委員　この与那原マリーナ、それともう一つ宜野湾港マリーナ。これの料金を上げるというのが出ていますね。これいろいろな意見といいますか、利用者からの意見があって、というのは、国内でも、沖縄のマリーナというのは、そんなに国内の料金と大差がないというふうに聞いているんですね。それで、やはり県内の利用者と県外の利用者の料金の使用料の差別化を図るべきじゃないかというような意見も出ています。なので今回、今予算の話ですけれどもね、もし上げた場合という話を聞いていますので、これちょっと予算においては、総括質疑というふうに上げたいというふうに思っています。要するに、今の数字というのは現予算ということでありますけれども、ただ、皆さんが今回答したように、もし料金を上げた場合は、そういう形になりますという答弁を得ていますので、その分を、今の予算と絡めて、総括質疑に上げたいというふうに思います。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、総括質疑に上げることについて整理、確認を行った。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員　この総括質疑に対しては、新年度予算でしか料金の値上げが議論されませんので、知事に対して、令和７年度の予算に関して、歳入歳出の質疑をしたいというふうに思います。

○仲里全孝委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、明３月11日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けます。

下地康教委員。

○下地康教委員　次に、令和７年度当初予算案の説明資料の資料３－３で質問をしていきたいというふうに思います。

まず14ページ、沖縄国際海洋博覧会50周年事業が新規で出ていますけれども、それの内容を教えていただけますか。

○喜納久都市公園課長　令和７年度は、沖縄国際海洋博覧会の開催から50周年を迎えることから、これまでの50年を振り返るとともに、沖縄県の未来への発展に向けて記念事業を実施いたします。

本事業では、首里城公園と海洋博公園を会場とした企画展等を実施することとしており、委託料2312万8000円を計上しております。

以上です。

○下地康教委員　その委託の内容を教えてください。

○喜納久都市公園課長　事業内容でございます。企画展を予定しておりまして、この企画展の企画、それから展示物等に係る委託料を計上しているところでございます。

○下地康教委員　まず、なぜそれを土木建築部でやるのか、その土木建築部でやる企画の内容、その辺りの説明をしてください。

○喜納久都市公園課長　まず海洋博覧会が行われまして、1975年から1976年に開催されたと。その後、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、海洋博公園というものが、この海洋博覧会を記念して昭和51年８月にその跡地に設置された国営公園ですよというところでございます。そういった中では、海洋博公園が引き継いだというようなところの中で、今、土木建築部として、公園管理者として、この事業を実施するというふうに考えております。

○下地康教委員　これは公園管理者としての土木建築部として、海洋博覧会を今回この50周年事業として、この公園全体の今までの歴史とか、そういった目的の内容というものを県民に知らせたいという考えですか。

○喜納久都市公園課長　まず、国際海洋博覧会というのが開催され、それに基づいて国際海洋博公園が設置されたと。そういった経緯を含めて、国際海洋博覧会当時の思い描いていた未来と、現在を比べまして、それをまた広く県民や観光客にアピールしていきたいと、そのような考えでございます。

○下地康教委員　もちろん県民に対してはそういう目的だと思うんですけども、ただ、なぜその記念事業として土木建築部がやらなければならないかというのは、それは管理者としてという理解でよろしいですか。

○喜納久都市公園課長　委員御指摘のとおりでございます。

○下地康教委員　次に22ページ、沖縄公共投資交付金事業（街路）ですけれども、その街路の整備の何路線を整備する予定なのか、それで宮古地区においてはどの路線を整備するのかお聞かせください。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

沖縄振興公共投資交付金事業（街路）なんですが、県街路事業は全部で24か所ございます。宮古島管内につきましては、マクラム通り線、あとマクラム通り線の下里工区、市場通り線及び久松線の４か所になってございます。

以上です。

○下地康教委員　今、県内で24路線で、これ15億余

りの予算で、この24路線を整備するという理解でよろしいですか。

○前武當聡道路街路課長　24路線でなくて24か所に訂正させてください。24か所になりまして、予算の配分がなかなか苦しい状況もある箇所もございます。

○下地康教委員　僕が聞きたいのは、主にその24か所のうちに、どのぐらいの、この15億というお金は主にどの路線といいますか、どの箇所に投入されるのかということですね。

○前武當聡道路街路課長　失礼しました。

那覇市の龍潭線、あと豊見城中央線の高安工区、あと胡屋泡瀬線で、先ほど申し上げたマクラム通り線等になります。

○下地康教委員　このマクラム通り線の予算というのはどのぐらいですか。

○前武當聡道路街路課長　令和７年度につきましては、工事費で4000万、委託費で1000万の計5000万を今、予定しているところでございます。

○下地康教委員　なかなか進まないですね、マクラム通り、何とか頑張っていただきたいというふうに思っております。

次に、30ページ、公園費ですね、宮古の県立公園があるんですけど、私も一般質問でやったんですけども、次年度の主な内容、それを教えてください。

○喜納久都市公園課長　宮古広域公園につきましては、２億7571万円を社会資本整備交付金で計上しております。これにつきましては、全て用地取得等に要する費用としております。

以上です。

○下地康教委員　具体的にこの県営公園、工事が始まると、主な工事が始まるというのはいつ頃になりますか。

○喜納久都市公園課長　現在、用地取得を進めておりまして、具体的に工事の着手年度について、今、明言することはちょっとできないのかなと考えています。一方、早期の用地取得を行って、また、早期の工事着手に向けて着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○下地康教委員　次に、同じ33ページですけれども、建築物安全化支援事業、これの内容を聞かせてください。

○知念秀起建築指導課長　建築物安全化推進事業についてお答えいたします。

本事業は、２つの事業で構成されております。

１つは、建物やブロック塀の簡易診断の実施や建物の耐震に関するセミナーを行うことで、広く県民に周知し、耐震化の意識を向上させ、耐震化促進を図る事業となっております。

あともう一つのほうは、災害時において避難救助活動のための緊急車両の通行を確保する必要がある道路、いわゆる緊急輸送道路の沿道において、倒壊するおそれがある建物やブロック塀を調査し、耐震化を推進する事業となっております。

以上でございます。

○下地康教委員　この事業はいつから始まっていますでしょうか。

○知念秀起建築指導課長　平成27年度から開始しております。

○下地康教委員　最後の質問に行きたいと思います。

これは42ページ、離島・過疎地域の持続可能な地域づくりということで、社会資本整備総合交付金（港湾）というふうになっていますけども、これの宮古管内の整備内容を聞かせてください。

○高良亨港湾課長　お答えします。

社会資本整備総合交付金（港湾）は、県が管理する港湾の機能向上等を目的として事業の推進に取り組んでおります。事業箇所は７港、そのうち宮古管内では多良間港、普天間地区において、令和６年度から水深4.5メートル、延長95メートルの耐震強化岸壁の整備事業に着手しており、令和７年度は調査設計等を予定しております。

引き続き予算確保に努め、早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○下地康教委員　事業の完了はいつを予定していますか。

○高良亨港湾課長　予算の配分次第でもございますが、今目指しているのは令和９年度を目指してございます。

○仲里全孝委員長　これで下地康教委員の質疑は終わりました。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　本当に御苦労さんです、皆さん。

大変申し訳ございません、予算の概要説明書じゃなくて、あれは非常に大まかに書いてあるもんですからなかなか中身が見えなくて、私、令和７年度歳入歳出予算の事項別積算内訳書というものを基にやろうかと思いますので、丁寧に説明しながらしますので、ひとつよろしくお願いいたします。印字ができないことは大変申し訳ございません。

まず、この歳出のほうの予算書の55ページ。55ペー

ジの道路メンテナンス事業があります。12、14、21節と、委託料、工事請負費とあります。これについて内容等、大まかに少し説明をお願いできませんか。

○奥間正博道路管理課長　お答えします。

道路メンテナンス事業は、県が管理する橋梁等の大型構造物に対して長寿命化修繕計画に基づき、修繕及び更新を行う事業となっております。

以上です。

○又吉清義委員　すみませんが、委託料で9000万円、約１億円ですね。そして工事請負で７億円ですが、これ、こんな簡単な一言での説明でいいんですか。もう少し丁寧に説明できませんか。

○奥間正博道路管理課長　申し訳ございません。

まず、委託費につきましては、主に現場を管理する施工管理等、設計等を行うとともに現在供用している施設の５年に一度の定期点検を行っております。

また、工事につきましては、老朽化した橋梁をリフレッシュするというか、補修が必要な箇所に対して工事を行いながら、健全性を保って、適正な供用に努めていくこととしております。

以上です。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、又吉委員からもっと細かく説明してほしいとの要望があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

奥間正博道路管理課長。

○奥間正博道路管理課長　度々失礼しました。

管内ごとの御説明をしますと、北部土木事務所では県道９号線の大保大橋を主にやっております。中部土木事務所におきましては、伊計平良川線の伊計大橋、南部土木事務所に行きますと、国道330号の安里高架及び崎浜横断歩道橋、宮古管内に行きますと池間大浦線の池間大橋、同じく世渡橋等の事業を実施しております。

以上です。

○又吉清義委員　そうすると、今のこのやっている箇所におきまして、道路メンテナンスというのは、ほぼ年内で終わると理解しているのか、いやいやまだあるんだけど、予算の都合上これだけなのか、その考え方はどんなですか。もうこれで完璧で、県内の管理するもの全てメンテナンスは終わりだからこの予算だというふうに理解していいですね。

○奥間正博道路管理課長　まず道路施設等におきましては、使用していけば常に劣化が起こると、今日も劣化しておりますので、劣化したものをリフレッシュして、健全な状態に戻すということで、供用している間は常に点検、または場合により補修、メンテナンス等は続けていく事業というふうに考えております。

早急に対策をしないといけないという内容として今現在、先ほど挙げた、橋梁等のメンテナンスに取り組んでいるところでございます。しかしながら、劣化は進みますので、来年以降、劣化がひどくなれば、それに対してまた国のほうに予算を要望して計上していくことになります。

○又吉清義委員　ですから、年内のこれだけで、今年は全て完璧に終わるんですよね、それでいいんですよね。だからこの予算だという理解でいいですかと聞いているんですよ。まだある、やらなくちゃいけないんだけど、どうなんですかということを聞いていますよ。

○奥間正博道路管理課長　申し訳ございません。

一応、今年度の予算として計上している予算と、去る２月にも国の経済緊急対策ということで17億円ほどの予算もつけていただきましたので、それを使いながら、次年度、安全性を担保しながら事業を進めていきたいと考えております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、又吉委員から再度質問の内容について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

奥間正博道路管理課長。

○奥間正博道路管理課長　次年度の所要額に関しては確保できたものと考えております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後１時21分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　午前中の続きですが、再度確認させてください。

道路メンテナンスの総事業費というのは、これ１年間の、今年の新年度の予算ですけど、沖縄県全体のメンテナンス、これが全部行き届いていると解釈していいのか、いけないのか、足りない分をまた次年度やるのか、その点について簡潔にお願いします。

○奥間正博道路管理課長　道路メンテナンス事業におきましては、次年度の所要額は確保されていると考えております。次年度以降に関しましては、補正予算等を活用しながら実施していきたいと考えてお

ります。
以上です。
○又吉清義委員　同じ答弁の繰り返しで、私が非常に言いたいのは何かと言いますと、この道路メンテナンス事業ですね、なぜこれだけであるかというのがもっと知りたいんですが、なぜその金額なのか、次年度８億円になるのか。
○奥間正博道路管理課長　当初予算におきましては、これまでの予算の配当とか、そこら辺を加味して金額を算定しております。国からの補助事業の配当額等を加味して検討している状況でございます。
○又吉清義委員　どんなですか。これ予算の使い方として、我々はある程度いろいろな経費をしっかり検証する中で、この道路メンテナンス事業、補助率が何パーセントですか。
○奥間正博道路管理課長　10分の９、９割の補助となっております。
○又吉清義委員　だから９割というのはかなり高い補助率ですよね。であるならば、例えば年内で取り残しの分というか、可能な限り、例えばあと1000万組むことによって、あと１億円で事業ができると、やはりそういうのは前年度が12億円に対して今回が８億だと減らすんじゃなくて、私は道路メンテナンスについては、さらにやはり進めていかないと沖縄の現状、間に合わないだろうと。そういった意味では予算の組み方として、３基金にしろ、あんなにたくさん何百億も積み足すよりは、こういうふうに繰り込むことによって、さらに経済も潤う、道路環境もよくなる、観光立県である沖縄でさらによくなるかと思いますよ。その辺はやはりしっかりと皆さん取り組んでもらいたいなと。やはり最終的結論は皆さんが出すのか、要求をしても上で切られるのか、どんなふうになっていますか。
○奥間正博道路管理課長　補助事業につきましては、国の令和７年１月に出た資料等を見ますと、道路関係予算は従前、当初予算も伸び率が１と。ここ数年同じような予算を国は組んでおりますので、なかなか当初予算で大幅な予算の確保は厳しい、全国的な獲得になりますので、ちょっと厳しいのかなと思っておりますが、県においては、経済対策等の補正があるという前提で、常々事業の掘り起こしを事務所のほうにはお願いしていますので、補正予算の獲得等に向けて、さらなる上積みを今後、引き続き検討していきたいと考えています。
○又吉清義委員　ぜひ、こういった高率補助というのをいかに皆さん獲得をしていくか、これも皆さん、腕の見せどころです。減らされるんじゃなくて増やすようにぜひ努力をしていただきたいということを提言しておきます。
そして次、皆さんと打合せがちょっとできなかったんですが、57ページのほうに交通安全対策事業とありますよね。この交通安全対策事業というのは、通学路緊急対策とあるんですが、具体的にどのようなことをしますか。ガードレールの設置であり、舗装とかあるかと思いますが、どういうふうになっていますか。
○奥間正博道路管理課長　通学路交通安全対策につきましては、令和３年６月に千葉県八街市で小学生が死傷した事故の発生を受けて、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携して、通学路における交通安全の一層の確保の取組として合同点検を行った箇所が対象となっております。具体的には歩道を設置するとか、そういうものが主な取組内容となっております。
以上です。
○又吉清義委員　こういった事故が千葉県であり、この道路歩道に対して車が突っ込んでこないように、ガードレールの設置をする、また整備をする、また人も飛び出さないようにすることなんですが、そういったこの対策事業でどんなでしょうか、ラバーポール等なんかも該当しますか。機能上、どうですか。
○奥間正博道路管理課長　場所によっては、応急対策ということで、ラバーポールを設置して、路肩と車道の境界のほうに設置する等の対策もございます。
以上です。
○又吉清義委員　そうすると通学路、例えば大人が飛び出すとか、そういったやはり歩道を歩いていて、車が突っ込んで亡くなる場所とか、そういったのはこのような、この交通安全対策事業で活用できるわけですか、どうですか。
○奥間正博道路管理課長　先ほども申し上げましたが、こちらに関しては学校等と一緒に緊急点検をして、これは通学路で危険な箇所ということで上がった場所を相互に学校等と確認して、実施箇所を決めておりますので、その場所がどういう場所なのか分かりませんが、そういう場所を対策するという事業になっておりますので、急にちょっと上げられるようなものではないというふうに考えています。
○又吉清義委員　要するに、この歩道を歩くほうが安全なためにすると、何も子どもたちだけではないというふうに理解していいですか。
○奥間正博道路管理課長　あくまで通学路緊急対策

になりますので、児童・生徒の通学路に対してどのような対策を行うかということで行っております。

以上です。

○又吉清義委員　そうするとほかに例えば、一般車道に関しては、この交通安全対策というのは、皆さん、どのような、例えば事業名で、ガードレールを設置したり、地域住民から要望があったりした場合、どのような予算で事業をいたしますか。

○奥間正博道路管理課長　歩道等の整備につきましては、沖縄振興公共投資交付金を用いた公共交通安全事業や、単費の交通安全対策事業を活用して行うことになると考えております。

○又吉清義委員　ちょっと教えてもらいたいです。

今回、皆さん安和桟橋でやはり多くの方々から、沖縄県民からも、交通安全上、安和桟橋の事故に関しましてはやはりガードレールを設置するべきじゃないかということでありましたけど、その予算というのは、私はてっきり交通安全対策事業からであるのかなと思ったらそうじゃなくて、これはどの予算から出たわけですか。

○奥間正博道路管理課長　こちらの交通安全対策事業通学路緊急対策事業ではなくて、交通安全対策の県の単費で設置しております。

○又吉清義委員　県の単費で設置した、設置したというか、やはり安全上、私は、皆さんもやはりこのままではいかんよねと、そういうことで、そこに設置した経緯があるかと思いますが、そういうふうに理解してよろしいですか。

○奥間正博道路管理課長　安和桟橋の安全対策については、事業者である沖縄防衛局によっても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者の県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。

また、安和桟橋出口においては、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車道乗り入れ部の境界にラバーポールを設置しております。

引き続き関係法令に基づき、道路管理者の取り得る対策を検討してまいります。

○又吉清義委員　取り得りますというか、ラバーポールがありますよね。

○奥間正博道路管理課長　安和桟橋出口において、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部の境界に沿ってラバーポールを設置しました。

引き続き関係法令に基づき、道路管理者の取り得る対策を検討してまいります。

以上です。

○又吉清義委員　やはり、この歩道と車道の境界線を明確にする、そこにラバーポールを設置する、趣旨、目的はやはり要するに飛び出しちゃいかんよね、車が来ちゃいかんよねというのが大きな目的かと思いますよ。その中で、どんなですか皆さん、今後も検討してまいりますということなのですが、その辺はやはり死亡事故も起きているぐらいなんですから、しっかりと、このラバーポールで、車が突っ込んできた場合、防げますかね、皆さん。どうですか、十分ラバーポールで防げるかということで、そういうラバーポールを設置してあるというように理解していいんですか。

○奥間正博道路管理課長　車両乗り入れ部につきましては、歩行者及び車両も利用されますので、相互において安全対策が行われるものと考えております。

○又吉清義委員　皆さんは安全対策を行われるものと考えられておりますじゃなくて、これが考えられてなかったから、人が飛び出して死亡事故が起きたんじゃないですか。どうですか、どう思いますか。

○奥間正博道路管理課長　申し訳ございませんが、事故の原因に関しては現在捜査中でございますので、どのような経緯があったかに関しては、警察の捜査の状況を注視してまいります。

○又吉清義委員　どのような経緯があったかでなく、ですから、我々はビデオも見たほうがいいんじゃないですかと。これはやはり職員の皆さんも、部長だけじゃなくて皆さんも見たほうがいいですよ。そうしたら分かりやすいかと思いますよ。ビデオを見たらどのような経緯があったかは一目瞭然です。なぜ事故に遭ったのか、なおかつ大事なのは、やはり人の安全を守るという大きな観点からすると、やはりラバーポールではちょっと厳しいんじゃないかと。一般常識で見て、誰でもそう思いますよ。しっかりしたガードレールでやるということが一番、これから検討する大きな課題というよりは、やるべき問題だと思いますが、やはりそういったのも踏まえて、皆さんやるべきかと思いますが、どうですか。本当にあれで、突っ込んでくるのを防げるのか。

○奥間正博道路管理課長　当該箇所は歩道部であり、ガードレールの設置に関しましては、歩行者の円滑な通行を阻害するおそれがあることから、設置に関しては適当でないと考えております。

○又吉清義委員　よく皆さん、歩行者の歩行を妨げないというんですが、地元住民であそこを渡る方、

この半年間で一人でも見たことありますか。

○奥間正博道路管理課長　ちょっと詳しい数字まで持っておりませんが、過去のセンサス等のデータを確認すると、一応歩道上の歩行者は確認されたというデータはたしかあったと記憶しております。

○又吉清義委員　そうですよ、歩道は歩くのは当たり前です。歩く歩道、歩ける歩道、歩けない部分もあるわけですよ。あそこは地元の人はほとんど通りませんよ。もう今となっては残念なことに、あそこで散歩する人もいない、マラソンする人もいない。これが、地元のこういう意見が大事ですよ。もうあそこは歩かないと。ですから皆さん、そんなに不安でしたらあそこ、ぜひ検証していただいて、この歩道のどの部分から人は歩いているのか、どの部分は一切歩いていないのかしっかり検証すれば、県のほうも歩いている方々を、しっかりと安全を守ることができると思いますが、検証するべきだと思いますが、どんなでしょうか。

○奥間正博道路管理課長　当該箇所につきましては、設計上、植栽帯も含めて歩道という位置づけにしておりますので、やはり歩道として我々は今後管理をしていくと考えております。

以上です。

○又吉清義委員　そういう管理は管理でいいですよ。しかし、現実的に見てくださいということです、現実的に。植樹帯を歩く人は誰もいませんよ。皆さん、歩道に植樹帯があるということで、そこを歩いたら叱られますよ。県は、歩道にある植樹帯を歩いていいということで理解してよろしいんですね。

○奥間正博道路管理課長　申し訳ございません、ちょっと説明が不十分でした。

車道、歩道の境界は車道境界ブロックで分かれておりまして、当該場所の車道は中央部分の４車線部分が車道という位置づけになっておりまして、断面図でいきますと、植樹帯も含めて外側が一応歩道という、設計上はそういう位置づけとなっております。

○又吉清義委員　ですから、それも含めてということだから、それは活用がどうなっているかですね、お互い。もっと能率的に運営したほうがよろしいんじゃないですかということです。

皆さんがしっかり現場を検証すれば交通死亡事故がなくなると、こんないいことはないじゃないですか。皆さんがしっかり検証しないから交通死亡事故が起きるんですよ。また、これから第２、第３が起きたらどうするんですか。県の責任になりますよ。それをさせないためにも、県民の命を守る、交通事故を防ぐというのは、安全対策として非常に重要なことだと思いますので、しっかりと本当にそこを歩いている人がいるのか、いないのかですね。パートを雇ってでも実況見分してみたらよろしいですよ。それを提言しておきますから。

以上です。

○仲里全孝委員長　又吉清義委員の質疑は終わりました。

山内末子委員。

○山内末子委員　よろしくお願いします。

まず相対的に近年のハード交付金が減額になっている状況の中で、特に土木につきましては、影響が多々出ているのかなというふうに思いますけれど、その中で、前年度と今年度の比較、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○山里永悟土木総務課長　土木建築部の昨年と今年度のハード交付金の推移についてお答えします。

令和７年度の土木建築部におけるハード交付金については、国費ベースで総額が208億8194万6000円、前年度が203億8301万8000円ですので、比較すると４億9892万8000円、率にして2.4％の増となっております。

○山内末子委員　５億ぐらいは前年度よりは上がっているということで、少しだけゆとりが出ているかなというふうに思いますけれど、その中でこのハード交付金を活用した事業数、それが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○山里永悟土木総務課長　令和７年度、土木建築部において、ハード交付金を活用する事業数は33事業となっております。

○山内末子委員　前年度はどれだけですか。

○山里永悟土木総務課長　これ一つ一つ数えないといけませんので、前年度は、事業数、今、数えているところで、すみません。

○山内末子委員　少し上がったということで、これまでハード交付金を活用した事業が滞っていたところであったり、ちょっと休止をしているとか、そういった事業が多々、特にもう離島においてもあるかと思いますので、そういった観点から、どこにどういうふうに優先的につけていくのかという、その辺のところの優先順位のつけ方、この辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○山里永悟土木総務課長　ハード交付金の活用配分につきましては、モノレールの３両化など、ちょっと政策的なところもございますし、また、県民生活に直接影響するような重要部分というのを優先的に

配分するようにしております。

○山内末子委員　分かりました、ありがとうございます。

それでは歳出予算の事項別内訳のほうから具体的にお願いをいたします。

まず、県単道路事業、これについて、伸び率が57.3％とかなり大きな伸び率になっておりますので、その事業内容をお聞かせください。

○奥間正博道路管理課長　県単道路事業費（管理）につきましては、令和７年度、緊急自然災害防止対策事業費と脱炭素化事業債を活用した道路施設脱炭素化推進事業を行うことで伸び率が増えております。具体的な金額で言いますと、道路施設脱炭素化推進事業で16億8000万円、あと緊急自然災害防止対策事業、道路防災で、伸び率はありませんが、総額で1.37倍の伸び率で46億3600万の予算を計上しております。

以上です。

○山内末子委員　具体的にこの脱炭素の事業というのは、もう少し内容を教えてもらえますか。

○奥間正博道路管理課長　道路施設の脱炭素化推進事業は、公共施設等の脱炭素化に係る地方債を活用し、県管理道路における既存の道路照明を全てＬＥＤ化する事業となります。

脱炭素の効果につきましては、道路分野で2030年度までの目標である地方自治体の道路照明のＬＥＤ化率は80％に対しまして、本事業を実施することにより、県管理道路のＬＥＤ化率は約14％から100％になる計画でございます。

○山内末子委員　14％から80％アップということで100％になるということですか。これはもう本当すごくいい事業かなと思いますけれど、これをすることによって効果というのはもちろん脱炭素ですので、どれぐらいの効果を見込んでの事業になっておりますか。

○奥間正博道路管理課長　二酸化炭素の削減量に関しましては、事業で実施する施設によって若干変わりますので、現在調査中でございます。

ちなみに二酸化炭素ではなくて費用的なものでいきますと、おおむねＬＥＤ化に伴い、６割から７割の電気料の削減が行え、年間で約１億円程度のコスト縮減が図られるのではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○山内末子委員　とてもいい事業だと思います。

ぜひしっかりとやっていただきたいということと、あともう一つの緊急災害事業、これについても、もう少し具体的にお願いします。

○奥間正博道路管理課長　緊急自然災害防止対策事業、道路防災については、道路施設における災害の発生の予防、拡大防止のため、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、のり面対策及び洗掘対策などの緊急的な対策を実施することとしております。

以上です。

○山内末子委員　どういう事業、ちょっと今、どういったところでどういうふうにしてこの事業がなされているのか、場所がもし分かれば、ちょっと今想像できないのでお願いします。

○奥間正博道路管理課長　現在実施している箇所でいきますと、のり面対策ということで、名護宜野座線の高速道路の近くにありますが、そこののり面が崩壊しておりますので、それを補修というか、斜面の崩壊を対策するとか、あと流出防止でいきますと、こちらは石垣港伊原間線で道路の護岸というか、こちらが一部崩壊しておりますので、その護岸を改修するとか、災害等に強い道路にするということで事業を実施しております。

以上です。

○山内末子委員　災害があってから補修とかではなくて、災害を予防するための、そういったことの事業というふうに理解してもいいですか。

○奥間正博道路管理課長　災害の発生防止、または災害の拡大を防止するため緊急的に実施するということですので、現に災害が起きている場所もございますけども、さらにこれが拡大しないように範囲を広げて対策をするとか、そういう形で新たな災害で道路の通行止めとかが起こらないような形で進めております。

以上です。

○山内末子委員　ありがとうございます。

続きまして、河川改良費の中の県単河川改修事業費、これも伸び率が33.7％ということですので、この説明をお願いいたします。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

県単河川改修事業費につきましては、自然災害防止事業、あと一般河川改修事業、あと臨時河川等整備事業費、あと緊急浚渫推進事業費の４事業からなっておりまして、国庫補助以外でも河川整備等を行う事業となっております。令和７年度におきましては、自然災害防止事業で10億2420万円、一般河川改修事業費で9587万3000円、臨時河川等整備事業費で9600万円、緊急浚渫推進事業で８億230万円、合計しまして20億1837万3000円を計上しております。

自然災害防止事業につきましては、屋部川など17河川で護岸整備等を行います。また、一般河川改修事業につきましては、比謝川等４河川で橋梁の予備設計等を行う予定としております。あと、臨時河川等整備事業につきましては、長堂川等４河川で管理用通路の舗装や転落防止柵の設置等を行うこととしております。あと、緊急浚渫推進事業につきましては、大井川など14河川でしゅんせつを行うこととしております。

以上です。

○山内末子委員　伸び率も高くて、大変これいい事業かなと思いますけど、昨今のこの気候温暖化も含めて、大雨であったり、鉄砲雨であったり、台風でも何でもその大きな雨の、９月に北部豪雨もありましたように、河川の整備というのは、住民の命と財産にも関わるという意味では、とても大事な事業だと思っております。

そういう観点から、今、県のこの河川の状況ですか、危険箇所というか、そういうのが指摘されているところがあると思いますけれど、そういった観点からは、今の沖縄県の河川の状況、少しその辺の状況をお知らせください。

○大湾朝亮河川課長　お答えします。

自然災害防止事業につきましては、氾濫等の危険がある箇所等について、事前に災害を防止、予防するために実施する県単の事業となっております。

また、緊急浚渫推進事業のほうで、河川整備にはやはり時間がかかりますので、しゅんせつ等を行いまして、適切な維持管理をして、浸水等の軽減に向けて取り組むこととしておりまして、河川の巡視点検などを行いまして、河川の状態等を把握するように努めて、浸水被害の軽減に向け取り組んでいきたいと考えております。

○山内末子委員　実はうちの自宅の前は石川川で、去年、その石川川のしゅんせつ工事が全て完了したんですね。そのおかげで、本当に最近すごい、その川がいつも氾濫をして近くの住宅のほうの浸水とかあったものが、ほとんどなくなっています。それぐらいやはりしゅんせつ工事ってとても大事なことだと思っていますので、議会の中でも割と河川の修繕について、改善についていろいろ言われていますけど、やはりその優先順位をしっかりと確認をしながら、しっかり住民に影響のないような形のところを調査していくことも必要だと思っていますので、ぜひその辺ところをしっかりとお願いをしたいと思います。

あともう一つ、公園費のほうをお願いします。公園費のほうで、首里城の公園整備事業がありますけど、進捗状況をお願いいたします。

○仲村麗子首里城復興課長　資料の公園費のほうの進捗状況についてお答えいたします。

こちらの事業は、県営首里城公園の整備に要する経費となっておりまして、その主な内容としまして、中城御殿、御内原、それから表御殿西側エリアの整備工事の内容となっております。また、首里城公園の防災、防火体制機能の強化のために、防火設備等の整備工事などを進めていく予定としております。

以上です。

○山内末子委員　この間も値上げをしたのは、あれは首里城本殿のほうですよね。この事業は、今の150ページとは違う、154ページのほうですか。事業がちょっと違うということですか。

引き続きそこのこともお願いいたします。

○仲村麗子首里城復興課長　首里城正殿の復元につきましては、国営公園整備事業として国が実施しております。令和８年秋の完成を予定しているというところで、現在、赤瓦はほぼふき終えまして、外壁に朱色の塗装が一部開始されている状況でございます。また、県のほうでは国内外から寄せられた寄附金を活用しまして、首里城正殿の木材とか、赤瓦等の調達、製作等を行っておりまして、令和６年度までに多くの製作物を正殿へ搬入しておりますが、令和７年度以降も、石彫刻ですとか、扁額の制作を進めていく予定としております。

以上です。

○山内末子委員　寄附金額が50億余りあったと思いますけど、この寄附金額のその金額は、首里城正殿のほうに全部使われていますか。この辺の内訳というんですかね、教えてもらえますか。

○仲村麗子首里城復興課長　首里城復興に関連する寄附金は２種類ございまして、１つ目が、令和４年３月末で受付を終了しております復興基金というものがございます。こちらにつきましては、約55億の寄附が寄せられまして、県としましては木材や赤瓦等の象徴的な部分の調達等に充てております。

もう一つ、歴史文化継承基金というのがございまして、これは復興基金の後、新しく創設しました基金となりますけれども、こちらのほうは首里城正殿完成後に継続して修繕等を行っていくための人材育成ですとか、正殿以外の周辺のまちづくりの整備に活用する基金として活用させていただいております。

以上です。

○山内末子委員　もう県内の職業の皆さんたちのほうから、できるだけ、県内でできることは県内の職人を使っていただきたいというような、そういう要請がすごくあった中で今始めていますけれど、先ほどありました、赤瓦と――どの分野は全部県内で調達できているのか、職人もどういう状況でいるのか、この辺のバランス、パーセントが分かりましたらお願いいたします。

○仲村麗子首里城復興課長　県内の資材の調達状況をパーセントという形でお伝えすることはできないんですけれども、正殿の復元におきましては、例えば国頭村の木材ですとか、与那国町の石材などを活用しているほか、赤瓦、あとは龍頭棟飾り等の焼き物、それから大龍柱などが県内の資材で製作されております。また、人材育成という面からも漆塗りですとか宮大工、木彫刻等の分野でも県内の技術者の方が参画いただいて、製作を進めているといった状況でございます。

○山内末子委員　とても大事だと思います。

木材を使っての建築ですので、本土のほうがやはりその歴史的にもしっかりとしたものがあるとは思いますけど、やはり経験を積むということが、次世代に向けて、大きな宝になっていると思いますので、ぜひ県内でできることは県内の皆さんたちに頑張っていただくということを念頭に、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどありましたけど、防火、防犯、これがまたこれから一番大きなポイントかなというふうに思います。せっかくつくった宝を燃やさない体制というのはとても大事だと思っていますので、これまでと違う観点でしっかりとしたものをつくり上げていかないといけないと思いますけど、この辺のことについては今どのような状況になっているのかお聞かせください。

○仲村麗子首里城復興課長　首里城正殿の防火対策としまして、国のほうでは、首里城復元に向けた技術検討委員会での検討を踏まえまして、スプリンクラーの新設ですとか、電気系統の安全対策、それから屋内消火栓や監視カメラ等防火設備の強化等を進めていると聞いております。

また、県のほうでは首里城公園管理体制構築検討委員会での検討を踏まえまして、国と連携して、国営、県営公園の区域を横断して、迅速かつ的確な指揮及び現場対応が可能となりますように、防災センターの設備の強化ですとか、管理体制、連絡体制の連携強化といったところを進めているところです。

○山内末子委員　ぜひ、この件は那覇市も一緒になって、那覇市と、国と、県と。世界中からもうこれだけの多くの寄附をいただいて、また新たな首里城が完成するわけですから、二度ともうそういった事故がないように、ぜひそこはしっかりとした体制を整えていただきたいと思いますので、その辺のところ、しっかりよろしくお願いいたします。

あともう一点、時間があるので、海岸砂防調査費事業があります。この件について、もう少し具体的に事業内容をお聞かせください。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

海岸砂防調査費は、海岸事業及び砂防事業に関する調査、観測、測量、設計などを実施するものであります。令和７年度につきましては、海岸事業で琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の改定業務など、砂防事業で中頭東部地区における地滑り観測業務等を実施することとしております。

以上です。

○山内末子委員　この調査を行う意義、それから効果、それについてお聞かせください。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

まず、海岸保全基本計画の改定につきましては、気候変動の影響を考慮した設計、潮位等の見直しなどを含めまして、将来の気候を踏まえた新たな防護水準等を定め、現行の基本計画に反映させるものというふうになっております。

また、砂防事業につきましては、先ほどの中頭東部地滑り地帯のほうでの観測業務などを行っているということになります。

以上です。

○山内末子委員　もう、とても大事だと思っています。今、海岸、潮位の上昇とか、いろんな形で津波の対策とか、それも含めてこういった調査をしっかりすることによって、いろんな災害への対策事業ができると思っていますので、ぜひそこをしっかりと行っていただきたいんですけど、この砂防事業のほうですけど、この辺が少し沖縄でも、大分地滑りが起きてきている状況が多々見えてきておりますので、その辺の対策についても、この調査がしっかりと結果が出るような形を持っていただきたいと思っていますけど、その辺について改めてもう一度お願いいたします。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

先ほど申しましたけども、砂防事業につきましては中頭東部地滑り地区での滑りの観測業務を行うのと同時に、急傾斜地崩壊危険区域の指定業務、いわ

ゆる急傾斜地におけるイエロー、レッドですね、そういったものの見直しであったり、新規のそういった指定箇所などのために行う調査などを行っているという状況でございます。

以上です。

○山内末子委員　このことも先ほども言いましたけど、気候変動で本当に大きな災害が予測される中で、こういった調査をしっかりすることによって、いろんな対策が打てるという意味では、とてもこの沖縄県全体の災害対策に大きな影響が出てくるかと思いますので、しっかりとした事業をよろしくお願いいたしたいと思います。

今年度、これは７年度ですけど、総額と、５年度から始まっていたのかな、この辺の総額だけ最後にお聞かせください。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

この事業におきましては県単独費を用いて事業を実施しておりますので、今のところ総額が幾らとかというものの定めはしておりません。必要な調査があればどんどん調査をしていくというふうな形になります。

以上です。

○山内末子委員　ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　それでは、資料３－３と３－４から説明資料で質疑をさせていただきます。

まずは３－３、新規事業で沖縄国際海洋博覧会50周年事業について、海洋博公園での記念事業の概要について伺います。

○喜納久都市公園課長　令和７年度は沖縄国際海洋博覧会の開催から50周年を迎えるというようなところで、海洋博公園、それから首里城公園のほうで。内容につきましては、企画展等を開催するというようなところで考えているところでございます。

海洋博公園におきまして、これは首里城公園も同じなんですが、企画展、そういった海洋博覧会の企画展を開催するというようなところで、今考えているところでございます。

○新垣光栄委員　できればこの企画展の内容をお伺いしたかったんですけど、でも私は、今、沖縄海洋博公園のアイドル、イルカのオキちゃんですね、今、世界の飼育記録を更新中ですので、もう53歳になるそうです。もう大変長生きして、私たちが子どものときに見たあのオキちゃんがまだ活躍しているんで、そういったオキちゃんをしっかり取り入れた事業ができないのか、皆さんどういうふうに検討しているのか、よろしくお願いいたします。

○喜納久都市公園課長　海洋博公園にいるオキちゃんが、今年５月に飼育50周年を迎えるということを聞いております。そこで、海洋博公園の指定管理者のほうで、オキちゃん飼育50周年記念事業といったものを今計画していると。そこで、今、委員の御指摘のとおり、国際海洋博覧会50周年とまさに重なるところがあると思いますので、海洋博の指定管理者とも連携しながら、どういったことができるのか、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

続きまして、資料３－４、モノレールの輸送力増強事業について、事業の概要をお願いいたします。

○砂辺秀樹都市計画・モノレール課都市モノレール室長　お答えいたします。

沖縄都市モノレールは、県民や観光客の足として定着する一方、利用者の増加に対する混雑解消が喫緊の課題となっております。そのため、モノレール輸送力増強事業においては、３両化を導入し、輸送力を増強することで、利用者における定時定速性の確保及び利便性の向上に取り組んでおります。

令和７年度は、引き続き３両化車両の製造及び新車両基地の整備に取り組んでまいります。

以上です。

○新垣光栄委員　よろしくお願いします。

この輸送力増強工事によって大分キャパが大きくなると思いますけども、この輸送力、モノレールに乗せるためにはやはり公共交通の結節点として、路線バスを結束させないといけないと思っているんですけども、予算とは関係ないんですけども、担当部署として、そういう施設を増強していく中で、どのように考えているかをお伺いします。

○砂辺秀樹都市計画・モノレール課都市モノレール室長　お答えいたします。

モノレールと路線バスとの結束は、モノレールの利用促進やシームレスな交通体系の構築を図る上で重要なものと考えております。

土木建築部では令和６年度からてだこ浦西駅におけます交通結節機能の強化や利便性向上及びにぎわい創出に向けて検討を実施しているところでございます。令和７年度も引き続きてだこ浦西駅において、利便性の高い交通利用環境の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○新垣光栄委員　ぜひ、西原、北中、中城の路線バスも含めて、コミュニティーバスも結束できるように、企画部と連携していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、地域連携の道路工事44億500万円について、幸地インターの整備と沖縄嘉手納線、これは池武当インターになると思うんですけども、事業概要をお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

幸地インター線につきましては、ハシゴ道路ネットワークの縦軸幹線であります沖縄自動車道と浦添西原線を結ぶアクセス道路でございます。令和６年度末の進捗率ですが、今年度は補正予算もいただいておりまして、その予算を含めまして、事業費ベースで約77％となります。当該補正予算につきまして、のり面対策工事や地盤改良工事を実施する予定でございます。令和７年度につきましては、12億を予算計上しているところで、残る道路改良工事を実施する予定となっております。

沖縄嘉手納線、池武当インターチェンジにつきましては、令和７年度は２億円を計上する予定でございます。こちらにつきましても補正予算をいただいておりまして、その補正予算で本線の実施設計に取り組むというところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員　どうも頑張っていただいてありがとうございます。

そこで77％の進捗状況ということなんですけども、幸地インターですね、完成までにはどれぐらい、今考えていますか。

○前武當聡道路街路課長　完成時期につきましては、これからまた道路改良工事等を行っていきますので、その進捗状況、あと関係機関との調整等もこれからございますので、明確にお答えすることはできませんが、引き続き早期の完成供用に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　ぜひ早期に完成していただいて、次、池武当インターに進んでいただきたい。

その次が、私は宜野湾横断線の中城西原が、西原じゃなくて宜野湾だと思っておりますので、ぜひ早めに予算確保をしながら進めていただきたいと思います。この宜野湾横断線ですね、中城横断線、どのように考えているでしょうか。

○前武當聡道路街路課長　宜野湾横断道路につきましては、東側、西側、中城側と宜野湾側で今いろいろ検討しているところでございます。中城地区につきましても、今、中城村、あと国ともいろいろ意見交換をしながら、今後どういった展開で進めていこうかというところは、意見交換をずっと続けている状況でございます。

○新垣光栄委員　今調査を進めていただいて本当にありがとうございます。

また、これからよろしくお願いいたします。

次に、社会資本整備総合交付金の道路工事に関して53億1600万の予算がついておりますけども、今、那覇北中城線、そして浦添西原線の事業概要と進捗状況をお伺いいたします。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

社会資本整備総合交付金の道路につきましては、浦添西原線、翁長嘉手苅工区のほか、９か所で整備に取り組んでいるところでございます。浦添西原線の嘉手苅翁長工区につきましては、令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約41％となり、令和７年度予算は約６億4000万を計上し、用地取得や橋梁整備工事等に取り組む予定であります。那覇北中城線の幸地翁長工区につきましては、令和６年度末の進捗率が事業費ベースで約58％、令和７年度予算は約４億1000万を計上し、用地取得や道路改良工事等に取り組む予定であります。

以上です。

○新垣光栄委員　本当に厳しい予算の中で工事を進めていく中で、今、県道38号線、浦添西原線なんですけども、やはりＭＩＣＥの重要な路線になっていくと思うんですけども、この路線がしっかり確保できることによってＭＩＣＥ事業、東海岸の一帯の事業が進んでいくと思うんですけども、その中で、今地元では、都市計画変更等があるそうなんですけど、そういう概要はどのようになっているか伺います。

○前武當聡道路街路課長　委員おっしゃった説明会というのが浦添西原線の坂田交差点付近のものと思います。こちらにつきましては、先月２月12日に都市計画変更に係る公聴会が開催されているというふうに聞いております。今後のスケジュールは、年度明けの５月頃に地元の西原町への意見照会を行いながら、今、都市計画変更案の公告縦覧を行って、現在の予定で聞いておりますのが、９月に都市計画審議会を行って、10月頃に都市計画変更が決定されるというふうに聞いております。

○新垣光栄委員　今、住民の意向も聞きながらしっかり進めていただいているということで感謝申し上げます。今後ともまたよろしくお願いいたします。

続きまして、道路メンテナンス事業８億円に関してお聞きします。老朽化対策だと思うんですけども、

事業の概要をよろしくお願いいたします。

○奥間正博道路管理課長　道路メンテナンス事業は、県が管理する橋梁等の大型構造物について、長寿命化修繕計画に基づき、修繕及び更新を行う事業となっております。令和７年度の当初予算では８億円を計上しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員　このメンテナンス事業なんですけども、この予算の取り方、執行のスキームが、この修繕、老朽化してからしかできないというのに私はちょっと疑問を持っているんですけど、どうでしょうか。皆さん、どういうふうにお考えでしょうか。

○奥間正博道路管理課長　先ほどもお答えしましたが、一応、それぞれの施設の長寿命化修繕計画を立てまして、それに基づいてメンテナンス等は進めていくということになっております。

以上です。

○新垣光栄委員　そのメンテナンスの執行の仕方が、もう完全に老朽化して朽ちてから、そういう予算取りなんですよ。これが今までの工事スキームの枠組みだと思います。私は、新たなスキームの枠組みが必要だと思っております。

その中で、今、性能規定の道路メンテナンス管理に移行していく必要があるのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○奥間正博道路管理課長　道路施設に関しては、法令に基づき、必要な知識を持った技能者が定期点検ということで５年に一度の法令点検と我々は言っていますが、その点検を行いまして、それぞれ構造物の性能とか、要求水準等を満たすような形で現在補修を行っております。

委員提案の性能規定方式というのも、今後、情報収集等努めていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　ぜひ沖縄からこの道路メンテナンス、公共施設のメンテナンスの方法として、毎年少しずつメンテナンスしていくという新たなスキームの枠組みを国に提案してもいいのではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

どうでしょうか、部長、どのように考えていますか。

○前川智宏土木建築部長　今、課長が答弁しました植栽につきましては、性能規定方式ということで一定の効果が表れてきているものと考えております。

委員御提案の道路構造物に関しましては、性能規定方式を導入することにつきましては、様々課題はあろうかと思いますが、植栽での成功した事例がございますので、そういった点を考慮しながら、国と意見交換してまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員　ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、無電柱化の推進計画事業について４億7800万、計上しております。そこで私はこの計画の概要を少し教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○奥間正博道路管理課長　無電柱化推進計画事業は、緊急輸送道路や避難道路の確保の防災対策、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、観光振興、地域活性化の観点から電線類を地中化するための無電柱化推進計画に基づき、事業を現在計画的かつ集中的に推進している事業となっております。

○新垣光栄委員　すばらしい計画だと思っております。この事業はいつから始まっている事業なんでしょうか。

○奥間正博道路管理課長　この無電柱化推進計画事業は、令和２年度の補正予算から現場のほうに実施しております。

以上です。

○新垣光栄委員　令和２年から始まったこの事業に関して、安全や景観、防災に配慮した計画になっていると。

そこで皆さん、宜野湾北中城線、宜北線、今は琉大病院ができています。そこの新城・喜友名地区の電柱をどのように皆さん――100本以上、高さ、あれは18メートルぐらいの電柱が立っているんですけど、どのように感じておりますか、見解を伺います。

○奥間正博道路管理課長　委員御指摘の区間の新たな電柱の設置については、琉球大学病院への送電のため、仮設電柱として認めております。現在、宜野湾北中城線においては、伊佐交差点から普天満交差点まで本事業で事業を実施しておりますので、こちらと連携しながら今後取り組んでいくことと考えております。

○新垣光栄委員　私は、あれこそ本来は電柱の地中化しなければいけない事業だったと思います。もう本当に宜野湾のすごい景観があの電柱によって最悪の状態です。これでいて、この計画をしていますというのはもう、土木建築部で意識しないといけない課題だと思うんですけど、部長どうでしょうか。

○前川智宏土木建築部長　琉球大学病院の送電のためにも仮設として認めたところではございますが、

いずれ取ってまた地中化するとはいえ、現状やはり景観には非常に厳しいものがあろうかと思います。本来ですと病院側との打合せによって、事業の進捗などを見ながら地中化することも不可能ではなかったかと思いますが、現状、病院のほうが、そういう形で先に営業しております。やむなく今、仮設として立っておりますが、一日も早い撤去、地中化に向けて取り組みたいと思います。

○新垣光栄委員　ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、交通安全対策事業７億7400万、今、事業について説明を受けましたけども、中城村の県道35号線、新垣地区におきましては、全議員の皆さんで全会一致で採択させていただいた事業があるんですけども、この事業について、今どのような状況でしょうか。この予算にも入っているのかどうかお伺いいたします。

○奥間正博道路管理課長　交通安全対策事業（通学路緊急対策）は、先ほども御説明しました千葉県における児童の死傷事故を受けて、令和３年度の通学路合同点検に基づき交通安全対策を実施する事業となっております。

当該区域は通学路の対策必要箇所に挙がっていないことから、本事業の活用はできませんが、歩道設置に向けた検討を県の単独費で実施しております。

引き続き地域と連携しながら、今後沖縄振興公共投資交付金による歩道整備の予算確保に努めたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

それに関連して、北中城村の村道がありまして、喜舎場地域があるんですけども、これは県道ではないもんですから、皆さんの事業には入っていないと思うんですけども、予算措置として、地域の道路予算として配分されていると思うんですけども、その辺はどのようになっているでしょうか。

○奥間正博道路管理課長　委員御指摘の箇所は北中城線の仲順屋宜原線のことと思います。当該路線は国道330号と県道宜野湾北中城線を連結する道路で、現在、北中城村が沖縄振興公共投資交付金により道路整備を実施しております。令和７年度当初予算につきましては、北中城村からの要望を受けて1716万円の国庫を財源とした当初予算を計上してまいります。

引き続き早期整備を実現するため、北中城村と連携して予算の確保に努めてまいります。

以上です。

○新垣光栄委員　よろしくお願いします。

この道路、本当に交通安全対策として、今、崖崩れのおそれもあるものですから、それも含めて協議をしながら、道路の整備だけではなく、この崖崩れの懸念も払拭できるようによろしくお願いいたします。

続きまして、海岸整備事業について伺います。６億2700万計上させていただいている中で、今、北中城高校前も取り組んでいただいてありがとうございます。

その辺のほかに、今、北中城村熱田地域から中城村久場地域への護岸、防波堤が、大分老朽化が進んでおります。その件に関して、皆さんどのように取り組んでいるのか。この工事の中に、そういう推進費が入っているのかどうか、お伺いいたします。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

中城村久場から北中城村熱田にかけての護岸におきましては、地元の中城村及び北中城村から整備の要望がありまして、現在、事業化に向けて現況調査を実施しているところであります。令和７年度は、事業化に必要な海岸保全区域の指定を行うための予算を計上しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員　ぜひしっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますけども、当間地区の地滑り対策について、これは大分進んでいると思っているんですけど、これ奥間地区の間違いではないかなと思っているけどどうでしょうか。治水事業で。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

こちらに今、記載されています当間地区などというふうに書いてあるんですけども、このなどの中に一応、奥間地区も含まれているということになります。

以上です。

○新垣光栄委員　すみません、通告してなかったのにすみません。よろしくお願いします。

島袋地域も大分よくなって、本当に皆さんの対応ありがとうございます。

そして、当間地区はほぼきれいな状態になっていまして、今、問題があるのが奥間地区だと思っておりますので、しっかり奥間地区の対応もよろしくお願いします。そこで、奥間地区の進捗状況も、もし分かればお願いしたいんですけど、よろしくお願いいたします。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

奥間地区の地滑り対策ですけども、奥間地区の地滑り対策については、令和２年度から事業を実施しておりまして、現在、奥間地区については、まだ事業をしたばかりですので、令和５年度末になるんですけども、令和５年度末時点ではまだ８％というふうになってございます。現在の事業期間としては令和11年度とかを見込んでおります。

以上です。

○新垣光栄委員　ぜひ、今、奥間地区、また予算化していただいてありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

農林ともちょっと絡む面があるもんですから、しっかり打合せをしながら、住民の皆さんとも協議しながら、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員の質疑は終わりました。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いします。

予算の事項別積算内訳書を中心に、まず52ページですか、道路管理課の、先ほども質疑がありましたけれども、道路施設脱炭素化推進事業についてお尋ねをいたします。

先ほど事業概要と効果について答弁いただきました。また、今回、残りの８割以上の照明灯を一斉にＬＥＤ化するということで、16億余りの予算をかけて一気に進めるということの、１つは、今回で100％を目指すというふうに至ったその辺の理由というか、背景を教えていただけますか。

○奥間正博道路管理課長　今回、事業を実施する国の支援としまして、脱炭素化推進事業債というのがございます。こちらの実施期間が令和７年度までということになっておりますので、今年度で終わらす予定で、次年度、令和７年度で事業を完了させるということで進めております。

以上です。

○糸数昌洋委員　今回、いわゆるＬＥＤ化の照明灯の具体的な数とか、それから１基当たりの予算が分かれば教えてください。

○奥間正博道路管理課長　数は9500灯を取り替える予定となっております。１基当たりの予算は、我々の積算上は一応１基当たり40万円かかりますので、通常予算だと、掛ける9500という計算になります。

以上です。

○糸数昌洋委員　それで、今回この事業が委託料で計上されておりますけれども、委託料のおおよその内訳を教えてもらえますか。

○奥間正博道路管理課長　今回の発注は、発注形態についてはプロポーザル方式により、最も優れた企画提案をした者と一括して契約する予定となっております。発注につきましては、省エネルギーサービスを包括的に提供できるＥＳＣＯ事業で行う予定であり、県管理道路における道路照明全てがＬＥＤ化が行われることとなっております。あわせて令和８年度から17年度までの10年間、ＬＥＤ化した照明を維持管理する経費も同時に計上しているところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員　それで、今回、照明灯を全部変えるということで、古い照明灯の処分というものがどういうふうになっていくのか教えてください。

○奥間正博道路管理課長　特段そこまでは経費が出ておりません。この事業、契約の費用の中で、産廃処理でこちらのほうは処分することとなると考えております。

○糸数昌洋委員　ＥＳＣＯ事業で行うということで、委託業者がその処分まで行うという経費も入っているんですか。

○奥間正博道路管理課長　一応、プロポーザルの提案ということで、事業の、今から要綱等をまとめる中では、そこまで含める形で、取り替えたやつを最終的には処分するところまで、要綱の中に入れて、募集をかける形になると考えております。

○糸数昌洋委員　その辺の処分の在り方も含めて、対応方よろしくお願いしたいと思います。

先ほど答弁でも１億円ぐらいの費用対効果と、それから、また脱炭素効果もそれなりに見込んでいるということがありましたので、いい事業だと思いますので、しっかりした取組をお願いします。

２つ目が159ページ、住宅課になりますけれども、県営住宅の維持修繕費、県営住宅管理関係の業務委託の部分です。これも委託料になっておりますけれども、31億余りの予算です。そのちょっと内訳と委託先を教えていただけますか。

○當山真紀住宅課長　お答えします。

まず、県営住宅維持修繕費ですが、こちらは既存の県営住宅の、例えば、老朽化設備の改修ですとか、台風被害等における緊急補修、また退去後の空き家修繕及び建物の長寿命化目的の修繕、こういったものを行うものでございまして、指定管理者のほうへ委託を行って、この修繕等を行う費用となってございます。内訳としましては、30億3742万7000円となっ

てございます。それから、県営住宅管理関係業務委託でございますけれども、これが、金額としましては7131万4000円となります。こちらは滞納などが発生しました場合に、滞納の債権回収の業者のほうに委託などを出す費用となってございます。

以上です。

○糸数昌洋委員　修繕費の大体30億ぐらいの予算と聞きましたけど、これ前年との比較で言うと、どうなっていますか。それと大体何戸の、戸数を予定をされていますか。

○當山真紀住宅課長　前年度、令和５年度になりますが、そちらで修繕しました空き家は約530戸、費用は約６億2000万円となっております。

○糸数昌洋委員　すみません、修繕費、当然、いわゆる空き家の修繕に使える部分とそうじゃない部分といろいろあると思いますけど、やはり次の応募者を入れるために、出ていった方々の後の修繕の費用としては、今５億余りというお話がありましたけど、それとこの30億との乖離というのは何ですか。

○當山真紀住宅課長　失礼いたしました。

先ほども維持修繕費の説明の際に御説明させていただきましたけれども、空き家修繕以外に、老朽化設備等の改修ですとか、また台風被害などによる緊急補修、また建物の長寿命化を目的とした計画的な修繕、そちらを合計しまして、次年度の予算30億余りとなっているところでございます。

○糸数昌洋委員　大体分かりました。

12月の一般質問でちょっと取り上げたところ、建て替えに伴う空き家を除いた空き家戸数が1384戸あって、そのうち修繕予定空き家が838戸というようなお話がございまして、非常に住宅事情が厳しい中で、やはり１人でも多く、修繕を加えて、入居させるということが非常に大事だろうということで、皆さんにも取り組んでいただいていると思いますけど、その辺の取組状況ですね、前回が414戸の募集だったということを聞いていまして、この辺の、次年度の取組予定を聞かせていただきます。

○當山真紀住宅課長　お答えいたします。

次年度の空き家募集の戸数ということでございますけれども、毎年７月に県内一斉に空き家募集を行っているところでございます。募集の戸数につきましては、前年度の退去の状況などを踏まえまして、その年度内に空き家になる戸数というのをおおよそ予測を立てまして、それで募集をかけているというところでございますので、まだそちらのほうは７月、もう少し近づいてから、戸数のほうは確定していくものかなというふうに思っております。

また、修繕の状況でございますけれども、来年度、令和７年度の修繕の状況ですが、直近３年間の修繕戸数の平均が460戸となっておりますけれども、さらに、空き家解消を進めるため200戸を追加しました。合計660戸を修繕する予定としているところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員　ぜひ取組強化をお願いしたいと思います。前回の質疑の中で、空き家の修繕、入居契約手続のために、入居までに２か月から８か月間要しているということで、入居が決まってから修繕に入るという段取りになっているということで、そこはぜひ、やはり退去した後に、次の入居が決まらなくても先に修繕を入れるということをやることで、大体市営住宅なんかでもみんなそうなんですよ。それをやることによって、早めの入居ができますし、また、次の対応もしやすくなるということがあると思いますので、この辺含めてぜひ検討方お願いしたいと思います。

答弁お願いします。

○當山真紀住宅課長　お答えします。

空き家の修繕のタイミングですけれども、今委員のほうから御指摘がございましたように、入居が決まった段階で、空き家のほうを今、修繕して、入居につなげているという状況がございます。今、退去をしてからすぐにというようなお話もございましたけれども、例えば修繕を行ってしばらく、例えば空きの状況が長かったりすると、またそこも空気の入替えであったり、いろいろなそういった事情もございますので、その辺りはなるべく速やかに入っていただくためには、どういった形がいいのかというのは、指定管理者のほうとも意見交換をしながら、今後検討しながら、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員　あと、７月に今、募集かけているじゃないですか。例えば、前やり取りしたときに、なかなかやはり子育て世帯向けの大きな３Ｌとか、そういうところの空きも結構あると、場所によってはね。人気のない県営団地とかがあるという話も聞いて、年間を通して募集をかける仕組みとか、やはりなかなかその７月のタイミングで応募できなかった方々とかね、そういうものをしっかり、その後フォローアップできるような募集のかけ方というのは検討できないのか。

○當山真紀住宅課長　毎年、募集の際に配布するしおりのほうには、参考としまして、前年度の各団地ごとの応募倍率というのも示してございます。また、今、委員からもありましたような、例えば応募者の少ない団地につきましては、指定管理者と連携しながら、例えば追加募集などについても今後検討していきたいと考えております。

○糸数昌洋委員　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて74ページ、河川課のダム管理運営費です。まず、このダム管理運営費の事業概要についてお尋ねいたします。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

ダム管理運営費につきましては、県管理ダムの安定的な機能の維持を図るため、各施設の保守点検や修繕等に要する経費となっております。

以上です。

○糸数昌洋委員　様々、ダム関連の課題というのはあると思うんですけども、その辺の管理上の課題ということについて、お尋ねしたいと思います。ちょっとざくっとしていますけど。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

ダム管理上の課題は様々、施設の修繕であったり、ダムの管理するその機器等の修繕であったり、そういったところを取り組んでいるところであります。

また、ダムにつきましては、飲用水に利用する治水と、その飲用水を利用する多目的ダムであったりとか、農業用水に利用するためであったり、沖縄のダムの多くは、そういった多目的ダムとなっておりまして、飲用水で利用するダムとしましては、倉敷ダムのほうで、最近、猫の餌やり等による衛生上の課題とか、そういったものが発生しているところでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員　今、課長から答弁があった、この倉敷ダムの餌やりの問題なんですが、県民の方から情報提供があって、また皆さんのほうにも問合せがあったということで、非常に悩ましい案件だなと私も思っています。

１つは、県がせっかく動物愛護条例をつくって、この餌やり問題も含めて議論をして、いよいよ７月から施行という段階の中で、餌やり禁止看板が立てられたということに対する問合せが皆さんのところにあったかと思いますけれども、この対応について、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

倉敷ダムにおきましては、令和６年１月頃から、猫への餌やりによる生ごみや容器の散乱等が多発しまして、また、あと令和６年５月には、放置された餌を目当てに、施設内に進入した野犬が一般来場者を追いかけるというような事案が発生いたしまして、ダム管理者としましては、水道用水の利用を目的とした施設であること、また地域の憩いの場であることなどから、衛生面、安全性等を総合的に勘案しまして、餌やり禁止とさせていただいております。

今後の対応につきましては、公園等の他の公共施設の対応状況等を再度確認いたしまして、環境部との調整を図りまして、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○糸数昌洋委員　看板が設置されたことで、様々クレームも発生していると思います。私も環境部とやり取りしましたら、やはり事前の相談がなかったということもありますので、皆さん、住民への回答はね、相談しながら回答はされているけども、やはり、もう条例も施行されていく中で、基本的に餌やりというのは認められている行為にもなってしまっていますから、ある意味で。

なので、すぐ禁止にするんではなくて、総合運動公園の事例等も参考に、ぜひやはり住民協働という形でもって、ぜひとも協力もいただきながら、この問題解決に向けて尽力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これはちょっと通告外で申し訳ないですけれども、これは首里城復興課になりますね。154ページの首里城公園の復旧・復興に要する経費の中で、委託料が３億9700万余りありますけれども、この首里城公園の復旧・復興に関する調査・検討計画・設計等に要する費用ということですけれども、この中身について教えていただけますか。

○仲村麗子首里城復興課長　お答えいたします。

こちら、委託料につきましては、首里城管理体制の構築検討に係る委員会運営でございますとか、あとは首里城復興を広く皆様に知っていただくための取組、お出かけ講座とか、あとプロジェクションマッピングとかのイベントの実施、それから公園内の魅力向上等の対応として、再整備とか、そういったところの取組を進めていくところでございます。

○糸数昌洋委員　実は、今、この首里城の復興に合わせて、昨年もあったかと思いますけど、御茶屋御殿の事業可能性調査というものが行われてきたかと思うんです。この予算というのはここに入ってないんですか。どこで扱われていますか。

○仲村麗子首里城復興課長　今お話のあった御茶屋御殿の可能性調査につきましては、当該予算には含まれてございません。

○糸数昌洋委員　これは皆さんの課のほうでは対応はされておりませんか。

○喜納久都市公園課長　御茶屋御殿の可能性検討調査につきましては、都市公園課の予算の中で配置しております。

○糸数昌洋委員　可能性調査はなされてきたと思うんですが、現状、進捗を教えてもらえますか。

○喜納久都市公園課長　過年度調査におきまして、公園の整備の在り方について、３案程度検討いたしまして、これについて検討してきました。また、現在、次の検討としまして。また、都市公園の課題とか、そういったものについて検討する業務を、今、発注しているところでございます。

○糸数昌洋委員　これは首里杜構想に入っているということで、どういう位置づけになっていくのかということがね、期成会の皆さんはじめ、非常に注目をしている状況なんですけれども、１つは、振興計画の中間見直しに入れられるかどうかということも含めて、様々これまで提言がなされてきたかと思うんですが、この辺含めた現状の進捗と今後の見通しが分かれば教えてください。

○喜納久都市公園課長　新・21世紀ビジョンの中で、那覇市、国と連携して実現可能な方策などの検討に取り組むといったところであります。そこで、事業の実施主体であるとか、そういった事業の手法等について、これからちょっと可能性について検討していくというところでございます。

○糸数昌洋委員　今年、戦後80年で、まさに、さきの大戦でこれは破壊された文化財でもあるんですね。１つはやはり平和外交という観点からも、かつての迎賓館という形で、外のお客さんを歓迎した場所でもありますので、やはり戦後80年という一つの節目の年に、何らかの方向づけをぜひとも早めに出していただいて、取組を強化していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○喜納久都市公園課長　御茶屋御殿につきましては、21世紀ビジョンにも記載されているというようなところで、その実現可能性について、県としても、国、それから那覇市とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いします。

終わります。

○仲里全孝委員長　糸数昌洋委員の質疑が終わりました。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　よろしくお願いします。

資料３－４の21ページでお願いいたします。ハード交付金のことについて伺いたいと思います。最初に街路事業について伺いますが、真地久茂地線ですね、長い道路ですが、特に与儀交差点から開南交差点までのこの街路がずっと整備されておりますが、この進捗状況をお聞きしたいと思います。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

真地久茂地線につきましては、与儀交差点から那覇高校前交差点前までの約0.8キロメートルを４車線で整備を行っているところでございます。令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで約80％となります。

以上です。

○比嘉瑞己委員　大分進んではきているんですけど、与儀交差点ですね、歩道橋の撤去が始まったんですが、一辺のところだけずっと残っているんですね。地域の方からなぜかという問合せがあるんですが、あそこの撤去はいつ頃になりそうですか。

○前武當聡道路街路課長　すみません、細かいちょっと撤去のスケジュールは持ち合わせておりませんが、契約工期としまして、６月末までの工期で進めているところでありますので、年度明けには早々には撤去がまた始まるかなという状況でございます。

○比嘉瑞己委員　与儀から那覇高校前までは、もう少し時間がかかりそうですが、与儀から開南までの通りというのは、６月末の供用開始でいいんですか。

○前武當聡道路街路課長　今、委員がおっしゃった与儀交差点から開南交差点まで、まだ１件、物件が残っている状況です。その物件の移設工事は進んでいるというふうに聞いておりまして、移転が年度明けの７月頃、その取壊しが11月頃というふうなスケジュールで聞いている状況ですので、街路の整備はその後になろうかと考えております。

○比嘉瑞己委員　頑張っていただきたいと思います。

この路線の街路ですけれども、ハード交付金の減額も大きく影響を受けたと聞いておりますが、今こういったハード交付金の減額、特にこの真地久茂地線での影響というのはどういったことが言えますか。

○前武當聡道路街路課長　真地久茂地線に限らず、街路事業につきましては、県内の24か所で今事業を展開しております。

先ほども申し上げておるんですが、なかなか予算の配分が苦しい状況が続いているというところは、現状としてございます。考え方としましては、各路

線の進捗状況等を勘案しながら、選択と集中による効果的な予算配分になるように努めているところでございます。例えば、向こう３か年で完了が見込まれるだとか、例えば、今回の真地久茂地線では物件補償でまとまった予算措置をせざるを得ない事業とか、そういったものをいろいろ勘案しながら、予算の措置をしている状況でございます。

○比嘉瑞己委員　選択と集中によって、例えば龍潭線みたいに大きく充てて、その年に終わらせるというような考え方だと思うんですけれども、ただ一方で、もう24か所あって、やはりそこも本当は全額つけたいわけですよね。ちょっと後でまた、この議論をしたいと思います。

この真地久茂地線でもう一点、前回の委員会でも質問いたしましたが、この開南交差点近くで、スロープの道路を設置してほしいという地域の要求がありました。その後、皆さんも住民に説明会を開くなどしていただきましたが、その後の対応についてお聞かせください。

○前武當聡道路街路課長　開南交差点付近の地域住民から要請のありましたスロープの設置につきましては、その検討結果を地域の住民に説明し、理解を得ているところでございます。スロープを設置する開南交差点付近の整備がございますが、そこにつきましては、与儀交差点から開南交差点までの暫定供用後に取り組む予定ということでございます。

○比嘉瑞己委員　丁寧な対応ありがとうございました。模型もつくっていただいて、すごくイメージしやすいということでした。昨日お聞きしに行ったら、道路の幅を要望を出したんだけれども、ちょっとその返事はまだもらえていないというふうに言っていました。分かりますかね。

○前武當聡道路街路課長　スロープ設置の詳細設計は、今後、展開していくんですが、その中で幅員をどうしていくかというのは、細かい詳細につきましては、その時点で検討しながら、また地域の住民にもお答えしながらという流れになろうかと思います。

○比嘉瑞己委員　引き続き丁寧に住民理解をいただいてほしいと思います。

続いて、ハード交付金の道路のほうでお聞きしたいんですけれども、久米島一周線が計画にあると思います。ほとんど整備されているんですけど、一部分、数百メートル残っていると思いますが、その部分についての供用開始はいつになりますか。

○前武當聡道路街路課長　今、委員がおっしゃっていた久米島一周線の未整備区間につきましては、比嘉地区のほうに約300メートルの区間が残っている状況です。昨年度、地元のほうに出向きまして、いろいろ意見交換して、令和６年度から段階的に整備を進めていこうというところで、今年度は道路改良工事に取り組んでいるところでございます。

次年度以降につきましては、またハード交付金の予算の配分というところで苦慮している段階で、次年度以降は県の単独予算、県単道路事業費等を充当しながら整備は展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　なかなかハード交付金の減額の影響で進まなかったけれども、当初予算のほうで、また再スタートみたいな形で組めるということは評価したいと思います。

それで、今年の当初予算では、予算5000万ぐらいだと聞いていますけれども、そのうちハード交付金は幾ら充てているんですか。

○前武當聡道路街路課長　先ほども申し上げましたが、令和７年度の予算の配分が今苦しい状況が続いているというところで、久米島一周線につきましては県の単独予算を充当して整備をするということを考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　その予算は幾らで、そのうちハード交付金はゼロなんですか。

○前武當聡道路街路課長　失礼しました。

ハード交付金につきましては100万円、県の単独予算は5000万を計上する予定でございます。

○比嘉瑞己委員　ハード交付金100万円しか、この久米島一周線については配置できていない。その代わり県の単独で5000万円ですね。本来であれば全部ハード交付金で使いたいわけですよね。先ほどの議論になるわけですけれども、部長どうですか、本来であれば、皆さんが県単でも対応したというのはすごく評価できるんですけれども、やはり全部で何か所もある、この対象となる道路をしっかりと整備するためにはハード交付金を確保することが必要だと思います。改めて、土木建築部の見解をお聞かせください。

○前川智宏土木建築部長　委員御指摘のとおりでございます。

ハード交付金が近年減少傾向にあるということから、特に道路街路事業のほうで顕著な影響が出てきているというふうに考えております。道路事業などはほかの補助事業ですとか、起債事業、ほかのメ

ニューに移ることもできたわけですが、街路事業がなかなかそれがうまくいかずに、結果的に街路事業の予算配分が厳しいという状況になっております。

県としましては、この減額による影響を様々な機会を捉えて関係要路へ説明するなど、必要な予算の確保に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますが、それに向けては、当然、県だけではなくて、市町村、関係団体も一体となって、その必要額の確保に努めてまいりたい。

まずはその減額の影響がこれほど出ているんだというところを、切実な現場の状況がございますので、その点を訴えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員　皆さんが予算要望で足しげく通っているというのは先ほどの答弁でも分かりました。結果として、こういう配分しかできなかったわけですよ。その内示が示されたときに、よく新聞報道では全体のお金は出るんですけれども、なぜその内閣府が細かく、この久米島一周線については、どういうふうに――向こうはハード交付金これぐらいだ、必要額を積み上げたと言っているわけですから、その説明を土木建築部としても求めるべきだと思うんですね。そういった話合いというのはできていますか。

○前川智宏土木建築部長　ハード交付金につきましては、県全体で総務部のほうで取りまとめ要望をし、まとめて内示がされ、その来た内示を部局別に割り振っていくという流れで、箇所づけをしているという状況はございますが、そういった状況を勘案しても、なお、県、まずは土木建築部の要望をする額には遠く及ばない、当然その県全体の要望する額にも遠く及ばないという状況がございますので、その点は土木建築部だけではなく、県全体、他部も含めて総務部と一体となって、その点は求めていくべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　今期で部長も退任されるということで、このハード交付金の減額ですごく悩んだと思います。今部長がおっしゃったように、一括計上というやり方のメリットもあるんですけれども、こういったように、その一括であるがために細かい事業についての、なぜ認められていないのかというのが分からない課題があると思うんですね。やはりこれというのは沖縄県全体で考えて、国ともちゃんと交渉していくべきだと思います。

いま一度、このハード交付金の在り方について、退任される部長として、後輩の皆さんにどういったやり方で今後臨んでいってほしいと思っていますか。

○前川智宏土木建築部長　ハード交付金で事業を実施している事業は、この事業の重要性が低い箇所は一つもないと私は思っております。特に、街路事業は法定の事業認可という手続も踏まえて、国の認可を受けつつ事業を進めております。

したがって、その時点で事業の妥当性というところは随分認めてもらっているというふうに考えておりますので、その点を強調しながら、県全体の必要額の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございました。

続いて、資料を変えて、緊急浚渫推進事業について伺いたいと思います。河川のしゅんせつの事業だと思いますが、北部の豪雨災害もありました。新年度では、この推進事業をどのようにやっていきますか。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

緊急浚渫推進事業につきましては、令和７年度の当初予算としまして８億230万円を計上しまして、大井川など14河川のしゅんせつを実施することとしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　市町村からの要望は現在幾つあるんですか。

○大湾朝亮河川課長　県管理河川における市町村からしゅんせつの要望がある河川につきましては、現時点で32河川となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　当初予算では14に対応するということですが、まだまだ残り幾つかあるわけですよね。今回この緊急浚渫事業債ということで認められているんですけれども、国もその必要性を認めて５年間さらに延長していただきました。地方債が活用できるこの５年間で全ての要望に応えるべきだと思いますが、県としての計画はいかがでしょうか。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

県管理河川につきましては、32河川、しゅんせつが必要ということで、これまでに２河川完了しておりまして、今年度、19河川のしゅんせつに取り組んでおります。令和７年度につきましては、新たに実施する河川を含めまして、14河川をしゅんせつすることとしておりまして、令和11年度までに完了をし

たいというふうに考えております。

県としましても、もうしゅんせつ要望がある河川を含めて、今後も巡視点検により、河川の状態等を把握しまして、新たに土砂堆積等が確認をされてしゅんせつが必要と判断した場合については、適宜しゅんせつ箇所を追加しまして、対応していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　北部での災害の教訓にして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

すみません、ちょっと通告していないんですけれども、歳入でお聞きしたいんですけれども、国営公園管理料、水族館の歳入が16億7000万ありますが、その説明をお願いいたします。

○喜納久都市公園課長　お答えいたします。

本予算につきましては、国営公園の管理費、水族館に係る歳入でございます。歩合納付金と固定納付金というところで、水族館の収入の中から県のほうに歳入を受けておりまして、これを用いまして土地の施設使用料、基金積立金、職員費、それから県補助金の返済分といったところでございます。内訳を申しますと、まず、職員費といったところに4200万円を予算に充てます。あと、都市施設使用料というところで２億9726万7000円、これは水族館の使用料を国にお支払いするという予算でございます。

続きまして、大規模修繕等に係る基金への積立てといったところで８億2000万を計上すると。

また、これは固定納付金としまして、これまでの県の補助金の返済分といったところで、５億1915万4000円、合計しますと16億7842万1000円を歳入として計上しているというところでございます。

○比嘉瑞己委員　美ら海水族館の入園料というのはここにあるんですか。

○喜納久都市公園課長　美ら海水族館の収入等々から、この固定納付金、歩合納付金といったところを県のほうとして、歳入として受け取るというところでございます。

○比嘉瑞己委員　分かれば教えてほしいんですけど、前年度比25％も増えていて、コロナも明けて水族館の入園が増えているのか、収入の面で、数字で分かるのであれば、教えていただけますか。

○喜納久都市公園課長　令和６年度の収支状況につきまして、委員おっしゃるとおり入場者数が増えているというようなところでございまして、今、令和６年度上半期時点の収支状況は、収入が51.1億円、支出が44.7億円で、約6.4億円の黒字になっていると。こういったところで固定納付金、歩合納付金のほうが上昇しているというようなところでございます。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございます。

それで、それを踏まえてなんですけど、今度の新規事業で海洋博の50周年記念事業がありますね。先ほど新垣光栄委員からオキちゃんのお話もありましたけれども、この美ら海水族館のジンベエザメも飼育30年、世界最長記録ということですごいことだと思うんですね。このジンベエザメ、残念ながら数年前に雌のジンベエザメが亡くなっちゃって今１匹なんですよね。やはり前みたいに２匹がいる水族館になってほしいという声を聞くんですけれども、50周年記念事業としてジンベエザメをまた新たに迎えるというような、こういったお話とかはないんですか。

○喜納久都市公園課長　今、海上の生けすのほうにもう１頭いるというようなところで、この取扱いについて、ちょっと今調整しているというふうに聞いております。そんなふうに美ら海水族館としても、いろいろな手法で、そういったようにこういった海洋生物の飼育に取り組んでいるといったところで考えております。

○比嘉瑞己委員　魅力ある海洋博にしていただきたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長　比嘉瑞己委員の質疑が終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　よろしくお願いいたします。

まず一般会計のほうから、積算内訳書の60ページ、地域連携道路事業費の南部東道路整備についてお伺いいたします。この南部東道路、令和７年度で用地取得も含めて、どのぐらいの工事進捗を予定しているのか、概要を伺います。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

南部東道路の進捗率ですが、令和６年度末時点の事業費ベースで約58％、用地取得率は用地取得面積ベースで約89％となります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　令和７年度でどのぐらい進捗を予定しているかということの質問でございます。

○前武當聡道路街路課長　お答えします。

令和７年度予算に30億500万円を今計上する予定でございます。これはまだ内示が確定している数字ではございません。その事業費がついたというところで、事業費ベースで勘案するとプラス約７％で65％となる予定でございます。

○瑞慶覧長風委員　用地取得の難航箇所について、

どのような進捗を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○前武當聡道路街路課長　任意交渉等も続けている箇所もございまして、土地収用法の手続で２件ほど進めているところでございます。そこは、我々県の事業者と相手方との意見交換というのが継続して行われている状況ですので、その辺がまだ収束していない状況ですので、ちょっと現時点でまだ、いつ頃かというところはまだなかなか申し上げにくいところでございます。

○瑞慶覧長風委員　用地取得率が89％でしたでしょうか。それはこの令和７年度においては100％に持っていける見通しなのかどうか、お答えできる範囲で。

○前武當聡道路街路課長　先ほどの繰り返しになるんですけど、やはり収用の手続で進めている状況ですので、そこはやはりその辺の進展状況にかかってくるかなと思います。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

今、第５工区の市役所からコストコに係る部分の工事も着工が始まっていると思うんですけれども、５工区に関しては順調に令和７年度で進んでいきそうなのか、どのぐらいまでかかるのか、見込みがあればお願いします。

○前武當聡道路街路課長　失礼しました。

先ほど申し上げた土地収用の手続をしているのが向こうに１つございますので、ちょっと繰り返しになるんですが、その用地の進展にかかってくるかなというところでございます。

ただ、次年度は仲間高架橋というところがございます。今、そちらの工事用道路の設計を進めているところで、次年度はその橋梁の下部工には着手できるかなという手応えで進めているところでございます。

○瑞慶覧長風委員　南城市民の皆さんも非常に期待していますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、78ページの県単河川改修事業における、私もちょっと緊急浚渫推進事業についてお伺いしたいんですけれども、これの適用の要件を教えていただけますでしょうか。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

緊急浚渫推進事業につきましては、地方公共団体が緊急的にしゅんせつ事業に取り組む危険箇所を解消することを目的とした起債事業となっております。対象事業としましては、河川、ダム、砂防、治山、また農業関係の防災重点農業用ため池等及び農業用排水路に係るしゅんせつとなっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　例えばですけれども、与那原の東浜の水路とかも、しゅんせつが求められるんですけれども、そういったものの適用というのはどうなるか教えていただけますでしょうか。

○大湾朝亮河川課長　お答えいたします。

今、委員がおっしゃられた東浜の水路等につきましては、緊急浚渫推進事業債でも、適用ができないこととなっております。

○瑞慶覧長風委員　今、町も含めて、どういった対策をしていくべきかというのを協議していると思うんですけれども、仮に何かしらこの水路のしゅんせつを実施する場合に、何かしら事業に該当するのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○高良亨港湾課長　委員おっしゃる当該水路のしゅんせつにつきましては、与那原町、西原町及び県の３者で構成しますマリン・タウン内水路保全利用推進協議会においては、情報共有を図りながら、引き続き協議を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　仮に実施するとした場合、何かその事業はあるのかどうか、その辺りもお願いします。

○高良亨港湾課長　この辺りの事業関係、国のほうとも、いろいろアドバイスをもらいながら、水路協議会のほうで情報も共有し、協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○瑞慶覧長風委員　大型台風の際に既にこの水路の、住宅のほうにも浸水するというような被害も出ていますので、ぜひ対応をしていただけるようにお願いしたいと思います。

次に、ちょっと通告できていなかったんですけれども、98ページの海岸・砂防管理費に関してお聞きしたいと思います。一般質問でも取り上げていますけれども、あざまサンサンビーチのバリアフリートイレの改修について、この新年度予算の執行の中で取り得る対応について教えていただけますでしょうか、あれば。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

あざまサンサンビーチにつきましては、老朽化が著しい設備などから、現在優先的に改修を行っておりまして、引き続き多目的トイレなどのバリアフリーに向けては、予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員　新年度の中で不用などが出た場合にそれを回すなど、そういった対応が取れるのかどうか、可能性があるのかどうか、お答えできますでしょうか。

○川上呂二海岸防災課長　お答えいたします。

今、明確に残予算があったとか、流用できるかということはなかなかお答えすることはちょっと難しいですけども、そういったものがあって、それなりの事業ができるような金額とかがあれば、その辺をちょっと考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　このバリアフリートイレなんですけれども、身体が不自由な、車椅子とかの方々用のトイレですけれども、扉がスライドじゃなくて、開き戸なんですね、もう一人で利用できないわけですよ。そういった状況を、予算をつけられないからといって新年度もできませんでしたということには、ちょっとあってはいけないのかなというふうに思いますので、どうにか対応をしていただけるようにお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○川上呂二海岸防災課長　委員御指摘の件につきまして、バリアフリー化に向けては予算の確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

では、中城湾港マリン・タウン特別会計に移りますけれども、積算内訳書の200ページになります。与那原マリーナの管理費においての官民連携導入可能性調査基本設計業務についての御説明をお願いいたします。

○高良亨港湾課長　与那原マリーナ管理運営費は、与那原マリーナの整備及びその管理運営に関することを主な事業内容としております。

官民連携導入可能性調査基本設計業務の内容は、マリーナや周辺緑地等において、今後の施設整備コストの削減や効率的、効果的な公共サービスを提供する事業手法を検討するものです。

令和７年度は整備、維持管理、運営の手法について官民連携事業の導入の可能性や時期について調査、検討を行うこととしております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ＭＩＣＥ事業の遅れと何か影響というか、関わりが出てくるのかどうかお伺いします。

○高良亨港湾課長　ＭＩＣＥ事業も別部局ですが、こちらも土木建築部としても、こういう方向性を持って調査、検討し、ＭＩＣＥのほうと毎月１回、調整はしてございますので、その辺り、連携しながら、双方とも情報交換しながら今進めているというところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございました。

以上です。

○仲里全孝委員長　瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

以上で、土木建築部に係る甲第１号議案、甲第５号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は明３月11日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会します。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　里　全　孝

令和７年第１回
沖縄県議会（定例会）

総務企画委員会記録（第４号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月11日（火曜日）
開　会　午前10時１分
散　会　午後９時11分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（知事公室、企画部、出納事務局、公安委員会、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
２　予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	西銘啓史郎		
副委員長	高橋　真		
委員	宮里洋史	徳田将仁	
	島尻忠明	呉屋　宏	
	島袋　大	幸喜　愛	
	玉城健一郎	仲宗根　悟	
	渡久地　修	当山勝利	
	大田　守		

説明した者の職・氏名

知事公室長	溜　政仁
広報課長	宮城さゆり
基地対策課長	長嶺元裕
辺野古新基地建設問題対策課長	松堂徳明
平和・地域外交推進課長	玉元宏一朗
平和・地域外交推進課副参事	川満孝幸
企画部長	武田　真
企画調整課ＳＤＧｓ推進室長	新垣久美子
交通政策課長	平良秀春
交通政策課公共交通推進室長	佐久本　愉
交通政策課副参事	西垣紀子
県土・跡地利用対策課長	池原秀典
県土・跡地利用対策課跡地利用推進監	池村博康
統計課長	金村禎和
科学技術振興課長	大城友恵
デジタル社会推進課長	大城博人
地域・離島課長	島袋直樹
市町村課長	石井康貴
会計管理者	友利公子
会計課長	仲宗根園子
警察本部長	小堀龍一郎
警務部長	田中真実
警務部会計課長	井上　毅
生活安全部長	島尻哲也
地域部長	島　雅孝
地域部地域課水上安全対策室長	與儀　太一郎
刑事部長	安里　準
交通部長	山内敏雄
交通部交通規制課長	伊集守隆
交通部運転免許管理課長	我如古盛明
警備部長	川島友喜
監査委員事務局長	茂太　強
人事委員会事務局長	森田崇史
職員課長	上原宏明
議会事務局長	平田正志
総務課長	棚原なおみ

○西銘啓史郎委員長　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、会計管理者、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第１号議案を議題といたします。

企画部長から企画部関係予算の概要説明を求めます。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、企画部の令和７年度歳入歳出予算の概

要について、令和７年度当初予算説明資料企画部抜粋版にて御説明いたします。

資料の１ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

企画部所管の一般会計歳出予算額は393億7651万7000円で、令和６年度と比較して48億4910万円、14％の増となっております。

資料の２ページを御覧ください。

企画部の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

歳入は、県全体で8893億6000万円のうち、企画部所管の歳入予算額は304億5255万8000円で、令和６年度当初予算額と比較して47億6001万5000円、18.5％の増となっております。

歳入予算の概要について、款ごとに御説明いたします。

９の使用料及び手数料は、主に沖縄県県土保全条例に基づく申請手数料、地籍図等の閲覧、交付手数料等であります。

10の国庫支出金は、主に沖縄振興特別推進交付金の国庫補助金、統計調査の委託金等であります。

11の財産収入は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料、株式配当金等であります。

13の繰入金は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金繰入金等であります。

15の諸収入は、主に地域総合整備資金貸付金元利収入等であります。

16の県債は、主に駐留軍用地跡地先行取得事業費、通信施設改修事業等であります。

以上が歳入予算の概要となっております。

資料の３ページを御覧ください。

次に、歳出予算の概要について御説明いたします。

企画部の予算は全て、２の総務費に計上されております。

県全体の総務費が825億9630万6000円のうち、企画部所管の歳出予算額は393億7651万7000円となっております。

資料の４ページを御覧ください。

歳出予算の内容について、目ごとに御説明いたします。

(項)総務管理費の中の(目)諸費142億3298万2000円のうち、企画部所管分は40億991万2000円で、これは駐留軍用地跡地利用促進費及び自衛官募集事務費であり、令和６年度に比べ29億7783万9000円、288.5％の増となっております。

(項) 企画費の中の（目）企画総務費は36億8350万6000円で、これは主に電子自治体推進事業費、職員費であり、令和６年度に比べ３億9496万2000円、12％の増となっております。

（目）計画調査費は108億4048万7000円で、これは主に交通運輸対策費、通信対策事業費であり、令和６年度に比べ12億5517万7000円、13.1％の増となっております。

資料の５ページをお願いいたします。

（項）市町村振興費の中の（目）市町村連絡調整費５億35万2000円は、職員費及び市町村事務指導費であり、令和６年度に比べ6477万7000円、14.9％の増となっております。

（目）自治振興費７億52万6000円は、市町村振興資金等貸付費及び市町村振興協会交付金であり、令和６年度に比べ1096万7000円、1.5％の減となっております。

（目）沖縄振興特別推進交付金175億292万4000円は、県内市町村に配分するソフト交付金であり、令和６年度に比べ７億84万2000円、3.8％の減となっております。

（項）選挙費の中の（目）選挙管理委員会費4182万円、（目）選挙啓発費756万7000円、（目）参議院議員選挙費７億2699万8000円は、職員費及び選挙の管理執行に要する経費であります。

（項）選挙費は、令和６年度に比べ１億1167万2000円、16.8％の増となっております。

最後に、(項) 統計調査費の中の（目）統計調査総務費３億5815万4000円、(目)人口社会経済統計費10億427万1000円は、職員費、諸統計調査に要する経費であります。

（項）統計調査費は、令和６年度に比べ７億5648万2000円、124.8％の増となっております。

以上で企画部所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　企画部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に、質疑の際にその旨を発言することとし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡について確認）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

それでは、これより直ちに企画部に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

私のほうからは、各事業内容の概要などをお伺いできればと思っております。

令和７年度、新たな交通体系に向けての準備とも言えるほど、企画部のほうで力を入れて取り組んでおられるように感じました。そこで、新たな交通システム導入までの間、交通弱者である高齢者、障害者、子ども連れ、子どもたち、通院者こそが利用しやすい現行の交通手段を活用した公共交通体系をつくるために、どう取り組むのかといった視点で質問をさせていただければと思います。

まず、シームレスな陸上交通体系構築事業についてです。この事業の概要を教えてください。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

当事業のほうは大きく２つの視点で事業が構成されております。１つは、基幹バスの構築という視点と、もう一つはノンステップバスの導入支援、この２つが大きな事業内容となっております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

今回のノンステップバスの導入についてなんですけれども、これまでの導入の推移と、これからまた令和７年度以降の計画等を教えてください。

○平良秀春交通政策課長　ノンステップバスの導入支援につきましては、実際に平成24年から順次、導入支援を行ってきたところでございます。現行の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、こちらのほうにも、先ほど委員がおっしゃったとおり、高齢者、障害者などのバス利用者が快適にバスを利用できるようにノンステップバスの導入支援を行うと、そういう位置づけもしっかりさせていただいております。

現状としましては、これまでの導入支援で421台のノンステップバスを導入させていただきました。現行としましては、導入比率が令和５年度ベースですけれども75％程度の導入率になっております。これ全国平均を上回っている状況となっております。当然、今後、引き続き利用環境の充実に向けて、ノンステップバスの導入支援というのは継続して進めていくということにしております。そういう観点で、令和７年度予算計上させていただいているというところでございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

特に障害者、車椅子で移動なさる方々からはノンステップバスの導入については、大変好評をいただいているというふうに聞いております。地域の方々からもお声をいただいておりますし、普及率が上がるということは、バス利用の大きな要因ともなると思いますので、ぜひこれは続けて目指していただきたいと思いますし、各路線、バスの利用は下がってはいますけれども、ぜひ継続のほうをお願いしたいと思います。

また、同じく交通弱者のための取組として、バス停の近くにタクシーをすぐ拾えるようなタクシーのたまり場､乗り場を設けることができないのかといった声をよくいただきます。特に高齢者の方が多いように思うんですけれども、そういった取組は今回もされているのかどうかをお聞かせください。

○平良秀春交通政策課長　ありがとうございます。

シームレスな交通体系という観点では路線バス、ほかにもモノレール、そういった少し軌道系に近いような交通手段とですね、そういったタクシー、ほかにも市町村によってはシェアサイクル等の組合せも含めて、バスを降りて、さらにどこかに円滑に移動できるとそういった交通結節拠点といいましょうか、そういった機能が重要だというような観点は割と共有しているかなと思っております。基本的にそういった交通結節拠点、各市町村のほうでもいろいろ議論しているところではございますけれども、例えば現在、名護市とか、沖縄市のほうでも、そういったバスとタクシーも含めて、いろんな交通が結節するようなところをつくっていくと。これは、そういったいろんな方の利便性向上もありますけれども、まちづくり、にぎわいづくりって観点もございます。そういった動きもございますので、市町村の皆さんとまちづくり、もしくは住民の皆さんの移動手段ということも含めて連携しながら､もう一つはそういった道路管理者とか、あとタクシー関係の需要なんかも踏まえながら、しっかり今後、意見交換をしてい

きたいと思っているところでございます。こういった市町村の取組も連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

特に沖縄市等がシェアサイクルの導入で面白い取組だなということで、まちのにぎわいにつながっていくのかなというふうに期待しております。ありがとうございます。

冒頭で申し上げましたタクシー乗り場の件なんですけれども、道交法との関係もあるというふうに聞いております。ぜひ、大きな鉄軌道などの導入までの間、高齢者の移動手段の一つとしても、結節点を多く持つというのはとても大事な取組だと思いますので、すぐには難しいとしても将来的、近い将来として取組を前向きに検討していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　委員の御指摘を踏まえまして、関係者と意見交換しながら検討を進めていきたいと思います。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

では、次に移りたいと思います。自動運転交通サービス地域実装推進事業というものがうたわれております。この事業の内容について、お伺いいたします。

○西垣紀子交通政策課副参事　お答えいたします。

当事業は運転手不足などを要因に、公共交通そのものの維持が厳しくなっている離島・過疎地域において、低コストで持続可能な自動運転交通サービスの導入に向け、取り組む事業となっております。具体的には、今年度、多良間島において、住民を対象に自動運転の理解を深めるワークショップの開催や、沖縄本島において、多良間島の狭い道路を再現したテストコースにおいて、自動運転の技術検証などを行ってきました。

令和７年度は、多良間島において、島の道路環境に合ったバスやカートの実証実験、住民協力やサービス改善に図るための住民向けのワークショップに加えまして、運賃設定、事業成立性の検討など、地域で運行､運営していくための取組を行う内容となっております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

多良間島での導入ということで、とても期待しているところですが、特に過疎地域においては労働者も少なくなりますし、それと比例して高齢者が増えるという状況にあります。その中で自動運転の交通サービスというのは、近々の目標になってくることかなと思うんですけれども、多良間島で初年度、何台ぐらいを導入してスタートする予定でいらっしゃるのか、教えてください。

○西垣紀子交通政策課副参事　現在の計画でいきますと、多良間島におきましては大きく空港から集落まで、港とかですね、そういった拠点間の移動に関しては自動運転バスを導入したいと考えております。また、その集落内の移動につきましてはカートタイプ、よくゴルフ場で見かけるゴルフカートのような形ですね。あの狭い道路でも入れるようなカートタイプを考えておりまして、バスにつきましては１台で、カートにつきましては今２台を予定しているところでございます。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。とても楽しみにしています。

この多良間島での取組なんですけれども、カートだったり、バスだったりを利用するに当たって何か特徴的なことなどはありますか。

○西垣紀子交通政策課副参事　自動運転の実証実験というのは全国各地で、沖縄においても数か所、もう実施をされております。その中でも今回の自動運転のサービスというのは、離島・過疎地域、ある意味、財政規模の小さな自治体においても持続可能な自動運転サービスを導入したいというところが今回のポイントとなっております。そのため住民の皆様については、例えば自動運転の走行ルート上は路上駐車をしないとか、そういった協力をお願いしながら、自動運転車両もなるべく低コストで抑えられるような形での導入を目指したいというふうに考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

もう既にワークショップを実施しておられるということで、今後も島民の方々が、御自分たちで運営していくように計画が進められているというふうに聞いておりますけれども、島民の方々からのお声といったものが直接皆さんのところで把握しているものはおありでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事　今年度､ワークショップを合計で５回ほど実施をしてきました。その中で、当初はやはり自動運転って何というところからもちろん始まりますし、当然その車両も見たことのない方々も多かったです。やはり自動運転って安全なのというような不安の声もありましたが、全国各地の

映像を見ていただいたり、自動運転に関しての理解を深めるため、ちょっと自動運転ではないんですけれど、カートを１か月だけ実際に見てもらったりとかですね、そういった取組をして、やはりその島の方々になじんでいただくといいますか、そういった取組をしてきました。なので、少し安全面に関する不安というところは、ある程度、和らいできたかなというところの印象を受けているところです。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

高齢者がカートに乗って移動するといった光景は、多良間島にとっても新しい観光の目玉になる可能性もありますので、ぜひ持続可能な形で取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に移ります。わった～バス利用促進乗車体験事業についてです。この事業の内容についてお願いします。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

皆様御承知のように今年度、わった～バス利用促進乗車体験事業、こちらを実施させていただきました。昨年９月４日から29日、毎週水曜日と日曜日、これを無料にする、そういった実証実験をさせていただいたところでございます。御承知のとおり、そういった事業の中で乗車実績につきましては、実は平日水曜日、これが無料でなかった日と比較しますと1.3倍、日曜日は3.1倍とこの料金の低減によって乗車が促進された、そういった実証の結果が出てきております。

県としましては、この事業の成果、こちらを踏まえまして令和７年度に無料ではなくて半額という形で一定期間、路線バス、加えてモノレール、その運賃を半額にする実証実験、これを実施するということにしております。

以上でございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

前回の無料のときには、無料ということで皆さん手ぶらで乗られるということが多かったように思います。今まで行ったことのないところにも行けたということで、特に地域では高齢者から大好評でありましたので、ぜひ今回もお願いしたいんですが、せっかくそういう事業に含まれるということで、データの収集をぜひお願いしたいなと思っております。今回、半額の補助ということなんですけれども、データを収集する方法ですとか、その半額をどういった形で実施していくのかという具体的なところを教えてください。

○平良秀春交通政策課長　昨年、今年度の事業との違いにつきましては、やはりしっかりとしたデータを取っていくということが一つ、この事業の前提とさせていただいております。データの取り方については、やはりデジタルというところがやっぱり大きな主流になってくるかと思います。ここは交通事業者さんのほうで、いろいろなデバイスというんですかね、ツールを導入されていますので、ちょうどバス事業者さん､交通事業者さんとどのような形でデータ収集していくかというところは意見交換を始めたところでございます。代表的な例で言いますと、やっぱりＯＫＩＣＡはかなり普及しているところでございますので、実証実験に参加いただける方にデータ提供の同意をいただいた上で、乗降データを提供いただくというような形で、しっかりと属性情報と乗降データというのをひもづけた形で利用形態、こういったことを押さえていきたいと。そのデータを基に、今後いろいろなことの展開を検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

そのＯＫＩＣＡに含まれてくるこのデータの属性といったものの内容は、どういったものをお考えでいらっしゃいますか。

○平良秀春交通政策課長　基本的には、事業についてはモニター形式で応募いただく形で調査協力いただければと、応募いただく形で実施しようと考えているところでございます。応募いただく際に属性情報を提供いただく、年齢層であったりとか、住民の住んでいらっしゃるところとか、そういった属性情報を提供いただくということと、加えてアンケート等にもしっかり御協力いただくというところで、アンケート、属性情報、乗降データ、これをひもづけていくという形になるかなと、そういった想定をさせていただいております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ぜひＯＫＩＣＡなどを利用する場合、若い方々ですとその求め方、申込みの仕方などは分かりやすいというか、すぐに理解できるかと思うんですけれども、ぜひ高齢者のほうに利用促進を図っていただきたいなと思っております。高齢者に利用を促進するために何か特別な取組などはお考えでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　今ちょっと検討中の段階ではございますけれども、委員おっしゃるとおり、若い方だとそういった携帯電話とかスマホから応募

する、こういったことはスムーズにいくのかなと思いますけれども、高齢者の方々、ぜひ実証実験では一定数参加いただきたいと思っておりますので、例えば市町村のほうと連携しながら、こういったモニターへの参加の受付等をやっていけないかと、こういったところはこれからの話でございますけれど、そういったところも配慮しながら事業を進めていければと思っているところでございます。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

高齢者の団体としては、各地域に老人クラブ連合会というものがあります。老人クラブ連合会は、単位クラブ、市、そして中部広域圏、あと県としっかりとした組織を持っておられます。こういった元気に頑張っておられる活動をされている老人クラブなどを活用していただいて、市町村とも連携しまして、各地域でも、こういったＯＫＩＣＡの申込みをまとめて皆さんに講習を行うなどの取組をぜひ御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。こういったデータを収集することで、公共交通の起点に結びつくまでの、例えば家からバス停まで、バス停を降りてから次の目的地への移動手段など、こういったことのデータもしっかりと取れるような方向性を、ぜひ取組として持っていただきたいと思っています。このしっかりとしたデータがあることで、高齢者、交通弱者の移動手段の充実を図るということができると思います。県民が住みよい沖縄であること、県民が移動しやすい沖縄であるということが、すなわちイコール観光でいらっしゃる方々にも、利用しやすい沖縄の交通手段となってくると思いますので、ぜひまず沖縄県民の暮らしに寄り添った交通手段を構築するために取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　よろしくお願いします。

まずは、新たな公共交通システム導入促進事業について、こちらの事業の概要を御説明お願いします。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　お答えいたします。

新たな公共交通システム導入促進事業でございますけれども、公共交通の基幹軸となります鉄軌道導入に向けまして、費用便益等の調査及び機運醸成を図る取組をまず実施したいと考えております。また市町村等とも連携いたしまして、鉄軌道と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワーク構築に向けた検討ですとか、ＬＲＴ、ＢＲＴ、モノレールなどフィーダー交通の導入可能性調査も実施したいと考えております。さらに中南部圏域の交通渋滞ですとか、交通空白地域など県内の陸上交通の課題解決に向けまして、県民や様々なステークホルダーの皆様と連携しながら、新たなモビリティ構想の策定に取り組むことといたしております。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

今回、公共交通システム導入促進事業を拡充して、約４倍ぐらいまで予算が倍増していますけれども、この要因というのはどういったところにあるんでしょうか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　例えば新たなモビリティ構想策定委託業務、これは令和７年度から新しく始める事業でございますけれども、そちらのほうの委託料の増ですとか、あるいは鉄軌道に係りますビー・バイ・シーの算定業務、それから鉄軌道と接続するフィーダー交通の可能性の調査ですね、こちらも委託調査になりますけれども、こちらもいよいよしっかりとした値を算定していく段階になってきましたので、そちらで委託料の増額が見込まれる。

それからあと令和６年度に比べまして、令和７年度は鉄軌道の導入に係る機運の醸成のためのシンポジウムとか、そういったＰＲ活動を大々的に拡充しようと思っておりまして、その点に係る増とか、もろもろ増が重なって少し大きな額を要求させていただいております。

○玉城健一郎委員　県民が非常に望まれていることなのでぜひ進めていただきたいと思いますが、こちらフィーダー交通についてはモノレールとかを検討しているということで、昨年、報道のほうでは、西普天間のほうの琉大病院のほうまで検討するという話がありましたけれど、新年度はそれを検討する段階に来ているんでしょうか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　今、委員がお話しになられました令和６年度のモノレールは、導入可能性調査ということで調査させていただいております。令和６年度の導入可能性調査の結果は、まだ精査中の段階でございますけれども、そちらである程度、さらに厳密に調査をかけて、可能性調査をさらに深度化させていく余地がある、それに値するというふうな状況が令和６年度の結果として見えますと、令和７年度も引き続いて調査を深度化させたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。ぜひよ

ろしくお願いします。

こちら新たな公共交通システム導入ということなんですけれども、県の計画では鉄軌道とかそういったものを導入するんですけれども、これどうしてもやっぱり時間がかかる事業ですよね。今やるべきこととして､恐らくこのわった～バス利用促進事業だったりとかということで､シフトとしてはモビリティーだったりとか、バスに力を入れていると思うんですけれども、県は今、様々なバスの利用事業を行っていますけれども、例えばこのバス業界からどういった要望が来て、今回、予算反映されているのか。また、今日の報道でもありましたけれども、琉大との研究の中で、どうしてもやっぱり利用料金が高いことが要因じゃないかというところが指摘されていますけれども、それについてどのように県は考えているんでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　まずバス業界との意見交換ということでございますけれど、やはり昨今の大きな課題としまして、やはり運転手不足というのが大きな構造的な問題になっております。バス事業者のほうからも運転手確保に向けた支援というところは、これまでもやってきておりますけれども、少し強化していただきたいというところで、今回、去る補正予算の審査の中でも事業を提案させていただいたところでございます。県としましても、そういった運転手不足に対応して、確保に向けた取組っていうのは強化していくというところでございます。

もう１点は、やはりコロナ禍でバスの利用者がかなり減ったというところで、今、徐々に回復してきているところでございますけれども、やっぱり引き続き利用促進というところで協力いただきたいとそういった要望はございます。

今年度の乗車体験事業のほうも、利用促進という観点で進めさせていただいておりますけれども、来年度もそういった観点で実証事業を展開していくというところでございます。今、そういったところで進めているところでございます。あと単価の話につきましては､先日の琉球大学の発表につきましても､やはり大量輸送を担っているようなそういった交通手段、そういったところとの単価の比較になってきて、やはりバスの輸送量とそういった大量輸送の交通と比較すると、やっぱり運賃コストというのは高くなってくるところがあるかなと思います｡そういった意味では、やっぱり鉄軌道の導入というのは非常に沖縄の中でも重要な位置づけになるのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

今、結構、バス業界の方と意見交換したりという中で、企画部とかが頑張ってタクシーとかというのを利用をすごく増やしたので、タクシー業界は非常に人材も少ないのでそこに流れていっている状況があって、バスよりはタクシーに行く人たちが増えていると。そういう状況の中で、バスの運転手が確保できていない状況もありますので、そういった現状も踏まえて、やっぱり県として側面支援というのは必要なのかなと思っています。公共交通の一番の基本というのはやっぱりバスだと思いますし、その後に鉄軌道というのが出てくると思います。しっかり県民の足を維持していくためにも、皆さんこれからも御尽力よろしくお願いします。

続きまして市町村行政体制整備・広域連携支援事業について、概要と今回拡充した理由をお伺いします。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

市町村行政体制整備・広域連携支援事業でございますけれども、各市町村におけます持続可能な行政サービスの提供体制を構築するということを目的とした事業となってございまして、離島町村等の人材確保、それから業務効率化に関する支援でありますとか、市町村間の広域連携の支援を実施するものとなってございます。拡充の理由でございますけれども、離島町村等の職員確保につきましては、県といたしましては、これまでも職員採用試験の共同実施への支援でありますとか、業務効率化に向けた給与事務等の共同委託への支援などに取り組んでまいったところでございますけれども、特に小規模離島町村におきましては、引き続き職員確保が課題となっているということを踏まえまして、県によるさらなる支援が必要だというふうに考えているところでございます。

このため、令和７年度は離島町村等への支援を拡充いたしまして、まずは人材確保支援事業といたしまして、複数町村が連携した広報活動などの採用活動の取組への支援をいたしまして、あともう一つ、業務効率化支援事業といたしまして、複数町村の共同での事務の外部委託等によります業務改善の実証等への支援に取り組むということを予定しているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

こちら聞き取りのときに話をいろいろお伺いして、

非常にいい事業だなと思っていて、これだけ人口がどんどん少なくなっていく中、体力のある市町村は大丈夫かもしれないですけれど、そこに人がいなくて財政的にも厳しいところを支援していくためには、やっぱり広域で何かできること、それを県が主導してやるということは非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。市町村行政体制整備・広域連携支援事業というのは、こういった市町村からの声を聞きながら拡充していっているという認識でよろしいでしょうか。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございまして、令和６年度から県と小規模な離島町村等を対象といたしました連絡会議というものを設置してございます。その場でもこの県の事業、どういったものが支援策として求められているのかというようなことを聞き取り、意見交換しながらやっておりますし、それから様々な説明会とか、場においても離島町村との意見交換を重ねながら、どういった支援が必要かというのを御意見を伺った上で、こうした事業を提案させていただいているというところでございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

最後にですけれども、小規模離島等航空路線維持事業について概要をお伺いします。

○西垣紀子交通政策課副参事　お答えいたします。

当事業は、小規模離島など航空路線の維持を図るために、世界的な物価高騰や円安などの影響を強く受けている小規模離島航空路線の定期運行を主たる事業とする事業者に対して補助を行う事業となっております。具体的には、補助対象経費としまして、航空機の機体整備を国外へ外注する経費や、航空燃料費のうち、物価高騰分及び円安影響分を支援する内容となっております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

小規模離島等航空路線維持事業が対象となっている場所、空港というんですかね、どこが対象でしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事　令和７年度は４つの路線を対象としておりまして、那覇－宮古、那覇－石垣、宮古－石垣間、石垣－与那国間の４路線を対象としております。この４路線は、航空路に関しては欠損補助というのが、もし欠損が生じた場合は国がしっかり支援をしていくという体制を取っておりますが、その欠損補助の対象外の路線を今回は支援する内容となっております。

○玉城健一郎委員　分かりました。

ということは欠損補助がなく対象となっていない久米島とか、そういうところは対象外という認識でよろしいでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事　おっしゃるとおりです。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

離島の航空の補助ということで非常に大きいと思いますけれど、こちらにちょっと関連してなんですけれども、離島住民等交通コスト負担軽減事業、こちらは前年度よりも約10億円増ということになっていますけれども、こちら予算が増額になった理由を御説明お願いします。

○西垣紀子交通政策課副参事　交通コスト事業に関しまして、令和６年度から令和７年度に関しましては約９億円の増額となっております。その内訳としましては、やはりコロナ禍から回復してきてその利用者が増加したことがまず１点、２つ目には、昨年10月に離島航路のほうの運賃が値上がりをしました。その分につきましては、このコスト事業で対応するというところの、この大きく２点を要因として増額している状況となっております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

こちらもし分かったら教えてほしいんですけれども、具体的にコスト負担軽減事業によってどれだけ、例えば宮古－那覇間だったりとか、石垣－那覇間とかで、どれぐらいの負担軽減、利用者にとって軽減になっているのか、説明できたらお願いします。

○西垣紀子交通政策課副参事　少し割合ですみません、お答えさせていただきたいのですが、コスト事業には大きく航空路と航路につきまして、運賃の低減を図っております。航路に関しては、運賃の約３割から７割の運賃低減を行っておりまして、航空運賃に関しては、約４割から６割の運賃低減を図っている状況となっております。

○玉城健一郎委員　分かりました。

沖縄の離島振興というのは非常に重要なことですし、これだけ離島があるのは沖縄と長崎ぐらいですので、ぜひしっかり前に進めていただきたいと思います。すみません、もう１点だけよろしくお願いします。

大規模駐留軍用地跡地利用推進事業、こちらは今年度どのような事業をするのか、説明お願いします。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

本事業は、普天間飛行場等駐留軍用地の跡地の円滑な利用を図るため、返還前の早い段階から、跡地利用計画の策定に向けた調査検討を行う事業となっております。

今年度、普天間飛行場跡地利用計画に向けた調査につきましては、工程計画というものを作成していますけれども、工程結果に基づき、計画内容の具体化に向けた検討や検討状況についての情報発信を行っております。

今後は令和９年度に全体計画の取りまとめを策定することにしておりますので、引き続き宜野湾市と緊密に連携して、国と地権者等と関係者と調整を行いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員　しっかり跡地利用を進めていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　１件だけお願いしましょうね。

先ほどからありますように交通体系の整備の中の陸上交通、特に公共交通のバス促進利用、マイカー通勤、マイカー利用からバス利用に転換してもらいたいと、渋滞緩和が最大の目的であると思うんですが、併せてＣＯ２の削減ですね、そういったことを踏まえながら、大まかにこの目的をまず教えていただけませんか。

○平良秀春交通政策課長　御質問の事業、シームレスな交通体系等ですね、いろいろな陸上交通、バス関連の事業がありますけれども、総括しますと、やはり利用促進を図っていくということで、今、事業を進めているところでございます。

○仲宗根悟委員　様々な取組をされているということですので、その中で令和元年から始まったのかな、この基幹バス、基幹バスの運行でどれだけ時間短縮されて利用者が増えていったのか、皆さんの言う利用促進にどのぐらいつながっているかというのが知りたいんですが、その辺のところを教えていただけますか。

○平良秀春交通政策課長　お答えします。

まず基幹バスシステム、58号線を中心として那覇から沖縄市、それを結ぶ基幹急行バスという形でまず始めさせていただいております。バスレーンの延長等も組み合せた形でこれまで取り組んでおりまして、基本的に急行バスのほうで約25分程度の時間短縮が図られているという、そういったデータが確保されております。利用者数についてはすみません、細かいデータを持っておりませんけれども、これまでの経緯からしますとコロナ前にはなりますけれども、全体的にバスの輸送人数っていうのは減少傾向にあったんですけれども、この基幹バス、急行バスが運行している路線につきましては、減少ということではなくて維持されていくという形になっておりますので、利用促進という観点では一定の効果を果たしているかなというふうに考えているところでございます。

○仲宗根悟委員　まず上りのお話からさせていただきたいんですがね、起点のバス停から那覇バスターミナルまでの停留所の数っていうんでしょうかね。こちらは資料によりますと15あるんですけれども、従来の基幹バスじゃない場合と比べて、この急行、でいごライナーは、どのぐらいのバス停が減らされたのか、現状はどうなっているでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　概算ではあるんですが、正確な数字というところはちょっと後ほどと思いますけれども、大体半分ぐらいのバス停になっているというふうに認識しております。

○仲宗根悟委員　この15のバス停、最終的にはバスターミナルですから､間のバス停にはでいごライナーが止まる停留所ですよ、利用できる停留所ですよという表示はあることはあると思うんですけれども、実際に利用者の方々からどういうふうな反応があるのか、お聞きしたことはありますか。

○平良秀春交通政策課長　利用者の方の意見等はいろいろお聞きしているとこであるんですけれど、ちょっとこの急行バスの利用者というとこで、特出して意見というのはちょっと今、整理していないところでございます。

○仲宗根悟委員　分かりました。続けて頑張っていただきたいと思います。

あともう一つは、県あるいは国が補助を出さなくては立ち行かない路線というのが、県内には離島を含めてあるんですけれども、県単位の補助、それから国のメニューなのかな、これが２つありますよね。生活路線確保補助、そしてもう一つが地域公共交通確保維持改善事業というのがあって、その市町村をまたいで皆さん、補助をお出しして、市町村も協力しながらやるんですが、この市町村の負担、県の負担、どういう割合で補助がされているんでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　国の補助がある制度と、国の補助対象外の路線の制度と２つございます。国の補助制度につきましては、欠損で大体半分ぐらいを国と県で一対一で補助しているという状況になっ

ております。もう一つの制度につきましては、欠損の約半分程度を県と市町村で一対一で助成していると、この大きく２つの制度で構成されております。

○仲宗根悟委員　あとその市町村をまたぐ路線がありますよね。その市町村が負担する、該当する、距離なのか、距離によってこの市町村はこれだけ負担してください、皆さんはこれだけですよというようなのが割り当てられているのでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　例えば国の補助対象になっていない路線につきましても、複数の市町村が該当する路線というのがございます。県と市町村で一対一というお話をさせていただきましたけれど、市町村の中での案分につきましては、基本的には協議で決めることになるかと思うんですけれども、おおむね距離で案分している事例が多いと認識しております。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

市町村も県も一緒になって、こういった生活路線を確保する意味では非常に大事な事業だなというふうに思っていますので展開をしてください。そしてもう一つは、国協調の中で名護の東線77番線でしょうか、路線がありました。これ補助しても、やっぱり那覇まで行けないというようなのが会社の理由なんですけれどね、これは先ほどあったように、どうも運転士不足が原因だというようなことで長時間労働につながってしまう、もうやむを得ない措置だと、安慶名までしか行けませんよというようなことなんですが、この辺については、やはり県が積極的に支援をしていかなくてはいけないと思うんですけれども、その辺の取組をどう支えていくのか、県のお考えをお聞かせいただけないですか。

○平良秀春交通政策課長　名護東線の件につきましては、まず基本的に路線のルートが変更したというところがございます。以前は那覇から名護バスターミナルまで運行しておりましたけれども、これは、やはりバスの運転士の法令遵守の関係で残業ができなくなってきたとかですね、長時間の運行ができないとかですね、そういった労働面での制限、制約がございまして、やむを得なく那覇から名護っていうのはちょっと整理をした上で、やはり中部から名護に切り替えたとそういう経緯がございます。併せて人手不足の関係もございます。これは併せて利用者数も減ってきているというところもございますけれども、そういった中で、やっぱり朝の通勤、通学時間帯、こちらのダイヤはしっかり確保しようというところで、早朝からの運転士の勤務というところになりますと、夜の残業ができないというところの制約がありまして、現状としては５時、６時ぐらいの運行にとどめているというとこでございます。

現状として、その夜間のバスのダイヤがなくなったというところが大きな課題と認識しておりまして、１月から、こういったダイヤの変更がございますけれども、県としましてはまず、１月、２月、３月と特に高校生の夜間の帰宅支援という観点で、一応、無料という形ではございますけれども、バスを運行させているところでございます。４月以降につきましては今、関係市町村と県で協議会を立ち上げたところでございまして、どのような形で維持していくかっていうところを協議しているところでございます。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　今、例を取って実際に起こっている名護東線なんですが、これから先、いろんな路線で、そういった同じことが発生しないのかなと非常に危惧するんですけれども、この辺について、しっかりと支援体制を整える取組をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　基本的には地域公共交通計画に基づきまして、こういった路線バスの欠損補助等も実施しているところでございます。国も入っておりますけれども、市町村も入っていただいて、どのような形で維持していくかって議論しているところでございます。個別の路線につきましても、対象市町村とも意見交換しながらどういった形で支援をしていくのか、維持していくのか、こういった議論は、この名護東線以外のところでもやっていくべきではないかと考えているとこでございます。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

取組をぜひ展開してください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　令和７年度の当初予算の説明書の21から行きたいと思います。

企画部関係で交通政策課ですね、シームレスな陸上交通体系構築事業についてであります。令和７年度の実施内容をお伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

この事業につきましては、御承知のとおり慢性的な交通渋滞の緩和、そういったところに向けまして公共交通の利用環境を改善していくと。自動車から公共交通利用転換を促進するための事業ということになっております。事業内容としましては、まず伊

佐以北のバスレーン延長に向けた実証事業の検討を今予定しております。加えまして、北谷、琉大等を結節する新規バス路線の実証実験、こちらのほうも検討しているとこでございます。あわせて、ノンステップバス、こちらの導入支援を行うということが事業の概要となっております。

以上でございます。

○高橋真委員　このノンステップバス導入の目的を教えてください。

○平良秀春交通政策課長　お答えいたします。

基本的にノンステップバスの導入につきましては、高齢者、障害者、当然観光客も含めて、バス利用者が快適にバスを利用できるように、そういった利用環境を整えるというところが目的となっております。

○高橋真委員　では車椅子ユーザーも乗れるようなアシストもついていると考えていいですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　基本的に運転士が引き出す形になりますけれども、アシストは導入されていると認識しております。

○高橋真委員　私は以前、バリアフリー観光体験で車椅子に乗車して、銘苅から首里城までモノレールを使って行ったんですけれど、そのとき路線バスを使いました。そのとき路線バスを使ったこの対応なんですけれど、最終的にアシストがあるのは運転者さん分かっていたわけですけれど、アシスト自体が壊れていたんです。結局、路線バスで使えなくて、心のバリアフリーということで、みんなで車椅子を担いでバスに乗ったということもあります。こういった状況というのはバス会社に対してもそうでありますけれど、どういった形でこのシームレスな対応を考えていくんでしょうか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　今、委員のほうから、ノンステップバスの実際の運用についての、そういった事例の御提供ということだと思います。日々いろんな方々から、バス利用についてはこうすべきとか、こういう課題があるっていう御意見もいただいているところでございます。こういった御意見につきましては、日頃からバス協会もしくはバス事業者さんと共有しながら、改善を図っていこうと、そういったお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○高橋真委員　もう一回、どういった関わりができるんですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　まずノンステップバスの今の御指摘につきましては、当然、県の補助事業で導入しているところでございますので、こういった事実関係もバス事業者等に確認しながら対策を検討していきたいと考えております。

○高橋真委員　こういう実態があるということでしっかりと対応いただきたいと思います。

それともう一つであります。減便された地域からは、やはり困っているという県民の声が数多く寄せられます。そういったことについて、この心理的にシームレスな環境の構築ということで、どういった情報が提供できるんですか、お伺いいたします。

○武田真企画部長　バスの減便というのが、昨年、一昨年来から目立つようになってきて、県民の皆様の移動の確保という意味では、非常に課題があるっていうふうに我々も認識しております。原則的に運送法、法律に伴うものにつきましては、事業者は、沖総局のほうに法律に基づいた手続をなさっているんですけれど、やはりそういう減便の状況、今後の見通しというのが市町村とか、住民の皆様には知らないうちに進んでしまっているというな事例が多々見られました。今回の77便も含めまして、そういうふうな減便を行うのであれば､事前にその市町村だったり、住民の方にそういう情報提供をしていただきたいと、事前に情報提供していただくことで、その前後の対策が我々も取りやすくなるということで、法律的には義務はないんですけれど、バス事業者に対してはそういったことを我々も促していますし、沖総局からもそういうことを事業者に対して求めているというふうな今動きになっております。今後、また減便が出てくる際には､そういった動きの中で、何が対策できるのかっていうのは、また市町村だったり様々な方たちと意見交換をしながら、その移動手段の確保に向けた取組をしていきたいと考えています。

○高橋真委員　確かに、路線の減便とかはバス会社が考えることもありますので、なかなかこちらも制限をかけたりとかそういうことはできないと思います。

ただ、沖縄県は広域的に工夫ができるかと思っています。例えば市町村では、各巡回バスというのを走らせていたりいたします。そういった減便して不便な時間帯に、この巡回バスでもって市町村境目まで運んでいって、そしてまた路線バスを乗るとか、またその境目から切れ目なく、こうやって利用者が移動できるような情報提供体制というのを構築できるのではないかと私は考えております。そういったところで汗を流して、しっかりとこの公共交通の利

用促進に関する広報活動の一環として、シームレスな活動、いわゆる心理的にシームレスな環境の構築を沖縄県としてやっていただくということは考えられないものでしょうか、お伺いいたします。

○武田真企画部長　委員がおっしゃるとおり、我々もそういったふうな意見交換の場だったり情報共有という場は必要だと思っております。まだ沖縄県でそういったものが完全に機能しているかっていうとまだ機能していないと考えていますので、そういったものを委員がおっしゃるようなイメージのもの、我々も構築したいと考えておりますので、その中でいろいろ移動の確保については取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋真委員　バスは非常に大切な公共交通であります。

続いて22ページにあります、交通事業者運転手等確保支援事業についてであります。事業概要、事業効果を教えてください。

○平良秀春交通政策課長　この事業につきましては、バスの運転手とか、あとタクシーの運転手、こういった交通事業者の人材確保を図ることを目的としておりまして、そういった交通事業者に対しまして求人広告、こちらも費用がかかりますのでそういった費用、あと二種免許を持ってない方でもそういった運転士にチャレンジできるような形で二種免許の取得経費、こういったことを補助する、これが大きな事業の概要となっております。

○高橋真委員　では、目標を教えてください。

○平良秀春交通政策課長　当事業で二種免許を取得する方の支援、これにつきましては約70名程度を支援していくということで想定しているとこでございます。

○高橋真委員　では前回で何名になるんですか、そしてまた推移について教えてください。

○平良秀春交通政策課長　こういった支援は令和５年度から令和６年度にかけて実施しておりますけれども、約180名の二種免許取得者を支援してきたという経緯がございます。しっかりと人数確保に取り組んでいきたいと考えているとこでございます。

○高橋真委員　今、目標であるこのバスの運転手が増えたことによって沖縄県全体としては、いわゆるバスの運転手としては充足する環境にあると言えるんですか、お伺いいたします。

○武田真企画部長　先ほどから、交通課長が答弁しているバスの人材確保について、我々取り組んでおります。一方で供給先という形では、我々取り組んでいるんですが、一方で実際に運転手、現職でされている方は非常に高齢の方も多くて、辞めていかれる方も多いと。そういうことで、結果として全体的に低減、減少傾向になっているっていうような実態になっております。そういう意味では、供給しながら辞めさせないというか、辞職を避けていただくような取組も片一方で必要だと思っているんですけれど、そのために必要なことはやっぱりバス利用者を増やすこと。それによって、バスの収益を上げていくことによって例えば賃金だったりとか、新たな雇用を生み出すとか、そういう形でしかバス運転手の確保っていうのは、現実的に難しいだろうと思っております。ですから、まずは今、我々供給側はやっていますけれど、片一方でやっぱりその抜けないような取組についても引き続きやっていきたいと考えております。

○高橋真委員　非常に重要な視点だと思います。利用者を増やす、そして運転手の確保も同時に行っていくと。令和７年度は新しい取組はございますか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　今の運転手確保という観点でのお話をさせていただきますけれども、先ほどお答えしたのが広告費の支援、あともう一つが、二種免許取得の支援という形でございます。どちらかというと県内での雇用、求人という形が想定されるかと思いますけれども、令和７年度の取組の中で、新たに県外から二種免許を取得しているバス運転手を雇用していくと、そのための渡航費等の支援、こういったことも実施することとしております。こういった新しい取組も加えまして、運転手確保については取組を強化していきたいと考えております。

○高橋真委員　この運転手を確保するために、いわゆる指導する指導教官という数は足りているんですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　今、まさに二種免許、大型、中型、普通も含めてだと思いますけれど、教習所の教官ということにつきましては実はここ数年、減少傾向にあると認識しております。

○高橋真委員　ということは教官、いわゆるその指導する方々へも支援が必要だと考えますが、そういう支援もあるんですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　令和７年度の取組の一環として、委員がおっしゃるとおり、やはり二種免許取得というところで教習所の教官が不足してきている、これは一つボトルネックになっております。

県としましては、そういったボトルネックの解消

も、この事業の中で新たに取り組んでいきたいと考えております。具体的に運転免許証の教官が、そういった例えば二種免許を取得するための資格を取る、そういった研修の経費というのを教習所に対して補助していく、こういった取組も新たに進めていこうと考えております。

○高橋真委員　実際､沖縄県内でそういう指導教官って何名ぐらいいるんですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　指定自動車学校21校ございますけれども、そちらの教習指導員につきまして471名となっております。

○高橋真委員　何名育成する予定ですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　今、20名を想定しております。

○高橋真委員　最終的にはこの指導、いわゆる教習所の指導教官も含めて、県として支援をしていくという流れだというふうに受け止めております。そうした中で、このバスの担い手というか、供給側に対する支援に対して、しっかりと今後やっていくことも非常に重要だと思っているわけですが、計画的に令和７年度、そして将来に向かって、この支援がいつまで続いて、そしてあるべき方向性に持っていくかという方針はお持ちなんですか、お伺いいたします。

○平良秀春交通政策課長　期間を区切ってということよりも、今現状の状況も踏まえながら、政策課題が解決できなければ継続していくと、そういったＰＤＣＡを回しながら、事業展開していくっていうことになるかと考えております。

○高橋真委員　しっかりとこの支援も含めて効果を出していただきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　お願いします。

今、議論になった公共交通バス利用の件ですけれど、先ほどの答弁の中で、コロナによって県民の外出が大幅に減ったということが、バス利用減少の一つの大きな原因と言っていましたけれど、そうですか。

○平良秀春交通政策課長　お答えします。

現状としては年々減っていっているという現状がありまして、加えてコロナ禍でその減少が大幅に起こったというところでございます。

○渡久地修委員　これはまだ回復していないということですか。

○平良秀春交通政策課長　現状として、コロナ禍前の水準にはまだ戻っていないと。

○渡久地修委員　先ほど、部長の答弁もあったけれども、いろんな人材確保、運転手確保、いろいろあるけれども、やっぱり利用者を増やしていくというところを中心に据えないといけないと。それで皆さんも一生懸命これまで去年は実証実験をやったりとか､今度も私は敬老パスのことを言っていたけれど、また高齢者を含めて利用者の実証実験をやると。その中身をちょっと教えてください。

○平良秀春交通政策課長　令和７年度のわった～バス利用促進乗車体験事業について概要をお答えさせていただきますと、まず基本的にはバス利用の促進ではあるんですけれども、公共交通の利用促進という観点で路線バスとモノレール、この運賃を半額にする実証実験、これは一定期間を設けて実施することとしております。概要としては以上になります。

○渡久地修委員　一定期間というのはいつ、どれぐらいなのか人数も教えてください。

○平良秀春交通政策課長　今の現状としての検討状況ではございますけれども、一月程度で約3000人ぐらいをモニターとして実証実験ができないかと考えているところでございます。

○渡久地修委員　一月3000人っていうんですけれども、3000人、3000回、どっちですか。

○平良秀春交通政策課長　3000人でございまして、モニターの方はこの一定期間数、どれだけ乗っても半額という形で想定しております。

○渡久地修委員　だったら、例えば１人が１回だけ利用する、あるいは１人が１か月間利用する、そういったこともあるわけですね。

○平良秀春交通政策課長　利用形態としてデータを把握しようというのが趣旨ですので、いろいろな利用の仕方があるかと想定をしております。

○渡久地修委員　3000人の募集はどんなふうにしますか。

○平良秀春交通政策課長　これについては今、現状検討、関係者との意見交換中ではございますけれども、まず協力いただく交通事業者との調整がまず前提としてございます｡それをベースにどういったツールでやるのか、先ほど事例としてＯＫＩＣＡというお話もしましたけれども、ほかのツールも含めてですね、組合せて活用できれば実施していこうと考えております。その上で、一般的にはホームページでモニター募集するという形もありますけれども、市町村もしくはいろいろな団体と連携しながら、そう

いったスマートフォンとかインターネットの利用が苦手な方でもですね、エントリーができるような形で工夫していきたいと考えているとこでございます。

○渡久地修委員　先着順になるんですか。

○平良秀春交通政策課長　これについても検討中でありますけれども、先着順というよりも、やはり一定の年齢構成でしっかりとした調査をすることも大事じゃないかなと思っておりまして、そういった募集方針について、これから恐縮ですが検討させていただく、詰めていくという段階でございます。

○渡久地修委員　路線ごとに3000のうち幾つも路線ありますよね。この路線には何人、この路線には何人というふうに割り振るのか、もうプールでやって、１か所にばんと大きなところだけに募集があったということになると違ってくるんですよね。どんなふうにするんですか。

○平良秀春交通政策課長　おっしゃっているように、この路線バスのサービス水準もエリアごとにちょっと違いますので、一定のエリアでモニターが集中するっていうことではなくて、いろいろなデータをとるという意味では、いろんな地域の方々に御利用いただくという形が望ましいかと今、考えているところでございます。

○渡久地修委員　部長、これとてもいい取組だと思うんだけれど、やっぱり県内の全ての路線に割り振っていくと3000ではあまりにも少な過ぎる。せめて１万人ぐらいでやったらと思うんだけれど、どうですか。

○武田真企画部長　我々も初めての取組になってきます。今回はその3000人を想定しているという形になってきます。実際の使われ方によってはもうちょっと人が前後すると思うんですが、そのデータを見て、必要があればまたその新たな取組という形で人数についても検討していきたいと考えています。

○渡久地修委員　これ１回利用する人がたくさんいるか、１か月間利用する人がたくさんいるかによっても予算も全然違ってくるわけですよね。だから、僕はやっぱり１万人ぐらいの規模でしっかりと検証できるように、これは要望しておきたいと思います。そして、これはあくまでも利用促進を増やしていく、車から公共交通に移動させていく。そして社会参加を促進していくというのが目的ですよね。

○平良秀春交通政策課長　おっしゃるとおりでございます。

○渡久地修委員　部長、先ほどのコロナから社会参加は回復していないというのがありましたよね。それをどうやっていくのかという点で県民の意識、確かにそう言われたらね、僕らの周りもコロナ以降、みんなもう家に閉じ籠もる人が増えて外出が減っているんですよ。だからそういう意味で、やっぱり社会参加を促進していく上で、例えば県のイベントがありますよね、産業まつりとか、何とか祭りとか、ありますよね。そういうものとバスの利用券をセットにして、例えば産業まつりに参加する人は半額にしますよということで、社会参加を促進していくというのも一つの手だなと思いますけれど、その辺はいかがですか。

○武田真企画部長　ありがとうございます。

一つのアイデアとして承らせてください。

○渡久地修委員　承ったというのはやりますということで理解しておきたいと思います。

次に、駐留軍用地跡地の先行取得について、現在の実績についてお願いします。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　県では令和７年１月末現在ですけれども、約17.1ヘクタールの土地を取得しております。目標面積に対しましては約78％となっております。

以上です。

○渡久地修委員　今年度の予算でこれが活用できれば何％になりますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　今、お答えした内容が今年度の取得状況となっております。

○渡久地修委員　新年度の予算で取得したらどうなりますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　令和７年度ですけれども、目標2.5ヘクタールを取得するということにしておりまして、累計面積が19.6ヘクタール、約89％の取得率となる見込みであります。

以上です。

○渡久地修委員　要するに、地主からの申入れが増えた場合ですよ、この予算が足りなくなったときは、また補正を組むということでいいですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　一応、申出によって購入するという制度になっておりますけれども、足りなくなった場合は補正も考えていきたいと考えております。

○渡久地修委員　もう予算は使ってしまったけれど、地主さんから要望があれば、補正を組んででも対応するということでよろしいですね。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　補正が組めない場合は、仮申出ということも検討したいと考えております。

○渡久地修委員　よろしくお願いします。

次に、先ほど、令和９年度に跡地利用計画策定をやるということを言っていましたけれど、それでよろしいですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けては、令和９年度に全体計画も取りまとめるということを策定するということにしておりまして、引き続き宜野湾市と緊密に連携して国、地権者等と調整を行いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　部長、ここに計画書がありますけれど、普天間基地の早期返還というのは県民みんな、全ての政党も一致しているんで、この計画も今進められているんですよね。それで、今ほかの部署で議論になっているワシントン事務所の件があるんだけれど、沖縄県が宜野湾市と一緒に、県民と一緒に普天間基地の跡利用計画を進めていますよと、こんな構想を持っていますよということをしっかりとアメリカの政府や議会に伝えることが必要だと思うんです。これはこれまでやられていますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　これまではやられていないと思います。

○渡久地修委員　部長、今後ね、やっぱり普天間基地の過重負担の実態、県としては返還された後はこんなふうにしていますよということはね、しっかりアメリカにも伝えることが必要だと思うんですけれど。今後これやっていただきたいんですが、いかがですか。

○武田真企画部長　今、委員がお手元に持っている資料につきましては、基本的には宜野湾市民を中心に広報広聴、広報活動について行っているところです。御提案のあった米軍関係者へのその情報の提供については、今後検討してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員　ぜひやっていただきたいと思います。

次に離島過疎地域への支援について、皆さん、今回小規模離島の支援を打ち出していますけれども、小規模離島の運営はとても大変なので職員派遣しますよね。これ何ていうのかな、小規模離島の繁忙期っていうのは、いつ頃だとかというのはあると思うんですよね、その辺は当然、把握していますよね。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

今委員がおっしゃった職員の派遣というのは渡名喜村への派遣だと思います。これは通年で派遣をいたしますけれども、これとは別に先ほど申し上げた拡充事業の中で、スポット的に繁忙期、例えば年末調整の事務が忙しいとかそういう時期がございますので、そういった時期に市町村課として別途支援ができないか、これは渡名喜村に限らずでございますけれども、できないかというのは事業内で検討しているところでございます。

○渡久地修委員　それぞれの離島は全部違うので、先ほどいろんな支援のメニューもあったんだけれど、やっぱり通年で派遣するのも必要だろうし、あるいはもうその時々、１か月間、２か月間とかね、その時々で派遣するのも必要だと思いますので、それは今から検討してくださいね。よろしくお願いします。

そして、次にガソリンスタンド、農協、郵便局などの一体的な運営ということをこれまでずっと提案してきましたけれど、部長はこれまでいろいろ研究したり、自治体とも相談してやっていくということを答弁しましたけれど、これいつもと同じ答弁なのよね。だからこれまでどれぐらい調査して、どんな研究をやってきたかをお願いします。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えいたします。

ＳＳだとか、郵便局、共同売店が一体となって運営しているという事例なんですが、例えば本島北部で言いますと国頭村奥の共同売店ですね。地域住民が出資した共同売店でガソリンスタンドや簡易郵便局だと運営している事例がございます。また同じく国頭村安波の共同売店では、共同売店と隣接するガソリンスタンドを運営しているという事例がございます。また全国の事例で言いますと、新潟県の長岡市では既存のＳＳ事業者が経営の効率化を図るため、ＳＳに併設して簡易郵便局を設置するというような事例がございます。

○渡久地修委員　県内の小規模離島の役場、自治体とそういう意見交換をやったことはありますか。

○島袋直樹地域・離島課長　先日、渡名喜村に行きまして、渡名喜村のガソリンスタンドの状況だとか、現在、移住者支援の取組だとかというのを役場と意見交換してまいりました。

○渡久地修委員　その役場の意向はどうですか。

○島袋直樹地域・離島課長　例えば移住促進の支援事業を進めたいんだけれど、マンパワーがないということで、どういう取組ができるかということで、県内では国頭村のほうで空き家の活用が進んでいるというところもございましたので、渡名喜村に限らず、国頭村の取組を見に行こうということで多良間村だとか、本島だと本部町などを交えて国頭村のほ

うに見に行って、国頭村のやっている事例を役場のほうから紹介してもらって、いろいろ資料とかも頂きながら、渡名喜村が勉強して帰ったという状況でございます。

○渡久地修委員　これはもう離島自治体の意向が一番大事ですよね。県からこれやりなさいっていうわけにはいかないから、そこがどういう要求を持って、こういう事例もありますよということを示していくことが大事だと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　よろしくお願いします。

特定駐留軍用地等内土地取得事業について１点だけ伺います。令和７年度で順調にいけば89％を取得できるということは令和８年度にはもう100％いく可能性があります。それ以降、どのようにされていくのか伺います。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　県と宜野湾市は共同で普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けて検討、調査をしているところです。目標面積の取得の軍用地料につきましては、新しい公共事業に取り組む必要が出てきた際の先行取得の財源になるということになっておりまして、今後、宜野湾市と共同で跡地利用計画で必要な公共施設を検討していくということにしております。

○当山勝利委員　分かりました。

今後、検討ということなのでいいんですけれど、大体、でももう目の先に来ているので、次年度内か次々年度内にはそういう検討が必要かと思いますが、どうでしょうか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　現在、必要な公共施設等についても検討を進めている状況でありますので、その検討の状況によって必要な公共施設を先行取得していきたいと考えております。

○当山勝利委員　分かりました。よろしくお願いします。

次、続きましてＳＤＧｓ推進事業について伺います。令和７年度の事業概要について答弁願います。

○新垣久美子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　当事業は、全県的なＳＤＧｓを推進するため、多様な主体の参画と連携を促進する沖縄ＳＤＧｓプラットフォームを活用し、会員による情報発信のほか、パートナー企業や認証企業による交流連携促進プロジェクトチームによる新たな取組の創出に取り組んでおります。また、ＳＤＧｓの普及啓発に向け、イベントやセミナーの実施、県内のＳＤＧｓの取組状況などを取りまとめたモニタリングを行っております。

以上です。

○当山勝利委員　今はいろいろな取組の中にＳＤＧｓの啓発活動というのもありましたけれども、新聞に企業側がＳＤＧｓ推進において何をしてよいか分からないというようなそういうアンケートの結果の報道もありました。まずこの県の受け止めと、その対応について伺います。

○新垣久美子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　ＳＤＧｓの推進に当たっては、企業をはじめとした多様な主体の参画が重要と考えております。このため県では、令和４年度に沖縄ＳＤＧｓプラットフォームを設置し、ＳＤＧｓに関する情報の発信や共有、連携の促進に取り組んでいるところです。企業が実施するＳＤＧｓの取組としては、脱炭素や人材育成、働きやすい環境づくり、社会貢献活動など多岐にわたりますが、県では沖縄ＳＤＧｓパートナー登録企業1088社の取組情報をホームページに掲載し、取組の見える化を図っているほか、企業向けセミナー、交流会の開催、相談窓口の設置等を行っております。

県としましては、多くの企業がＳＤＧｓの取組を進められるよう、引き続き支援を行ってまいります。

以上です。

○当山勝利委員　それにしては、アンケートの結果がたしか11％は推進しているけれど、それ以外の会社は推進できていない、何をしていいか分からないということで、プラットフォームをつくっている1088社が協力しているっていう話は伺ったんですが、周知とかそういうのがまだまだ足りないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○新垣久美子企画調整課ＳＤＧｓ推進室長　ＳＤＧｓに取り組む企業に対する金利を優遇する融資など、既に様々な支援があるほか、取組事例についても県のＳＤＧｓプラットフォームをはじめ様々な媒体で情報発信がされておりますが、それらの情報が十分に伝わっていない可能性があると考えております。このことから県では、企業が活用できるＳＤＧｓに関する金融支援やサービスに関するセミナーや、カードゲームを通じて企業のＳＤＧｓの取組を理解するセミナーを今年度実施いたしました。またラジオ等も活用した事例紹介、経済団体機関誌へのパートナー登録制度の広告掲載などを行っており、引き続き情報発信を強化するとともにＳＤＧｓに取り組む企業団体とも連携しながら、県内企業へＳＤＧｓへの参

画を働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　頑張っていただきたいと思います。まだまだ道半ばだと思いますが、よろしくお願いします。

自動運転交通サービス社会実装推進事業について伺います。

○西垣紀子交通政策課副参事　本事業は先ほども少し答弁をさせていただきましたが、運転手不足などの公共交通の維持が難しい離島地域において、低コストで持続可能な自動運転交通サービスの導入に向け取り組む事業となっております。

以上です。

○当山勝利委員　すみません、では地域実装推進事業と社会実装推進事業のすみ分けについて伺います。

○西垣紀子交通政策課副参事　令和７年度はおっしゃるとおり、この２つの事業を計上させていただいております。予算面から御説明をさせていただきたいのですが、まず自動運転の地域実装推進事業につきましては、国交省など各省予算を活用した事業となっておりまして、もう一つ、社会実装推進事業につきましては、内閣府の一括交付金を活用した事業となっております。

以上です。

○当山勝利委員　ということは、大体中身は共通しているけれども、予算が違うということですか。

○西垣紀子交通政策課副参事　活用する予算はそれぞれ事業ごと異なりますが、少しすみません、それぞれの事業について御説明させていただきたいと思っております。まず地域実装推進事業におきましては、多良間島において、バスやカートの自動運転実証実験、また先ほど申し上げましたが、住民協力を促すためのワークショップを実施するなど自動運転技術を中心とした内容となっております。もう一方、同社会実装推進事業につきましては、例えば自動運転に関してやはり地元の専門員の育成も必要となってきます。そういった人材育成に加えまして、運賃の設定などその事業成立性の検証など、地域で運行していくための取組内容を実施する予定となっております。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

先ほど、バスとカートというふうにおっしゃっていて、レベル２でやられるということを聞いています。そうすると運転手が必要になるんですが、その運転手の確保と、あとどこが雇用するんでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事　おっしゃるとおりで、今回、多良間島におきましては、運転者が乗った状態のレベル２から開始をいたします。バスにつきましては現在、村営バスの運転手がおりますので、バスの運転手というところは実際にいらっしゃるという状態になっております。カートにつきまして、やはりおっしゃるとおり、新たに運転手というところが必要となってきますので、このカートにつきましては、すみません、バスもカートにつきましてもやはり村営で今後、運営していきたいというところの多良間村の意向もございますので、雇用形態としましては多良間村で雇用することを今想定しております。

しかし、その費用につきましては実証実験の費用として、国の補助事業を活用して進めていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　これを自走化したいということだったと思いますが、村営でやっていきたいということでよろしいんでしょうか、将来的には。

○西垣紀子交通政策課副参事　多良間村の移動につきましては、バス及びカートにつきましても村営バス、将来的にはやはり人件費がかからないように最終的には無人化、いわゆるレベル４の自動運転サービスを目指したいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　すみません、資料のほうをちょっと出せないので１点だけ聞きます。シームレスな交通体系構築事業についてですが、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場、これはもう施策の中に入っていると思います。現在、利用者が多くなっているというふうなことを伺っていますが、認識について伺います。

○平良秀春交通政策課長　御指摘のてだこ浦西パークアンドライド、こちらにつきましては2023年、おっしゃるとおり利用台数が20万台と過去最高の状況と聞いているところでございます。これにつきましては、当然、慢性的な交通渋滞の緩和に貢献している、公共交通の利用環境の改善に貢献していると認識しております。交通政策課としましても関係部局と連携しながら、こういった制度の利用促進に取り組んでいきたいと考えているとこでございます。

○当山勝利委員　月ぎめのほうがもう満杯でなかなか取れないということも聞いていますが、どのように対応されますか。

○平良秀春交通政策課長　おっしゃるとおり、非常

に利用者が増えているという状況は聞いております。今、たしか800台ぐらいの枠がございまして、その中で月ぎめはもう満杯であるというふうに聞いております。あと平日、休日も含めて時間貸しのところも、日によっては非常に混雑する状況と聞いております。とはいっても、そういった月ぎめもそうですけれども、そういった平日の時間貸しのところも最大限活用しながら、しっかりと公共交通の利用促進、もしくは渋滞緩和に向けてつながるように取り組んでいきたいと考えているところです。そういった意味では周知等も含めて、関係部局と連携していきたいというふうに考えているところでございます。

○当山勝利委員　これを造る、造らない、増築するどうのこうのは、土木さんとの関係もあるのでしっかり連携していってやっていただきたいと思います。

次、行きます。科学技術振興費について伺います。

まずこの科学技術振興費なんですが、予算額は前年度と比べて減額になっておりますが、理由について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　科学技術振興費につきましては、令和６年度予算が６億1942万8000円、令和７年度予算が５億4347万4000円となり、約7600万円の減額となっております。主な要因としましては、沖縄イノベーションエコシステム共同研究推進事業における事業スキームの見直し、またヒト介入試験プラットフォーム事業が終了することなどによるものでございます。また令和５年度の有識者会議の提言を踏まえまして、県内大学等が有する研究成果を県内企業が使えるように技術移転する仕組みをつくるために、県内大学などが有する知的財産などの活用を検討する企業に対する補助事業を実施することとしておりまして、そこに2400万円を計上しているところでございます。

○当山勝利委員　分かりました。

事業が減ったこと、見直したことということがあって、減になったというのは理解いたしました。

次、沖縄県産業振興重点研究推進についてですが、これまでの成果について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　本事業につきましては、産業振興に係る課題などに対処したテーマなどにつきまして、県立試験研究機関などによる研究開発を推進し、その成果を企業などによる活用につなげることで、本県の産業振興を図ることを目的としております。

重点研究課題につきましては、各試験研究機関におきまして、外部の専門家などから構成される部会において、重点研究課題の候補を選定いたしまして、その後、企画部において統括監級で構成される試験研究評価会議にて決定しております。具体的な成果の一例としましては、平成23年度から３年計画で行った泡盛をテーマとした重点研究課題で、泡盛古酒の特徴的な香り成分を検出いたしまして、泡盛の香りや味わいなどの表現方法を統一した泡盛フレーバーホイールの指標成分の一つとして活用されている事例がございます。

以上になります。

○当山勝利委員　令和７年度事業について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　令和７年度の重点研究課題につきましては、継続４件、新規３件の計７件を実施する予定でございます。具体的には海藻類の生産安定化に向け、本県の種苗の特性や環境条件に適した人工採苗技術の確立をする研究ですとか、クルマエビの感染症の一つであるクルマエビ急性ウイルス血症の影響を受けない種の開発など、安定した養殖技術を開発する研究がございます。

○当山勝利委員　これはいつから行われている事業なんでしょう。

○大城友恵科学技術振興課長　事業開始年度につきましては、平成21年度からとなっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　ホームページ見たときに、なかなかこの事業についての成果っていうのが見えてこないんですよね。ぜひこれが分かるように、成果があるものであればしっかり出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長　委員のおっしゃるとおり、ホームページを確認したところ、各試験研究機関の成果報告情報といって、試験研究活動を取りまとめた成果情報は公開はしておりましたが、この重点研究課題という形での公開は少し限定的になっておりましたので、この点はちょっと改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　よろしくお願いします。

次、子ども科学技術人材育成事業について伺います。令和７年度事業について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　令和７年度につきましては、今年度と同様に琉球大学、ＯＩＳＴなどの高等研究機関や研究機関、企業などと連携した科学体験プログラムですとか、体験ブースを設置して開催する科学イベントなど、子どもたちの科学に対する興味関心を高める取組を実施していきます。

また令和６年度の科学イベントにおきまして、ＣＳＲ活動の一環として､企業の取組を体験できるブースを設置しましたところ、子どもたちからは職業体験により企業の活動に対する具体的なイメージが持てたなどの御意見もございましたので、令和７年度につきましては、理系の職業の魅力を伝えるキャリア教育プログラムというものを新設いたしまして、将来の科学技術、産業の振興を担う科学技術人材の育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　キャリア教育なんかも実施されていくということで、本当に子どもたちが理系もしくは技術系の進路に興味を持ってもらうってことは重要だと思いますし、国の政策としてもその方向を増やしていきたいというのもあるので、ぜひ頑張っていただきたいなと思っております。リケジョとかね、そういう人たちの人材も必要だということですので、頑張っていただきたいと思います。

次に行きます。沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業についてなんですが、毎年、大きな予算をかけてやっていらっしゃいます。まずこれまでの事業化研究の取組について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業につきましては、沖縄に地域型のイノベーション・エコシステムの構築を推進するために、大学などを核とした共同研究に対しまして、基礎研究から事業化研究まで段階に応じた支援を行っております。具体的に申しますと、産学連携を条件としました共同研究、大学などが行う画期的な共同研究、一層の支援が求められる分野に対する共同研究支援を行ってきております。このうち産学連携による出口指向型の研究を支援する産学連携共同研究は、令和４年度から令和６年度までに25件を実施しております。具体的な成果として補助事業に移行したものが１件、事業化に至ったものが１件、大学発ベンチャー創出に至ったものが１件となっております。平成27年度から令和３年度まで７年間実施した58件につきましては24件程度、成果が出ておりますが、今回の新規のこの事業に関しましては、まだ３年計画の事業が終わったばかりなので、ちょっと件数としては少ない状況になっております。また成果の事例としましては、玄米の由来成分が有する例えばたばこ、アルコールの摂取過剰への依存を緩和する機能を解明した事例ですとか、バイオマスの燃焼灰を活用して県産の花ブロックなどの生産技術を開発いたしまして、その製造を担うベンチャー企業が新たに立ち上がった事例などがございます。

以上です。

○当山勝利委員　３年間で、それでも事業化に向けたものが進んでいるということはいいことだと思います。頑張っていただきたいと思います。

そして、これまでの産業化に向けた先端医療や感染症分野の支援について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　先端医療、感染症分野を設定している研究支援のほうでは、令和４年度から令和６年度までの３年計画で、将来的な産業化ですとか、社会課題解決に向けた研究開発の支援を行っております。具体的には、先端医療分野におきましては、沖縄県民のゲノム情報ですね、遺伝子に関わる情報を２万7000人くらい集めております。これがバイオインフォメーションバンクといって収集した情報を琉球大学のほうに、今集約しております。琉球大学のほうが移転しますけれども、そちらのほうで、そのバンクを活用した研究が引き続き継続されていく見通しとなっております。またスポーツにおいて最もけがの多い関節に脂肪肝細胞を投与いたしまして、治癒ですとか、痛みを和らげるなどの効果を得る研究を行っております。こちらにつきましても琉球大学のほうで、引き続きスポーツ再生医療というような分野で例えばアスリートに対する痛みを和らげるための治療ですとか、そういったところをちょっと引き続き実施していきたいと聞いております。また感染症分野につきましては、沖縄産の蚕を使ったアフリカ豚熱の経口ワクチンの開発に資する研究ですとか、高い免疫機能を発揮する水産用のワクチンなどの開発研究を行ってきております。これらの研究テーマにつきましては、例えばアフリカ豚熱のワクチン開発に関する現行の研究につきましては、海外の研究機関と引き続き連携して、開発に取り組むというようなところで進展を図っているところでございます。

以上になります。

○当山勝利委員　いずれの研究、それぞれの分野においても重要なことをされているというふうに受け止めましたので、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。またそれも事業化に向けて頑張っていただきたいと思います。あとこの事業、令和８年度までの取組となっていて令和７、８で終わりとなります。まとめの機会になると思いますけれども、取組について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長　イノベーション・エ

コシステムにつきましては、また新たにシーズを絶え間なくイノベーションを創出できるような研究の種を育てていかなければいけないというふうに考えておりまして、そのシーズ発掘、育成に係る小型の支援枠、１件当たり100万程度の支援枠というのは新設しております。また感染症ですとか、先端医療というちょっと特定された分野を少し広げまして、分野の設定を健康長寿、マリンサイエンスといった分野への見直しを行っているところでございます。

○当山勝利委員　いつも言っていますけれど、これは本当に将来の沖縄県の飯の種を一生懸命発掘している事業だと思いますので、しっかり頑張っていただきたいと思いますが、部長どうでしょうか。

○武田真企画部長　そういった基礎研究は将来の沖縄の糧になるものと考えておりますので、引き続き我々も対応できる支援を頑張ってやっていきたいと思っております。

○当山勝利委員　引き続き離島活性化特別事業について、沖縄離島体験・デジタル交流推進事業なんですが、令和４年度以降の事業について伺います。また令和７年度の事業について伺います。

○島袋直樹地域・離島課長　今、委員からお話がありました離島体験・デジタル交流推進事業は、本島の生徒を離島に派遣したり、離島の生徒を本島に派遣したりといったスキームがございます。令和４年度以降の派遣実績といたしましては、令和４年度に25校、1415名、令和５年度に27校、1252名、令和６年度に26校、1112名を派遣したところでございます。令和７年度については26校、今のところ1300名の派遣を計画しているところでございます。

○当山勝利委員　これなんですけれど、残念ながらホームページを見たら事業目的しかなくて、成果が全くないんですよね。いい成果で、子どもたちも本当にこれでいろんな体験していると思うので、そういうものを載せていただきたいんですけれど、いかがでしょうか。

○島袋直樹地域・離島課長　委員御指摘のとおり、当課ホームページでは事業目的のみの掲載となっておりました。先ほど申し上げた令和４年度以降の派遣実績等については、昨日ホームページにアップしたところでございます。

○当山勝利委員　早速の御対応ありがとうございます。

次、伺います。離島とのつながり推進事業の内容について伺います。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えします。

令和４年度から離島ブランディング事業として離島地域における交流人口の増大を目的に、県外在住者向けの離島ツアーを実施してきた島あっちぃ事業と、関係人口の創出を目的に県内在住者向けのボランティアツアーを実施してきた島まーるが令和６年度で終期を迎えたことから、その後継事業として、令和７年度から離島のつながり促進事業を実施することとしております。具体的には、これまで島まーるとして実施してきたボランティアツアーに加えて、地域の課題解決に向けたワークショップ等を含むモニターツアーを実施するほか、対象者をこれまでの県内在住者に加え、県外在住者にも拡充して取り組む予定としております。

○当山勝利委員　簡単でいいんですけれど事業の目的はなんでしょうか。

○島袋直樹地域・離島課長　離島地域の現状や課題を学んで、体験交流するモニターを実施することで、離島における受入れ体制の強化を目的とした人材育成を実施することで、またもう一度、訪れたいというような再訪意欲の向上だとか、地域に多様な形で関わる関係人口を創出して離島地域の活性を図ることが目的でございます。

○当山勝利委員　離島の活性化っていうのは重要な、いろんな本当にいいところでそういう活動をちょっとやっていく必要もあると思います、頑張ってください。

最後です。統計に関してですが、産業連関表の更新時期について伺います。

○金村禎和統計課長　産業連関表につきましては、西暦年の末尾がゼロ、またはこの年次を対象として、５年ごとに作成することとなっております。現在対象年次、令和２年の産業連関表の推計を行っているところです。更新時期につきましては、令和７年度中の公表に向けて作業を進めているというところです。

以上です。

○当山勝利委員　これはちょうどコロナの時期ですよね、経済的に落ち込んだとき、そのときのものでも大丈夫ということでしょうか。

○金村禎和統計課長　今おっしゃっている産業連関表につきましても、西暦年の末尾がゼロ、またはこの年次を対象とするというところが基本になっております。国が作成する全国表につきましても、令和２年を対象に推計をしているというところで、沖縄県においてもコロナの影響はございますが、令和２年、2020年を対象年次として、今推計を行ってい

るところでございます。
以上です。
○当山勝利委員　原則は分かるんですけれども、要するに観光産業と言われる飲食中心に落ち込んだ、だけど製造業は伸びているっていうような、ちょっといびつな経済状況だったと思うんですね。この連関表は、そのときの経済状況を反映させると思うんですよ。それでも大丈夫だっていうことでしょうか。
○金村禎和統計課長　過去の作成対象年次に震災、例えば阪神淡路大震災、それから東日本大震災がございます。そのときにも、その年次を対象に推計をしているというところでございます。
以上です。
○当山勝利委員　地域とやっぱり全国とは違うんですけれども、コロナって全国的なものでしたよね。それでも大丈夫でしょうか。
○金村禎和統計課長　産業連関表自体が沖縄県のその年次の産業構造、経済構造であったり、そういったものを作成するものなので、コロナの状況の中で沖縄県がこういった経済状況、産業構造であったというのを示すということで、特に年次を変えるとか、対象年次を変えるということは行っていないというふうに考えております。
○当山勝利委員　原則は分かります。その原則でやっているっていうのはね。だけど、あくまでもそのときの経済状況を反映させるのが産業連関表だと思っていて、それが別の年の経済波及効果とかの計算に使われるわけですよね。そういうときに、本当に使えるものかどうかっていうのはちょっと私はどうなんでしょうかということですので、そこはまた置いて終わります。
○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。
午後０時７分休憩
午後１時26分再開
○西銘啓史郎委員長　再開いたします。
それでは、午前に引き続き企画部に係る甲第１号議案に対する質疑を行いたいと思います。
大田守委員。
○大田守委員　まず、資料３－３のほうから入っていきたいと思っております。
19ページの沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業なんですけれども、今回これが9000万円減額されております。この減額の理由は効果がなかったのか、それともタイアップする大学が少なくなってしまったのか、あと国の予算が、補助金が少なくなったのかどうかお聞きしたいと思っています。
○大城友恵科学技術振興課長　沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業につきましては、令和４年度から実施しておりまして３年目となっております。研究事業でちょっと時間がかかるので３年計画で事業を実施をしているということで、今回、30件中24件程度が事業終了の年となっております。これに伴いまして、事業のスキームを見直しております。具体的に申しますと、新しい研究成果につながるような研究を発掘したいということで、100万円程度の支援枠を新たに設置しております。それで大体13件、10件程度設定することとしておりますし、先ほど御説明申し上げましたけれども、先端医療、感染症といったこれまで支援した部分も３年計画で終了いたしますので、新たに健康長寿とマリンサイエンスという新しい分野の設定を行っております。これに伴いまして、予算の規模が6000万円から7000万円程度縮小されておりますけれども、支援件数としましては、令和６年度が30件、令和７年度につきましては32件程度を支援する予定となっております。
以上です。
○大田守委員　県内大学という形になっているんですが、県内の大学は琉大に工学部があって、あとはＯＩＳＴぐらいしかないと思うんですけれども、そこはもうＯＩＳＴも入っていらっしゃるという考えでよろしいでしょうか。
○大城友恵科学技術振興課長　30件中、ＯＩＳＴの研究者が参画している研究につきましては３件となっております。
○大田守委員　分かりました。
次、これは20ページ、新たな公共交通システム導入促進事業、これ中南部の交通緩和策を期待できると思うんですけれども、その中で具体的に中南部でどのような形の導入システムを考えていらっしゃるのかどうか。
○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　この事業につきましては、まず１つ、鉄軌道の導入促進ということで、鉄軌道につきましては那覇から名護間の敷設を目指しております。また、同じ事業の中でフィーダー交通の導入可能性調査もやっておりますけれども、フィーダー可能性調査につきましては、鉄軌道の那覇から名護間の１本の基本軸から各地域のほうに伸びるフィーダー交通の可能性を今調査しているところでございまして、これは今、20余りの候補をピックアップいたしまして、その中から有望なものをさらに絞り込むということでただいま検討中でございます。またモノレールにつきましても、フ

ィーダー交通の導入事業の中で可能性調査を行っているところでございます。

以上です。

○大田守委員　このフィーダー交通の中にＬＲＴもその中に入っていると考えてよろしいでしょうか、鉄軌道の一部なんですけれども。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　そのとおりでございます。

○大田守委員　そうであれば、鉄軌道の復旧は山中貞則先生が沖縄県の壊滅した鉄軌道の復旧・復興は、政府の責任であるとおっしゃっておりました。そういった中では、私は復旧・復興であれば糸満と与那原がこの中にまだ具体的に入ってきていないと。それをしっかりとやってほしいんですよね。この件に関して、どのようにお考えでしょうか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　県といたしましては、鉄軌道につきましては先ほども申し上げましたとおり、那覇から名護間を１時間でつなぐ基幹軸として想定いたしております。この鉄軌道のルート案でございますけれども、これは６万2000件ほどの県民意見ですとか、また専門委員会での議論等を踏まえまして事業効果ですとか、採算性、事業費等を考慮しながら決定したものとなってございます。糸満、嘉手納、与那原町など、その他の地域もいろいろございますけれども、移動利便性向上につきましては、鉄軌道と接続するフィーダー交通の導入について可能性調査の対象としたいと考えてございます。

以上です。

○大田守委員　私はこの鉄軌道の目的からやれば、やはり糸満と与那原､これを外しちゃいけないと思っています。それと嘉手納ですね。糸満－那覇－嘉手納、糸満－那覇－与那原、この線で当時つながっておりました。だから鉄軌道の復興・復旧、そのためのフィーダー交通の整備であれば、県としても、ぜひともこの３点だけは取り残さないようによろしくお願いいたします。

22ページ、交通事業者運転手等確保支援事業なんですけれども、先ほど280名ぐらいの成果があったということを聞いているんですけれども、しかしそれでもタクシーが現在３割ぐらい動いていない状況、会社でいえば運転手が確保できてなくて50％動いていない状況なんですよね、その点を県のほうはどのように考えて、あとどのぐらい運転手を増やすべきだという、そういった想定目標値はあるんでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　タクシー業界につきまして、運転手ですけれども、令和元年度との比較をよく施策をする上でやっていたりします。タクシー会社59社にアンケートを取っておりますけれども、その結果からすると、今、運転手の数は90％ぐらい戻ってきているという状況でございます。そうは言っても、やはり不足しているという状況ございますので、今は二種免許取得、あと広告費の支援等を引き続き行うということと、もう一つ、やはりタクシー運転手になりたい、二種免許を取りたいという方もタクシー業界の方から聞くと多いんですけれども、やはり指定自動車学校のほうが混んでいて、なかなか二種免許が取得できないといった課題というのは業界のほうからも聞いておりますので、そういった教官不足というところの課題、ボトルネックの解消に向けても、令和７年度に新たに取り組み始めたいと考えるところでございます。

以上でございます。

○大田守委員　この事業に関しまして、沖縄県の税金でやっておりますので、もし二種免許を取ってですね、沖縄県内で何年間働くというそういった縛りはあるんでしょうか。

○平良秀春交通政策課長　現状としては、そういった条件は設けておりません。

以上です。

○大田守委員　せめて１年でもやっていただければ、その分タクシー会社も、あとバス会社も助かると思うんですよね。やはり本土のほうは賃金が高いので向こうに移るという方が結構いらっしゃるんですよ。その点も含めて、もう少し対策を考えてほしいなと思っております。これは要望ですね。

38ページですね。２番目、離島・過疎地域の持続可能な地域づくりということで、離島航路船員確保・育成支援事業なんですけれども、具体的な内容、そして、これ何年続いているか私はちょっと分からないんですけれども、効果はどれぐらいあったんでしょうか。

○武田真企画部長　船員確保の事業につきましては、令和５年度から取りかかっております。令和５年度からの比較的新しい取組になりまして、水産高校系以外の高校生の就職体験みたいな形でやっておりまして、これまでに１人が実際に海運事業に就職したり、１人が内定したり、もう一人が水産系の大学のほうに進学しているという実績がございます。

○大田守委員　まだまだ１年目、２年目ですか。まだ具体的に大きな成果は出ていないと思うんですけ

れども、これはぜひ必要な政策だと思いますので、よろしくお願いいたします。

これは39ページなんですけれども、８から10までこの石油製品からいろんな離島対策、過疎対策など様々な政策はあるんですけれども、しかし、なかなか結果が見えてないですよね。宮古、石垣にしても人口が減っております。そのほかの離島はさらに減っております。そういった中では、やはりこの地域に産業がないと若い人が居つかない。私の知っている島では、もう高校、中学校を卒業したらもうそのまま島に帰らない。島に行っても仕事がないんですよ。そうなってくると、この政策は仕事の創生から含めて考えないといけないと思うんですね。それとともに、いろんな離島のための補助、ガソリンの補助とか出してはいるんですが、それが離島の食料品なり、離島での日用品の買物に反映されていない、なかなか安くなっていない。その点を県はどのようにお考えですか。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えします。

生活物資に対する補助については、平成30年度まで食品や日用品等の輸送費補助等を行ってきましたが、各離島の物流の状況が異なること、市町村や外部有識者の意見も踏まえて平成30年度をもって事業を終了したところです。事業終了後は、離島市町村が主体となって行う生活コスト低減に係る取組を支援することを目的に、沖縄本島の食品、日用品等の価格調査を実施したり、意見交換を開催しているというところでございます。

○大田守委員　意見交換会をやっているということはよろしいんですけれども、しかし、現実に前に進んでいないと。ある島は職員もいないと。その島に今いらっしゃる教育長の方がおっしゃっていました。もうこれは島の存続問題だと。あと、そこは台風とか来た場合に船の欠航が１週間、10日出てきた場合にお店の中から食料品がなくなると。離島のほうでも、やはり村と一緒になって食品の備蓄、そこぐらいまで考える政策ができないかどうか。今の政策はよろしいんですけれども、さらにそこまでの政策ができないかどうかということをおっしゃっていたんですが、その点いかがでしょうか。

○島袋直樹地域・離島課長　地域・離島課のほうでは、これは南北大東島限定なんですが、台風とかのときに島のほうに船が近づくんですけれど、接岸できないという状況があった場合は、飛行機で食料品とか運べるよう支援しているところでございます。今年度も実施しておりますが、次年度以降も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大田守委員　私は、これ企画部が主体になるのかどうか分からないんですよね。万が一の自然災害とか、そうなった場合に飛行機や飛行場もないという離島があります。そういったところを考えていくと、ある一定の村などの自治体と話をして食品の備蓄ぐらいは考えることは必要じゃないかなと思っております。沖縄は離島県でもあります。ヘリコプターで運ぶ方法もあるかもしれませんが、ヘリコプターが本当に100％足りるかどうか分かりません。そうであれば、この離島には、皆さん方の離島振興の様々な政策の中にそこまで入れてほしいなと思っております。これ提言ですね、答弁は要りません。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　私のほうからは、歳出予算事項別積算内訳書の79ページ、自治体ＤＸ推進事業の内容をお聞かせください。

○大城博人デジタル社会推進課長　今、御質問いただいた自治体ＤＸ推進事業費についてですけれども、大きく事業が５つございます。各部局におけるＤＸ施策の支援や市町村支援などを行っております。

まず１つ目でございますけれども、沖縄県ＤＸ推進計画策定・推進事業でございます。庁内のＤＸ推進に向けたデジタルツールの実証や施策検討、方針策定などを行ってございます。

次に２つ目でございます。ＤＸ技術のアドバイザリ・コンサルテーション事業でございます。外部人材から成るＤＸアドバイザーをチームで結成しまして、それを活用しまして各所属に対して助言等を行ってございます。

次に３つ目でございます。オープンデータ推進支援事業でございます。各所属が保有しているデータをオープン化することを支援してございます。

４つ目でございます。ＤＸ人材確保育成市町村支援事業でございます。離島小規模自治体を主に、支援員を派遣しまして、伴走支援を行ってございます。さらに市町村職員も含めたＤＸ研修などを行ってございます。

５つ目でございます。地域デジタル活用支援事業です。離島、小規模自治体において、携帯ショップがない離島小規模自治体でございますけれども、デジタルデバイド情報格差を是正する取組として、スマホ講習会などを行ってございます。５つの事業でございます。

以上です。

○宮里洋史委員　その中でＤＸ人材確保育成市町村支援事業につきましてなんですけれども、大体何市町村ぐらい予定しているのかお聞きしたいと思います。

○大城博人デジタル社会推進課長　お答えします。

離島小規模自治体を中心に、23町村を次年度支援する予定としております。

○宮里洋史委員　具体的な支援内容をお聞きしたいと思います。

○大城博人デジタル社会推進課長　具体的には、主に国の方針に基づく住民基本台帳などの基幹業務システムがございますが、その標準化に向けた取組を支援員を派遣して、伴走支援を行ってございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員　力強い支援をよろしくお願いいたします。

89ページの一括交付金､いわゆる一括交付金の７億減の内容をお聞きしたいと思います。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

経緯から申し上げますけれども、ソフト交付金の県と市町村間の配分につきましては、知事と41市町村長で構成いたします沖縄振興会議におきまして決定しておりまして、前年度、令和６年度のソフト交付金の総額394億円は11対９の割合で、県分が216億円、市町村分が178億円で配分していたところでございます。これに対しまして、令和７年度の沖縄振興予算案におきますソフト交付金が、これまで県で実施しておりました不利性対策事業の一部ですとか、県市町村で実施しておりました特定駐留軍用地等先行取得事業、これが国直轄事業化された上で、前年度比で53億円減の342億円となったところでございます。

この政府予算案等を踏まえまして、令和７年度の配分につきましては、今年の１月28日の沖縄振興会議におきまして、現行の沖縄振興計画期間中の県と市町村間の配分割合、これは原則として１対１の配分割合とすることが決定されまして､これで令和７年度のソフト交付金342億円､これを県､市町村１対１で171億円ずつということで配分することが全会一致で決定されたということで、結果といたしまして、市町村分は178億円から171億円の７億円の減となったというところでございます。

以上でございます。

○宮里洋史委員　一括交付金が始まって、もう十一年、十二年。決算ベースで少し見たのでちょっとその部分を確認したいんですけれども、ソフト交付金、ハード交付金、特にハード交付金がもう厳しいというお話を知事もおっしゃっていましたけれども、どのよう交渉過程でこの予算が決定されているのか、お聞きしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長からハード交付金等予算について説明があり、宮里委員から質問を変更する旨の発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　それではすみません、ちょっと所管の勉強不足でございました。ソフト交付金についてお聞きしたいと思います。皆さんが予算要求をしている満額回答が来ているのか、お聞きしたいと思います。

○石井康貴市町村課長　お答えいたします。

あくまでも県分のソフト交付金も含めて総務部の所管でございまして、市町村分という観点で申し上げますけれども、国庫要請の段階では、県分、市町村分合わせまして、市町村に対してはどういったものが所要額かというのを調査を行いまして、それを積み上げた上で、国に対してお願いをしているところではございますけれども、総額といたしまして、県、市町村が求めている総額には達していないと認識しております。

○宮里洋史委員　分かりました。

私は今回のハード交付金の部分は少し勉強不足で申し訳ないんですけれども、ソフト・ハードの決算状況を確認して、それを皆さんにぜひとも伝えたいなと思います。皆さんのほうが詳しいと思うんですけれども、平成28年度の不用額はソフト交付金で全体の5.3％、ハード交付金で全体の1.6％でした。令和６年度出ておりませんから、２年前の令和５年度決算になりますけれど､ソフト交付金の不用額1.5％､ハード交付金の不用額が0.26％ということで、ソフト交付金に絞っても、この予算を活用するのに県は相当努力して、市町村も努力していると思うんですね。

ただ減額に対してですよ、ソフト交付金も、これだけ圧縮して必要な事業を行っている。でも予算要求しても届かない。そういった部分でも、国に対してもっともっと強く要請できないのかということをお聞きしたい。

○武田真企画部長　ソフト交付金の執行率が向上しているというのは、委員の御指摘のとおりです。そ

のために我々も、年度途中での市町村間の配分を変えたりという形で早期執行、また全額執行に向けて様々な取組をしております。そういった情報も踏まえて、国に対しては、ソフト交付金の増額を求めているというのは県だけではなくて、町村会も、市長会もそれぞれでまた要請もしております。そういう意味では、やっぱり全市町村も含めて、全体がそれを望んでいるというふうに考えていますので、令和８年度予算に向けても、やはりその増額の必要性も含めて、国に求めてまいりたいと考えています。

○宮里洋史委員　ここ本当に大切なところだなと思うんですね。特にソフト交付金は市町村配分が大きく、市町村に関わることが多くありまして、先ほどパーセンテージで言ったんですけれど、金額ベースでも玉城県政になって、不用額17億だったのが、今は６億に圧縮されているんですよ。これは市町村の努力、やっぱりこの事業が始まってもう10年超えましたから、やっぱりみんなも使い勝手が分かってきて、より地域の皆さんに落とし込めるような事業執行していると思うので、ここは与野党とかそういう話ではなくて、沖縄県としてこういう実態もあって、しっかり活用ができて、なおかつ、その活用が県民の未来につながるんだというのを、強く強く担当課からも要望していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

私も７年度当初予算（案）説明資料の中の21ページ、まずはシームレスな陸上交通体系構築事業の中からお聞きしたいんですけれど、コロナ禍で減少した利用者数がまだ戻ってきていないと先ほど答弁していましたけれど、今現在の目標はコロナ前に戻すことなのか、それともそれ以上なのかという点をお聞きしたいんですけれど。あとバスレーンの時間帯にバスを利用している人数というのは把握されているのかお聞きしたいです。

○平良秀春交通政策課長　まずはコロナ禍での利用者数の御指摘がございますが、当然、コロナ禍において落ち込んだというところですが、まず１つのマイルストーンとしてはコロナ前まで戻したい、これが１つでございます。一方でコロナ直前まで、利用者数が徐々に減っていったところがございます。どこまで引き上げるかというのはちょっと何とも言えないところがありますけれども、やはりコロナ禍前よりも利用促進を図って利用者を増やしていきたい、そういう思いで今、利用促進を展開しているところでございます。

もう一点、バスレーンの時間帯の利用者数、すみません、これについてはちょっと今、手元に数字がございません。申し訳ございません。

以上でございます。

○徳田将仁委員　僕もこれ通告していなかったので調べていないと思うんですけれど、これぜひ出してほしいなと思って。皆さん、やはり朝もバスレーン規制で渋滞していても、我慢して車で通勤も通学も行っている人たちもいるので､あまりにもバスに乗っていないという現状だったらちょっと不審に思うし、どれぐらいの人数がいるんだというのは出してほしいなと思いますので、ぜひ資料はよろしくお願いします。

あと、それに関連してなんですけれど、南風原町側から329号に行く、那覇バスターミナルまで行くとき、開南を経由してバスターミナルに行くじゃないですか。この路線というのはいつからあるのか。そして、これ見直ししたことというのはあるのかなと思って、答弁ください。

○平良秀春交通政策課長　すみません、ちょっと正確にいつからという情報は手元にないんですけれど、復帰直後ぐらいのかなり前、以前の段階でバスレーンというのが始まっているというふうに私はちょっと聞いているところでございます。ここは後ほど正確に御報告させていただきたいと思っております。見直しについては今のところ、330号ラインについては特段ございません。

以上でございます。

○徳田将仁委員　これを見直したことはないということなんですけれど、開南経由じゃなくて、南風原側から329号をそのまま直進して、バスターミナル側に行くという考えが上がったことはないですか。

○平良秀春交通政策課長　開南のバスレーンのルートを解除した際に、そのルートについて交通渋滞がどれぐらい起こるかというシミュレーションは過去にやったと認識しております。それによると、やはり渋滞が発生して、通学、通勤に対して影響があるというふうに認識しておりまして、バスの定時制っていうんですかね、近くに那覇高校等もありますので、通学の観点では今のバスレーンを維持するというのは必要ではないかと捉えているとこでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　僕も小さいときからずっとこのバ

スで行くとき、当時は開南で降りて、国際通りに行くようなイメージがとても強いですけれど。でも今では開南周辺というよりモノレールもあるので、もう少し違う場所に需要があって、開南経由じゃなくて真っすぐ行っても、十分モノレールへの接続で行けるんじゃないかなって思ったので。いつまでも同じルートじゃなくて、違うルートといった見直しも、今回こういう予算も組んでいるわけですから、様々なルートを提案し考えていくと予算を組んでいるので、そういった考え方も持ってくれないかなと思っていますので、その点についてどうですか。

○平良秀春交通政策課長　いろいろなバスレーンのルートの話かと思いますけれども、基幹バスのルートという観点で言いますと、今58号から沖縄市向けという考え方もございますけれども、それも含めて、南方面、東方面に基幹バスを通すべきじゃないかという構想を県としては持っておりまして、そういったものとバスレーンを組み合わせていくというところについては、今の交通事情からすると、やはり丁寧にやるべきだろうと思っております。そういう意味では、今すぐにそういったルートでいろんなルートを検討するというところは置いておいて、今58号を優先にバスレーンの延長というところは議論しているとこでございますけれども、そういった中で、より公共交通、バスの円滑な移動が進むような環境をつくれないかっていうところは、当然、県警等の協議も必要になってまいりますので、引き続き意見交換しながら、この在り方について検討していきたいと考えております。

○徳田将仁委員　そこでお聞きしたいんですけれど、バス会社に１年間で補填している金額は幾らなんですか。

○平良秀春交通政策課長　概算で約４億ぐらい。これは県、国、市町村含めてになりますけれども、４億程度だったと認識しております。

○徳田将仁委員　この４億は、この企画が始まってから、どれぐらい長らく続いて４億なのか分からないんですけれど、例えば今後10年も含めて、10年たてば40億、20年たてば80億、それぐらい大きな金額じゃないですか。だから原点に戻るんですけれど、コロナ禍前にお客さんを戻したいという発想じゃなくて、観光客に来てもらうっていうところを考えたら、やっぱり利便性を高めるということが大事だと思うので。海外とか、台湾とかでも10キロ圏内は無料とか、バスもデジタルでいつ来るか、どこを通過したかも全てデジタルで見えるようになっていますので、バスはとっても乗りやすいんですよ。やっぱり、そういうところは勉強して、今後ずっと40億も80億も利便性を高めるところに予算を投じていくということをしっかり考えてほしいなと思います。

次の質問に移ります。19ページの沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業の、これまでの研究成果と次年度の取組について伺いたいと思います。

○大城友恵科学技術振興課長　お答えいたします。

イノベーション・エコシステム共同研究事業につきましては、令和４年度から令和６年度までの３年計画の事業が多くございました。これまで30件程度支援しておりますけれども、その中で、産学連携、企業と連係した共同研究支援というのが20件余りございます。先ほどお話ししましたけれども、例えばバイオマスの残存物を活用したコンクリート用材を開発しまして、これを県産の花ブロックに変えて生産販売する大学発のベンチャー企業が立ち上がるなど、成果を出しているところでございます。

研究の支援事業ですので、やはり事業化までは３年以上かかる場合もありますので、引き続きその事業スキームを見直しながら、効果的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　続いて、先ほど宮里委員からもあったんですけれど、ＤＸ人材確保育成支援事業について、ちょっと違った点から聞きたいんですけれど、対象市町村と次年度増える市町村を伺いたいと思います。あと市町村の選び方と支援員の人数、選定方法と効果があった事例を伺いたいと思います。これは通告してあるので、多分大丈夫だと思うのでお願いします。

○大城博人デジタル社会推進課長　御質問のありました、ＤＸ人材確保育成市町村支援事業でございますけれども、専任体制のない市町村などを対象として、主に離島小規模自治体でございますけれども、対象は23町村を考えてございます。今年度は20ですので３町村増えます。この３町村は、北中城村と与那原町と八重瀬町で、次年度プラス３として追加になります。

この選定の仕方については各市町村にヒアリングを行ってございますし、先ほど冒頭で申し上げた専任の担当者、小規模自治体になりますと幾つかの業務を兼任してございますけれども、情報システム担当が総務とか、ほかの業務も兼務している場合に、主に我々としては伴走支援をこの事業で考えてござ

います。

成果といたしましては、国の方針に基づく住民基本台帳などの基幹業務システムの標準化に取り組んでございますけれども、現状ではおおむね順調に進んでいるというところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、徳田委員から成果について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

大城博人デジタル社会推進課長。

○大城博人デジタル社会推進課長　お答えします。

成果につきましては、沖縄県が委託しまして離島、小規模離島の市町村に支援員を派遣して伴走支援を行ってございます。先ほど言った住基のシステムなどの標準化に取り組んでございますけれども、その進捗状況はおおむね順調にいっています。これは全国ベースの取組でございますけれども、直近の状況では全国的の進捗と比べますと12位となっていて、順調に進んでいると認識してございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　続いてお聞きします。

新たな公共交通システム導入促進事業ですけれど、令和７年度は鉄軌道を見据えた調査及び検討業務を行うとのことで、今回１億4000万余りの予算増ですが、先ほど大田委員も質問していたんですけれど、方向性としては西海岸で南北に１本通す考え方で今後も進めていく予定なのか。沖縄ではやはりまだまだ自動車が主な移動手段の中で、鉄軌道を導入しても、やっぱり車の利用者がどれくらいの人が転換するかはまだ見えないと思うんですよ。その中で観光客とかも、例えば多くはレンタカーを利用しているので、高速道路の拡大だったり、モノレールをどのように延伸していくという現状の考え方をお聞きしたいなと思います。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　お答えします。

鉄軌道につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、平成30年に県のほうで取りまとめさせていただきました構想段階の計画に基づく、那覇－名護間のルートで考えていきたいと考えております。さらにフィーダー交通、鉄軌道の軸から伸びるフィーダー交通につきましては、東方面、西方面、南方面、北方面ですね、この辺に延びる可能性を引き続き導入可能性調査のほうで詰めていきたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　先ほど僕ちょっと聞いてから、これは何なのかなと思ったんですけれど、2000件の県民の意見、2000件いただいたというのは、いつ、どの調査範囲で行ったのか答弁ください。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　恐れ入ります、先ほど私の発言が少し聞き取りにくかったかと思いますけれども、これは鉄軌道の平成30年に取りまとめた構想段階の計画でルートを決めたわけなんですけれども、それをまとめるに当たりまして、前段で６万2000件の県民の意見を受けて、それを専門検討委員会で勘案した上で、ルートを決めたという流れの説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から６万2000件の県民意見はどのような調査範囲によるものなのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

佐久本愉交通政策課公共交通推進室長。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　県では鉄軌道のルートをいろいろ勘案するに当たりまして、段階に分けて検討作業を行ってまいりました。その検討作業の段階で、県民の皆様に対して望ましいルート案、どのルート候補が鉄軌道のルートとして一番望ましいかということをアンケート調査で受付まして、集まった意見が６万2000件ということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員からアンケートの調査方法と対象者について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

佐久本愉交通政策課公共交通推進室長。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　県のほうでは、この鉄軌道の検討作業につきまして、紙ベースでニューズレター等のほうで、県民の皆様に広くお示しする形で御意見等を伺ってまいりました。そういった広報、お知らせにおいて集まった意見が６万2000件ということでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員からニューズレターとはどのようなものかについて答弁するよう要望

があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　鉄軌道の構想段階での取組をステップごとに進めていったんですけれど、その際にそれぞれのステップの議論の状況、次に進めていいかどうかも含めて、７、８回に分けて、我々ニューズレターと言ったんですけれど、新聞、ブロマイド紙みたいな新聞をですね、本島内全戸に配布をして、それで意見をいろいろいただきました。当然、郵送もございましたし、ファクスでの回答とか、そういった形でいただいた意見をまとめたという形になっております。

○徳田将仁委員　８回ぐらいに分けて６万2000件が集まった。６万2000件というのが結構多いから、どんなふうに集めたのかと思って。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　恐れ入ります、６万2000件の細かいカウントの仕方は今手元では分かりかねますので、後ほど御報告したいと思います。

以上です。

○徳田将仁委員　後ほどそれを示すような何か書類でもいいので頂戴したいと思います。あと、この事業は平成24年から開始して、今年13年目だと思うのですが、この13年で進んだ点、お聞きしたいと思います。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　県のほうでは、国のほうで問題とされております、ビー・バイ・シー、費用便益比の数字あるいは事業採算性に問題があるという結果に対しまして24年度以降、ビー・バイ・シーで１を超えるような方向を目指して調査をやってまいりました。令和元年に県として、ビー・バイ・シーが1.04という数字を出しました。これは、一つの成果だと考えております。あわせて、事業採算性につきましても、上下分離方式を導入した場合に、十分黒字が可能という一つの調査結果を得ているところです。またその後、国のほうに順次、県が行っております調査のやり方等を御報告いたしまして、意見交換を行いながら、国のほうでも県の考え方を取り入れていただいて、ビー・バイ・シーのさらなる向上に向けた検討をお願いしたい、事業採算性をクリアするよう検討を行っていただきたいとお願いしているところですし、それも踏まえまして国のほうでは毎年、導入の検討調査ということを行っていまして、国のほうでも、毎年若干ずつではありますが、ビー・バイ・シーの数字が上がっているという状況を見ていると思っております。

県といたしましては、引き続き国のほうと意見交換を行いまして、国の調査におきましても、ビー・バイ・シーの値ですとか、事業採算性の黒字化というところに向けて御理解をいただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○徳田将仁委員　私は毎回同じようなことを聞いているような、決算委員会と合わせて２回目ですけれど。同じようなことばかり聞いているなと思うんですけれど。道路事情はこの13年の間に相当、いろんなことが変わったと思うんですよ。浦添西海岸道路もできているし、今日報道もあったように、宜野湾から北谷の高規格も含めて、道路のほうが先行してどんどん進んでいっているんですよ。その中でビー・バイ・シーが上がっていってるというのは、鉄軌道は道路事業と同時に考えていますか。そこら辺が見えないんですよ。高規格道路を造るのであれば、道路幅を広げて鉄軌道は真ん中を通していこうというのは、同時に進めていかないといけない事業だと思いますし、鉄軌道と道路事業を分けて考えるべきじゃないと思うんですよ、そこら辺はどう思いますか。どう考えてのビー・バイ・シーなんですか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　ビー・バイ・シーを検討するに当たりましては、できるだけ少ないコストで最大の便益を上げるということが、やっぱり基本として押さえておかないといけないというふうに考えております。そのためにはその時々の道路事情を踏まえまして、ビー・バイ・シーというのは常に考えていくべきものと認識しておりまして、その方向で県としましても調査事業を行っているところです。

以上です。

○徳田将仁委員　その時々の道路事情と合っていないから今、言っているんですよ。例えば、これだけ道路が充実した場所にもし鉄軌道を造るのであれば、違った場所に造ろうとかという考え方はないんですか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　今、県のほうで持っております最新のビー・バイ・シーは、令和元年にはじいた数字でございます。

実は県のほうでは、やはりこの間、時間も経過しておりますので、新しいビー・バイ・シーを算定するという作業に令和６年から取り組んでおります。次年度、令和７年度にかけまして、新しいビー・バイ・シーの算定を行うということが、今回の予算要

求をさせていただいた事業費の中にも含まれておりまして、その中でより新しい道路事情というのは勘案していきたいと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　次に進みます。同じ関連なんですけれど、与那原町、西原町にまたがって、大型ＭＩＣＥ施設、そういう大型の施設が今計画されているんですけれど、それについてのＢＲＴの計画というのはどうなっていますか。ＬＲＴも含めてですけれど、ＢＲＴもどういう計画になっていますか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　ＢＲＴのほうにつきましては、先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、令和７年度は、鉄軌道と有機的に接続いたしますフィーダー交通の導入可能性調査というのを行う予定としておりまして、ＬＲＴ、それからモノレールと合わせまして、県内各地域での導入可能性調査というのを行っていくという予定にしております。

今フィーダー交通につきましては、導入可能性調査を行っているというところでございまして、検討中ということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　大型ＭＩＣＥ施設整備が進めば、この話は進むっていう理解でよろしいですか。これも、この話もずっと前からあるんですよ。ＭＩＣＥが今止まっている状況なんですけれど、だからこの調査も止まっているってことですか。

○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　フィーダー導入可能性調査につきましては、現時点で、県内各地域でどのようなＬＲＴですとかＢＲＴですとか、モノレールとかを導入して採算性が上がるか、事業化可能性があるかというのを調査しているということでございます。今調査中ということもございますけれども、ＭＩＣＥのあるなしでどの程度導入可能性が変わるかというのは、いろいろ結果の違いは出てくるとは思いますけれども、ＭＩＣＥの事業が事業化されていない状況ですけれども、現在の状況下で導入可能性をやっているというところでございます。結果はまだ出ていない状況です。

以上です。

○徳田将仁委員　ＬＲＴはすぐにはできないでしょう。でもＢＲＴはすぐできると思うんですよ。南風原から与那原まで高速道路も来て、与那原から西原線も来ていますので、その線もしっかり確保されています。最低でもＢＲＴは導入しないといけない事業だと思っていますので、可能性の調査とかじゃないと思うんですよ。必ず可能性はあると思いますので、何千人が一気に押し寄せてくるんですよ。可能性がないってことはありませんので、しっかりそこら辺を検討していただきたいなと思っております。

続いて、21ページのわった～バス利用促進乗車体験事業の中で、先ほど愛委員からも質疑があったので別のことを聞きたいんですけれど。この定期券購入者とか、高校生とか、日常生活で利用していた方々からの不満の声とかは、あったのかなかったのか、答弁ください。

○平良秀春交通政策課長　これは、今年度実施した実証実験を踏まえた話になりますけれども、やはり朝と夕方の通学、通勤時間帯というのは、実感としてはバスに乗っていらっしゃる方が非常に多くて、無料の実証実験をやった際に、さらに一層混雑が加速するというか、場合によっては乗れなかった方も出てきたとか、そういうところが実は事業の中での課題として浮き上がっております。そういったところを踏まえて、来年度はしっかり対応していこうと考えているとこでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　次年度、半額補助とか、いろいろ計画はしていると思いますが、参考にして学生が乗れないとか、そういったことに陥らないようにしっかり考えてほしいなと思います。

あと交通事業者運転手等確保支援事業ですけれど、各事業者のヒアリングで現状どうなのか、現場の問題点をお聞きしたいと思います。

○平良秀春交通政策課長　先ほどの答弁の中でもありましたけれど、バス事業者さんの運転手の確保っていうのは一定数ありますけれども、やはり年齢構成等もありまして、退職する方もいらっしゃるということで、全体としてやっぱり人手不足になっているところは一つ課題としてございます。

そういった課題も踏まえまして、当然、運転手不足対策というのは、これまでも進めてきましたし、今後も進めていこうと。今のアプローチが人手確保、沖縄県内での人材確保という観点になっておりまして、やはりこのような状況ですので、二種免許を持った即戦力の方を県外から連れて来たり、こういったことも現場のほうから声が上がっていたところでございます。運転手確保については、県外から運転手を確保する際の渡航費等の助成金も新たに設けまして、取組を強化していこうというところで予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　バスやタクシー会社それぞれ何社に、幾らずつの補助をしているのか。

○平良秀春交通政策課長　令和６年度はちょっとまだ途中ですので、まず５年度から申し上げますと、業界団体につきましては沖縄バス協会の広告宣伝費等には約250万程度、タクシー協会については290万程度の広告費の補助をさせていただいております。加えまして事業者に対しましては、バスが360万程度、タクシーが580万程度の補助を行っているところでございます。

令和６年度につきましてはちょっと途中段階でございまして、数字が確定しておりませんので、確定しましたら報告させていただければと思っております。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から何社に補助をしているのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

平良秀春交通政策課長。

○平良秀春交通政策課長　バス事業者につきましては、令和５年度は３社に対して補助をしております。タクシー事業者については７社に補助をしております。

以上です。

○徳田将仁委員　これ７社の合計ですか。

○平良秀春交通政策課長　７社の合計になります。

○徳田将仁委員　これを支援する中で、バス運転手、タクシー運転手、各社何名足りていないのか教えてください。

○平良秀春交通政策課長　バス各社の数字というのは持ち合わせておりませんけれど、大手のバス事業者さんからヒアリングをして、約50名程度が足りないんだという相場感は押さえた上で施策を進めようと思っております。

タクシー業界につきましては充足率は上がってきておりまして、今課題になっています二種免許の自動車学校のボトルネックのところを解消するところが非常に要望が高いので、そちらのほうを推進しようというところで進めております。

○徳田将仁委員　今伺う中で、このバス大手は聞いたと。でも、各１社ずつに補助を出すんだったら、１社ずつに何名足りないから補助をしましょうというのは、最低でも把握しておくべきだと思うんですよ。それもやらないのに補助金を出すというのはおかしいから、次年度からしっかりヒアリングして、最低限、情報を持っていておいてください。よろしくお願いします。それについて答弁お願いします。

○平良秀春交通政策課長　委員おっしゃるとおり、バス事業者さん、もしくはタクシー事業者さんのニーズをしっかり踏まえて施策を進める、これ非常に大事なことだと思いますので、しっかりと対応しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　よろしくお願いします。

資料の３－３に基づいて質疑いたします。まず19ページ、大規模駐留軍用地跡地利用推進費についてお伺いいたします。どのようなことをしているんですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　お答えします。

本事業は普天間飛行場等駐留軍用地の跡地の円滑な利用を図るため、返還前の早い段階から跡地利用計画の策定に向けた調査検討を行う事業となっております。具体的には、普天間飛行場を対象とした普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務、それと嘉手納より南の返還予定の６施設を対象としました中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務という２つの業務を実施しております。

以上です。

○島尻忠明委員　今、後者で答弁したように、いろんなところを巻き込んでやっているんですよね、６市町村。最初の何ですか、普天間を特化している答弁ですけれど、これいかがですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　普天間飛行場につきましては中南部の中心にあるということと、規模が大規模というところを踏まえまして、県と宜野湾市で共同で跡地利用の調査検討を進めているところでございます。

○島尻忠明委員　ほかの６市町村と県は関係ないですか、浦添のキンザーも含めて。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監　ほかの６市町村につきましては、先ほども答弁しましたけれども、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務というところで、嘉手納より南の６施設を対象としまして、跡地利用の振興に向けた調査検討を行っております。

○武田真企画部長　浦添市、那覇市、あとは北中城等々、ほかの市町村の跡地利用計画にも、県として積極的に関わった形で今対応しております。

○島尻忠明委員　そこなんですよ。ですから、皆さ

んこれ携わっていますけれど、いろんなコンサルしていますということで話があるんですけれど、現在どういうことをしているんですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

この関係６市町村とは、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想というのを策定しておりまして、各跡地の特性を生かしつつ、広域的な観点から役割を分担し、連携した開発によって広域交通インフラ、広域的公園緑地の整備、跡地振興拠点の導入を基本方針としまして、新たな振興拠点の位置づけで、社会的活動と連携の交流によって長大な都市圏の形成を目指すということにしております。

県では毎年、担当者会議、あるいは勉強会などをやっておりまして、各跡地の課題、それと進捗状況を情報共有しまして、広域構想の実現に向けて取り組んでいるところです。

○島尻忠明委員　今、個別的な話がありました。浦添市とはどのようなお話をされておりますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

キャンプ・キンザー、浦添市の牧港補給地区につきましては、浦添市において令和５年度に跡地利用計画を策定していると。現在は拠点導入機能に向けた調査を行っていると聞いております。令和５年度の跡地利用検討、策定につきましては、県からも参画をして意見を述べさせていただきました。今年度も浦添市についてはヒアリングを行ったり、担当者会議を行うなどして、あと勉強会も行っておりまして、引き続き浦添市と緊密な連携を図り、県全体の発展に資する跡地利用につなげていきたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員からどういう方向性でまちづくりをどう進めるのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

県としましては、浦添市の跡地利用計画策定後の事業化に向けた市の取組、それぞれについても引き続き意見交換をしながら緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

○島尻忠明委員　各個別、普天間も含め６市町村でいろんな話をするんですけれど、昔は国際都市形成のお話もありました。今、県は同じような区画整理をして公園用地を取得したりとか、全く先祖返りみたいに昔の話だけしていますよ。やはり、これは県が単体の自治体だけではなくて６市町村をまとめて、沖縄県として方向性をしっかり示さないと、何のために県が携わって市町村とお話をしているんですか。どういうふうにまちづくりをするのか、返還された後の経済発展、そしてまた沖縄県の在り方、整合性含めて、どこに向かってやっているのかという方向性の話を私はしっかりとさせていただいたけれど、全く県の方向性が見えない。ただ返還されるから受け取る、それでいいんですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

方向性としましては、各跡地の特性を生かすということと、広域的な役割分担をして各跡地が競合しないように、それぞれが振興拠点として成立するように、それぞれ経済効果も出るような跡地利用にしていきたいと考えております。

広域構想につきましては、現在、構想策定から10年が経過していますので、早ければ令和８年度に改定を目指して、それぞれ市町村と意見交換をしているというところでございます。

○島尻忠明委員　ですから、私は県としてはビジョンはないのかって聞いているんですよ。これ最終的にはやっぱり県がまとめてやるんですよ。単体ではできないから、６市町村とかいろんな話が出てきてやっているわけですから。令和８年は、もうやがてやってきますよ。ただ区画整理すればいいということじゃないんですよ。高度利用するのか、どのようなまちづくりするのか、県としてのビジョンなければいいですよ。そうであれば、皆さんに振り回されることなく、我々自治体は自治体で考えればいいことですから。その程度ですか皆さん、基地返せって言っていて、何もビジョンないじゃないですか。この程度のレベルでよく基地返せとか言いますよ。返還されたら地主はどうするんですか。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の見直しに向けて、今年度、改定案の骨子の部分について策定に取り組んでいるところでございます。

そういう中において各６市町村、意見交換しながら、各拠点ごとのものを取り込んでいるところでございますけれども、回答があったとおり、令和７年度に素案、早ければ令和８年度の策定を目指しているところでございますけれども、今現在、まだまだ固まっていない部分もございますので、しっかり次年度も各６市町村の話合いの中、当然そこには浦添市も入ってございます。それ以外にも各市町村、国とも一緒になってヒアリングなどもしてございます。

そういう中でしっかり聞き取りながら、浦添市から何か御要望とかニーズがあれば、しっかり受け止めて前に進めていきたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から県は６市町村の意見を取りまとめて、何らかのビジョンを示すべきではないかとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

池原秀典県土・跡地利用対策課長。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　跡地利用の全体のコンセプトとして各跡地の特性を生かしつつ、広域的観点から連携した開発により、中南部の都市構造を再編し、機能を高度化した沖縄全体の発展につなげる100万都市の形成を目指しているところでございます。

そういった中で、跡地活用による幹線道路の整備であったりとか、公共交通ネットワークの構築、自然環境と歴史文化の保全・再生による豊かな都市環境の形成、跡地振興拠点地区の形成により自立経済の構築、そういったところを目指してしっかりと、引き続き浦添市はじめ、関係市町村と話し合ってまいりたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から６市町村が連携した広域的なまちづくり等における案としての指針、方向性について、部長に答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

武田真企画部長。

○武田真企画部長　委員がおっしゃるとおり、こういう跡地、特に中南部ですね、そういう都市機能が連携した形で100万人都市を実現すると、それが大きな考え方です。それに向けて関係市町村とも意見交換をし、方向性を25年度に一旦示したんですが、また新たに今回示していきたいと考えています。

その際には、やはり目指すべき都市構想というのをまずつくらないといけないと思っています。その都市構想から連携する６つの地域がございますので、そこからまた浮かび上がらせて、形として整えていきたいというふうに考えています。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙祷をささげた。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　部長、これを最初から言えばいいんですよ。皆さんが各市町村とね、嘉手納から以南の開発をしっかりとやるということですから、しっかりリーダーシップを取ってやっていただきたいと思っております。ぜひ期待をしておりますからね、まとめていただきたいと思います。

21ページ、３番。これ、ほかの委員からもありましたので、多良間地区を検証する、最終的には自動運転するってことなんですけれど、これをまた一つの検証として、過疎地域を含めて、本島も含めて、その辺まで検討するということで理解をしていいですか。

○西垣紀子交通政策課副参事　今年度から、多良間島において実施しております。

この事業の目的というのは、やはり離島過疎地域の公共交通を維持するという目的を持っておりますので、今回実施しております多良間島をモデルケースとして、過疎地域も含めて、他の島も加えまして、自動運転を活用した横展開も含めて進めていきたいと思っております。

以上です。

○島尻忠明委員　私も宮古出身でここはよく分かるんですけれど、大分、道路事情も悪いんですよね。あまりいいとは言えないんですけれど、その辺はどうですか。それに合わせて整備していただくってことですか。

○西垣紀子交通政策課副参事　自動運転に関しては、やはりその道路環境というところに加えまして、やはり通信環境というところも求められてくるところでございます。ですので、自動運転は、実際走行させるに当たっても、道路環境というのは必要となってきますので、そこはその地元と調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○島尻忠明委員　この通信は何を利用してやっているんですか。

○西垣紀子交通政策課副参事　今現在はＧＰＳといいまして、衛星間通信ですね。そういったものが基本的には、その自動運転の走行に活用されている技術となっております。

以上です。

○島尻忠明委員　多良間は衛星等中心、テレビとかいろんなのを電波でやっています。ただ、台風とかいろんな災害あれば少しずれたりとかしますので、その辺も含めて、これをやりながら環境整備もしていただければなと思っておりますが、この件につい

ていかがですか。

○西垣紀子交通政策課副参事　ありがとうございます。

来年度から、実際に多良間島において通信環境も確認しながら、道路環境の変化もないのか、通信によって誤差が生じないのかというところを一つ一つ確認しながら、安全性を確認しながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○島尻忠明委員　ぜひ検証して、また離島過疎地にもフィードバックをしていただけるようお願いいたします。

28ページ１番、沖縄・奄美連携交流促進事業の内容をお聞かせください。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えします。

県では、沖縄と奄美群島の地理、自然、歴史、文化などのつながりを踏まえ、沖縄と奄美群島間の交流を促進し、また奄美・沖縄世界自然遺産の登録に向けた両地域間の移動しやすい環境の構築を目的に、平成28年度から沖縄・奄美連携交流促進事業を実施しております。具体的には、沖縄と鹿児島県が連携して、航空路４路線、航路８路線で割引運賃を設定した事業者に対して、その低減額を両県が折半で負担することにより、航空路及び航路の運賃低減を図っているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中、島尻委員から両自治体の職員同士の交流について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島袋直樹地域・離島課長。

○島袋直樹地域・離島課長　職員の交流というのは人事交流のことですよね。直接この事業とは関係ないんですけれど、当課に奄美市役所から来ている職員がいて、人事交流がずっと続いているという状況でございます。

○島尻忠明委員　今の交流は大分長いんですけれど、これ何年ぐらいやっていますか。

○島袋直樹地域・離島課長　ちょっと具体的な年数は分からないんですけれども、十数年続いていると思います。

○島尻忠明委員　先ほど答弁で、職員の交流はこの事業に入っていないと。以前聞いたときは、それも成果の一つということで答弁があったんですけれど、その整合性はどうですか。これは全く別事業と理解していいですか。

○島袋直樹地域・離島課長　奄美市役所との人事交流についてはすみません、この事業とはちょっと別の事業で、奄美の交流人口を増やすという意味の事業で、その一例で、こういう人事交流しているという例を挙げたんだと思います。

○島尻忠明委員　いろんな行き来の交流事業なので、この成果っていうのはどんな感じですか。

○島袋直樹地域・離島課長　沖縄・奄美群島の全体の利用者、交流人口で比較すると、令和６年１月時点の実績は12万4194人の交流人口になっております。最終的には約14万人になるというふうに見込んでおります。過去最高であったコロナ禍前の13万7000人の実績を上回るので、奄美と沖縄の交流というのは引き続き拡大しているというふうに理解しております。

以上です。

○島尻忠明委員　19ページの４番、新規事業について内容をお聞かせください。

○大城友恵科学技術振興課長　県内大学など研究成果活用に向けた可能性検討支援事業につきましては、企業などが県内大学の特許などの知的財産を活用しまして、事業化ですとか、製品につなげるための可能性を検討するための費用を補助するものでございます。

令和７年度につきましては、５件程度の補助事業を実施するとともに、補助事業に伴いまして、その事業化に向けた検討が円滑にできるよう、サポートする伴走支援を行う予定としております。

○島尻忠明委員　これ他府県では、これまで結構やっているような、いろんな資料等も読むとあるんですけれど、県内では新規事業ということでちょっと遅いのかなと思うんですけれど、これまでの経緯をお聞かせください。なぜ今になったかということか。

○大城友恵科学技術振興課長　産学連携事業という形で商工労働部で以前、こういう事業を公社を通してされてた実績があるかと思います。

今回のこの事業に関しましては、実はイノベーション・エコシステム、沖縄21世紀ビジョン新計画のほうで、地域型で継続したイノベーションを創出していこうということが、国の動向に沿って施策化されていて、県内の大学の研究成果を県内企業が使うことがなかったというところを、補助金とコーディネーターによる伴走支援をすることによって、県内企業がその研究成果を活用していく仕組みづくりをしたいということで、今回新規事業立てをしたところでございます。

少しちょっと事業立てで分かりにくいかと思いますけれども、例えば商工労働部では、企業のほうで研究開発をしたいっていうときに……。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から県内大学の研究成果を活用した事業を立ち上げた経緯について答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

大城友恵科学技術振興課長。

○大城友恵科学技術振興課長　ありがとうございます。

実は平成27年度からこの研究支援で、委員おっしゃるとおりの企業と組んだ産学官の連携事業というのをやってきました。

ただ、なかなか県内の企業が手を挙げないといいますか、県外企業が琉球大学とかと組んで、成果として県内に企業が誘致できた事例とかございますけれども、県内の企業はちょっと企業体力がなくて、自社で費用立てをして大学と共同研究をしたりといった体力がこれまでございませんでした。なので成果として、県外の企業が多くございました。それなので、ぜひ仕組みづくりとして地域に残したいということで、今回のこの補助に関しましては、県内の企業を対象に５件程度ということで実施するものでございます。

○島尻忠明委員　そこなんですよ。ぜひですね、やはり県内の企業というのは、脆弱なところがありますので、沖縄科学技術大学院大学などいろいろありますから、しっかりと連携してやっていただきたいと思います。そして、その先に見ているものは、やはりお互いで研究した成果を活用し商品化したいということと理解していいですか。

○大城友恵科学技術振興課長　企画部としましては、この研究成果を自社で特許などが使えるかどうか、事業計画に生かせるかどうか、製造ラインに乗せられるかどうかっていうところをマーケティングまで含めて支援します。企業が今回、この補助事業によって使えると判断した場合の実際の試作品の開発ですとか、商品化に向けた事業化につきましては、商工労働部の補助などの伴走支援でコーディネーターがつきますので、段階的な支援として紹介していきながら、連携してやっていきたいと思っています。

○島尻忠明委員　これは答えられるなら答えていただきたいんですけれど、そこなんですよ。いろんな商品開発してですね、特許とか、いろんな権利がありますので、その辺の整備も皆さんは考えていますか。

○大城友恵科学技術振興課長　委員御懸念の知的財産法を、どう戦略を持って商品化につなげていくかというところだと思います。実はこの事業と連携して上に書いていますイノベーション・エコシステム構築に向けたコーディネート機能強化プロジェクト、こちらのほうで実はモデルケースとして琉球大学でそういう技術移転、知的財産を戦略的に技術化する人材を育成します。そういう方々が、例えば企業と大学の知財の権利割合と言いますけれど、その割合をどう設定したらいいのかといったところも含めて両輪で、その事業を実施していきたいと考えています。

○島尻忠明委員　ぜひいろんなことが想定されますので、新規事業でソフト事業でありますので、しっかりと成果を上げていただきたいと思います。

39ページの６番、新規事業の離島のガソリンスタンド等支援事業の内容をお聞かせください。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えします。

離島のガソリンスタンド等支援事業は、小規模離島の石油製品販売事業者の維持存続及び石油製品の安定供給を支援し、離島地域の産業振興及び定住条件の整備を図ることを目的に、小規模離島のガソリンスタンドに対し、石油製品の販売にかかる法定検査費等を補助する事業となっております。対象となる離島は、久米島、宮古島、石垣島を除く小規模離島で、対象となる経費は、ガソリンスタンド等の運営に必要な計量費検定等の法定検査のほか、設備等の補修改修費、備品等の購入費となります。

以上です。

○島尻忠明委員　この事業は沖縄では新規なんですけれど、他府県では実施されていますか。

○島袋直樹地域・離島課長　お答えします。

先行して同様の事業を実施している経済産業省の資源エネルギー庁では、輸送費補助を受けている事業者を対象に、法定費検査等に対する補助が実施されているところで、この事業参考に今回、沖縄県でも事業化したところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　これは経済産業省が先駆けて、他府県でもやっていることというふうに認識しておりますが、これ事業所に対してということですけれども、なぜ宮古、石垣、久米島は外されたのか、お聞きしたいです。

○島袋直樹地域・離島課長　県によっては、資源エネルギー庁と同様に輸送費補助を受けているととも

に、経営が厳しく支援の必要性が高い小規模離島を対象としているところです。

小規模離島以外の離島の拡充については、今後事業の効果検証とか、財源の確保に取り組みながら検討していきたいと考えております。

○島尻忠明委員　宮古も石垣も久米島もガソリン代は200円ぐらいするんですよ、大分高騰しているんですよ。これ事業所に補助金を出すってことなんですけれど、３離島にも事業所はたくさんあると思うんですけれど、その辺の整合性はいかがですか。

○島袋直樹地域・離島課長　大規模離島で実施する場合は、宮古、石垣、久米島については、直接、本島から輸送している大手の卸の業者に直接払っております。大規模離島の事業者についても、法定検査等を実施する場合は、今後、石油製品の補助事業の見直しを含めて、その中で検討していきたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から質疑の趣旨は当事者の法定検査等の支援内容であり、改めて詳細に説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島袋直樹地域・離島課長。

○島袋直樹地域・離島課長　対象者としては、久米島、宮古島、石垣島を除く小規模離島の石油販売事業者、30事業者で、大体34ＳＳあります。その中で、対象経費としまして先ほど法定検査と申し上げましたが、計量法に基づく計量器の検定だとか、消防法に基づく定期点検だとか、設備の補修費の補助について給油施設だとか、洗車機、電気施設なんかの補修についても補助したいと思います。また備品購入費ということで消火施設だとか、バッテリー充電器だとか、ポスレジについても今回の新規事業で補助していくということでございます。

○島尻忠明委員　宮古、石垣、久米島、いろんな事情があると思います。答弁ありましたその３つの離島も含めて、次はいろんな御配慮していただいて、ぜひ、しっかりと手当てしていただきたいと思います。

40ページの12番、今日も朝から渡名喜かな、テレビ報道がありました。大変今、離島は厳しい状況であります。これ部長にお聞きしたいんですけれど、知事も１丁目１番ということで、昨今のいろんな離島の大変厳しい状況を踏まえて、県のほうでもいろんな手当ては考えていると思うんですけれど。その辺のことを総合的に勘案して、皆さん、今の離島の状況、財政的に、また人的にいろんなものを含めて、どういったことが今、離島に求められているというふうに考えておりますか。

○武田真企画部長　離島政策というのは大変重要だっていうふうに考えております。特に年始で新聞報道がありましたとおり、人口の減少であるとか、そういう意味では場合によって非常に危機感を持って、私自身は取り組んでいるつもりです。渡名喜村の例を申しますと、行政基盤の持続性さえ危うい状態。それ以外にも、それぞれの離島が抱えている課題が全て一緒ではなくて、共通する課題もあれば、島ごとにそれぞれ個別の異なる課題もあります。その中で共通できる部分についてはなるべく横展開をしていきたいですし、それぞれ固有の課題については、またそこに着目をしたような手当てをしていきたい、そういうことによってできる限りその離島に住んでいる方々が生まれ育った町として、それから住みなれた島として、引き続きその島で生活できるような形で、一つ一つ丁寧に施策を展開していきたいという気持ちで頑張っております。

○島尻忠明委員　部長、ありがとうございます。

なかなかこれは難しい課題であるんですけれど、我々沖縄県、島嶼県でありますので、この答えを導き出すのは大変厳しい状況であるんですけれど、ぜひ、現状に鑑みて、県のほうでしっかりとサポートをしていただけなければいけない部分は多々あると思いますので、ぜひ、その辺も検討していただきたいなというふうに思っております。この件について答弁がありましたらお願いします。

○武田真企画部長　昨年来、市町村課のほうで新たに連絡会議を設けたり、離島の首長さんたちとも、様々な説明会だったり会議がございます。その後にまた残っていただいて、いろいろ意見を重ねさせていただいているものもあります。私自身も離島に足を運んだり、北部の過疎地域に足を運んだりして、直接耳を傾けて、現場の状況も見聞きしておりました。引き続きそういったことを重ねまして、現場の声を大切にして、できる対応から切々とやっていきたいと考えています。

○島尻忠明委員　こういういろんな課題を抱えている離島の皆さんは、やはり県の行政の皆さんとかですね、デニー知事本人がこういう場所に行くと、やはり厳しい状況がよく分かりますけれど、大変歓迎して、ちょっと明かりが見えたような感じもありますので、部長から今答弁ありましたとおりですね、その辺も、ぜひ足を運んでいただきたいというふう

に思います。
　以上です。
○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。
○呉屋宏委員　説明資料の20ページ。１、新たな公共交通システム導入促進事業というのがありますけれど、少しだけ説明してもらえますか。
○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　この事業では、公共交通の基幹軸となる鉄軌道導入に向けまして、費用便益等の調査、機運醸成を図る取組を実施いたしております。また市町村等とも連携いたしまして､鉄軌道と地域を結びます公共交通ネットワークの構築に向けました検討ですとか、ＬＲＴ、ＢＲＴ、モノレールなどのフィーダー交通の導入可能性調査を実施いたします。さらに、中南部圏域の交通渋滞ですとか、交通空白地域など、県内の陸上交通の課題解決に向けまして、新たなモビリティー構想の策定等に取り組むことといたしておる事業でございます。
　以上です。
○呉屋宏委員　当然、鉄軌道は、皆さんの頭の中では、多分、渋滞解消を大きく考えているのかなと。バスの対策もそうなのかな、さっきから聞いてて、何か論点が全然違うんじゃないかなという気がしてならないんですよ。簡単に言えば、交通の拠点はどこですか。
○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　まず大きいところで申しますと、沖縄県の総合交通体系基本計画というものでございまして、拠点の都市といたしまして、那覇、名護、それから宮古、石垣という拠点を設定いたしまして、その間を結ぶというのをエリアの拠点のポイントとして考えております。
　以上です。
○呉屋宏委員　私が言っているのはバスだとか、鉄軌道の話をしているので、これ宮古、石垣まで結ぶのか。
○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　失礼いたします。
　新たな公共交通の事業につきましては、陸上交通を対象といたしておりますので、鉄軌道につきましては、那覇と名護を結ぶという鉄軌道でございますので、この２つが１番大きな拠点というふうになってございます。
　以上です。
○呉屋宏委員　私は、もう随分前に、この道路の渋滞問題を個人的な勉強会でやったことがあるんだけれども、これには２つの問題があると思うんですよ。まず１つは、拠点をどこに持っていくかだと思うんですよ。僕は拠点を、ぜひ西原の高速の出入口、そこが僕は交通の拠点だと思っている。だからそこまで鉄軌道は引く、そこからはモノレールだということを考えている。高速で来たらそこに大きな駐車場を置いて、そこに車を入れて、そこからモノレールで那覇に行く。そういうようなことやらないと。多分、あなた方は、鉄軌道は那覇と名護を結ぼうとしているでしょう。違うか。
○佐久本愉交通政策課公共交通推進室長　那覇と名護を結ぶ方向で構想いたしております。
　以上です。
○呉屋宏委員　この那覇市に、さらに交通渋滞をつくるのか。そういう考えだからおかしくなるんです。もう一つの案は何かといったら、県庁を宜野湾にでも移したらどうか。そうすればこっちの交通渋滞はなくなるよ。そういうことを抜本的に考えていかないと、いつまでも同じようなことばっかりやっている。部長どう思うね。
○武田真企画部長　普天間飛行場が返還された際に、県庁を移してはどうかという御意見があることは伺ったことがあります。ただ県庁として、具体的に検討したことはございません。
○呉屋宏委員　僕はね、これは検討すべきだと思うよ。あと20年たっても、50年たっても多分、同じことをやっているよ、皆さん。これは別に宜野湾に移せとかじゃなくていいんだよ。キンザーでもいいんだよ、どこでもいいの。今の交通体系の全ての問題は、那覇からスタートしていることだよ。那覇が問題とは言っていない。あなた方が那覇に全部集中させてきたんだから。だからこうなっているんだよ、当然じゃないの。そこを抜本的に企画部は考え直さないと、僕は駄目になると思うよ。どう思いますか。
○武田真企画部長　今、改めて意見をいただきましたので、貴重な御意見だというふうに受け止めさせてください。
○呉屋宏委員　僕は鉄軌道について、最初に線を引いたんですよ。僕がそこで線を引いたときには、名護から西原のインターまで57分だった。これは当時、副知事になる前の吉元さんに呼ばれて沖縄タイムスで講演をしたことがあるけれども、あのときが平成16年ですよ。20年前ですよ。皆さんは何やっているのかというふうにしか僕には思えない。この話、幾らやったってしようがないから、次に行こうね。
　空路の交通コスト負担軽減、部局別の４ページの１番、離島住民等の航路。ＪＴＡ、ＲＡＣと県の関

係ってどうなっているのか。

○西垣紀子交通政策課副参事　ＪＴＡに関しては株主にもなっておりますし、それぞれ取締役の役員を県のほうから出している状況となっております。

以上です。

○呉屋宏委員　この飛行機を買うのに、県は国庫も含めてどれぐらい持っているのか。

○平良秀春交通政策課長　離島航空路の航空機の購入ということで、こちらのほうは国交省との協調事業でございまして、沖縄においては７割、75％、25％って持分で補助をしていったというふうに理解しております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から25％はＲＡＣの持分なのか確認したいとの発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

平良秀春交通政策課長。

○平良秀春交通政策課長　小規模離島に係る航空機の購入については、国と県で協調補助で整備をするという仕組みで、これまで整備されていると認識しております。

○呉屋宏委員　ＪＴＡはゼロなのか。

○西垣紀子交通政策課副参事　航空機の整備に関しては、国と県の負担となっておりまして、事業者の負担はゼロとなっております。

○呉屋宏委員　僕は、さっきから離島について聞いているけれど、僕ね、久米島に毎月行って17年になりますよ。あの頃に行ったとき、朝、昼、夜、ジェットが８便飛んでいました。今、ジェットは昼だけですよ。幾ら離島に連れて行こうと思っても、ＪＴＡだとか、ＲＡＣが飛行機を飛ばさなければどうにもならないんだよ。久米島は、それで今とても困っているんだよ。その現状は分かるのか。ＪＴＡと話し合ったことはあるかね。彼らは平均乗客数が少ないとか何とかっていうんだよ。それならばそれを補助せえよと。補助してやれば便数は減らないじゃない。あっちはお金を持っていないでしょう。

○西垣紀子交通政策課副参事　那覇－久米島の航空路について、便数が減便されているというところは承知しております。那覇－久米島間につきましては、これまで国の欠損補助の対象ではなかったというところがございましたが、今年度から欠損補助の対象となっている状況となっております。しかし、それも含めて、離島の航空路の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○呉屋宏委員　僕が聞いているのは、欠損がどうのこうのではなく、分かりやすい言葉で答えてよ。それで何をやるの、これで便を増やすのか。

○西垣紀子交通政策課副参事　先ほど申し上げた欠損補助というのは、その航空路を運行するに当たって赤字が生じた場合には、国、県、市町村の協調で補助をしております。ただし、その補助するに当たっても、先ほど委員がおっしゃっておりました、利用者数がどれだけあって、これだけの便数が必要だというところを国と協議を行いながら、その便数を決めていっているという現状もございます。すぐに増便につながるかという話になると、やはり利用者数を伸ばしていくという取組が必要となっておりますので、そこにつきまして、やはり観光部局も含めてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○呉屋宏委員　これはね、僕は別にＪＴＡに文句言いたいわけではないけれども、前にも僕はこの議論を一般質問でやったことがあるよ。10時の便が12時、１時を越えて４時に出発。こんな飛行機ってあるのか。恐らく、今６便になったと思うんだけれど、７便、８便が運航していたときに、１便、２便は必ず欠航するんだよ。これね、本当に県はしっかりやらないと離島は大変だよ。決意表明は部長から聞こう。

○武田真企画部長　ＪＴＡ、ＲＡＣ、それぞれが久米島線を飛ばしているんですけれど、様々な理由によって欠航するという事実が、今、委員のほうからおっしゃられていました。そういったことがないような形で、両社と少し状況の把握もしつつ、意見交換してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員　それと、皆さんが先ほど軍用地の問題も話をしていますから、それについてちょっと話をしたいんですけれども。

僕は、軍用地主会の会長をしていたので、あの頃、実は西普天間の51ヘクタールについて、県と国と宜野湾市含めた７団体でずっと意見交換会をやってきたんだけれども。あれ最終的には地元の決定なんだよ。県はあのとき何も言えなかった。

僕は毎月、毎月、勉強会を集中的に12回ぐらいやった。だけれど、やっぱり宜野湾市がどう思うか、地主がどう思うかなんだよ。だから、あなた方にちょっと聞きたいけれど、先ほど普天間の飛行場について、国とあなた方と市がやっているというんだけれど、ここにあるＧＷ2050とはどういう関係なのか。これにはないけれど、その関係性を教えてよ。これ、僕はよく分からない。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　県経済界が提案してございますＧＷ2050　ＰＲＯＪＥＣＴＳは、那覇空港エリアの拠点空港化と、駐留軍用地跡地利用の一体的な開発を目指す構想であると認識してございます。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、世界最高水準を見据えた拠点空港等の整備や中南部都市圏の形成と、駐留軍用地跡地の有効利用を位置づけており、将来的な空港機能の強化に加え、臨空・臨港産業の振興を見据えた周辺開発は重要な視点だと考えてございます。同プロジェクトについては、市町村の都市マスタープラン等を踏まえ、今後、経済界や関係市町村が主体となり、調査研究が行われるものと認識してございます。県としましては、その調査結果等を踏まえ、今後の展開を議論してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員からＧＷ2050と県の関係性や宜野湾市との計画との関連性について簡潔に答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

池原秀典県土・跡地利用対策課長。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　関係性でございますけれども、広域構想とＧＷ2050　ＰＲＯＪＥＣＴＳの関係性につきましては、同プロジェクト推進協議会の取組を注視しつつ、ＧＷ2050のほうで示された駐留軍用地のみならず、返還が予定されている中南部６市町村と緊密に連携しながら、今取り組んでございます広域構想の実現に向けて取り組んでまいろうかというところで考えているところです。

○呉屋宏委員　こういうのを言葉明瞭、意味不明というんだよ。聞いていて分からない。だから関係あるのか、ないのか。ＧＷ2050の構想が出てくるまで、あなた方は待っているということか、どっちか。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　ＧＷ2050　ＰＲＯＪＥＣＴＳのほうには、那覇市、浦添市、宜野湾市、３市のほうが構成委員として入っているものと認識してございます。

県においては、中南部都市圏の広域構想に関しては６市町村が入っているんですけれども、当然この３市も入ってございます。その中で、緊密に意見交換しているところでございます。当然、その中で議論があれば、県のほうにも情報が入ってくるかと思いますので、今それを待っているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　明確に言えば､今のところ関係ないってことでしょう。無視されているってことでしょう、違うのか。

○池原秀典県土・跡地利用対策課長　無視されているわけでは……。一応、３市ともしっかり意見交換してございます。この３市のほうは、当然、このゲートウェイの構成メンバーでございます。そういった中で、いろんな意見が県のほうに持ち込まれてくるのかなというふうに捉えております。

○呉屋宏委員　常識的に言えばこの３市が入って――いいですか、県の経済界の主要メンバーが入っていたら、県が入って当たり前でしょう。僕は入っていないということの意味は何なのって聞きたいんだよ。呼ばれない意味は何なのか。

○武田真企画部長　先日、１月下旬でしたか、２月上旬でしたか、向かいのパレットでセミナーも行われました。私も席を設けていただいて、出席をさせていただきました。その際、ゲートウェイ、端緒の取組状況という形で、外国であったり、内地であったり、そういった事例を出しながら、そのまちづくりに対するそういったビジョンづくりについて、いろいろ高名な先生方の御議論もディスカッションも聞かせていただきました。経済界の取組自体、まだ中間報告も含め、表になった形では出てきておりません。

そのセミナーの中で、主催の経済団体のほうからもゲートウェイができた暁には、県のほうに提言するというふうなコメントもございました。

事務的には、水面下でいろいろな話も来るとは思いますが、経済界も含めて、今後、県のほうに提言を出すという形になっておりますので、そこから、またいろいろ議論していくことになろうかと考えております。

○呉屋宏委員　これ以上聞いたって本音は聞けないと思いますから、もう言わないけれども。

ちょっと１点ですね、皆さんの振興計画も含めた形での聞き方をしますけれど、この振興計画に係る、例えば皆さんが記載している４ページの離島・過疎対策の中で、実施計画が今年度の３月31日で終わるんだよね。成果はどういうふうに考えているのか。増えているのか、減っているのか。これ令和６年の目標値は、小規模離島が2.4万人、本島過疎地域が2.0万人でしょう。これはどうなったのか。

○島袋直樹地域・離島課長　小規模離島の人口ですが、令和２年は2.5万人です。令和６年１月時点で約2.5万人とほぼ横ばいという状況でございます。

○呉屋宏委員　この計画からすると、最初の入り口のところで、令和６年では2.4になるんじゃないかって言われていたのは横ばいになったということか。

○島袋直樹地域・離島課長　目標値としましては、2.4万人で掲げておりました。実績としては、令和６年１月現在ですけれど、2.5万人とほぼ横ばいというふうに考えております。

○呉屋宏委員　僕は部長と本会議でもずっと議論してきているんだよ、歴代の企画部長ともね。あのね、皆さんは多分２年ぐらいしか同じ部署にいないと思うんです。この２年の中でこれだけ議論して、私はこれをやったという事業が残せた部長なんて見たことないよ。例えばＥＶ補助事業で、僕は具体的に言うけれども、環境部にＥＶをどうするのか話をしていたら、１台15万かな、予算がついたわけよ。それを離島・過疎対策で使っているわけではない。離島・過疎対策は皆さんの所管じゃないのか。何でこれを環境部がやるのか。環境部が15万つけるというのだったら、41市町村につけなければいけないでしょう。そこに１階があって、２階はこの離島・過疎地域で、あなた方があと15万つければ、離島・過疎地域は30万の補助がもらえるわけだ。そういうことが対策だというんだよ。連携しているように見えないけれど、どう思うか。

○島袋直樹地域・離島課長　離島振興、過疎対策については、生活基盤の整備だとか、保健医療、教育の確保など、定住条件の整備、特色を生かした産業振興など、関係部局は部局横断により県全体で取り組んでいるところであります。

各部局で対応困難な取組については、企画部が離島振興、過疎対策の総合調整役として対応すべきものと認識しております。

以上です。

○呉屋宏委員　このＥＶについて、環境部と話したことはあるのか。

○島袋直樹地域・離島課長　はい、話したことはあります。ＥＶを離島・過疎地域でもかなり有効な施策であるというふうに伺っております。

○呉屋宏委員　ＥＶ補助について話合いをしたのか。

○島袋直樹地域・離島課長　ＥＶ補助については環境部が取り組むということで聞いていたので、ＥＶ導入の利点といいますか、離島・過疎地域で有効だというふうにお話を伺ったところでございます。

○呉屋宏委員　僕はね、前にも言ったんだけれど、与那原町の東浜のところにいろんな事業を打ちこんで60億投じているけれども、５％もまだできていない。あと二、三年で終わる、こんな状況だ。だから、まずは離島の１か所だけでもいいから、全ての車をＥＶでやってごらんよ。ガソリンの補助なんか要らないよ。要らないわけじゃないけれど、草刈り作業でもあったりするから必要であるけれど。僕はそういうようなものをまず１つ、完全にやるということがモデル事業じゃないかと思っているんだよね。何でそれができないのか。僕にはこの小規模離島、あるいは過疎対策がうまくいっているようには思えない。

部長が任期中に、何をやったということを明確にできるか。

○武田真企画部長　ＥＶにつきましては、脱炭素型の交通環境を推進するということで、今回、環境部のほうで予算化されたと理解しております。委員御提案の離島に手厚いという意味で、全体的に企画部、環境部がやるべきじゃないか。さらには離島に手厚くすべきじゃないかというところについても、脱炭素型の交通環境という観点では、環境部のほうの事業の中で１階建て、２階建てという形の施策のほうがよりいいのではないかと考えている。

なぜかというと、そのほうが例えば申請者につきましては窓口が１つで終わりますので、今、我々が委員提案の２つの窓口を持つと、２つ申請しないといけないというのが、使う側からも煩わしい手続になるのではないかと考えております。

○呉屋宏委員　僕が部長、あなたに聞いたのは、この離島・過疎対策で任期中に俺はこれをやるというものを決めて、そこに向かっていくつもりがあるかということを聞いているの。

○武田真企画部長　私は企画部長になって、離島・過疎地域における住まいづくりというのは非常に重要だと思っております。それに向けては、今年度から何らかの形でできないかと一生懸命取り組んでいるところです。できる限り、何年任期があるか分かりませんけれど、その企画部の職にある限り、住まいづくりについては、一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○西銘啓史郎委員長　以上で企画部に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時59分再開

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

ただいまから警察本部長による公安委員会関係予

算の概要説明を求めます。

小堀龍一郎警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　公安委員会所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要について、抜粋版、令和７年度当初予算説明資料に基づいて御説明をいたします。

説明資料の１ページを御覧ください。

部局名公安委員会の欄を御覧ください。

公安委員会の予算額は387億7741万3000円で、一般会計予算総額に対する構成比は4.4％となっております。

２ページを御覧ください。

一般会計歳入予算の概要について御説明をいたします。

合計欄を御覧ください。

公安委員会が所管する歳入予算の総額は54億1485万7000円で、前年度と比べ、８億1343万2000円、13.1％の減となっております。

次に、公安委員会所管の歳入予算について、款ごとに御説明をいたします。

９の使用料及び手数料は14億4343万2000円で、主に警察施設使用料、自動車保管場所関係手数料、運転免許関係手数料等に係る証紙収入であります。

10の国庫支出金は26億1462万6000円で、警察活動や警察施設、交通安全施設の整備、離島警備対策等に係る国庫補助金であります。

11の財産収入は1237万3000円で、主に自動販売機設置に伴う土地、建物貸付け料であります。

15の諸収入は２億8642万6000円で、主に放置駐車車両に係る放置違反金の過料等となっております。

16の県債は10億5800万円で、警察施設や交通安全施設の整備に係るものであります。

３ページを御覧ください。

一般会計歳出予算の概要について御説明をいたします。

公安委員会が所管する歳出予算の総額は、９の警察費387億7741万3000円で、前年度比と比べ１億6848万3000円、0.4％の増となっております。主な内訳ですが、職員費、運営費等の経費である（目）警察本部費は330億9088万円。警察施設の整備、維持管理等の経費である（目）警察施設費は13億4072万1000円。交通安全施設の整備、交通指導取締り等に必要な経費である（目）交通指導取締費は18億1627万2000円となっております。

以上で、公安委員会所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○西銘啓史郎委員長　警察本部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から出納事務局関係予算の概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

○友利公子会計管理者　それでは、出納事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和７年度当初予算説明資料（出納事務局）に基づきまして御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和７年度当初予算説明資料を御覧ください。

資料の１ページの令和７年度一般会計、部局別歳出予算について、表の部局名の13、出納事務局の欄を御覧ください。

出納事務局における令和７年度歳出予算額は、９億9469万9000円となっております。

続きまして、２ページを御覧ください。

出納事務局の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳入予算の総額は2279万7000円で、前年度と比較して、2173万6000円の増額となっております。その主な要因といたしましては、（款）諸収入における県預金利子について、定期預金の金利上昇に伴う増となっております。

続きまして、３ページを御覧ください。

出納事務局の歳出予算の概要について御説明いたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳出予算の総額は９億9469万9000円で、前年度と比較して、１億5672万円の減額、率にして13.6％の減となっております。

次に、歳出予算の主な内容について目ごとに御説明いたします。

（目）一般管理費は、予算額４億3268万8000円で、これは職員費となっており、前年度と比較して1279万1000円の減額、率にして2.9％の減となっております。

（目）会計管理費は、予算額５億3978万4000円で、これは主に財務会計システムの運用管理に係る経費であり、前年度と比較しますと１億4669万2000円の減額、率にして21.4％の減となっております。その主な要因としましては、財務会計システム2025の開

発に係る委託料の減となっております。

（目）財産管理費は、予算額2222万7000円で、これは物品管理及び調達事務費と車両管理事務費となっており、前年度と比較して276万3000円の増額、率にして14.2％の増となっております。その主な要因としましては、管理車両配車システムの改修・移行に係る委託料を計上したこと及び物品管理及び調達事務費における需用費等の増によるものです。

以上で、出納事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係予算の概要説明を求めます。

茂太強監査委員事務局長。

○茂太強監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、歳入予算の概要について御説明いたします。

１ページ、令和７年度一般会計歳入予算を御覧ください。

監査員事務局による令和７年度歳入予算額は、(款)諸収入４万8000円で、その内容は、会計年度任用職員等に係る雇用保険料本人負担分の受入れとなっております。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

２ページ、令和７年度一般会計歳出予算事項内訳を御覧ください。

監査委員事務局における令和７年度歳出予算額、（款）総務費の２億161万円で、前年度当初予算額と比較しますと998万6000円、率にして5.2％の増となっております。

歳出予算の内訳について、目別に御説明いたします。

（目）委員費1897万2000円は、監査委員の報酬、給与及び旅費等で、前年度当初予算額より56万2000円、率にして2.9％の減となっております。減の主な要因としましては、実績・実上を勘案し旅費を減額したことによるものでございます。

次に、（目）事務局費１億8263万8000円は、職員費及び事務局運営費に要する経費で、前年度当初予算額より1054万8000円、率にして6.1％の増となっております。増の主な要因としましては、会計年度任用職員を１名増員したことによるものでございます。

以上で、監査委員事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要を説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係予算の概要説明を求めます。

森田崇史人事委員会事務局長。

○森田崇史人事委員会事務局長　それでは、人事委員会事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、部局別歳出予算について御説明いたします。

人事委員会における令和７年度歳出予算額は、２億564万7000円で、前年度と比較して1199万9000円、率にして6.2％の増となっております。

続いて、一般会計歳入予算の概要について御説明いたします。

人事委員会事務局が所管する歳入予算の総額は、（款）諸収入のうち、雑入の179万円で、前年度当初予算と比較して１万円、率にして0.6％の増となっております。

３ページの（目）雑入179万円の内容は、市町村・一部事務組合等からの公平委員会事務受託料172万4000円と会計年度任用職員等雇用保険料受入分６万6000円で、前年度当初予算額と比較して１万円の増となっております。増の主な要因といたしましては、会計年度任用職員等の給料のベースアップに伴う会計年度任用職員等雇用保険料受入分の増によるものです。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について御説明いたします。

（款）総務費における人事委員会事務局の令和７年度予算額は、２億564万7000円で、前年度当初予算額１億9364万8000円と比較しますと、1199万9000円、率にして6.2％の増となっております。

５ページの歳出予算額を目別に説明いたしますと、（目）委員会費757万7000円でございますが、その内容につきましては、人事委員会委員３名の報酬や旅費等で、前年度当初予算額より１万円、率にして0.1％の減となっております。

次に、（目）事務局費の１億9807万円でございますが、その内容は、職員費、職員採用試験費等に要する経費で、前年度当初予算額より1200万9000円、率にして6.5％の増となっております。増の主な要因と

いたしましては、職員採用試験に係るシステム改修等の委託料を計上したものによるものでございます。

以上で、人事委員会事務局所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係予算の概要説明を求めます。

平田正志議会事務局長。

○平田正志議会事務局長　それでは、議会事務局所管の令和７年度一般会計予算の概要につき、御説明申し上げます。

初めに、歳入予算の概要について御説明申し上げます。

ただいま、お手元のタブレットに表示しました、令和７年度一般会計歳入予算細節別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和７年度一般会計歳入予算額は、（款）使用料及び手数料が41万7000円、表の中段になりますが、（款）諸収入が217万9000円で、一番下の列になりますが、合計額259万6000円となっています。

前年度当初予算額232万4000円と比較しますと、27万2000円の増となっており、その主な理由は（款）諸収入、（節）雑入において、飲食店の入店しております議会棟１階ラウンジ及び無線中継基地局等の光熱費の収入見込みの増によるものであります。

次に、歳出予算の概要について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和７年度一般会計歳出予算目別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和７年度一般会計費歳出予算額は（款）議会費の14億3724万5000円で、前年度当初予算額13億9969万9000円と比較しますと、3754万6000円、2.7％の増となっております。増となった主な要因は、（目）議会費において（事項）議員報酬で、議員の期末手当の支給割合を改定したこと、（事項）議会運営費で、議長の海外移民記念式典等参加に伴う旅費を計上したことによる増となっております。

（目）事務局費においては、（事項）職員費で、人事委員会勧告により給与及び手当等が増となったこと、（事項）事務局運営費で、現行の会議録システムが令和７年度末で廃止となることに伴い、令和８年４月から次期システムを稼働させるための更改業務に係る委託料、並びに県議会復帰50年の記録制作のための委託料をそれぞれ計上したことによるものであります。

以上が、議会事務局所管の令和７年度一般会計予算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○西銘啓史郎委員長　議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たってはその都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡について確認）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

島袋委員から質疑時間の５分を徳田委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　私は質問なしでお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　続きまして、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　２点だけお願いします。

１点目、警察行政のところで、一応、聞き取り説明は受けたんですけれども、この警察管理費の装備費の減額理由について、もう一度御説明お願いします。

○田中真実警務部長　装備費の減額の主な理由につきましては、船舶安全法に基づく警察用船舶の法定検査が令和７年度は対象がないので、その分の予算が不用だったことによるものです。

以上です。

○玉城健一郎委員　この間、少し県警のパトカーを見る機会があって、管理費だと思うんですけれども、タイヤがやっぱりすり減っている状況とかもあったので、ぜひそういった管理っていうのをしっかり徹底していただきたいと思います。

次、質問に移ります。続きまして、議会事務局ですけれども、今後の議場、委員会室の整備予定、説明お願いします。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　本会議場につきましては、音響設備、映像設備等の老朽化に伴いま

して改修を行うもので、議場の音響設備、議場映像設備、コンピューター設備を対象としています。令和６年度に設計業務を実施しまして、令和７年度から８年度にかけて改修工事を行う計画でございます。次に、委員会室についてです。老朽化しております議会棟の各委員会室のマイクシステム等の音響設備の更新を行う計画となっています。令和７年度に設計業務を実施し、令和８年度に改修工事を行う計画でございます。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

先ほどの説明の中で、議事録の更新時期っていうことで、令和８年度に導入するので令和７年度は予算化されていると思うんですけれども、議事録の更新のタイミングっていうのは、ちょっと常にこの議事録は設定できて、すぐにスムーズに移行できるような感じでやる予定でしょうか。それとも、一旦、議事録のシステムを止めてやるのか、その辺りはどのようになっていますか。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　７年度については現行のシステムを運用しまして、令和８年度から新システムへの移行という計画になっております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ぜひ、このシステム移行のほうもスムーズにしていただいて、その間も常に我々が検索ができるようにしていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　私の質問は、公安委員会１件のみですのでよろしくお願いします。歳出事項別の積算内訳書の34ページ、（目）運転免許費でお聞きしたいんですけれども、この12節の委託料、本年度２億3284万9000円で、前年度が３億4350万ということなんですが、まずこの委託料の説明をお願いいたします。

○我如古盛明運転免許管理課長　お答えいたします。

委託料の中身といたしまして、更新時講習等委託料、それとマイナンバー一体化関係機器の保守委託料の２つの項目になっておりまして、更新時講習の委託料の中身としましては、通常の更新時講習、それと原付講習、違反者講習、停止処分者講習、取得時講習、仮運転免許関係業務、それと指定自動車教習所職員等講習、講習受付案内関係事務等となっております。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます、詳しく説明いただいて。この１番の更新時の講習等の２億円余りの委託料なんですが、この講習は、運転免許更新時に受ける講習のことだと思うんですけれども。僕らは免許更新所と言っているんですが、更新所って言っているのかな、運転免許センターと言っているのかな、呼び名はよく分かりませんけれども、この２億2500万余りの予算が、県内何か所分の２億円余りなのか、この辺も説明をお願いできますか。

○我如古盛明運転免許管理課長　お答えいたします。

免許の更新講習に使用しているのは、豊崎の運転免許センター、それと中部支所と北部支所、それと宮古支所、八重山支所の５か所になります。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

その５か所は１つの団体、受託者なんですが、１つの団体というふうに認識してよろしいでしょうか。

○我如古盛明運転免許管理課長　お答えいたします。

更新時講習につきましては、沖縄県交通安全協会連合会に委託しております。協会のみです。

○仲宗根悟委員　沖縄県交通安全協会連合会、こちらが受託団体ということでよろしいでしょうか。

○我如古盛明運転免許管理課長　更新時講習については、交通安全協会連合会のみです。

○仲宗根悟委員　それでですね、私も免許保持者ですから講習を受けるんですが、講習が終わると交通安全協会に1000円ずつ寄附してくださいというのがあるんですけれども、その受託者が予算をいただいて運営しているんですけれども、新たにこの1000円の徴収ということについて免許保持者の方々からいろいろお話を伺うんですけれどもですね。この中身についてやるべきなのか、断っていいものなのかということなんですが、この辺はいかがでしょうか。

○我如古盛明運転免許管理課長　交通安全協会は他の団体になっておりまして、お答えは差し控えさせていただきたいところでございますが、この協力金については任意で徴収といいますか、いただいておりまして、交通安全対策に活用しているというふうに承知をしております。

以上でございます。

○仲宗根悟委員　私、整理しましょうね。この受託者は安全協会連合会で、任意で納める協力費というのも同じ団体というふうに認識してよろしいでしょうか。

○我如古盛明運転免許管理課長　更新時講習の委託業者につきましては、沖縄県交通安全協会連合会が行っておりまして、おっしゃるように、この交通安

全の活動費、協力費をいただいている団体についても同じ団体で、そのセンター内でやっております。

○仲宗根悟委員　では、県内に自動車免許保有者数というのかな、免許を持っている方々が全体でどのぐらいいらっしゃるのか、数を知りたいです。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

令和６年12月末現在における県内の運転免許保有者数は98万70人であります。

以上です。

○仲宗根悟委員　140万県民のうち98万が免許を持っているということなんですが、これ午前中ですとか、午後まで企画の議論で引っ張ったんですが、渋滞緩和のためにバス利用にシフトしてくださいという話もありましたけれども。これだけの免許保有者がいるということになりますとなかなか車離れというんでしょうかね、難しいのかなと思ったりはしますけれども。今、春先は、新卒者で教習所へ通う皆さんが結構いらっしゃって、予約も取りにくいという状況があるんですが、毎年どのぐらいの数の免許が取得されているんでしょうか。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

令和６年中になりますけれども、県内の運転免許の新規取得者数は、暫定値になりますが２万784人であります。

以上です。

○仲宗根悟委員　毎年２万増えているというような数字になると思うんですけれども、分かりました。ありがとうございます。

以上、終わります。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　では、令和７年度当初予算（案）の説明資料の33ページの事業について質疑をさせていただきたいと思っております。交通安全施設整備事業費12億4500万余りであります。前年度よりも増額した背景と事業概要について、まずお伺いしたいと思います。

○伊集守隆交通規制課長　中央線変移システムの更新工事がありまして、令和７年度は令和６年度に比べて１億5000万の増となっております。

以上です。

○高橋真委員　事業はそれだけでしょうか。ほかにも項目があるかと思います、お伺いいたします。

○伊集守隆交通規制課長　交通安全施設整備事業の中には、信号機・標識・標示の調査費その他が含まれております。

以上です。

○高橋真委員　では、標示について具体的な内容を教えていただきたいと思います。

○伊集守隆交通規制課長　標示については、１億73万4000円となっております。

以上です。

○高橋真委員　増減も含めて、具体的になぜそのような数字になったか教えてください。

○伊集守隆交通規制課長　減少している主な原因としては、標識の予算のほうに回した結果、減少となっております。

以上です。

○高橋真委員　具体的に標示というのはどのような事業ですか、教えてください。

○伊集守隆交通規制課長　標示といいますのは、横断歩道であるとか停止線、そういった規制のかかる標示、白線のことを言います。

以上です。

○高橋真委員　対前年で減少しているということは、現場からのニーズや要望が減っているということですか、お伺いいたします。

○伊集守隆交通規制課長　減っているというよりも標識の更新であるとか、老朽化、そういったのが多々ありまして、その予算に回すということで減少しております。

以上です。

○高橋真委員　ということは、優先順位をつけてやるべき標示もありますけれど、標識をやらなきゃいけないということで、そういう配分になっているということで理解していいですか、お伺いいたします。

○伊集守隆交通規制課長　そのとおりでございます。

以上です。

○高橋真委員　この標示について一言申し上げます。よく市町村の担当者から中央線が消えている、もしくは停止線が消えている、横断歩道が消えている、見えにくいといった設置要望について、恐らく所轄署に要望が上がってきていることだと思います。特にこういった標示が消えかかっているものはですね、夜間の雨降り時とか、街路灯の照り返しと相まってですね、全く見えなくなるんですよ。全く識別ができなくなる、判別ができなくなるということで、大変危険であるから早期に改善を求めるという県民の声をよく聞きます。ここで１つ、課題を提起しておきたいと思っております。所轄署に要望しても、回答が返ってきているのか不明確であります。つまり、この停止線を引いてほしい、横断歩道線を引いてほしいという要望があるんですけれど、やはり時間が

かかる事案であるとか、理由があっていつできるか分からないということで、そういう判断をするということがある場合ですね、関係市町村に対しきちんと回答すべき方針を持つべきではないでしょうかと私は考えております。いかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

○伊集守隆交通規制課長　これまで工事完了後、塗り直し要請した側から問合せがあった場合のみ回答しておりまして、今後は委員の御指摘も受けまして、積極的に情報発信できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○高橋真委員　これは、沖縄県警察本部としての方針でありましょうか。お伺いいたします。

○伊集守隆交通規制課長　今後はそういうことも含めて見直していきたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員　もちろん警察本部だけのお話ではないと私は思っております。特に、交通安全は大変大きな関心事、県民のニーズがあると思っております。ここでですね、やはり時間がかかるのであれば、例えば１年に１回、年度末とか、年末とか区切ってですね、例えば来年までかかりますよとか、今検討してますよということをフィードバックしていくということが、逆に言うとそれを受け止めた市民、県民は安心するんですね。それなら１年待ってみよう、もしくは今時間がかかるけれど、鋭意取り組んでくれているんだなと。やはりそういう姿勢を見せていくことが信頼につながると考えますので、しっかりとレスポンスをしていただきたいなと考えております。

再度確認の意味でお伺いいたします。このような方針、要するに時期を区切って、定期的にしっかりと回答していただけるのか。また、これは警察本部だけの話じゃないんですよね。市町村も、警察本部所轄署に求めるべきだと私は思っております。しっかりとそういう信頼関係をつくっていただけないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

確かに委員がおっしゃるように、市民の方々からそういう要望を承っているということは重々承知しております。先ほど交通規制課長からもありましたように、実際に工事を完了した場合には、相手方から聞かれた場合に今まで答えていたんですけれども、今後は確かに待つ身は大変ですので、実際どこまで進捗しているのかも含めまして、可能な限り情報発信して、相互理解できるような形で進めてまいりたいと思います。

ただですね、実際にメールとかいわゆる宛先不明の、いわゆる誰が言っているのか分からない場合もありますので、ちょっとそういったものは難しいとは思うんですけれども、可能な限り相手が分かるものであれば、市町村であったり、その要望があった方に対して発信してまいりたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員　続いて、同ページです。地域警察活動事業費について、約４倍拡充されております。事業概要と拡充した内容についてお伺いいたします。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

令和７年度の地域警察活動事業費2637万円のうち、水上安全対策に係る予算として2499万1000円を計上しております。内訳としましては、委託料が1952万2000円、需用費が277万4000円、役務費が269万5000円となっております。委託料の主なものとしましては、水難事故防止ＰＲ動画製作委託費としまして1232万5000円、需用費の主なものとして、水難事故防止広報用グッズの購入費162万5000円を計上しております。

以上でございます。

○高橋真委員　ということは、水難事故防止を掲げておりますので、令和７年度は、今年度と比較して目標を持っているのか、そういう水難事故防止に対する具体的な目標値とか持っていれば教えてください。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

県内の水難事故の約７割が個人での行動中に発生しておりまして、令和６年中のダイビングを除く水難事故の罹災者のおよそ９割がライフジャケット未着用であるということなどから、その対策が今後、非常に重要視されるところであります。そういった意味で水難事故を防止するためには、個人への事故防止の注意喚起、安全にマリンレジャーを楽しむための情報発信をする必要があると考えています。関係機関、団体等とさらなる連携を深めまして、啓発活動、そして各事業者に対する安全管理対策の徹底を図っていく所存であります。

以上でございます。

○高橋真委員　ということは、情報が届いてほしい対象者についてこのＰＲをするということでありました。その動画を作成するということでありますが、各種ＳＮＳで発信ということがありました。広告を打つ予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

水難事故防止ＰＲ動画の放映方法につきましては、テレビコマーシャルや街頭ビジョンの活用をはじめ、公共交通機関や公共施設などでの放映、ＳＮＳの利用など幅広く検討しているところであります。

以上でございます。

○高橋真委員　今、ＳＮＳの広告というのは、対象者を絞ってそのエリアに入ると、この広告が流れるというようなこともあるようであります。そういった本当に届くべき、届けたい相手方にしっかりと水難事故のＰＲの動画を届けるということが重要だと思います。その点についてはどうでしょうか、見解をお伺いいたします。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

ただいま委員から御提案のありましたとおり、スマートフォン等を活用した位置情報に基づいたその情報の発信方法につきましても、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○高橋真委員　もう少し深く掘り下げます。この事業において新たに取り組む内容というのがありますか、教えてください。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

実は、水上安全対策に係る予算が次年度、増額となっておりますけれど、その理由としまして、観光振興基金を活用した水難事故防止対策事業経費として1800万が計上されたところであります。その計上された経費につきましては、主な事業としまして先ほど申し上げましたが、水難事故防止ＰＲ動画の製作、放映、旅行雑誌への広報啓発資料の掲載、水難事故防止、広報啓発グッズやマリンレジャー安全ガイドブックの配布等を計画しているところであります。

以上でございます。

○高橋真委員　広報グッズのお話がございました。この広報グッズをどのような場所で配布する予定ですか、お伺いいたします。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

広報啓発グッズにつきましては、エコバッグやハンドタオルを製作し、空港やビーチなどにおきまして、観光客や県民等に配布することを検討しております。エコバッグ等につきましては、ビーチのほか、日常的に使用できるものでありまして、使用者本人のほか、それを目にした周囲の方々に対しても幅広く情報発信ができるなど、広報効果を継続させるというようなものと考えているところであります。配布場所につきましても、空港や観光地などに偏ることなく、子どもたちの水難事故防止対策の意味合いで、学校など、教育機関と連携して配布先を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋真委員　エコバッグ等の分量はどれぐらいなんですか。お伺いいたします。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

エコバッグの枚数としましては700枚を予定しております。

○高橋真委員　700というのはやっぱり限定的過ぎるんじゃないかと考えております。観光客や146万人の県民に広く行き渡ることを考えたときには、例えばうちわとか、広く伝わるようなそういったものでもいいのではないかと、逆に提案をしておきたいと思います。

しっかりとこの海難事故防止対策をやることは非常に重要だと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと考えております。頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　まず公安委員会に、この３番の社会の変化に適応した犯罪検挙力の強化等についてお尋ねします。昨今の特殊詐欺、特に警察をかたるものとか、還付詐欺とか相当増えていますけれども、その実態についてお尋ねします。

○安里準刑事部長　お答えいたします。

特殊詐欺について、令和６年中における県内の特殊詐欺の認知件数が171件、被害総額は約２億1400万であり、いずれも過去最多の数値となっております。

以上でございます。

○渡久地修委員　どんな詐欺が多いんでしょうか。

○安里準刑事部長　令和６年中における認知件数につきましては171件で、オレオレ詐欺が36件、架空料金請求詐欺が71件、還付金詐欺が25件、預貯金詐欺が34件、融資保証金詐欺が５件となっており、架空料金請求詐欺が71件で最多となっております。

以上でございます。

○渡久地修委員　これらに共通しているのは、電話での詐欺ということで理解していいでしょうか。

○安里準刑事部長　特殊詐欺に関しましては、電話での詐欺が主になっております。

以上でございます。

○渡久地修委員　これをどう防ぐかというところに皆さんも相当苦労していると思いますけれども、特

に高齢者の皆さん、無防備な方も多いと思いますので、例えば電話にステッカーを貼る、シールを貼る、警察が金品を要求することはありません、電話で逮捕ということはありませんとか、こういったことをしっかり知らせることが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○島尻哲也生活安全部長　お答えいたします。

特殊詐欺につきましては、ただいま委員指摘のとおり、高齢者においては還付金詐欺や預貯金詐欺の被害が多く、固定電話を入り口とする被害の特徴がございます。そこで県警察では、防犯講話や家庭個別訪問の機会において、特殊詐欺に悪用されている国際電話番号からの着信を受けないための国際電話の利用休止の申請の周知や、ＮＴＴ西日本が行うナンバーディスプレイやナンバーリクエストなどを活用し、特に高齢者の家庭に周知し、注意喚起用のチラシを電話周辺に掲示するなどによって注意を促すなどの呼びかけを行っております。

以上でございます。

○渡久地修委員　テレビコマーシャルですね、この周知も僕は関係部局と一緒になってやることを今求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○島尻哲也生活安全部長　県警察では、県の取組について紹介をしているテレビ番組であります、うまんちゅひろばの活用やラジオやニュース番組の特集で取り上げていただくなど、情報発信に努めているところでありますが、ただいま委員からお話のあるテレビコマーシャルを活用した啓発についても、先進県などの有無について併せて調査研究して、必要性について検討してまいりたいと思います。

○渡久地修委員　次に、交通環境の整備で先ほどあった道路標示で、横断歩道の白線が消えているというのは結構あるんですが、それを直してほしいという要望が年間どれぐらい来ているのか、その対応、どれぐらい対応しているのかお願いします。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

令和６年中の横断歩道等の塗り直しの要望があった件数は518件でありました。そのうち早急に補修を必要とする約130件については、令和６年度中に塗り直しを行っているところでございます。

以上でございます。

○渡久地修委員　この518件中130件というと、やはり数からすると半分にもいかないという点では、これは先ほどもありましたけれど、子どもたちの交通安全にも関わりますが、これが進まないのはやはり予算ですか。予算が足りないのですか。

○山内敏雄交通部長　先ほどもお話がありましたように、限られた予算でございますので、来年度はいろいろ信号機の補修であったり、それから中央変移装置の改修であったりということで、ちょっと大規模な改修工事等も見込まれておりまして、限られた予算を適正に配分した上で実施したいというふうに考えております。

以上です。

○渡久地修委員　この白線、特に横断歩道の塗り直しは、やはり子どもたちの交通安全に関わるということでもっと重視してほしいと思います。

次は議会事務局。総務部で聞きましたけれど、県庁の庁舎改修で職員の快適な職場環境をつくるために、トイレはどうなっていますかと聞きましたら、シャワートイレ、ウォシュレットについて、九州各県は全部シャワートイレになっているけれど、沖縄県はなっていないという答弁がありました。議会棟はどうなっていますか。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　お答えいたします。

県議会棟では、４階、５階、６階に合わせて12台の温水洗浄便座、いわゆるウォシュレットが設置されております。

以上です。

○渡久地修委員　全国との比較はどうですか。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　九州各県に聞き取り調査を行ったところ、本県を除く７県中５県で温水洗浄便座の全面導入が行われているとのことでありました。

以上です。

○渡久地修委員　九州各県、全国で県庁舎も議会棟も、全部導入されているんですよ。だからその辺はしっかり議論する必要があると思いますので、これは指摘しておきたいと思います。

また公安委員会に戻りますけれど、信号機の要望とその対応についてお願いします。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

令和６年度の信号機の新規設置の要望は20件あり、警察署において交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査分析して、警察本部へ上申されたものが16件ございました。警察本部では上申を受けまして、真に必要性の高い場所を総合的に判断し５か所に信号機を設置しております。

以上でございます。

○渡久地修委員　信号機は20か所の要望があって、警察署は16か所、しかし本部としては５か所必要と、

これは理解しました。あと、先ほど言いました横断歩道については、ぜひしっかりよろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　議会事務局のほうにお伺いします。

今、表示しましたキントーン伴走支援について伺います。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　キントーン伴走支援についてでございます。これは議員に配付しています請願陳情文書表等の作成や、データ管理に用いてきたシステムをキントーンノーコードツールを活用した新たなシステムへの構築業務を行っているところでございます。

このキントーンを活用するに当たりまして、キントーン伴走支援、中身につきましてはデータ移行の方法や不具合発生時の解決策の提案などを支援していただくようにする委託料として５万円を計上したものです。

以上です。

○当山勝利委員　これは令和７年度で終わるような話を聞いていまして、せっかく身につけたスキルを、また何もしないとなくなってしまうので継続してやってほしいんですけれど、いかがでしょう。

○棚原なおみ議会事務局総務課長　今回導入しましたキントーンを活用したシステムにつきましては、業務効率化等の効果検証等を行いまして、他の必要な業務への活用についても検討していきたいと考えております。あわせて、職員のスキルアップとして、今回のシステム移行の業務についても共有しながら、ノーコードツールの定着に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　サイバー空間における対処能力の強化について伺います。

○島尻哲也生活安全部長　お答えいたします。

サイバー空間における対処能力の強化とは、インターネットなどに代表されるサイバー空間においては、社会、経済の根幹を支えるインフラとして機能している一方で、これらを悪用したサイバー犯罪が悪質、巧妙化しているところであります。

県内においても、インターネットバンキングの不正送金事案や電子ポイントの不正利用事案が発生するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることから、この種の脅威に対する県警察の対処能力の向上を図ることを目的として、研修の実施による警察官の対処能力の向上や、研修を受けた警察官が捜査で使用する資機材の充実強化を行う取組でございます。

以上でございます。

○当山勝利委員　話を聞いたら、高度なものからそうでないものへというような研修を皆様方のほうでされるということで聞いていますけれども、ちょっとそこら辺、もう少し詳しく御説明できますか。

○島尻哲也生活安全部長　先ほど申し上げましたインターネットバンキングの不正送金事案や電子ポイントの不正送金事案のほか、大規模な攻撃などで企業などにＤｏＳ攻撃だとか、ランサムウェアとか、高度な技術を必要とするいろんな事案がありますので、県警察では、そのような高度な事案に対処するために、体制を整える一環としまして、警察庁から出向者をお迎えしたり、あるいは民間企業等からの中途採用の方を配属するなど体制を整えているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　高度な技術をもった方々って多分そんなにいらっしゃらないと思うんですよね。でも、いろんなところで事件発生すると思うので、そういう方々はどういうふうな動きをするんでしょうか。

○島尻哲也生活安全部長　お答えいたします。

ただいま委員の御指摘のとおり、高度な技術を持っている職員というのは多くはございませんが、ただ、数につきましては相手方、攻撃する側に情報を与えることになりますので、具体的な数については答弁を差し控えたいと思いますけれど、今、御指摘のとおり、高度なものにつきましては警察本部に情報を上げていただいて、警察本部の高度な技術を持つ職員が警察署と連携し、あるいは指導し対処することとなっております。

以上でございます。

○当山勝利委員　これからさらに高度化すると思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、離島警備対策事業についてですが、まず、どのような事案に対応していらっしゃるのか伺います。

○川島友喜警備部長　お答えします。

離島警備対策事業については、国境に接する離島を抱える当県におきまして、武装集団による国境離島への不法上陸等の事案に対し、迅速かつ的確な対応と治安維持を行うための事業となっております。

以上です。

○当山勝利委員　この事業は始まって何年たちまし

たか。

○川島友喜警備部長　お答えします。

沖縄県警察では、国境離島における武装集団による不法上陸事案等に対処するため、令和２年４月に国境離島警備隊を設置するとともに、平素から所要の部隊を海上保安庁の巡視船に乗船させ、国境離島の警戒警備に当たっているところであります。したがいまして、令和２年からの事業となります。

以上でございます。

○当山勝利委員　この令和２年から今年に入って５年目ということになるんですが、これまでそういう事案というのは発生したでしょうか。

○川島友喜警備部長　国境離島警備隊の発足以降、これまでに国境離島への武装集団による不法上陸等、国境離島警備隊として対処を要するような事案の発生はございません。

以上です。

○当山勝利委員　いまだないということで分かりました。

たしかこれ、一番最初つくるときに100人体制にすると。いきなり県内の方々を100人採用できないので、各県から入れると。しかし、徐々に徐々に県内の採用者を増やしていくというような説明を受けたんですけれども、今現在、県内で採用されて、この警備隊に入っていらっしゃる方は何人いらっしゃるんでしょうか。

○川島友喜警備部長　国境離島警備隊につきましては、現在、隊長以下151人の体制となっております。

しかしながら、県内採用者と出向者の内訳等は個別具体的な体制の詳細に関わることになりますので、今後の警戒警備に支障を及ぼすおそれがあるということから、お答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○当山勝利委員　ちょっとそこら辺がよく分からないんですが、最初の説明のときは、県内の人を採用して増やしていきますよということだったんですけれど。では人数はいいです。増えていますか。

○川島友喜警備部長　現在、県内採用者と県外からの出向者という構成は変わっておりません。そして、その県内採用者が増えているのかどうかということにつきましては、その時々の我が国を取り巻く警備情勢等がございまして、全国からの出向者の数も変動がございますし、沖縄県警察の採用者の数も変動がありますので、一概には申し上げられませんけれども。

御承知願いたいのは、現在も県内採用者と県外の出向者によって構成されておりまして、県内採用者が十分な数、相当な数はいるということでございます。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず一番最初に、これは通告はやっていないんですけれども、人事委員会のほうにちょっとお聞きしたいなと思っております。

会計年度の任期付の方々の給与とか待遇面では県はどのように対応されておりますか。

○森田崇史人事委員会事務局長　最近は人手不足ということもありまして、国のほうでもこの会計年度任用職員も含めて職員並みに可能な限り近づけていこうということにしておりますので、県の人事委員会においても、県の非常勤職員に対してのこの制度っていうのは充実しているということだと思います。その中で、人事委員会勧告とかでもきちっと述べているということです。

○大田守委員　任期付き採用の職員については、５年の期限というのがあったと思っております。今、ある自治体のほうで大量解雇が起きているというお話がございますけれども、これは県のほうには何か情報は入っておりますか。

○上原宏明人事委員会事務局職員課長　ただいま委員がおっしゃられた案件については、県の人事委員会のほうには報告等は上がってきておりません。

○大田守委員　もし報告が上がった場合にどのように対処されますか。

○上原宏明人事委員会事務局職員課長　どのような形で上がるかにもよると思うんですけれども、それが本人からの苦情でしたら苦情相談として承りますけれども、多分５年期限が切れるのであれば、措置要求等もなかなか対応できないのかなと思っておりまして、人事委員会として対応できることは厳しいのかなと思います。

○大田守委員　一応、相談には乗ることができるということでよろしいでしょうか。

○上原宏明人事委員会事務局職員課長　相談についてはお受けすることは問題ないと思います。

○大田守委員　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

24ページですね、資料３－４の24ページ。公安委員会のほうにお尋ねいたします。治安維持の拠点である警察施設の整備なんですが、今、地域で交番や派出所、これが少なくなりつつあるんですよね。私の周りでも４つあった派出所等で、交番合わせて４つ

あったはずなんですが、今、１つしか残っていないと。こういった形では、地域の安全安心の面はどのように担保されるんでしょうか。それと、やはり駐在であれば、子どもたちにはおまわりさんなんですよ。近いんですよね。身近に感じるんですよ。だから、これがパトカーとか警らで来ると、やはりこれはまた警察官という感じ方になるんですよね。おまわりさんという接し方と警察官という接し方では、私、子どもたちに対しては相当差があると思うんですが。その点含めて、今後、この交番とか派出所、駐在、この推移とともに、将来どのような形でやっていくのか、もう全てなくす方向に行くのかどうか、この点をお聞きいたします。

○田中真実警務部長　まず数字の関係ですけれども、県内における交番、駐在所の数につきましては、まずピークにつきましては、平成以降のピーク時であった平成16年度は、73交番、84駐在所、５警備派出所の計162施設でありましたところ、令和６年度は61交番、55駐在所、６警備派出所の122施設となっております。

今後の方向性についてですけれども、警察事象が複雑化・多様化する中、我々有限のリソースで対処する必要がございますので、そのためには限られた体制をいかに効率的、効果的に運用するかというのが重要であると考えております。そのため、県警察では管内の人口変動、治安情勢の変化、架橋、橋の設置を含めた道路交通網の整備等を踏まえて、交番の新設や統廃合等を実施するとともに、パトカーを用いた機動性の向上による警察力の強化というものに努めております。今後とも、交番駐在所等の適正配置を不断に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○大田守委員　今後精査していくということは、もう統廃合に向けていくと。はっきりそれでよろしいのでしょうか。

○田中真実警務部長　必ずしも統廃合だけではございませんで、例えば令和５年度にも１つ豊崎交番というのを新設しておりますので、必要な場所をしっかり見極めて、要所要所にリソースを配置していくというふうに考えております。

以上です。

○大田守委員　分かりました。よろしくお願いいたします。

それとともにですね、この同じ24ページの３番の中で薬物関係が出ておるんですけれども、今、青少年、若年層に薬物が広がってきておりますけれども、これは、今対処しないと将来もっと大きな事件、事故につながってくるんじゃないかなと思っているんですけれども、その対策としてはどのような形で考えておられますか。

○島尻哲也生活安全部長　お答えいたします。

県内における令和６年中の薬物事犯検挙人員は225人であり、前年と比較しますと32人の増加となっており、依然として厳しい状況であると認識しております。中でも、委員御指摘の10代及び20代の若年層における検挙人員が155人であり、全体の約68.9％を占めております。また、この若年層の検挙人員は前年と比較しますと48人増加しており、深刻な状況であると認識しております。

このような状況に対応しまして、県警察では、薬物は乱用者の精神、身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故を引き起こすこともあり、また薬物の売買は暴力団等の犯罪社会の資金減となるから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題と認識しております。

県警察におきましては、薬物の社会的な広がりや御指摘の若年層における薬物乱用拡大との実態を踏まえまして、今後も引き続き乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化、積極的な広報啓発活動など、総合的な対策を講じてまいります。特に青少年に対する薬物乱用防止に関しましては、各学校に警察職員を派遣し、非行防止教室、薬物乱用防止教室を開催するほか、大学生少年サポーターにより若者目線から薬物乱用防止動画を作成し、注意を呼びかけるなどの活動を推進しているところであります。

以上でございます。

○大田守委員　若年層に関しましては、やはり摘発だけでは撲滅に至らないと思うんですよね。そこに至る前の予防、これが一番重要だと思いますので、そういった面では、今やられている各中学校区等に警察官を配置しながら、しっかりと対応していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長　宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　ちょっと監査委員に聞きたいんですけれども、11月26日に監査の要請というか、動議を出したんですけれども、あれから３か月たっているんですが、現在の状況をお聞きしたいと思います。

○茂太強監査委員事務局長　今、監査対象機関に対していろいろ資料の請求だとか、監査も行っており

ます。その中で様々な資料は、数年に及ぶ膨大な資料であります。その中で資料の精査だとか、法的事項とか、その実施状況とかも見ているところでございます。

ただ、百条委員会とか、あるいは検証委員会とか、そういったところも我々も聞いてはございますが、資料がないとか、確認できないとか、そういったものも多々あります。そういった中で、我々のほうもちょっと苦労しているところというのが現状でございます。

○宮里洋史委員　検証委員会で関係当局が出されている資料は共有しているのかということと、途中の経過報告であったりとか、最終的にいついつまでにというのはございますか。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から宮里委員に対し、新年度予算と関連づけて質疑するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　要するに、これは新年度までかかるのかという質問です。

○茂太強監査委員事務局長　まず、資料を共有しているかという点が一つございましたのでそこからお話ししますと、我々のほうも例えば検証委員会の中で、あるいは百条委員会で新たな事実が判明したときは、監査対象部局に対して、その資料も渡してほしいということは常々言ってございます。検証委員会における資料については、要求してございますけれども、まだ我々の手元には来ておりません。それと、新年度までかかってしまうのかということでございました。そのことについては、まず監査委員制度というのが独任制ではございますけれども、合議制、例えば報告書については合議制を取っております。いわゆる合議制というのは、協議して、意見の一致を整えてから報告書を作成するという形でございますので、我々、委員会から監査請求を受けて、実施要領を定めております。その実施要領の中で、監査請求の進展に伴って合議により報告書を決定するとなっていますので、私のほうからいつまでにできますということはちょっと差し控えたいと思っています。

○宮里洋史委員　今、新年度の予算の審査で、もう年度をまたぐわけですから、私たちも審査の中では大体のめどというか、それなりの報告時期というか、要は監査を請求したわけなんですけれども、議会側として請求したわけなんですけれども、例えば２年間放置っていうことにはならないじゃないですか。そこら辺の感覚的なものをお聞きしたいです。

○茂太強監査委員事務局長　感覚的なところという形で述べさせてもらいますけれども、私も委員ではないので、その何というんですかね。監査自体の進捗状況の内容はちょっと述べることはできませんけれども、例えば、ほかの県、それほど議会からの請求というのは事例がございませんので、我々のほうもちょっと調べてみたんですけれども、大体50日とか150日とかかかっている県もございました。

でも大体ですね、この請求自体が１項目といいますか、いわゆるこの支出について、この契約について、それも単年度で、そういった事例でございますので、それぐらいかかっているのかなと。

けれども、我々に今、請求されているのは６項目ございまして、年度もかなり遡っているということもございまして、かなり時間がかかっているという感覚ではございます。

○宮里洋史委員　この動議に対応している職員は何名いらっしゃいますか。

○茂太強監査委員事務局長　我々全体の、まず監査委員事務局の体制が18人体制です。その中で５名の職員を割いてチームで対応させてもらっています。それも１月から６年度の定期監査、実地監査、それもやりながらの対応でございますので、ある程度、多めに５名体制で対応させてもらっているところでございます。

○宮里洋史委員　人事異動、案があるとは思うんですけれども。案というか、その中で７名入ってくるんですが、その５名の異動と、新しい７名が入れ替わると思うんですけれど、その５名はどうなりますか。

○茂太強監査委員事務局長　今、内示で出ている内容で言いますと、５名中１人だけが異動になります。４名は残るという形になっております。

○宮里洋史委員　分かりました。

最後の質問に行きます。今、監査している対象の事業が予算要求されていることに対して、どのようにお考えですか。これって一般的な事例であるんですか。

○茂太強監査委員事務局長　委員ではございませんので、ちょっとそういったところは述べることは差し控えたいと思います。

○宮里洋史委員　全国の事例を調べているとおっしゃっていました。要するに、監査対象になってい

るってことは、ちゃんと調査しないといけないっていうことになっているっていう認識なんですね、１年、150日かけて報告しているってお話ししていましたけれども。通常そういったものは、例えば毎年やっている事業で１回、その調査が入ったときに継続して行うものなんですか。それとも過去の調査が多いですか。終わったものの調査が多いのか。

○茂太強監査委員事務局長　他県の事例ということですか。

○宮里洋史委員　はい、他県の事例です。

○茂太強監査委員事務局長　他県の事例は大体直近の、その前年度とかいうのが多いことになります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から継続事業についても監査の対象となるのか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

茂太強監査委員事務局長。

○茂太強監査委員事務局長　そこまでちょっと調べたところはないです。

ただ、例えば県名はちょっと覚えていませんけれども、県警の捜査関係資料について議会からの監査請求があって、それを調べるといった意味で言えば、捜査日というのは毎年続いているもんですから、その単年度のものを調べたという事例は、私、見た限りではございます。だから継続しているかどうかというのは、ちょっと中身的に全部調べたわけじゃないので何とも言えません。

○宮里洋史委員　検証委員会、百条委員会等、メディアにも取り上げられていますけれども、我々がもともと求めているのは、しっかりとした監査委員会のこの内容。それが本当に重要な意味を持ちますので、監査委員が決めることではありますけれども、都度都度のタイミングで報告というか、今ここまで分かっていますとか、そういったものもいただければと思いますけれども。そこら辺、また監査委員の中でお話してもらうことは可能ですか。

○茂太強監査委員事務局長　ただいまの提案については、監査委員の皆様にもそういう話があったということは伝えたいと思います。

○宮里洋史委員　続いて、公安委員会の質問を行っていきます。職員費についてでありますけれども、歳出予算事項別積算内訳書を見てからの質問になるんですが、14億円の職員費の増とありますけれども、職員は何名増えるとか、その辺はいかがでしょうか。

○田中真実警務部長　この14億円の増加は給与条例の改正によります月例給ですとか、手当の増額によるものでございますので、全てが増員のための予算なわけではないんですけれども、令和７年度におきましてはサイバー空間における対処能力の強化と、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図るために沖縄県警察官が７人増員される予定でありまして、そのための定員数を改正する条例案を今議会に提出中でございます。

以上です。

○宮里洋史委員　分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、この職員の配置について質問いたします。少年警察調査官について、一般質問でもさせていただきました、新たな配置があるのかというのをお聞きしたいと思います。

○田中真実警務部長　新たに本年２月から１人採用しまして、浦添警察署に配置をしております。それによりまして、合計で７人の少年警察調査官が配置されていることになります。

○宮里洋史委員　１名増ということで大変うれしく思っております。ただ全地域、そういった調査官がつけるように、引き続き予算要求のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。32ページの運転免許費なんですけれども、これ運転免許を取得するセンターの運営費等々があると思うんですけれども、決済システム、いわゆるクレジットとかＱＲ決済とか、この手数料の決済システムの導入をいかがお考えかとお聞きします。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

運転免許センターの窓口における支払い方法のキャッシュレス化については、県民の利便性向上という観点から必要なものと考えております。今後、関係部局と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　この質問を投げてですね、免許センターだけですかというお話もあっていろいろ見てくると、やっぱり県全体として取り組むべき課題でもあるのかなと思います。固定資産税であればＱＲ決済とかもあって、税務関係だったら進んでいるのかなと思うんですけれども、県全体の決済についてのシステムなんですけれど、関係部局とおっしゃっていました。どちらが関係部局になるんですか。

○山内敏雄交通部長　県の財政課になります。

以上です。

○宮里洋史委員　僕が財政課に問い合わせたら、こ

の話は説明を受けることができるってことなんですか。もっと具体的に、財政課といっても大きいじゃないですか。

○山内敏雄交通部長　お答えいたします。

現在、運転免許センターの窓口における支払い方法のキャッシュレス化を行うためには、沖縄県証紙条例の改正が必要であることから、同条例を所管しているのが県の財政課ということになります。

以上でございます。

○宮里洋史委員　分かりました。

今､答弁の中でも公安委員会のほうから導入はやっていきたいというお話もいただきましたので、引き続き県全体としての取組に我々も注視していきたいと思います。

次の質問に行きます。40ページであります水難事故防止対策についての委託料の取組の内容をお聞かせください。

○島雅孝地域部長　委託料につきましては、水難事故防止対策として水難事故防止ＰＲ動画制作に係る委託料が1232万5000円、旅行雑誌への広報啓発資料の掲載費が149万6000円、水難救助員及びガイド・ダイバー等に対する講習委託料が406万1000円となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　これはＰＲ動画制作・放映で新しい事業として説明を受けたんですけれども。やはり広告、啓蒙、本当に大事な事業だと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、雑誌広告掲載とありますが、これもう少し詳しくお聞きできますか。

○島雅孝地域部長　旅行雑誌とは、観光ガイドブックとして一般的によく知られています、具体的に申し上げますがるるぶなどの書籍を予定しております。同書籍につきましては、全国的に認知度が高く、販売部数も多く、全国各地で販売されていますことから、同書籍への資料の掲載は一定数の観光客への目に留まるものというふうに認識しておりまして、広報啓発活動としては効果的、効率的な広報媒体であると考えています。

水難事故防止の掲載内容につきましても、毎年、内容の検討をしておりまして、海を安全に楽しむポイントのほか、条例で規定された安全対策基準を満たしている、いわゆるマル優事業者についても紹介する予定であります。

以上でございます。

○宮里洋史委員　このマル優事業者というのは、今何社あって、おおよそで県内のそういったマリンレジャーをやっている事業者は何社ぐらいあって、大体何割ぐらいが取得しているのかお聞かせください。

○島雅孝地域部長　県内の届出事業者が令和６年末現在で4019事業者で、マル優の申請件数につきましては、令和６年中が126件で約３％の指定の割合となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　これは啓蒙活動の中で、そのような広告媒体にマル優事業者の名前が掲載されるということで、大変すばらしい事業かなと思っております。引き続きそういう安全対策に係る事業所が増えるような取組を期待しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、41ページをお願いいたします。災害時オペレーションシステムの約2200万円の内容説明をお願いいたします。

○川島友喜警備部長　お答えします。

沖縄県では令和９年度に供用開始予定の沖縄県防災危機管理センター棟を建設中のところと承知しておりますけれども、県警につきましても、同署に災害時オペレーションシステムを整備させていただくこととしております。この災害時オペレーションシステムですが、ヘリテレでありますとか、地上設置カメラによる画像をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、関係機関との間で共有するシステムとなります。

令和７年度は、まずその一部として、県警の対応経過や災害現場の画像等を記録するためのプログラムを構築する必要があることから、その委託料として予算を計上したものであります。

以上です。

○宮里洋史委員　県警ということなんですけれども、県の防災危機管理課と、もし何か災害が起こったときに情報共有とかという考え方は今のところいかがですか。

○川島友喜警備部長　県との連携につきましては、現在も県の対策本部等が立ち上がりますと、警察本部長ないしは代理として私、警備部長が出席して、県との情報共有を図っておりますし、災害の対処計画の段階から、県警本部の担当課でございます警備二課と、県のカウンターパートとの間のやり取りがあります。実際に発災した場合には、県の対策本部等に先ほど申し上げた、私共が行くあるいはリエゾンのようなもの派遣して、情報共有を図ることとなると思います。

○宮里洋史委員　分かりました。

お話を聞いていると、撮ったカメラ情報がこの防災センターにあるというので、もちろん連携されていると思うので、連携の強化をよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。最後の質問であります。47ページの犯罪鑑識事業費300万円増の内訳をお願いいたします。

○安里準刑事部長　犯罪鑑識事業費300万円の増加について御説明いたします。

犯罪鑑識及び犯罪捜査において使用するデジタルカメラで撮影した画像を記録するための書き切り型記録媒体のＳＤカードを増加するに当たり増額となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　質問取りの中で様々内容をお聞きできましたので、こういった犯罪鑑識だったりとか、捜査関係の備品等々の備えはぜひ力強くやっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○西銘啓史郎委員長　徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

平成29年から継続されている事業のことでお聞きしたいです。交通環境整備の部分でお聞きしたいんですけれど、信号機、道路標識、新年度は各何基ずつ整備予定なのか、また市町村からの要望数もお聞きしたいと思います。

○伊集守隆交通規制課長　お答えします。

令和７年度の新設信号機の設置要望は、市町村から要請は16件ありまして、警察署で調査した結果、欠損部位の上申は10件になります。次に標識につきましては272件になります。

以上です。

○徳田将仁委員　今10件とお答えしたのは新設と受け止めてよろしいですか。

○伊集守隆交通規制課長　そのとおりでございます。

○徳田将仁委員　この信号機設置ですけれど、僕もお話を伺って、市町村から要望があって、所管の警察署が精査して、本部で最終的に判断しているという話をお聞きしたんですけれど、年度によって設置数の上限というのはあるんですか。

○伊集守隆交通規制課長　予算の範囲内で検討していまして、この交通全体の予算の中で標識表示であったり、設置の件数とかも含めて、その予算の配分、振り分けをやっております。

以上です。

○徳田将仁委員　16件中10件が今回本部まで上がったと。この要望が通らなかった６件が駄目だった理由というのをお聞きしたいです。

○伊集守隆交通規制課長　お答えします。

この信号機設置については、優先順位の高いところから設置しております。該当しなかった、必要性を満たさなかったものに関しては、その他の安全対策、例えば横断歩道のカラー舗装化など他の対策の余地があるということと、あと信号機を設置するには道路改良が必要であるとか、そういった検証中のものがあって、継続して、今後の安全対策とかを含めて検討しているものでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　この件については本当に難しいところだと思うんですよ。このほかに手段があるから設置しませんという話もよくお聞きするんですけれど、設置しないからほかの手を考えるという、もうどちらも矛盾してきて、そうしたら、時間が経過していって、放置された場所になっていくんですよ。例えば与那原町でも小学校の目の前なんですけれど、その場所は長年、信号機を設置してくれといってもできないんですよ、できない。そしたら今度は子どもが事故に遭ってしまって、お願いしますと言っているんだけれど、それでもなかなかできない。だから私たちはとにかく対策を打とうということでゆずる君を設置しているんだけれど。設置をお願いしますと長年やってきてとても困ったのは覚えているんですけれど。そういった点でどうしたらいいのかということについては、市町村にアドバイスとかはされているんですか。

○伊集守隆交通規制課長　アドバイスというより、常に道路管理者とか協議したりする中で、県内でどうしても設置してほしいという中から、特に危険性の高いところ、優先順位を含めて、毎年毎年検討して設置しているんですが、それ以外にも新設要望は来ています。その中からどうしても限られた予算の中で設置する箇所を毎年毎年検討した中で設置している現状でございます。

以上です。

○徳田将仁委員　僕が聞いたのはアドバイスをしているのかという点なので、例えば管轄の警察署から駄目だった場所が何で駄目で、他にこういうやり方があるよとかというアドバイスはしているんですか。

○伊集守隆交通規制課長　設置ができてない場所については課題であるとか、そういったことについて現場のほうで、担当者のほうからでも話はしている

現状でございます。

以上です。

○徳田将仁委員　令和７年度当初予算の説明資料の中から、33ページの名護警察署新庁舎建設事業の関連なんですけれど、今後の各地域の警察署建て替えの順位を伺いたいと思います。

○田中真実警務部長　県警察におきましては、社会情勢の変化、災害リスク管理の必要性、建て替え用地の確保状況等、総合的に勘案して施設整備を進めることとしております。建て替え順位というのは特には決めていないんですけれども、築年数が40年を超えた古い警察署という意味では、石川署、本部署、嘉手納署、与那原署などがございますけれども、老朽化、築年数だけではなくて老朽化の度合いとか、災害リスクの回避の必要性、建て替え用地の確保状況等を踏まえて総合的に検討しております。

○徳田将仁委員　建て替えの候補が、今４つぐらい上がっていると思うんですけれど、例えば仮設用の土地が用意されているとか、移転先の用意があるとか、それは判断基準には反映されますか。

○田中真実警務部長　はい、されます。

以上です。

○徳田将仁委員　分かりました、ありがとうございます。

同じく33ページなんですけれど、地域警察活動事業費の中で、今さっき宮里委員からもあったと思うんですけれど、水難事故防止対策等に係る広報・啓発を強化するとあるんですけれど、令和６年中の水難事故発生件数、罹災者数、死者、行方不明者数を伺いたいと思います。

○島雅孝地域部長　お答えいたします。

令和６年中の県内における水難事故は暫定値ではあります。発生件数128件、前年比で12件の増加です。罹災者数145人、同じく24人の減少であります。死者数45人、同じく14人の減少となっております。行方不明者数は２人でございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　先ほどからほかの委員からもあるんですけれど、講習とか、広告とか、そういったものに予算を反映させて、本土から来沖される観光客も多い中でちょっとお聞きしたいんですけれど。遊泳禁止エリアとか、危険なスポットの情報とか、波の高さ、潮の流れ、ハブクラゲの情報とかをリアルタイムに知ることができるような、アプリとかの開発というのは考慮したことはありますか。

○與儀太一郎地域課水上安全対策室長　お答えいたします。

アプリにつきましては、県警察のほうでは、まだ検討されていないんですけれども、県の観光振興課のほうでポータルサイトを作成しておりまして、そちらのほうに県警のほうから水難事故の情報等を提供しまして、件数であったり、海岸で発生した事故の状況とか、過去における事故の発生や波の状況とか、いろいろな情報をポータルサイトのほうに流しているという状況でございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、徳田委員から県警察ではアプリの開発について考えたことがあるか答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

與儀太一郎地域課水上安全対策室長。

○與儀太一郎地域課水上安全対策室長　県警のほうでは、アプリを新規につくるというのはまだちょっとそこまでは検討はしていないところです。

以上でございます。

○徳田将仁委員　こういう沖縄県の情報に関するアプリがあったら、やはり観光客も登録していろんな観光地も含めた横連携もできると思うんですよ。そういったものを考えて、観光関係とかでも一緒になってタイアップして考えていけたらなと思っていますので、ぜひ少し考慮してほしいなと思います。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、交通規制課長から徳田委員の質疑に対する答弁について訂正の申出があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

伊集守隆交通規制課長。

○伊集守隆交通規制課長　先ほど徳田委員の質疑の中で、市民からの新規の件数を聞かれた際に16件の申請が警察署にあり、警察署から本部へ調査結果、上申されたのが10件ありました。徳田委員からつけなかった６件はどうなっているかという質疑があったんですけれど、数字が７件でございまして、その理由がカラー舗装とか対策の余地がある、あるいは道路改良が必要であるとか、そういった件数になります。訂正します。

以上です。

○徳田将仁委員　７件だとしたら、16件がおかしくならない。どっちかが減るんじゃないですか、増えたり、減ったりするんじゃないのか。

○伊集守隆交通規制課長　新設の予算が3150万円ありまして、その設置予定が２から３の予定になりま

して、つけられないのが約７件になる予定でございます。

○徳田将仁委員　結局、新設するのは何件なんですか。

○伊集守隆交通規制課長　構成にもよりますけれど、２から３を予定していますけれど、最大３基を設置する予定でございます。

○徳田将仁委員　予算要求で、この２から３件というのは普通なんですか。これでいいと思って予算要求しているんですか。

○伊集守隆交通規制課長　予算要求では確かに多めに３台要求します。その設置箇所については、これから優先順位を決めて検討するんですが、その構成によって少なくする場所もありますので､最大で３基を予定して予算要求をしております。

○徳田将仁委員　今までも、この３台の要求というのは、今までこの方針は変わっていないんですか。

○伊集守隆交通規制課長　３台ではなく、毎年、予算要求は当然やっていますが、その決定した額に応じて何台つけるかも検討しますけれど、予算要求は当然、上積みして高い予算を要求しております。

以上です。

○徳田将仁委員　令和７年度歳出予算事項別積算内訳書の中から聞きたいんですけれど、19ページの被留置者治療費等の説明を伺いたいと思います。

○田中真実警務部長　これにつきましては、国民健康保険法及び健康保険法は被留置者について医療費を給付しないこととしており、保険の適用を受けられないことから、被留置者の治療費は県で負担をすることとなっております。主な診療内容としては、精神疾患、高血圧、糖尿病等ということになっております。

以上です。

○徳田将仁委員　分かりました。同じページで、外国人被留置者に対する筆耕翻訳料、通訳料がかなり少額なんですけれど、これどんなふうに対応しているんですか。

○井上毅会計課長　お答えいたします。

ただいまの外国人被留置者に対する通訳につきましては、令和７年度から謝金で支給することになっておりまして、こちらは減額になっているということでございます。

以上でございます。

○徳田将仁委員　最後にお聞きしたいんですけれど、県内警察署の留置者数については、年度ごとの推移をお聞きしたいと思うんですけれど。できれば令和６年度に県内留置者数がどれぐらいあった、これは増えていますよとか、減っていますよとかということを聞きたい。

○田中真実警務部長　被留置者の収容状況ですけれども、令和６年の実人員、逮捕、留置された人員の合計は、令和６年で2441人、令和５年は2241人、令和４年は2143人ということですので、少しずつ増えているというところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　出納事務局にお聞きします。

皆様の業務内容をお聞かせください。

○友利公子会計管理者　出納事務局というか、会計管理者の職務権限をまず申します。地方自治法の170条に定められておりますけれども、普通地方公共団体の財務会計事務、予算・決算、会計、財産等については、予算の執行機関から会計機関を分離するということになっていて、予算執行、契約などですね、そちらについては普通地方公共団体の長、うちで言えば知事がこれを行い、会計事務、収入支出のうちの現実の収支の執行手続ですとか、決算、現金、有価証券並びに物品に関する事務については会計管理者がこれを行うということとなっております。出納事務局としては､その補助をするという立場になっております。

以上です。

○島尻忠明委員　それは分かります。要するに、支払い命令とかいろいろ来るじゃないですか、皆さんはお金の出し入れをやっているんでしょう。契約に基づくお金の出し入れについて、その日々の業務内容を分かりやすく説明してください。

○仲宗根園子会計課長　支出に関して､日々どういったことをやっているかという御質問かと思っております。支出命令につきましては、各部局のほうから支出命令が発出されまして、こちらのほうに届いたときに支出調書の審査を行っております。今、地方自治法の232条の４で、会計管理者は普通地方公共団体の長の命令がなければ支出することができないということがありますので、その命令を受けてそれを審査します。沖縄県財務規則76条において、その執行機関による支出命令を受けた出納機関は、支出負担行為に関する確認のため、おおむね正当な経費であるかとか、予算の目的に反してないか、金額の算定に誤りはないか等の審査をしまして、それで確認できましたら支払いという流れになります。

○島尻忠明委員　これは県庁の全部局から、皆さん

ところにそういう指示が来るんですか。それとも来ないところもありますか。

○仲宗根園子会計課長　出納事務局の会計課におきましては、知事部局と警察、教育庁、あと各種委員会、議会事務局等から来ますが、病院事業局、企業局といったそういう企業会計のものについては各自でなさっているところです。

　支出については、出納事務局を通して支払いは行います。県と契約しているところですとか、そういったところに直接支出するというのは、全てうちのほうを通っています。

○島尻忠明委員　企業会計以外は皆さんを通しているってことの理解でいいですね。

○仲宗根園子会計課長　はい、企業会計以外で、先ほど申し上げた各部局ですとか委員会とかのものは、私どものほうで支払いしております。

○島尻忠明委員　これは全て現金ですか、それとも小切手とかもあるんですか。

○仲宗根園子会計課長　現時点では、ほぼ口座振込が多いです。資金前渡といって、職員が現金を受け取って支払うということもありますけれども、おおむね口座振込が多いという認識です。

○島尻忠明委員　これ外国へ送金することもありますか。

○仲宗根園子会計課長　外国送金は依頼を受けまして、隔地払いで外国送金依頼書をもって銀行に依頼して送金しております。

　以上です。

○島尻忠明委員　これまでも、外国送金はありましたか。

○仲宗根園子会計課長　外国送金につきましては、海外に勤務している職員の給与ですとか、海外の事業所と契約しているところとか、そういう事業者に対しての支払いについては外国送金している例がございます。

○島尻忠明委員　今年度予算でその対象者は何名で、どこですか。

○仲宗根園子会計課長　すみません、そういった細かい資料は今持ち合わせておりませんし、支出命令したところが資料は全部持っておりますので、今すぐ即答できるものではないんですけれど、よろしいですか。

○島尻忠明委員　先ほどの答弁で、海外の駐在員にも送金しているってことですので、これは駐在員ですから継続していますので、これまでの過年度のものを基にして、７年度も大体どれぐらい送金を考えているか、もし答弁できればお願いします。

○友利公子会計管理者　令和５年度の外国送金の件数については把握できると思いますので、それを基に令和７年度がどのぐらいあるかということで、６年度も締まっていませんし、令和７年度も支出命令が来ないのでそこは分からないんですが、令和５年度がどれぐらいあったかということでの提出をさせていただきたいと思います。

○島尻忠明委員　皆さん、支払った場合は相手から領収書はもらっていますか。

○仲宗根園子会計課長　口座振込の場合については、領収書等については頂いておりませんけれども、もし仮に現金とかで支払うことがあれば、領収書は一般的に徴収する必要があると思っています。

　口座振込においては金融機関から口座振込しましたっていうお知らせがありますので、そちらのほうで確認できます。

　以上です。

○島尻忠明委員　一般的に支払いをしても領収書がないというのが、今、県庁内でありますが、支払って領収書がないってことは、一般論として皆さんどう考えますか。これは会計事務をやっている皆さんところでしっかりと判断できると思いますよ。

○友利公子会計管理者　少なくとも、私ども会計課を通して支出したり、あとは職員が資金前渡として現金で払ったときなどは領収書がつきますので、支出の際、精算する際にはきちんと必要な書類が整っているか、領収書が必要なものはついているかということを確認して支払いをしているところでございます。

○島尻忠明委員　ですから、それがない場合は皆さんどう思いますかって今言っているんだよ。

○友利公子会計管理者　私たちはきちんと確認をして支払っておりますので、ついていないものが来た場合は支出を認めるということはないというふうに考えております。

○島尻忠明委員　確かにそうですよ、ちゃんと支払いしたらそれなりの領収書があるべきなんですよ。もう一度確認しますね。皆さんはしっかりと、領収書、それに代わるもの、代用となるものでやっているってことで理解をしていいですね。

○友利公子会計管理者　少なくとも、私たちが支払う段階では、それを確認をして支払いをしております。

　ただ再委託をされている場合とか、全部の書類が添付されているわけではないということもあります

ので、例えば再委託の際は執行機関のほうがきちんと確認をして、委託先のほうの支払いもきちんとされているということを確認して、検査しましたという検査調書をきちんとつけてきて私どものほうに回ってきますので、私どもは検査されているということをきちんと確認をした上で支払うということになりますので、全ての書類に領収書が添付されていることを私たちが目で確認をしていないケースもあると思います。そこは伝えておきたいと思います。

○島尻忠明委員　公金を支出するとやはりそこには領収書、それに代わるものがあるということで認識をしていいですか。

○友利公子会計管理者　公金を支出する際には、先ほど言った口座振込でない現金の支払いとかであれば領収書なり、あるいは場合によっては受領印ということもケースではあると思います。それは認められていることですので、そういう形で確認をされていると思っております。

○西銘啓史郎委員長　では、島袋委員はよろしいですか。

○島袋大委員　はい。

○西銘啓史郎委員長　以上で、公安委員会、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後６時23分休憩

午後６時45分再開

○西銘啓史郎委員長　では、定刻となりましたので開始をしたいと思いますが、その前に玉城健一郎委員から、質疑時間の２分を幸喜愛委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので御承知おき願います。

それでは、昨日に続きまして質疑を行います。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　よろしくお願いいたします。

当初予算の概要の１ページにあります沖縄ハワイ姉妹都市40周年記念事業の内容についてお伺いいたします。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　お答えいたします。

ハワイ姉妹都市40周年記念事業につきましては、今年度の新規事業として計上させていただいておりまして、今年度、令和７年は沖縄県とハワイ州が姉妹提携を締結して40周年を迎えるという節目の年になりますので、これを契機として両県州の友好関係のさらなる強化、発展を図るということを目的として実施する事業でございます。具体的には、沖縄側から知事を筆頭とした訪問団をハワイのほうに派遣をして、記念式典を行うですとか、逆にハワイ側からまた知事なりを筆頭に沖縄訪問団を編成をしていただいて、沖縄に来ていただいて、そこでまた記念式典や各種イベントを行うというようなことを想定をしているものでございます。

これらの取組によって、今後もハワイ州政府との密接なネットワークをしっかりと構築をして、県系人の皆様を含めた人的交流をはじめ、経済文化、環境など、様々な分野において関係構築を進めていくことができると思っております。しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○幸喜愛委員　ハワイ30周年のときにも翁長知事がいらっしゃったということで、令和７年度はまた10年後ということで。ハワイには多くの県人もおりますし、とても楽しみにしていらっしゃるということもお伺いいたしました。またハワイ大学への留学生も私の周りにも多くおりまして、これを機会に一緒に行きたいという人もいるぐらい楽しみのようです。知事を先頭に、ぜひ、また今後もハワイとの友好関係を深めるための事業として継続していただければと思います。

では、続いてなんですけれども、ワシントン事務所についてお伺いいたします。令和７年度ワシントン事務所の経費というのが、７か月分計上されております。これはこれまでの様々な手続の関係での是正を加えて、よりよい方向を探りたいという執行部の皆さんの思いだと思うんですけれども、これまでワシントン事務所が令和６年まで取り組んできた事業が、令和７年度にはできないのではないかというような思いもあります。

令和７年度、この７か月の間で、どういった事業を展開しようとしているのか、その辺りをお聞かせください。

○長嶺元裕基地対策課長　昨年11月以降、議会からも様々な指摘をいただいたところでございまして、ワシントン駐在については新たな運営体制で再スタートをしたいというふうに考えておりまして、それまでの間、７か月間ですね、現状の機能を必要最小限維持するため、連邦議会議員への働きかけなど

の活動を制限することを考えております。

一方で、米軍関係の事件、事故などが起こった際には、沖縄県の状況や考え方について速やかに連邦議会議員などへ発信することは重要と考えておりますので、引き続きこういった情報発信や情報収集については行っていきたいと考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　これまで辺野古新基地建設反対という大きな柱があって、沖縄県の立場を訴えることを目的にワシントン事務所は設置されたというふうに伺ってまいりました。

でも、それ以外にも米軍基地由来の事件、事故に関する情報を直接米政府に訴えるなど、これまでの大きな役割を果たしてきたと思います。特に米軍人、軍属による女性、とりわけ少女に対する性暴力の実情は、本来、日本政府から断固たる抗議の姿勢を米政府に対して伝えるべきところを県自らが行ってきたことは、県民の人権を守る立場として重要な働きをしてきたと考えています。次年度、令和７年度は７か月という短い期間になりますが、今後、この沖縄の置かれた窮状をアメリカのみならず世界に発信するためにも、ワシントン事務所を継続することの意義は大きいと考えております。県民からの継続の声も多く出ているところなんですが、改めてワシントン事務所の継続に向けての皆さんの決意などをお伺いしたいです。

○溜政仁知事公室長　ありがとうございます。

ワシントン駐在につきましては、先ほど課長からもありましたように、昨年来、様々な指摘等を受けております。我々としても大変重く受け止めているところでございます。

一方、これまでのワシントン駐在の活動におきまして、その情報収集、情報発信を行ってきたと。ワシントンの中においても、ネットワークの構築等を進めております。昨年、少女に対する暴行事件につきましても、そのネットワークを活用して連邦議会の議員事務所のほうに情報提供をしたら、話を聞きたいという事務所のスタッフの方が多くいたという状況があって、それで速やかな情報提供ができたというような、この関係を構築することができているというふうに考えております。

やはり沖縄の実情を、直接沖縄県から伝えるということはやはり重要であるというふうに考えておりますので、今後もこのような活動が継続できるように考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○幸喜愛委員　多くの女性たちがこれまで守ってもらえなかったという思いで我慢してきたところ、もしくは､声を抑えてきたところを県がしっかりと守って、先頭に立って守ってくださるという姿勢を見せることはとても大切だと思います。委員長、このことについて、ぜひ知事に直接お伺いしたいと思っております。総括質疑で取り上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から幸喜委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　ワシントン事務所の存在意義について、そして知事の思いについて、もう一度、令和７年度もワシントン事務所を継続する意思について、知事の直接の御意見をお伺いしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。どうぞ、質疑を続けてください。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

質問は以上になります。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　よろしくお願いします。

少し簡潔に質問させていただきます。まずは今回の知事公室、資料は令和７年度当初予算の概要案の１ページ、知事公室のものがありますけれども、沖縄平和祈念資料館の展示更新事業が今回入っていますけれども、これは何年までに完成する計画なのか御説明お願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館の展示リニューアルにつきましては、今年度より外部の有識者から構成された監修委員会及び専門部会を設置し検討を進めております。今年１月には基本構想を策定し、現在基本計画の策定に着手しているところです。委員御質問の何年までに完成するかというところでございますが、この具体的な完成のスケジュールにつきましては、展示更新の内容、規模等を勘案し、この基本計画の中において示すこととしております。

以上となります。

○玉城健一郎委員　これまでの県の研究結果や研究者たちの研究をしっかりと生かしながら、よりよい展示ができるように期待しております。

続きまして、平和の礎等発信強化事業について、事業の概要をお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

平和の礎発信強化事業についてでございますが、平和の礎は平和を希求する沖縄の心を国内外に発信する上で重要な取組の一つであることから、新たな取組を実施することで国内外への発信力の強化を図ることとしております。具体的には、平和の礎メタバースの構築により、現地に足を運ぶことのできない遺族や高齢者、県外に住む人たちにデジタル技術を通じて触れてもらう取組のほか、平和の礎建立30周年シンポジウムの開催、平和の礎刻銘者の読み上げによる平和の発信の促進などの取組を実施することとしております。

以上となります。

○玉城健一郎委員　続きまして、同じ平和の礎刻銘者インターネット検索システム構築事業についての説明もお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　平和の礎刻銘者インターネット検索システムの構築事業についてお答えいたします。この平和の礎における刻銘者を把握するためには、現在、検索機の利用や県への問合せに限られております。このため、平和の礎の刻銘者をインターネット上で検索することが可能となるシステムを開発し、時間や場所の制約がなくアクセスできることで利便性の向上を図ることとしております。具体的なこのシステムの内容としましては、まず、刻銘者の氏名、生年月日、出身地等の情報からの検索、あるいは日本語をはじめ、英語、韓国語、中国語といった多言語による検索、スマートフォン、パソコンなどの各種デバイスによる検索に対応するインターネット検索システムを開発し、今年の慰霊の日までに公開をする予定で、今、作業を進めているところでございます。

以上となります。

○玉城健一郎委員　今回、戦後80周年ということで、平和祈念事業の実績とか、平和を希求する沖縄の心の発信と継承というところで、非常に発信業務に力を入れています。

今回、戦後80周年記念の事業ということなんですけれども、今後、81年、82、85年と続いていく中、沖縄県として、この平和祈念の発信というのは継続的に行っていくという考え方なんでしょうか。

○溜政仁知事公室長　今回は80周年ということで力を入れてというか、各部横断的に平和についてのものを事業化させていただいて、当然、この継続が必要なものについては次年度も継続して事業を行うことを考えております。引き続き今後も平和を希求する沖縄の心についての発信というのは力を入れてまいりたいと考えているところです。

○玉城健一郎委員　かつての沖縄戦の記憶、記録、経験している人も少なくなっていく中、ここはやっぱりいま一度、力を入れて取り組んでいかないといけないと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

続きまして、当初予算のほうでの地域外交の展開のところ、万国津梁フォーラム開催事業についてなんですけれども、これは地域外交の有識者等にシンポジウムの開催ということなんですけれど、もう少し具体的に御説明お願いします。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　万国津梁フォーラム開催事業についてお答えいたします。

この事業は、令和７年度から新たな事業として計上しました新規事業でございまして、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献するためにアジア太平洋地域の海外の有識者などから構成される会議及びシンポジウムを開催することによって、地域外交が果たす役割などについて県内外に幅広く発信することを想定をしております。

海外の有識者などの皆様を招聘して議論を行っていただくことで、今後の地域外交の推進に生かしていくとともに、沖縄がアジア太平洋地域の平和的な外交対話の場となることを目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　昨年も国連特別報告者だったりとか、アメリカン大学の教授がいらしていて、例えば安全保障の問題だったりとか、あとはＰＦＯＳの問題を報告しながら、またこちらからの発信ということで事業として行っていましたけれども、こういったものが今回、事業化となったというイメージでよろしいでしょうか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　委員おっしゃられるとおり、万国津梁フォーラムの事業は、今申し上げたとおりのものですけれども、それとは別で、また平和関連の事業で平和を希求する沖縄の心を海外に発信していく事業などでもシンポジウムなどを開催することにしておりますし、その中では国連の関係者の皆様をどなたか招聘をしてということも想定をしていると。そういう形で、様々な事業を組み合わせる形でしっかり発信していきたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員　私も昨年に引き続き今年も参加しましたけれど、非常にいいシンポジウムで考えさせられる内容でしたので、引き続きよろしくお願いします。

続きまして、こちらはワシントン駐在活動事業についてなんですけれども、こちらは各委員から様々な指摘があって、事務所開所時の手続の不備が指摘されていますけれども、今、こういった不備についての現状の対応の説明をお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いているところでございます。このため、県では昨年12月にワシントンＤＣオフィス社の設立を追認した上で、同社の株券を公有財産台帳へ登載し、駐在職員について営利企業従事許可の手続を行っております。また、２月10日には、経営状況を議会に報告し、併せてこれまで構じた措置を報告をして、２月14日にそれらを公表したところでございます。県としては確認できた事項については、是正の措置を講じてきたと考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員　百条委員会とかでの議論の中でも、やはり当初設立のときに急ぎ過ぎたのかだったりとか、マンパワーが足りなかったりとか、意思疎通ができていなかったことが非常に指摘されている状況にある中、８年前とはいえども、当時こういった手続の不備が起こったこと、その原因について沖縄県としてどのように考えているのか、また再発防止の体制づくりが必要だと思いますけれども、県の見解をお願いします。

○溜政仁知事公室長　今回の設立当時の問題につきましては、駐在が４月から派遣されて、手探りで事業を進める中で６月にも知事訪米がある、そこまでに体制をつくらないといけないなど様々なプレッシャーといいますか、いろいろな状況が重なった中で急いでやったというところにも一因があろうかと思います。

一方、この本庁側の体制も脆弱といいますか、十分な体制ではなかったのかなというふうに思っているところでございます。ですので、公務員としては当然のことなんですけれども、その法令を遵守して的確にやるべきことをやるというのは、当たり前と言えば当たり前のことなんですけれども、そこを確認をしながらできるようにするというのは当然のことだと思うんですけれど、必要であるというふうに考えております。

○玉城健一郎委員　事務所の不備があって、ただ、今直されている状況は非常にいい傾向だと思います。また、今回それがあったことの意義だったりとか、これまでの活動の実績というのは決して否定できるものでもないですし、この沖縄が抱えている基地問題が解決のために、今、どうしてもワシントンに事務所、駐在員を置くことによってパイプをつないでいくことは非常に重要だと、私も思っていますので、そういった指摘を受けそれを直していって、また継続的にできるように、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から玉城委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　総括質疑でですね、今回、万国津梁フォーラムの開催で地域外交の有識者等にシンポジウム開催ということがあります。昨年、国連報告書だったりとか、アメリカン大学の教授だったりとか、アメリカ本国の有識者を呼ぶことによってアメリカの現状だったりとか、あとは国連に対して沖縄の現状を訴えていく大きな力になったと思います。次年度もぜひこれをやっていただきたいと思います。それについて、知事の見解を聞きたいので総括質疑をお願いします。

○西銘啓史郎委員長　知事にこのフォーラムの件を聞きたいということでいいですか。

○玉城健一郎委員　はい。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、本日の質疑終了後に協議いたします。

○玉城健一郎委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　予算概要の事項別積算内訳書の目次、２ページの地域外交推進事業、でお願いしましょうね。７年度、知事公室、予算概要、事項別です。この地域外交推進事業、今年度はどういった事業を予定しているのか、取り組むのか教えてください。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　お答えいたします。

地域外交推進事業は、沖縄の歴史的、地理的、文化的特性を活用してアジア太平洋地域等の平和構築

と相互発展に資する沖縄独自の地域外交を推進することを目的として実施する事業でございます。主に、今回の予算で想定している取組につきまして申し上げますと、海外の自治体等との相互往来、そして連携した取組を進めて関係構築に向けたことを取り組むような事柄ですとか、あと海外外交に関する有識者等で構成するアドバイザリーボード会議などの開催、そして地域外交に係る各取組を実施するための海外事務所との連携強化、そして外務省との連携ですとか、駐日の外国公館等と連携した取組をして関係構築を進めていくと。そのような取組を進めていくことにしております。

以上です。

○仲宗根悟委員　沖縄県の考える地域外交の目的というんでしょうかね、どういった目的でこの地域外交を展開していくのか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　事業の冒頭の御説明の中でも少し申し上げましたけれども、端的に申し上げますと、このアジア太平洋地域を中心としながら、我々としては地域はどこを限定するということはないわけですけれども、主にアジア太平洋地域の中で沖縄が周辺の国、地域の皆様としっかりと連携を図っていくことによって、この地域の平和構築と相互発展に資するような沖縄になっていきたいということを目指すというようなことでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　日中韓のサミットが今年開かれるのではないかというようなことがありました。このところ、この日中の関係が改善傾向にあると。中国からの要人が４月、６月、７月と続けざまに来日していて、これが中国と日本との関係改善を目指しているという明確なシグナルになっているのではないかというような言い方をされる方もいるんですね。７月には４年半ぶりに日中戦略対話が東京で開催をされたと。昨年の11月には、リマで石破首相と習国家主席の首脳会談が実現をしている。３月下旬には王毅外相が６年ぶりに来日をするとそこで話し合われるのが、この日中韓のサミットの外相会合ではないのかなというようなお話があるわけですよね。そうしますと、やはり沖縄もしっかりと、この東アジアの平和と安定に貢献するために、国に対して日中韓サミットの沖縄開催を求めてはどうかということを提案したいんですが、これに対してはいかがですか。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　委員おっしゃられるとおり、最近になって日中関係が改善傾向にあるっていうことは報道などでも承知しておりますし､実際にそのとおりなのかなというふうに思っております。

また、その前について、日韓の関係についても改善傾向が見られているというような流れがあるのかなと思いますし、委員がおっしゃられるように日中韓の首脳会談ですとか、あとそのときに行われる地方政府同士の会合みたいなものがあるようなんですね。そういうことがあるということを、私たちも外務省の関係者の皆様とかから情報としては聞いておりまして、何らかの形で沖縄県が関わることができるのかどうか、どのようなことができるのかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○仲宗根悟委員　ぜひ、要請していただきたいと、頑張っていただきたいと思います。お願いします。

あと１ページに戻るんですが、広報広聴活動費の中の行政オンブズマン活動費というのがあるんですけれども、このオンブズマンの事業内容についてお聞きしたいんですが。

○宮城さゆり広報課長　お答えいたします。

沖縄県行政オンブズマンは苦情申立書を受理しまして、県の行政機関による行為が適切であったかどうか等の調査を行いまして、その調査結果を苦情申立人に通知する等の業務を行っております。

沖縄県行政オンブズマン制度は、県民の苦情を中立、公平な立場で、簡易、迅速に処理することを通して、県行政に改善を求めること等、県行政の監視機能の一部を担っております。

以上です。

○仲宗根悟委員　この行政オンブズマンに就かれる方というんでしょうか、委嘱をされる方々というのは、どういった方々がいらっしゃるんでしょうか。

○宮城さゆり広報課長　お答えいたします。

行政オンブズマンの方は、今２名いらっしゃいまして、現在、弁護士の方がお一人、それから県職員のＯＢということで、ＯＢの方がお一人ということで、この２名体制でお願いをしております。

○仲宗根悟委員　皆さんのホームページでオンブズマンの状況報告書を見させていただきました。県民から寄せられているいろんな苦情ですとか、その処理に当たっているわけなんですけれども、非常に私自身もお恥ずかしいお話ですが、どういった仕組みで営まれているのか、よく知りませんでした。

ただ苦情処理というんでしょうか、県政に対する

県民の苦情がある場合には、しっかりこのオンブズマンが調査をして、関係するところに、簡易にあるいは迅速に処理することを目的になさっているという意味では、全国都道府県の中でも、４か所しか今この制度を実施しているところはないというふうに聞いているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○宮城さゆり広報課長　お答えいたします。

委員がおっしゃるように、今、都道府県においては、４道県でオンブズマン制度を置いているということで、沖縄県のほうでもオンブズマンということで、やはり県民の方が御自身の手続とか、そういったものでお困りになっていることをオンブズマンのほうでお受けいただいて、それを調査して迅速に処理して解決、また御本人に対して調査結果を報告するという形でやっていただいているところでして、やはりこういった手続については、住民の皆さんにとっても、早急にこういったことをどなたかに相談をして、聞いていただいて、きちんと調べていただくっていう仕組みになっておりますので、そういった点では、引き続きオンブズマンの方のほうにも、こういった制度でもって対応していっていただきたいと考えております。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

どうぞ、取組、頑張っていただきたいと思います。

同じ１ページの基地対策調査費の中のワシントン駐在活動事業なんですけれども、昨日から議論を聞いていますと、いろんな課題があるのですけれども。今年の予算額が3900万余りということで、前年度7900万から減額がされているということで、最小限の予算で提出をしたという説明がありました。その中で、しっかりと情報発信に努めていきたいというような内容だったんですけれども、活動自身も制限される中で、この予算でしっかりと役割が果たせるのか、仕事ができるのかどうかということをまずお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長　新たな運営体制で再スタートするまでの７か月間、現状の機能を必要最小限維持するということで答弁をしておりますが、具体的に申し上げますと、最小限維持する活動としては、連邦議会議員や有識者などに対する情報発信、情報収集については、引き続き行っていきたいと考えております。また、有識者の招聘活動についても行っていきたいと考えております。

一方で、制限する活動としましては、米国政府や連邦議会議員などへの働きかけと、それからマーキュリー社による米国政府などへの働きかけの支援というものは、制限をしていくということで考えております。

以上です。

○仲宗根悟委員　今年はいろんな部署で戦後80年を迎える平和事業だとか取組が予定をされて、予算計上されているんですけれども、そういったことも含めて、今後、最小限の予算でしっかりと果たす役目が担えるかどうかということで、こちらも知事のほうに総括質疑でお願いしたいなというふうに思うんですけれども、委員長、お取り計らいをお願いしたいんですが。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、仲宗根委員から総括質疑の申出があり、委員長から仲宗根委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　知事のほうに、ワシントン事務所が果たしてきた役割、そして今後の方向性についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　では、後ほど質疑終了後に協議いたします。

以上ですか。

○仲宗根悟委員　以上で終了します。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　先日の質疑、答弁の中でもワシントン事務所について多々ありましたので、質疑が重複しないように、私は県100％出資子会社のＤＣ社との資金の流れと会計、決算処理に絞って質疑をさせていただきたいと思います。この事業の委託費は、ＤＣ社が支払うべき経費も含まれていることが分かっております。県からコア社、そしてコア社からＤＣ社へ資金が移動するわけでありますが、その際、ＤＣ社は何という科目で資金を受け入れるのか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　アディショナル・ペイドイン・キャピタルという科目で受け入れているところでございます。

○高橋真委員　では、ＤＣ社は将来、資本金になる可能性のある資金集めを実施したわけでありますから、法人の重要な意思決定が必要だと考えます。意思決定確認できる議事録等はありますでしょうか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　受け入れたアディショナル・ペイドイン・キャピタルについては、将来、資産になるっていうことは想定をしておりませんので、役員会などにおいて何らかの意思決定をしたということはないということでございます。

○高橋真委員　取扱い、大変疑義が残ります。決算の説明で、同社がこの支出に充てるために受け入れる資金は、同社の会計上、出資の受入れとして計上され資本取引として処理されるとありますけれど、その説明に対しても極めて不適切な会計処理のように感じます。この出納実務は、県の指示で行われましたか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　このような会計処理、手続につきましては、現地の弁護士に確認をしながら行っているということでございまして、県から何か指示をしたということはございません。

○高橋真委員　では、現地の弁護士からアドバイスを受けたとのことでありますけれど、県は会計処理の妥当性について検討を加えたことはありますか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社のこのような会計処理の在り方について、これまで県として検討を何かしらしたということはありません。

○高橋真委員　非常に不適切の答弁のように聞こえてきます。

ちなみに、このＤＣ社の出納実務はどなたが担っているんでしょうか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社から支出しているのは、スタッフの給与ですとか、マーキュリー社に対する支払いとなっておりますが、これについては、ワシントンコア社からＤＣオフィス社に送金をした上で支払っており、ワシントン駐在の職員がサインをして小切手を振り出しているということで承知をしております。

○高橋真委員　全く別法人のコア社が、まるで自分の所有会社のようにＤＣ社の出納実務の管理を担っているという件についてであります。コア社は、何か県やＤＣ社と協定とか覚書を締結しているんでしょうか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　県とワシントンコア社との間には、委託契約を締結をしているということであります。ワシントンコア社とマーキュリー社の共同企業体との契約になります。

一方で、県とＤＣオフィス社の間で何かしら協定を締結をしているということはございません。

先ほども答弁申し上げましたが、ＤＣオフィス社と県との間で、何かしら協定が現状あるということではございませんが、県として百条委員会ですとか、監査、県の調査検証委員会の結果も踏まえて、よりよい方向性を生み出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋真委員　極めて行政手続上、不適切であります。

ちなみに、これまでの決算で、ＤＣ社の支出項目は全て領収書は出そろっておりますか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　私ども委託先としては、ワシントンコア社とマーキュリー社共同企業体に対する契約でございますので、ワシントンコア社が支出した分の領収書については確認をしているというところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、高橋委員から質疑の趣旨はＤＣ社の決算について、支出項目の領収書が全て揃っているか確認したかということであると発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社については、決算を作成して報告をしたところでございますが、この決算作成に当たっては、過去の銀行口座からの払出しといいますか、支払いを一つ一つ確認をしながら作成をしたというところでございます。

ＤＣオフィス社からの支払いについて領収書があるということではございませんが、例えば人件費については、そもそも領収書も発行されないということでございますし、例えば小切手で支払った際には、その支払った旨の証明は残っておりますので、それらで確認ができるということでございます。

○高橋真委員　では逆に聞きます。収入としてのコア社以外からも入ってきたことはあるんでしょうか。収入はちゃんと確認していますか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　ＤＣオフィス社については、収入はこれまで受け入れたことがございません。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中、高橋委員から質問の趣旨は、ＤＣ社はコア社以外からの収入があったかどうかである旨の発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

長嶺元裕基地対策課長。

○長嶺元裕基地対策課長　ＤＣオフィス社については、ワシントンコア社以外から何かしら収入を受け入れたということはありません。

○高橋真委員　使途不明金は存在しませんか、お伺いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（機器の不具合により、暫時休憩）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

○長嶺元裕基地対策課長　過去の分も含めて、決算書を作成する際に、支出の一つ一つを確認をしているところでございますので、使途不明金については確認をしていないということでございます。

○高橋真委員　しっかりと、今の答弁とても重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回のこの決算の在り方についてでありますけれど、収入でいわゆる処理をせずに、この追加払込資本でいわゆるお金を集めたということに関しては、本当にちょっと分かりづらい話だなと、解せない話だなということを感じております。これまでの支出項目の部分も、収入項目も含めてでありますけれど、知事公室長は以前、本会議ではこのように答弁をなさっております。「ワシントンＤＣオフィス社につきましては、営利活動を行っていないということでございます。ですので、当然、毎年税務申告においても米国における法人税等は課されない。そして、税務申告において、ワシントンＤＣオフィス社は、利益がないため赤字で申告している」ということであります。この収入と支出をいわゆる操作することによって、資金の流れを見えづらくする、不透明にしていくというような意図的な操作を行って、赤字の決算書をつくっているように見えます。そして米国の法人税が課せられないような外観を整えることは、いわゆるこれって節税行為になるんじゃないでしょうか。公の法人が、節税対策で決算書を操作するということは可能なのかもしれませんけれど、沖縄県として道義的にいかがなものでしょうか。これ、全国の初事例ではないかと私、考えております。見解をお伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　法人の設立の当時、県から受け入れる資金をどのように処理をすべきかということに関しては、現地の会計士が弁護士に相談をしたところ、アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして処理するのが適当との見解が示されたため、そのように処理をしているというふうに承知をしております。

以上です。

○高橋真委員　沖縄県として検討も加えていないのに、その結論というのが違和感を感じるわけであります。ちなみに今回、決算書を作っていただきました。これはどなたの決裁でありましょうか、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　先般、提出をしました経営状況報告書につきましては、ワシントン駐在から提出されたワシントンＤＣオフィス社の損益計算書及び財務諸表を基に本庁で案を作成しまして、知事が決裁をしております。

以上です。

○高橋真委員　では、この決算書自体は知事の決裁だったということであります。今現在、実際に行われているＤＣ社の課題というのは整理されている状況か。最後、確認させてください、お伺いいたします。

○長嶺元裕基地対策課長　いわゆる百条委員会ですとか、監査、調査検証委員会の指摘等も踏まえ、この資金の提供方法についても様々な指摘をいただいているところでございますので、こちらについてもよりよい方向性を見いだしたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋真委員　よりよい方向性を見いだした後に、この駐在に関する予算というのは計上すべきではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○溜政仁知事公室長　昨年来、様々な指摘を受けて、我々は業務の改善等を図っているところなんですけれども、一方、またワシントン駐在につきましては、沖縄の状況を米国において情報収集、情報発信するということで、沖縄県の行政にとってかなり重要な役割を担っているというふうに理解しております。ですので、我々が検証している間も業務は継続させていただきたいということで、必要最小限の事業を行うということで計上をしているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　やっぱり資金、お金の流れが、やはりまだ納得ができない部分がありますので、これはしっかりと検証することが先だろうということを指摘させていただきます。この件について総括質疑をお願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から高橋委員に対し、誰

にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

高橋真委員。

○高橋真委員　このＤＣオフィス社の資金の流れ、決算の作り方、在り方等を知事に直接問いたいので、総括に上げさせてください。

○西銘啓史郎委員長　本日の質疑終了後に協議しましょう。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　ワシントン駐在員活動事業費についてお尋ねします。

まず確認ですが、公室長、このワシントン事務所について、これまでありますように検証委員会の結果も受けて、よりよい方向に持っていくということですけれども、それについて再度確認をお願いします。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在におきましては、日頃から沖縄の基地問題に関連する情報収集や情報発信を行っており、米軍による事件、事故が発覚した際には速やかに米国政府関係者と面談し、事故の経緯を説明するなど適切に対応を行っているところでございます。

一方、様々な、いわゆる百条委員会、監査、調査検証委員会の調査結果などを踏まえまして、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートするまでの時間も必要最小限度において駐在体制を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　次に、ワシントン事務所設置の大前提として、この0.6％の沖縄に70.4％の基地がずっと置かれて、大変県民が苦しめられている実態を米国政府議会に訴えて、基地問題を解決していくというのが大きな目的だったと思うんですけれど、それについていかがですか。

○溜政仁知事公室長　委員御指摘のように、沖縄県では戦後80年になるにもかかわらず、国土面積の0.6％の沖縄に70.3％の米軍基地が集中しているという状況がございます。そのため様々な問題が発生しているというふうに考えております。

沖縄県としましては、このような状況というのを沖縄県が米国、特に米国政府や連邦議会議員等に直接説明をして理解を求めるというのは、非常に大切なことだと考えております。そのためにワシントン駐在というのは設置をしたというふうに承知しております。

○渡久地修委員　今、公室長が答弁した中身で、ワシントン駐在員はこの間、頑張ってきたということで理解してよろしいですか。

○溜政仁知事公室長　ワシントン駐在におきましては、２人派遣という少ない体制の中で精力的に連邦議会議員、事務所あるいは連邦政府に働きかけを行っているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　この活動でね、どのような変化が米国で生まれたかという点で、主要な点を幾つか聞きたいんですけれど。まず議会調査局、皆さん方のこの活動で、議会調査局にこの間どのような認識の変化があったか主なものを教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在は、これまで連邦議会調査局と意見交換を行うなどして沖縄基地問題に関する情報提供、それから国防権限法に関する情報収集、意見交換を行っております。これにより2019年６月の同局の報告書において、沖縄県内の米軍基地の割合について、在日米軍全施設の約25％と記載されていたものから、在日米軍専用施設区域の約70％を抱えていると記述が変更をされております。また、同じ年の10月の報告書においては、辺野古新基地建設について、県民投票で72％が反対した、沖縄県民が基地建設の阻止等を公約にした知事を２代当選させた、基地沖合への滑走路建設は物理的に困難との記載がなされております。

以上です。

○渡久地修委員　次に、その活動で、アメリカ議会での動きや認識の変化について、特徴的なものをお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　ワシントン駐在は連邦議会関係者等に対しても精力的な働きかけを行っているところでございます。2021年度国防権限法案に関する書面には、辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記をされております。また昨年６月には、下院議員から米国会計検査院に対し、普天間飛行場代替施設建設事業の実現可能性などについて調査を求める書簡が送付をされているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　そして今度はＰＦＡＳ問題で、最近皆さん、働きかけを強めていますけれど、それによってアメリカの政府や議会などのこの認識の変化についてお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　ＰＦＡＳにつきましては、2020年11月にワシントン駐在が普天間飛行場でのＰ

ＦＡＳを含む泡消火剤の漏出事故をなどについて、国防総省日本部長と意見交換を行いました。また、2022年12月に、知事から米国環境保護庁長官宛に書簡を送付しまして、沖縄の米軍基地におけるＰＦＡＳの状況を説明し、ＰＦＡＳ対策における連携などを求めたところ、その翌年２月にＥＰＡ長官から協力関係の継続を希望する旨の回答がありました。

以上です。

○渡久地修委員　次にいわゆるシンクタンクへの働きかけで、シンクタンクにどのような変化があったのか、特徴的なものをお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　シンクタンクの関係者に対しても、沖縄の基地問題に関する状況をワシントン駐在のほうから説明をしているところでございます。ＣＳＩＳ、戦略国際問題研究所が2020年11月に発表した報告書においては、辺野古の普天間飛行場代替施設の計画は困難続きであり、完成することはないように思われるとの指摘がなされております。またクインシー研究所が2022年６月に発表した報告書において、辺野古の普天間基地代替施設の現行計画は、軟弱で深い海底の上にＶ字型の埋立滑走路を完走させるという恐るべき技術的課題を考えると、再検討されるべきとの指摘がなされているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　このシンクタンクとの関係で、最近、いわゆる共和党系のシンクタンクとの意見交換ですか、講演会だったのか、それも行われたということで、それについてお願いします。

○溜政仁知事公室長　今年度の知事訪米の際に、共和党系のシンクタンクであるハドソン研究所におきまして、知事の講演を行っております。共和党系のシンクタンクでの講演というのは、翁長知事以降は初めての試みであったということでございます。

○渡久地修委員　今見てきたように、議会調査局、議会、それから政府、シンクタンク、そういったところに働きかけを強めて、結構大きな認識の変化があったと思うんですよね。同時に、私もっと今後、これから強化すべき方向として、そこはもっと強化しながら、アメリカ国民、世論への発信、働きかけというのも強化すべきだと思うんですけれど、その辺はいかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長　知事訪米等におきましても、マスコミの取材、例えばＣＱロールコールという米国のメディアの取材、あるいはそのラジオの取材等を受けており、一般の方にも知事の発言等を紹介するような取組を行っております。また、ワシントン駐在自体が大学と共同でシンポジウムを開催するなどの取組を行っています。さらに今後も米国の各種メディアに報道されることにより、米国内の関係者、一般市民等に沖縄の基地問題の認識が広がることは重要であると考えておりますので、引き続きワシントン駐在による働きかけは継続していく必要があろうかというふうに考えております。

○渡久地修委員　皆さんやっていると思いますけれど、アメリカの国民、世論に対してもっともっといろんなやり方を含めて強化していく方向を検討していただきたいと。

次に、普天間基地を返還させた跡利用計画については午前中の企画で聞きましたけれども、県の先行取得は新年度で全部使うと約90％近く県が取得するんですよね。この計画も宜野湾市と沖縄県で跡利用計画をつくっている、これについて米国政府や議会に発信していますかといったら発信していないと言ったんですよ。これは公室としてはどうですか、これも僕は強く発信する必要があると思うんですけれど、ワシントン事務所の大きな仕事にしていただきたい、どうですか。

○溜政仁知事公室長　普天間飛行場につきましては、一日も早い危険性の除去が喫緊の課題であることから、また県はこれまで政府に対し、普天間飛行場の危険性の除去、県外、国外への移設及び早期閉鎖、返還、あるいは駐留軍用地の跡地利用の促進について要望しているところです。

県としては、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて訴えるとともに、米国に向けてもワシントン駐在を通して普天間飛行場の早期閉鎖、返還の必要性、あるいはその跡地利用の推進について積極的に情報発信していければというふうに考えております。

以上です。

○渡久地修委員　公室長、この計画を沖縄県や宜野湾市が、今しっかり進めていますよということを伝える必要があるんじゃないですかということも聞いています。

○溜政仁知事公室長　普天間飛行場の返還について訴えているところですけれども、さらにその先といいますか、返還跡地についてもしっかり県民が考えているということを説明するということは重要であろうと考えております。

○渡久地修委員　だから辺野古基地とは切り離して普天間の返還、こういう計画もやっているので、ぜ

ひ実現させてほしいということもしっかり訴えていただきたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、渡久地委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を質疑するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　知事に対して、この沖縄の実態をアメリカ国民と世論に訴えることを強化することについてと、普天間基地の返還跡地、沖縄県と宜野湾市がこのように一生懸命やっているよということをしっかりと米国政府議会などに発信、伝えていくということをワシントン事務所の大きな仕事にしていただきたいということを知事にお聞きしたいと、この２点お願いします。

○西銘啓史郎委員長　では、本日の質疑終了後に協議いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　次に、米軍基地形成史の学び推進事業についてお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長　県内学校における平和学習については沖縄戦までを学ぶものが中心となっておりまして、戦後、米軍基地が形成されていった歴史について学ぶ機会が少ないものと考えております。この事業については、県内及び県外の学生が共同で戦後の基地形成の歴史を学び、また基地を視察するなどして理解を深めるほか、県内でシンポジウムを開催し、県内の学生に基地形成の歴史について、ファシリテーターとして参加してもらうことを予定しております。またこれらの過程を収録し、テレビ番組で放送することを予定しております。

以上です。

○渡久地修委員　戦後の沖縄の基地形成史をこのように取り組むというのは、僕は非常にいいことだと思います。そこで提案したいんですけれど、ここにこの沖縄県史のビジュアル版、戦後というのが１、２というのがあるんですよ。これについて、こういったものをしっかりと僕は、この事業の中でパンフレットを作成するなどして活用する必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長　この事業につきましては、令和７年度から令和９年度までの３年間、事業を継続したいと考えております。

この事業最終年度において、３年間の米軍基地の形成過程に関する学びを総括するパンフレットを作成して、県内の学校に配布することを促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○渡久地修委員　教育委員会が、今年度、623に向けて、この県史の沖縄戦版のビジュアル版を作成するんですよ。これも求めていきたいと思いますけれども、せっかく皆さんが学生に基地の形成史というのをやるんだから、これは教育委員会と言わずに皆さん方のところで、僕は３年後と言わずにできるものからつくって活用すべきだと思うんですよ。だから、そういう意味で、ぜひこの事業を成功させてほしいという一つの提案なんですが、再度お願いします。

○溜政仁知事公室長　課長からも話があったように、戦後の基地形成についての学びというのがなかなか機会が少ないだろうということで、今回、事業提案をさせていただいているところでございます。これの中でどのような形で、冊子というか、パンフレットというか、つくっていくかというのも重要だと思いますので、そこは教育庁がもう今既につくっているものもありますので、そことうまく連携して、学生に向けて分かりやすい形でどのようなものがつくれるかというのは検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員　ぜひこれは非常にいい事業なので、こういったのも基地対策課で作成するなど含めて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　平和推進事業について伺います。

第32軍司令部壕事業と第32軍司令部壕保存・公開事業についてですが、それぞれの事業内容と関連性について伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

まず、第32軍司令部壕事業についてお答えしますが、この事業は維持管理を目的としており、壕内の定期点検、第５坑口周辺の除草作業、あと専用ホームページの保守管理等に係る経費となりまして、令和７年度の当初予算として433万6000円を計上しているものでございます。

次に、第32軍司令部壕保存・公開事業につきましては、第１坑口等の発掘調査、第５坑口アクセス路の設計、展示施設の基本計画の策定、令和６年度に作成するガイドテキストの内容の充実やガイドの養成等に係る経費となりまして、令和７年度の当初予

算として6153万2000円を計上しているものでございます。

以上となります。

○当山勝利委員　保存・公開事業をされるということですが、これはいつまでをめどにして行われるんでしょうか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

この第32軍司令部壕保存・公開事業についてですが、これは今年度策定を行っております第32軍司令部壕保存・公開基本計画に基づきまして、現時点では期限が定められない壕の全容把握に向けた発掘調査等の取組だとか、あるいは令和８年度の第５坑口の公開、あるいは令和12年度の第５坑道の公開に向けた取組等が含まれているものでございますので、現時点では事業全体としての期限は設けていないものでございます。

以上となります。

○当山勝利委員　それであっても、執行部側としてはできるだけ早くこの事業を進めたいという考えでよろしいでしょうか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　そうですね、この保存・公開基本計画に基づいてスケジュールを立てておりますが、このスケジュールをベースとしてできるだけ早く、保存・公開に向けた取組を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○当山勝利委員　頑張ってください。

続きまして、平和関連施設ネットワーク構築事業についてですが、事業の目的と内容について伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

この平和関連施設ネットワーク構築事業につきましては、戦後80周年を迎えるに当たりまして、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承する必要性が高まっていることから、平和発信を目的とする県内の平和関連施設との連携を図り、平和発信の効果を高める事業となっております。

具体的には、平和関連施設の関係者によるシンポジウムやバスツアー等を開催し、県内外の方々に平和について考える機会を提供したいと考えております。

以上となります。

○当山勝利委員　この平和関連施設というのは何を指しますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　県内の人権だとか、平和に関する展示を行っている施設となりまして、今、連携に向けた動きのある８施設、具体的に言いますと、沖縄愛楽園、ヌチドゥタカラの家、佐喜眞美術館、不屈館、対馬丸記念館、南風原文化センター、県平和祈念資料館、ひめゆり平和祈念資料館となります。

以上となります。

○当山勝利委員　では、そういう施設と協力できるところは協力して、その発信事業をやっていくということですね。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　委員おっしゃるとおりでございます。

○当山勝利委員　これをやることによって、何を醸成していこうというのがありますでしょうか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　沖縄平和と人権博物館ネットワークと称するんですが、ここの会則がございまして、この目的に今回は沖縄に所在する平和人権に関する取組を行う博物館の連携発展を目的として、各界が相互に連携し、国内外の平和の尊さ、命の尊さを発信することを通じて国際平和が相当することを目指すというものでございます。沖縄県としましては、戦後80周年を迎えております。やはりその戦争の継承、次世代への継承も課題となっているというところもございますので、こういった施設に対して支援を行うことで次世代継承、平和を希求する沖縄の心を広く発信していくことができるものと考えているところでございます。

以上となります。

○当山勝利委員　分かりました。

次に、「平和への思い」発信・交流・継承事業について伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

この「平和への思い」発信・交流・継承事業は、沖縄県と同様に悲惨な戦争体験などを持ち、その記憶の継承と平和構築に取り組むアジアの諸国と沖縄の若者が共に学びつつ相互理解を深めることを目的として、令和元年度から継続して実施しているものでございます。

令和７年度は、沖縄県、広島県、長崎県、ベトナム、カンボジア、韓国、台湾の５か国７地域の若者が参加をし、沖縄県での合同宿泊を通し共同学習を行って、その成果をシンポジウムという形で発信する予定となっております。

以上となります。

○当山勝利委員　分かりました。

令和元年度からなされている事業ということですけれども、令和７年度は大体何名ぐらいの方、どこの国の方が参加するとか決まっていますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

参加する国につきましては、先ほど答弁したとおり５か国７地域となりますが、１か国当たり大体約５名程度を想定しておりますので、総勢35名前後になるものと考えております。

以上となります。

○当山勝利委員　来られる方々はこちら沖縄に自費で来られるんですか。どういう形になっていますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　自費ということではなくて、この「平和への思い」発信・交流・継承事業を委託費で計上していまして、事業者を公募し、この事業者のほうから旅費の支援をして沖縄に来ていただくというところとなります。

以上です。

○当山勝利委員　アジアの方々にも、しっかりとこの平和の思いを継承していただけたらと思います。

じゃ、次に行きます。沖縄平和啓発プロモーション事業について伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄平和啓発プロモーション事業は、これまでに蓄積された沖縄戦体験談や、資料を活用して沖縄戦の実相や歴史的教訓を次世代に継承し、平和を希求する沖縄の心を広く伝えることを目的として、これも令和元年度から継続して実施しております。

令和７年度は、児童生徒等を対象としたワークショップの実施、県内外でのシンポジウムの開催、戦後の証言映像収録、沖縄戦の語り継ぎ手養成等を行っていくこととしております。

以上となります。

○当山勝利委員　令和元年度から続けられてきて、この目的というかな、事業を継続していく上で何をゴールとされたいのか、継続をするだけなのか、ちょっとそこら辺、分かるように教えてもらえませんか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　この沖縄平和啓発プロモーション事業は３つの事業に分かれているものでございます。３つに分かれるのですが、まず、この中の沖縄平和啓発プロモーション事業としまして、これは先ほど申しましたとおり、これまでに蓄積された沖縄戦の体験談や資料を活用して、沖縄戦の実相や教訓を次世代に継承するものでございます。これは、具体的に言いますと、シンポジウムを開催しまして、この沖縄県におきまして平和を希求する沖縄の心を発信していくことを目的としているものでございます。なので、継続して平和を希求する沖縄の心を発信するというところが一つのゴールということになるかと思います。

次に、戦後の証言映像収録の編集及びウェブ公開事業となります。これは戦後80年が経過し、沖縄戦の体験者が少なくなっている中、沖縄戦体験者の証言映像を収録するとともに多言語ですね、英語、中国語、韓国語、スペイン語へ編集を行った上でウェブで公開し、これも国内外へ発信する取組を行っているものでございます。これもこの証言映像ですね、収録してそれを多言語で発信することによって、国内外に沖縄における平和を希求する沖縄の心を発信していくというものでございます。

もう一つが、沖縄戦の語り継ぎ手養成事業となります。これも戦争体験者の高齢化に伴いまして、体験談を直接聞く機会が急速に失われつつある中、次世代への沖縄戦の体験を継承していくために、平和講話等ができる人材を育成することを目的として開始している事業となります。

以上となります。

○当山勝利委員　分かりました。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

基地対策調査費の中の動画コンテンツ作成配信事業について伺います。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長　お答えいたします。

動画コンテンツ作成配信事業につきましては、戦後80年の節目に、沖縄県の取組を後押しする国際世論の形成や、気運の醸成を図ることを目的としております。具体的な事業内容は、沖縄に基地が形成された歴史的背景や過重な基地負担の現状、辺野古新基地建設問題、戦後100年を見据えた平和構築のための取組などについて動画を作成し、広く国内外に発信することとしております。

以上です。

○当山勝利委員　動画の発信方法はどのように考えていらっしゃいますか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長　お答えいたします。

動画につきましては、現在、この事業の中で短編の動画ということで１本約５分程度の動画を12本作成することとしておりますが、その動画の配信に当

たりましては、ＳＮＳや県特設のホームページなどを活用するとともに、特に若者世代等に対して県からプッシュ型で配信するために、例えばテレビとか新聞などの媒体と連携した発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員　ごめんなさい、聞き逃したかもしれないですけれど、ウェブ関係はどうなんでしょうか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長　先ほども少しお答えしましたが、ウェブ関係で、例えばＳＮＳを通じた発信や県の特設ホームページを活用した発信等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員　ぜひ広くそういう動画､時期に合っていると思いますので、しっかりと発信していただけたらと思います。

今回ちょっとるる聞かせていただいて、戦後80年を迎えて、次年度は多くの平和事業が行われます。その中にあって、沖縄の歴史と現状をアメリカに直接訴えるということは、私はワシントン駐在には重要な活動だと思っているんですね。その点、こういう特別な節目のときにあってのワシントン駐在の活動について、知事公室長はどのようにお考えでしょうか。

○溜政仁知事公室長　今年は戦後80年という大きな節目を迎えます。その際に国連関係者を招聘したシンポジウム、あるいは慰霊祭への参加とか、様々なことを考えているんですけれども、それにつきましては、ワシントン駐在が中心となって、その対象者との調整を行っているところでございます。またその折々の機会を通して、連邦議会議員等へ沖縄で起こっていることの80年事業等についても説明する機会が重要であろうということは考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、当山委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　総括、今の質疑に関してですね、知事に対して、戦後80年、沖縄の歴史と現状をアメリカに直接訴えるワシントン駐在の取組に対する、期待する効果ですね、伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　後ほど、協議いたします。

○当山勝利委員　同じワシントン駐在なんですけれども、先ほど渡久地委員からるる成果があったんですけれども、令和５年度までででいいので、どういう方に、延べ何名会われたかっていうのはデータをお持ちですか。

○長嶺元裕基地対策課長　平成27年度から令和５年度までの約９年間で、累計5778名の米国政府や連邦議会関係者と面談を行っておりまして、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　連邦議会関係者は何名会われましたか。

○長嶺元裕基地対策課長　平成27年度から令和５年度までの累計ということで申し上げますと、延べ約2800人の連邦議会関係者と面談等を行っております。

以上です。

○当山勝利委員　米国政府等関係者とは何人会われましたか。

○長嶺元裕基地対策課長　同じ期間の累計になりますが、約190名となります。

以上です。

○当山勝利委員　もう一つ、シンクタンク有識者と何名会われたでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長　シンクタンク等の有識者との面談につきましては、約2000名となっております。

以上です。

○当山勝利委員　今回、減額されていて、先ほどもるる説明があったんですが、まず減額されている内容について伺います。

○長嶺元裕基地対策課長　令和７年度予算額は、令和６年度と比べまして、合計で4016万5000円の減となっております。そのうち、旅費については139万8000円の減となっており、駐在の活動を７か月としたことによる減となっております。また、委託料につきましては、3876万7000円の減で、駐在の活動を７か月としたことによる事務所の家賃や、現地採用職員の給与の減のほか､連邦議会への働きかけやマーキュリー社への委託を行わないことによる減が主な理由となっております。

以上です。

○当山勝利委員　もう一度、先ほどお答えになった活動の制限についてちょっと答弁できますか。

○長嶺元裕基地対策課長　制限する活動としまして

は、米国政府や連邦議会関係者等への働きかけ、それからマーキュリー社による米国政府等への働きかけの支援となっております。

以上です。

○当山勝利委員　この制限によって何ができなくなるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長　例えば事件、事故が発生したときなどには説明をするということは想定をしておりますが、通常の活動として連邦議会議員関係者ですとか、米国政府への働きかけというのは行わないということでございます。

以上です。

○当山勝利委員　ワシントン駐在は、これまでそういう方々にどういうものを情報発信していたんですか。

○溜政仁知事公室長　連邦議会議員の事務所になると思うんですけれども、そこは沖縄の現状等は基本としてやるんですけれども、先方の関心事項がございます。例えばＰＦＯＳについて興味があるという方であれば、ＰＦＯＳを中心に説明を行う、あるいは女性に対する暴行事件等について関心があるという方にはそれを中心に行うというような形で、相手にも合わせながら説明を行っているというふうに承知しております。

○当山勝利委員　結局、今回の減額によって、そういうことを制限するということですよね。つまり、沖縄が情報発信するべきところができなくなるというふうな理解でいいですか。

○長嶺元裕基地対策課長　通常行ってきております沖縄の基地問題に関する情報に関して、米国政府あるいは米国連邦議会関係者に対して積極的な情報提供、情報発信は行わないということでございます。

○当山勝利委員　だから、先ほどるる述べられていた会っていた人たち、例えば連邦議会の関係者とか、米国政府の関係者とかっていうのに対して、沖縄の現状に対して、それらの説明はできなくなるというようなことですよねっていうことを聞きたいんです。

○長嶺元裕基地対策課長　一部繰り返しになりますが、事件・事故などが発生した場合には、沖縄県の考え方ですとか、県民の考え方などについては情報提供、情報発信をしていく予定ではございますが、それ以外の、通常行っているような情報提供については行わないということでございます。

以上です。

○当山勝利委員　あとマーキュリー社と契約しないということでしたけれども、それによって出てくる影響は何でしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長　マーキュリー社については、連邦議会議員との強いコネクションを持っているというふうに承知をしておりますので、マーキュリー社に対する委託を行わないということは、連邦議会議員あるいは関係者への働きかけというのが、かなり制限をされることになるというような影響が想定をされるところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

ワシントン駐在活動に関しては、現在、議会の百条委員会とか、監査とか、調査検証委員会で検証されているところではありますけれども、令和７年度、今るる聞きました必要最小限度の費用として計上されたということなんですが、これまで多くの実績は残しているのは事実であります。

ですが、今回のこの予算の計上の考え、それからワシントン駐在を活用することの意義、それについて知事公室長、答弁できますか。

○溜政仁知事公室長　これまで答弁させていただきましたとおり、ワシントン駐在につきましては、沖縄県、特に基地問題を抱える我々にとって重要な位置づけでございます。アメリカ米国政府、あるいは米国議会等へ直接働きかけることができるということで、かなり重要な位置づけを持っております。

一方、昨年の後半以来、様々な問題が指摘されているところで、我々としてもあるべき姿、よりよい方向性を見つけ出したいと。その中で、まずはワシントン駐在は最低限の機能は維持させていただいて、その方向性を見いだした後で、よりよい方向に持っていきたいということで、最低限の機能を維持するということでございます。ですので、今言いました米国政府や連邦議会議員等への働きかけ、あるいはマーキュリー社による米国政府等への働きかけの支援などについては制限するというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、当山委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　総括質疑で知事に対して今回の予算計上の考え方、あとワシントン駐在活動を維持す

ることの意義について伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　では、ただいまの提起内容については、質疑終了後に協議いたします。

○当山勝利委員　ワシントン駐在に関しては、いろいろな点で疑義があるようなところも見えておりますが、今、議会であれ、監査であれ、それから調査検証委員会のほうでもしっかり精査されていると思いますので、それを受けて、またしっかりと新たなスタートを切っていただきたいと思いますので、それを申し上げて終わります。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　資料３－４の知事公室の概要のほうで質問したいと思っております。まず３番ですね。この新年度は、沖縄戦の終えんから80年ということで、節目の年で様々な政策が組まれているんですけれどね。私が危惧しているのは、沖縄の心を発信するとか、平和について考える会をつくるとか、そういったものをやっているんですが、これまとめてお話したいんですけれども、今までワンパターンというか、私たち沖縄県民は被害者、確かに被害者です。沖縄に来た日本軍は加害者というような表現が特に、この復帰後、結構見られます。私はこれではちょっといけないなと思っております。

先日、私たち沖縄県議会も、そして県行政の側、県庁の側も、長野県の方々と交流しました。私は、旧摩文仁間切の向こうの出身です。生まれ育っております。中学校までは船がたくさんありました。軍刀もたくさんありました。銃剣もたくさんありました。手りゅう弾もたくさんありました。そういった場所で育ったんですよ。

ただしかし、やはり復帰後ですね、日本軍の残虐性、これが前面に出てきている。私たちの地元でも、ウータンガマというそのガマの中では、ある高級軍人が先生方を含めて残っておきなさいと。私たちは軍人だから、これから出ていきますと。喚声が終わった後に手を挙げて出てきてくださいと、こういったお話もございます。この80年の節目だからこそ、赤紙１枚で日本全国から沖縄に連れて来られた若い人たち、こういった方々のお話もぜひ入れてほしい。本来であれば、前もって調査をして、そういった場所に行って話を聞くべきだったと思っております。一番遠い北海道が一番多く亡くなっております。そういったものを含めてやることが本来の平和学習だと思っております。これは提言です。やるかやらないか、検討するかしないか、皆さん方が今答えることができるのであれば、よろしくお願いします。

○玉元宏一朗平和・地域外交推進課長　大田委員からの、戦後80周年を迎えるに当たっての貴重な御提言と受け止めております。おっしゃるとおり、沖縄戦については日本とアメリカの戦争に、沖縄県がその戦場の一つになったということで、そこで住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われたという場面でございまして、そういうしっかりとした史実も踏まえながら、ただ、なおかつ、そうは申しましても、やはり戦争によって非常に甚大な被害を受けたし、心身ともに、心の傷を含めて傷を受けた皆様の思いというのはしっかり証言などで受け止めて、こういうことがあってはならない､つまり戦争というのがあってはならないということをしっかりと発信をしていくというのが我々の役割だと思っておりますので、委員の御意見もしっかり受け止めながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○大田守委員　よろしくお願いします。

私の父親も徴用されていなくなっております、おばあちゃんも、おばさんたちも亡くなっていますよ。

ただしかし、誰一人として、今の平和教育のあの内容のお話はしませんでした。アマヌツン、ワラビグヮーヤタンヤーって。20代、30代、ウッターかわいそうヤタンヤーって。そういったお話なんですよ。そこまで持っていくのが本来の平和教育なんです。ぜひともこれを検討してください。

知事公室で、今回一番大きなことはワシントン問題です。今まで様々な成果があったということも今日のお話で聞いております。5000名の方々にお会いしたと。内容について私は分からないんですけれどね。

ただし、どんないいことをやったにしても、法律に抵触しているんだったら駄目なものは駄目なんですよ。知事の今回の所信表明の中に、職員一人一人が関係法令を遵守しながら適正な行政運営に取り組んでまいりますと、これを書いているんですよね。これを書いた知事が法律に抵触しているかもしれないワシントンの予算をなぜ組むのか、私はこれが不思議でなりません。百条委員会の中である参考人がおっしゃっておりました。アメリカのワシントンから帰ってきて、自分たちの身分がどんな身分だったか分からない。こんな不安定なまま私たちは向こうで仕事をしていたのかと。それとともに、その後、あの情報をブラックボックス化されていたんじゃないかというお話をされたんですよね。私は、沖縄県

知事は、日本全国の中で数少ない外交ができる知事だと思っております。ただこの９年間、皆さん方がどこかでそれを分かって、この適正な方法に準じたものに切り替えていけば、こんな結果にならなかったと思っております。皆さん方、どこかで気づいたんじゃないでしょうか、これをお聞きいたします。

○溜政仁知事公室長　今回のワシントン駐在の問題につきましては、設立当初に適切な対応をしなかったというところが大きな問題であったと考えております。この間、ワシントン駐在について、ＤＣオフィスインクというような形態を取っているという形の、そういう形態の法人になっているということを理解していた担当職員もいたというふうに承知はしております。

ただ、彼らとしては、設立当初のことなので、そこは処理されているだろうというふうな考えを持っていたというふうに話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　以上で、知事公室に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、２日間にわたり長時間の対応、本当にありがとうございました、御苦労さまでした。

また、委員の皆さんもお疲れさまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　では、再開いたします。

次に予算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

高橋真委員。

○高橋真委員　この事業については、音声だけでは非常に――でございまして、後々字幕をつけるという二度手間の答弁がありまして、そんなのあり得ないだろうと。むしろ、もうこの段階で音声と字幕もつけて、しっかりと事業をやっていただきたいと。知事にしっかりこの見解を述べて事業の方向性を問いたいということであります。

○西銘啓史郎委員長　分かりました。

次に２番の徳田委員。

○徳田将仁委員　ほかの人から進めることもできますか。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

知事宛にどのような項目を確認したいのかということをもう一回、述べてください。

○島尻忠明委員　当初予算の審査をするに当たって、必要な資料の提出もなかなか渋って出してもらえない。そして専門家弁護士の助言を受けているとのことでありますが、具体的に名前も提示できず、見解も文書も出すことができない。これは極めて厳しい異常な状況である。それに本来は、ワシントンＤＣオフィス社が支払うべき経費を、委託先であるワシントンコア社が肩代わりをしている。しかも、その経費を支払うために不要な一般管理費や人件費がかさ増しをされている。このことは最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという地方自治法の趣旨を歪曲するものであると指摘をせざる得ないと私は思っております。

したがって、ワシントン駐在活動事業費に関して、あるべき事業内容及び適切な予算規模等を明らかにすることがあるというふうに考えております。したがって、知事に答弁を求めるべきと考えますので、総括質疑を提起いたしますということで、先日委員長に述べたとおりでございます。

○西銘啓史郎委員長　分かりました。

次、２番徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　執行部は、ワシントン事務所については、米国内法に適合するように設立運用してきたという答弁を繰り返してきましたが、検証委員会からは税務申告やビザ取得等の関係で極めて強い疑義が示されています。

したがって、ワシントン駐在員活動事業費に関して、米国内法との適合性に関する執行部のこれまでの答弁との整合性を明らかにする必要があることから、知事に答弁を求めるべきだと考えていますので、総括質疑にしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　続いて４番お願いします。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　ワシントン駐在問題で、様々な課題、問題が出ていますけれども、これを基本的に県側は一部治癒されたっていう発言もありました。私たちはそれを認めてはないんだけれど、これを今後、どうしていくのかっていう改善策を僕は知事に聞きたいと思っています。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　島袋大委員。

○島袋大委員　この９年間、ワシントン事務所の在り方については、翁長知事、玉城知事はこの基地問

題に関する１丁目１番地で自分たちが報道されたということは、県庁としての動きというのはワシントン事務所設立というのは理解はしますよ。しかし、設立に当たって疑義が生じている。この件に関して是正を要求している中でも、県の執行部側は、担当部署は確認します、確認しますと何ら回答がない中で、７か月分という予算をつける。これがなぜ３か月でないのか、半年でないのかというのも答え切れない。この７か月の中で、今日の話も要するに、クローズの状態で金を払うこと自体がおかしい話ですから、ここはしっかりと知事にリーダーとして、専門家も含めて疑義が生じているものについて、そのままの形でワシントン事務所の予算を計上するのかというのをちょっと確認事項として問いたいということであります。

○西銘啓史郎委員長　次、幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　私どもの総務企画委員会でも大きな問題になっているわけですけれども、ワシントン事務所の設立当初に大きな問題があったということが明らかになったところではありますが、そのワシントン事務所の存在意義というのは、やはり再確認し、知事に令和７年度以降も継続したいという思いをしっかりと伝えていただきたいというところで、ワシントン事務所の存在意義についてお伺いしたいと思っています。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　万国津梁フォーラムに関連することで、継続的な開催と書かれていますけれども、今年度、国連特別報告者を招聘したいと。あとまたワシントン大学の教授を招聘したりということで、国内外で活躍するそのオピニオンリーダーをこちらに呼ぶことで、沖縄の現状というのを国際社会に訴えてきたっていうのは大きな意義があると思います。これを次年度も予算の中でなかなか見えにくいところがあったんですけれども、知事として、どう考えているのかというのを聞きたいので提起しました。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　ワシントン事務所がこれまで果たしてきた役割という意味では次年度に最小限の予算を計上したということなんですが、この予算で制限されるような内容だというふうに思うんですけれども、執行部は発信事業を続けていくんだというような言い方をしておりますけれども、知事自身として、その方向性についてどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　ワシントンＤＣオフィス社の決算書が、２月議会で遡って作成して提出をいただきましたが、やはりまだ資金の流れと会計決算処理については疑義が残る内容であります。やはりこの適正な処理、お金の流れ、そういった管理の在り方も含めて、知事に見解を問いたいというところであります。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　10番ですけれど、これまで議会、連邦政府、シンクタンクなどに働きかけてきていますけれども、ワシントン事務所が広範なアメリカの国民世論に発信する活動をもっと強化すべきではないかということで知事の認識をお聞きしたいと。11番目については基地の過重負担については一生懸命発信していますけれど、跡利用計画については、沖縄県と宜野湾市で進めていますよということを、もっとしっかり発信する必要があるんじゃないかということについて知事に認識を問いたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　今年は戦後80年を迎えて、次年度予算でいろいろ平和事業をされるということは聞いていますけれども、いろいろアジアとの連携もありますが、このワシントン事務所というのは、沖縄の歴史や現状をしっかりとアメリカに発信できる場所だと思いますので、それを訴えるというワシントン駐在の取組、期待する効果について知事に伺いたいということと、13番は先ほども言いましたけれども、百条委員会、監査それから調査検証委員会などで検証されているところでありますけれども、令和７年度は必要最低限の経費として計上されたと、いろいろな影響があるということも先ほど分かりました。これまで多くの実績を残しているわけですけれども、本当に必要最小限にしてですね、何としても継続をするということであれば、知事に対して、今回の予算の計上の在り方と、それからワシントン駐在活動を維持することの意義について伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　先ほど事務局から説明いたしましたけれども、今の総括質疑については採決は行いません。ですから、挙げたものは全部、予算特別委員会に報告をします。この後、もしこの総括質疑の提案について、反対意見がある場合は反対意見をどうぞ述べてください。これも反対意見、こういうのがありましたと報告することになっているので、そのことをもしありましたらお願いしたいと思います。

まず、今の１から13までの総括質疑の提案の中で、

反対の意見がありましたら、項目番号を述べて発言をお願いしたいと思います。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑に係る予算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩します。

（休憩中に、総括質疑について協議）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、今の総括質疑とは別で、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書等の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は３月13日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

予算特別委員の皆さんは、この報告書に目を通していただければと思います。

また、予算特別委員の皆様は、３月14日金曜日に、先ほど言いました総括質疑の方法等について、協議を行う予定となっております。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は３月19日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、本当に大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎

令和７年第１回沖縄県議会（定例会）　経済労働委員会記録（第４号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月11日（火曜日）
開　会　午前10時１分
散　会　午後４時55分
場　所　第１委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（商工労働部及び文化観光スポーツ部所管分）
２　甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
３　甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
４　甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港(新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
５　甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
６　甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

出席委員

委員長　新垣淑豊
副委員長　次呂久成崇
委　員　仲村家治　座波一
大浜一郎　儀保唯
上原快佐　上原章
瀬長美佐雄　當間盛夫
※儀保唯委員はオンライン出席

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

商工労働部長	松永享
産業政策課長	金城睦也
産業政策課エネルギー政策推進監	瑞慶覧桂太
グローバルマーケット戦略課長	島袋秀樹
ものづくり振興課長	座喜味肇
中小企業支援課長	松本一
企業立地推進課長	冨澤正紀
企業立地推進課主幹	眞喜志政規
ＩＴイノベーション推進課長	宮国順英
雇用政策課長	高宮城邦子
労働政策課長	前原秀規
文化観光スポーツ部長	諸見里真
観光政策課長	大城清剛
観光振興課長	山川優
ＭＩＣＥ推進課長	小浜守善
文化振興課長	佐和田勇人
文化振興課しまくとぅば普及推進室長	翁長富士男
空手振興課長	桃原直子
スポーツ振興課長	宮城直人
交流推進課長	仲村卓之

○新垣淑豊委員長　ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日は、儀保唯委員からオンライン出席の申出があり、委員長として出席を許可したことを御報告いたします。

○儀保唯委員　はい。

○新垣淑豊委員長　オンラインでの出席を確認いたしました。

本日の説明員として、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めております。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る甲第１号議案、甲第３号議案、甲第４号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案の６件を一括して議題といたします。

まず初めに、商工労働部長から商工労働部関係予算の概要の説明を求めます。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長　委員の皆様、おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、商工労働部に係る令和７年度の一般会計及び特別会計歳入歳出予算について、タブレットに掲載されております、令和７年度当初予算説明資料、商工労働部（抜粋版）により概要を御説明いたします。

お時間、およそ10分弱ぐらいいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、３ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、県全体の令和７年度一般会計部局別歳出予算となっております。

表の中段、太枠線の欄を御覧ください。

商工労働部の令和７年度予算額は763億8841万3000円を計上しており、県の合計額に占める構成比は8.6％となっております。

４ページを御覧ください。

商工労働部の令和７年度一般会計歳入予算の概要について、款別に御説明いたします。

表の左側の令和７年度予算額について、商工労働部の予算額を太枠線で囲っております。

まず、９の使用料及び手数料は16億1755万7000円となっております。

表の右側に主な内訳を記載しておりますが、沖縄ＩＴ津梁パーク企業集積施設使用料等や電気工事士法関係手数料等によるものです。

10の国庫支出金は45億9875万9000円で、沖縄振興特別推進交付金、職業訓練費等や職業訓練等委託金等によるものです。

11の財産収入は８億3768万7000円で、財産貸付け収入、利子及び配当金、財産売払い収入によるものです。

５ページをお願いします。

13の繰入金は9171万3000円で、新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金、小規模企業者等設備導入資金特別会計からの繰入金によるものです。

15の諸収入は622億7693万9000円で、中小企業振興資金貸付金元金収入等などによるものです。

16の県債は2760万円で、職業能力開発校整備事業によるものです。

合計欄を御覧いただきたいと思います。

商工労働部一般会計の歳入予算は、総額が694億5025万5000円で、前年度の707億9828万6000円と比較すると、13億4803万1000円の減、率にすると1.9％の減となっております。

歳入予算減の主な理由としましては、いわゆるゼロゼロ融資の返済が進んだことに伴う預託金の減などにより、15の諸収入の中小企業振興資金貸付金元金収入が減少することによるものです。

６ページをお願いします。

次に、商工労働部の令和７年度一般会計歳出予算の概要について、款別に御説明いたします。

表の左側の令和７年度予算額について、商工労働部の予算額を太枠線で囲っております。

５の労働費は25億5463万3000円で、前年度の23億9399万9000円と比較すると１億6063万4000円の増、率にすると6.7％の増となっております。

増の主な要因は公共職業能力開発事業費の増によるものです。

次に、７の商工費は737億9982万9000円で、前年度の756億8173万円と比較すると18億8190万1000円の減、率にすると2.5％の減となっております。

次に、13の諸支出金は3395万1000円で、前年度の3395万2000円と比較すると、1000円の減となっております。

合計欄を御覧ください。

商工労働部の一般会計歳出予算は、総額が763億8841万3000円で、前年度の781億968万1000円と比較すると、17億2126万8000円の減、率にすると2.2％の減となっております。

歳出予算減の主な要因は、県単融資事業において、ゼロゼロ融資など、コロナ禍から続いていた各種資金繰り支援がコロナ禍前の水準に戻ったことによるものです。

一般会計歳入歳出予算の概要は以上となります。

次に、商工労働部所管の５つの特別会計について御説明いたします。

７ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と協調して実施する中小企業高度化資金貸付事業に要する経費となっております。

表の左下の部分、歳出の合計欄を御覧ください。

令和７年度の歳入歳出予算額は１億7188万9000円で、前年度の１億3838万3000円と比較すると3350万6000円の増、率にすると24.2％の増となっております。

増となった主な要因は、中小企業基盤整備機構からの高度化資金借入金に対する償還金の増によるものです。

８ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計は、公益財団法人沖縄

県産業振興公社が実施する中小企業機械類貸付事業に必要な資金の、同公社に対する貸付け等に要する経費となっております。

令和７年度の歳入歳出予算額は３億5013万5000円で、前年度予算額と同額となっております。

９ページを御覧ください。

中城湾港新港地区臨海部土地造成事業特別会計は、中城湾港（新港地区）の土地の管理及び分譲に要する経費となっております。

令和７年度の歳入歳出予算額は１億6722万5000円で、前年度の１億4884万5000円と比較すると1838万円の増、率にすると12.3％の増となっております。

増となった主な要因は、分譲用地の整地作業に係る委託料の増によるものです。

10ページをお願いします。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計は、当地区の運営に要する経費や当地区施設建設資金借入金の償還等に要する経費となっております。

令和７年度の歳入歳出予算額は３億3841万7000円で、前年度の３億3884万9000円と比較すると43万2000円の減、率にすると0.1％の減となっております。

減となった主な要因は、入居企業減に伴う光熱水費の減によるものです。

11ページを御覧ください。

産業振興基金特別会計は、沖縄県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって産業振興を図るための事業に要する経費となっております。

令和７年度の歳入歳出予算額は１億4161万2000円となっており、前年度の１億2349万1000円と比較すると、1812万1000円の増、率にすると14.7％の増となっております。

増となった主な要因は、産業振興基金事業補助金の増によるものです。

以上で、商工労働部の令和７年度一般会計及び特別会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に、質疑の際にその旨を発言することとし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩します。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認があり、儀保委員から質疑を取り下げる旨、発言があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

それでは、これより直ちに商工労働部に係る甲第１号議案、甲第３号議案、甲第４号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案に対する質疑を行います。

上原快佐委員。

○上原快佐委員　おはようございます。よろしくお願いします。

まず、全体の数字なんですけれども、今年度に比べて次年度が2.2％減になっておりますけれども、先ほどの説明だとゼロゼロ融資の影響であったりだとか、あとコロナ禍前の水準に戻ったということですけれども、これによって一応2.2％減ということで、他の様々な事業について影響はあるのかどうかというのをお伺いいたします。

○金城睦也産業政策課長　お答えいたします。

商工労働部におきましては、来年度予算編成に当たって、予算要求に当たっての対応方針を定めて事業のスクラップアンドビルドの考えの下、稼ぐ力の強化を含め、各種重点項目に対する事業を検討して、当初予算として計上したところであります。

当部としましては、必要な予算を一定程度確保できたものと考えております。

以上です。

○上原快佐委員　一定程度確保をしたということで、今年度と比べて特に影響はないという理解でよろしいですか。

○金城睦也産業政策課長　一定程度予算を確保したということでよろしくお願いします。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

次に、個々の事業についてですけれども、この令和７年度で様々な新規事業、また拡充事業等があり

ますけれども、令和７年の２月補正でも計上されておりましたが、電気・ＬＰガス価格高騰対策事業ですけれども、新規事業ということで、５億8900万円が計上されておりますが、これの概要を教えてもらえますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　お答えいたします。

事業の概要ということでございますが、国の一律支援の対象とならない、特別高圧契約の受電契約者及びＬＰガス受給契約者に対する負担軽減を図るための支援を実施する事業でございます。

令和７年度当初予算につきましては、ＬＰガス料金支援における４月から６月分の値引きに要する経費を計上しております。

具体的な内容としましては、月額支援単価を300円としまして、２月補正にて計上している１月から３月分と通算した６か月を乗じて一戸当たり最大1800円の値引き支援を実施するものでございます。

以上でございます。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

実際にはどれぐらいの企業数というか、契約者が対象になるという数字自体はありますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　本事業、ＬＰガスに関してですけれども、県内のＬＰガス小売事業者を通じて支援をすることとなっておりまして、県内のＬＰガス小売事業者については230社という形になります。

各家庭については申請不要でございますけれども、値引き対象戸数につきましては56万戸となっております。

以上でございます。

○上原快佐委員　この支援によって、非常に事業者であったり、一般の方でもそうですけれども、生活の面で非常に助かっていると思うんですが、具体的にどういったニーズがあって、この事業を新規事業として、今回、事業をつくったのかということをお伺いできますか。

どういった要望があってというところですね。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　このたび、国のほうで物価高騰対策ということで総合経済対策がなされました。

その中で、国の奨励メニューということで電気料金、それからガス料金の支援について記載がありましたので、我々としましては、県内の物価高騰対策を広く行うという意味で、国の支援は低圧、高圧の受電契約者の支援と、都市ガスの支援が国の対象となっているんですけれども、それの対象とならない特別高圧の電気料金支援、それからＬＰガス支援を行うものとなっております。

以上でございます。

○上原快佐委員　非常にこれは県民にとってもかなり有効な事業だと思いますので、引き続き頑張っていただきたいと思います。

続いて、ＵＩＪターン就職・転職活動交通費支援事業ですけれども、これも新規事業なんですが、これは実際どういったニーズがあって、この事業を始めようとしているのかということと、あとこれは45歳未満に区切っていますけれども、その理由。また、これはもともと沖縄に住んでいた方を対象にするもの、要は沖縄出身者を対象にしているものなのか、ちょっと事業内容を教えていただけますか。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

まず、この事業の概要でございますけれども、県外在住者の県内就職を促進し、県内企業の人材確保を図るということを目的にしております。

県内での就職活動に係る交通費等を補助するメニューとなってございます。

ニーズでございますけれども、今、委員御承知のとおり、県内、非常に人手不足の状況にございます。

そういったことを踏まえまして、年間230名を目標にＵＩＪを促すこととしております。

なぜ45歳で区切るのかということについてですけれども、本事業で制度設計として九州各県を参考にしております。

その中で、学生に限定した県というのが３県、45歳未満が１県、年齢制限なしが３県となってございました。

ただ、本県に照らしてみますと、県内で中長期的な労働力の確保という意味合いから45歳とさせていただいております。

参考までに、県内労働者の平均年齢というのが43.8歳となっておりましたので、45歳未満ということで決めさせていただいております。

以上でございます。

○上原快佐委員　就職の面接というか、就職活動においても、年齢制限とか特にないところが結構多い中で、この45歳という年齢で区切るのが、ちょっと合理的な理由がなかなか分からない、疑問だなというのはありますので、今回初めて新しくやりますので、今後そういったニーズ、もしかしたら45歳以上の方でも、県内に就職をしたいという方もいるかもしれないので、これは中長期的に見て見直しが必要

であれば、見直ししたほうがいいのかなというふうに思います。

ちょっと見解をお伺いします。

○高宮城邦子雇用政策課長　委員おっしゃいますように、この事業は新規で、我々も初めて上程する事業でございますので、その辺りはこのニーズを確認しながら見直すところは見直してというふうに考えてございます。

以上でございます。

○上原快佐委員　あと、今回この事業においては、どの産業分野とかというのが、これを見るだけではちょっと分からないんですけれども､文化観光スポーツ部では観光人材確保支援事業ということで、これは観光人材に絞った形になるんですけれど､こういった事業があるということは、商工労働部さんで、この新規でやっているものに関しては、この観光分野を除いた形での就職活動の支援ということになるんでしょうか。

○高宮城邦子雇用政策課長　まず、この対象でございますけれども、官公庁は除くんですけれども、産業分野での制限というのは今設けない予定としております。

委員おっしゃいますように、交通費の支給の有無ですとか、支給内容を確認した上で、類似事業との重複がないように補助をしていきたいというふうに考えております。

いろんなテーマが出てくるんでしょうけれども、少なくとも観光で実施していらっしゃるので、そことの情報の共有等々をしながら、重複がないような制度設計にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○上原快佐委員　非常にこの事業はいい事業だと思うんですけれども、実際、定着率等々課題が今後出てくると思うんですが、そこら辺は追跡をしっかりしていくという認識でよろしいですか。

○高宮城邦子雇用政策課長　追跡もしてまいりたいと考えております。

以上です。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

ぜひ効果的な事業になるように頑張っていただきたいと思います。

続いて、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業についての概要をお願いします。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　お答えいたします。

本事業は、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げた、再生可能エネルギー電源比率及びエネルギー自給率の向上に向けて、クリーンエネルギーの導入拡大の推進を目的として実施しているところです。

内容としましては、再生可能エネルギー導入支援や、クリーンエネルギー導入拡大に向けた可能性調査及び海外との技術交流に係る取組を実施するものとなっております。

以上でございます。

○上原快佐委員　この事業というのは拡張事業ですけれども、これは実際調査した後、どういった形でクリーンエネルギーを導入していくのかということを教えていただけますか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　実際の事例で申し上げますけれども、例えば波照間島において、平成28年から令和３年度にかけて可倒式風車と蓄電池とモーター発電を組み合わせて実証事業を行ったところでございます。

それによって事業成果としては、波照間島において、令和２年度に約10日間の再エネ100％の運転ができたというような実証があります。

この事業の実証を基に、可倒式風力発電設備については、県内の４か所、計７基、今設置されている状況となっております。

以上でございます。

○上原快佐委員　今、実証実験の結果からもあるように、特に小規模離島においては停電とかが台風の影響で非常に深刻な部分がやはりあります。

これは小規模離島を特に優先してやるような、そういう考えというのはあるんですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　お答えいたします。

県内の離島におきましては、市場規模が小さいことや輸送コストがかさむなど構造的不利性がありまして、再エネの導入が進みにくい状況がございます。

このため、現在県では、本島と電力系統がつながっていない離島を対象に、太陽光発電設備の導入支援を実施しているところでございまして、現在、宮古島、伊良部島、来間島、久米島、石垣島、西表島、６離島で展開しているところでございます。

県としましては、再エネ関連事業者との意見交換や、新たな事業者の探索等を通じて、離島における地域の拡大を含めた、さらなる太陽光発電設備の導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

以上です。

○新垣淑豊委員長　次呂久成崇議員。

○次呂久成崇委員　すみません、よろしくお願いします。

資料のほうは３の３、当初予算案の説明資料のほうから行きたいと思います。

こちらの８ページになりますけれども、⑤の高付加価値・グローバル展開加速化事業について伺います。

この事業の取り組んでいる内容ですね、県産品の高付加価値化による販路拡大につながる取組を実施というふうにあるんですけれども、この具体的な内容について伺いたいと思います。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えします。

本事業は、今、御説明いただいたように県内企業のグローバルな市場への展開を推進するために、県産品の高付加価値化とブランド化による販路拡大を進めるものです。

今、具体的に何をしているのかという話でしたので、令和６年度の取組を説明させていただきます。

令和６年度は、香港とシンガポールにおいて黒糖、シークヮーサー、モズク、クルマエビ、マグロなどの県産品を、現地のコーディネーターを通じまして、いわゆるその星つきと言われるような飲食店にアプローチするなどの取組を実施しています。

さらに具体的には、その飲食店における県産品の導入に向けたシェフ等へのサンプルの提供でありますとか、試作メニューの開発、県産の素材を活用した沖縄フェアの開催、食材の商談会、あるいはレストランのシェフを沖縄に招聘して産地を回ってもらうというような取組を行っております。

その結果、30店舗以上において、沖縄県産の食材の導入が決定されるというような成果が上がっております。

以上です。

○次呂久成崇委員　この事業で展開していくというのは、主に食材というふうに考えてよろしいんですか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　主に食材、そして飲料ですね。

以上です。

○次呂久成崇委員　今年度、６年度からスタートした事業なんですけれども、それでまた3000万ほどの増額というふうになっているんですけれども、これはこの取組の中で、やっぱり一定の成果・効果というものがあったと手応えを感じたから、さらに増額をして今後また取り組むというふうに認識してよろしいんでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　今御説明いただいたように、令和６年度9750万であったものが現在、令和７年度の予算のほうには１億2578万5000円で計上させていただいております。

今申し上げました香港とシンガポールでの、いわゆる飲食店を使ったプロモーション、県産食材の認知度向上とかブランド化、それは非常に効果があったという認識でございます。

それを、これまでのアジアを中心とした海外だけではなくて、それに加えて国内の市場向けの取組も拡充していきたいということで予算を拡充しております。

以上です。

○次呂久成崇委員　今年度はこの香港、シンガポール、そして先ほど課長がおっしゃいましたが、次年度は国内のほうもということなんですけれども、この次年度はこの香港、シンガポール以外の海外のほうと、また国内のほうは具体的にどこというふうにあるんでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　あの具体的な市場をどこにするかというのは、この事業に関してはこれから公募をかけさせていただいて、その提案を見てということになりますけれども、想定しているのは、やはり香港とシンガポールは非常に出ていますので、県産の物、あと輸入の規制も含めてですね。

それとプラス国内は当然、東京、大阪をはじめとした大都市ということになります。あのお店で使われている食材ということになると、その波及効果も高いので、そういう大都市中心になると思います。

あと海外ではアジアもそうですけれども、できれば北米というのも入ってくるのかなと思っています。

ただ、提案次第ということで、それを審査させていただくということで予定しています。

以上です。

○次呂久成崇委員　海外、そして国内でその展開をして、それがまた逆に沖縄に戻ってくるというか、来る集客ですね、観光で言えば改めて外でやることによって、またそれを実際に沖縄で求めてくるというようなところも連携していくべきかなというふうに思っているんですが、その取組というのはあるんでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　この事業自体は、県産の物を外に出すということを主な目的にしています。

ただし、その中で県産食材のブランド化ということが非常に大事になってきます。

我々は沖縄ブランド戦略というものも策定して、それを事業者、県民の皆さんにも広く理解していただいてという中で、当然、観光地としての沖縄の強さを生かした、この事業に関してもその観光地としての沖縄の知名度、魅力を生かした形で外に売っていくと。

当然、逆に、逆輸入といいますか、インバウンド、国内観光客も含めて、新しいＰＲ、これまで以上のＰＲができればいいなとは思っています。

そこは観光でありますとか、農林水産部とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○次呂久成崇委員　ぜひ連携した取組をお願いしたいなと思います。

次のページになるんですけれど、９ページの県単融資事業について伺いたいと思います。

こちらの事業、まず、これまでの実績等についてお聞きしたいと思います。

実績と成果についてお願いいたします。

○松本一中小企業支援課長　お答えいたします。

県では、金融機関に融資の原資となる資金を預け入れ、これに金融機関の資金を加えた協調融資として、県信用保証協会等とも連携しながら、県融資制度として、各種基金を設置し、中小企業者の資金繰り支援を行っているところです。

融資実績につきましては、昭和47年度の制度開始から令和６年12月末までの間、７万5641件、約6798億5500万円の融資を行っているところです。

令和６年度における融資実績につきましては、令和６年12月末時点で2188件、約260億2900万円となっているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員　昨今、このコロナ禍、そしてこの物価高騰等の影響もあって、やはりこの中小企業者、かなり厳しい経営状況が続いているということなんですけれども、実際にその融資を受けて、それでもやはり廃業してしまったとかという、この件数というのはあるんでしょうか。

そして、またその保証というのはどうなっているんでしょうか。

○松本一中小企業支援課長　お答えいたします。

コロナ関連融資のほうにつきましては、令和２年度から融資を行っておりますけれども、１万7099件、2723億余りの融資を実行しているところです。

令和６年12月末時点で、保証協会のほうに代位弁済という形で上がってきている件数が、トータルですね652件、63億余りの代位弁済というのが上がっているところです。

ただ、この代位弁済のほうについては、事業を廃業したということと必ずしもイコールではないものですから、この事業、代位弁済になった後も、返済をしながら事業を続けているというところも含まれているというところでございまして、倒産の部分については、例えば東京商工リサーチさんのほうで上がっているというところにつきましては、この令和２年から６年12月までの間で、約150件という形になっておりますけれども、過去の平成11年ぐらいからの平均件数でいくと大体74件ぐらいが平均みたいなんですが、そこからいくと、この５年間の平均というのを計算していくと、大体373件ぐらいという形になりますので、先ほど申し上げました150件と比較すると、223件ぐらい少なくなっているというところで、この融資資金繰りの支援の中で成果が上がっていると言ってもいいのかとは思っています。

ただ、この経営が厳しくなった企業につきましては、稼ぐ力といいますか収益力の向上を図るという観点から、例えばよろず支援拠点、商工会議所、そういったところとも連携しながら収益力の改善というのを支援をしながら取り組んでいるというところで、こちらのほう代位弁済にかかった費用もそうなんですが、それに至る前の費用についても、早めに相談をしていただくということにですね、現在取組を行っているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員　本当にこの融資必要としている中小企業さん、今のやっぱり物価高騰の影響が多いと思いますので、ぜひ周知方法等も含めてしっかりとまた支援していただくようにお願いをして終わりたいと思います。

以上です。

○上原章委員　よろしくお願いします。

まず同じく資料３の３、10ページの18番、奨学金返済支援事業についてですが、こちらの内容でこれまでの効果を教えてもらえますか。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

奨学金返還支援事業は、県内中小企業における若年層の人材確保と定着を支援するため、企業が従業

員に対して行う奨学金返還支援に要する費用の一部を補助するものであります。

本事業は、県内中小企業における若年層の人材確保と定着を促進する有効な施策と考えております。

本事業を活用した企業へのアンケート調査において、人材の確保、それから従業員のモチベーションアップ、定着の効果があったというような回答も得られております。

また、もう１つの効果といたしましては、令和６年度の実績が67社となっておりまして、人材に投資する企業が増えているというのも、この事業の効果の１つとして考えております。

以上でございます。

○上原章委員　この事業をスタートして何年目です。

○高宮城邦子雇用政策課長　令和４年度のスタートになっておりますので、３年目の事業となっております。

○上原章委員　この３年間でトータルの企業数と、それから、実際それを活用している数を教えてもらえますか。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

複数年の助成となっておりますので、今トータルで67社ということになっております。

令和５年度までが33社でございましたので、令和６年度に34社増えたということになります。

以上です。

○上原章委員　数、活用している方の数。

○高宮城邦子雇用政策課長　人数といたしましては、現時点で295名となっております。

昨年度までの実績が168名でしたので、120名程度の増加となっております。

以上です。

○上原章委員　今回、令和７年度に目標100社430名目指すということで、ちょっと資料を頂いたんですが、当初予算も令和６年度より大きく増加もしている。評価したいと思います。

この事業、非常にすばらしい事業だと思っているんですが、この月々の返済の２分の１企業が負担し、御本人が半分、そしてその２分の１を企業と県で持つということで、この企業の持分の、また所得向上応援企業認証制度の認証を受けた企業は、またそのうちの半分を企業さんのものを県が持つということとして理解はしていますが、いいですか。

○高宮城邦子雇用政策課長　そのとおりでございます。

所得向上認証制度の認証企業さんは、４分の３にかさ上げすることにしております。

○上原章委員　先ほどの67社のうち、この４分の３認証を受けた企業さんの数は分かりますか。

○高宮城邦子雇用政策課長　約半分の企業となっております。27社が所得向上応援認証制度を受けた企業となっております。

以上です。

○上原章委員　私、いろんなその地域地域に、これしっかり告知していくのも大事かなと思うんですが、業種というのも、これは対象業種というのは、中小企業とは聞きましたけれど、たとえば福祉関係のところも私は必要かなと思っているんですが、そういったのは今どんな状況ですか。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

対象といたしましては前にもお答えいたしましたけれども、中小企業基本法上の中小企業としておりまして、医療法人等は対象外となります。

ただ医療法人あるいは、保育ですとかその分野につきましては、その担当部局のほうで奨学金に対する貸付けの事業を行っておりまして、一定の要件をクリアすれば、その貸付けの免除が行われるという仕組みがございますので、そちらを御活用いただくという考え方でございます。

以上です。

○上原章委員　これは、その担当部署であるのは理解しているんですけれど、今回この皆さんが取り組んでいるこの沖縄県の、先ほどの医療法人もそうですけれど、若い人たちがこの業種、この企業で、また法人で頑張っていきたいと。本当に、先ほどモチベーションを上げていくという、企業から見れば人材を確保するという、そういう意味ではこの医療関係とか保育関係、この法人としてのところにも私は対象を広げるべきだと思っているんですが、何回か議会でも取り上げているんですが、検討もされていないんですか。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

委員からの御質問を受けまして、我々も医療福祉部門との話合いも行っております。

その中で、やはり医療福祉部門にはそういう制度があるんですけれども、ほかの産業にはなかなかそういう制度がございませんので、ちょっとそのすみ分けは今のところ、そのままにさせていただいて、我々、合同企業説明会であるとか学生さんに対するＰＲの機会がございますので、その際に合わせてＰＲをさせていただくというようなことも考えておりますので、そういった方面で今話合いをしていると

ころでございます。
以上です。
○上原章委員　先ほど貸付けという言葉を使っていましたけれど、これはもう給付型なんですね、皆さんがやっている事業が。
ですから、そういった福祉部関係ともし意見交換されたんであれば、実際その事業がどのぐらい給付型として活用されているのか、そういった数字ありますか。
○高宮城邦子雇用政策課長　医療福祉系のものを貸付けではあるんですけれども、例えばその業界で５年勤めれば免除される。
○新垣淑豊委員長　休憩します。
（休憩中に、上原委員より免除の数を把握しているか聞きたい旨説明があった。）
○新垣淑豊委員長　再開します。
○高宮城邦子雇用政策課長　その数までは把握をしておりませんので、またこの後、意見交換の際に確認をさせていただこうと思います。
以上でございます。
○上原章委員　ぜひ、私いろんな関係者とも話すと、この県がやっている奨学金返還支援制度、これ本当に多くの、特に若い方々が社会に入って、もう即返済をするという、こういった負担が大きくて、ましてや今、介護施設とか福祉施設で頑張ろうという若者がどんどんどんどん別の業種に流出していく、これをどう止めるかというのも非常に大きな課題なんで、ぜひ沖縄の労働、若者のそういった本当に定着も含めて、ちょっと御検討いただきたいと思います。
もう一点、この67社が今回100社目指すということですが、本島、例えば那覇南部、中部、北部、離島、特に宮古八重山、そういったのでちょっと内訳はありますか。
○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。
すみません、少し前になるんですけれども、63社だったときになりますけれども、沖縄本島北部が５社、中部が15社、南部が41社、宮古が２社となっております。
以上でございます。
○上原章委員　分かりました。
離島も含めて、しっかり令和７年度100社目指すということですので、しっかり各地域と連携を取ってやっていただきたいと思います。
もう一点もう幾つかの質問通告を出したんですが、21ページの航空機整備基地整備事業。これはＭＲＯＪａｐａｎが、沖縄でこうやって大きな成果を出しているとは思うんですが、今回また新たな事業に取り組むということですが、この事業のちょっと実績、それから新規事業の内容をお聞かせ願えますか。
○冨澤正紀企業立地推進課長　お答えいたします。
沖縄県が那覇空港内に整備いたしました航空機整備施設、こちらに、委員おっしゃったＭＲＯＪａｐａｎが入居いたしております。
同社は機体整備の実績を重ねながら順調に事業規模を拡大しておりまして、県内の大学、高専、工業高校などから毎年30名を新卒採用しております。トータルで200名を超える県内の雇用を生み出しているという状況がございます。
また、同社は、欧州航空安全庁、これＥＡＳＡといいますけれども、こちらの認定を受けまして、航空機のリース返却整備などの付加価値の高い整備に取り組んでおります。
こうした取組を通して、累計で200億円を超える経済波及効果を生み出しているという成果が上がってございます。
県としましては、こうしたこれらの成果も踏まえまして、令和７年度の新規事業といたしまして、機体整備と親和性のある航空装備品関連企業の誘致検討に加えまして、より付加価値の高い整備需要を呼び込んでいくというための基盤となる、格納庫の拡張整備に向けた調査に取り組むこととしております。
以上でございます。
○上原章委員　これはこの新年度9280万円計上されていますけれど、最終的にこの事業は、総予算、それから供用開始というのはどういうふうに考えていますか。
○冨澤正紀企業立地推進課長　整備の見通しでございますけれども、ひとまず来年度の調査事業を通しまして、新たな施設の規模機能ですとか、あるいは今後の整備スケジュール、そして詳細な事業費などについて調査をいたしてまいります。
そうしたものも踏まえて、今後の供用の時期ですとか、整備費というところは見えてこようかと考えております。
以上でございます。
○上原章委員　最初のこの整備事業でつくられた総工費と、今回、また新たな事業が展開されるんですけれど、この費用は原資はどこから来るのかちょっと教えてもらえますか。
○冨澤正紀企業立地推進課長　現在、那覇空港内に既にございます格納庫でございますが、こちらは平成25年度から30年度にかけまして、沖縄振興一括交

付金、ソフト交付金ですね、こちらを財源として整備をいたしました。

事業費は総額で188億円でございます。

今回の格納庫については、まだ今後、調整ということになっていくかと思いますけれども、内閣府の沖縄振興予算の獲得というところを見据えながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○上原章委員　ぜひ、これ国との連携がすごく重要だと思いますので、こういった予算確保の件もしっかりやっていただきたいと思います。

終わります。

○新垣淑豊委員長　瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　よろしくお願いします。

商工労働部の予算要求における部の基本的な考え方に関して質問したいと思います。

資料の３の４の15ページについて。

賃上げの定着を進めるということを述べてまして、直近でどれだけ賃上げがされているという状況なのかを伺います。

○前原秀規労働政策課長　お答えいたします。

今年１月に発表されました県内の民間の調査によりますと、県内に本社所在地がある2000社に対して、これ調査を実施しているところなんですが、こちらからの回答362社によると、今年度、正社員の賃上げを実施した、または実施する予定である企業は79.9％であったと聞いております。

以上となります。

○瀬長美佐雄委員　賃上げを進める必要があるという点では、県としてどのようにそれを引上げていくというような取組状況を伺いたいと思います。

○金城睦也産業政策課長　お答えいたします。

中小企業等の賃上げを実現するためには、企業の稼ぐ力を強化し、賃上げの原資を確保することが重要であると考えております。

そのため県では、企業の稼ぐ力を強化するため、生産性、収益性の向上に向けた産業ＤＸやイノベーションの創出に取り組むとともに、企業連携による域内経済循環に資するプロジェクトへの補助等を実施しております。

また、中小企業等の経営基盤の強化に資する取組のほか、従業員のリスキリングや、高度人材の育成確保、適切な価格転嫁と賃上げに係る共同宣言による賃上げに向けた機運の醸成、また所得向上応援企業認証制度の普及拡大など、各種施策を推進しているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　国の制度も活用するという点も大事かと思います。

要するに賃上げをやった企業に対する、国の制度的な支援等々あると思いますが、それの活用状況とかは皆さんのほうで掌握されていますか。

○前原秀規労働政策課長　お答えいたします。

恐らく労働局が実施されている業務改善助成金、こちらだと思うんですが、大変申し訳ありません、今、業務改善助成金の償金の利用率、あと数については把握しておりません。

○瀬長美佐雄委員　正規雇用化を推進するという事業も取り組んでいると思います。

その取組状況、成果等々について伺います。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

正規雇用化促進事業は、非正規従業員の正社員転換等を検討しているけれども経営面の課題であるとか、正規雇用に取り組んでいるものの人材確保が課題の企業に対して、中小企業診断士の専門家派遣を行うことなどにより、正規雇用を促進するものという内容の事業でございます。

本事業の成果につきましてですけれども、取組を開始いたしました平成26年度から令和５年度までの実績が、支援企業数453社、正規雇用者数、転換も含めますけれども1209名となっておりまして、雇用の安定につながっているものというふうに考えております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員　新年度予算でどういう目標にするのか伺います。

○高宮城邦子雇用政策課長　令和７年度につきましては、専門家派遣の回数を増やそうということで、微増ではあるんですけれども、41万8000円を増やしてございます。

県としましては、正規雇用化のさらなる促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　賃上げに重要なのは、文字どおり最低賃金を引き上げるということが重要になると思います。

岩手県では物価高騰対策賃上げ支援金という制度で、実際に県内中小業者の支援を行っているようです。

内容的には１事業者当たり最大で300万円、従業員１人当たり６万円、１事業所当たり最大50人まで支援を行うという制度になっています。

徳島県では最低賃金改定による激変緩和措置と、80円ぐらいが上がったということに対して、知事がそれを求めた手前、独自に徳島県では、最低賃金980円以上に引上げた中小企業を対象に、正規雇用労働者１人当たり５万円、非正規雇用者は１人当たり３万円、１事業者当たり最大50万円の一時金を支給するという徳島県の賃上げ支援事業が始まるようです。

これを参考に、沖縄県独自にも、所得が最も全国に比べて低いという点で言えば、県独自のそういった支援をやるということが効果的だし、社会保険料の負担が重いという点でも、やっぱりそういった直接的な賃上げに対する国の制度としても求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

○高宮城邦子雇用政策課長　中小企業等の賃上げ実現ということでは、まずは企業の稼ぐ力の強化というのは重要かと考えておりますけれども、他県が実施し始めております、この中小企業の賃上げ支援策の創設ということにつきましては、その取組なども参考にしながら研究してまいりたいと考えておりまして、先頃も経済団体であるとか、あと我々県とで意見交換などを始めたところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　ぜひよろしくお願いします。

あと、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業、新規で掲げていますが、スタートアップ創業支援事業であったり、スタートアップ・エコシステム構築支援事業が行われてきましたが、その事業概要と効果・成果が上がっているのであればお願いします。

○金城睦也産業政策課長　まずスタートアップ創業支援事業ですが、本事業は創業の際のワンストップ相談窓口を整備して、法人設立の際に必要となる経費を補助するなど、創業段階のスタートアップに対する支援を実施するものとなっております。

このため県では、スタートアップの創業に向けた相談業務や、各種手続を総合的に行う創業ワンストップセンターを令和５年９月に那覇市内に開設したところであります。

本事業を通じて、新たな産業の創出や、様々な社会課題解決を牽引する起業家人材やスタートアップの育成・輩出を促進していきたいと考えております。

続きまして、スタートアップ・エコシステム構築支援事業ですが、本事業はスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムの運営のほか、スタートアップに対して、ビジネスコンテストの開催や投資家等とのマッチング支援、資金調達のサポートなど、幅広い支援を実施するものとなっております。

本事業を通じて、革新的な技術や新しい価値を提供するスタートアップを継続的に輩出し、短期間で成長する仕組みや環境を整備していきたいと考えております。

最後に、沖縄型スタートアップ拠点化推進事業、新規事業になりますが、本事業は海外展開を目指す県内スタートアップの現地での商談やネットワーク構築に向けた支援を行うほか、外国人起業家が、県内に進出しやすい環境づくり等に取り組むものとなっております。

本事業を通じて、沖縄がアジアにおけるスタートアップの創出・成長拠点となるよう、グローバルに活躍するスタートアップを創出し、短期間で成長させる仕組みや、海外企業家等の受入れ環境を整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　最後にしますが、グローバル市場への展開という点で、ワシントン事務所は北米での県産品ＰＲを取り組んだという、商工労働部もそこと連携されたのか。

あと、南米ボリビアからの穀物輸入の実現が求められていると、現地の県人会の皆様からですが、そういった意味では世界のウチナーンチュのビジネスネットワークとも連携して、あるいは台湾を経由させるとか、様々なこの探求で、そういった食料危機も迫っていますが、そういった観点での取組も、ぜひ研究課題として進めていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えします。

まず、ワシントン事務所との連携の部分での北米の県産品のＰＲです。

令和６年９月に、米国での県産品の販路拡大のために、ワシントン駐在と連携しながら、ニューヨークの日本食レストラン協会の幹部と面談をセットしていただいて、その県産品の販路拡大の可能性について意見交換を行うなど、これは知事によるトップセールスを実施しております。

今年１月には、知事とニューヨークのレストラン協会の幹部との面談を踏まえて、１月にニューヨークのレストランにおける沖縄の食材を活用した期間限定ではございますけれども、沖縄フェアの開催に際して、ワシントン駐在とグローバルマーケット戦略課の職員とともに、現地でフェアを確認して実施状況について取組成果をフィードバックするなど、県産品の米国展開に向けた取組を、本庁のサポート

をしていただいているところです。

次に、ＷＵＢとの連携の件ですが、まず、穀物もそうなんですけれども、物産の輸出あるいは輸入に関しては、輸送コストあるいは規制の課題もございます。

そういったことも踏まえて、双方の地域における市場の把握なども進めながら、実現の可能性について検討していく必要があると考えております。

県としましては、海外と県内企業、双方のビジネスの連携でありますとか、体制づくりに向けて、ＪＥＴＲＯなどの専門機関の助言もいただきながら、ＷＵＢとの連携についても研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長　當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　よろしいでしょうか。

資料３の３からなんですが、まずこの電気・ＬＰガス価格高騰対策事業、この概要を教えてください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　お答えいたします。

本事業は、国の電気及び都市ガス料金支援の対象とならない特別高圧及びＬＰガスの料金支援となっております。

特別高圧につきましては、６か月間の電力使用量に応じて、国の高圧への支援と同等の補助を行うものでございます。

また、ＬＰガスにつきましては、６か月分について月額300円、最大1800円の補助を行うものです。

令和７年度の当初予算につきましては、ＬＰガス料金支援における４月から６月分の値引きに要する経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○當間盛夫委員　電気料金に対する支援はどうなるんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　電気料金の支援につきましては、２月補正予算で計上させていただいておりまして、国の支援の対象とならない特別高圧に対する支援をさせていただく予定としております。

以上でございます。

○當間盛夫委員　２月補正でやったものはいつまでの支援ですか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　特別高圧の支援につきましては、令和５年の８月から10月の支援と、令和６年の１月から３月までの支援、２つの期間に分けて支援を実施させていただく予定としております。

以上です。

○當間盛夫委員　４月以降からの支援は、国と県でどのようなものがあるんでしょうか。

今、想定は何かあるんでしょうか。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　国において、電気料金の支援をするというような情報は今のところございません。

また、県においてもそういった検討はしておりません。

以上でございます。

○當間盛夫委員　お分かりでしたら、電気料金の推移を教えてください。

○瑞慶覧桂太産業政策課エネルギー政策推進監　国と県の電気料金支援の開始前と終了後の推移ということでお答えさせていただきますけれども、一般家庭の平均的な電気料金を比較いたしますと、国の電気料金支援開始前、これは令和４年12月になるんですが、こちらは8847円、直近の電気料金、令和７年３月使用分につきましては9232円となってございます。

以上でございます。

○當間盛夫委員　今度の令和７年の知事の施政方針の中に、皆さんこの電気料金のことが一切ない。一言もないわけですよね。

それの中で皆さんこの企業の稼ぐ力だとかいろんな形をやるんですけれど、僕はこの電気料金の対策をどうすべきかというのが、一番の沖縄の事業者のもので最大の課題・問題になっていると思うんですけれど、部長、これどうするんですか。

○松永享商工労働部長　電気の安定的、そして適正な供給の確保というものは、県民生活、そして産業活動において重要な基盤になるものと考えておりまして、やはりその電気料金の上昇を抑制する、そして、県民、事業者ができる限り低廉で電気を利用できるような環境をつくるというのは重要であるというふうに県としては理解しているところです。

一方で、本県が抱える電気料金が高くならざるを得ない特殊事情というのもあることも理解しておりまして、電力系統が本土から独立していたり、あるいは供給コストの高い離島を抱える、あるいは化石燃料への依存度が高いと、いわゆる再エネの導入拡大が難しいという状況も理解するところでございます。

そのような中におきまして、沖縄電力のほうでは

経営効率化を図りながら、例えば修繕費の抑制をしたり、あるいは燃料調達の方法、あるいは調達先の多様化ということにも取り組んでいるということも意見交換の中で確認しているところでございます。

県としましては、やはりその県民、あるいは事業者の理解、電気料金の理解を得るためには、沖縄電力の経営合理化を徹底していくという必要もあるというふうに考えておりますので、その辺を電力のほうにも求めながら、やはりその県民、経済界の理解が得られるように、電力のさらなる取組も求めながら、県としましては、その中でその再エネも進めながら、できるだけその電気料金の低廉化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、當間委員より電気料金の対策について総括質疑としたい旨､説明があった｡）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　次に、国際航空物流機能強化推進事業、この２億6000万円ではあるんですけれど、この利用対象事業者の状況をまず教えてください。分かりますか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　すみません、ちょっと利用対象事業者の数は、少し今手元にないのでごめんなさい、後ほど資料提供させてください。

○當間盛夫委員　貨物取扱いの推移は分かりますか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

当該事業の中で、那覇空港からの航空運賃を補助しているコンテナスペース利用促進事業というのがありますけれども、この事業で補助をしている貨物輸送の実績というのが、少し、何年か飛ばして推移ということですのでまず、平成23年度214トン、平成28年度509トン、平成30年度1300トン、令和元年度1400トン、令和２年度少し落ちて約1000トン、令和３年度1400トン、令和４年度977トン、令和５年度708トン。

以上です。

○當間盛夫委員　皆さん、今1000トン超えているという状況からすると、県内の出荷する取扱い貨物というのは増加しているという認識でよろしいですか。

この国際物流だけじゃないよ。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

主に、この事業で、今申し上げた貨物の輸送実績になるんですけれども、那覇空港のいわゆる国際貨物の取扱量全体の話をさせていただきますと、平成21年のハブ事業の開始以降、そういう航空運賃の支援でありますとか、あるいは沖縄大交易会の開催による、県内事業者の商流構築に取り組んできましたけれども、その結果、平成21年のハブ事業の開始後増加しましたけれども、貨物専用機が運休した令和２年度以降、減少しております。

以上です。

○當間盛夫委員　全日空さんのハブの専用機の撤退後の推移を教えてください。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　令和２年度に運休していますけれども、令和元年度が約10万トン、令和２年度が約1100トン、令和３年度が約1700トン、令和４年度が約1200トン、令和５年度が2145トンとなっております。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、當間委員より令和元年度の10万トンから、令和２年度1100トンに減ったのか再確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　これは別でまたやりたいと思う。

同じ８ページの高付加価値・グローバル展開加速化事業、これは稼ぐ企業という形であるんですけれど、その辺の事業はいいですので、県内の製造業の事業者数と出荷額の状況をまず教えてください。

○座喜味肇ものづくり振興課長　お答えいたします。

本県における製造業の状況ということで、事業所数に関しては直近でいきますと、令和５年の数字で983事業所、製造品出荷額につきましては、これは令和２年になりますけれども、4636億円ということになります。

以上です。

○當間盛夫委員　課長、対比するものをやらないと。令和元年の事業者数は幾らで、皆さんからいただいている平成28年の出荷額は幾らということがないと対比ができないんだよ。

○座喜味肇ものづくり振興課長　推移ということでお答えいたします。

令和５年、先ほどは983事業所数ということで、令和元年の1113事業所数から130事業者数ほど減少をしております。

先ほどの製造品出荷額につきましては、令和２年4636億円程度のものにつきましては、同じく５年前の平成28年ということでいくと約4127億円ということで、差としましては209億7000万円増ということになっております。

以上です。

○當間盛夫委員　僕は今回、やっぱり稼ぐ企業だとか、県産品使用の目的で質問をさせてもらっておりますんで、皆さんが出している優先使用基本方針というのがありますよね、この方針で、国の公共工事、民間の公共工事にどのように影響を与えていると考えていますか。

○座喜味肇ものづくり振興課長　お答えいたします。

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に当たりましては、県のほうで基本方針を策定して各種取組を講じているところです。

国の公共工事に関しましては、同基本方針の具体的取組ということで、国に対しての要請を行ったりということで優先発注の促進を求めているというところです。

このあたりは今、優先発注の状況の数字が、今ちょっと手元になくて、効果の部分ですかね、これは改めての御回答としたいと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、當間委員より優先発注の状況についての資料提供依頼があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　民間の研究団体、私一般質問でさせてもらったんですけれど、この県産品使用、今、基本方針というだけではなくて、県産品優先使用に関する条例制定をすべきだという提言があるんですけれど、それをどのように考えますか。

○座喜味肇ものづくり振興課長　お答えいたします。

委員のほうから、今御説明のあった調査レポートに関しては、昨年の６月に公表されているというところで、我々も公表に先立って、あと公表後につきましても、当調査レポートの公表会社からはお話を聞いているところです。

当レポートを公表した事業所におきましては、他県の情報収集、他県事例も聞いたということで、山口県のふるさと産業振興条例というものを参考にしながら、今回の提言という形をつくっているというところを聞いています。

この山口県の条例ですけれども、地産地消をメインに置きながら条例化を進めていると、条例を設置しているということですけれども、実際、この条例化の話につきましては、山口県もそうなんですけれども、理念的な条例になっているというところです。

山口県についても、では条例化をしましたということで、どのようにこの実効性を高めて継続性を確保するかといったところが取組上の課題であるということで、条例化ということで沖縄県どうしますかというところですけれども、このあたりは少し実効性の面から整理をする必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○當間盛夫委員　条例化に向けてまた頑張っていければなと思っていますんで、よろしくお願いいたします。

今、質問事項には出していないんですけれど、この積算内訳書の35ページになります。

貿易対策費で９億8000万円になるんですけれど、今お話しした２つ、電気料金を除く国際物流だとか高付加価値のもので、委託料ということで４億8000万円が委託料になっているんですね。

先ほどあった高付加価値・グローバルでも１億2000万円はもうほぼほぼ委託、航空整備のものにしてもほぼほぼ委託というのがあるんですけれど、これは県内、県外という内訳方というのはできるんでしょうか、委託先。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えします。

当課で所管している事業に関して高付加価値・グローバル展開加速化事業、これについては、令和６年度に関しては１件の委託契約ですけれども、これは県内の事業者と、あと海外で活動されているコーディネーターの企業のＪＶで実施しています。

特に県内の事業者で、この事業に関しては県内の事業者でなければならないという縛りは設けていませんので、今委員がおっしゃっている幾らが県内で幾らが県外かとかいうその数字はちょっと答弁できないです。

以上です。

○當間盛夫委員　航空機整備のほうはどうでしょうか。

○冨澤正紀企業立地推進課長　お答えいたします。

格納庫の拡張整備に係る調査ということで、非常に専門性が高い業務になるということが想定されております。

委託事業者の選考は、今後公募により行うことに

いたしておりますけれども、参考までに１棟目の整備の際の調査事業につきましては、県内と県外企業のＪＶという形で委託をいたしております。

以上でございます。

○當間盛夫委員　僕は委託が悪いということではなくて、この委託した中で県に何が蓄積されるのかというのが、僕はこの事業の在り方だと思うんですよね、常々。

だって、この貿易対策のいろんな事業がありますよ、約10億近く事業を使っていて、その国庫支出がもうほぼほぼ振興費の予算を使うわけですね。

だったら沖縄の行政を含めた事業の在り方の蓄積がないと、僕は何をやっても無駄だと思うんですよね。

その辺の考え、この委託先だとか、県外なのか、県内なのか、県内の企業をやっぱり伸ばす意味でも、もっと委託をするときにもよく考えて、県内企業でできるものは県内企業にしっかりと委託させるという考え方も僕は必要だというふうに思うんですけれど、部長その辺は、委託という考え方、どう考えますか。

○松永享商工労働部長　お答えいたします。

先ほど来、委員の一連の御質問を受けておりまして、趣旨としましては、域内自給率、あるいは域内経済循環をどのように上げていく、向上をさせていくのか。また、県内事業者をどう振興させていくのかというような趣旨というふうに受け止めてございます。

県としましては、製造業、そして農林水産業などは商品あるいは原材料の多くを県外からの移輸入に頼っているというところがありまして、県外に所得が流出して域内経済循環が不十分というところの課題を抱えてございます。

ですので、県が今取り組んでいるところを申し上げますと、県内で自給できるものを増やしていく、そして安定的に供給する体制をつくっていく必要があるなというふうに認識しているところの中で、やはり県としましては、県内需要に応えて自給率を向上させるための取組というところに、強力に取り組んでいるところでございます。

具体的に言いますと、既存産業の技術力を上げる、あるいは商品、製品の開発力を強めていくという取組でありますとか、あるいはものづくり産業の高度化、そのためには生産性を上げる、付加価値の高い製品の開発を支援するというような取組、またその技術者を育成する、人材育成するというものがございます。

このような取組をやっているというところと、併せて先ほど御質問がありました県内企業を育成するという趣旨の御質問だと思いますが、やはり県内企業への優先発注、あるいは県産品の優先使用というところに取り組んでいまして、その中で県内の需要をつくっていく、それによって域内経済循環を高めて、県内の経済の活性化を促進するというところに、これまでというか現在も取り組んでいるところですので、その辺やはり我々も域内自給率、域内経済循環というところを意識しながら、どのようにして域内にお金を落としていくかというところに取り組んでいきたいと思います。

今、御質問のありました委託に関しても、できる限りその県内の事業者の振興というのを考えながら取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○當間盛夫委員　ぜひ官民挙げて、県内企業の稼ぐ企業連携ということを模索していってもらいたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、データ活用プラットフォーム構築事業というのがあるんですけれど、これはもう事業を読めばあれなんですけれど、今、県内、もう僕は前からも指摘しているんですけれど、沖縄県の情報通信センター、この利用の推移だとか課題を教えてください。

○宮国順英ＩＴイノベーション推進課長　お答えいたします。

沖縄情報通信センターでは、現在、データセンターやＢＰＯサービスを行う事業者が入居しておりまして、入居率はここ数年、七、八十％で推移しておりましたが、昨年６月からは100％となっております。

また、その入居事業者等において、企業や自治体の情報システムやデータを預かり、管理運営するサービス等を提供しておりますが、その際に使用するサーバーラック設置スペースの利用状況につきましては、令和３年度末が約31％、その後若干増加して、令和６年度２月末で33％となっておりまして、若干増加しておりますけれども、まだ十分には活用されていない状況にはございます。

○當間盛夫委員　皆さんから出された資料なんですけれど、国、県、市町村の利用ラック状況を教えてください。

○宮国順英ＩＴイノベーション推進課長　お答えいたします。

令和７年２月末時点におきまして、利用可能スペー

ス約300ラックのうち、県で13ラック、国や市町村を合わせますと18ラック利用している状況にございます。

○當間盛夫委員　県が13ラックでしか利用できていないという状況は、どういう理由があるんでしょうか。

○宮国順英ＩＴイノベーション推進課長　県のいろんなシステムのサーバーにつきましては、今、県庁内にほとんど、多くございまして、県庁の中で空調を含めて管理できる環境がありまして、これを情報通信センターに持っていくとなりますと、移設費あるいは運営費でかなりコストがかかるものですから、今、一部しかそちらの情報通信センターには設置していない状況になります。

○當間盛夫委員　国が１ラックしか使っていないという状況になっているんですね、皆さんからの資料からすると。

国にもっと情報センターの活用を促すということの依頼は、要請・要望とかされているんですか。

○宮国順英ＩＴイノベーション推進課長　そうですね、官公庁も、あるいは企業等も含めてですけれども、広く活用の促進案内はさせていただいているところでございます。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、當間委員から総括質疑の申出があり、委員長から當間委員にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○當間盛夫委員　電気・ＬＰガス価格高騰対策ということでさせてもらったんですけれど、今度の施政方針、知事の施政方針にも全く電気料金の対策、県内の生産者、県内の事業者に影響多大だというふうに思っていますけれど、一言もそのことがないというものを考えると、知事として、この電気料金高騰、沖縄県に与える影響というのはものすごく大きいと思うんですけれど、知事としての電気料金の在り方という認識をどう考えるのかということをちょっと、総括質疑で上げていただければと思っています。

○新垣淑豊委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会終了後に協議いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員　資料３の３の、ページで言いますと53ページの③のユネスコ登録記念琉球泡盛魅力発信事業の概要を教えてください。

○座喜味肇ものづくり振興課長　お答えいたします。

本事業は、泡盛を含む伝統的酒造りが、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、泡盛の認知度向上を図り、需要拡大につなげることを目的としております。

具体的な取組としましては、主に首都圏などの大消費地に所在する琉球料理店等を活用して、泡盛の文化的価値や飲み方などの浸透を図るとともに、ＳＮＳなどを用いた泡盛ファンの拡大等の取組を実施することとしております。

また、本事業を推進しながらですけれども、沖縄県酒造組合や沖縄国税事務所等の関係機関と連携しながら、需要拡大に向けたプロジェクトチームを立ち上げまして、各泡盛関係事業の情報共有を図りながら、泡盛業界に対するさらなる効果的な支援や方策を検討することとしております。

以上です。

○仲村家治委員　実際に首都圏の泡盛の出荷量というか、販売数量というのは把握していますか。

○座喜味肇ものづくり振興課長　実際、首都圏のほうの数ということでは把握はしていないんですけれども、私のほうでちょっと聞いたところ、今回の事業は首都圏の琉球料理店ということで、琉球料理店の数が首都圏のほうで600店舗あるということがあるので、まず、消費者を首都圏を中心に需要拡大を図るに当たっては、琉球料理店をターゲットにして広めていったほうがいいのかというところで考えております。

以上です。

○仲村家治委員　琉球料理屋さんに、具体的にどういうことを仕掛けていくんですか。

○座喜味肇ものづくり振興課長　我々も出張などで東京の琉球料理店に行くときに、泡盛を飲みますかというところで、先ほどのちょっと聞いたところの事業所によると、これ、我々県民ではなくて、当然、首都圏の琉球料理屋さんには､現地の方もいらっしゃるというところでいくと、３割が琉球料理店で泡盛を飲むということのようです。

この辺りを引き上げるためには、まずはこの琉球料理店で、そこのスタッフ、店員が泡盛を説明できるように教育をするというところで、今回、ユネスコ無形文化遺産登録ということで、泡盛の歴史的、文化的価値という部分を含めたＰＲ冊子をこの琉球料理店のスタッフに提供をして、泡盛を勧めるところまで、琉球料理店のほうで経営者のほうに教育をしてもらって、そういったところで需要拡大が図れ

ないかというところをメインに置いております。

以上です。

○仲村家治委員　それが悪いとかいいとかいう話はしませんけれども、あまりにも小さな目標になっているような感じがするわけよ。

40年前に、私、学生の頃、僕の同級生がグリーンボトルという、初めて四合瓶を出した泡盛の会社があって、そこを、東京を彼がもう毎日、毎夜、スナックとかそういうところに営業して回って。そのときは泡盛のあ自体も分からないような人たちがいたわけ。どうにか365日、ほぼほぼ毎日、そういうお店を回って、昼は昼で酒屋さんに回っていた。徐々にああ、いいねということでやったんだけれども、次に何が来たかというと、焼酎が流行ったんです。これは九州中心に。そうすると吹っ飛んだ、沖縄の泡盛は。もう麦、そばにやられちゃったわけね。

だけれど､それを何でそこまで九州の酒造メーカーがやったかというと、実は、彼らが一番戦略にしていたのは、丸の内のサラリーマンをターゲットにしていたんですよ。だから、経済新聞とか、工業新聞とか、そういうのに広告毎日打っていた。

そうすると、彼らは丸の内界隈の彼らが行くお店をターゲットにしていたわけよ｡いいちこさんとか、吉四六とか。そうすると彼らはそういうところで口にしたら、地方にほとんど出張に行くそれなりの人たちだから、行ったら、彼らが口コミで宣伝するわけ。

それが広がっていったという部分で、戦略的にすごい戦略を持っていたというのを、僕はその友達から聞いたんだけれど、今の話だと沖縄料理屋は悪くはないですよ。だけど規模が小さいんだよ。600あっても３割の人たちが、では４割増えましたからって、それが急激に広がっていくかといったら広がっていかないんだよな。

もう少し戦略的に酒造組合とやって、これを全国展開する、また世界に展開するためにどうしたらいいのかとか、あと、海外にも事務所がありますよね、中国にも。この辺を活用していかないと広がっていかないんですけれど、戦略的にもうちょっと練り直したほうがいいんじゃないですかね。どうでしょうか。

○座喜味肇ものづくり振興課長　委員おっしゃるとおり、泡盛業界が今抱える課題というところでいくと、県内、県外においても、焼酎、チューハイ、ワイン、いろいろ他の酒があるということでかなり競争が厳しいというところと、あとは新しいターゲットということで若者や女性というところに関していくと、そこも甘いリキュールだとか、アルコール酒を好む傾向になっているということでなかなか厳しい状況にあるというところです。

今回、首都圏を中心にというところで考えている部分に関しては、先ほどちょっと御説明したとおりに酒造組合、我々、酒造組合のほうには別事業でもその補助という形で事業支援をしているというところがあります。

あと、沖縄国税事務所、こちらのほうにおきましても事業を展開していくというところで、そういった関係機関と連携しながらということと、あとは県庁内におきましても、その文化的視点というところで、文化観光スポーツ部のほうでも観光と絡めながら、泡盛の普及ＰＲもぜひやっていきたいというところもあります。

おっしゃるとおりで海外事務所の活用も含めて海外展開、この辺りを相乗的に、効果的な形で支援していくかというところは、お互いで意見交換、そういったチームを組みながら事業展開､需要拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○仲村家治委員　ぜひですね、今回、新規事業なので、また次年度の反省を基にもっと予算かけて、これを展開していきたいなと思いますけれども、ぜひお願いします。

○新垣淑豊委員長　座波一委員。

○座波一委員　３の３の11ページですね。

外国人材受入支援事業、これは人材不足ということで沖縄県取り組んでいるわけですけれども､先日、我々台湾・パラオの視察で台湾の労働局との意見交換が非常に有意義だったなという感じがしたんですね。

今､沖縄県のこの人材不足という､各分野で起こっていると思うんですけれど、どういったところで不足なのか、この辺、顕著に表れているところをお願いします。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

まずですね、人材不足は全般的にですね、不足の状況というのがございますけれども、産業ではなくて職業間になるんですが、職業間で差がございまして、例えば、保健医療などですと4.22倍とかですね、介護ですと2.8倍などになっております。

一方で、事務職につきましては0.7倍程度で、差があるということです。

産業別は、すみません、ちょっと統計が手元にな

いんですけれども、産業別で言いますと、ほぼほぼ全ての産業で人材不足の状況にあるというふうに認識をしております。

以上です。

○座波一委員　この産業別であまり把握してなくてというようなのは、ちょっと問題だと思いますよ。

だから、その強化すべき分野、あるいは必要とするのが、非常に人材が不足しているというんだったら、それを集中的にどういった人材を受け入れるかというのは大きな課題ですから。

だから、台湾でもまさにその状態になってましてね、分野ごとにこの業界からのこの問題をつかんで、今はですね、この質の問題まで議論されているわけです。

沖縄はそういったことはないんですかね。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

委員がおっしゃっておられるのは、台湾における製造業、建設業、介護などにおける非熟練労働者が多いということだと思うんですけれども、外国人労働者の質の確保というのが台湾では問題になっているというふうに認識をしております。

一方で、沖縄で雇用される外国人労働者につきましては、現在のところ専門的、技術的分野の在留資格を持つ方の割合というのが最も多くて、約４割程度となっております。

これらの方々は、一定の専門知識であるとか技術を持ち合わせることが、在留資格付与の要件となっております。

台湾の非熟練労働者との対比という意味で言いますと、沖縄県では技能実習のために、企業において訓練を受けている技能実習生が約18.7％おります。

この方々につきましては、令和６年、昨年のですね、６月21日に法改正がございまして、技能実習生に代わって、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されることになっております。

育成就労を終えた外国人労働者という方々は、特定技能に円滑に、いわゆる専門的な分野に円滑に移行できるようになるというふうに伺っております。

内容については、まだ決められていないというふうに認識をしております。

以上です。

○座波一委員　では、沖縄の場合は比較的そのような特定技能も含めて、実習的な教育をした上での人材補充となっているということで理解していいですか。

○高宮城邦子雇用政策課長　技能実習生につきましても、入国前の４か月、５か月間は派遣元で日本語の教育などが行われているというふうに伺っておりますので、そういう教育を受けた状態で来られるというふうに認識をしております。

以上です。

○座波一委員　これは今後ともですね、国内でやるのか、出発地でやるのかは別としても、この事前のトレーニングですね、やっぱり受け入れるからには数ではないと、もう質なんだというような時代に入っているということを十分認識してほしいと。

同時に提案ですけれどね、先ほどから南米のウチナーンチュの可能性の話が出ていますけれども、私はこの南米のほうにですね、人材を求めるべきだと。

日系人、特にボリビアで我々が行ったコロニー沖縄なんかは、子どもたちの教育が非常に進んでいて、将来、沖縄あるいは日本で働きたいという子どもたちもたくさんいるということなので、そういったところとのですね、人材交流というのは、こういった分野で生かすべきじゃないかなと思うんですけれどいかがでしょうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えします。

南米事務所につきましては、沖縄県と移民の皆様とのつながりということで、文化、芸能、産業、そして国際協力など幅広い分野で、多面的な交流というのがこれからも求められていくものだと思っています。

今、委員おっしゃったその人材確保の面も含めてだと思いますけれども、今、文化観光スポーツ部のほうで南米事務所の設置に関する調査も行われております。

商工労働部としましては、現地のニーズでありますとか、県内の雇用情勢も含めた状況で関係部局、あるいはＪＩＣＡ等の関係機関と連携を図りながら、南米地域との経済交流の可能性というものについても情報収集、研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○座波一委員　そのためにもね、やっぱり南米事務所というのをね、ぜひ、必要性が今出てきていますね。先ほどの議論もあったとおり、この穀物の関係の部分もですね。だからぜひ、もう北米の事務所よりも、南米ですよ。

先ほど、北米事務所もいろいろやっているとはあったけれど、これって実際にワシントン事務所の問題として今なっているんですけれどもね、本当にこれ

が仕事だったかというのは、これはないんですよね、これといったものは。

だから、そういう意味ではこの南米事務所を、松永部長、今期で退任かもしれないけれど、後に残すようにですね、ぜひ進言していったほうがいいんじゃないですか。

○松永享商工労働部長　お答えいたします。

まず、商工労働部としましては、庁内外の関係機関と密接な連携を図りながら、御存じのとおり、海外事務所というのは今６か所持っておりまして、台湾、香港、上海、北京、シンガポール、ソウルという６か所と、あと福州に駐在所というものを商工労働部のほうで運営しているところでございます。

ここで経済、文化などの多面的な交流を通しながらお互いに理解を深めると、経済交流をしていくというような取組を商工労働部としてはしているところでございます。

今御提案のあります南米事務所につきましては、現在、文化観光スポーツ部のほうでいろいろ調査事業等をやっているところではございますが、この庁内関係機関、関係部局と連携しながら、またＪＩＣＡ沖縄など、関係機関とも連携しながらですね、我々文化観光スポーツ部の調査結果も含めながら、今後どのような展開がいいのかどうか、地域外交に資する形になるのか、あるいは人材の確保につながるのかというところも含めながらですね、関係部局、関係機関とも連携しながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○座波一委員　先ほどですね、ワシントン事務所で北米関係の取組もあったと、県産品のですね。

もう一度、そこをちょっとお願いします。

どのような活動をしたんですか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

令和６年９月ですね、知事がワシントンに訪米された際に、米国での県産品の販路拡大ということを目的に、ニューヨークの日本食レストラン協会の幹部と知事との面談をセットいたしました。

そこで、ワシントン駐在にも現地での調整でありますとか、アドバイスもいただきながら、その意見交換の中で県産品の販路拡大の可能性について、知事からトップセールスを実施したというところです。

以上です。

○座波一委員　これは、その事業が何だったのか、どういう取組でそういった事業をやったのか。

事業だったんですか、それともそのときの活動のこの根拠ですよ、何があってそれやったんですか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　その後に、今年の１月にニューヨークのレストランで沖縄の食材のフェアというものを開催していますけれども、これは欧米等展開促進事業という事業の一環で行っております。

できれば、我々としては、１月のニューヨークでのフェアに向けて、９月の段階で日本食レストラン協会の皆さんに、知事のほうから協力を依頼したということの位置づけになります。

以上です。

○座波一委員　少なくとも、ワシントン事務所の活動目的の一つに位置づけられていたのかということです。そこは当初から指示があったんですか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えします。

そもそも、この欧米等展開促進事業の中でですね、北米で活動をという計画はございませんでした。

ただ、知事が米国に出張するということで、我々この事業の関連でトップセールスをお願いしたというところです。

以上です。

○座波一委員　この件は、やはり今問題となっているワシントン事務所との兼ね合いでですね、非常に重要な点なんですね。

ワシントン事務所の設置理由に、こういった文化交流、県産品の海外戦略とかというふうな理由があったにもかかわらず、今みたいに明確なね、各部、所管にですね、そういう指示はなかったということなんですか。

それとも、後付けのようにこれはやっていたと、このフェアに対して協力したと、協力ですよこれは。

それは協力するはずだけれど、そういった面で、委員長、これは総括質疑として上げたいと思います。

休憩お願いします。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長より、座波委員に誰に総括質疑事項として質疑したいのか、改めて説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

座波一委員。

○座波一委員　ただいまの、このワシントン事務所における北米の県産品の戦略事業というのはですね、当初からの商工労働部の戦略の一つの事業ではないというのが確認できましたので、それをですね、こ

れは部の問題ではなくて、知事が訪米したときの仕事ですから、そこをですね、知事に総括の中で聞きたいと思っております。

以上です。

○新垣淑豊委員長　大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　大まかな中で聞いていきたいというふうに思います。

稼ぐ力という言葉を使って事業を展開して、もう何年になりましたか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

稼ぐ力に関する万国津梁会議という形で、その会議が令和２年度から令和３年度にかけて７回実施しております。

令和３年の12月に、その会議から、知事に提言を行っております。その提言を踏まえて、稼ぐ力の強化に向けた取組を強力に進めていくという形です。

以上です。

○大浜一郎委員　これまでやってきて、この稼ぐ力という言葉を使った事業で、どのような実感を今していますか。やったなというような実感があるかどうか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

稼ぐ企業という名前で幾つか事業を各課で実施しておりますけれども、グローバルマーケット戦略課のほうで、まず一つ取組として、稼ぐ企業連携推進事業というのがございます。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、大浜委員より、事業を実施して稼ぐ力を実感できたような事例があるか確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長　お答えします。

沖縄県が抱える課題としまして、やはり県内企業の労働生産性が低いというところと、あと今委員から御指摘のありました、企業の稼ぐ力が弱いというところがございます。

これはいわゆる収益力が低いというところだと思いますが、それが今どのような状況かというところだと思います。

やはりその稼ぐ力、いわゆる収益力を上げるために、県の取組としましては、例えば産業ＤＸの推進でありますとか、あるいは技術力を強化したり、イノベーションを促進したりというような取組、あるいは付加価値を創出して向上させるというような取組、また競争力とか経営基盤を強化するというような取組の下に、その収益力を高める、いわゆる稼ぐ力を高めるという取組をしているところでございますので、じゃ今どうなのか、できているのかというのはなかなか定量的に答えるのは難しいところではございますが、こういう取組を通しながらですね、我々沖縄県としてはですね、企業の稼ぐ力、あるいは労働生産性が上がりつつあるものというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員　要するに、この予算の使い方がどういうふうになるかというのは、これ施策がどうなるかということだから、今までのやつをどれぐらいのＰＤＣＡでね、しっかり見て、ブラッシングして事業に当たっているかというのは、実は大事なんですよ。

ＰＤＣＡが弱いとね、次の展開するときに非常に難しい。

なので、実感するのはすごい時間がかかるけれど、これ価値はあるんだという実感ぐらいはつかんでおかないと非常に難しいというふうに思うんですよね。

今ね、103万円の壁とかいうので国会でも議論になっている。これはあくまでも個人にフォーカスしたもの。

稼ぐ力を基本的に実感させてもらうためには、例えば企業にフォーカスする、例えば個人企業にフォーカスするという直接的な取組は非常に大事だと思うんですよ。

例えばね、公庫では賃金が２％上がると、３年間0.3％のインセンティブがあります。人を雇うと５年間0.5％のインセンティブがあります。

そうなってくると、賃上げをしたら新規投資しやすくなったりすると、インセンティブがある。そういった問題がある。

例えば、県がね、どれぐらいの賃金上昇率を今直近で目指しているかというのも、この事業の中に組み込んでおかなければいけないと思う。今どれぐらいの賃金上昇率を見込んでいるんですか。

○前原秀規労働政策課長　令和５年度、最低賃金の全国加重平均は1004円で、従来の政府目標の1000円を超えることとなりました。昭和53年に最低賃金改正の目安制度が始まって以来の最高額となっております。

政府は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画により、2030年代半ばまでに最低賃金の全

国加重平均を1500円とする新たな目標を表明されています。

県としましては、その方針に沿って対応し、地域間格差の是正に向けて、企業の稼ぐ力の強化と労働力の分配を促進し、未来への投資が生み出されるサイクルの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、大浜委員より賃金上昇の具体的な目標について確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長　お答えします。

最低賃金の引上げにつきましては、県民所得の向上に寄与するというところから、非常に重要なものだというふうに考えてございまして、現在の物価上昇の中では、賃金の引上げというものは労働者の生活水準の維持の観点からも大変重要な取組であるというふうに考えてございます。

今、委員のほうからございます、目標はどこかというところなんですが、国のほうでは今、全国の加重平均を1500円にするというところに目標を置いていますので、県としましてもその国の方針に従いまして、まず対応していくべきだというふうに考えておりますので、まずは最低賃金1500円を国と同じようにですね、合わせて目指していくと。その中で、さらなる高みを目指しながら取り組んでいるというところで、そこの中で労働生産性の向上に取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○大浜一郎委員　もう実質、沖縄のアルバイト賃金はもう1200円以上ですよ。最低賃金なんかで人は来ませんからね、1200円から1300円、もう1500円近くなってきている。

当然、コストアップだから、売上高だって上がってきている。

最初に言ったね、どこにフォーカスを当てるかっていったら、個人事業者にフォーカスを当てる。企業にフォーカスを当てる。例えば公庫の借入金に関しては、その基準を満たせばインセンティブがある。103万円のことだってそう。

ただ、県がどうアプローチするかという場合にね、例えば事業税ってありますよね。

事業税を、例えばこれだけの賃金アップしたところに関してはこれぐらい還付ができますよみたいなね、何かインセンティブを与えてくれれば、企業の活性化というのができるんじゃないかなと思う。

これだけやったらこれだけの還付があるよねという、何かそういう新しい取組をちょっとしてみてもどうかなと思うんですよ。

あくまでも払いますよ。後は還付ですから。

その辺の、もう少しアプローチの方向を変えた施策というのが、この予算の中で僕は本当にやってほしかったなと思うんだけれど、そういう考えは今後ありますか。あれ、県税だから。

○高宮城邦子雇用政策課長　お答えいたします。

すみません、ちょっと、先ほど御報告しそびれてしまったんですけれども、所得向上企業応援認証制度がございますけれども、前年同月でですね、給与月額の増加率が7.1％というふうになっております。

やはり、この奨学金の返還支援等と、組み合わせることによっての効果だというふうに認識をしておりますので、この辺りはもう少し強化をさせていただきたいと思います。

また、先ほど岩手県の賃上げの事例がございましたけれども、そちらにつきましても、企業団体、経済団体等と意見を交換しながら研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大浜一郎委員　所得向上に取り組む企業を認証して広くＰＲ。ＰＲされても困るんだね。何もおいしくないんだよ。次への投資に、モチベーションにはなるかもしれないけど、それはそれだよねって、我々頑張っているのでって言って、そこで終わっちゃうんですよ。

そうじゃなくて、公庫がやっているようなことを、例えば民間企業と一緒にやるとか、事業税がこれだけ上がってきているから、稼いだところには幾らか還付しようねという問題があるとか、どこにフォーカスを置くかというので、僕は考えるべきことを商工労働部がやるべきじゃないかなと思う。

それともう一点はね、海外展開において支援していこうという事業があるけれども、これ沖縄の民間金融機関は、海外に対してノウハウを持っていないんですよ、まだまだ。送金すら、やるのが大変なので、コストもかかるし。

だから、そういったところが、インフラが整備されていないとなかなかやろうたって難しいんじゃないかなとは思うんですけれど、その辺を考えて事業を立案していますか。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　お答えいたします。

確かに、委員おっしゃるように、県内企業が海外に展開するに当たって、様々な課題、規制もそうですし、商品そのものの表示の問題であるとか、コストの問題あります。

我々、現地の市場の調査というのは、海外事務所も持っていますので、そこからの情報のフィードバックということもしながら、大交易会もそうですし、その商品改良でありますとか、輸送コストの支援もそうですけれど、様々支援していますけれども、やはりその課題がどんどん出てくるという話を聞いています。

それを丁寧にサポートしながらですね、一緒にといいますか、対応していかないといけないと思っていますので、そこは産業振興公社、あるいはＪＥＴＲＯとも連携して、しっかり県内の企業を後押ししていきたいと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員　海外に向けてやる場合には、取引がきちっと明確でなければいけないし、できればスムーズにいかないといけないですよ。それが今、県内の金融機関にありません。非常にやりにくい。

だから、幾らやったって、なかなか前に進まないことが多い。まずそこのインフラを支援しながらも、金融機関としてがっしり組んで、どういうふうにしたら沖縄から海外展開できるのかという、このプラットフォームをしっかり構築してくださいよ。どうですか、それは。

○島袋秀樹グローバルマーケット戦略課長　ありがとうございます。

農林水産物に関しては、沖縄総合事務局のほうで音頭を取って関係機関と一緒になって出していこうということで、国も１兆円ということで。今おっしゃったように金融、送金の面も含めてだと思いますが、いろいろな本当に国内のビジネスでは想定しないようなことが出てくるという話を聞いていますので、関係する機関とよく相談しながら、支援、そういうプラットフォームといいますか、県だけでは全てをサポートできるわけではないと思いますので、いろんな機関の力を借りながらですね、県内の企業の海外展開を後押ししてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○大浜一郎委員　以上です。

○新垣淑豊委員長　以上で商工労働部に係る甲第１号議案、甲第３号議案、甲第４号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後１時35分再開

○新垣淑豊委員長　では、再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から、文化観光スポーツ部関係予算の概要の説明を求めます。

諸見里真文化観光スポーツ部長。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　委員の皆様、こんにちは。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

令和７年度文化観光スポーツ部の当初予算案について御説明いたします。

文化観光スポーツ部所管の令和７年度一般会計予算の概要について、ただいま通知いたしました別紙、文化観光スポーツ部、令和７年度当初予算（案）を御覧ください。

令和７年度文化観光スポーツ部の当初予算は、総額約104億9000万円を計上しております。

沖縄観光は、安定した国内需要に加え、国際航空路線の復便やクルーズ船の寄港再開に伴い、外国人観光客が大幅に増加するなど、国内外から多くの観光客が本県を来訪され、また、観光収入についても過去最高となった令和５年を上回る形で推移するなど、好調な流れが続いております。

文化観光スポーツ部では、令和７年度において、沖縄観光の持続的な発展と質の高い沖縄観光を目指し、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向けて各種施策に取り組んでまいります。

また、世界を魅了する沖縄文化のさらなる発展と、沖縄空手の保存・継承・発展に向けた取組や、本県の特性を生かしたスポーツアイランド沖縄の形成、世界に広がるウチナーネットワークの強化についても、さらなる取組を進めてまいります。

さらに、今年は戦後80年という節目の年となります。

文化観光スポーツ部においても、県内外での伝統芸能公演や企画展の実施のほか、ラグザスｐｒｅｓｅｎｔｓ第32回ＷＢＳＣＵ－18野球ワールドカップを契機とした交流や、世界のウチナーンチュを通した平和交流など、様々な取組を通して平和を考える機会の創出に取り組んでまいります。

それでは、令和７年度一般会計当初予算について御説明いたします。

ただいま通知いたしました説明資料の３ページをお願いします。

ホームページは部局別歳出予算の一覧となっております。

表の太枠線の欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部所管の令和７年度歳出予算額は104億9446万円で、県全体の予算額に占める割合は1.2％となっており、令和６年度当初予算額と比較しますと３億7465万3000円、率にして3.7％の増となっております。

それでは、次に、歳入歳出予算について、個別に説明を行います。

４ページをお願いいたします。

４ページは、款ごとの歳入予算一覧となっており、県全体の予算額に文化観光スポーツ部の予算額を記載しております。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部の令和７年度歳入予算額は、総額44億1814万1000円で、令和６年度と比較して3653万3000円、率にして0.8％の減となっております。

それでは、当部所管歳入予算について、款ごとに御説明いたします。なお、表の右、説明欄には主な項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

まず、９の使用料及び手数料は、予算額が１億９万6000円で、その主な内容は、土地・建物使用料及び一般旅券発給手数料に係る証紙収入であります。

前年度と比較して603万8000円、率にして6.4％の増となっております。

増となった主な理由は、旅券発給申請件数の増に伴う証紙収入の増によるものであります。

次に、10の国庫支出金は、予算額が23億3384万8000円で、その主な内容は沖縄振興特別推進交付金、持続可能な国際観光景観モデル事業であります。

前年度と比較して８億3512万8000円、率にして26.4％の減となっております。

減となった主な理由は、内閣府の一括計上予算を活用した沖縄観光人材不足緊急対策事業の終了に伴う補助金の減によるものであります。

次に、11の財産収入は、予算額944万8000円で、その主な内容は土地貸付料であります。

前年度と比較して194万9000円、率にして26％の増となっております。

増となった主な理由は、大型ＭＩＣＥ施設整備用地の土地貸付料の増によるものであります。

次に、13の繰入金は、予算額が15億2690万1000円で、沖縄県観光振興基金及び沖縄県文化芸術振興基金の繰入金であります。

前年度と比較して７億6792万5000円、率にして101.2％の増となっております。

増となった主な理由は、観光２次交通結節点機能強化事業など、沖縄県観光振興基金を活用した事業費の増によるものであります。

次に、15の諸収入は、予算額が３億5364万8000円で、その主な内容は観光庁事業による雑入であります。

前年度と比較して7078万3000円、率にして25％の増となっております。

増となった主な理由は、観光庁事業を活用した事業費の増によるものであります。

観光庁事業については、同庁から委託を受けた民間事業者から委託費を受け入れることから、国庫支出金ではなく、雑入として受け入れるものであります。

次に、16の県債は、予算額が9420万円で、その主な内容は学校教育施設等整備事業に係る県債であります。

前年度と比較して4810万円、率にして33.8％の減となっております。

減となった主な理由は、県立芸術大学の教育棟などの屋根防水改修工事の完了に伴う減によるものであります。

以上が一般会計歳入予算の概要であります。

５ページをお願いします。

５ページは、款ごとに一般会計歳出予算一覧となっております。表の右、説明欄には事項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

それでは、当部所管に係る歳出予算につきまして、款ごとに御説明いたします。

まず、２の総務費は、５億9534万6000円で、主な事項は国際交流事業費や旅券事務費であります。

前年度と比較して2099万6000円、率にして3.4％の減となっております。

減となった主な理由は、ウチナーネットワーク拡充支援プロジェクト事業の見直しによる国際交流事業費の減であります。

次に、７の商工費は68億7308万円で、主な事項は観光指導強化費、観光宣伝誘致強化費であります。

前年度と比較して２億2128万9000円、率にして3.3％の増となっております。

増となった主な理由は、観光人材確保支援事業及び観光事業者収益力向上サポート事業による観光指導強化費の増や、戦後80周年事業である沖縄のこころチムグクル継承・発信事業による県民文化振興費

の増によるものであります。

次に、10の教育費は30億2603万4000円で、主な事項は文化施設費、大学運営費であります。

前年度と比較して１億7436万円、率にして6.1％の増となっております。

増となった主な理由は、県立芸術大学の定年退職者の増に伴う公立大学法人沖縄県立芸術大学運営費交付金等交付事業の増による大学運営費の増や、国スポ・全スポ準備室の設置に伴う職員給与費の増によるものであります。

文化観光スポーツ部としましては、引き続き、観光、文化、スポーツ振興、交流推進に必要な施策を積極的に進めてまいります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の令和７年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○新垣淑豊委員長　文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、文化観光スポーツ部に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

上原快佐委員。

○上原快佐委員　よろしくお願いします。

４つの事業について質疑しますけれども、スポーツツーリズム戦略推進事業、そして令和16年（2034年）第88回国民スポーツ大会開催準備事業、そして国際スポーツ交流拠点形成事業、そして観光人材確保支援事業、この４つの事業について質疑をさせていただきます。

まず最初に、スポーツツーリズム戦略推進事業について概要をお願いいたします。

○宮城直人スポーツ振興課長　お答えします。

本事業は、沖縄の温暖な気候とスポーツ資源を活用した観光メニューであるスポーツツーリズムの普及促進を図り、スポーツを沖縄観光ブランドの一つとして確立することで、国内外からの誘客を促進することを目的に実施している事業となっています。

具体的には何本かあるんですけれど、主なものとしましては、プロ野球キャンプの来訪者の誘客の促進をする事業、サッカーキャンプの誘致促進、競技場の受入れ環境整備をする事業、それからこれは全体に係るんですけれど、国内外のスポーツ合宿等のスポーツコンベンションを誘致促進していく事業などがございます。

○上原快佐委員　スポーツをその観光の一つの資源として活用する、さらに活用していくということで、非常に意義のある事業だと思いますけれども、これ根本的にというか、スポーツの場合、見るものとやるものがありますよね。

今の御説明だと、どちらかというと見るところに力点を置いているような気がするんですけれども、やるほうのスポーツのほうが、実際経済効果としては高いように感じるんですけれども、そこら辺の見解というのをお伺いできますか。

○宮城直人スポーツ振興課長　見るスポーツと、それからするスポーツ、そこの経済波及効果というのは比較検討をしたことはないんですけれど、ただ見るものは、特にプロ野球キャンプについては、昨年度178億円の経済効果がございます。

全体がスポーツコンベンションの経済効果は約391億円ということで、昨年度はまとめております。

そのうちの、プロ野球キャンプが178億、それからサッカーキャンプ、これも22億ということで、サッカーのほうはチームが20チームぐらい来てということで、プロ野球よりはチーム数が多いんですけれど、それよりもやっぱり観客が来ている効果が高いかと思います。

そういうことで全体的に見ると、プロスポーツについては非常にファンが多いということで、それを見にこの冬春期にたくさんのファンが来県しているというところがございます。

ただ、プレーヤーといいますか、するスポーツについても、今後沖縄で合宿をどんどん盛んにしていって、そこが非常に競技成績にいい効果があるということで、またスポーツアイランドということでブランド化をしていったら、沖縄でトレーニングを早めに仕上げて実践に生かして、それがまたつながったということで、ブランド化に通じていくということもありますし、そういったことで、いろんな種目の選手がたくさん来ることが非常に期待されるところであります。

○上原快佐委員　見るスポーツももちろん大事なんですけれども、ぜひこのするスポーツの経済効果というのをもうちょっと研究していただきたいなというところです。

するスポーツに関しては、いろんな研究論文とかありますけれども、大体、見るスポーツの経済効果としては、大体５倍とか６倍とかという研究もあるぐらいなので、例えば個人競技のゴルフであったり

だとか、テニスであったりだとか、もちろん、そこら辺見る部分も大きいと思うんですけれど、どちらかというとするほうが結構メインな部分も多いのかなと思うんで、そこら辺もう一度するスポーツについての見解というのはありますか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

実は、スポーツ分野については大きく３つのカテゴリーで推進しています。

今、スポーツコンベンションをお話ししましたけれど、生涯スポーツ、競技スポーツ、この３つの柱で政策を推進しております。

今、委員がおっしゃるように、するスポーツ、県民がするスポーツですね。その部分については経済効果という数値的なものはまだ出してはないんですが、この辺は今後研究していきたいと思いますし、この３本柱でしっかり県民のスポーツを浸透させる、施策を取り組んでいきたいと思っています。

○上原快佐委員　県民だけじゃなくて、ツーリズムなので、ぜひ県外から、そして国外からもそういったスポーツ人口というのは、アジア、この周辺だけでも20億人ぐらいのマーケットがあるわけですから、そこら辺ぜひいろいろ研究して、どのスポーツが最も経済的な効果が高いのかということも含めて、それに基づいてどのスポーツのどの競技場を整備していくのかという計画にもつながってくると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、そこにかかってくるんですが、国民スポーツ大会開催準備事業の概要についてお伺いします。

○宮城直人スポーツ振興課長　お答えします。

令和16年度に沖縄県で開催を予定している第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会、これに向けて、各市町村、関係団体や競技団体で構成する沖縄県準備委員会、これを昨年の11月に立ち上げましたけれど、その運営を今後やっていきますが、運営に加え、競技施設に係る詳細の調査、それからジュニアアスリートの育成であるとか、競技団体のスポーツデジタルツールの活用の促進など、そういった競技力向上に取り組んでいくと、そういった内容の事業になっております。

○上原快佐委員　その中で、議会質問の中でも取り上げましたけれども、県総合運動公園の様々なスポーツの整備、そこについての、例えばこの国体に向けた中で、土木建築部とどういった形で連携しているのかという連携状況をお伺いします。

○宮城直人スポーツ振興課長　県総合運動公園の所管は土木建築部になりますけれど、そこのテニスコートについての整備の件について、テニス協会と、それからソフトテニス協会、両方から陳情が来ているということは、こちらとしても認識しております。

土木建築部の答弁では、国民スポーツ大会の今後の会場地選定の状況を見てということで考えているということなんですけれど、会場地選定は令和７年度の国民スポーツ大会準備委員会の事業で詳しくやっていく予定となっていますので、まだ両部でこの件についてはどうするということは具体的に進んでいないところであるんですが、ただ、大きな大会をするコートとしては、県総合運動公園が16面あります。

それからあと、奥武山公園も13面ありますので、そのどちらかなということがありますので、これをにらみながら、競技団体ともどうしていくのということで、今競技団体のほうが県総合運動公園ということで希望していますので、そういった調整もやっていく必要があると思いますので、ここは令和７年度に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○上原快佐委員　ぜひ競技団体と速やかにその調整をして、なるべく早めの整備と、庭球場の整備というものもなるべく早めに進めていただきたいと思います。

次に、このスポーツ関係で最後ですけれど、国際スポーツ交流拠点形成事業の概要をお願いいたします。

○宮城直人スポーツ振興課長　本事業、新規なんですけれど、経済効果であるとか、それから社会効果が見込める国際スポーツ大会を沖縄に誘致し、その開催支援に取り組むことで、スポーツを通じた振興を図っていくということを目的としています。

今年度については、９月５日から開催予定となっています、ラグザスｐｒｅｓｅｎｔｓ第32回ＷＢＳＣＵ－18野球ワールドカップ、この開催に向けて大会の支援、それから周知広報、県内の機運醸成、それから戦後80年ということもあり、世界から12か国の選手が来ますので、沖縄についても、また、平和の学習とか、交流とか、そういったものにも取り組んでいこうという内容になっております。

○上原快佐委員　野球以外のスポーツについてはいかがでしょうか。

○宮城直人スポーツ振興課長　事業の目的が経済効果、それから社会効果が非常に見込める国際スポーツ大会ということでありますので、野球以外も当然、

予定するところであります。

今後、次にまた沖縄に合った国際大会は、あるいは全国大会でもいいんですけれど、大きな大会を研究しながら、引き続き令和８年以降も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○上原快佐委員　ちなみに経済効果等も検証していくとは思うんですが、各スポーツ分野におけるその経済効果の検証というのをやったことはあるんですか。

○宮城直人スポーツ振興課長　経済効果の実績としましては、昨年度ありましたＦＩＢＡワールドカップ、バスケットボールですね。それについては、最終的な経済波及効果として107億円というのが出ております。

これは終わった大会でありますけれど、それ以外のいろんな種目がどれぐらいというのは、具体的にはやっておりません。

○上原快佐委員　今後、何かしら検証していく予定というのはあるんですか。

検証というか研究ですね、各スポーツ分野の。

○宮城直人スポーツ振興課長　そうですね、スポーツコンベンション、スポーツっていろんな種目がございますので、いろんな可能性が沖縄にはあるんですけれど、沖縄のこの地域特性であるとか、スポーツ施設の資源、そういったもの、それからあと、どこから選手、それから観客といいますかね、お客さんを誘致できるかとか、そういった面も、アジアにも近いという地理的な優位性もあるんですけれど、そういったこともいろいろ考慮しながら、どういった大会がいつ頃あってということをいろいろ研究をしながら、今後考えていきたいなというふうに思っております。

○上原快佐委員　やはり地理的な特性というものは非常に大事で、沖縄の場合は冬でも、例えばゴルフであったり、テニスであったり、自転車であったりできますよね。

そういったことを踏まえての、このスポーツごとの経済効果というのをぜひ検証していただきたいんですけれども、そこら辺いかがですか。

○宮城直人スポーツ振興課長　経済効果もそうですけれど､沖縄で誘致するにはいろんなコストもかかってくることもあるんですけれども、やりやすい、ふさわしい種目、大会は何かという、そういったものも含めて、それから航空路線が飛んでいて誘客しやすいとか、いろんな面も総合的に考えながら、こういった研究をしていきたいと考えております。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

最後に、観光人材確保支援事業について、概要をお伺いいたします。

○山川優観光振興課長　本事業は観光業界の人手不足を解消し、好調な沖縄観光需要に対応できる受入環境を整えることで、観光客の満足度向上を図って、持続可能な観光を推進することを目的に実施するものです。

○上原快佐委員　これは前年に比べて大幅に予算が増えていますけれども､この要因というのは何でしょうか。

○山川優観光振興課長　令和６年度は、国の財源を活用して同じような事業のほうを実施しているところです。

一方で、沖縄県の観光業界における人手不足が継続しているということがありまして、このため令和７年度は沖縄観光振興基金の事業を使いまして、同様の事業をこれまで基金で使っていたものを拡充する形で増額しているところです。

以上でございます。

○新垣淑豊委員長　次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員　よろしくお願いします。

今のちょっと続きでお聞きしたいと思います。

観光人材確保支援事業についてですが、今観光業界の人材不足の現状についてですね、改めて確認したいと思います。

○山川優観光振興課長　県では、昨年５月に県内観光関連産業を対象に観光業における人材確保に向けた施策要望とアンケート調査というものを実施してございます。

そこにおいては、回答者の約65％が人手が不足していると回答しているような状況です。

これはまた民間の企業が、昨年10月に旅行宿泊業での調査を行っているんですが、そこでも深刻な人手不足とか、あとどちらかといえば人手不足と回答した企業の割合が76.4％というのが出てございます。

日々、我々も観光業界の方々と意見交換する機会もございますので、そういったところで人手不足の状況が続いているものと考えております。

○次呂久成崇委員　今のは県全体だと思うんですけれども、例えば、宮古、石垣とか圏域とかというのでも、この状況というのは把握されていますか。

○山川優観光振興課長　すみません、全体の調査ということで圏域ごとというのはございません。

○次呂久成崇委員　では、具体的な取組についてちょっとお聞きしたいと思います。

○山川優観光振興課長　令和７年度の具体的な取組ということで、観光業界の人材不足、人手不足を解消するということで、主に３つ取組を行う予定にしております。

まず、１つ目が観光事業者と求職者のマッチングを促進するため、国内外での合同就職説明会、インターンシップの受入れ、あと職場見学バスツアー、お仕事体験イベント、あと観光現場で働く魅力を伝える広報などを実施する予定です。

２つ目としまして、これは特に秋口のバス乗務員の不足というものが続いているんですが、県外からそういった乗務員等を受け入れる貸切バス事業者に対し、受入れに必要な経費を補助するというもの。

それから３つ目といたしまして、海外、県外等からの人材受入れに必要な経費を補助するという、主に３つの取組になってございます。

○次呂久成崇委員　国内外での合同就職説明会の開催なんですけれども、この内容と、例えば対象者というのをお聞きしたいと思います。

○山川優観光振興課長　合同就職説明会では、対象としましては学生さんももちろんそうなんですけれども、中途の方々も対象としておりまして、参加する企業のほとんどが学生さんも含め、中途採用も対象に求人を求めているような状況でございます。

○次呂久成崇委員　この取組でやはりこの学生さんもそうなんですけれど、やっぱり中途採用の皆さんも、離島での就職というか、離島で働くということに対しては、なかなか周知も含めて十分ではないというふうに思いますので、ただ、離島での観光人材不足というのはかなり深刻だと私も受け止めていますので、ぜひそこらの説明会の在り方も含めて検討をまたしていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

次は、資料３の３の12ページをお願いいたします。

持続可能な国際観光景観事業について伺いたいと思いますが、これは今年度からの事業なんですけれども、この従来の道路維持管理と比較して、実際どのように違うのかということで、この効果、成果、今始まったばかりなんでちょっと難しいかもしれませんが、取組等についてお聞きしたいと思います。

○山川優観光振興課長　本事業は、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を実現し、持続可能で魅力的な国際観光地を形成することを目的として実施するものでございます。

本事業を活用しまして、那覇空港周辺、あるいは美ら海水族館につながる県道114号線など、最重点管理路線５か所につきまして、観光地にふさわしい植栽基盤等の改良、高木、低木更新等の魅せる沿道景観の整備を実施するとともに、景観アドバイザーを活用しながら、官民連携による維持管理体制の構築などを実施することとしているものです。

なお、この事業につきましては、土木建築部へ予算分任を行いまして、連携して事業を実施していくものとなってございます。

○次呂久成崇委員　この事業は令和８年度までということなんですけれども、その後の維持管理体制の構築というのも含めて、この事業を期間中に実施していくというような認識でよろしいんでしょうか。

あと、それと今重点的に５か所ということなんですけれども、これは８年度までの事業が５か所ということで、さらなる拡充とかというのもあるんでしょうか。

○山川優観光振興課長　まず、事業対象の５か所以外の部分につきましてですけれども、この事業ではモデル事業として、その５か所ということをやることになっております。

この事業対象の５か所以外につきましては、モデル事業の成果を踏まえて、財源等も検討する必要があるんですけれども、国庫補助金だったり、沖縄振興予算だったり、そういった新たな財源の確保に努めながら、土木建築部と一緒に連携してやっていくものでございますので、そういった良好な沿道景観形成が図られるように、取組を今後も検討してまいりたいと考えております。

○次呂久成崇委員　ありがとうございます。

では、次、同じく13ページのほうに行きたいと思うんですけれども、観光危機管理対策事業について、これは新規事業ということですので、ちょっと事業概要、あと実施内容等について説明を伺いたいと思います。

○山川優観光振興課長　本事業は、災害などの観光危機に対応するため、平常時からの減災対策、あと危機対応への準備、危機への対応等の観光危機管理対策を実施するものとなっております。

具体的には、台風を含めて、自然災害全般を対象とした観光危機管理ネットワーク会議を設置・運営すること。

また、現在図上訓練というものを本島において行っているんですけれども、そうしたものを離島圏域においても図上訓練を実施していきたいということも考えております。

あとそれから、コロナ禍を明けましてインバウン

ドの方々の来沖の状況がかなり増加しておりますので、そういった外国人観光客を含めて、安全確保に係る情報発信を強化していきたいということを考えているところでございます。

○次呂久成崇委員　今回から離島地域のほうでも訓練を実施していくということなんですけれども、実際に強化構築をしていって、この主体になるのは、もちろんこれは県の事業ですので県だと思うんですけれど、自治体の役割というのはどうなるんでしょうか。

○山川優観光振興課長　県でも災害が起こった場合、災害対策本部とか設置されて、県全体として動いていくということにありまして、また市町村は市町村の役割としまして、例えば観光客の文脈でいけば、例えば避難場の設置だとか、そういったものが市町村の役割として一般的な災害対応として求められているところでございます。

この観光危機管理では、そこを補完するということもありますけれど、甚大な災害が起こった場合という想定でいきますと、そういった観光客がまず避難して、それから観光客ですので県外に帰っていかないといけないんですけれども、その帰宅者支援というのを県の観光部局としてはやることになっているんですが、そこは市町村と一緒になって連携してやっていくということになっております。

○次呂久成崇委員　これはこの対策事業を行って、例えばこのマニュアルを作成するとか、計画を策定するとかというような取組になるのかということを確認したいんですけれども、例えば離島のほうでは、この自然災害となった場合に、どうしても空港は石垣にしかありません。

ただ、自然災害の場合は、離島から石垣のほうに移動するときは船舶になるんですよね。

ただ、その船舶に、港に行くまでも、やはり離島のそれぞれの地域事情があって、公共交通機関というのはきちっと整備されているわけでもないですので、まずはそこからの移動とかというところで課題が多分幾つも出てくると思うんですよ。

それは恐らく図上訓練だけでは把握できるものではないというふうに思いますので、やっぱりしっかりこの現場、地域、島々を見てというところも必要になってくるんではないかなというふうに思います。それをしっかりと落とし込んでいかないと、実際に幾らこの対策事業で取り組んだとしても、これはもう絵に描いた餅でしかないかなというふうに思いますので、実際にこの事業計画であったりとか、マニュアルという作成のところまで考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○山川優観光振興課長　現在でも、市町村を対象に観光危機管理対応の勉強会というものを開催してございまして、例えば、今年度でありましたら７月に宮古・八重山圏域で実施しておりますし、また、10月に久米島のほうで実施しているところです。

その中で、市町村のそういった観光危機管理に係るような計画だったり、マニュアルだったり、そういったところの支援を行っているところです。

まず、その観光危機管理自体が計画に基づいて行っておりますので、図上訓練の中でも、現状でも一応、離島の方にも参加を呼びかけて参加していただいてですね、その中でもいろいろな課題、例えば石垣市であればクルーズ船が来た場合に、そこの避難収容をどうするかとか、そういった課題をいろいろいただいていますので、そういったものをいろいろ意見交換しながらですね、既存のマニュアル、あるいは市町村が策定されるマニュアル等の向上に向けて支援を取り組んでいきたいと考えております。

○次呂久成崇委員　ぜひ自治体とですね、連携して取り組んでいただきたいなと思います。

次に、この下のほうのですね、サステナブルツーリズム推進事業についてちょっとお聞きしたいんですけれども、ここで言うですね、観光の諸課題というのを各地域、圏域ごとにもあるかと思うんですけれども、これはどのように把握されているんでしょうか。

○山川優観光振興課長　サステーナブルツーリズムということで、沖縄県自体が世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指しておりまして、まさしくサステーナブルというのは持続可能なツーリズム観光地ということでございます。

それの観光諸課題につきましてはですね、市町村、あるいは観光協会等と意見交換をして整理しているところでございます。

例えば、今あるようなものでいけば、本部の備瀬のフクギ並木の場合の無断立入りがその地域の中にあるとか、あとは万座毛で、クルーズ船で一度にたくさん観光客が来られるような状況が発生しているとか、あと、近くの国際通りでもごみ問題だとかですね、そういった市町村等と意見交換しながら、そういった課題の洗い出しをしているところでございます。

○次呂久成崇委員　八重山のほうでも、反社会というんですかね、半グレの皆さんとかが勝手に海岸を

管理して営業したりとかというところも見受けられて、かなり地元の皆さんからの苦情等も寄せられたりしているんですよ。

実際にこの課題解決するときにですね、こちらの資料のほうにもあるんですけれども、このハンズオン支援というのは、専門家派遣してその課題解決を図るということなんですけれども、これはどこがどういった専門家を選んでですね、そこに解決を依頼するという、この構図になっているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○山川優観光振興課長　このハンズオン支援につきましては、まず市町村のほうから、特定のどの専門家というのは、ある分野の、これまでの関係でそういったお願いしている方々とかいるんですけれど、基本的には市町村からの要望を受けましてですね、人選を行いまして、県のほうでマッチングして派遣するということになります。

○次呂久成崇委員　すみません、最後に１つですね、観光客の受入れと住民生活の質の確保の両立というふうにあるんですけれども、私、これを読む限りではオーバーツーリズムとかの対策、対応なのかなというふうに思ったんですけれども、そういった考えのほうでよろしいんでしょうか。

もしそうであればですね、実際にどういった取組というのを想定して、ここに事業として掲げていくのかというのをお聞きしたいと思います。

○山川優観光振興課長　サステーナブルツーリズム自体はですね、観光客、事業者、あと県民・住民の方々の三方よしということで、その方向性で取組を進めていきたいと思っております。

現在、検討委員会を設置してですね、サステーナブルツーリズムの在り方について議論を行っているところでして、それを宣言のようなもので発することができないかなと思っているところです。

そこから、またいろいろ観光客、事業者、県民それぞれがどういった取組をしていくのかというところをですね、そういう行動指針みたいなものも作成しまして、関係要路のほうに発信してですね、できるだけ幅広くそういったサステーナブルの考え方を周知させていただいて、その中で観光客、住民の満足度の向上、質の確保が得られるような施策を展開していきたいと考えているところです。

○次呂久成崇委員　終わります。

○新垣淑豊委員長　上原章委員。

○上原章委員　お願いします。

私も資料３の３、今の次呂久委員からもありました観光危機管理対策事業についてお聞かせ願いたいと思います。

先ほど平時、あと有事の取組ということで、資料も頂いたんですけれど、この観光危機管理ネットワーク会議の設置運営とありますけれど、この会議はどういった方々が構成されるんでしょうか。

○山川優観光振興課長　これまでですね、台風時の観光客対策協議会というのがございまして、これはビューローの中に設置されておりました。

これは昭和60年から設置された、台風のときの災害ということで、協議会ということで設置されて、県も一緒になってやっているんですけれど、それちょっと発展、解消する形でですね、今度は県の中にこのネットワーク会議というものを、台風だけじゃなくて、幅広く津波とか地震災害にも対応できるような協議会をつくりたいということで設置しているものです。

構成メンバーとしましては、ホテル組合だったり、航空会社だったり、あと市町村も含めて、今はまだ立ち上がっていないもんですから、そこを今検討しているところなんですけれども、そういった公的な機関、航空会社とかそういうのも含めてですね、今、構成メンバーを検討しているところでございます。

○上原章委員　これは自衛隊も入りますか。

○山川優観光振興課長　今のところ、自衛隊のほうは想定しておりません。

○上原章委員　これまで図上訓練、いろいろやっていると思うんですけれど、特に、いざ台風、災害が起きたときの観光客を守るだけではないとは思うんですけれど、とにかくそういったのが起きたときの、有事の際にどこが指揮を執るところになるんですか、どこにそれは置かれるんですか。

○山川優観光振興課長　まず災害の程度にもよると思うんですけれど、県の対策本部が立ち上がりますと、その県の対策本部の中でいろいろな対策が取られます。

その中に、文化観光スポーツ部ももちろん入っているんですけれども、そこの指揮命令系統というんですかね、そこからの指示に基づいて我々も動くことになります。

我々としては、基本大きな災害が起こったと仮定した場合にですね、例えば住民の避難、観光客も含めて避難所の設置とか、その地域にどういう方々がいるかってのは、これは市町村が基本的に確認するというふうになっているものと認識しております。

とはいっても、災害のときにですね、いろいろな

ことが起こるわけですが、我々はまた我々のネットワークで、そこにない情報がもしあった場合に、我々のほうでもその情報収集だったりをできないかなというような、基本的にはその災害の規模にもよりますけれど、対策本部が設置されて、そこの指揮命令系統で我々も動くことになると思います。

○上原章委員　今、国内外、多くのお客さんが沖縄を本当に楽しみに訪れているんですけれど、例えば、約２年前の2023年８月にＵターン台風が５日間吹き荒れて、本当に多くの人が、家族を含めてですが、足止め食ってしまったときに、もう本当に宿泊するところを探し求めて、どこにこれを問合せすればいいのかとかあったんですよ。こういったのに対応できるように、今はできているってことでいいんですか、県が。

○山川優観光振興課長　今、上原委員おっしゃるように、2023年の台風６号でしたかね、そのときの反省点といいますか、そこも踏まえて実際に今動いているところではあるんですけれど、例えばコンタクトセンターといいまして、観光案内所も閉まったりする場合もあるんですけれど、電話とかメールでですね、観光コンタクトセンター、これは多言語も含めて対応できることになっているんですけれど、そこにいろいろ情報をもらえるような仕組みも整えてございます。

あとはビューローのほうでやっているおきなわ物語というウェブサイトがあるんですが、そこでも宿泊先が足りないとかですね、そういった情報も発信するようになっていると聞いています。

○上原章委員　ぜひですね、いざ起きて初めて、この危機管理というのは本当、反省等が多いんですけれど、あのときの教訓等を本当に徹してですね、生かしてもらいたいなと思っております。

あのときに、実は那覇市役所はロビーを開放して、ホームページでも、災害避難所に指定されているので、あそこはペットもオーケーで、当時１階のホールにテント20張りやって、市民もそうですけれど、観光客もそこで避難した。あれも十分大きかったんですけれど、県庁というのはそういった避難指定されているんでしょうか。

○山川優観光振興課長　県庁自体は指定されていないと認識しているんですけれど、例えば災害が起こったときの避難所の設置は市町村のまず役割となっておりまして、市町村からですね、我々のほうに要請が来た場合に、例えば観光客のが足りないということで来た場合には、我々が間に立ってですね、県有施設を避難所として調整して設置するということも求められているところです。

あと、このスキームでは備蓄の支援というのも入っておりまして、そういったホテル等と協定結んでですね、我々の備蓄をそこに置いておくというようなことも想定しているところでございます。

○上原章委員　もう時間がちょっとぎりぎりなんですけれど、さっき備蓄って出ましたけれど、本当、県、あれだけの大きな１階ロビーもあるんですけれどね、備蓄もこういったときにどのぐらい確保されているのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○山川優観光振興課長　すみません、県庁自体の備蓄ってのはちょっと今、把握してはいないんですけれども、我々のそのスキームで言うところの備蓄の考え方としては、前回の台風のときのようなものを踏まえて、６日間対応できるような備蓄ということで想定しているところでございます。

○上原章委員　これ、観光客に特化したものですか。

○山川優観光振興課長　これは観光客に特化したものでございます。

○上原章委員　それで、私は先ほど自衛隊の話をしましたけれど、自衛隊もいざとなった場合、災害の救助に行くときに、毛布とか、テントとか、もういろいろなものがやっぱりすぐ対応できるようになっていると聞いているんですよね。

そういう意味では、こういう沖縄が、観光立県の中で、いざというときにやっぱり自衛隊の皆さんとの連携も大事だと思うんですが、いかがですかね。

○山川優観光振興課長　先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけれど、基本的に大きな災害になりますと、対策本部が立ち上がりまして、我々はそこに入っていくもんですから、そこで観光客への支援というのを厚くやることになっております。

県の、もちろん訓練においては、自衛隊の方々も参加されておりますし、我々も必要があれば、そこは柔軟に対応していきたいと思っております。

○上原章委員　もうぜひ、これはもう急を要することなんで、災害が起きたときはですね、常にこの辺の連携は取っておいていただきたいと思います。

あともう一点、観光人材確保支援事業、こちらなんですが、24ページ。

この中で、国内外から観光人材受入れを支援する、国内外からの人材受入れに係る経費を補助する、この中身を教えてもらえませんか。

○山川優観光振興課長　国内外からの受入支援ということですけれども、海外での説明会での費用であっ

たり、そのときの交通費であったり、あと人材採用のための広告費、あと例えば渡航費だとかですね、あとは転居費用、それから住居確保などが支援の対象となってございます。

○上原章委員　今回、約２億から４億、予算も倍増しているんですけれど、特にこの紹介手数料というのが入っているんですけれどね、これ例えば観光業界、ホテルとかが外国人のスタッフを雇用するときに、仲介料というのも、じゃ県のそういった予算を使えるってことですか。

○山川優観光振興課長　これは県外からも使えますし、あと海外からも、両方使えます。

○新垣淑豊委員長　瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　お願いします。

資料３の４の18ページ、先ほど観光人材確保事業について議論されていますが、まず観光産業の働く賃金自体を処遇改善というのを進める必要もあろうかと思っていて、事業としては別でしょうが、観光業界のそういった面での改善が見られるということなのか、もし分かるのであれば伺います。

○大城清剛観光政策課長　ハローワーク沖縄によりますと、本県の観光関連産業の代表的な業種である旅館、ホテル、乗り物、接客員の求人賃金は年々上昇していると。

特にフルタイムの伸びが大きくなっておりまして、令和５年と令和元年を比較するとですね、フルタイムで18万6000円余りから22万5000円余り、21％の増加となっていると。

あと、パートタイムで時給954円から1127円で、18.1％の増加となっているという状況でございます。

私たち、いろいろ観光事業者の方とか、勤めている方々に話しても、もう時給のほうもかなり上がっておりまして、国際通りだと飲食業とか、もう1500円からでもなかなか来ないよと、そういう話も聞きますし、もうもはや観光業は低賃金と言えないんじゃないかとか、そういう話も皆さんよくおっしゃっているような状況でございます。

○瀬長美佐雄委員　19ページの沖縄文化の継承発展普及事業に関して、①チムグクルでつなぐ文化芸術振興基金事業、基金を使った事業、これのどのような取組をするのか伺います。

○佐和田勇人文化振興課長　お答えします。

県では、沖縄県文化芸術振興条例等を定め、伝統文化の保存・継承・発展及び芸術の振興など、様々な施策を実施してきました。

令和７年は、さらに当該施策の強化拡充のため、安定的な財源を確保する必要があることから、今議会において沖縄県文化芸術振興基金条例案及び基金の積立金として２億5000万円を提案し、可決していただいたところです。

令和７年度当初予算に計上しております、チムグクルでつなぐ文化芸術振興基金事業では、実演家、アートマネジメント人材等の育成に係る取組と、また県民一人一人が芸術文化に触れ親しむ機会の創出を図る取組を実施する予定としてございます。

○瀬長美佐雄委員　それで、具体的に既に事業をこういった形で進めるというのが決定されているのであれば、それの確認です。

○佐和田勇人文化振興課長　まず１つ目ですね、チムグクルでつなぐ文化芸術振興基金事業という事業名なんですけれども、これは予算額5085万円を計上しております。

失礼しました、事業名はチムグクルでつなぐ文化芸術振興基金事業で、その細事業としまして、１つが新作舞台制作を通した担い手育成事業、２つ目が未来につなぐもっと沖縄コンテストという２つの事業を、今計上しております。

１つ目が、新作舞台制作を通した担い手の育成事業、これは世界に通用する新作舞台の制作を通した実践家、そしてアートマネジメントの人材、その他の舞台スタッフ、裏方のプロデューサーとか演出家、あるいは大道具、照明などの若手人材の育成としております。

目的としましては、世界に通用する新作舞台の企画制作、また国内外での講演を通して舞台制作に携わる実演家、アートマネジメントの人材、舞台制作スタッフなどの若手人材を育成するということにしております。

これは５年間を予定しております。

効果としましては、本県の文化産業を牽引する若手人材が養成されることと、２つ目に国内外を視野に入れた新作舞台を制作することで、新たな客層の獲得や、また舞台公演の自走化を図ることとしております。

もう一つ、２つ目の未来につなぐもっと沖縄コンテストという事業でございますが、目的としましては文化芸術に触れ親しむ機会を創出するということで、県民に文化芸術活動による喜び、あるいは誇りを実感してもらい、心豊かで活力ある地域づくりを図るということとしております。

効果としましては、文化芸術活動に親しむ県民割合の増加、２つ目が文化芸術活動を通して地域の連

帯感の高まりや居場所づくりとさせていただいております。

この２つの事業でございます。

○瀬長美佐雄委員　期待したいと思います。

続きまして、②おきなわの心「チムグクル」継承・発信事業、これも新規なので、概要とどういった事業をやっているのか伺います。

○佐和田勇人文化振興課長　本事業は、戦後80周年平和祈念事業としまして実施することとしておりまして、戦後80年の節目に、平和を希求する沖縄の心を県内外に発信するとともに、沖縄の歴史や文化に関する県民の理解を深め、普遍的価値を再発見する取組を行うこととしております。

具体的には、国立劇場おきなわでの平和を希求する沖縄芝居の公演、そして県立博物館・美術館での戦災文化財等に関する企画展、戦後復興した地域の伝統芸能に関するドキュメンタリーの撮影など、９つの取組を教育・文化機関等と連携し実施することとしております。

これらの取組により、ユイマール、あるいはチムグクルといった沖縄の精神の基となる沖縄の文化の理解を深め、県民一人一人が沖縄の歴史や沖縄戦について学び、次世代へ継承することを目的としております。

なお、本事業は令和７年度新規事業であるため、予算額が皆増となっております。

○瀬長美佐雄委員　９つの事業ということで、事業名だけでいいですが、どんな感じで進めるのか伺います。

○佐和田勇人文化振興課長　まず１つ目が、済州島と沖縄及び日本の芸能公演ですね。

２つ目が、アジア太平洋地域クリスマス祝賀演芸大会。これは戦後一番最初、1945年の12月に、石川の城前小学校というところで催された演芸を再現するという取組です。

３つ目が、全国巡回阿波根昌鴻写真展。

４つ目が、地域芸能ドキュメンタリー。

５つ目が、お笑いで見る沖縄の戦後史、笑いましょう沖縄。

６つ目が、戦災文化財と流出文化財企画展。

７つ目が、ベトナム記憶の風景展及び戦ぬ前沖縄文化の近代展。

８つ目が、伝統芸能でつなぐ平和の心。

９つ目が、平和を希求する沖縄芝居の公演。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございます。

③のほうに、これもまた新規事業になっています。伝統文化活性化事業ということなので、その概要について伺います。

○佐和田勇人文化振興課長　本事業は、まず独自の多様な文化を保全・継承するとともに、新たな文化の創出を図るため、国内外、県内外における沖縄の伝統文化の認知度向上及び理解を促進する取組を行いまして、文化芸術関係者の活動機会を確保することを目的としております。

具体的には、沖縄の伝統文化に関する国内外における伝統芸能の舞台公演など、イベントの開催及びユネスコ無形文化遺産登録に向けた調査研究などを行い、交流人口の拡大を図ります。

また、併せて県内若年層に対する伝統文化の鑑賞機会を提供しまして、沖縄の歴史や文化の理解を深め、文化芸術関係者の活動機会を確保し、文化の継承・発展につなげてまいります。

本事業も７年度新規事業であるため、皆増となっております。

○瀬長美佐雄委員　４番目に、文化発信交流拠点整備事業、これはどのような事業になるかを伺います。

○佐和田勇人文化振興課長　県では、平成25年度に文化発信交流拠点整備基本計画、そして平成30年度に実施計画案を策定しまして、芸能団体等と意見交換を行ってまいりました。

一方でこの間、県内では新たな施設整備が進んできておりまして、令和５年度調査では、新たな拠点設置のニーズは少なく、道具類の保管場所や駐車場を備えた稽古場のニーズが多く示されました。

県としましては、調査結果を踏まえ、令和７年度当初予算に新たに、組踊保存会及び琉球舞踊保存会の道具類保管費用及び県内文化芸術団体等の稽古場使用費用への支援のための経費を計上しております。

○瀬長美佐雄委員　保管庫という規模なのでこの金額かなと思いますが、これはもう、拠点として１か所どれぐらいの保管庫という形になるんでしょうか。

○佐和田勇人文化振興課長　まず、道具類の保管場所につきましては、国指定重要無形文化財２団体ございます。そこには５割以上の補助率で、年間240万円程度の補助をすることを想定し、予算を今計上しております。

また、補助につきましては稽古場及び駐車場の使用料を補助対象とすることを想定しておりますが、県内団体の聞き取りから、使い勝手のよい劇場として無料の駐車場を有する国立劇場おきなわが多く挙げられておりますことから、同劇場で同様の稽古を

行った場合に要する費用を超えた分を補助することとしております。

こちらは、１団体が１回当たり１万5000円、これは試算ですけれども、稽古に関する人が15人と数えまして、15人に掛けるの駐車場代1000円要するとして、１週間当たり５団体が補助金を活用し、年間390万円程度補助することを想定し予算を計上しております。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、東日本大震災の発生時刻に併せて全員で黙祷を行った。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございます。

次に、しまくとぅば普及継承事業について伺いたいと思います。

予算的には減額という形もありますが、どういう変化があるのかも併せて伺います。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長

お答えします。

しまくとぅば普及継承事業につきましては、しまくとぅばを次世代へ継承していくために、しまくとぅば普及推進計画に基づきまして、各地域への普及促進を行っていくということを目的としております。

具体的な事業内容としましては、功労者表彰を含めた県民大会ですとか、普及イベント開催による県民運動、しまくとぅば普及センターの運営と普及に取り組む民間団体への補助等を主な内容とさせていただいております。

予算につきましては、令和６年度を比較しまして約600万の減額となってございますが、現行の内容としましては、これまで県民意識調査のほうを行って令和６年度計上してございましたが、令和７年度につきましては、令和９年度にしまくとぅば普及推進計画の中間年度を迎えるということもございまして、それに合わせまして令和８年度に調査を実施するということとさせていただいたため、令和７年度は調査を実施しないということで、減額の主な内容となってございます。

○瀬長美佐雄委員　しまくとぅばをやっぱり普及する必要があるという点では、県民からも関心もあり、陳情も出されていて、ハワイの教育機関の中で、ハワイの言葉を復活させるという長年の取組の成果も出ていると。

沖縄で、学校現場でという点で、学校、教育委員会との関わりも出てきます。

今は、話者がどんどん減っていく。高齢化もそうですし、では話せる人が増えているのかといったときに、その効果の検証を含めて、一定の目標とそれに見合った今の状況なのか。どんな評価をしていって、今後どう強化していこうかという点で見解を伺いたいと思います。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長

ただいまですね、しまくとぅば普及推進計画が第２期計画でございまして、最終年度は令和13年度となってございますので、令和13年度の、最終的にしまくとぅばを挨拶程度話して使う割合というのが、目標としましては60％と定めているところでございます。

令和５年度のしまくとぅばの使用頻度でございますが、令和５年度の結果としましては36.8％というところで、目標に向かってしまくとぅばを使う方々の割合を増やしていくということで取組をしているところでございますが、現状こういった数値でございます。

○瀬長美佐雄委員　新たな取組という点で、もっと強化する、いろんな角度から。今はネットで学べるというアプリをつくってくれていたりという方もいるようですが、やっぱり連続的な講座形式で、５つの語源に分類されていますが、どこでもその地方の言葉が学べるというような一つ一つの、もうちょっと強化していく、学べる場が、ここに行けばできるというふうな設置も含めた対策が必要かなと思いますが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長

瀬長委員の御指摘でございます講座というような内容かと考えられますが、そういったものをですね、まずは会場の使用料ですとか、講師の謝金といったところで結構経費がかさむという側面がございます。

そういったところも考慮した上でですね、スマホとかパソコンでいつでも、時間、場所も限定せずに、学べる方は学べる機会を提供していきたいというところでｅラーニングを今実施しているところでございます。

こちらも各地域の言語ごとに勉強する機会を提供していきたいということで、増やしていこうという計画でございますが、今現在、本島中部、宮古、八重山を、ｅラーニングでメニューとして準備させていただいているところでございます。

○瀬長美佐雄委員　沖縄空手の保存・継承・発展の取組という中で、空手ツーリズムの受入れ体制を構築する、これについての概要を伺います。

○桃原直子空手振興課長　本事業は、沖縄空手を文化観光資源として活用した空手ツーリズムを推進し、国内外からの空手愛好家や観光客の受入れ体制構築及び強化を図ることを目的としておりまして、令和５年度から、空手観光窓口の設置や空手観光コンテンツ造成に対する補助を行っております。

令和７年度は、引き続き沖縄空手会館内に空手観光窓口を設置しまして、来県中の空手愛好家及び観光客のニーズに応じた空手に関する観光商品の案内を行うとともに、県内観光事業者等が行う空手を活用したツーリズム商品の造成に対して補助を実施することとしております。

また、空手を目的とする来訪者への支援としまして、空手オリジナルグッズの配布や沖縄空手ガイドの派遣等に取り組むこととしております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　空手を目的とする来訪者というか、それはどれぐらいいるというふうに見込んでいるのか伺います。

○桃原直子空手振興課長　空手を目的とする来訪者ですけれども、第２期沖縄空手振興ビジョンロードマップで示しております令和７年度の海外からの来訪者につきましては、9700名を目標としております。

直近で、令和５年につきましては9228名の来県となっております。

○瀬長美佐雄委員　20ページに行きます。

ウチナーネットワークの継承・発展・強化について、①で、世界のウチナーンチュを通した平和啓発交流事業、新規です。これの概要について伺います。

○仲村卓之交流推進課長　お答えします。

この事業は、戦後80周年祈念事業として実施するものでございますが、戦前、戦中、戦後の沖縄移民の歴史、そのときそのときの沖縄との関係性などを改めて明らかにしながら、この世界のウチナーネットワークを担う若者同士による各種取組などを計画しています。

具体的には、シンポジウムの開催、これ国外で開催する予定ですが、それから展示パネル、小冊子の作成と各国での展示、それから学生交流ということで、学生を海外に派遣して戦跡視察や政府機関訪問等で人材育成と人材交流を実施していこうと考えております。

○瀬長美佐雄委員　海外派遣はどこに送るということになっているのかを伺います。

○仲村卓之交流推進課長　具体的にはまだ決定していないんですけれども、南洋群島のいずれかに派遣をしたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員　次に、国内・国際交流（協力）推進事業について伺います。

○仲村卓之交流推進課長　本事業は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる、世界に開かれた交流と共生の島の実現を目指し、海外姉妹都市等との交流、それから姉妹都市以外の新たな国・地域との交流、それから国内での交流を促進して、外国や各地域との交流と連携を深めながら、共に発展することを目的として実施するものでございます。

○瀬長美佐雄委員　期待したいと思います。

あとウチナーネットワーク共創推進事業その概要、プラットフォーム構築と書いてあるので、何を意図しているのか伺います。

○仲村卓之交流推進課長　こちらで言っているプラットフォームというのは交流の基盤、拠点のことを指しております。

事業ですけれども、本事業は南米等の世界のウチナーネットワークを活用した人材交流の活性化や、多分野での交流による人材育成、情報共有、連絡体制の構築、経済交流を促進することによって、本県と県系社会の双方が共に発展することを目的として実施するものでございます。

具体的には、南米連絡体制等準備事業として、南米の連絡窓口の設置・運営に向けて、また、可能性調査等を実施していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員　世界のウチナーンチュセンターの建設、待望されていますがその取組について伺います。

○仲村卓之交流推進課長　世界のウチナーンチュセンター、これ県内につくるやつのことだと思いますけれども、これ大型ＭＩＣＥ施設に併設して整備することが決定しております。

大型ＭＩＣＥ施設については、現在、有識者で構成する委員会で基本計画の変更等について検討が進められておりまして、早期の入札公告を目指しているところでございます。

施設整備計画と並行して、ウチナーンチュセンターの管理運営等について、効果的・効率的な業務の実施や、サービス水準の確保の観点から、国際交流機関とか各団体と共に検討をしていく予定でございます。

あとＭＩＣＥ施設が整備されるまでの間は、現在ＪＩＣＡにありますウチナーネットワークコンシェルジュを活用して、また県立図書館や関係機関と連携して、ウチナーンチュセンター機能を備えた体制

を取り組んでまいります。

○瀬長美佐雄委員　コンシェルジュの事業が、将来のウチナーセンターの機能、今のうちからやっていくと。とても重要なポジションだと思いますが、その取組の現状とかどうなっていますか。

○仲村卓之交流推進課長　県ではウチナーネットワークの継承・発展を目指し、ＪＩＣＡ沖縄センターと連携しながら、まず１つ目人的ネットワークの継承、２つ目情報発信と集約、３つ目交流活動促進、４つ目相談窓口、５つ目歴史継承、この５つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュを、ＪＩＣＡ沖縄センター内に設置をしております。

令和６年４月から令和７年２月の活動状況については、来所者数が955人、国内外からの相談件数は128件となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　世界のウチナーンチュ大会も開かれる。そろそろ準備すべきだと思いますが、県内在住の県系ネットワーク、留学生もいらっしゃいますし、働いている方もいらっしゃる。

県内におけるこの県系ネットワークもいろんなイベントを打ちながら、世界のウチナーンチュ大会を迎えるというのが効果的ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○仲村卓之交流推進課長　国内、県内の各種国際交流団体等も、より連携を深めるために、今年度多文化共生の構築に関する万国津梁会議というのも開きまして、次年度以降はこの辺のネットワークも強化していこうということになりましたので、それを進めていきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございました。

○新垣淑豊委員長　當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　事項別積算内訳書のほうからちょっと質問させてください。

商工でもちょっとお話をさせてもらったんですけれど、皆さんの事業の一般会計事業費、そして観光指導強化費、観光宣伝誘致強化費の中での委託料の状況を教えてください。

○大城清剛観光政策課長　令和７年度の当初予算で、うちの部の総事業数は143事業ありまして、そのうち102事業、およそ７割で委託料を計上しております。

委託料の総額は56億2900万円余り、約53％という状況になっております。

○當間盛夫委員　この委託先ということになると、皆さんと連携をよく、そういう意味では一体的にいろんな事業をされるところがある。

コンベンションビューローさんとの委託状況というのはどういうものがありますか。

○大城清剛観光政策課長　令和７年度はこれから契約するもんで、ちょっと令和６年度の数字がなくて、令和５年度で申し上げると、沖縄観光コンベンションビューローで契約件数で16件、金額は16億4000万円余りなっております。

○當間盛夫委員　この皆さんからは、半分以上委託という形になるんですけれど、県内・県外の事業者数の割合って出していますか。

○大城清剛観光政策課長　申し訳ありません、県内・県外では少し算定をしておりませんけれども、ほとんどの契約で県内に支社を置くとか、そういう条件のほうついているのが多いと認識しております。

○當間盛夫委員　県内の事業者の稼ぐ力ということで、これは全庁的にやっていると思いますので、委託が私は悪いとは思いません。

県内業者とやっぱり官民連携をとって、この観光を盛り上げていくというのは、もう第三次産業がもう84％の割合ですので、そういった面からしたら民間もしっかりと稼いでもらうというのは大事だと思うんですけれど、しかしやっぱり行政もただ丸投げして委託するということではなくて、やっぱりいかにその行政側もその観光行政の中での蓄積を持つことというのも、僕は大事な視点になると思うんですけれど、その辺は部長どう考えますか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　文化観光スポーツ部の委託先、おっしゃるようにビューロー、あとスポーツ協会、文化協会、そういう公的な団体を帯びたところが多くなっております。

それはそれで専門性を帯びているので非常に重要だと思っています。

ただ今、委員がおっしゃったように、委託をして丸投げという言葉だったんですけれど、県の職員がそこに積極的に委託をすることで、自分たちのほうに蓄積をしない､これはやっぱり大きな問題だと思っていますので、特に属人的な関係性があると、異動するとそれが残らない。

ですので、私としてはできたら、この組織として、その委託先と委託はするけれども、一緒に連携して仕事をして、組織として県に蓄積をしていく。

人が異動しても、次来る人が組織して残っているというのを築き上げていきたいと思っています。

○當間盛夫委員　そのとおりだと思っておりますので、しっかりと、この委託ということを県も認識も

しながら、連携を取ってやっていってもらいたいと思います。

次に、万博が４月から開会されるんですけれど、この万博を契機としたということで約4000万円ではあるんですけれど、この皆さんの事業で万博テーマと親和性のある沖縄という、その発信というのにはなるんですけれど、どういう兼ね合いがあるんですか。

○山川優観光振興課長　お答えいたします。

今回の万博では、我が国で20年ぶりの万博開催ということで、世界に向けて沖縄をＰＲする絶好の機会と考えておりまして、観光振興課の事業のほうでは外国人観光客、特に欧米豪に向けて沖縄来訪につながるよう取り組むこととしているところです。

今回の万博のテーマが、いのち輝く未来社会のデザインということで、沖縄県のいうその、例えば自然であったり、食も含めた文化だったり、そういったところでその親和性が、特に欧米豪の方々についてはあるんじゃないかなというふうに考えておりまして、そこをフックに沖縄に、せっかく万博ということで日本に来られるわけですから、それでできるだけこの沖縄のほうに誘客できないかなということで考えているところでございます。

○當間盛夫委員　私の政党は大阪に関係が深いところですので、今度の万博で沖縄県としてもうなんかね、チケットが売れていないとかというね、批判的な部分が大変多いんですけれど､沖縄県としてチケット等々含めた支援というのはどういう形で取られますか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　少し経緯を言いますと、４月に来てこの万博に対する沖縄県としての取組は実は十分議論されてなかったです。

来てやっぱり先ほど話があったように､2820万人、そしてそのうちインバウンドの350万人来るということです。この機会を逃す手はないということで、職員に大分無理を言いましたけれども、先ほど今、観光の話でしたけれども、７月には大阪府内の商業施設で文化芸能と空手の披露します。物産展もします。

８月にはまさしく本丸で、万博会場の大きいホールで、そこで空手文化を公演します。追加でその翌日２日間、計３日間やることになりました。そこで沖縄の文化、芸能、空手を含めてそういうのを得てインバウンドの方々に御紹介できる。これは沖縄側の考え方です。

一方で、当然沖縄県は他の都道府県にない独特の県です。その文化をその場で公開するということは、事務局、そちらのほうの今、連携をしていますので、非常にほかの県にはないものを公演できるのかなと思っていますので、誘客にもぜひつなげていきたいなということで事務方と連携は密に深めておりますので。

以上です。

○當間盛夫委員　ぜひチケットの購入もよろしくお願いをいたします。

次に持続可能な国際観光都市景観事業なんですが、この事業の中で委託料が１億7000万円になっているんですね。

工事請負で１億8000万円となっていますけれど、これ、委託料にしても工事請負にしてもどのような事業、どのようなことなんですか。ちょっと概略説明してください。

○山川優観光振興課長　本事業、先ほどもちょっと説明したんですが、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な景観、沿道景観の形成を図るということで、県管理道路の５か所について、魅せる沿道景観の整備や官民連携による維持管理体制の構築などを実施することとなっております。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、當間委員より委託料と工事請負費が何に使われているのか説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

山川優観光振興課長。

○山川優観光振興課長　まず令和７年度予算でございますけれども、沿道景観整備工事、これモデル地区５か所というと、現場監督業務ということでございます。これがまず１つですね。

それから修景設計業務ということでこれは街路樹更新や、低木等の植栽に係る実施設計というものの委託料。

それから、官民連携等取組等ということで、これは官民連携のための計画会議広報等の委託料となってございます。

それからまた沿道景観形成業務委託ということで、これもモデル地区５か所において、街路樹剪定や清掃等の美化作業に係る委託となってございます。

○當間盛夫委員　皆さんこれフェーズ１に今なっているんですけれど、これがこれからフェーズ２、フェーズ３という形になるんですけれど、もう早めにこれ皆さん､県管理の国道までこのフェーズ１でやっているわけさ。

やっぱり国道もしっかりとやらないと、この国際

観光都市ということのものを目指し方をやっているわけですから、やっぱり国道にもしっかりと国に要望して、国道は国道でやってもらう在り方を持つべきだと思うんですけれど、部長、その辺はどうですか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　当然ながら県道だけではなく国道、市町村道と含めて沖縄の景観、その辺の道路の整備ということで、せっかく今、国庫が３年間ついています。

それだけ国と連携していますけれども、今後も引き続き連携していきたい。

実はその後も、ぜひ非常に重要なことですので、観光目的税導入を今目指しています。そういう財源も場合によってはそういう活用も可能かもしれません。そういう議論も今後引き続きしていきたいと思っています。

以上です。

○當間盛夫委員　次に同じく観光２次交通結節点の機能とか観光２次交通利用促進だとか２次交通推進モデル事業、おのおのがあるんですけれど、各事業の違いを教えてください。

○山川優観光振興課長　まず、観光２次交通結節点機能強化事業でございますけれども、これは北谷町のほうに、観光２次交通結節点ということを設置して、令和６年度から――今年度からですね、実証事業を今、取り組んでいるところでございます。

それから、観光２次交通利用促進事業、これにつきましては、市町村、旅行事業者、交通事業者等が行う観光２次交通の確保に要する経費と、バスへの支援とかそういったものを行う事業となってございます。

持続可能な観光地形成に向けた２次交通推進モデル事業、これにつきましては、クルーズ船の寄港の際の２次交通の機能強化のための事業となっております。

以上でございます。

○當間盛夫委員　７月にジャングリアが開園するということで、交通渋滞、今マスコミ等々、いろんな形で指摘をされているんですけれど、この皆さん２次交通のもので、効果はどういう形で考えていますか。

渋滞がある程度解消するんだとか、何かレンタカーからこの分になるんだとか何かあるのって話。

○山川優観光振興課長　沖縄県における観光２次交通の課題としまして、レンタカー中心の移動形態となっているということがありまして、それで２次交通結節点を設けまして、実証としてやっておりますけれども、公共交通機関を利用しやすくなるように。

特に最近は、外国人観光客の方はそもそも免許を持っていらっしゃらない方とか、あと若い方々もなかなか免許を取らなくなってきているとかということもありますので、そういったことを踏まえて、現在、２次交通、公共交通はできるだけ観光客の方が利用しやすいようにできないかというふうに取り組んでいるところでございます。

○當間盛夫委員　分かりました。

次に、サッカースタジアム整備推進事業、6000万円ついているんですが、この事業の概要をもう一度教えてください。

どういう形で進めるのか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　サッカースタジアム整備等事業につきまして、こちらはＪリーグ規格のサッカースタジアム整備について、今、有識者で構成する整備計画検討委員会を設置しまして、整備計画の策定に取り組んでいるところでございます。

去る２月７日には、昨年開業しました広島県のスタジアムで、先進事例の視察も兼ねた第２回委員会を開催しまして、段階的な観客席の整備、事業スキーム、県民、地域住民参加による整備の取組等について意見を伺ったところです。

次の検討委員会は、年度を明けまして４月を予定しておりまして、５月頃には、整備計画案を公表する予定でございます。

整備計画案の公表後、またいろいろ御意見を伺いながら、整備計画を策定いたしまして、その整備に向けた実施方針の策定というところを取り組んでいきたいと考えております。

○當間盛夫委員　ちなみに、那覇市さんが、この地域スポーツ観光交流拠点整備事業をやっているよね、この概要は分かりますか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　那覇市が奥武山地域スポーツ交流拠点基本計画というところを策定に取り組んでいて、公園内のこの屋内の多目的施設を整備するということは聞いております。

我々のサッカースタジアム、陸上競技場等の補助競技場に整備する予定でございまして、両競技場を利用してきた方々や、既存イベントに影響を及ぼすため、この那覇市と連携して検討を進めている。

具体的には、補助競技場のところで、例えば巨人キャンプの仮設ブルペンがございました。

我々も補助競技場、陸上競技場を使ってサッカースタジアムを整備するというところ、那覇市さんとしては、その巨人キャンプに影響が出ないように、

こういう屋内多目的施設というところの整備を進めていく、そういうスケジュールの調整はしております。

また、都市公園法で求められる公園内のオープンスペースの確保とか、スタジアム整備後のにぎわい創出などについても連携し、検討を進めていきたいと考えております。

○當間盛夫委員　私は以前から民間資金を活用するんであれば、奥武山公園全体を、やっぱり再整備を計画したほうがいいと提言をしております。

今考えると、県はこのサッカースタジアムを暫定的に造る、市は屋内整備を造るという無秩序な何か再整備になっていると感じています。

皆さん、長崎スタジアムシティを参考にしたということであれば、私は、この奥武山公園全体をやっぱり民間活力資金で再構築していくと、再整備をしていくということが重要だと思っていますんで、その点も考慮されて、これから検討してください。

よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　仲村家治委員。

○仲村家治委員　それでは、３の３の13ページですね。

それの⑥のマリンレジャー事故防止対策事業の概要を教えてください。

○山川優観光振興課長　お答えいたします。

マリンレジャー事故防止対策事業につきましては、現在も取り組んでいるところですが、令和７年度は、令和６年度の約２倍となる２億円の予算を計上し、取組強化を予定しているところでございます。

具体的な取組としましては、スマートフォンで確認できるハザードマップなど、従来やっている安全啓発ツールのさらなる利便性の向上、それから周知広報を広げていきたいと思っております。

それから、また、巡回につきましては、４月、10月は沖縄本島圏域、宮古圏域、八重山圏域で観光客の水難事故が多発する海岸で巡回指導を重点的に実施したいと考えております。

また、観光客に対しましては、ＳＮＳやパンフレット等各種ツールを活用して、特に旅マエ、あとは旅ナカにおいてもですが、水難事故防止の周知啓発、これはせっかくのハザードマップ、スマートフォンで確認できるいいアプリ等ができていますので、そういった周知啓発を強化していきたいと考えております。

取組を行う上では、関係機関と役割分担の下、連携強化して取り組むことが重要ですので、そういった取組を次年度も取り組みまして、観光客の水難事故罹災者数、死亡者数の低減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○仲村家治委員　約8000万円近く増額しているんですけれども、この増額の最たる事業とかいうのかな、それは一番何に重点を置いて配分しているか、教えてもらえますか。

○山川優観光振興課　一番大きな増因としましては、自然海岸の巡回ということで宮古島、八重山での巡回を強化しているというところが一番大きな増加要因となります。

○仲村家治委員　本当に、ほぼほぼ全域に、そういう巡回する体制ができるということは大変よかったなとは思っております。

そして、近年、外国人の水難事故が多発しているということを聞いているんですけれども、この辺は、どうしても外国人であれば、その辺のですね、ＳＮＳとかを使って、自然海岸とか監視員がいない海に入っていくというのは、多分その原因だと思うんですけれども、外国人の水難事故の実数というのは把握していますか。

○山川優観光振興課長　お答えいたします。

県警察本部のほうにちょっと確認した数字でございますけれども、これは外国人、旅行者、純粋にインバウンドの方という統計ではちょっと把握できていないようでして、日本に住んでいらっしゃる外国人で県外から観光でこられた旅行者の方でいきますと、令和５年度が罹災者数２人、死者数は０人でございました。

これが令和６年、暦年の数字で、同じ旅行者、外国人で沖縄に来られる旅行者の水難事故罹災者数が、令和６年が19人、死者数が８人というふうになってございます。

○仲村家治委員　私、このマリンレジャーの水難事故の件は、もう４年前からずっと追っかけてきたんですけれども、４年前、ほぼほぼ皆さんのところは予算がついてなかったんですけれども、次年度に２億という、部長のおかげだと僕は感謝しておりますけれども。

ただ、水難事故が激減しているわけではない事実もあるんですね。

これは、地元の人が入らない海に、観光客とかが入っていって、あとシュノーケリングというのは、パブリックビーチとかホテルのビーチでは禁止されているんですよ。いろいろあるみたいなんですけれどね。

そうすると、シュノーケリングやるためには、監視員がいない自然海岸とか、あと海に出てやるんですけれども、シュノーケリングというのは、皆さん経験があると思うんですけれども、パイプを使って呼吸するんですよ。そうすると、この海水が入ってきたときに、直接肺に入るのでパニックを起こす。それで溺れてしまうというのが一番の要因だということで、できたら、小学生、中学生も、この辺の体育の授業とか課外事業でこのシュノーケリングを習得してほしいというのもあるので、これは皆さんの部署とは違うので、トータルでこの辺は対策していかないといけないと思うんですけれども、特に、宮古、石垣のほうで新たに巡回するということは、大変大きな成果になると思いますので、ぜひこの辺はですね……。

ただ、監視、巡回するマンパワーというのは、それなりのスキルを持っている人たちがやらないといけないというのもありますので、この辺はちゃんと講習を受けて、それなりの方が巡回するのが一番、私はベストだと思いますので、この辺も併せて、このパトロールをする方のスキルアップも含めてやっていただきたいなと思っております。

あと、今一番心配しているのが、指定管理のパブリックビーチですね。県営の海浜公園の、この辺の指定管理の在り方というのが大変、陳情でも出ているんですけれども、やっぱり監視員、ライフガードのスキルアップのためにも、この辺はぜひトータルでやっていかないといけない部分と思っていますので、今回の議会には、宿泊税がちょっと先送りになったんですけれども、この辺の監視員の確立とか、そういった安全性を、ぜひ予算もつけていただきたいなと思っているんですけれども、この辺について、部長どうでしょうか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　少し数字的なことを先に言わせてもらってよろしいですか。

先ほど、県警の観光客の話がありましたけれど、全体的に昨年度に比べて罹災者数、死亡者の数が減っています。観光客も横ばいです。当然、インバウンドが増えてきている中、横ばいというのは一定の評価ができると思います。

まだ高止まりではございます。

その中でも、やっぱり外国の観光客がすごく伸びていますので、今後のポイントとしては、そこへの対策、今も取っていますけれど、そこの強化。

委員がおっしゃったように、学校現場の件。

やっぱり管理型ビーチ、そこもしっかりやりたいんですが、なかなかその縦割りという部分がありますので。ただ、できましたら文化観光スポーツ部のほうから、教育もそうですし、土木建築もそうですし、入っていって、ゴールは一緒ですので。我々、観光客だけではないです。県民も結果として、その死亡者数、罹災者数が減れば、それで結構だと思いますので、そういう形で連携して取り組んでいきたい。

目的税については、思い切った施策が多分打てると思います。

今、原案では、大体県で30億近くが活用できる。

当然、これは同じ規模が市町村にも行きますので、その辺は一緒に連携しながら、今、言ったスキルも含めて人材育成、その辺も対象となると思いますので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○仲村家治委員　ぜひお願いしたいと思います。

また、新しい職業としてのこの分野が確立できると私は思っていますので、この辺は、本当にハワイにだんだん近づいてきているんじゃないかなと思っていますので、大変大きな期待をしております。

ぜひ、また部長よろしくお願いします。

それでは、サッカースタジアムの整備の件ですけれども、まだ予算がある程度増えていますけれども、先ほど、エディオンのスタジアムを見に行ったとおっしゃっていたんですけれど、私も、会派で去年行ってきました。

大変すばらしいスタジアムで、斬新な、そしてロケーションが本当に奥武山に近いロケーションで、川に囲まれて、市街地の中心部にあるということで、かなり広島市さんも、集客として365日試合がない日でも、にぎわいをつくる空間ということで、都市公園整備法が緩和されたというお話がありましたけれども、この辺、奥武山は大変参考になると思うんですけれど、その辺、担当課長どうでしょうかね。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　広島のスタジアムが２月７日、そちらの視察をして、また有識者の御意見を伺ってきたところでございます。

委員おっしゃったように、非常にロケーションも似ていて、川のそばにあって、奥武山も国場川がございますけれど、町なかにあるスタジアムというところで、目指すところも、我々も試合がない日もにぎわいを持たせた、そういうスタジアムをつくりたいと考えております。

また、いろいろ整備費についても、いろいろまた勉強しているところとか、そういうところもまた参

考にしながら、あるいは試合がないところという部分では、ＶＩＰルームをこのＭＩＣＥというか会議には活用したり、そういうところもいろいろ参考にしながら、我々も整備計画を考えていきたいと思っております。

○仲村家治委員　部長も一言お願いいたします。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　実は、私も参加しております。

ぜひその現場を見て、委員会を開いてということで、委員会には那覇市の職員も入っていますので、ぜひその辺は連携して、今、課長が言ったように、本当に参考になりました。

そこに携わっている､長くエディオンのほうでやっていた方も委員として入っていただいて、その人脈も築けましたので、今後、ぜひ立派なスタジアムを造っていくよう努力していきたいと思います。

ありがとうございます。

○仲村家治委員　以上です。

○山川優観光振興課長　先ほど、ちょっと答弁したものを少し訂正させていただきたいんですが、外国人旅行者の数のところですけれども、日本に住んでいて、沖縄外から来られた方というふうに説明したんですけれど、それプラス、インバウンドとして外国人観光客を含みますので、そこはおわびして訂正させていただきます。

○新垣淑豊委員長　あと２人ですので、休憩を挟みたいと思います。

休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時48分再開

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

座波一委員。

○座波一委員　ＭＩＣＥ整備エリア形成事業なんですけれども、今年度は不調で終わって、また次年度に向けて取り組むということの説明はありました。

しかし、この条件をね、どう整理するか、あとホテルが必須であるということが非常に壁だったということなんですけれど、そこはどうするんでしょうか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　残念ながら、今年度は大型ＭＩＣＥについては入札不調となりました。

入札不調の主な要因として、今、委員おっしゃったホテル事業の件もございます。

そのほか、着工予定時期が、建設需要や建設物価の上昇傾向の高い時期と重なったこと、また参画を検討した企業間での調整がつかずコンソーシアムの組成ができなかったことがまた確認されております。

このような不調要因というところを踏まえて、次年度、基本計画の改定について検討をしてまいりたいと考えております。

この不調要因について、どのような検討ができていくかというところを、我々今整理をしているところで、この３月末にまた有識者委員会を開催する予定でございます。

そこで意見を聞きながら、次年度の基本計画の改定の検討に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○座波一委員　今の時点では出てこないんだろうけれども、これはできるというふうに整理しないと、また同じことをってなったら大変なことになりますよ。

提案ですけれども、再三言っていますけれど、これは周辺環境整備が重要なんですよ。道路も含めてね。

だから、文化観光スポーツ部だけではなくて、企画部あるいは土木建築部との横断的な連携。私は総合調整会議を持つべきだと思っています。どうでしょうかね、その考え。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　おっしゃるとおり、横断的な取組が必要だと考えております。

大型ＭＩＣＥ整備に合わせて必要となる交通機能や周辺用地と一体となった地域開発については、土木建築部や企画部を含む関係部局で組織する大型ＭＩＣＥ施設受入推進会議を設置しております。

こちらの中で、部局連携していろいろな情報共有、また取組を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○座波一委員　このままではＭＩＣＥが進まないどころか、この周辺の地元の与那原から西原のまちづくりに影響する。これマイナスになります、逆に。これ停滞だけじゃなくて、これはマイナスになりますから、これ非常にこれは真剣に捉えないといけない問題です。

次に行きます。

文化芸術振興基金では、チムグクルという言葉を強調して説明もありました。

非常にすばらしい言葉であるけれども、このチムグクル、そしてまたこの継承事業も１億3600万円あるわけですね。

このチムグクル、あまり定義的にもよく分からない。言葉は分かるけれど、これをチムグクル継承と

いうそのものがね、よく分からないんですよ。

そこを、例えば先島の皆さんにチムグクルという言葉が通用するのか。そこはどうなんですか。分かりますか、チムグクル。

○翁長富士男文化振興課しまくとぅば普及推進室長　今、座波委員がおっしゃられました、チムグクルという言葉。

主に中南部を中心とした本島で主に使われている言葉でございまして、私、ちょっと中部の人間なのでちょっと定かではないんですが、同じ言葉、単語的には、宮古、八重山はちょっと違った言葉があるかと思っております。

以上でございます。

○座波一委員　もう担当部の中部のほうも、よく分からんというような答弁でちょっとあれですけれどもね。

ただ、これに１億3600万円、もう少し具体的にかみ砕いて説明をお願いします。

○佐和田勇人文化振興課長　戦後80周年の祈念事業として実施する事業でございまして、先ほど９つの事業をお話ししたんですけれども、まず、交流という形で済州と沖縄と日本の芸能公演を――失礼しました。

チムグクルでつなぐ文化芸術振興基金事業で、事業費は5085万となっております。

１つの事業が新作舞台制作を通した担い手育成事業、もう一つが、未来につなげもっと沖縄コンテストという事業でございます。

新作舞台制作を通した担い手育成事業というのが、まずこれはプロの方々に対する新作舞台の企画とか制作、あるいは国内外での公演を通して舞台制作に携わる実演家、アートマネジメントの人材、そして舞台制作スタッフなどの若手人材を育成するという育成事業でございます。

もう一つが、未来につなげもっと沖縄コンテストという事業でございまして、これが文化芸術に触れ親しむ機会を創出することで県民に文化芸術活動による喜びや誇りを実感してもらい、心豊かで活力のある地域づくりを図るということで、小中高生を対象にして脚本をつくっていただいて、誰でも参加できるような事業になっております。

以上。

○座波一委員　チムグクル継承事業が１億3600万、これも入っているの。

○佐和田勇人文化振興課長　先ほどお話しした１億3600万円に関しましては、戦後80周年祈念事業になっておりまして、継承事業のほうは基金事業の歳出事業となっております。5000万の事業となっております。

○座波一委員　これはチムグクル継承というのは、戦後事業の意味だね。

○佐和田勇人文化振興課長　おっしゃるとおりです。

○座波一委員　チムグクルはもっとこの本当の意味での沖縄県民のチムグクルに訴えるような何か事業でもあるのかなと思ったら、これは戦後80周年祈念事業が主なものだということですか。

○佐和田勇人文化振興課長　すみません、同じチムグクルという名前が前についてしまったんですけれど。

はい、おっしゃるとおり、チムグクルの継承事業のほうが戦後80周年を祈念した事業でございます。

○座波一委員　次に移ります。

スポーツツーリズムの議論もありました。

私も野球、あるいはその他の競技もチームプレイは非常に、今盛んですが、この個人競技でね、このゴルフというのは沖縄は非常に恵まれているんですよね、オールシーズンできる。

そして世界各地からも来られる中で、この個人競技であるがゆえに、この事前のキャンプとかトレーニングというのは非常に苦労しているんですよ、みんな。

だから、沖縄というところがね、開幕地でもあるし、先日終わったダイキンオープンでもあったし。だから、冬場のトレーニングには非常にいいんですよ。これはゴルフは行っています。

ただ、個人だから非常に負担が大変だから、沖縄でキャンプするのは大変だというのがあるので、そういったところも目を向けた取組がいかがかなと思っているんですけれどね。そこら辺の考えはどうですかね。

○宮城直人スポーツ振興課長　そうですね。

スポーツツーリズムの推進事業ですね。

そこには特にスポーツの種目は問いませんので、ゴルフも当然含まれているところであります。

ただ、個人のプレイヤーの誘致というのは、ゴルファーもたくさんおりますので、そこへのアプローチというのはちょっとまだ、今まではちょっとやっていないところですので、どういったやり方があるのか。例えば、昔あったジャンボ軍団とかですね、いたと思うんですけれど、そういったところにどうアプローチできるのかとかですね。そういったのがやっぱりたくさんの有名なプロゴルファーが来て、

また、そこのギャラリーといいますか、そういったまた誘客効果もあるところかと思うんですが、ちょっと個人個人の今後ニーズとかそういうのも把握していきたいなというふうに考えております。

○座波一委員　ゴルフにはゴルフ協会がありますよね、ＰＬＧＡとか。そういうところであれば、そういったのはちゃんとできますよ。

そういうふうな情報収集して、団体としてそういう交渉をしたほうがいいですよ。そういうものが、今後沖縄の若い選手も育てることにもなるし、ぜひ取り組んでほしいと。

最後ですが、商工労働部でワシントン事業の事業所と連携した事業として位置づけた業務はなかったと、はっきり言っておりました。ですので、今回文化観光スポーツ部でもそういう意味での、ワシントン関連として交流推進課の事業で、そういう世界との交流があるということでありますけれど、事務所は何か所あって、そういったのが、ワシントンとの連携を指示されたことがあったかどうか。

○仲村卓之交流推進課長　お答えします。

ワシントン駐在につきましては、北米のウチナーネットワーク、県人会とかですね、そういったところの主催する行事ですとか、そういったところに参加をされたりとかいうことは聞いております。

また、昨年、すみません今年度ですけれども、ロサンゼルスの山火事で中止にはなったんですけれども、北米沖縄県人会サミットというのを開催する予定でした。

そこには、その開催に向けてワシントン駐在とも連携して、オンラインで北米県人会とのミーティングを行ったり、それから、通訳としてサミットに参加していただくという予定はございましたが、そういった連携は行っておりました。

以上でございます。

○座波一委員　事業としての取組で位置づけられたのがありましたかという質問ですよ。

○仲村卓之交流推進課長　当初からワシントン事務所と連携して事業ということよりも、まず、県の交流推進課のほうで北米県人会サミットというのを開催しようと。

それを進めていく中で、通訳とか、あと、日頃から連携を取っているワシントン事務所にもお願いをして協力してもらっているというところでございます。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、座波委員より総括質疑として質疑したいと提起があり、委員長より改めて説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

座波一委員。

○座波一委員　ワシントン事務所における文化活動、あるいは交流事業、あるいは県産品の奨励などの事業が、この文化観光スポーツの中で事業として当初から計画されていないということも、今、答弁の中で分かりましたので、併せて総括質疑として上げたいと思います。

○新垣淑豊委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後に協議をいたします。

では、質疑を続けます。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　お願いします。

文化観光スポーツ部の全体予算の中で割合がやっぱり少ないなという感じはします。

例えば、これ業界といろいろね、御意見もいろいろあって、たまにはごちゃごちゃすることもあるけれども、こういう事業はちょっと立ち上げようよというような機運が出なかったのかなと思って。

もっと新しいことを挑戦して、もうちょっと盛り上げてもよかったんじゃないかなというふうな気がしないでもないんですけれど、部長、この辺どうですか。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　今、約100億ぐらいの予算です。

おっしゃるように、私も金額的には少ないかなという気はしています。

ただ、これまでの経緯もいろいろあります。

それを踏まえて、昨年の５月に観光団体とも意見交換がありました。知事も三役含めてです。

それ以前、コロナ禍はいろいろありましたけれども、それを超えて、今、観光団体等とは非常に観光目的税含めて、ある程度意見が率直に言える関係性を今、築いているところです。

ただ、財源については、非常に難しいところ。県全体で見ますので、今100億ですけれど観光に限って言えば大体50億近く。

何度も申し上げて申し訳ないんですけれど、観光目的税が導入できたら約30億ぐらい、非常に大きい額です。

ですので、今日、いろいろお話のあった事業展開も、思い切ったことはできるだろうというふうに考えていますので、その辺も見据えながら考えていき

たいなと思っているところです。

○大浜一郎委員　昔は、観光コンベンションビューローでも約80億ぐらいプロモーション事業の予算あったでしょう。それに比べたら寂しいっちゃ寂しいけれど。やはりリーディング産業を下支えする部署でありますからね、100億じゃちょっと少ないなという感じがします。

じゃ、質問を変えます。

ＭＩＣＥ事業ですね、頑張ってほしいんだけれど、今までどれぐらい投資してきましたか、これに予算づけしてきましたか。

ちょっと合計を教えてくれますか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　今、詳細な数字は持っておりませんが、約73億程度というところでございます。これは土地の購入費用等を含めた金額でございます。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、大浜委員より、土地だけで70億なかったか確認があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

小浜守善ＭＩＣＥ推進課長。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　土地の購入費が、たしか69億ほど。残りのこの４億ほどが調査検討事業というようなところになります。

○大浜一郎委員　今までよ。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　今までですね。

○大浜一郎委員　そんなもんだったかな。もっとあったような気がするけれどね。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　調査事業の執行額というところが、約３億5300万円、調査以外の執行額、これは土地の購入費等を含めまして、これが69億8000万円、その他、前回、事業落札がありまして和解金を支払っております。

それが約9000万円ほどございますというようなところでございます。

○大浜一郎委員　ＭＩＣＥをやるために多額のお金を投資をしてきた。

結局、もう今になっては、振出しに戻ったと。しかし、要するに、どういうふうになってくるのかというのがまず見えない中においてね、これは今までのやり方を変えなきゃいけないと思うわけよ。

だから、民間のノウハウも当然必要だし、仮に民間が何をしたいのかという、目利きも必要なんだよね。

だから、そういう中で、そういう芽出しができるというふうに今、踏んだ、かなり柔軟性を持ってこの事業を前に行かそうとしているのかどうなのか、そこはどうですか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　先ほど申し上げた入札不調の要因というところは今、確認しているところでございます。

これを踏まえた、次の展開、早期の入札公告に向けたことを取り組んでいくわけですけれど、その中でも、随時、民間事業者とのサウンディング、ヒアリングというところは繰り返しながらやっていきたいと考えております。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、大浜委員より民間ノウハウを取り入れることに関する見立てについて聞いている旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

小浜守善ＭＩＣＥ推進課長。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　基本的に、この事業はＰＦＩ事業で進めているところ、ＰＦＩ事業は基本的には民間のノウハウを取り入れながらというところでございます。

いわゆる仕様書みたいな、がちがちなものではなくて、要求水準書というものを我々提示して、これぐらいの要求のものを造ってほしいというようなところで民間のアイデア、ノウハウ、民間の提案を求めるというようなやり方で進めているところでございます。

今後、その基本的には大型ＭＩＣＥ施設を造るというところは一緒でございますけれども、それ以外に必要な部分、今まではホテルというようなところがございました。これをどうするのかというところの検討はもちろん必要でございますし、それ以外の商業施設がどうかとかというところも含めてそこは考えていきたいと思っています。

○大浜一郎委員　頑張ってほしいんだけれども、その周辺自治体に関しては期待はあるけれども、このＭＩＣＥが滞っていると非常にこの開発自体がうまくいかないというふうな思いもあるかもしれない。これはふつふつとあると思う。

だから、周辺自治体からね、ＭＩＣＥでなければいかんのではないかと。

ＭＩＣＥだけではなくてもいいよというふうな思いが出てくるかもしれない。そういった直近の自治体の思いというものは、何か吸い上げたことがありますか。

○小浜守善ＭＩＣＥ推進課長　現在の、我々先ほど申し上げた今月末にも開きますけれども、有識者委

員会にも与那原町長、西原町長、参加いただいているところ、この不調の要因や今後の検討事項というところにも、いろいろ御意見をいただいております。

また、両町長とも、今年度、私が直接５回ほど役場にお邪魔して、お会いしているかと思います。

私よりも下の担当レベルでももちろん随時、意見を交換しながら進めているところで、委員おっしゃった、その都市計画というところでは、もう大型ＭＩＣＥを前提とした都市計画マスタープランというのが両町とも考えられているところ、こちらはぜひ早期の入札公告、また実現をというところで御意見はいただいているところでございます。

○大浜一郎委員　出口が見えるようにしなければいけないわけですよ。だから、出口が見えるようにする、この１年、物すごく大事だと思う。これだけのお金を使ってきた。出口が見えなかったら落胆も大きいわけですよ。だからもう一個の引出しはつくっておいたほうがいいかなと僕は思ったりもしますよ。

ある意味、この土地をどう生かすか。自治体に譲渡するか。

要は、そこに人のにぎわいがあって、ここで商業活動や経済活動がうまくいくことを望んでいるのであれば、その土地の利活用について、ＭＩＣＥオンリーじゃなくて、もう一個の引出しも僕は用意をしておくことも必要ではないかなと思ったりもしますけれど、今後、これを前に前に進めていこうという段階だからそこまで言いませんが、ただあまり官が出て、今やっているという官が出過ぎるとね、どうしてもああしろ、こうしろと言って、そこまでやっていないよとは言うけれど、結構出てくるのよ。何だかんだ言ってね。

だからちょっとつまんない無駄なスペースがあったりする建物って世の中にいっぱいあってね、だから坪当たりどれだけもうかるのというのが民間投資の一番の大事な視点なので、その辺のところをしっかり、この民間の皆さんのノウハウを逆に吸い上げて、官の皆さんもあまり堅く考えないで、出口をとにかく明確にする、そんなことをこの予算を十分に活用して、目の前が明るく見えるような、自治体の皆さんにできましたよというような、そんな出口が見える１年にしてほしいなというなもんですけれど、これ部長、ちょっとお願いしますよ、エールを送っているんですよ、私は。

○諸見里真文化観光スポーツ部長　ありがとうございます。

今、このＭＩＣＥについては、とにかく急いでほしいという声を多く聞きます。かといって、あまり拙速にやり過ぎて同じことを繰り返すと、もう二度とこういう状況、また再出発ができなくなりますので、そのバランスを取りながらしっかり取り組みたいと思っています。

次年度、７年度中には実施方針と要求水準書案、これを策定スケジュールを示すこととしています。

そこで、おっしゃるように出口という大体のスケジュール感が見えてくると思いますので、今、中には賛成していた方々がなかなか進まないので、反対ではないけれどいろんなことを考えてくる傾向があるというふうに聞いていますので、そうならないようにしっかり７年度取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員　とにかく入札が不調になったって入札する人がもういないというような状況というのは、ちょっと悲しいかなという現実なわけですから、入札に殺到とは言わないまでも、それなりにしっかりとアクセスできるような雰囲気をいかにこの１年でつくるかどうかというのが肝だというふうに思います。

ですから、今年の年末になったらどういう状況になっているかということを常任委員会で聞く可能性もありますから、これは覚悟してしっかりと仕事に邁進していただきたいなと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長　以上で文化観光スポーツ部に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について、御協議をお願いしたいと思います。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番については、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、項目１、ゆがふ製糖及び石垣島製糖の製糖工場建て替えのロードマップについて、大浜一郎委

員、お願いいたします。

○大浜一郎委員　サトウキビというのは、沖縄の中の基幹産業であり、とりわけ離島においては非常に重要な作物であるということは疑いがないと思います。

しかしながら、老朽化した製糖工場の件で、生産者は増産していったらいいのか、それとも、今後作っていくということについて非常に疑念を抱いている。

それはなぜか、製糖工場の老朽化が激しいから。なので、増産するためには製糖工場をきちっとしなきゃいけない。

現状維持ならどうするか。

予定より今少なくなってきているから、その規模をどうするか。そういった問題を全て含めて、製糖工場の建て替えが必要なのかという問題をはっきり見える化してほしいと。毎年、関係者の意見ということばっかりだから、きちっとした見える化をして、ロードマップを示していただきたいと、それが生産者に対する極めて重要な義務だというふうに思うので、これを提起いたします。

○新垣淑豊委員長　次に、食肉センターに対する経営支援について、こちらを當間盛夫委員、お願いします。

○當間盛夫委員　今、県内の農業産出額の半分は畜産業になっている中で、この畜産業界というのは、農家を含めて飼料高騰、燃料高騰を含めて大変危機的状況にあると考えております。

その中で、この食肉センターも、豚、牛、ヤギ含めた分での屠殺の業務を担っているんですが、もう累計の屠殺の状況でもう２億も累計赤字をずっと抱えていると。

本島の分ではあるんですけれど､牛当たりも今１頭２万円のものが、実際にはもう9000万円近くの牛の処理費用で赤字を抱えているという状況で、２万円を本来であれば１頭当たり６万円にしないと採算が合わないんだというような指摘を考えると、この施設の老朽化等々も含めて、この食肉センターの在り方をどのように考えるのかということを質問させてもらいたいと思っています。

○新垣淑豊委員長　次に、項目、イマイユ市場の取扱量について、こちらも當間盛夫委員、お願いします。

○當間盛夫委員　漁業、水産業の活性化というのはもちろん大事なもので、我々沖縄も近海のマグロだとかというのはほぼほぼイマイユ市場に集約するというのが本来の方針になっていたはずでしょうが、なかなか目標達成に達しておりません。

やっぱりその理由は、周辺整備もできていない。この糸満漁港というのは、第三種漁港でもありますので、その糸満漁港を含めたイマイユ市場の扱い、整備の在り方をどのように知事として考えるのかということを質問したいと思います。

○新垣淑豊委員長　ありがとうございます。

続きまして、食料自給率の向上と耕作放棄地解消の対策について、こちらも當間委員、お願いします。

○當間盛夫委員　この食料自給率に関しても、今現在、30％台で食料自給率しか県内はなっていないと。

令和13年度までに45％まで食料自給率は向上させていかないといけないんですけれど、現実は就農者も減り、耕作地も減りということを考えると、この耕作放棄地対策というのはどのようにするのかということを知事に質問したいと思っております。

○新垣淑豊委員長　５番、ゆがふ製糖の建て替えについては１と包括してやりたいと思います。

○當間盛夫委員　取り下げます。

○新垣淑豊委員長　よろしくお願いします。

では、６番、電気料金の在り方について、當間委員からお願いします。

○當間盛夫委員　電気料金、いろいろと質問をさせてもらいました。

今月３月までは、国、県の支援があるんですが、４月以降、全く国の支援、県の支援がまだ見えてこないという中で、この電気料金、沖縄が一番高い電気料金の中で、県民生活もそうなんですけれど、事業者に稼ぐ力をという中で、やっぱり電気、水道の高騰ということは、事業者にとっては経費的損失になっているというふうに思っていますので、この電気料金を知事としてどのように考えるのかということを質問させてください。

○新垣淑豊委員長　ワシントン事務所において県産品の振興及び文化交流事業が、所管部局の事業として当初から計画されていないことについて、こちらは座波委員、お願いします。

○座波一委員　令和７年の予算計上において、所管部局による海外事業、あるいは文化交流、あるいは県産品の振興等々が盛り込まれていました。

それに関わる事業と、この令和６年までにおけるワシントン事務所の設置の中で、そういう事業と連携した取組がなかったことが確認されましたので、今、話題となっている、このワシントン事務所の設置理由、継続理由にその事業を入れることは整合性がないのではないかということで、それを確認した

いということですね。

○新垣淑豊委員長　それでは、反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言をお願いします。

○瀬長美佐雄委員　７番について、先ほどの質疑、今年度に行われたワシントン事務所、ニューヨーク、そこでの物産というか、県産品のＰＲ、北米の県人会との交流。

ここで誤認じゃないかなと思うのは、商工労働部は当初からそういった事業がなかったというのは確認できましたが、県人会との交流事業、文化観光スポーツ部は所管の事業として計画していました。

ところが火災に遭ってそれが中止になりましたという関係からの触れ方でいうと当初事業なんですよ、文化観光スポーツ部の事業はある。

それに対して、ワシントン事務所の協力を仰いだという発言がありましたので、だから、その部分でいうと、文化交流事業は事業もあって中止になったということの関係でいうと、少し表現が、事実関係でいうとおかしくなるかなということが私、気になります。

いわゆる商工労働部はなかったけれども、文化観光スポーツ部は事業化して、それの協力を仰いだという、関係あるんです。

○座波一委員　文化観光スポーツ部の事業は、それはそれで認めますよね、認めるんですよ、あったと。

しかし、これがワシントンの事業としてはなかったということが分かったということ。要するに聞き取りの中で、ワシントン事務所が必要、今の継続理由としているワシントンのこの理由の中にそういったものはないということが。

○新垣淑豊委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長より反対意見があったということで報告する旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

ほかに反対の御意見はございませんか。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑の整理などについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、委員長より、項目の整理と反対意見の記載について確認し、意見の一致をみた。）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○新垣淑豊委員長　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新垣淑豊委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は３月13日木曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっております。

また、予算特別委員の皆様は、３月14日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は３月19日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　淑　豊

令和７年第１回 沖縄県議会（定例会） 文教厚生委員会記録（第４号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月11日（火曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後５時９分
場　所　第４委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（生活福祉部、こども未来部及び教育委員会所管分）
２　甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
３　予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	新垣　新		
副委員長	松下美智子		
委員	比嘉　忍	新垣善之	
	新里　匠	小渡良太郎	
	米須清一郎	山里将雄	
	喜友名智子	西銘純恵	
	平良識子		

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

生活福祉部長	北島智子
福祉政策課長	安里克也
保護・援護課長	又吉　剛
障害福祉課長	大湾朝貴
生活安全安心課長	仲宗根英之
こども未来部長	真鳥裕茂
こども若者政策課長	島津典子
こども家庭課長	井上満男
子育て支援課長	寺本美幸
女性力・ダイバーシティ推進課長	知花弘恵
教育長	半嶺　満
総務課長	平田直樹
教育支援課長	大城　司
施設課長	大城勇人
学校人事課長	池原勝利
働き方改革推進課長	上江洲　寿
県立学校教育課長	屋良　淳
義務教育課長	新城高広
保健体育課長	金城正樹

○新垣新委員長　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、生活福祉部長、こども未来部長及び教育長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第１号及び甲第６号議案の２件を一括して議題といたします。

まず初めに、こども未来部長からこども未来部関係予算の概要の説明を求めます。

○真鳥裕茂こども未来部長　皆さん、おはようございます。

今日も１日、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、こども未来部所管の令和７年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要について、ただいま通知いたしました令和７年度当初予算説明資料に基づき、説明いたします。

資料の１ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

こども未来部一般会計歳出予算について御説明いたします。

令和７年度一般会計部局別歳出予算のうち、太枠で囲った水色部分がこども未来部の歳出予算となっております。

こども未来部の一般会計歳出予算額は500億2211万6000円で、県全体の5.6％を占めております。

前年度と比較しますと、19億9597万4000円、4.2％の増となっております。

２ページを御覧ください。

一般会計歳入予算について御説明いたします。

１番下の合計欄を御覧ください。

左から３列目、こども未来部所管の一般会計歳入予算額は84億5225万8000円で、県全体に占める割合は１％、前年度と比較しますと６億4284万2000円、7.1％の減となっております。

次に、歳入予算の主な内容について、款ごとに御

説明いたします。

８の（款）分担金及び負担金は1367万4000円で、節は児童福祉施設負担金であります。

前年度と比較しますと、47万4000円、3.6％の増となっており、これは児童福祉施設の入所に対する扶養義務者等の負担金の増によるものでございます。

９の（款）使用料及び手数料は559万4000円で、主な節は保育士登録手数料であります。

前年度と比較しますと、38万7000円、6.5％の減となっており、これは主に保育士の登録手数料の減に伴う収入の減によるものでございます。

10の（款）国庫支出金は72億9327万2000円で、主な節は児童保護費などであります。

前年度と比較しますと、１億1841万3000円、1.6％の減となっておりまして、これは主に、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金に係る事業費の減によるものでございます。

11の（款）財産収入は992万5000円で、主な節は沖縄県子どもの貧困対策推進基金利子であります。

前年度と比較しますと、248万5000円、33.4％の増となっており、これは主に運用利子の金利上昇に伴う増によるものでございます。

12の（款）寄附金は1866万3000円で、節は子どもの貧困対策推進基金寄附金であります。

前年度と比較しますと、1316万3000円、239.3％の増となっており、これは主に実績に伴う寄附金の増額見込みによるものでございます。

13の（款）繰入金は７億3192万円で、主な節は沖縄県安心こども基金繰入金、沖縄県子どもの貧困対策推進基金繰入金であります。

前年度と比較しますと、５億1368万8000円、41.2％の減となっており、これは主に、沖縄県安心こども基金繰入金が減となったことによるものでございます。

15の（款）諸収入は３億1321万円で、主な節は雑入であります。

前年度と比較しますと、１億4752万4000円、89％の増となっており、これは主に、各市町村からの事業費精算に伴う国庫返還見込額の増によるものでございます。

16の（款）県債は6600万円で、主な節は児童相談所整備事業であります。

前年度と比較しますと、１億7400万円、72.5％の減となっており、これは主に、若夏学院の屋内運動場改修工事が令和６年度予算で完了することに伴う減によるものでございます。

以上で一般会計歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、３ページを御覧ください。

一般会計歳出予算の主な内容について、款ごとに御説明いたします。

２の（款）総務費は４億3844万2000円で、主な事項は男女共同参画行政推進費であります。

前年度と比較しますと、2864万3000円、７％の増となっており、これは主に戦後80年沖縄女性のあゆみ編纂事業、性暴力被害者等支援事業の増によるものでございます。

３の（款）民生費は457億640万3000円で、主な事項は子どものための教育・保育給付費や保育対策事業費などであります。

前年度と比較しますと、18億8367万4000円、4.3％の増となっておりまして、これは主に地域子ども子育て支援事業の増によるものでございます。

４の（款）衛生費は38億7727万1000円で、主な事項はこども医療費助成事業費、母子保健推進費などであります。

前年度と比較しますと、8365万7000円、2.2％の増となっており、これは主にこども医療費助成事業の増によるものでございます。

以上が一般会計歳出予算の概要でございます。

続きまして、４ページを御覧ください。

次に、こども未来部所管の特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算について御説明いたします。

令和７年度の歳入歳出予算は、１億8559万8000円であり、前年度比較で1287万1000円、6.5％の減となっております。

主に歳入予算については、国からの借入れに係る県債の減、歳出予算については、当該福祉資金に係る貸付金の減によるものでございます。

以上で、こども未来部所管の一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○新垣新委員長　こども未来部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係予算の概要の説明を求めます。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長　本日はよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算についてその概要を御説明いたします。

ただいま御手元のタブレットに表示しております、令和７年度当初予算説明資料抜粋版を御覧ください。

１ページをお願いします。

初めに、令和７年度一般会計部局別予算でありますが、太枠で囲った部分が、教育委員会所管に係る歳出予算となっております。

教育委員会が所管する一般会計予算は、1859億5214万1000円で、県全体の20.9％を占めております。また、前年度と比較し76億7921万8000円、率にして4.3％の増となっております。

２ページを御覧ください。

令和７年度一般会計当初歳入予算について御説明いたします。

１番下の合計欄を御覧ください。

県全体の歳入予算合計額は8893億6000万円であります。

うち教育委員会の合計額は542億9836万8000円で、県全体に占める割合は6.1％となっております。

右側の欄を御覧ください。

前年度と比較し53億5686万2000円、率にして10.9％の増となっております。

続いて、歳入予算の主な内容について御説明いたします。

中段にある９の使用料及び手数料は、47億5279万2000円であります。

前年度と比較し、6683万円の減となっているのは、高等学校の生徒数の減に伴う授業料収入の減が主な要因であります。

次に10の国庫支出金は、416億769万5000円であります。

前年度と比較し、24億6556万1000円の増となっているのは、公立学校における１人１台端末整備に係る国庫補助金の増が主な要因であります。

次に、11の財産収入は１億9753万3000円であります。

前年度と比較し2428万8000円の増となっているのは、県立学校用地の売却による土地売払代の増が主な要因であります。

次に、13の繰入金は30億4298万3000円であります。

前年度と比較し、29億1069万6000円の増となっているのは、公立学校における１人１台端末整備に伴う基金繰入金の増が主な要因であります。

次に、15の諸収入は３億7476万5000円であります。

前年度と比較し、5154万7000円の増となっているのは、県立中学校校舎の物件補償に係る市町村からの補償金が主な要因であります。

次に、16の県債は、43億2260万円であります。

前年度と比較し2840万円の減となっているのは、玉城青少年の家改築事業の完了に伴う事業費の減が主な要因であります。

以上が、教育委員会所管に係る一般会計歳入予算の概要であります。

３ページを御覧ください。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

教育委員会が所管する歳出予算は、10の教育費及び11の災害復旧費の２つの款から成り立っております。

それでは款ごとに御説明いたします。

10の（款）教育費は、1858億8917万6000円であります。

前年度と比較し、76億8019万3000円、率にして4.3％の増となっております。

増となった主な要因は、１人１台端末の更新等の共同調達に係る経費の増などによるものです。

教育費の内容については右の説明欄を御覧ください。

（項）教育総務費229億4864万3000円は、人材育成を推進するための経費や公立学校等の施設整備に要する経費などであります。

次に、（項）小学校費580億325万7000円は、公立小学校教職員の給与費や旅費などに要する経費であります。

次に、（項）中学校費359億6898万2000円は、公立中学校教職員の給与費や県立中学校施設の管理運営などに要する経費であります。

次に、（項）高等学校費446億1664万9000円は、高等学校教職員の給与費や高等学校施設の管理運営及び施設整備などに要する経費であります。

次に、（項）特別支援学校費207億7055万5000円は、特別支援学校教職員の給与費や特別支援学校施設の管理運営及び施設整備などに要する経費であります。

次に、（項）社会教育費17億9886万6000円は、県立図書館の管理運営に要する経費や、文化財の保存継承に要する経費などであります。

次に、（項）保健体育費17億8222万4000円は、児童生徒の体力向上や学校給食費無償化の支援などに要する経費であります。

以上が、（款）教育費の概要であります。

続きまして、11の（款）災害復旧費6296万5000円は、学校施設の災害復旧に要する経費であります。

以上が、教育委員会所管の令和７年度一般会計予算の概要でございます。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○新垣新委員長　教育長の説明終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に質疑の際にその旨を発言することとし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に関しては、委員自らタブレット発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちにこども未来部に係る甲第１号議案及び甲第６号議案、教育委員会に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　おはようございます。よろしくお願いします。

早速ですね、質疑をお願いしたいんですけれども、資料３－３、46ページ、④ですね、沖縄県こども・若者計画推進事業、新規ということですので、概要の御説明をお願いしたいと思います。

○島津典子こども若者政策課長　お答えいたします。

こども・若者計画推進事業は、令和６年度に策定をいたします沖縄県こども・若者計画に基づく、子ども・若者の意見表明や社会参画を進めるための取組などを実施するものとなっております。

今年度は、子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有を図り、こどもまんなか社会づくりに向けた機運醸成のためのシンポジウムの開催や、子ども・若者の意見を聞く仕組みを構築するこども・若者モニター事業、大学生などの若者を対象に、子どもの意見表明を支えるファシリテーター養成事業などを実施してまいります。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

今年度中に、こども・若者計画を策定した上でスタートする新規事業と、ほかにも関連する事業があるのかと思います。計画の案をさっと拝見したんですけれども、子ども若者のための計画ということで、まず子どもの権利を尊重し、子どもの意見表明の機会もつくっていくというような形の計画になっていますけれども、計画をつくるときにもそういうことを踏まえた計画になっていると思うんですけれども、動き出してからまた今後出てくる子どもの権利尊重や意見表明とかそういったものを踏まえて施策に反映するという仕組みになっているんでしょうか。

○島津典子こども若者政策課長　委員おっしゃるとおり、子ども若者の意見を表明することというのは大変重要なことだと私たちも認識しております。

先ほど御説明しました、こども・若者のモニター事業につきましては、小学生から大学生を中心にですね、参加者の募集、登録を行いまして、県が実施します様々な取組――計画ですとかそういう施策に関する意見を表明したり、そして社会課題を解決する方法を一緒に考えるような場をつくっていきたいというふうに考えております。

引き続きこの意見表明、社会参画、共に社会をつくり上げていくというところの視点をしっかり持って進めていきたいと考えております。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

次に移ります。同じページの③こども・若者育成支援事業なんですけれども、昨年３月ですかね、青少年の課題を抽出するような調査があったと思うんですけれども、令和７年度は調査を踏まえたところがあれば御説明お願いしたいと思います。

○島津典子こども若者政策課長　昨年度実施しました青少年の実態調査におきましては、居場所につなげている子どもたちが、自分の将来について考え、希望を見いだすような調査結果となりまして、やはりその子どもたちを支えていく相談、支援の体制が必要であるというふうに認識しております。

現在、子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅを通して子どもたちに対して支援を行っているところでありますが、年々増加傾向にございます。

そこで北部圏域における相談体制については、少し増をさせていただきまして、手厚く子ども若者からの相談、保護者からの相談にも応じるよう取り組んでいこうと考えているところです。

○米須清一郎委員　対象者を把握するところから難しいと思うんですけれども、ぜひ引き続きですね、拡充してほしい分野だなとは思っていますのでよろしくお願いします。

次に移ります。資料３－３の44ページなんですが、新規事業でつながり・つなぐ支援の輪構築事業というのがあります。新規ですので、概要の御説明をお願いします。

○井上満男こども家庭課長　お答えします。

新規事業のつながり・つなぐ支援の輪構築事業につきましては、民間の企業と連携いたしまして、24時間365日受け取り可能な食料品の支援を、まず行いたいと思っております。

この支援を通じまして、これまでなかなか既存の制度とか、いろんな事業とかでつながり切れていない、経済的に困難を抱える家庭、子育て世帯にしっかりとつながり、訪問支援など県のいろいろな施策、それから子どもの居場所など、様々な地域の資源につなげていく、そういった仕組みを構築していくことを考えている事業となっております。

○米須清一郎委員　質問取りの際にですね、事業概要のスキームを拝見したんですけれども、コーディネートの部分があって、食の提供自体はネットスーパーとかを活用するという絵になっていたと思うんです。これ対象者ですね、食の提供だけではなくてそれを通してつながり、状況を把握し、必要な支援につないでいくというところは、本当にいいと思うんですけれども、その把握とかですね、つなぐとかというのが、ネットスーパーを活用する中で、イメージとしては１か所に、その支援者と遠いところにコーディネート業務があって、そういう一人一人の状況を把握して動いていけるのかなということも、ちょっとイメージされるんですけれども、いかがでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　お答えします。

先ほど、事業の概要を申し上げましたが、少し具体的に申し上げますと、入り口ですね、市町村とか支援団体等がですね、なかなか支援につながり切れない、あるいは困窮度が増していまして、ここの支援をぜひ行いたいんだけれどもなかなか連絡が取れない。そういった世帯等をつなげていただきまして、支援先として決定をいたします。そこに対して食料品等を支援していくわけなんですけれども、そのネットスーパーというものは、県と包括連携協定を締結させていただいておりますイオン株式会社さん、沖縄でいくとイオン琉球さんのほうのネットスーパーを活用させていただくことを、これは合意に至っております。

その中で、間に市町村、支援団体とネットスーパー、食支援をコーディネートする団体を今後公募で選定していくわけなんですけれども、なかなかこれまで支援がつながっていないということで、情報把握というところも非常に難しいかなと思っていまして、コーディネート団体さんのほうでまずは市町村、団体等からの情報提供と併せまして、気軽に相談しやすいようなＬＩＮＥなどの申し込む入り口の確保、アンケートとかも含めて、利用者の状況とかをまず把握していきたいと思っています。

そこである一定程度、食糧支援を通じまして既存の制度等につなげていくんですけれども、訪問支援とか県のアウトリーチ事業とか様々やっておりますので訪問していただくということで、御家庭の様々な情報をより詳細に把握して、それぞれの困り感にあった支援ですとか制度につなげていく、そういったことを考えております。

○米須清一郎委員　やはり遠くでとか、関係者とやり取りするだけではなくてですね、実際に訪問して見て、聞いて、実態が分かってくると思いますので、訪問するということをしっかりやりながら取り組んでほしいと思います。

同じ資料の48ページなんですけれども、保育士確保の点で質問したいんですが、事業としては48ページの14番とか、47ページの12番とかかなと思うんですけれども、本当にいろいろなこと、保育士確保のために市町村含めてやっていると思うんですけれども、関連して教えてほしいんですが、現時点の待機児童の数をお願いします。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

これまでですね、施設整備等進んでおりまして、９年連続待機児童数の減少がなされているところですが、令和６年４月１日現在において、356名の待機児童が発生しているという状況となっております。

○米須清一郎委員　いろいろな取組によって９年連続減ということで、成果、効果も見られると思うんですが、しかしながら356人いるというところで、市町村別に見たときですね、ゼロのところと２桁のところがあると思うんですよ。

これ前にも決算のときか何かで少し言及したんですけれども、いろいろなことを何年もたくさんやっている中で、待機児童の発生しているところが半分以下で、ゼロのところが半分以上ではないかと見ているんですけれど。発生しているところの中には、多いところが本当はあるんですよね、資料で見ると。

市町村がやることであるかと思うんですが、たくさんのメニューがある中で、より効果を出していくためにポイントを絞って支援していくということはできないでしょうか。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりですね、待機児童数、都市部が特に多いんですが、まだ解消に至っていない。

ただ一方で、都市部以外のところは一定程度ですね、待機児童ゼロ、また都市部においても一部頑張っているところはゼロという状況になっているというところでございます。

施設整備が進んでいる中でですね、待機児童数が発生している大きな要因としましては、保育士確保がもう最大の課題となっているというところになっております。

保育士に関しまして、処遇改善等様々な取組を国と連携しながら進めているところではございますが、やはり厳しい状況にありますので、我々としましては保育士・保育所総合支援センターを活用しながら、来年より一層、市町村を訪問しながら、市町村の傘下にありますその保育園の皆様とも連携しながら、どういった形で保育士を、就労あっせんしながらですね、確保していけるかというのをいろいろ検討しながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○米須清一郎委員　よろしくお願いします。

同じ資料のですね13番、地域子ども・子育て支援事業なんですが、いろいろな事業が入って、金額も大きいですけれども、今始まりつつある誰でも通園制度に関連して、やはり市町村の主体のものですので、県の予算、事業としてはないというふうに聞いていますけれども、関連して教えてほしいんですが、誰でも通園制度の令和７年度実施見込みの市町村の数をお願いします。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

委員がおっしゃったとおりですね、この事業に関しては県の負担はございませんけれども、市町村においては、国の補助を活用しながら、事業を進めていく形になりますけれども、令和７年度は17市町村69施設で実施予定というふうになっております。

○米須清一郎委員　もともと大変な現場の中で、また新たな制度が始まる大変さもあって、混乱している部分もあったりするのかなと思うんですけれども、月10時間までですかね、誰でも通園制度で一時預かりよりは預かれる。でも、もともと保育とも違う。そのためのスペースや人が必要ということになってくるかと思うんですが、17市町村も徐々にというところで、市町村によって状況も違うと思うんですが、全体でやったほうがいいよねというのは基本的にあると思うんですよ、環境としてですね。それがまだその一部しかできない、一部できないところがある。もともとの保育士確保の問題で、待機児童もある。

どちらかというと待機児童があるところはやりにくいのか、ほとんどもう一緒じゃないかと思うんですが、これ全体で広げるための課題とか対応、対策とかどういうふうに考えているでしょうか。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

当該事業ですね、国は令和８年度から基本的に全自治体で実施の方向という形で今目標を掲げております。

市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けてですね、取組を進めています。その中におきまして、令和８年度については30市町村が、誰でも通園制度を実施する予定というふうになっています。

当該事業は、全ての施設でやる必要はございません。まずは今、空き定員が発生しているところですね。そういったところから進めていくということが一つの考え方と認識しております。

市町村の中には地域によって待機児童が発生している保育施設もございますが、そうでない施設もございますのでそういったところも有効活用しながら検討を進めていくと。また、県においてもそういった助言をさせていただいたというところでございます。

ただ小規模離島におきましても、保育士確保がやっぱり、相当課題となっている中でですね、こういった誰でも通園制度までを対応すると非常に厳しいというところで、令和８年度は今30市町村ございますが、小規模離島の多くが基本的には実施できる状況にないというところになっていますので、そこについても保育士確保に向けてですね、県も一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

教育委員会のほうに移ります。同じ資料のですね、45ページ⑲スポーツ振興事業費の中で、いろいろあると思うんですけれどお聞きしたいのは、今求められている部活動の地域移行関係の事業について、令和７年度の実施市町村見込みの数ですね、併せて令和６年度の実施市町村数を教えてください。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

地域移行に係るコーディネーター配置支援等体制整備事業におきましては、令和６年度は７市村において、実証事業に取り組んでおります。

令和７年度は、８市町村を予定しております。

以上になります。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、米須委員から部活動指導員についても答弁するよう、発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

市町村立中学校のですね、運動部における部活動指導員の配置状況につきましては、令和６年度は19市町村、122名となっております。

令和７年度は24市町村、160名の配置を予定しております。

なお、それ以外にですね、市町村単独予算で、部活動指導員を配置している市町村もございます。

以上になります。

○米須清一郎委員　前者の事業はコーディネーター配置でしょうか、モデル事業的なものだと思っています。

後のほうの部活動指導員、もともとあるものとやっぱり違うと思うんですよ。国庫が入り、県費が入り、その分しっかり手当てができる。法改正をされて、顧問にもなれるというしっかりした制度になっているので、それを広げていくことが大事かなと思うんです。あわせて、先生方の負担軽減にもつながるという視点でですね。

それを推し進める中で、全体に広がっていかない課題があれば教えてください。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

課題は２、３点挙げられますが、まず１点目はですね、部活動指導員になり得る人材の不足というんですか、その確保が挙げられます。

２点目はですね、委員おっしゃったように、この部活動指導員派遣事業は、国、県、市町村、それぞれ３分の１の財政負担となっておりまして、その３分の１の負担が厳しいという市町村もあって、この事業に応募しないところもあるかと思います。

現在はそういう国の支援があるんですが、この支援が恒久的なものかといった不安がある市町村の担当者の声も聞こえている状況でございます。

以上になります。

○米須清一郎委員　悩ましいところだと思うんですが、国にも求めながら、県も対応し拡充できたらなと思います。

次に移ります。国際性に富む人材育成事業ですね。

資料３－３、28ページ６番ですけれども。オンライン授業の令和７年度対象人数を教えてください。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

国際交流事業における令和７年度予算は全体としては900万円の増額を予定しています。

長期留学、それから短期留学がございますが、例えばオンラインの交流については、令和６年度程度の人数を予定しております。

以上です。

○米須清一郎委員　決算のときに申し上げました、今の時代はオンラインでやる仕組みが広がっていますので、100名、200名だと本当にもったいないと思います。単価にしても高くついていますので、もっと1000名、2000名できるようなやり方を検討してほしいなと思います。

以上ですが、最後にお願いできれば。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

こういった各学校での国際交流を含む教育課程についてはですね、学校の実態、それから教育課程に応じて各学校で工夫しているところです。

オンライン交流については、独自で取り組んでいる学校もあると承知しております。学校自らが、相手校に依頼してインターネットを介して交流するなど、必ずしも予算を必要としない取組も多く見られます。

県教育委員会として、より多くの生徒が国際交流の機会を得られるよう、引き続き、授業の充実ですね、委員おっしゃるようにやはり多くの生徒にそういった機会を与えることが大切だと考えております。

ただ、県が事業として行うオンラインの授業については、探求的な、より難易度の高いトピックを用いて、アジアの高校生と探求に取り組むなどの活動を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣新委員長　山里将雄委員。

○山里将雄委員　それじゃ、お願いします。

資料の３－４を中心に聞いていきたいと思います。

まずですね、こども未来部の令和７年度当初予算が500億2000万ですか。そして、前年度比で20億1000万円、4.2％増えているという予算の状況になっています。

次年度予算の編成について部としての基本方針、何に重点を置いて予算配分をしたのか、まずそれを教えてください。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

今年度は、こども未来部が設立されましてスタートの年ということで、総合調整機能を発揮して、子ども、若者、子育て、ジェンダー平等の施策をはじめ、こども・若者計画の策定に取り組んでまいりました。

令和７年度はですね、今年度末にも最終決定しますけれども、このこども・若者計画に基づいて、まず１つ目が子どもの貧困問題の解決に向けて切れ目

ない支援の推進、２つ目が誰もが安心して子育てができる環境づくり、３つ目は人権の尊重とジェンダー平等の実現、最後に４つ目に戦後80周年平和祈念事業ということで４分野において取り組んでいくということにしておりまして、対前年度約20億円の増の500億円余り、125事業を予算編成をしております。

重点項目になるんですけれども、やはり計画の中でもですね、最重要課題として位置づけた子どもの貧困対策、特に三本柱を中心に進めていこうと考えておりますけれども、１つ目はやっぱり物価高騰を踏まえた支援対策。

それから２つ目は、貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援です。中長期的スパンになるんですけども、そういった自立に向けた支援。

３つ目に、支援につながっていない家庭への支援体制の構築ということで、三本柱でですね、それぞれの施策が効果的に組み合わされるよう、総合的かつ切れ目のない支援に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○山里将雄委員　分かりました。

それがこの資料３－４の皆さんの当初予算の概要の中に施策として組まれているというふうになっていると理解します。

それでは、おっしゃっていたこの子どもの貧困対策についてなんですけれども、平成28年度からもう10年間、皆さん取り組んでいらっしゃる、10年前にかなり社会問題になったといいますかね。子どもの貧困問題に取り組まなくてはならないとなって、取り組んできたわけなんですけれども。私の主観かもしれないですが、なかなか実際に解決に、よくなっているという実感があまりないんですね。皆さんとして一生懸命この事業に取り組んでいるのは分かるんですけれども、どうもまだまだ課題が多く残っているといいますかね。そういう状況が続いている。

それについてですね、皆さん、この10年間の取組について、いわゆる自分たちの評価についてどう捉えているか、教えていただけますか。

○真鳥裕茂こども未来部長　ありがとうございます。

これまでいろんな施策を取り組んできているんですけれども、その中で一定程度の成果が出ているものはございます。

例えば、無料塾による進学率の向上とかですね。あとは、就学支援率の向上など、一定の効果は出ていると認識しています。

また、昨年実施したゼロ歳から17歳調査につきましても、前回よりもポイントを上げていたという中で、今回物価高騰の流れを受けまして、この調査の中でもかなり厳しいというような意見がございました。

今回新規事業でも組んでいますけれども、やはり本当に支援をしないといけない人たちに届いていない。いろいろな施策をやっているんですよ。もうこれまで何十億、何百億円かけてやっているんですけれども、それが届いていない。それをいかにして届けるかというのが、重要な課題だと認識しております。今回の、つながり・つなぐ支援の輪構築事業という新規事業も組ませていただいてますけれども、そういった形でですね、しっかり支援につなげていきたいというふうに考えております。

○山里将雄委員　今回のその事業を見てもですね、皆さんが非常にこの問題に対して、取り組んでいらっしゃる、そういうのは非常に感じるんですけれども、やっぱりこういう問題というのは、なかなか一朝一夕にはいかないというのはよく理解しております。ぜひですね、今後ともしっかりと行き届く支援を構築していただいて、頑張っていただきたいなというふうに思っていますので要望しておきます。

新規事業について、少しだけ確認をしたいと思うんですけれども。このページにある、未来チケット協力店普及促進事業について、まずは説明をお願いいたします。

○井上満男こども家庭課長　新規事業の未来チケット協力店普及促進事業ですが、こちらはですね、民間団体が地域の子どもたちに対しまして、無料で食事を提供するみらいチケット協力店という、飲食店の前にのぼりとかを立てて、そういった協力店の普及活動を行っておられる団体さんがございます。

一般社団法人タコライスラバーズさんというところなんですけれども、そちらの活動をより普及したいということで、国の重点支援地方交付金を活用しまして、その団体に補助金を交付しまして、このみらいチケット協力店の普及啓発のための費用ですとか、新たにチケット協力店を増やしていくためのそのチケット代の出だし数か月分の助成をするというようなところを考えている事業になっております。

○山里将雄委員　このみらいチケット協力店というのか、おっしゃるようにタコライスラバーズですか、民間のそういった企業といいますか、お店が始めたことで、非常に効果のあるといいますか、評価されている事業であります。

全国的にも広がりつつあるということですね。ぜひですね、沖縄県内でもっと広がってほしいなとい

うふうに思っているんですけれども、すばらしい取組ですのでですね。

これは民間から始まって今、市町村あるいは社会福祉協議会、そして今回県もそれについて関わると言いますか、支援を始めるという状況は理解しているんですけれども、例えばですね、これ民間が始めて、その民間の力というのが、貧困の対策には非常に必要なことだし、そういう広がりをつくっていかなきゃならない。その中で、行政がどう関わるかというのは非常に難しいものがあると思うんですよね。今回の事業の内容としては、全て県がやるという形ではなくて、ある程度の支援というふうに聞いてはいるんですけれども、その辺の県としての関わり方について今後どう考えているのか、少し教えていただけますか。

○井上満男こども家庭課長　タコライスラバーズさんに関しましては、令和２年から活動を開始されていたということで、今年度とある成果報告会で御一緒した際に、その取組を拡充してやっておられるということを報告を受けまして、ちょうどその重点交付金という経済対策の交付金が措置されるというようなタイミングもございましたので、何とかこの取組を各小学校区に広げていければ、子どもたちは放課後、地域のそののぼりが立っている協力店に行って温かい食事を無料で食べられるという、そういったことが可能になりますので、またそのチケットも飲食店の利用者が食事代とは別に買って、それをその飲食店のホワイトボードとかに貼ったものを子どもたちは取って行けるという地域で循環していく食支援の仕組みではないかということで、これは行政としてもより効果的に行政経費を投入して出足を支援してあげれば、その後は少ない費用になるかもしれませんが、地域で広がっていけば、食事をした人の温かい支援のおかげで食事が循環していくような仕組みになっていくかと思いますので、こういったところは民間団体ともですね、協力してやっていく必要があるかなと思っています。

それ以外にも沖縄こどもの未来県民会議という会議体を県と民間団体のほうで設置をしておりますので、そういうところの行政経費ではなかなか支援が届きにくい、いろんな制約がございますし、そういったものも寄付金を財源にしていますので、より民間の御意見も踏まえながら、効果的な取組ができると思っておりますので、次年度以降もそういった県民会議等の構成団体等の意見もお聞きしながら必要な支援を官民一体となって届けていきたいというふうに思っております。

○山里将雄委員　分かりました。しっかりと取り組んでください。

次に、このページの右側のひとり親家庭の自立支援についてなんですけれども、これも先ほどの子どもの貧困対策と同じように、非常に今問題になっているんですが、なかなかその効果というのが見えていないのかなというふうに感じています。

物価高騰によりひとり親家庭がますます困窮しているんですよね。新聞等でも主食が買えないというような状況も報道されていました。この今の物価高騰の状況に対して、それに特化した取組支援が必要だと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○真鳥裕茂こども未来部長　我が部における令和７年度の物価高騰に係る支援策についてですが、まず１つ目、物価高騰に係る地方創生臨時交付金を活用しまして、児童養護施設に対する支援を行うのがまず１つ。

もう一つは、沖縄こども未来県民会議を通して、子どもの居場所等へ配布する食支援の取組の拡充について予算を増やして実施をする予定にしています。

また、新たな取組として、交付金を活用して、みらいチケット協力店の普及啓発に努めていくというような形で、物価高騰対策については考えているというところでございます。

○山里将雄委員　これも併せて、しっかりとお願いしたいと思います。

次ですね、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、これは一般質問でも取り上げさせてもらったんですけれども、今回の予算を見る限り自分では、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度に対する予算というのは確認できなかったんですけれど、何か予算を計上していますか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の実施に伴う経費としましては、今想定されるものとしまして、届出証明書の作成ですとか、郵送などに関する経費を考えておりまして、そちらは既存の事業でございます、性の多様性推進事業というのがございます。そちらの中で予算計上しているところでございます。

また、この性の多様性に関する事業は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度だけではなくて、ＬＧＢＴＱにじいろ相談ですとか、啓発活動といったものも併せて行っておりますので、その中でパート

ナーシップ・ファミリーシップも県内全域に周知できるような取組をしていきたいというふうに考えております。

○山里将雄委員　この制度は、年度内に開始するということになっていたんですけれども、制度を導入している市町村については県が発行する証明書で市町村の行政サービスが受けられるということになるということでしたけれども。逆もそうですね。県でも各市町村のあれがあれば、そのサービスが受けられるということになると思うんですけれども、導入している市町村はまだ少ないですからね、導入していない市町村でも、県がこれを導入することによって受けられるサービスというのはあるんですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

委員おっしゃるとおり、県内では那覇市と浦添市が既に導入しておりまして、那覇市と浦添市につきましては連携協定を結びまして、相互で利用可能な形を取っていきたいと思っております。

一方で、まだ導入していない市町村につきましては、県のパートナーシップ制度に関する証明書を提示することによって、利用可能となる行政サービスはないかということで調整をしているところでございます。

今、大詰めのところでございまして、幾つか――例えば親子手帳の交付が可能になるとか、あと罹災証明書の申請といったものが今検討されているところでして、詳細はまた年度末に公表したいと思います。

以上です。

○山里将雄委員　パートナーシップ制度についてもう一つだけ確認したいなと思っていますけれども、今回、婚姻していない事実婚のカップルも含めるということになっていますよね。

実はちょっと、九州の福岡県古賀市の制度、訪問させていただいて勉強する機会があったんですけれども、そこでもそうしておりまして、聞いたら、申請している半数近くは、いわゆるこの事実婚のパートナーだということをおっしゃっていたので、多分そうなると思います、恐らくですね。

事実婚を含めた趣旨といいますか、目的はどのようにお考えなんですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

制度の対象者につきましては､性的マイノリティー当事者や、県が設置した制度検討委員会のほうで、事実婚のカップルの方々も、やはりお困り事ですとか、不安を抱えているというような御意見がありまして、それであれば、区別なく対象とすることが望ましいのではないかという意見等ありました。

その意見を踏まえまして、全国の自治体で既に事実婚を導入している自治体に調査したところ、事実婚を対象者に含める動きというのが拡大しているところと、あと、委員がおっしゃったとおり制度利用者の半数が事実婚であるという自治体も確認されました。

そういったこともありまして、全国の動向ですとか、当事者の皆さんからも、また有識者の皆さんからの意見を踏まえて、今回の制度の対象者に事実婚を含めることといたしました。

○山里将雄委員　分かりました。

教育委員会のことを少しだけお伺いします。

同じように、今回の予算について、予算編成の基本方針、何に重点を置いて配分したか、そこをお願いします。

○半嶺満教育長　お答えします。

教育委員会所管の令和７年度一般会計歳出予算につきましては、令和６年度に引き続き、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県教育振興基本計画に基づきまして、教育目標の実現に向けた諸施策を展開するために、限られた財源を重点的に配分することとしまして、1859億5214万1000円を計上したところでございます。

令和７年度当初予算案の特徴としましては、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、中学生の学校給食費の支援に要する費用を計上したこと。

また、働き方改革の推進に係る施策として、新たに教育ＤＸ推進に係る関連予算を計上したこと。

それから、戦後80周年祈念事業として、平和教育フォーラムに要する経費を計上したこと。

また、中部Ａ特別支援学校、これ仮称でありますけれども、その工事に係る経費を計上したことなどが挙げられます。

○山里将雄委員　分かりました。

一つだけお伺いしますけれど､教員確保促進事業、新規でありますので、この件についてちょっと説明をお願いします。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

県教育委員会においては、教員不足の改善に向けて、人材をより多く確保する観点から、県外で現在、教員を行っている方など本務教員経験者を対象とした、いわゆる結・ＵＩ特別選考を令和４年度から実

施しております。

教員確保推進事業につきましては、当該特別選考試験について、現在、沖縄会場で行っていますが県外の人材がより受験しやすいように、令和７年度から、加えて東京会場を設置し、より多くの教員を確保するための事業となっております。

○山里将雄委員　経験者枠だけということで理解してよろしいですか。

○池原勝利学校人事課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○山里将雄委員　今回、東京ということなんですけれども、今後はそれを他県にも広げていくというという予定はございますか。

○池原勝利学校人事課長　今回、東京とした理由としましては、今年度に県外セミナー等を行っております。その結果として、約40名程度の方が相談等を行っております。

また、併せて、その参加者も東京都のみならず、北海道、山形、東北、また静岡等の方も参加していますので、そういった形で東日本のよりよい人材を確保しやすいということで東京会場としたところですが、今後につきましても、よりよい施策とするために検討していきたいと考えているところでございます。

○山里将雄委員　教員不足の対策としてということだと思いますので、そういうことにしっかりと取り組んでください。

以上です。

○新垣新委員長　喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　教育委員会のほうからお尋ねをいたします。

先ほど、山里委員のほうから、2025年度で力を入れたいことということで、幾つか挙げていただきました。その中から給食費の無償化について、もう年度末近づいておりますけれども、進捗状況をお尋ねいたします。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

県としましては、まず令和７年４月から、県内41市町村全てに対して、中学生の学校給食費の２分の１の補助をスタートするということで予算計上しているところでございます。

○喜友名智子委員　県民からは小中学校全て給食費の無償化をしてほしいという要望が強いです。

次年度から第一歩ということで、大変期待をしておりますので、まずは初年度、安定稼働に乗せていただいて、次年度以降は無償化の対象を広げていただくように要望いたします。

次に、2025年度働き方改革の一つにも取り組みたいということでしたが、教職員の皆さんの給与について、国の動きで、やはり気になる点が出てきました。教職調整額というものがあります。

国の議論を見てみますと、2025年度から段階的に引上げられて、2030年度には10％増額するということで話が進んでいるようです。

まず、この動きについて、県の受け止めを聞かせてください。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

現在の教職調整額の基準引上げを含む、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案が、国会で今審議されているところでございます。

当該法案につきましては、教職調整額の基準の改正時期を令和８年１月１日とされております。

県教育委員会におきましては、法案が可決、制定された場合には、国からの通知等を踏まえ、条例及び予算についても適切に対応していきたいと考えているところでございます。

○喜友名智子委員　教職調整額は、今は基本給の４％程度が自動的に上乗せされるような形ですけれども、これが時間外勤務とみなされて、これ以上の残業をしても時間外手当にならないと、世間では働かせ放題の温床になっているのではないかと指摘をされております。

こういった教職調整額ですね、増額されたからといって、先生方の働き方が改善されるかというところは、非常に不透明なところがあると思います。

それでも今、働いている分について給与として反映されるのであれば、ひとつ改善に向けた何かが動くということが期待をしたいところです。

先ほど、令和８年度からの対応が決まれば、県教委としてもやっていきたいということでしたが、2025年度の予算編成ではこの件について対応している予算はあったりしますか。

○池原勝利学校人事課長　先ほどの繰り返しになりますが、現在、教職調整額等を含む法律案が国会で審議されていまして、これにつきましては法律案の中で令和８年１月１日からとなっております。国会審議を踏まえて、国から予算または改正の通知等もあると思いますので、今後、条例案または補正等で対応していきたいと考えているところでございます。

○喜友名智子委員　国の動きに合わせて、年度途中からでも対応していくという理解をいたしました。

次は、国の議論の中で、県の予算に今後反映してくるのではないかと懸念をしている一つが、教育費の無償化の議論です。

本来は、生徒さんにとってはいいことではあると思うんですけれども私立の学校も無償化の対象になると、公立学校の教育の本来の意義というものが何なのかという部分が改めて問われてくると思います。

教育委員会の予算が1859億円規模の一方で、県内では私立中学、高校、それから専修学校も含めて、県のほうで助成金、振興費を出しているかと思います。

こういった予算額と県立高校、私学の教育の在り方についてそろそろ、１人当たりの運営費であるとか、先生方の待遇の違いであるとか、私立と公立の学校の比較をして、教育の質の向上につなげていくということにも考えを致していかないといけないと思います。

先の話になるかとは思いますけれども、県立高校と比較して私学に対して、子どもたちにいかほどの県の負担額があるのかというところ、比較の数字がありましたらお答えいただけないでしょうか。

○平田直樹総務課長　お答えします。

私立学校について総務部に確認したところ、私立高校に対する運営支援については10億9607万8000円を計上しており、生徒１人当たりの補助単価は約37万円と聞いております。

以上です。

○喜友名智子委員　県立学校はいかがですか。

○平田直樹総務課長　県立高校について、職員給与費や運営費などを計上している（項）高等学校費の令和７年度予算は446億1664万9000円となっており、県立高校生徒１人当たりの予算額は約110万円となっております。

以上です。

○喜友名智子委員　ありがとうございました。

こういった比較を通じて私立は特徴のある教育をしているということで、一律に比較が難しいということは承知の上で、無償化を踏まえた議論の一つとして数字をお尋ねいたしました。

次に、令和６年度の事務の点検評価報告書から、少し次年度予算に関係するものとして聞いておきたいことがあります。

この評価報告書の中で大幅遅れ、やや遅れになっている事業は、ほとんどが国際交流の関係の事業が多かったです。物価高と円安が理由とされていました。経済状況の大勢は当分変わらないものと思われますけれども、その中で2025年度の予算で国際交流事業の予算をどう確保しているのかお尋ねいたします。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

本事業における令和７年度予算は、今年度より約900万円増額を予定しております。

長期留学の派遣人数については、令和６年度の派遣人数より４名多い25名を予定しております。

また、派遣以外の取組として、アジアの高校生とのオンラインでの交流とか、またそれを共同してプロジェクト型探求学習を行うなどの事業、またハワイ州やボリビアの高校生を受け入れて交流する事業等を行っているところです。

引き続き、様々な形で国際性に富む人材の育成に取り組んでまいります。

以上です。

○喜友名智子委員　県内の生徒さんたち、子どもたちが海外に行く経験はやっぱりプライスレスというか、金銭に換算できないものがあると思います。

それでも、この円安の状況が続くと、逆に海外の生徒さんたちに沖縄に来る機会をつくって沖縄で交流をしてもらうという対応も、ひょっとしたら現実性が高くなるのではないかと思っています。

国際交流事業はぜひ必要なものと思っていますので、進捗に期待をいたします。

次に、こども未来部のほうに移ります。まず、こども家庭庁との連動した事業が非常に気になっているところですが、こども家庭庁にひもづいた主要事業は何か、令和７年度はどういったことに取り組むのかお答えください。

○島津典子こども若者政策課長　お答えいたします。

こども未来部におきましては、こども家庭庁からの国庫を活用している県の主な事業、令和６年度でございますが、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じ、待機児童の解消を図り、子どもを安心して育てることができる環境整備を行う保育対策総合支援事業や、児童福祉法に基づき保護を要する児童等を児童養護施設などに入所させ、あるいは里親等に委託を行った場合に施設及び里親等へ支払う児童保護措置費となっております。

令和７年度におきましても、この主要施策をはじめ、ひとり親世帯に対しての償還免除付きの住宅費貸付対象額の拡充を行う、ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業、また、ヤングケアラー等寄り添い支援事業などで困難を抱える家庭に訪問し、必要な支援

を届けるための食料購入費の増額及び人件費の増額ということで、こども家庭庁さんの予算を活用しながら進めていきたいと考えているところです。

○喜友名智子委員　県の予算には上げられていないんですけれども、次年度の沖縄振興予算を見ますと、沖縄における子どものウェルビーイング実現に向けた調査研究等事業ということで２億円あります。

県のほうでは、この事業をどのように把握していますか。

○島津典子こども若者政策課長　お答えいたします。

当該事業につきましては、政府が経済財政運営と改革の基本方針2024、骨太の方針における記載内容を踏まえまして予算計上されたものと認識しております。

県においては、令和６年６月の下旬に内閣府から当該事業の検討状況につきまして連絡がありまして、その後も必要に応じて今、意見交換を行っているところです。

○喜友名智子委員　振興予算の中で、国と市町村、あるいは民間が一緒になって進める事業でも、沖縄に関連した予算を県が知らないということは、私はあってはならないと思っています。

この事業についても、予算の積み上げのときに県と調整したというよりも、事業が決まってから連絡をしたというようなことがないのかを非常に懸念をしておりました。

しかし、県のほうでしっかりと国とやり取りをして連携しているのであれば、ぜひ沖縄の子どもたちのためにうまく使っていただきたい事業と思って、ぜひコミットしていただくようにお願いをいたします。

次に、資料の３－３の45ページになりますが、ひとり親家庭・低所得子育て家庭日常生活支援事業についてお尋ねいたします。

ひとり親の世帯、特にお母さん方からは、非常に助かるということで評価の高い事業です。

令和４年度から６年度まで、直近３年間の利用件数と執行の金額をお伺いいたします。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

ひとり親家庭等や、低所得子育て家庭に対して、修学や疾病などの事由で生活援助や保育サービスが必要となっている場合、その生活を支援するために、家庭生活支援員、いわゆるヘルパーを派遣し、またはヘルパーの居宅でお子様の世話をするといった事業を行っているものです。すみません、今、令和４年度と５年度の実績ということになりますが、よろしいでしょうか。

まず、本事業の実績として、実績額ベースで申し上げますと、令和４年度が4089万9000円、令和５年度が6369万1000円で、前年度比2279万2000円の増。利用件数、世帯数でございますが、令和４年度が283件、令和５年度が293件で、対前年度比10件増。延べ回数ですが、令和４年度が2084回、令和５年度が3227回で、対前年度比1143回増となっております。

○喜友名智子委員　令和６年度はまだ執行中ということで、数字は今回は飛ばします。

一方で、令和７年度の予算は幾らになっていますか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　令和７年度当初予算につきましては、１億6176万2000円を計上させていただいております。

○喜友名智子委員　これまでに比べると２倍近くの予算増ということになっています。理由をお聞かせください。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

増額の大きな要因としましては、令和７年度に国の補助単価の見直しがございまして、国の予算案では、ヘルパーの方に係る派遣手当が約２倍に増額することと、また令和４年度からこのヘルパー派遣に係る利用者負担が廃止されておりますので、関係機関等の周知もございまして、利用者、実績額等が年々増加傾向にあることが増加の要因として考えられるところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員　私もちょっと予算規模の増を見て非常に驚きました。ただ特にひとり親のお母さんたちからは、やはり家事と仕事、子育ての両立の中で、こういったヘルパー派遣の事業が非常に助かるということですので、ぜひ県のほうでも積極的に活用していただきたいと思います。

すみません、通告した質疑は時間の関係で取り下げますけれども、１つ御礼を言いたいことがあります。

予算案で若夏学院の前年度との予算がマイナス56％でちょっとびっくりしていたんですけれど、施設の整備の関係ということで安心いたしました。

若夏学院のほうからは人の配置とか、もろもろ必要な経費については、本庁のほうにも非常によくしてくださっているということで感謝の言葉がありました。

私も一般質問で取り上げたことありますけれども、予算措置ですね、現場に不便のないようにやっていただいているということで、非常に感謝をしております。

それから、質疑はしませんが、若年妊産婦の支援促進事業、せんだって民間の取組として円卓会議という、いろいろな関係者が集まって若年妊産婦の居場所づくり支援に取り組むという意見交換の場がありました。

そこにも県の職員の皆さん、お子さんの卒業式と重なって参加ができなかったと聞いておりますけれども、こういった民間の方たちと積極的に意見交換をするという県庁職員の姿勢は、私は本当に大切にしてほしいと思っています。

引き続き、こういった県の職員の動きを部長としてもぜひ後押ししていただきたいんですが、一言お願いいたします。

○真鳥裕茂こども未来部長　ありがとうございます。

やはり、民間の方々の活動というのは、本当に行政ができないところに入ってやってございます。

ですので我々職員も民間の方々との意見交換を踏まえて、いろいろ施策展開をやっているところで、先ほどから新規事業の話をさせていただいていますけれども、誰でもつなぐ事業ですね。

あれも民間の方々との意見交換の中から、そういう支援につながっていない家庭に何とかつなげようというところから出てきておりますので、さらに、先ほどお話があったのは山内さんの話だと思うんですけれども、山内さんともいろいろ意見交換させていただいて、県として支援できるものがないかというのはやっていますので、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○喜友名智子委員　行政として求められることは民間との協力と、それから本来は、行政として何をやるべきかという仕事の判断だと思います。福祉分野では非常に難しい判断が多いと思いますけれども、こういった民間の動きと行政としての判断と、バランスの取れた取組を次年度もよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○新垣新委員長　松下美智子委員。

○松下美智子委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま喜友名委員のほうで取り上げられました、資料の３－４の９ページ、若年妊産婦支援促進事業の内容について、私のほうは質疑をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○井上満男こども家庭課長　若年妊産婦支援促進事業につきましては、若年妊産婦に対する子育て等に関する情報発信、ＳＮＳ等を通じた情報発信ですとか、若年妊産婦の居場所がなかなか設置ができない、そういった市町村に出張して出前講座をするような、そういう出張プログラムの開催、それから若年妊産婦の居場所を設置促進することを目的としたシンポジウムの開催など、支援を行う上での課題を把握し、課題解決に向けた取組を行う事業となっております。

この事業ですね、令和４年度から開始した事業になるんですけれども、毎年やってきたシンポジウム等や、あるいはアンケート調査とかも行っておりまして、市町村段階で今、若年妊産婦の居場所が６市町６か所になっております。

それ以外にも昨年度、名護に北部広域の若年妊産婦居場所を設置したところですけれども、まだまだその居場所が足りないということで、その課題は何だろうかということで、このアンケートとかから浮かび上がってきたこととして、やはり常設の施設で居場所を確保しないといけないということで、その施設面での財政負担、それから助産師とか看護師とかを常時配置しないといけないというようなことでの人材確保というところが課題として挙がってきたところです。

そういった課題を解消するために、令和７年度は２つの事業を使って、今後、地域での若年妊産婦の居場所を増やしていきたいというような取組をやりたいと思っております。

まず１つが、内閣府のこどもの貧困緊急対策事業を活用しまして、地域で一、二か所ぐらいを想定しているんですけれども、地域の助産院やクリニック等に非常設型ということで、若年妊産婦の居場所として協力をいただき、若年妊産婦さんが発見された際には、そこで生活支援とか相談支援とか、様々な支援を通所でやっていただくというようなことを考えております。

それと併せて、そこのモデル的に設置した非常設型の居場所に、この若年妊産婦支援促進事業を活用しまして、アドバイザーを配置し、派遣をすると。

そこで様々な成果ですとか課題とかというものが把握できると考えておりまして、検討委員会もこの事業で設置をし、その課題を解消するために必要な人材とか、そういったことを確保していくためのプログラムの開発、カリキュラムの開発みたいなこと

を、令和７年度はこの事業を使ってやっていきたいなというふうに考えております。

モデル事業についてはその課題を効果検証しまして、令和８年度以降、他の市町村に非常設型の居場所の設置促進をしたいと。

そのためには、そこに派遣していく様々な生活相談、それから子育て、就労支援ができるようなスキルを持った人材を育てていかないといけないと思っておりまして、令和７年度にこの事業でつくったカリキュラムをもとに、令和８年度以降、しっかりと研修をし、そういった人材を養成しながら派遣をするというような、今後のスキームを考えているところです。

○松下美智子委員　それでは今御答弁いただきました、現在、若年妊産婦の居場所となっている６か所を教えていただけますか。

○井上満男こども家庭課長　先ほど課題でも、施設整備面の財政負担とか、人材確保というようなことも申し上げましたとおり、なかなか町村部では設置が進んでいない状況です。

ですので、６市町６か所と申し上げましたが、市単位で設置しているのがうるま市、沖縄市、那覇市、宮古島市、石垣市の５か所。

それから町としては、南風原町のほうで１か所、計６市町６か所が設置されているところです。

○松下美智子委員　今、居場所で設置していただいているのが６か所ということで、今後、実際は令和８年度から非常設施設として取り組んでいただくため令和７年度はその基礎づくりというか、人材育成で令和８年度に向かっていくという御答弁がありました。

沖縄市は大変、若年妊産婦の方が多いというふうに数字でもあらわれていますけれども、この若年妊産婦の人数は分かりますでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　若年妊産婦ということで、おおむね19歳未満のお子さんを持っている世帯ということになろうかと思っていますが、県の統計でも毎年出産をした家庭の年齢別というものが出ていまして、19歳未満というところでいきますと、令和５年度が165世帯ということで、そういった数字は把握できているんですけれども、それが14歳なのか、15歳なのかというような内訳がないものですから、毎年、また19歳未満ということで更新されて公表されていきますので、この165名のうちの年齢構成が分からないと、ちょっと詳細にどれぐらい19歳未満の世帯が引き続きいらっしゃるのかというのは把握しづらいところでございます。

○松下美智子委員　では、現在、この６か所の居場所を利用されている人数というのは分かりますでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　お答えします。

６市町は市町村主体での設置になりますので、活動内容等は存じ上げているんですけれども、そこに現在何名ほど通っておられるのかというところは、県として把握できていないところでございます。

○松下美智子委員　これ、じゃ、私のほうでも把握していきたいと思っていますが、今、19歳未満で165人ということで、高校卒業しての10代だと２人できちんと子どもを授かって育ててということの御家庭ももちろんあると思うんですけれども、若年になると思いがけない妊娠ということで、大変悩まれている子どもたちがいるということですので、今回のこども未来部の若年妊産婦支援促進事業、大切な事業だと思っております。

令和８年度の実施に向けて令和７年度も頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ９ページです。

新規の事業で、戦後80年おきなわ女性のあゆみ編纂事業についてお聞きします。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

県では、戦後80周年祈念事業としまして、戦後の沖縄において様々な分野で活躍なさった、平和で豊かな沖縄の実現に貢献してきた女性たちの歴史を後世に残し、次世代へ継承するための記念誌を制作することとしております。

記念誌のほうですが、新年度に女性史研究家などで構成されます編集委員会を設置いたしまして、この委員会の中で、編集方針に基づいた掲載候補者を選定することとしておりまして、その後、関係者への取材や原稿執筆、資料収集などを進めていく予定でございます。

また、完成した記念誌につきましては、沖縄県男女共同参画センターの図書情報室において貸出しや閲覧を行うほか、県内の行政機関や議会、大学等の高等教育機関などへ配布することを計画しております。

○松下美智子委員　以前に、戦後50年のおきなわの女性のあゆみを発刊していただいたかと思うんですが、今回はその50年から80年までの歩みの記念誌ということで、理解してよろしいんでしょうか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

委員おっしゃるとおり、平成７年に、戦後50年おきなわ女性のあゆみというものを発刊しておりますが、今回の記念誌につきましては、実は前回、この50年を発刊するときに当たっては、800名の候補者がいらっしゃいまして、実際は167名の方を選定して掲載したという経緯がございます。

ですので、今回は前回の戦後50周年記念誌に掲載されなかった方々も含めまして、戦後80年の間、活躍された方々を幅広く発掘していきたいというふうに考えております。

○松下美智子委員　分かりました。

この記念誌を発行する月というか、完成はどこかに定められておりますか。要するに年度内なのかどうか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　令和７年度で、令和８年３月を予定しております。

○松下美智子委員　令和７年度内の発刊ということで、大変期待して待ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

では続きまして、教育委員会のほうに行かせていただきます。

同じ資料３－４の23ページ。

３の教育環境の整備のところの①、中部地区への特別支援学校の新設というのがうたわれておりますが、この内容、２行で書いてはいただいておりますが、教えていただけますでしょうか。

○大城勇人施設課長　お答えいたします。

県教育委員会では、中部地区における特別支援学校の過密化を解消し、教育環境の充実を図るため、うるま市兼箇段に新たな特別支援学校の設置に取り組んでいるところです。

当該校では、児童生徒が個々の持てる能力を最大限に伸ばす特別支援教育を実践する200名規模の学校にすることとしており、令和10年４月の開校に向けて、現在、校舎新築工事の実施設計を行っているところです。

校舎新築工事については、令和７年度から令和９年度までを工期とし、総工事費約65億円を見込んでおります。

令和７年度は、当初予算において19億円を計上し、敷地の造成や校舎の建設工事に着手する計画としております。

○松下美智子委員　完成年度をちょっと聞きそびれたのですが、もう一度お願いします。

○大城勇人施設課長　工事が令和７年度から９年度で、開校が令和10年４月を予定しております。

○松下美智子委員　皆さんが待ち望まれている学校ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、新たに造られる特別支援学校は、まず障害児の避難場所として指定をしていただいて、造る段階から体育館にクーラーの設置もして建設をしてほしいという要望がありますが、これについてはいかがでしょうか。

○大城勇人施設課長　福祉避難所を含む災害時の避難所は市町村があらかじめ指定し、その管理運営を担うこととなっております。

県教育委員会では今後、中部地区に新設する特別支援学校が福祉避難所に指定されることを視野に、新築工事段階で実施すべき防災設備や体育館の空調設置に必要となる断熱構造や配線、配管の仕様等について検討しているところです。

当該校が福祉避難所として指定される際は、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、体育館の空調を整備するなど、市町村と連携し、防災機能の強化に努めてまいります。

○松下美智子委員　令和10年４月の開校まで時間がありますので、しっかり整備した形で完成するように取組をお願いしたいと思います。

それからここに、既にあります美咲特別支援学校に対しても福祉避難所として指定をしてもらいたいということで、市と県に要望されているということなんですが、こちらはいかがでしょうか。

○大城勇人施設課長　美咲特別支援学校におきましても、福祉避難所と指定される際、各市町村のほうから協力依頼等がございましたら連携し、協力してまいりたいと思っております。

○松下美智子委員　ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○新垣新委員長　西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いします。最初に、教育委員会に伺います。

新年度４月ですね、小学校１、２年生の30人学級と、小学校３年生以上の35人学級の実施はどのようになりますか。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

まず、少人数学級につきましては、学習規律の定着や、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実を図るためには効果的であると考えております。

そのため、県教育委員会としましては、令和７年

度においても引き続き、小学校１、２年生で30人学級、小学校３年生から中学校３年生まで35人学級を実施していきたいと考えております。

また、少人数学級を実施するためにも、教員不足の改善を図ることが重要だと考えていることから、新年度当初における学級担任の未配置等がないよう、現在、各教育事務所と連携し、取り組んでいるところでございます。

○西銘純恵委員　令和６年度はどうだったのですか。教員の未配置はなかったということでよろしいですか。

○池原勝利学校人事課長　令和６年度当初でありますが、教員未配置につきましては小学校、中学校合わせて８名となっております。

学級担任の未配置はなかったところでございます、ゼロです。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員から令和６年度の少人数学級の実績を答えてほしい旨の発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

池原勝利学校人事課長。

○池原勝利学校人事課長　失礼しました。

令和６年度の少人数学級が実施できていない小中学校につきましては、21校24学級となっております。そのうち、教員不足によるものが９校９学級、教室不足によるものが12校15学級となっております。

○西銘純恵委員　教員不足そのものは県教育委員会だと思うんですが、教室不足が12校あるのは特定の市町村ということでよろしいんですか。その市町村はどこでしょうか。

○池原勝利学校人事課長　すみません、市町村についてちょっと今資料を持ち合わせていないところでございますが、市町村のほうでは、今後の児童生徒の状況の把握とかですね、今後の経済状況を把握しながら、設置に努めたいということで聞いております。

○西銘純恵委員　教員に対しては、できるだけ未配置がないようにということで頑張っていらっしゃる。担任の未配置というのはなかったということで、新年度もぜひ努力されていただきたいと思います。

あと、市町村との関係ですね。教室不足を解消することについては、やっぱり県教委が指導援助したほうがいいと思いますがいかがでしょうか。

○池原勝利学校人事課長　繰り返しになりますが、市町村のほうで今後の児童生徒数、また生活基盤等の様々な要素を含めながら聞いているとおりであります。

それにつきましては、今後も連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○大城勇人施設課長　お答えいたします。

今お話ありました、教室不足等につきましては毎年度、市町村が５か年の施設整備計画等を立てていただいているものをですね、我々市町村ともこの１月から３月の間ヒアリングしたり、年度中途に進捗状況がどうなっているかというのを確認させてもらったりしています。

市町村から仮にそういった国の支援策を活用したいというお話があれば、その都度、助言等もさせていただいていますので、できる限り要望があった際には措置できるように国とも調整してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員　要望ということではなくて、やっぱり偏った――市、大きいところだと思っているんですよ。教室不足について現に生じているところも、またこれから生じないよう、積極的に不足の解消を県教委にはやっていただきたいということで要望します。いかがですか。

○大城勇人施設課長　毎年ですね、市町村とのヒアリングを通した現状把握等、引き続き、教室不足解消について、連携してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員　次、資料３－３、49ページ、教員業務支援員配置事業。その事業内容と予算積算の根拠をお願いいたします。

○上江洲寿働き方改革推進課長　お答えします。

教員業務支援員の配置事業につきましては、市町村が当該支援員を市町村立学校に配置する際にかかる費用を県が補助する事業と、県立学校に当該支援員を配置する事業の２つがあります。

その経費につきましては、国の教育支援体制整備事業費補助金を活用し、経費の３分の１を国が補助する仕組みとなっております。

令和７年度の計画につきましては、市町村立学校が261校、県立学校が36校に配置する予定となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　業務の補助の内容について、具体的にお願いします。

○上江洲寿働き方改革推進課長　教員業務支援員につきましては、学校教育法施行規則第65条の７により、教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事すると規定されており、具体的には教員の授業の準備や教材作成、採点業務等の補助

を行う業務となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　この業務は人員配置ですよね。予算要望が市町村から来たら、それに県が対応していくということでよろしいんですか。

○上江洲寿働き方改革推進課長　市町村立学校につきましては、市町村教育委員会が配置をしていて、我々としては支援を行うという形になっております。

以上です。

○西銘純恵委員　県立学校について、36校という考え方はどうですか。

○上江洲寿働き方改革推進課長　県立学校につきましては、今年度の当初計画は44校の配置でした。来年度は今36校に配置ということで減とはなっているんですが、今年度の実績につきましては、県立学校が令和７年１月末現在で67校の配置となっております。

予算規模等が大きな事業ですので、学校によっては４月、５月の年度始めに人材が確保できない等の理由により、その後に活用できる予算等もありますので、その辺を活用しながら、今年度も拡充を図ってきたところでございます。

来年度も引き続き、できるだけ多くの学校に配置していきたいと考えております。

○西銘純恵委員　拡充していただきたい。

次にですね、同じ49ページ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業ですが、予算減になっている理由。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

本事業について、令和６年度は当初予算額を増額し、事業の拡充に取り組んでまいりましたが、国庫補助額が要望額を下回ったことから、令和６年度２月補正において減額補正を行ったところであります。

令和７年度当初予算については、令和６年度当初より減額となっておりますが、令和６年度交付実績を上回る要求額となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　その皆さんは、各１人１校配置になっていますか。

そうではないならば、１校配置ということでやるとすれば、あと何人必要になりますか。

○新城高広義務教育課長　令和７年度のスクールソーシャルワーカーの人数については、139名となっております。

そして小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計学校数に関しては、478校ですので１人１校配置だとその差が、そういうことになるかと思います。

○西銘純恵委員　これ国からの予算、財源ってどうなっていますか、そして県教委の考え方、全校配置で進めるということでよろしいんですか。

○新城高広義務教育課長　まず、令和７年度の国からの予算に関しては、１億1197万円となっております。

すみません、先ほどの回答も含めて、訂正になりますけれども、先ほどスクールカウンセラーとして139人という答えに訂正させていただきます。１校の配置も含めてなんですけれども、まず国の予算が３分の１ということになっていますので、そこについてはまた、全国都道府県教育長協議会を通して、国へ要望してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員　これは重要な職種だと思いますので、ぜひ拡充、頑張っていただきたいと思います。

それでは次、同じ49ページの中部地区への特別支援学校の新設について、完成時期とかいろいろ質問がありましたので、私はそこの教員配置の予定ですね、配置計画についてどうなっていますか。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

まず新規開設校の教職員配置については、その区域における児童生徒数、学級数を考慮するとともに、新設に伴う他の特別支援学校からの教職員の人事異動等を勘案しながら、計画的に進めているところでございます。

新規採用者につきましては、中部Ａ校開校等を踏まえ現在新規採用者数を増やしており、引き続き必要な教職員の確保に努めていきたいと考えております。

また高等学校等のですね、校種間異動や小中学校との計画交流も積極的に促進しながら、中部Ａ特別支援学校開校に向けて、鋭意準備を進めていきたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員　採用計画について、お尋ねします。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

まず、今年度の実績ですが、令和６年度は36名でした。次年度は39名としておりますが、令和８年度からは50名を今予定しているところでございます。

○西銘純恵委員　開校について教員体制もしっかりできるようにお願いします。

こども未来部に次、伺います。ライオンの子保育園関連の不正事件の報告を求めます。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

令和６年４月にですね、認可外保育施設、ライオンの子保育園を退職した元保育従事者から勤務実態

のない認可保育所からの給与として、所得申告がなされたとの情報を受けまして、５月29日に系列園を含めた７か所の保育施設に対しまして、関係市等と合同で特別指導監査及び特別立入調査を実施したところでございます。

特別指導監査等の結果ですね、法人が運営いたします７か所の全ての保育施設におきまして、勤務実態のない職員等の氏名を毎月の給付費等支払い算定に係る職員表等に記載するということと、勤務しているよう装うために関係書類を捏造するなど、実態と異なる虚偽の職員配置等の報告を行っていたことを確認したというところでございます。

このような虚偽の職員配置の報告等を行った経緯について、令和７年１月21日付で株式会社のほうから、同年２月３日付で社会福祉法人のほうから改善報告書が再提出されています。その中におきまして、今回の不正、不祥事につきましては、組織全体のコンプライアンス意識、また代表の采配で報酬を決めることができる報酬制度などの複合的要因が絡み合っており、その主たる原因は、管理監督すべき代表者である理事長または代表取締役の虚偽報告を行う意向を含んだ職員への指導が根本的な要因となっていると、虚偽の職員配置等に至った背景が説明されております。

今回のこの事案を受けまして、浦添市と宜野湾市におきましては、計３施設の新規利用者を１年間の受入れ停止という行政処分を行うとともに、返還金ということになりますけれども、不正受給に伴う返還金、これ３市合計５施設になりますけれども、約１億5000万ぐらいの返還金を求めているというところになっております。

○西銘純恵委員　複数年に及ぶ市町村をまたぐ不正というのがね、何で見抜くのができなかったのかというのは、どこに問題がありますか。

○寺本美幸子育て支援課長　通常の指導監査におきましては、施設ごとに監査調書に基づいて、雇用契約書、また賃金台帳等により職員の勤務実態を確認しております。

施設ごとにやっているということになります。

このような際にですね、関係書類が全て整っているという状況になりますと、我々監査する立場としましても不正を見抜くことは、やはり非常に難しくなります。

今回７施設ございますが、３市にまたがっていること、また認可保育所、小規模事業保育所、企業主導型の保育所ということで、制度を複数またいだ形で施設を運営しているということになりまして、それぞれ監査する市町村も異なります。またそれぞれ別々に行った場合、なかなか見つけることができませんので、そういった観点でですね、今回、それを見抜くことができなかったと、個別に入ってしまったがゆえにできなかったというところになっています。

そのためですね、特別監査に当たりましては、同時にということで、全ての監査に関係する団体、皆さん連携して入りまして、それぞれの書類を突合するというような形で対応させていただいたというところでございます。

○西銘純恵委員　相当難儀されたと思うんですが、特別監査の今後の在り方というのも検証されたと思うんですけれども、それについて今後、法人とかいろいろな会社が入ってくるということもありますので、ぜひこれを教訓にされて二度とそういうことがないように頑張っていただきたいと思います。

それでは予算概要の３－４、９ページ。こどもまんなか社会の実現に向けた予算について、５つの新規事業をお尋ねしたいんですけれど、私はこれまでですね、沖縄県が全国に先駆けて10年間、貧困対策に相当予算もかけて、基金もつくってやってきたと。何で貧困が改善していないのかというやり取りがあったものですから、県はとっても頑張ってきたと思っているんですよね。

こども医療費も中学校卒業まで窓口無料にされたり、中学校、高校のバス賃の無料化ですね。

そういうことも含めて、そして基金そのものも大体毎年６億円ぐらい市町村に使ってもらうということや新しい取組――民間とも含めてとても頑張っているけれども何でかなというところはね。この10年間に消費税がもう10％まで上がってきたとか、物価も高くなるし、賃金も実質的に上がらないという国の状況の中でね、沖縄県が相当頑張っているけれども、なかなか改善が見えていないというのは、ぜひお互いで共有したいなと思って質問をいたします。

９ページ、こどもまんなか社会の実現の５つの新規事業の説明をお願いします。

予算総額でどれだけか、最初に未来チケット協力店普及促進事業、簡潔に説明をいただきます。

○島津典子こども若者政策課長　こども未来部の令和７年度当初予算につきましては、総額500億2211万6000円、125事業を計上し、子ども、若者、女性に関する施策を積極的に推進していくこととしております。

○井上満男こども家庭課長　未来チケット協力店普及促進事業についてお答えします。

先ほど少し述べましたが、民間団体で一般社団法人タコライスラバーズさんという団体が、このみらいチケット協力店を地域に普及させていこうという活動をなさっております。その活動自体が地域で持続的にですね、食を支援する仕組みを構築するという取組ですから、それに対して県も賛同し補助金を交付するというような流れになっております。

具体的にその補助メニューに関しましては、まずこの店舗がですね、令和７年２月現在209店舗まで拡大しているんですけれども、小学校区に１か所ずつという目標の中、充足率が36％にとどまっているというところもございます。

そのため新たな店舗を開拓していただくというような目的で、３か月間一月当たり30枚のチケット代を県から補助するということで、ひとつ新規店舗の開拓の呼び水としていただきたいということを目的とした補助。

それから、普及啓発というところが、なかなか民間団体の独自の活動でうまくいっていないというようなことをお聞きしましたので、まず協力店が地域のどこにあるのかというところを、マップ上で表していただくような、そういったサイトマップの構築ですとか、のぼりとかを店舗の前に立てるというようなこともやっておられるので、そののぼりの作成代とか、ポスターでの周知をしていただくための費用ですとか、そういった普及啓発に関する事業費も、別途計上して補助をさせていただくというようなことを考えております。

○西銘純恵委員　それでは次の、つながり・つなぐ支援の輪構築事業。この事業について、つながれていない皆さんをつないでいくということが先ほどありましたけれども、これについてですね、つながり切れていない人がどれだけいるのか。お尋ねします。

○井上満男こども家庭課長　少し大ざっぱな試算になってしまうんですけれども、沖縄県内での子どもの数が、令和６年４月１日現在で約23万6000人いるということになっております。15歳未満の子どもの数ですが、県内の子どもの困窮世帯の割合というのを県が毎年調査しておりますが、約２割から３割存在しているというようなところで、単純にそれを掛け合わせますと、約６万人程度の子どもが困窮状態にあるのではないかというふうに推測されます。

一方で、これまでの貧困対策で、市町村段階ではありますが、子どもの居場所が設置されたり、貧困対策支援員が配置されたりということで、様々な活動で子どもたちに関われるようになっております。

この関わっている数というのが、令和５年度で約１万5000人ということで、その差がまだ数万人程度あります。

ただそこが支援につながっていないかというと、ほかのいろんな社会資源や、制度とかにつながっている家庭ももちろんあると思いますし、今般はもう物価高騰で困窮世帯のみならず、一般世帯、多子世帯等々ですね、非常に厳しい状況であると思っておりますので、一概に数値というのが、どれぐらいが対象になってくるのかというのはやってみないと分からないんですけれども、支援につながっていないところを掘り起こして支援につなげ、既存の制度とか資源とかにつなげていきたいというのを目的としてやっていきたいなというふうに考えております。

○西銘純恵委員　とてもこの事業について期待をしています。

次ですね、新規事業ひとり親就労チャレンジ事業、説明をお願いします。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

ひとり親就労チャレンジ事業につきましては、令和５年度に実施いたしました、沖縄県ひとり親世帯等実態調査の結果におきまして、ひとり親世帯が正規雇用の割合が低いことですとか、転職回数が多いなどの課題があることが分かりましたので、就労へのイメージを深めまして就労後の離職の軽減を図るための総合的な支援を行う事業として、取り組みたいと思っております。

具体的には、ひとり親に対しましては、就労コーディネーターによる就労相談を行いまして、複数企業での就労試行を可能とすることとしております。

また、就労試行期間中における子どもの預かりなども考えております。

また企業に対しましては、試行受入れに係る負担軽減をするために委託料の支給を行うこととしております。

このようなことを行うことで、ミスマッチによる就労後の離職軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　事業を理解する企業ということになると思うんですけれど、想定としてはどれだけ県内であるんですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答

えします。

具体的な数とか、ちょっと今持ち合わせておりませんが、この事業を実施するに当たりまして、ハローワークですとか沖縄労働局のほうにも御意見を伺っているところです。

その際にですね、女性活躍促進の状況が優良なえるぼし認定企業などに御協力いただけるのではないかというアドバイスをいただいているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　新規事業頑張ってください。

次、新規事業、戦後80年の女性のあゆみ編纂事業ですけれど、これまで、民間団体などが戦後の沖縄の米兵による女性の性暴行事件とか悲惨な歴史を持っているわけですよね、そこら辺もそういう戦後80年のあゆみの中で、今回のものに入れられるかどうかは別にして、検討していただけないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　今回の戦後80年の記念誌の編さんにつきましては、新年度にですね、編集委員会を設置して、掲載方針ですとか、内容を検討する予定となっております。

今委員の御提案ありました内容につきましては、この編集委員会のほうにも情報共有してまいりたいと思います。

以上です。

○西銘純恵委員　こども・若者体験事業について、お尋ねします。

○島津典子こども若者政策課長　お答えいたします。

こども・若者体験事業は、子ども、若者が沖縄戦について学び、過去から現在、未来についてともに考える場を創出するため、舞台やワークショップなどの体験機会を提供する取組で、戦後80周年平和祈念事業として位置づけて実施するものです。

具体的には、沖縄戦を題材とした舞台を開催し、舞台がつくり上げられていく過程を体験してもらうことや、沖縄戦を学ぶワークショップを開催しまして、舞台で使用する小道具作成や裏側見学など、子どもたちとともにつくり上げる体験を提供していくことなどを想定をしております。

○西銘純恵委員　沖縄の戦後の歴史ですね、80年ということを機会に目を向ける、全県的にその取組そのものが知られるようにというのかな、参加できるのは特定の人だと思うんですけれども、ぜひ広げていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

午後０時13分休憩

午後１時40分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

平良識子委員。

○平良識子委員　午後もよろしくお願いいたします。

先に教育委員会から質疑をさせていただきます。

資料は歳出予算事項別積算内訳書から、ちょっと細かくなるんですけれども、質疑をさせていただきたいと思います。

先に65ページの学習対策費において、中学校の夜間学級の設置についてという事業があります。

中学校夜間学級については、那覇市が検討してまいりましたけれども断念が表明された中で、県としては、改めまして新年度にどのように検討していくのか伺います。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

中学校夜間学級の設置に係る課題研究事業は、公立夜間中学校設置に係る現状、課題、今後の方向性等について情報収集等を行う事業です。

県教育委員会としましては、全ての市町村が設置しないとの意向を示していることから、平成30年度に実施したニーズ調査の結果や、検討委員会で取りまとめた県主体案を参考にしながら、今後の在り方を検討してまいります。

以上です。

○平良識子委員　具体的にどのように検討していくのか、いつまでに結論を出すのか、その他、もう少し具体的にお願いいたします。

○新城高広義務教育課長　まずは、予算に関しては令和７年度当初予算８万3000円計上されているんですけれども、これも情報収集等とかですけれども、まず庁内の関係各課との情報共有、そして対応を検討してまいります。

また、夜間中学校の設置については、可能な限り早期に判断できるよう努めてまいります。

○平良識子委員　人数が把握しづらいというところもあって、なかなか検討しづらいというところもあると思うんですけれども、しかしながら、ニーズはありますので、これは本当に前向きに検討していただきたいなと思います。

やっぱり各市町村では難しい、これは県しかできないことなので、ぜひ前向きに取組を進めていただきたいと思います。要望で終わります。

次に、34ページの教職員住宅に係る経費が計上さ

れておりますけれども、具体的には宮古、石垣を増やしていくと思いますが、何戸増やすのか。

そしてまた、既存戸数が今幾つあって、増設したことによって充足はどのようになっていくのか伺います。

○上江洲寿働き方改革推進課長　今回の令和７年度予算のほうでは、宮古地区、八重山地区のほうに借り上げ住宅の予算を計上しているところであります。

宮古のほうには23戸、八重山では13戸を想定しておりまして、現在の教職員住宅の戸数ですが、宮古地区が66戸、八重山地区は65戸です。

次年度の人事異動等は今まだ決定していないところもありますので、次年度の充足率等はお答えすることはできないですが、ただ、現在の宮古八重山地区の住宅のほうは、入居率も100％埋まっている状況です。

また、この借り上げに関してもこれから確保できる物件の賃料ですとか、そういうところでも戸数の増減が出てくるはずなので、今、各地区の教育事務所、学校と連携しながら、できるだけ多くの戸数が確保できるように取り組んでいる状況でございます。

以上になります。

○平良識子委員　引き続き、学校の教職員の先生方が働きやすいように、この住戸については引き続き拡充していくように取り組んでいただきますようお願いいたします。

教育委員会については、231ページの学校給食運営指導費、これは今回の学校給食費の無償化が大きく予算計上されておりますけれども給食費の支援の拡大――とりわけ小学校の検討については新年度、どのように取組あるいは検討していくのか伺います。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

県としましては、まずは令和７年４月から県内41市町村全てに対して、中学生の学校給食費の２分の１の補助をスタートし、また、国会等において様々な議論がなされておりますので、また国の動向等も踏まえながら、小学校等へのさらなる拡充について検討してまいりたいと考えております。

○平良識子委員　新年度から中学校が始まるということでもありますので、そこはしっかり取り組んでいただきながら、また拡大に向けて検討していただきたいと思います。

そして、本会議でも取り上げさせていただきましたけれども、この事業の中で、栄養教諭・学校栄養職員研修というのもありまして、県内の学校給食の栄養素等摂取状況調査が国基準を下回っている項目が幾つかあるということで、それがしっかり向上されるようにということで取り上げさせていただきました。やはり物価高騰に今、給食費が追いついていない、あるいは給食費が長年据え置かれている状況の中で、なかなか食材費が追いついていないのではないかというのが考えられますけれども、この指摘は、栄養教諭、学校栄養職員の先生方からしか上げられていかないのかなと思いますけれども、この栄養価を下回っている状況で、改善させるための対応について、改めて伺いたいと思います。

○金城正樹保健体育課長　学校給食につきましては、各自治体において献立作成委員会を設けるなどにより、栄養教諭等、保護者その他関係者の意見を尊重することとなっております。栄養価等、バランスの取れた学校給食の提供に取り組んでいるものと認識しております。

また、この給食費の価格についても、各市町村の状況が異なりますので、市町村の地産地消の考え方とか地域で様々状況が異なりますので、各市町村の実情に応じた給食費を設定しているものと認識しております。

今回、県のほうで中学生の支援事業を通して市町村の物価高騰分も支援することとしておりますので、引き続き市町村と連携しながら、学校給食の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○平良識子委員　ありがとうございます。

引き続き、学校給食費もそうですけど、栄養価も上げられるように注視していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、こども未来部に移ります。35ページの放課後児童クラブの予算がいろいろ計上されておりますけれども、この委託料が約２倍になっております。充実させていくのは非常に重要なことですので、まず予算が２倍になった理由、具体的に拡充していく事業についてお伺いいたします。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

児童健全育成費の中で３つ事業がございますが、今回、令和７年度に、新規事業として１つ立ち上げさせていただいています。

こちらは、放課後児童支援員の人材確保、定着を図ることを目的に、資格取得をしているけれども放課後児童クラブには就労していない潜在支援員の皆さん――地域人材の掘り起こし、あと潜在支援員の実態調査などを行うことを目的としている内容となっております。

具体的にでございますけれども、放課後児童クラ

ブで就労している職員とか、認定資格研修を受講し実際就労していなかった方々に対して、その要因把握を目的とした実態調査を実施しまして、その結果を踏まえた効果的な取組の検討を行っていきたいと考えています。

また、年間を通して人員が不足しているクラブ、特に夏休み期間中の雇用ニーズに対して、就労される方がいらっしゃらないというところがございますので、そういった方々に対してなんですが――この放課後児童クラブについては、社会福祉士、または教諭等の資格を保有している方々についても支援員の就労資格といったものを研修を通して得ることができます。こういった教諭の免許をお持ちのリタイアされた方々とか、また、夏休みに御協力いただけるような大学生とかも掘り起こして、夏休み期間中、支援員が足りないというようなところに対して雇用につなげていくというようなことができないかということで検討をしていきたいと考えております。

以上になります。

○平良識子委員　子育て支援においては、非常に重要な放課後児童クラブの取組ですので、ぜひ県でも引き続き御支援をお願いいたします。

次に、53ページの子ども家庭支援対策費における５番目のヤングケアラー支援体制強化事業ですけれども、令和７年度の具体的な取組、支援体制をどのように強化していくのか伺います。

○井上満男こども家庭課長　この事業は令和４年度から継続している事業でございますが、ヤングケアラーの支援体制を強化していくということで、継続してヤングケアラーを発見したときの関係機関――福祉、介護、医療、教育等の職員の皆様に研修に参加していただいて、発見したときの声かけですとか、どういったところにつないだらいいのか、そういったところをしっかりと認知していただくというような取組を引き続きやっていくというところと、こども家庭課にヤングケアラー・コーディネーターという方を配置しておりまして、市町村ですとか支援団体とか様々なところからの問合せ、ヤングケアラーへの接し方等、相談体制を構築しております。

それ以外にも、当事者のヤングケアラーの方々が気軽に相談しやすいように、ＬＩＮＥの相談窓口を設置したりとか、あと、当事者同士が気軽に交流できるようなオンラインサロンの設置運営を行うことを予定しております。

令和７年度におきましては、研修体制のほうで、これまで取り組んでいなかった離島での開催等も検討しておりまして、オンラインサロンのほうも少し回数を増やして交流の場を充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○平良識子委員　ＬＩＮＥで相談しやすい体制を整えるということなんですけれども、子どもたちにどのように具体的に周知をしていくのか、もう少し教えていただけますか。

○井上満男こども家庭課長　ＬＩＮＥ相談窓口ということで、気軽に参加しやすいように名称は沖縄県ヤングケアラーチャンネルというような形で命名させていただいて、このチャンネルがあるよというようなことはコンビニとかでも名刺ぐらいのサイズのカードを配布させていただいておりまして、そこでこのチャンネルというものを認知していただいて、ＱＲコードとかでそこへアクセスできるようにしておりますので、気軽に相談いただいて、しっかりとキャッチをして、その中から相談につなげていくというような感じで取り組んでいるところです。

○平良識子委員　頑張ってください。

次に、54ページの子ども家庭支援対策費における児童虐待防止対策事業費に5300万円のプレハブ増設工事が計上されております。どこに何の理由でプレハブを設置するのか、まずは伺います。

○井上満男こども家庭課長　プレハブ増設工事につきましては、中央児童相談所におきまして、近年、職員を増加してきましたので、執務室が狭隘化してきています。それに対応するために、中央児童相談所の中庭のほうにプレハブを設置する予算を取って、計上させていただいているところです。

工事請負費では5300万円ですけれども、それ以外にも設計に係る委託費で200万円ということで、トータルでは5500万円、関連予算を計上させていただいているところです。

○平良識子委員　児童相談所の職員の増に伴い施設が狭隘になっているということでの御説明だったと思いますけれども、現在、何人増になっているのか、あるいは専門職の配置数の状況についてお伺いいたします。

○井上満男こども家庭課長　令和７年度の定数増についてお答えさせていただきますが、沖縄県内、中央児童相談所のほかにも中部にコザ児童相談所を設置しております。両児童相談所で、令和７年度は16名の大幅な増員をさせていただくところとしております。専門職ということで、児童福祉司、児童心理司がそれに当たるかと思いますが、この内訳で申し上

げますと、児童福祉司が、中央児童相談所では６名、児童心理司が４名の計10名の増員、コザ児童相談所においては、児童福祉司４名、児童心理司２名の計６名の増員で、両児童相談所で16名の増となる予定となっております。

○平良識子委員　ありがとうございます。

確認ですけれども、16名増員するということで、これは国の基準をしっかり満たしている人数配置ということでよろしいですか。

○井上満男こども家庭課長　国の配置基準というのは、管内の児童人口ですとか、それ以外にも児童虐待相談対応件数によって算出するものとなっております。

直近の児童虐待相談対応件数というのが、確定値としては令和４年度までしか出ておりませんので、その段階で算定したところでいきますと、令和６年度時点でまだ31名ほど足りなかったので、今回16名の増員をするわけなんですけれども、どうしても児童心理司のほうが応募してもなかなか来ない、競争試験で応募者が少ないとか、そういったところで、若干満たしていないというような状況になっております。

○平良識子委員　状況は分かりました。

引き続き、満たしていただけるような取組を進めていただきたいと思います。

次に、68ページの子どものための教育・保育給付費についてですけれども、さきの予算特別委員会、これは補正予算でしたけれども、この中で認可保育所の保育士の処遇改善に係る公定価格が国により引き上げられたということで、これは戦後最大額の幅であるという御答弁がありましたけれども、改めまして、新年度の当初予算で１人当たりの引上げ額がどうなっているのか、そして予算に引き続き反映されて入っているのかどうか、お伺いいたします。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

子どものための教育・保育給付費におきましてですが、こちらは人件費を含む保育所等の運営に関する費用を、国が定めました基準で算定した公定価格に基づき負担するものとなっております。

令和７年度当初予算では192億円程度、計上させていただいております。

国におきましては、令和６年度の補正予算及び令和７年度の当初予算に向けて、保育士等の人件費を10.7%引き上げるための増額改定を行っております。

この増額改定を踏まえて、県においても、令和６年度の補正予算もそうですが令和７年度についても、その10.7%引き上げた分を含めて予算に計上させていただいたところでございます。

この増額改定につきましては、国からの予算積算上の参考として示された保育士の年額人件費で見た場合になりますけれども、今回の改定により、沖縄県におきましては、令和６年度当初の１人当たり393万円から435万円と42万円の増額が見込まれているというところになっております。

以上です。

○平良識子委員　非常に大きいですよね。保育士の手当が年間42万円上がるということは、もう本当に大きな節目になる年だなと思っております。

私、８月に国にこの保育士の公定価格の引上げを、要請しに行きましたので、大変うれしく思っております。

処遇改善分は人件費に充てているということで国も対応しておりますので――ただ、この項目が運営費として園には入っていくので、しっかり人件費に、保育士の給与にしっかり反映させていくチェック体制が非常に重要かなと思います。令和７年度は、どのように取り組む予定か、お伺いいたします。

○寺本美幸子育て支援課長　国の事務連絡におきまして、今般の人件費の改定分が現場の保育士等に確実に行き渡ることが重要であるということから、今後、こども家庭庁のほうから都道府県を通じて市町村に対し、各施設における人件費改定分の使途に係る資料提出を依頼し、その効果を検証するとされています。

国からはまだ具体的に示されていませんが、今後、人件費改定分の使途に係る資料提出が各園のほうには求められてきます。その辺についても県のほうでもしっかり確認をさせていただきたいと考えております。

また、令和７年度からは保育所の各施設単位で、経験年数に応じた保育士のモデル給与等を公表する制度がスタートします。これは見える化ということになります。今までだと施設ごとの給与の比較はなかなか難しかったものが、これが全てオープンになっていきます。

こういった制度にも保育施設はしっかり対応していかなくてはいけないことになっていますので、県においても保育所の皆さんが見える化に対応できるように、しっかり保育士・保育所総合支援センターの支援を通して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○平良識子委員　ありがとうございます。

期待しております。頑張ってください。

最後に、69ページの児童保護等措置費なんですけれども、里親相談センターの委託料6200万円がゼロになっているという理由と、社会的養護の子どもたちの育ちを支えるために里親さんが非常に大事な制度としてありますけれども、現在沖縄県で里親に委託している子どもたちの数は全体の何パーセントなのか、また里親の登録数の状況についてお伺いいたします。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、こども家庭課長よりまずは先ほど行った答弁を訂正した後、今の質疑に対する答弁をしたい旨、申出があり、委員長が許可した。）

○新垣新委員長　再開いたします。

井上満男こども家庭課長。

○井上満男こども家庭課長　先ほどの児童虐待防止対策事業費のところで、児童相談所の人数が足りているのかというような再質問をいただいた際に、答弁として、児童人口ですとか児童虐待相談対応件数を基に国の配置基準が定まっているとお答えしたところですが、正しくは児童人口ではなくて、各区域市町村の人口ということで、大人も含めた全体の人口で算定されるとのことでした。

すみません、おわびして訂正させていただきます。

改めまして、児童保護等措置費の中の里親等登録数、委託数、委託率などについてお答えいたします。

令和５年度末になるんですけれども、まず登録里親数はまだ暫定値ではございますが、306組、ファミリーホームという五、六人規模で里子を預かるというような施設もありますが、そこが９か所ございます。そのファミリーホームに委託されている児童が187名となっております。

全体的な里親等委託率ですが、母数としては要保護児童の数、その内里親等に委託されている数の割合ということで申し上げますと、その委託率は、令和５年度末時点でこれも暫定値ですが、39.7％となっております。

○平良識子委員　委託料の6200万円がゼロになっている理由についてはどうですか。

○井上満男こども家庭課長　すみません、答弁が漏れていました。

委託料がゼロになっているというところは、委員からもあったとおり、里親養育支援センターという施設が先月開所しました。

令和６年度は開所に向けた準備ということで、里親相談センターの委託料ということで計上していたところなんですけれども、２月に開所し、令和７年度からは児童福祉施設として本格運用を開始いたしますので、それについては国のほうから措置費、扶助費が支弁されるということで、委託料は計上せず、扶助費のほうで計上しているところでございます。

なお、その扶助費は約１億1000万円ほど計上しているところです。

○平良識子委員　ありがとうございます。

理解いたしました。

最後に、里親の委託数が39.7％であるということなんですけれども、これは考え方として、あるいは国の何か指針とか、その目標数値等というものがあるのでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　今、国のほうから社会的養育推進計画という、各都道府県で策定している計画があるんですけれども、令和７年度から策定するということで策定要領が示されて、各都道府県でも策定作業を進めているところです。

その中で、国のほうから里親等委託率のほうについても目標値を定めてほしいということで、この要領の中に明記されておりまして、未就学児におきましては、里親委託率を75％。それから、学童期以降を50％というようなところで目標値を定めてほしいということがありますので、様々な社会福祉施設とかの方々からの意見も聞きながら、現在、策定作業を進めておりまして、そのあたりの目標値についても、３月末までにはしっかり定めていく考えでございます。

○平良識子委員　非常に重要な業務だと認識しております。引き続き、取組を頑張ってください。

以上です。終わります。

○新垣新委員長　比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　私は、資料３－３からお願いします。

43ページの沖縄こどもの貧困緊急対策事業ということで、何名かの委員からもありましたけれども、現事業の主な取組、それから、市町村との連携事業という形でありますので、市町村との連携状況並びに実績等について、まず質疑したいと思います。

○井上満男こども家庭課長　内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業につきましては、沖縄振興予算のほうで、内閣府の直轄事業として計上しておりまして、それを活用させていただき、県と市町村で様々な貧困対策に活用させていただいております。

県のほうでは、県立高校16校の中に居場所を設置する事業ですとか、北部圏域全体を対象としました

若年妊産婦の居場所の設置、あるいは市町村も含めた、こういった居場所に学生ボランティアを派遣する事業など市町村の取組を補完し、広域的に支援する事業を実施しておりまして、これまで、継続事業を10事業やっておりまして、令和７年度は新たに２事業を実施する予定としております。

様々な事業があって、それぞれ一定の成果は出しているところなんですけれども、代表的なものとして市町村の取組になってしまいますが、この事業を活用しまして、子どもの居場所が205か所設置されております。

その居場所が設置されたことをきっかけに、ボランティアや自主運営で子ども食堂とかをやっていただくような方々も地域に増えておりまして、それが約150か所設置されて、全体で360か所と、そういったところになっておりますので、この事業があったことによって、地域で子どもを支援する場所の確保ですとか、食糧支援とか、そういったものが徐々に行き渡るようになってきているというような成果が表れているかと思います。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

市町村が多岐にわたって展開してそれをフォローという形になりますが、県の事業で、高校16校に居場所という形で――その配置状況と利用状況について質疑します。

○井上満男こども家庭課長　内閣府のこどもの貧困緊急対策事業は、平成28年度に当時10億円、10分の10という異例の財政措置ということで創設された事業ですが、その当時から高校の居場所の設置をやっておりまして、平成28年度に初めてできたのが真和志高校です。それから16校になっているんですけれども、ちょっと高校名を言うと長くなってしまいますので、その選定基準としましては、教育委員会のほうとも連携させていただきながら、県の平均よりも不登校が多いとか、中途退学者が多い、そういったところを中心にお互いで協議して、学校現場の意見も聞きながら設置を進めているというようなところです。

各居場所を今どれぐらい利用しているかというところは、今手元に資料がないものですから、もし整理できましたら後でお届けしたいと思います。

○比嘉忍委員　それぞれの不登校の生徒に対応する居場所づくりという形で受入れをしながら、複数に渡って事業展開してきておりますので、課題等々の解決に向けての取組等を――後ほどでよろしいですので、資料等をいただきたいと思っております。

それに付随して、新規事業が44ページに２つあるのかということで、先ほども松下委員のほうからありましたので、具体的な事例についてはもう把握しました。令和４年から展開されていて、それから、財政負担とか専門職の人材確保という形でやっており、非常設型を開設したいということでしたが、次年度の事業になりますけれども、スケジュール感として、いつ頃までにそれを設置したいという認識でありますか。

○井上満男こども家庭課長　今、設置を目指しまして、どうしてもこれは地域にある助産院とかクリニックとかの協力が得られないと――その場所をモデル的に利用したいということなので、その協力がないとなかなかモデル事業も実施できないということで、今年度中からそういう既存の事業をやりながら、手を挙げたいというようなところは幾つかいただいておりますので、そこと今、個別にできるかどうかという調整を進めておりますので、新規事業なので、４月に入ってすぐというのは準備等もあるので難しいかもしれないんですけれども、今、意見交換させていただいているので、比較的速やかに、夏よりも前には実施できるような感じで取り組んでいきたいなと思っております。

○比嘉忍委員　次年度の取組でありますので、意向がある医院さんとしっかり連携しながら、この目的が達成できるように、設置できるように対応していただきたいと思っております。

次は同じ３－３の44ページ。午前中、西銘委員からもありました、ひとり親就労チャレンジ事業ですね。経緯とか、それから対応についてはありましたので、具体的に離職の軽減を図るとか、仕事に就く前の取組なのか、就いた後もフォローアップしていくのかとか、その辺、具体的に細かく説明をお願いします。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　お答えします。

まず、ひとり親に対しましては就労コーディネーターを配置いたしますので、その中で、ひとり親の方御自身が抱えているような不安などを聞き取りながら、また、自分自身に向いているお仕事、どういったものがあるかというのを相談しながら進めていくと。その中で、実際に業務をしてみないと分からないこと、また、職場の環境とか分からないこともありますので、その中で試行という形で、大体１人３社ぐらいで、それぞれ３週間ぐらいずつお試しができればいいかなと今思っているところです。

それ以上になりますと、やはりちょっと中だるみをしてしまいますので、いろいろとチャレンジするという意味で、試していただければいいかなと思っています。

それでマッチングがうまくいって就業された後につきましては、今後はまた国の事業とかにつないでいったり、県の商工労働部の事業につないでいけるかなと思っていますし、もしもうちょっと自分のスキルアップをしたいということであれば、ひとり親の支援として、こども未来部のほうでやっております就労支援とか講習とか、そういったものを受けていただいて、また再びチャレンジするというようなことができればなと思っていますので、こども未来部だけではなくて、国の機関ですとか、あと商工労働部などとも連携しながら事業を進められたらなと考えているところです。

○比嘉忍委員　エントリーして仕事を探すまで、それから就職した後も横断的に部署をまたがって対応していくという形で、非常にいいと思います。新しい事業ですので、そういった事業があるよという周知徹底というか、その辺の呼びかけの取組はどのように考えておりますか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　まずは、ひとり親を支援していらっしゃる団体等を通じて行うほか、協力いただく企業などにもお願いしたいと思っておりますし、県として一般的に広報活動を行えればなと思っています。

○比嘉忍委員　協力いただく企業というのは、採用する企業側ということですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長　採用いただける企業もありますし､経済団体とかそういったところにも働きかけができればなと思います。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

個別に採用していただく企業はもちろんですけれども、経済団体とかにも声かけすることによって周知徹底等、さらにこのような方々の採用枠の拡大にもつなげていただきたいなと思っております。

ありがとうございます。

同じく３－３、47ページ。これも午前中、ほかの委員からもありましたが、妊産婦等生活援助事業についてでございます。

この具体的取組について、これは継続事業ですので、これまでに見えてきた課題等、それからその課題に対しての取組、解決状況について質疑します。

○井上満男こども家庭課長　午前中も若年妊産婦の居場所とか支援の事業を中心にお答えをさせていただきました。これら事業は若年妊産婦に特化した、あるいは、常設型で通所型の事業だったんですけれども、この妊産婦等生活援助事業に関しましては、若年妊産婦に限らず、家庭生活に困難を抱える、市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている特定妊婦さんだったりを対象とした事業になっておりまして、出産までの間、安心して生活を送ることができるように宿泊型の居場所を設置し、提供しているという、そういった事業になります。

支援コーディネーターですとか看護師、母子支援員を配置しながら実施しておりまして、令和５年度からこの事業は開始しております。

開所した宿泊型居場所は、令和５年10月に開所したんですけれども、中部圏域に１か所、それから昨年９月末までの実績でいきますと、計６世帯が入所していただいて、様々な支援をしているところです。

課題としましては、やはり特定妊婦ということで、市町村要保護対策地域協議会のほうへの登録ということを申し上げましたが、どうしてもその市町村ですとか支援団体のほうからしっかりとつなげてきていただくというところと、それから、宿泊型居場所から退所するときも、併せて当該市町村等との連携が必要になってくるということで、その辺りは市町村、支援団体と連携して入り口も出口も含めてやっていくことが課題かなと思っております。

そのために関係機関、市町村も含めてですが、居場所に関する通知ですとかパンフレットとかは、毎年配布して周知を図っているところです。

あと、昨年１月には、この関係機関を集めた特定妊婦等関係機関連絡協議会というものを設置しておりますので、今後こういった協議会も活用しながら、関係機関が連携してしっかりとキャッチをして、地域に安心して帰っていただくというような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○比嘉忍委員　入り口、出口、それぞれで市町村との連携が課題であるということを今課長が挙げておりました。しかし実績としては、市町村によってもそれぞれの入り口、出口での対応、それから連携状況にちょっと差があるという感じなんでしょうか。どうですか。

○井上満男こども家庭課長　まだ６世帯ということなので、傾向とかということが言えるレベルではないかとは思うんですけれども、市町村のほうでも、この特定妊婦の居場所に預けたら終わりというような感じの意識を持ってしまうと、その後実際に市町村に帰っていくような時に、その後の支援は当然そ

の市町村でやっていただかないといけないことになります。その辺りの意識をしっかり持っていただきたいという部分で、なかなか関係性の構築――うまく機能していないというような事例とかも中にはあったんですけれども、徐々にその辺りは浸透してきておりますし、利用に当たってのルールといったところで、しっかりと関わりを持ってくださいと周知していますので、やはり今後は、実際に現場見学に来てもらったりして、こういった居場所とかを市町村の担当者の方々にも分かっていただいて、支援につなげやすいような取組も必要かなと思っております。

先ほどの繰り返しになりますが、協議会も設置しておりますので、そういったところとしっかりと連携を強化できるように、そこがやはり課題ですし、取り組んでいかないといけないところかなというふうに思っております。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

入り口、出口、市町村との連携が非常に重要になってくる事業じゃないかなと思っております。

最後１点だけ。協議会のメンバーは、この６世帯が所属している市町村のみですか。

○井上満男こども家庭課長　市町村に関しては、母子生活支援施設を設置している３市がございます。具体的には、那覇市と沖縄市と浦添市になりますが、こちらの母子生活支援施設を所管している部署の方々に来ていただいているのと、母子生活支援施設協議会という、それぞれの上の団体がありますので、そこの協議会の代表の方にも入っていただいておりますけれども、それ以外の市町村が入っていないというところで、なかなか周知が進んでいないのかなと思っています。一応通知は送っているんですけれども、もう少し訪問とか実際に来ていただくとか、呼びかけを徹底していきたいというふうに思っております。

○比嘉忍委員　分かりました。

那覇市、沖縄市、浦添市、それ以外の市町村にも全て通知とか連絡をしていますけれど、なかなか参加いただけないということで、我々としても地元市町村なりにも声かけしながら、そういった沖縄の全体の課題解決に、県と市町村が連携していけたらなと思っております。

それから47ページ、ヤングケアラー支援体制強化事業。これも先ほど平良委員からありました。具体的な事業内容についてはもうよろしいです。

令和４年から始まって関係機関の職員の発見時の声かけ、サポートとかコーディネーターの配置ということでございますが、具体的に県のコーディネーターさんの取組等について、どのような形でされておりますか。

○井上満男こども家庭課長　県のコーディネーターは、こども家庭課のほうに会計年度任用職員として配置をしております。

コーディネーターの窓口があるよということは全市町村にも通知をしております。活動としては市町村ですとか学校現場の方々で、ヤングケアラーと思われる子がいるんだけれど、どういう対応をしたらいいですかとか、具体的な接し方ですとか発見したときのつなぎ方とか、様々な相談をこのコーディネーターの方が受けていただいて、市町村、あるいは関係機関の方々にアドバイス、助言をしているというようなものですとか、そういった対応を124件ほどやっております。

あと、市町村主体で研修をやる際に講師として呼ばれて行くことも多くて、今年度に関しましては13回、講師として参加をし、544名の参加者の方にヤングケアラーの認知を深めていただくような取組をしているところです。

○比嘉忍委員　講師を市町村へ派遣するというのは、市町村がコーディネーターを養成するための講座への派遣なんですか。それとも、ヤングケアラーの問題を根本的に解決するためのアドバイスという形で行かれるんですか。どちらになるのでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　コーディネーターを養成するというのは、なかなかないとは思います。

ヤングケアラーというものが、近年話題というか注目を浴びてきましたので、市町村の段階でもどのようにこの問題について、ヤングケアラーってそもそもどういった子なのかとか、そういったところから学んでみようということで、何かの研修の際とかに、せっかくコーディネーターがいるんだからということで、県のほうに声かけをいただいて、派遣をするというような感じが多いかなと思っています。

本当は市町村段階でヤングケアラー・コーディネーターを配置していただけると一番ありがたいんですけれども、市町村のほうでも財政負担の問題とか相談員とかの役割分担とか、いろいろな課題があって進まないところではあるんですけれども、県のコーディネーターがしっかりとそういった活動を見せることによって、市町村でも配置を進めていっていただければいいなと思って、今周知も含めてやらせていただいているところです。

○比嘉忍委員　ヤングケアラーというのが非常に、マスコミやそれぞれの地方議会等でも取り上げてきたりしていると思うんですけれども、県のコーディネーターさんの派遣について、そもそもヤングケアラーの定義というか、形から説明しているということだったんですけれども、現時点で県全体で何人いらっしゃるのかとか、それを拾い出すために、県や教育委員会と学校現場等との連携とかいうのは、全然これからという形になるんですかね。

やっているのかなとは思ったんですけれど、どういう状況なんですか。

○井上満男こども家庭課長　ヤングケアラーコーディネーターを市町村段階でも配置いただくのが望ましい姿だと思っています。

先ほど申し上げたとおり、財政負担とか既存の支援員との役割分担というところが課題で進んでいないんですけれども、このコーディネーターを配置するに当たっては、国のほうも補助メニューを充実させておりまして､通常２分の１の国庫補助のメニューが、３分の２の補助を受けられるということもあります。県のコーディネーターがいろんな研修とか講師とかで行く際にはこういった紹介もしていますし、我々のほうも年に１度、全市町村長さんが集まる沖縄振興拡大会議というものを４月、５月にやっていますので、そういったところでも紹介をさせていただいて、直接、首長のほうに、こういった事業の活用もということで呼びかけてはいるところではあるんですけれども、先ほど言った課題等もあって、今、市町村の段階で配置されているところは、自治体としてはないというような状況です。

○比嘉忍委員　今、課長からありましたように、理想としては全市町村に配置できたらなという形ですが、財政的な部分からの課題があってできていないということでありますので、その部分をクリアして全市町村に配置できるように、県として指導、財政支出も含めてやっていただきたいと思っておりますので、次年度以降の展開に期待したいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、県立学校教育課長から答弁訂正の申し出があり、委員長が許可した。）

○新垣新委員長　再開いたします。

屋良淳県立学校教育課長。

○屋良淳県立学校教育課長　申し訳ございません。午前中の米須清一郎委員、そして喜友名智子委員の御質問の中で、国際交流事業における令和７年度予算の答弁の中で、令和７年度の長期留学の派遣人数は４名増の25名を予定しているというふうに答弁申し上げましたが、正しくは派遣人数３名増の24名となります。

訂正しておわびいたします。

○新垣新委員長　新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

私からは、資料３－３の45ページ、19番、スポーツ振興事業費、約１億8000万円の事業なんですけれども、午前中、米須委員からもありましたが、部活動指導員が24市町村で160名配置されるというところで、部活動の地域移行に関して主に質問するんですけれども、移行に向けた国の方針やスケジュールというのはどうなっていますでしょうか。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

国における公立中学校の部活動の地域移行に関しましては、令和５年度から令和７年度までの３か年間を改革推進期間と位置づけております。

令和８年度以降については、現在、国において、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議で議論されておりますので、またそれが分かり次第、お知らせしたいと思います。

○新垣善之委員　沖縄県としても、教職員の負担軽減などの観点から部活動を地域に移行していくとありますが、部活動は夕方５時から７時ぐらいまでの２時間掛ける人――そういった予算が出てくると思うんですけれども、今、課長がおっしゃるように人材も不足していると予算もなかなか国から下りてこない。移行に向けてまだ不透明だと思うんですね。そういったところを今後どのように考えているのか。僕としては８市町村へのコーディネーター、部活動指導員が160名ではなかなか指導者の育成だったりとか、もし移行するのであれば育成部分の費用も必要だし、そういった基盤が整っていないところがあるので、教育委員会としてどのような方針を考えているのかをお願いします。

○金城正樹保健体育課長　県教育委員会としましては、やはりこれはそれぞれの地域において様々な――例えばスポーツ少年団が活発に活動している地域やあるいは様々な受皿となり得る、そういった企業とか民間の団体等もございます。

中には１村１中学、１町１中学とか、そういった事情もありますので、それぞれの地域の実情に応じて、子どもたちのスポーツ環境、あるいは芸術文化活動といった環境づくりを市町村のほうで、保護者代表や市町村教育委員会、そして社会教育団体等を

交えて、まずはニーズ調査を実施していただきたいということを勧めているところでございます。

○新垣善之委員　市町村でも、総合型地域スポーツクラブであったりとか、おっしゃったようにスポーツ少年団だったりとかを通して運営していこうとやっているんですけれど、なかなか経営難という感じの返答が返ってきたり、うまくいかないのではないかというところがあります。今現在、体育の先生方を重視しながら、教職員で担っていただいている部活動指導について、兼職兼業をしながらという方法もあると思うんですけれども、そこら辺も検討はなされているのかお願いします。

○金城正樹保健体育課長　委員がおっしゃる教職員の兼職兼業につきましては学校長の管理下にありますので、今ある学校部活動の形では兼職兼業は認められないということで、スポーツ庁から明確にちゃんと事例として示されておりますので、総合型地域スポーツクラブとか、あるいはスポーツ少年団とか、受皿となるそういった民間の運営機関に教職員が従事する場合は、兼職兼業が可能であるというふうに、これはスポーツ庁からも示されているところでございます。

○新垣善之委員　分かりました。

まだまだ体制が整っていない部活動の地域移行なので、子どもたちの文化的、スポーツ的な能力を養っていくためにも、国の予算であったり、人的な配置だったりとか、もっと取り組んでいく必要があるかなと思っております。

次に行きます。歳出予算事項別積算内訳書の36ページ。

産業教育についてなんですけれども、主眼としては、日本の人口動態が逆三角形で超少子高齢社会という中での――自分の考えも入っているんですけれども、11月に高校生の産業教育フェアが毎年開催されていますが、農業、工業、商業、水産、家庭、福祉、特別支援部門、情報といった８部門で構成されて、様々な成果を皆さんで共有していくというフェアがあります。

その中で、この高等学校の教育課程であったりとか、学習指導要領に、大なたを振るって精選していって、高校生が社会に出てすぐに活躍できる、稼ぐ力を担っていけるところを高校の段階でやっていかないと、もうこの少子化の段階では、スタートアップできる子どもたちがなかなかできていかないのではないかなと私は危惧しています。この資料３－３の当初予算の説明資料の中から、商工労働部や農林水産部の予算から教育部門に引っ張って来れる予算がないか、リストアップしたんですけれども、その中に畑人支援計画だったりとか、農作地の活用、いろいろな事業が約25項目あって、それが25億8900万円あります。例えばスマート農業、スマート水産、いろんな部門で高校生を指導して能力をアップする――例えば農業部門で言えば、農地を借りて、そこで訓練していくという施策を打っていかないと、なかなか能力を発揮できないのではないかなと思うんですね。やっぱり子どもたちの教育にかける予算はしっかり投じて12番、沖縄県産業教育支援事業であったりとか、29番の農業教育推進事業――例えば１番の教育課程等の改善充実事業費で、ここをしっかり練っていけば、もっともっと高校生が、卒業してもすぐ自分の業に携われるのではないかなと思うんですけれども、これは自分の意見ですが、そういった本当に大なたを振るってやっていければ、スクラップしてビルドアップしていけば、この超少子高齢社会にもっと子どもたちを生かせられる。今、貧困も問題になっていますけれども、そこを自分で何とか稼ぐ、生きていく力を見つけられないかなという思いですので、何かもし見解があれば……。

○半嶺満教育長　新垣委員から非常に壮大なお話をいただいている気がしますけれども、お話があったとおり、やはり高等学校は、中学校の基礎の上に立って、専門的な技術等を学んで、社会に自立した職業人、社会人として羽ばたいていくと。そういった力を身につけさせるある意味、教育機関の最終機関と言ってもいいと我々は思っていまして、やはり卒業後にしっかりと社会につないでいく、これが重要であるということで、我々は認識をして、今キャリア教育等に取り組んでいるところでありますけれど、特に即戦力というふうになりますと、やはり基本的には専門高校がそういう役割を担っているというふうに思います。

そういうことで、今、産業教育フェアのお話もいただきましたけれども、専門高校によっては特に免許の資格取得であったり、あるいは地域の企業の皆様方とタイアップしたいろいろな商品開発等、そういったものにも取り組んで、子どもたちの意識も高めながら、社会に出てしっかりと自立して働ける生徒たちを育成しているところであります。

そういった意味で、学校の充実を図っていく、教育の充実を図っていく、そういった中で子どもたちに機会を与えていくことは重要であると思っております。我々も関係機関と連携しながら、今委員のほ

うから御提案もありましたので、そういった取組等も展開できないかどうか、研究してまいりたいと思います。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙禱をささげた。）

○新垣新委員長　再開いたします。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　教育長、ありがとうございます。

戦後80年たって、社会の情勢だったり地球環境だったりとか、いろいろ変遷しています。子どもたちをどう生かすかというところも文科省はしっかり考えて――県としても、今の社会問題になっているところもしっかりとやっていけたらなと考えています。

続いて、資料３－３の49ページ25番、26番、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業、校内自立支援室事業です。これも先ほどあったように、スクールソーシャルワーカーとカウンセラーも市町村教育委員会に、今何名か配置しているんですけれども、できたら各市町村に１人か２人いると、教育部門で問題になっていることをしっかりと洗い出して、個別にしっかりプログラムを組んでいく、また福祉部門のコミュニティソーシャルワーカーともしっかり教育と福祉が連携していかないと、この事業の意味がないと思っているので、やっぱりＳＳＷもしっかりと人員的な配置が私は必要だと考えています。今のいじめの人数、不登校の人数からしても、そう考えていますので、そういった配置に対しても質疑したいと思います。

増員が必要ではないかと考えているんですが、この人数でいいのか、足りているのかというところも聞きたいなと思います。

○新城高広義務教育課長　お答えします。

令和７年度の当初予算では、令和６年度当初予算より減額となっておりますが、令和５年度交付実績を上回る要求額となっております。

ですので令和７年度のスクールカウンセラーに関しては、２人増の139人、そしてスクールソーシャルワーカーに関しては、同数の22人を配置するための要求を行っております。

今、委員がおっしゃるとおり、増についてですけれども――例えばスクールソーシャルワーカーですとか、そこで足りない人数に関してはまた、市町村が配置するスクールソーシャルワーカーですとか、そして、子どもの貧困対策支援員ですとか、様々な支援員が市町村に配置されていますので、こういった方々と連携しながら子どもたちの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○新垣善之委員　私が住んでいる南風原町も、今お一人だけＳＳＷがいるんですけれども、２中学校４小学校を１人で見ていて、ほかの市町村も見ているという実態があります。宿題だったり学習の定着だったり、いじめ、ＳＮＳ、学校での課題等そういったところをやっぱり教育部門と福祉部門の重層的な体制の中で、ＣＳＷが担うところとしっかり連携していければ、よりよい貧困対策ができるんじゃないかと私は考えていますので、今後の検討をよろしくお願いします。

続いて、資料３－３、46ページの④沖縄県こども・若者計画推進事業、2000万円の事業なんですけれども、一般質問の中で知事の答弁でちょっと引っかかる言葉があって、子どもたちを30歳まで対象と見て貧困対策を行っていくとあったんですけれども、そういった計画の内容を教えてほしいなと思います。

○島津典子こども若者政策課長　今現在、策定をしていますこども・若者計画でございますが、その計画の中での子どもの定義につきましては、ゼロ歳からおおむね30歳未満としておりますが、施策によっては40歳未満の者も対象とするとしておりまして、まさに今、ｓｏｒａｅで相談を受けている若者支援というところでは39歳以下ということになっております。定義としてはおおむね30歳未満ですが、施策によっては40歳未満も対象とする計画となっております。

○新垣善之委員　子どもは、私が考える限り18歳、20歳でとどめておかないと、これ以上扶助費を出してしまうと、どんどん支援ばかりになってしまう。

我々がやっていくのは、どんどん子どもたちが力をつけていくところに予算を必要とすると思うので、この推進計画では悪循環な取組にならないかなと、私は危惧しています。なので、今後の取組をもうちょっと考えられないかなと。これは費用ですので、しっかりと取組を見ていきたいなと思っております。

以上です。

○新垣新委員長　新里匠委員。

○新里匠委員　お願いします。教育委員会の歳出予算事項別積算内訳書についてお聞きしたいんですけれども、まず初めに、教職員人事費の教職員住宅管理運営費と、その中に役務手数料と住宅管理運営費というのがあるんですけれども、これの説明をお願いします。

○上江洲寿働き方改革推進課長　内訳書のほうの教職員住宅運営管理費について、１－（１）の教職員住宅の借り上げに係る仲介手数料は、仲介等に係る手数料になっております。

その下の１－（２）、教職員住宅管理運営費の教職員住宅の借り上げに係る賃料ということは、主に賃料のほうに充てる予算となっております。

以上です。

○新里匠委員　これは宮古・八重山のほうの借り上げの金額だと思うんですけれども、これの仲介の部分は教育事務所がやるということであります。

それで、住宅に入れる人というのが、聞き取りの中では臨時的任用職員というような話があったんですけれども、これ例えば入れなかった人と入れる人の金額の差を聞きたいんですけれども、入れなかった場合の金額は２万8000円なので、入居できるということになった場合の借り上げの自己負担分は幾らか教えてください。

○上江洲寿働き方改革推進課長　これは、今後確保できる物件等によっても多少変動はしていくところでありますが、現時点での想定でお答えしますと、借り上げの物件に入る職員に関しましては、入居料は１万1000円程度を想定しており、また、入居者が賃料と別途で負担する共益費、駐車代を含めて、おおむね二､三万円程度で入居できるという想定になっております。

○新里匠委員　今の宮古の現状において２万8000円――普通に借り上げ住宅を借りられずに自分で借りた場合、結構負担分が大きいかなと思っているんですけれども､これを借り上げられた場合の１万1000円程度にするべきではないかなと思うんですけれども。

もちろん予算の範囲内だというのは分かりますけれども、それは教育委員会側の都合であって、個人個人に――例えば島のほうに転勤をして、その環境は平等につくるべきではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○上江洲寿働き方改革推進課長　委員おっしゃるとおり、全ての異動する教職員のための環境整備はごもっともだと思います。我々もそれに努めてまいりたいと思います。

しかし今年度、宮古・八重山地区の賃貸物件の高騰等の状況におきまして、やはり予算も限られていることを踏まえまして――また、離島地区の県立学校や職員団体の皆さんともいろいろ意見交換を重ねてきたところ、まず任期が短い臨時的任用職員の負担から軽減をしてくれないかという御意見もありましたので、そこを踏まえて、まずは想定としては臨時的任用職員としております。

ただ今回、もちろん予算の範囲内で最善を尽くす形で進めていきますので、本務職員も対象としているところであります。

以上になります。

○新里匠委員　取組については評価しますけれども、高騰しているからこそやるわけであります。なので、今後も拡充のほうをお願いしたいと思います。

もう一つ、同じページで、伊良部高等学校の校長住宅の不動産鑑定等が87万7000円あるんですけれども、これについて説明をお願いします。

○上江洲寿働き方改革推進課長　伊良部高校閉校に伴い、校長住宅のほうは不要となっております。

今後、この校長住宅の建物、土地を含めてどう処理していくかというところを検討してまいりますので、その不動産等の価値を算定していくための費用となっております。

○新里匠委員　具体的なものがあるんでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長　現時点で具体的な方向性というのはございません。

今後は、関係市町村とも検討、意見交換等もしながら最善の方法で進めていきたいと考えております。

以上です。

○新里匠委員　資料３－４の23ページをお願いします。

学校における働き方改革の推進の中で、教員業務支援員配置事業というのが、先ほども質問が出ていましたけれども、この予算の執行状況をお願いします。

○上江洲寿働き方改革推進課長　今年度の配置実績でお答えさせていただきますと、令和７年１月末現在で､配置校が市町村立学校で228校､県立学校は67校となっております。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員からニーズがどれくらいあるか知りたいので、執行率及び全学校のうち何割がこれを利用しているか知りたい、との補足があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

上江洲寿働き方改革推進課長。

○上江洲寿働き方改革推進課長　学校の割合等、後で資料のほうでお伝えしたいと思います。

市町村への補助割合の状況ですけれども、今年度は市町村が必要としている額の補助割合が99.9％、ほぼ補助できている状況になっております。

以上です。

○新里匠委員　これの需要は多いと思うんですよ。

各地区、導入している学校が少ないというような状況だと思います。補正予算とか予算の拡充はあるんですか。

○上江洲寿働き方改革推進課長　現状でお答えしますと、今、県のほうに配置したいと希望している全ての市町村に支援を行っている状況であります。

年度途中で、今年度も国のほうから補正予算等の追加の募集等ありましたので、次年度どうなるかは今後、国の動向を注視してまいります。

○新里匠委員　23ページをお願いしたいんですが、この中で、教育環境の整備というところで、公立学校情報機器整備事業、59億3400万円というのがあって、１人１台の端末の予算というところでありましたけれども、この事業概要、もう一度説明をお願いします。

○大城司教育支援課長　お答えいたします。

現在、国においてＧＩＧＡスクール構想の第２期が進められております。

各都道府県では、国の補助金を活用した基金を造成し、県と市町村で共同調達を行うことで、令和６年度から令和10年度にかけて端末を計画的に整備することとしております。

公立学校情報機器整備事業は、令和７年度当初予算案において、59億3408万7000円を計上しております。

その内訳として、令和７年度に、公立小中学校児童生徒の１人１台端末、約８万台を整備する市町村へ基金を取り崩し、交付する補助金が30億2907万円、令和８年度の約７万7000台調達分の基金への積立金が29億500万円となっております。

以上でございます。

○新里匠委員　令和７年と令和８年分の積立て分は、全生徒に値する金額でしょうか。

○大城司教育支援課長　いえ、このＧＩＧＡ第２期につきましては、先ほど申し上げましたように令和６年度から10年度、５年かけて約16万6000台、県内で整備する予定ですので、令和７年度と８年度でほぼ15万台ほど整備しますが、あと、まだ令和９年度、10年度にも若干残っています。

○新里匠委員　この端末の中にアプリが幾つか入ってくるのではないかなと思っているんですけれども、学習アプリについて、委員会で以前出たんですけれども、これ積立てをして端末を確保していくのであれば、アプリについても有用なものだというような答えが委員会でもありました。買うときに一緒にアプリを入れれば予算を抑えられると思うので、それもやったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、予定はないですか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

委員がおっしゃった、委員会で以前オンライン学習アプリの件について御質問がございましたが、オンライン学習アプリについては各端末に必ず入っているものではございませんので、各学校の教育課程や各学校が育てたい生徒像に基づいて、生徒の実態に合わせて各学校が導入、もしくはアプリの内容について選択をして、導入をするかしないかを決めておりますので、全ての端末にこれを入れるということは計画してございません。

以上です。

○新里匠委員　現在、学校において、端末を持っている生徒にアプリを導入している、授業においてアプリを導入している割合というのは、どれぐらいあるんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

これオンラインのアプリですので、オンライン環境の中で授業によって使う、使わないが決まるんですけれども、現時点で県立高校59校中42校で導入されております。

以上です。

○新里匠委員　これ、個人負担ですよね。

○屋良淳県立学校教育課長　原則、受益者負担ということで、個人負担になっております。

○新里匠委員　70％以上の生徒がこれを使っているという現状があるわけです。このアプリはもちろん最初から入っていないのは分かりますけれども、これ一緒に導入していくということがやはり必要ではないかなと思うんですよね。学校で必要だから導入させているわけですよね。導入させて、使っていないという状況もあるんですか。

○屋良淳県立学校教育課長　お答えします。

現在、アプリについては導入したてですので、各学校で有効な活用の方法について検証しながら、よりよい使い方について各学校で研究しているところです。

現時点では、各学校がその効果、有効な活用方法について検証している段階でございますので、現時点での全校導入は見合わせております。

以上です。

○新里匠委員　すみません、学習において、効果というところを踏まえてやると、もうこれ授業できな

くなるのではないかなと思ってしまうんですけれども。これをやると効果が出る、一律にいつでも勉強ができるという環境をつくるというのもやはり大事かなと思っているので、今後、この端末に合わせてアプリの導入も検討だけでも――金額が抑えられる部分がある可能性はあるので、ぜひともお願いしたいんですが。

○半嶺満教育長　今、ＧＩＧＡスクール構想での端末の更新というお話がありました。これは小中学校の話でありまして、今、屋良課長が説明したのは県立学校の話になっていて、今、第２期ＧＩＧＡスクール構想でということで、令和６年度から令和10年度にかけて整備をしているということで、市町村と共同体も立ち上げながら、ＧＩＧＡスクール構想に伴う端末の更新については、ＰＣとか機種を統一しながら、今検討しているところです。基本的にＧＩＧＡスクール構想で、小中学校で端末にアプリを導入するとなると市町村のいろんな御意見も伺いながら進めていくことになると思いますので、その辺はまずは協議会のほうで検討しながら、話合いをしながら、少し御意見も聞いてみたいと思います。

○新里匠委員　高校生は自己負担で、各家庭がお金を出して端末を買っているんですよね。なので、県立高校は、やはり県の担当なので、積立てもやっていただけないかということです。

○半嶺満教育長　今、屋良課長からも説明した高校はＢＹＯＤということで、基本的には生徒の自己負担、保護者負担ということで端末を配備しております。

県から１万5000円の補助も出しながら、全ての県立学校において端末を配備しているところでありますので、そのアプリの導入となると、基本的にはやはり自己負担が原則でありますけれども、個別最適な学びという視点で、そういったアプリを活用しながら個々に合った学習をする、そういったことも今後重要になってくると思います。基本的には受益者負担ということでありますので、その辺の県での負担をしていくというような視点については、少し研究させていただければというふうに思います。

○新里匠委員　資料３－４の10ページ、こども未来部でありますけれども、一時預かり事業についてであります。

これベースアップが今年、解消されたということだと思うんですけれども、そういう中でも、やはり事業者が、経営が立ち行かないので、今後の事業継続を検討しているというような話があります。

このベースについては、国が上げないから上げないのではなくて、事業者に対して調査をして、健全な経営ができて、継続的な事業運営がされるように、県も支援をしていったほうがいいのではないかなと思うんですけれども、見解をお伺いします。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

地域子ども・子育て支援事業に基づく一時預かり事業につきましてですが、基本的には国の事業を活用してやっていくものになりますが、国の制度によりますと、年間の延べ利用数に応じて運営費が支払われるという形になります。

今、ちなみになんですが、年間300人未満という形の利用状況になりますと、令和６年度は283万3000円の運営費補助、令和５年度と比較すると８万2000円ぐらいのアップにとどまっているというところになります。

また、4500人以上等であれば、令和６年度単価で見ますと1217万7000円という形で、利用数によって異なる状況になっています。

この一時預かり事業についてなんですが、基本的には、多くはこの幼稚園型というより一般型という、通常の一時預かり事業になりますが、多くは保育所等の運営と併せてやっている事業者が多くなっています。

ですので、運営費につきましては、保育所等を運営しながらやっていくものということを想定しながら設定されているのではないのかなというふうに考えているというところでございます。

県としましては市町村との意見交換におきましても、この一時預かり事業に当たって保育士の確保は課題ということは認識していますが、運営に関するものについて今、指摘はなされていないというところでございます。

ただ沖縄県内においては、ほとんどが保育所等の運営と併せてやられているんですが、１か所だけは一時預かり事業のみをやってる事業所もあります。

今後、これら施設の運営状況等を含めた一時預かり事業における課題について、実施主体である市町村と、さらに意見交換を行っていきながら、支援の在り方なりを検討してまいりたいと考えております。

○新里匠委員　ちなみに、そこの事業者はどこの地区ですか。

○寺本美幸子育て支援課長　この１施設につきまして、宮古島市になっております。

○新里匠委員　これ去年の話なんですけれども、私が聞いたところも多分その事業者だと思うんですけ

れども、時期になると満杯になると。要は、要望はいっぱいあるけれどもちろん来ない日もあるので、延べ人数には関わってこないけれども、いつでもその環境を整えておかなければいけないというところがあるので、やっぱりランニングコストがかかりますと。事業所を個別に支援できる体制を宮古島市とも相談しながら、やっていただきたいなと思います。

９ページ、子育て総合支援事業でありますけれども、無料塾、進学チャレンジ支援事業についてでありますけれども、事業概要をまずお願いします。

○井上満男こども家庭課長　子育て総合支援事業の中には、委員おっしゃった無料塾というものと、進学チャレンジという２つの形態がございます。

まず、通常の無料塾と呼ばれるものが、事業創設当初からずっと取り組んでいるんですけれども、こちらは明確に、生活困窮世帯の児童生徒を対象にした学習支援を無料で行う教室を設置していただくと。設置と運営を含めて委託をしている事業となっております。

もう一つの進学チャレンジというのは、こちらは民間の既にある進学塾に、本当に進学を目指したいという子たちを無料で通塾をする支援を行っているという事業ということで、この２つの形態で今取り組んでいるところです。

○新里匠委員　成果をお願いします。

○井上満男こども家庭課長　令和５年度の実績になるんですけれども、中学生向け、高校生向けと、それぞれ設置型進学チャレンジという形態でやっているんですけれども､令和５年度の実績が1171名となっております。このうち、高校に合格した児童生徒の合格率が、形態にもよるんですけれども、93％から99％ぐらい、大学等の合格率は同じく80％から84％ということで、大部分が合格をこの支援によって勝ち取っていただいているというところでございます。

○新里匠委員　成果がすごいあるなと思いますけれども、これは宮古、八重山、北部について、中３向けがないというようなことがありますけれども、これからの方針を教えてください。

○井上満男こども家庭課長　中学３年生向けの民間の進学塾を活用した通塾支援のほうにつきましては、現在、北部圏域と宮古・八重山圏域で設置がされていないところでございます。

北部圏域におきましては、民間学習塾の協力がいただける一定のめどがつきましたので、令和７年度から公募にはなるんですけれども、北部圏域においても民間学習塾を活用した通塾支援というものに取り組んでいきたいと思っております。

宮古・八重山圏域には、まだ未実施の状態ではありますが、どうしても中学３年生から進学校を目指すとなりますと、宮古・八重山圏域から外に、沖縄本島とかに出てくることが想定されますので、そうした場合の移動ですとか住居に係る問題、それから宮古・八重山圏域でそれぞれ担っていただける学習塾さんがあるのかどうかというところも含めて、総合的に検討する課題が多くあるなと思います。ただ、北部で今回、開設できるめどが立ちましたので、次は宮古・八重山につきましても、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○新里匠委員　外に出るのがとか、住居に費用がかかるからという部分と、担うところがあるかという部分という話でしたけれどもやっぱりそういう、外に出るというところまでも支援をして、先ほど貧困に対する支援をしてきたけれども効果が出ていないのではないかという話もあったんですけれども、いわゆる教育こそが、貧困から脱出をする一つのツールだと思っているので、ぜひとも宮古・八重山についてもお願いをしたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○井上満男こども家庭課長　これまで９年間、令和７年度で貧困対策10年目を迎えるということで、次の新しいこども・若者計画でも、貧困対策につきましては、貧困の連鎖を断つために、10年前につながった子どもたちがもう自立の年代を迎えていくというところで、自立をさせていくというところが大きなキーワードになるかなと思っております。

そのためにも、委員おっしゃったようにしっかり学習支援をして、自立できる力を養っていただくというのが非常に重要だというふうに考えておりますので、宮古・八重山のほうも支援のニーズを、地元の学習塾さん、それから今支援を行っていただいている団体、あるいは市町村とも意見交換をして、渡航費とかがまた課題になってくるようでしたら、その支援も含めてどういったことができるのかということは、しっかり検討していきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、働き方改革推進課長から先ほど答弁できなかった教員業務支援員の配置割合について答弁したいとの申出があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

上江洲寿働き方改革推進課長。

○上江洲寿働き方改革推進課長　先ほど新里委員の

ほうから質問ありました、県内の学校全体に占める割合ということでお答えします。

令和６年度実績ですけれども、市町村小中学校が県内全部で395校あります。配置実績が228校ですので、割合は57.7％です。

県立学校につきましては85校ありますので、67校の配置となっており、割合としましては78.8％となっています。

これも繰り返しになりますが、先ほど、今年度は国から追加募集があった中で、各市町村にも情報提供しながら進めてきたところです。

次年度もまた同じような状況になりましたら、しっかり市町村にも周知しながら、配置拡充に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○新垣新委員長　小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　幾つか確認させていただくんですけど、まず教育委員会からいきます。沖縄県学校給食費無償化支援事業について聞くんですけれども、今年、第一歩という形になります。いろいろと賛否もある中で、こういった形で事業が立ち上がって進んでいくという状況になっているんですけれども、令和７年度、８年度とか、それ以降に向けて、支援の拡充なのか、このままの状況でしばらく続くのか、教育委員会のまず基本的な考え方を教えてください。

○金城正樹保健体育課長　お答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、県の取組の第一歩として、令和７年４月から全ての市町村に対して、中学生の給食費の２分の１相当額の補助を行う予定としております。

まずはそれを確実に実施しながら、市町村とも意見交換、また実際に実施してみた上で問題点等の課題整理もやはり行う必要がございますので、そういったことをまずは取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、小学生への拡充等につきましては、国会のほうにおいて３党合意等のそういった議論等がなされておりますので、その動向等も踏まえながら、また拡充について検討してまいりたいというふうに考えております。

○小渡良太郎委員　いろいろ議論を進めていくという話なんですけれども、知事公約として小中学校給食費無償化という形で掲げている中で、今任期中の達成見込みについて県教委はどのように認識をしているのか。

例えば、取りあえず第一歩を始めたけど、完全無償化は厳しいと考えているのか、それともどうにか今年度しっかり議論をして、次年度に拡充していきたいという形で考えているのか、県教委の意気込みというか、感覚をもう少し踏み込んで聞かせてください。

○半嶺満教育長　ただいま基本的な方向性については、保健体育課長から説明がございました。まず、中学生をしっかりスタートすると。そして、公約のお話もありましたので、小学校に対してもしっかり拡充の方向で――国の動きもございますが、できるだけ教育委員会としましても拡充の方向を検討していきたいというふうに考えているところであります。

○小渡良太郎委員　令和７年度の予算に盛り込むに当たって、事前に様々なところが指摘されてきた――本委員会でもそうですし、いろんなところで指摘された案件が幾つかあると思います。

例えば、市町村としっかり連携を取れているのかとかですね。教育委員会としてはちゃんと事務レベルで市町村と連携を取っていろいろと進めてきたと思うんですけれども、トップ同士のコミュニケーションがなかなか取れていないとか、いろんな指摘がありました。

知事の公約ですから、まず県がやりたいと、知事がやりたいというのが第一になっていると思うんですけれども、それにつられて市町村もなかなか反対しづらい事業で、やれるんだったらやりたいと思っているのがこの給食費の無償化になっていると思います。

ただ、やるに当たってはいろんな課題もあるし、予算の都合も出てくるしということで、令和６年度にやってきた、積み重ねてきた部分については、いささか性急だったのかな、ちょっと強引だったのかなというふうな気もいたします。実際、事業を走らせながら市町村との調整、議論という形になっていくと思いますから、そこは令和６年度と同じような形にならないように、慎重かつ丁寧な対応を行うよう要望したいと思います。

達成見込みというか、意気込みについては知事にもお聞きをしたいところなんですけれども、ここにはいませんので、次に移ります。

教員確保推進事業、23ページのところであるんですけれども、先ほど、ほかの委員からも質疑出ていたんですが、去年の予算委員会でも相当要望して、令和６年度初めの担任未配置はどうにかゼロという形で達成していただきました。

直近、もしくは令和６年末時点の担任未配置、ま

たは教員未配置の状況というのはどうなっているのか教えてください。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

まず、令和７年１月時点の公立学校における教員未配置数からお答えしますが、小学校37人、中学校30人、高等学校10人、特別支援学校７人の計84人で、昨年同月の137人からは53人の減となっております。

次に、担任のほうですが、小学校が27人、中学校が13人、高等学校と特別支援学校はゼロとなっておりますので、担任未配置については合計40人となっております。

○小渡良太郎委員　この担任未配置になっている40クラスのフォローというのは、どのような形になっているのか。

○池原勝利学校人事課長　基本的には、例えば教頭先生等の管理職とか、ほかの担任の方がフォローしているという状況でございます。

そういう意味ではやはり、教員の負担にもなりますので、県教育委員会としては教員確保に向けて今取り組んでいるというところでございます。

○小渡良太郎委員　すみません、決算で聞くべき内容をつい聞いてしまいました。

確認したかったのは、令和７年度初めの見込みがどういうふうになっているか。まだ調整中だと思うんですけれども、見込みとしてどのように想定をされているかも併せて教えてください。

○池原勝利学校人事課長　例えば小中学校におきましては、児童生徒が私立に行ったり、引っ越し等での転入、転出もございます。

今、各市町村と連携しながら対応を進めているところでございまして、具体的な数値についてはちょっと――取り組んでいるというところでございます。

○小渡良太郎委員　昨年の予算委員会ではこの時点で、それでもゼロを目指しますという形で答弁いただきましたので、ぜひ今年もまず担任未配置はゼロということで御努力いただきたいと要望します。

担任の配置について臨任教諭の方が担任を担っているクラスというのは、どれくらいの割合があるのかも併せて教えてください。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

すみません、具体的な数字は持ち合わせていないところでございます。

○小渡良太郎委員　これは後ほどまた教えていただければと思うんですけれども、先ほどにちょっと戻るんですけれども、教員確保推進という形で事業も打って、今、教員不足をどうにか解消しようということで努力を進めている。これは以前から議論して新規として上がってきていますから、そこは評価をしたいと思うんですけれども、この臨任教諭の方々ですね、もっと大事にしないと駄目じゃないかなというのは以前から指摘していますし、今回も思うところです。

担任まで担ってそれだけ責任を負ってもらうということについては、待遇も含めてやはり少し差をつけて考えていかないと、ほかの臨任と同じで責任だけ重くなってと。もちろん、手当等の部分はあると思うんですけれども、やはり正規と違うと。同一労働同一賃金という考え方も最近進んできていますので、そこはしっかりと考えていかないといけないと思うんですけれども、令和７年の教員確保に関連するという部分で、そこの部分も取り組んでいただけるかどうか、ちょっと見解をお聞かせください。

○池原勝利学校人事課長　お答えします。

委員おっしゃるとおり、やはり臨時的任用教員は必要な人材でございますので、今、選考試験においては、５年で36月以上の臨時的任用教員を行う方につきましては一般教科は行わなくてもよいと、また、臨時的任用教員の15年以上経験者につきましては、一般教養選考試験ではなくて、書類選考または模擬授業等を含む面談等の試験採用等も行っております。

そういう意味で、臨時的教員につきましては、本務教員になりやすいような体制等を進めていきたいと考えているところです。

○小渡良太郎委員　正規採用という道だけではなくて、結構きつくて辞めるという方々の声も聞こえるんですよ。責任を負わせるんだったらそれなりの待遇という部分も――予算はかかることですけれど、ぜひ御検討いただきたいなと。これは今後も議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、こども未来部に関して、認可外保育施設への支援について、拡充になっています。この拡充の内容を教えてください。

○寺本美幸子育て支援課長　認可外保育施設保育サービス向上事業というのがございます。

こちらについては、認可外保育施設における入所児童の処遇及び保育の質の向上を図ることを目的に、認可保育所並みの給食を提供できるよう、給食費の支援、あと児童の健康診断費、保育材料購入費等々の支援を行っているところでございます。

その中で、給食費の支援につきまして、これまで段階的に拡充を図ってきたところでございますが、

令和７年度当初予算においては、令和６年６月に実施した実態調査等を踏まえまして、補助単価の拡充を行うこととしております。内容としましては、１歳以上の児童１人１日当たりの補助上限額、これまでは148円だったものを20円増額し、168円に引き上げることを想定した事業となっております。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

この認可外保育施設支援の拡充に関しては、令和６年の６月議会だったかな、請願も出て、それも採択された中で、こういった拡充をしていただいたということについては感謝をしております。その請願内容は３つぐらいあったと思うんですけれども、今説明あった運営支援と給食費補助の増は説明があったんですが、一時保育の拡充というところも請願内容には含まれていたと思うんですけれども、その部分についても、別予算かもしれないですけれども、対応としてどうなっているのか教えてください。

○寺本美幸子育て支援課長　お答えいたします。

請願で出ていた一時預かり事業につきましては、基本的には認可外のほうも一時預かり事業ができるようにということだったかと思います。

こちらについては、基本的には認可外も事業者として手を挙げることはできるんですが、ただ、施設基準がございます。有資格者数につきましては、配置基準の２分の１以上はいなければならないということ、あと施設面積のほうも一定程度の基準が必要になってきますので、そういったものを満たしているようであれば、市町村のほうが選定をしていくということは可能となっているというところになります。

○小渡良太郎委員　ありがとうございます。

私が紹介議員でもあったものですから、ちょっと気になって確認をさせていただきました。

もう一つ、放課後児童クラブの件も少し確認したいんですけれども、現在の待機児童数ってどうなっているのか。直近で構わないので、数字を教えてください。

○寺本美幸子育て支援課長　令和６年５月１日時点の待機児童数になりますけれども、917名となっております。

○小渡良太郎委員　保育の待機児童に関しては、ずっと解消するために取り組んできて、かなり減ってきて、ほぼ解消に近づいていると考えております。

ただ、小さいうちに保育所に通っている子どもたちが――例えば小学校に上がった後というのは、親の環境はほとんど変わらないはずですから、やはり一時的に預かってもらう放課後児童クラブみたいな施設、設備というのが必要となるというのは容易に想定できると、以前から話をしていると思います。

この放課後児童クラブの整備についても、しっかりと促進をしていただきたいということで、今回、新規予算が入っていると思うんですが、県としての整備目標とか、例えば解消する待機数についてこれぐらいやっていきたいとかというような目標数値ってありますか。

○寺本美幸子育て支援課長　基本的には、市町村が今、策定に向けて取り組んでおります市町村子ども・子育て支援事業計画の中で、市町村は令和７年度から５か年計画を策定することになっています。

その中で、アンケート調査を通じて住民のニーズも把握した上で、また地域資源を見据えた上で計画を立てることになっています。

そういった取りまとめられたものを、沖縄県のこども・若者計画に県としても盛り込むこととなっていますので、基本的には市町村が定めた目標値を県の目標値としても設定をして、しっかり市町村の支援を行っていきたいというふうに考えております。

○小渡良太郎委員　これは市町村単独ではなくて、しっかり県も連携して、特に市町村またいでの部分も出てくる可能性もありますから、ぜひ計画に盛り込んで、県としてもバックアップしていくという形でやっていただきたいとお願いをいたします。

もう一点、不妊治療に関して、ここには載っていないんですけれども、こども未来部が所管をしているということをお聞きしました。

令和７年度の事業の概要を少し教えてください。

○寺本美幸子育て支援課長　不妊治療につきましては、平成17年度より国の事業を活用しまして、不妊治療全体に係る費用の一部を助成する事業をこれまで行ってきたというところでございます。

令和４年度からは、一連の基本的な診療は保険適用となっておりますが、ただ、患者の状態等に応じて追加的に実施される先進的な医療に関しては、保険適用外というふうになったことから、県では令和４年度から保険適用外の先進医療に係る費用の一部の助成を行ってきたところでございます。

これについても、令和７年度予算を計上させていただいているというところになります。

○小渡良太郎委員　この令和７年度で、不妊治療をやられている方々が抱えている課題として、凍結胚の保存というのがどうしてもお金がかかるというのが問題といろいろ私も聞き取りをしております。

これ治療中は一部保険適用なんですけれども、例えば不妊治療で授かった子どもを産んで、子育てをしている間は適用されなくなるというわけで、少し違うかなと。特に、第２子、第３子を望む人たちにとっては、少し厳しい保険の内容になっているかなと思っています。ぜひ、そこの部分も県で独自で手当することができれば、よりこのユーザーに優しい制度になるかなと思うんですけれども、これは答弁はいりませんので、ぜひ検討していただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

以上です。

○新垣新委員長　以上で、こども未来部に係る甲第１号議案及び甲第６号議案、教育委員会に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたしいたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部入替え）

午後３時45分休憩

午後４時５分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、生活福祉部長から生活福祉部関係予算の概要の説明を求めます。

北島智子生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部部長　皆様お疲れさまでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、生活福祉部所管の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要について、ただいまタブレットに通知いたしました、令和７年度当初予算説明資料に基づきまして御説明をいたします。

資料１ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

令和７年度一般会計部局別歳出予算のうち、太枠で囲った水色の部分が生活福祉部の歳出予算となっております。

生活福祉部所管の一般会計歳出予算は384億1227万6000円で、県全体の4.3％を占めており、前年度比で28億9653万3000円、8.2％の増となっております。

２ページを御覧ください。

一般会計歳入予算について御説明いたします。

生活福祉部所管の歳入予算の合計は、表の１番下の行、合計欄の左から２番目ですが、95億7260万7000円で、県全体に占める割合は1.1％、前年度比で、５億2986万4000円、5.9％の増となっております。

次に、歳入予算の主な内容について、款ごとに御説明いたします。

８の（款）分担金及び負担金は4748万円で、主な節は生活困窮者就労準備支援事業等負担金であります。

９の（款）使用料及び手数料は1703万1000円で、主な節は証紙収入であります。

10の（款）国庫支出金は、91億3426万8000円で、主な節は生活保護扶助費などでございます。

11の（款）財産収入は5164万1000円で、主な節は土地貸付料であります。

13の（款）繰入金は2584万9000円で、全額、災害救助基金繰入金であります。

15の（款）諸収入は２億9633万8000円で、主な節は生活保護返還金などであります。

続きまして、一般会計歳出予算の主な内容について、款ごとに御説明をいたします。

３ページを御覧ください。

３の（款）民生費は383億4403万2000円で、主な事項は障害者自立支援給付金や生活保護援護費などであります。

前年度比で28億9261万5000円、8.2％の増となっており、主に障害者介護給付費等に係る市町村への県負担金の増によるものです。

７の（款）商工費は6824万4000円で、主な事項は計量検定所運営費などであります。

前年度比で391万8000円、6.1％の増となっており、主に計量検定所職員費の増によるものであります。

以上で、生活福祉部の一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○新垣新委員長　生活福祉部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、生活福祉部に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

山里将雄委員。

○山里将雄委員　それじゃ、お願いします。

まずこれは全部署に聞いていることなんですけれども、今回の生活福祉部の予算ですね、29億円増えています、8.2％増ですね。

次年度の予算編成に対しての部としての基本方針、何に重点を置いて予算編成、配分をしたか、その件について部長のお話を伺わせてください。

○安里克也福祉政策課長　お答えします。

生活福祉部では、生活困窮者の自立支援、障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくりなど、日

常生活に困難を抱える方々への支援のほか、消費生活相談、犯罪被害者支援、災害救助など、安全・安心な社会づくり、戦没者の遺骨収集などの戦後処理の課題に取り組んでいるところです。

令和７年度、生活福祉部の一般会計当初歳出予算額は384億1227万6000円となっており、前年度と比較して、28億9653万3000円、8.2%の増となっております。

次年度は、戦後80年の節目となることから、沖縄全戦没者追悼式に国際連合の関係者などを招待し、平和への強い思いを県内外へ発信するほか、海外慰霊祭へ参列する予算を計上しております。

そのほか新規事業として、物資輸送マニュアル策定推進事業、重層的支援体制整備事業（市町村事業）、障害福祉サービス事業所等相談窓口事業を実施することとしております。

以上であります。

○山里将雄委員　ありがとうございました。

それでは事業について聞かせてもらいたいんですけれども、３－４にあります、民生委員事業費、１億円余りの予算がついてるんですけれども、民生委員は本当に全国的に不足といいますかね、なかなか成り手がいないということで大変な問題になっています。

県内もそうですし、私の地元の名護市でもですね、常に不足しているような状況があります。

いわゆる地域の福祉のセーフティーネットというんですかね、それを担う大事な職務ですので、不足するということは非常に問題だと思っています。

そこでお聞きしますけれども、昨年11月にですね、厚労省が検討を進めていた民生委員の要件を緩和する法規制が見送られました。この要因について、お答えいただければと思います。

○安里克也福祉政策課長　国における民生委員、児童委員の選任要件に関する検討会において、民生委員を選任するに当たり、当該市町村に居住する者に限っていた居住要件の緩和が議論されたことは承知しております。

当該検討会の資料によりますと、民生委員の居住要件は、その活動と密接に関係するものであり、同じ地域で生活する住民の一員として、住民同士の視点による支援を行ってきた民生委員制度が変容する懸念があることや、民生委員活動の環境整備等を優先すべきであるなどの意見もあり、法改正が見送られております。

ただし、現任の民生委員が任期途中で他市町村へ転出した場合においては、居住要件が緩和され、その残任期間について継続できるものとなっております。

以上であります。

○山里将雄委員　もう１点だけ、現在の県内の民生委員の充足状況について教えてください。

○安里克也福祉政策課長　県全体の民生委員、児童委員の定数は2481名で、令和７年２月１日現在の委嘱数は1948名、充足率は78.5%となっております。

なお、中核市であります那覇市を除いた民生委員、児童委員の定数は1979名で、令和７年２月１日現在の委嘱数は1570名、充足率は79.3%となっております。

以上であります。

○新垣新委員長　喜友名智子委員。

○喜友名智子委員　新規の事業で物資輸送マニュアル策定推進事業ができる背景を教えてください。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

県では、令和４年12月に沖縄県備蓄方針を策定し、広域自治体として、市町村を補完する立場から、備蓄物資の計画的な整備に努めてきたところでありますが、こうした中、令和５年８月の台風第６号においてですね、小規模離島からの物資の要請がございまして、こちらに対して県備蓄物資の搬送を災害派遣要請による自衛隊ヘリで対応したという事例もありますので、大規模災害発生時における県の備蓄物資等の輸送に課題があると考えてきたところでございます。

このため災害対応の観点から、離島を含めた支援物資の輸送手順や関係機関との連携体制等を早急に整理しておく必要があると考え、令和６年度当初から準備を進めたところでございますが、今般令和７年度の当初予算に計上したというところでございます。

以上です。

○新垣新委員長　続きまして、松下美智子委員。

○松下美智子委員　こんにちは、よろしくお願いいたします。

私も民生委員事業からお伺いしようと思っていましたら、山里委員が聞いてくださいましたので、ちょっと続けてさせていただきます。

この民生委員、児童委員の活動というのは、本当に地域の福祉向上のために、ボランティアで日々活動してくださっていることに心から敬意を表しております。

今充足率の数字を発表していただいたんですけれども、那覇市を除いたほうが充足率が高いというこ

とは、那覇市が少ない状況にあるのかなというふうに思うんですが、この充足率で、沖縄県として何か特徴的なことがあれば、教えていただきたいと思います。

○安里克也福祉政策課長　那覇市はどうしても人口規模が大きいものですから、その影響があるのかなと考えております。

一方で特徴といいますか、離島の町村におきましては、民生委員の充足率を100％満たしているところもございます。

そこら辺は、もともとの地域づくりといいますか、地域の関係というものが、今も生かされているのかなというふうに受け止めております。

以上であります。

○松下美智子委員　ほぼ100％の地域もあるということで、すばらしい取組をしておられると思うんですが、予算も少し今回は増額されていて、この民生委員を増やしていかれる取組で、何か県として取り組まれ、力を入れられるものがあれば、教えてください。

○安里克也福祉政策課長　民生委員は３年の任期となっておりまして、令和７年は次期改選期を迎える時期となっております。市町村において、それぞれの活動に要する経費でありますとか、民生委員活動を支援する事業に対しまして、県としても補助いたしております。

例えば民生委員が勤務されている方などの場合には、リモートで会議に参加できるためのタブレットの用意ですとか、そういった市町村の取組に対しての支援を行っているところです。

以上です。

○松下美智子委員　ありがとうございます。

最後は私の要望なんですけれども、市議のときも要望したんですが、市の職員また県庁職員の皆様も定年を迎えられたら、ぜひ民生委員を担っていただいて、地域貢献をしていただきたいということを念願しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料３－４では、７ページ、慰霊等事業費というのがあります。

３－３のほうでは、26ページのほうに載っております。

いよいよ戦後80年の節目ということで、この予算のほうもかなり増額をされております。先ほども説明がございましたけれども、議会でも私どもの高橋県議の質疑に対して、国連の方を招聘してということで、御答弁でおっしゃっていましたけれども、どなたをお呼びするかというのはもう決められているんでしょうか。

○又吉剛保護・援護課長　お答えいたします。

令和７年度は戦後80年の節目となることで現在、国際連合の関係者ということで話をしておりますけれども、知事も訪米した際にいろいろお話をされたということで、中満事務次長のほうを、今検討しているところです。

ただまだ参列されるかどうかというのは、回答を得ていませんので、はっきりは言えないんですが、今その方向性で対応しているところです。

それ以外に補足なんですけれども、沖縄戦犠牲者の関連国、ゆかりのある地域の若者を今招待する予定をしております。

以上です。

○松下美智子委員　ありがとうございます。

中満泉さんは、日本人の女性で初の国連事務次長として、今軍縮担当の上級代表を務められておりますので、本当に招聘していただくのに適任かと思いますので、御努力をお願いしたいと思います。

また糸数県議のほうからも、戦後80周年ということで、各政党の代表も招聘をして、沖縄からしっかり平和発信をしてはどうかなという提言がありましたが、これについてはいかがでしょうか。

○又吉剛保護・援護課長　お答えをいたします。

各政党の党首等の招待につきましては、関係機関等を通じて特別に参列要望がある場合に過去の参列状況であるとか、招待席の状況などを踏まえて個別案件ごとに、今検討しているところでございます。

県としまして引き続き、追悼式の趣旨や、県民の思いを踏まえ、多くの方々の思いを寄せることができる式典となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○松下美智子委員　出席されるされないは別としても、戦後80周年ということなので、お呼びかけをしたらどうかなというふうに思っていることだけお伝えしておきます。

続きまして、８ページのほうの新規事業で、障害福祉サービス事業所等相談窓口事業が、新規で計上されております。

これについて、御説明をお願いいたします。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

この障害福祉サービス事業所等相談窓口事業、新規事業ですけれども、本事業は障害福祉サービス事業所からの手続等に係る問合せに対応するサポート窓口を新たに設置して、事業者の利便性の向上や、

報酬算定の適正化及び相談体制の充実を図ることを目的としています。

このサポートセンターでは事業所からの質問、相談等に迅速かつ適正に対応することを目的として、専門的知識を有する方を常駐させて、相談支援を行うこととしております。その専門的知識を有する方を常駐することで、事業所の困り事に迅速に対応することができて、この事業所の事務負担が軽減されることを期待しております。

以上です。

○松下美智子委員　すばらしい事業に取り組んでいただくことを感謝いたします。

障害福祉サービスの事業者の方からは、なかなか手続が煩雑で難しかったり、相談がなかなかできないということで、いろんな事業所から御相談をお受けしていますので、こういうきちんとした専門的知識を持っておられる行政書士の方が担当をして、迅速に御相談ができる窓口ができたこと、スムーズに令和７年度からこの事業が進むように願っております。

ありがとうございます。

最後に、食品ロス削減の実態を教えてください。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

県では、令和４年３月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定しており、計画開始年度の食品ロス量６万1450トンを、計画最終年度である令和13年度までに、５万1004トンに削減することを目標としております。

事業系食品ロス量については、令和４年度の調査で２万683トンとなっており、計画最終年度の目標値２万1400トンを達成しております。

また、家庭系食品ロス量については、令和５年度の調査で２万9465トンとなっており、計画最終年度の目標値２万9604トンを達成しているところでございます。

以上です。

○新垣新委員長　西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いします。概要７ページ、新規の重層的支援体制整備事業の説明と県との関わりを伺います。

○安里克也福祉政策課長　お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は市町村事業でありますが、包括的な支援体制整備を行うため市町村の実施に対しまして、県の負担分を交付する事業となっております。

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業であります。

この事業は、希望する市町村の手挙げに基づく任意事業となっております。

県内では、令和７年度に沖縄市が重層的適正支援体制整備事業を実施することから、県の当初予算におきまして、沖縄市分の県負担額を計上しているところであります。

なお県内市町村におきましては、沖縄市のほか、うるま市、那覇市、浦添市、南城市、糸満市、竹富町などでもこの重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を進めているところであります。

県といたしましては、今後も個別のヒアリングなどを通して市町村の状況の把握に努めるほか、体制整備に取り組む自治体同士の検討会やセミナー、個別研修会などの開催を通しまして市町村の取組を支援してまいります。

以上であります。

○西銘純恵委員　支援体制の整備というのは、義務づけをしているけれども相談については任意だと。これ予算的なものはどうなんでしょうか。

○安里克也福祉政策課長　県から交付金という形で、交付いたしますが、参加支援ですとか、包括的な相談事業ですとか、それぞれ負担割合が異なっておりまして、それぞれの事業に応じた負担割合を、県の予算に計上して市町村に交付する形をとっております。

○西銘純恵委員　国からの財政支援はありますか、市町村負担はありますか。

○安里克也福祉政策課長　国庫負担もございますし、市町村の持ち出しもございます。

○西銘純恵委員　額をお願いします。

○安里克也福祉政策課長　申し訳ございません、国の負担額についてはちょっとお答えできないんですが、市の持ち出し、負担といたしましては、４億3290万1000円、県負担は7727万3000円となっております。

○西銘純恵委員　沖縄市がやるとしたら、90万円でできるということですか。

○安里克也福祉政策課長　沖縄市の負担といたしましては、４億3290万1000円となっています。

○西銘純恵委員　本当ですか。

○安里克也福祉政策課長　当初予算を計上するに当たりましての概算額といたしまして、先ほど申し上げましたとおり４億3290万1000円が市の負担となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　負担額が大きいけれどもとても重要な施策なので、ぜひ手を挙げていないところも、それを進めていけるように頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。同じページの生活困窮者自立支援事業の内容と積算根拠を伺います。

○又吉剛保護・援護課長　お答えいたします。

本事業は、生活にお困りの方の相談を幅広く受け付け、一人一人の状況に合わせて仕事の支援や一時生活の支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供するとともに、必要な場合にはより適切な支援機関につなぐことなど行っております。

令和７年度の積算については、過去の実績や制度拡充に伴う家計改善支援員の増員などを勘案しまして、２億7817万1000円を計上しております。

主な経費としましては、この支援機関に委託を行っておりますが、それに対する運営費となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　自立支援ということで、早期の生活再建を支援して自立をされた方というのは、実績としてどれだけですか。

○又吉剛保護・援護課長　お答えいたします。

自立として、まずは就職した方とか、就職したけれども額が少なかった方で増収した方という考え方で言いますと、令和５年度は県のほうでは就労者数は93人、増収された方は66人となっております。

ちなみに県と市足しまして全体で言いますと、就労者数は540人、増収者数は194人となっております。

○西銘純恵委員　ぜひ拡充ということですから、また頑張ってください。

次、行きます。生活困窮者住居確保給付金の説明と積算根拠、お願いします。

○又吉剛保護・援護課長　お答えいたします。

本事業は、離職や廃業、休業等により経済的に困窮し住居を失った方、または失うおそれのある方に、求職活動等を条件に一定期間家賃相当額を支給する制度となっております。

令和７年度予算については、過去の実績を踏まえまして、令和６年度からの継続支援支給件数を６件、新規申請件数36件で勘案し、また制度拡充に伴う転居費用の補助を含めまして、1071万4000円を計上しております。

以上です。

○西銘純恵委員　具体的な支援内容と実績を、お願いします。

○又吉剛保護・援護課長　令和５年度のまずは実績から報告させていただきます。

新規申請件数が34件ありまして、決定件数が32件となっております。

この事業の内容としましては、なかなか住宅の家賃が払えないということで出された方であるとか、あるいは出されるかもしれないという非常に不安な状況がある方に対して、家賃の補助をするものですけれども、平均としては３万5000円とか、あるいは世帯の人数によってその額が変わっております。大体、１回３か月で更新２回ということで、最長９か月の支援を行っております。

以上です。

○西銘純恵委員　安い家賃のところに転居するということになってくると思うんですけれども、実際どれぐらいを安い家賃だと見ているのか、住宅問題は課題ではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○又吉剛保護・援護課長　転居費用の基準なんですけれども、１人とか世帯数によって変わりますが、例えば１人であれば、家賃上限３万2000円としまして、これの６か月分が転居費用として支給をされる形になっております。

例えば最大でいうと、７人から10人の場合は、家賃上限４万9000円としてそれの６か月分というふうに計算をしております。

以上です。

○西銘純恵委員　この家賃で探せるアパートはなかなかないということで、ぜひ公営住宅とか、そういう家賃の補助額を引き上げるということを検討してやってほしいなと思います。

最後に、お尋ねしたいのは８ページの重度心身障害者・児の医療費助成事業の予算額と財政負担についてですが、国が負担しているんでしょうか。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

この重度心身障害者（児）医療費助成事業は、重度心身障害者・児の医療費の自己負担分を市町村が助成した場合に、県から市町村に対して助成費用の２分の１を補助するものになっています。

令和７年度当初予算案は、コロナ禍前の令和元年分実績額を参考に、今回12億3224万円を計上しているところです。

その財源は全て一般財源として、国庫は財源には入っておりません。

以上です。

○西銘純恵委員　ほかの都道府県でやっているところ、そして、政府への要請についてお尋ねします。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

当事業については、ほかの都道府県においても全て実施されていて、ほかの都道府県においても一般財源で賄っているところです。

その中で、地方公共団体としましては全国知事会等を通して、国に対して、まず重度心身障害児の医療費助成については本来は国がやるべき事業、ナショナルミニマムであって、国において新たな医療費助成制度の整備と、必要な財源を講じることというのと、あとは今回、これについての減額給付――窓口無償化についてネックになっている国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置の廃止を併せて、全国知事会を通して国に要請しているところです。

以上です。

○新垣新委員長　平良識子委員。

○平良識子委員　よろしくお願いします。

生活保護事業に絞って質疑させていただきます。

まずは、沖縄県の概況について伺いたいんですけれども、生活保護受給状況について、予算の伸び、全国における沖縄県はどういう状況なのかパーミルで伺います。

○又吉剛保護・援護課長　まずは、予算のほうからお答えいたします。

令和７年度の予算につきましては、生活扶助や医療扶助などの扶助費ごとに、過去の伸び率を勘案しまして積算をしております。

予算額は103億7909万円となっておりまして、前年度当初予算額に比べ3484万4000円の増となっております。これは0.3%の増となっております。

受給状況ですけれども、厚生労働省が公表しております被保護者調査の生活保護速報によりますと、令和６年度11月末日現在の県内の生活保護受給世帯数は、３万2550世帯となっております。これは、前年度同月比で0.8%の増となっておりまして、被保護人員数は３万9913人、前年度同月の３万9958人から比べて0.1%の増となっております。

全国比との県の比較ですけれども、保護率、パーミルで見ますと、沖縄県の場合27.2パーミルとなっておりまして、全国平均が16.2パーミルですので、比較すると11ポイント高い状況となっております。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

概況が分かりました。あと、廃止件数の状況と、そして受給者の世帯類型、それぞれの割合についてお伺いいたします。

○又吉剛保護・援護課長　まずは、世帯類型から御説明いたします。

令和５年度における世帯類型別世帯数ですけれども、まず高齢者世帯が１万8575世帯で、全体の58%となっております。

続きまして、母子世帯が1120世帯で3.5%、障害・傷病世帯が8864世帯で27.6%、その他世帯が3488世帯で10.9%となっております。

令和５年度の郡部の福祉事務所における廃止件数ですけれども、保護廃止件数は635件となっております。

以上です。

○平良識子委員　ありがとうございます。

沖縄県が全国の状況と比べて、２倍近く多いということが分かりました。

対応するケースワーカーの事業費も入っておりますけれども、改めまして、沖縄県のケースワーカーの受け持つ件数、そして、国の基準に対して現状はどうなっているのか、そして、改善に向けた予算措置が新年度しっかり盛り込まれているのかどうか、最後に伺います。

○又吉剛保護・援護課長　お答えいたします。

まず国の基準ですが、社会福祉法で定められております標準数というものがありまして、市ではなくて郡部の福祉事務所のケースワーカーは、ケースワーカー１人当たり65世帯となっております。

沖縄県の郡部の北部、中部、南部福祉事務所の担当平均世帯数は、令和６年７月現在では85.8世帯となっております。

若干、標準数よりも多くなっておりますけれども、これに対して県では、令和７年度から福祉事務所における生活保護を担当する部署の定数を７人増員して体制を強化することとしております。

また、ケースワーカーの補助、支援を行う現業支援員をこれまでも配置しているんですが、さらに配置をさせていただいて、さらに面接相談員や健康管理支援員等の個別的、専門的支援を行う専門員を配置して、生活保護体制の充実を図ることとしております。

以上です。

○新垣新委員長　比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　引き続き、よろしくお願いします。

私も、資料の３－３からですね、30ページ。

先ほど喜友名委員から、物資輸送マニュアル策定推進事業について経緯等は先ほどありましたが、こ

のマニュアル策定までのタイムスケジュールと、それからスケジュールを策定するまでの間とその後の運用について、民間の企業の皆様とどのような取組を考えているのか、お尋ねします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

策定のスケジュール感というところで、本事業について、物資輸送に係る専門的な知見やノウハウを有する事業者への委託を予定しているところです。

また、地域内輸送拠点等の確認のため、市町村へのアンケートやヒアリング、現地調査等を行いながら、広域物資輸送拠点からどのようにして地域内輸送拠点に備蓄物資を輸送していくのか、こういった検討を進めていきたいと考えております。そういったところで、４月には仕様書を策定して、５月には公募プロポーザル、６月には契約といった流れで進んでいければと思っております。

さらにまた、防災や災害物流を専門とする有識者、またトラック協会、倉庫協会、運輸・貨物事業者等の企業団体､そういったところの関係機関をメンバーとして検討委員会等を設置しまして、そちらのほうでマニュアルに関する意見や助言等をいただきながら、令和７年度末までには策定できるように進めていきたいと考えております。

○比嘉忍委員　民間企業との連携を聞いたのですが、先ほどの答弁ですと策定自体を委託するということでしょうか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　策定を委託事業で行うところです。

○比嘉忍委員　これは、例えば輸送するトラック協会とかは関係ないと思うんですけど……。私が言っている民間との関わりというのは、策定した運用に関わる民間事業者とはどうなのかなというふうに伺ったんですが、それを含めて、答弁をお願いします。

もう一つは、台風時に離島の輸送に課題があったということで、離島とそれから備蓄しているところとなると、市町村がまたがると思うんですが、その策定後の運用とか市町村との連携とか、その辺の計画について答弁をお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

本事業については、民間に委託という形ではありますけれど、物資輸送に係る専門的な知見やノウハウを有する事業者への委託ということで予定はしております。それと、完全に委託してそのままではなくて、我々も一緒に市町村等へ、ヒアリングに行ったりとか、様々な関係機関との意見を取り入れながら対応していきたいと考えております。

また策定後は、本マニュアルで関係機関との役割や手順を明確化するというのが一つの大きな目的でございますので、離島や過疎地を含めた災害時における支援物資の輸送を迅速かつ円滑に実施していくために、策定後は市町村のほうへもマニュアルを提供しまして、災害時における迅速かつ円滑な支援物資の輸送の一助にしていただきたいと考えているところでございます。

○比嘉忍委員　策定まで市町村からもヒアリングとかいろいろ要望を受けたり、それから、運用後も市町村で活用し効果検証しながらやっていくと思うんですけれども、この運用してからの課題等を抽出して解決していくのが大事だと思っております。その辺の今後の計画はいかがなものですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

毎年１回、県全体の防災訓練がございますので、その中で物資輸送訓練なども含まれておりまして、そこで実際にマニュアルを運用しながら、こういったところがいけないみたいなところも拾いながら、随時見直しをかけていくというところで今考えております。

○比嘉忍委員　台風後の物資の輸送に課題があった、それを解決するための一助であると思いますので、運用後もしっかり市町村の声を吸い上げて対応していただきたいと思っております。

以上です。

○新垣新委員長　新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。資料の３－３、35ページ、重層的支援体制整備事業について、先ほど西銘委員からありましたが、県の関わり方――例えば市町村、県社協等と県としての関わり方をお願いします。

○安里克也福祉政策課長　重層的支援体制整備事業は、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、実施主体は市町村となっております。

また、手挙げ方式で取り組んでいただくというようなことになっております。

県としては、その係る負担金、交付金、そういったものを市町村に交付する、それとまた、市町村がこういった取組に進めていけるように、個別のヒアリングなどを通しまして市町村の状況の把握に努めるほか、体制整備に取り組む自治体同士の検討会やセミナー、研修会などの開催を通しまして市町村の取組を支援していきたいと考えております。

以上です。

○新垣新委員長　新里匠委員。

○新里匠委員　重度心身障害者の医療機関での支払い方法について、お伺いいたします。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

この重度心身障害児医療費助成ですけれども、医療費の助成方法というか支払い方法が、現物給付方式というのと、自動償還方式、あと償還方式の３つの方式があります。

現物給付方式については、この医療費助成の対象者の方が医療機関や薬局で受診した際に、医療費の自己負担分が市町村から医療機関へ直接支払われる制度になっているので、医療費助成の対象者の方が医療機関窓口で負担することなく、直接医療を受けることができる制度が、現物給付方式になっています。

自動償還方式のほうは助成費の対象者の方が、同じく医療機関薬局の窓口で自己負担分を支払うんですけれども、そのあと市町村への領収書等の申請の手続等は行わなくて、自動的にこの医療費が対象者の方に助成されるというのが、この自動償還方式になっています。

最後の償還方式のほうは、１度支払った自己負担分を対象者が市町村の窓口のほうへ領収書等を持って行って申請手続をして、対象者の口座に医療費が助成されるというような方式になっています。

以上です。

○新里匠委員　県内で現物給付にしている自治体は、ありますか。

○大湾朝貴障害福祉課長　今県内においては、現物給付方式を取っている市町村はございません。

○新里匠委員　これ市町村が求めたらできるんですか。

○大湾朝貴障害福祉課長　今県の助成の要綱上は、現物給付の方式は対象にしておりませんので、もし対象にする場合はそういった要綱等の改正が必要になります。

○新里匠委員　要綱の変更を考えてほしいんですが、いかがですか。その声が大きいんですよ。

○大湾朝貴障害福祉課長　この現物支給方式の導入については、昨年、今年も含めて、４月時点で、実施主体である市町村への意向調査を県のほうから行っております。導入について検討したいとする市町村は確かに一部ございます。

ですが、今大部分の市町村については、この自動償還方式の維持を希望しているという状況があります。その理由としては、先ほどちょっと西銘委員のほうでもお答えしたんですが、この現物給付方式を市町村が取った場合に、国のほうから、国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置が行われるというような、ペナルティーといわれているものが発生するので、市町村のほうとしてはそういった財政負担等を考えて、今現物給付について、やりたいというところが少ない状況になっているので、県が要綱改正して現物給付を導入するかというようなところまでは、行っていない状況になっております。

○新里匠委員　市町村は、どれぐらいの負担になるんですか。

○大湾朝貴障害福祉課長　すみません、影響額の試算については、今いろいろ資料を集めている段階で、ちょっと試算の方法等について検討しているので、現在具体的な試算額は、今はじけていない状況になっています。

以上です。

○新里匠委員　ぜひですね、資料を集めて検討していただきたいです。

例えば１日にこの診療を受けると、３か月後になるという状況で、重度障害の人は働けないので、手持ちのお金が少ないというとかもあるので、結構声が大きいんですね。これ、プラスマイナス、どうなるかというところもあると思うので、ぜひともお願いをしたいと思います。

○新垣新委員長　小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　１点だけ確認をします。

80周年事業の特に慰霊の日の式典についてですね、いろいろな方々から招待の話も出ていたんですけれども、私としてはこの世界のウチナーンチュの方々に向けて呼びかけをする、なかなか招待というのは厳しいと思うんですけれども、南米に何回か行かせていただいてですね、結構県人会によっては現地で式典をやる方々もいると。例えば同時中継で結ぶとかという形があるだけでも、やはり通常とは違うものになりますし、また慰霊の日を忘れてもらわないためにもですね、毎年ではなくてもいいですけれど、ぜひそういう取組は節目節目でやっていただきたいなと思うんですが、見解をお聞かせいただければと思います。

○又吉剛保護・援護課長　委員おっしゃるとおり、世界の恒久平和を願う沖縄の心を国外も含めて県内外に発信することは、非常に重要なことであると考えております。

海外在住の県系人を含めて、世界にどのような発信ができるかということは、研究して対応を検討し

てまいりたいと思います。
○小渡良太郎委員　ぜひよろしくお願いします。
○新垣新委員長　以上で、生活福祉部に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。
（休憩中に、執行部退席）
○新垣新委員長　再開いたします。
次に、予算調査報告書記載内容等について議題といたします。
総括質疑については、昨日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。
次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。
（「提案なし」と呼ぶ者あり）
○新垣新委員長　提案なしと認めます。
以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。
次に、お諮りいたします。
これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○新垣新委員長　御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
なお、予算調査報告書は３月13日木曜日正午までにタブレットに格納することにより予算特別委員に配付することになっています。
また、予算特別委員の皆様は、３月14日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定となっております。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、３月19日水曜日午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新

令和７年第１回沖縄県議会（定例会）　土木環境委員会記録（第３号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年３月11日（火曜日）
開　会　午前10時４分
散　会　午後４時34分
場　所　第２委員会室

本日の委員会に付した事件

１　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算（環境部所管分）
２　甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
３　甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
４　予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	仲里全孝		
副委員長	糸数昌洋		
委員	喜屋武力	下地康教	
	又吉清義	中川京貴	
	山内末子	新垣光栄	
	比嘉瑞己	瑞慶覧長風	

欠席委員

大屋政善

説明した者の職・氏名

環境部長	多良間一弘
環境政策課長	仲地健次
環境保全課長	知念宏忠
環境保全課基地環境対策監	與儀喜真
環境整備課長	與那嶺正人
自然保護課長	出井航
自然保護課生物多様性推進監	東盛舞子
環境再生課長	横田恵次郎
企業局長	宮城力
企業技監	石新実
総務課長	志喜屋順治
経営計画課長	大城貴
経理課長	神谷司
配水管理課長	又吉直人
建設課長	新垣工
水質管理事務所長	伊佐智明

○仲里全孝委員長　ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めています。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る甲第１号議案、甲第22号議案、甲第23号議案の３件を一括して議題といたします。

まず初めに、企業局長から企業局関係予算の概要説明を求めます。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長　委員の皆様、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、企業局関連の甲第22号議案及び甲第23号議案について、令和７年度沖縄県企業局当初予算説明資料により、御説明いたします。

初めに、甲第22号議案令和７年度沖縄県水道事業会計について御説明いたします。

１ページをお願いいたします。

１の予算編成の基本的考え方についてです。

令和７年度当初予算については、老朽化した施設等の修繕・更新、耐震化等のより一層の推進に加え、水道広域化事業などの展開に対応できるよう編成いたしました。

令和７年度においては、これらの取組に加え、水道施設の将来基本構想の策定に向けた委託業務やＡＩ技術等を活用した老朽度評価を行うなど、投資コストの縮減や、より効率的な事業運営に向けた新たな取組を進めてまいります。

なお、令和７年度の水道料金については、令和７年４月１日から１立方メートル当たり125円24銭となるところですが、県民の負担軽減を図るため、令和６年度に引き続き、令和８年３月末までの１年間、120円03銭とし、５円21銭の減免を行うものとして予算に反映しております。

２の予算のポイント、（１）の業務予定量については、令和６年度当初予算とほぼ同様となっております。

（２）の主要な建設改良事業については、７億4441万4000円の減となっておりますが、国の総合経済対策に係る令和６年度２月補正予算を加えますと、約41億円の増となります。

２ページをお願いいたします。

（３）の収益的収支の状況については、一番上のＡ欄、収益的収入が337億7825万9000円、中段のＢ欄、収益的支出が337億6717万4000円で、一番下のＣ欄、収支差額は1108万5000円となっております。

下段の収益的収支の増減要因については、アの収益的収入は、対前年度22億6991万6000円、7.2％の増となっております。

主な要因は、令和６年10月から水道料金改定を行ったことにより、営業収益が14億7428万7000円、7.8％の増になったことによるものです。

３ページをお願いいたします。

イの収益的支出は、対前年度18億9723万2000円、6.0％の増となっております。

主な要因は、修繕工事の件数増加等によるものです。

（４）の資本的収支の状況については、一番上のＡ欄、資本的収入が80億1130万3000円、中段のＢ欄、資本的支出が129億4674万7000円で、下段のＣ欄、不足額の49億3544万4000円は、消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補塡いたします。

アの資本的収入は、対前年度比16億133万4000円、16.7％の減となっております。

主な要因は、令和６年度に計上した他会計長期借入金、これが減となったこと等によるものです。

４ページをお願いいたします。

イの資本的支出は、対前年度７億1892万6000円、5.3％の減となっております。

主な要因は、拡張事業費を令和６年度補正予算に伴い、前倒しで実施したこと等によるものです。

令和７年度の主な事業内容は、水道施設の老朽化対策として、本土復帰前に整備された米国規格の管路、並びに老朽化した増圧ポンプ場の更新・耐震化、北谷浄水場の整備事業及び東系列導水路トンネルの整備、令和７年度に供用開始予定の座間味村座間味島及び渡名喜村などの施設整備となっております。

５ページをお願いします。

続きまして、甲第23号議案令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算について御説明いたします。

１の予算編成の基本的考え方については、水道事業会計と同様に、老朽化施設の修繕・更新等、工業用水の安定供給に必要な経費を確保するよう当初予算を編成いたしました。

２の予算のポイント、（１）の業務の予定量については、令和６年度当初予算とほぼ同様となっております。

（２）の主要な建設改良事業については、導水施設整備事業に所要額を措置したものです。

（３）の収益的収支の状況については、一番上のＡ欄、収益的収入が６億7357万5000円、中段のＢ欄、収益的支出が７億3193万1000円。下のＣ欄、収支差額は5835万6000円の支出超過となっております。

なお、支出超過については、現金支出を伴わない減価償却費の範囲となっており、資金運用上の問題はございません。

６ページをお願いいたします。

アの収益的収入が対前年度653万7000円、1.0％の増となっております。

主な要因は、新規給水事業者の追加により、営業収入が増になったこと等によるものです。

イの収益的支出が、対前年度4333万9000円、6.3％の増となっております。

主な要因は、トンネル工事期間中の動力費の増及び老朽化に伴う修繕費の増等によるものです。

（４）の資本的収支の状況については、Ａ欄、資本的収入が5343万3000円、Ｂ欄、資本的支出が１億8747万9000円で、Ｃ欄、不足額の１億3404万6000円は、消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び減債積立金で補塡いたします。

アの資本的収入の対前年度543万8000円、9.2％の減となっております。

主な要因は、国庫補助金等の減等によるものです。

７ページをお願いいたします。

イの資本的支出は、対前年度5361万3000円、40.0％の増となっております。

主な要因は、投資有価証券購入費の新規購入によるものです。

以上で、企業局所管の予算議案２件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○仲里全孝委員長　これで企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に定める所管事務に関す

る予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱いについては、昨日と同様に質疑の際にその旨を発言するものとし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちに企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を行います。

山内末子委員。

○山内末子委員　おはようございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、収益的収支の状況からお願いいたします。

先ほど局長からも説明がありました特別利益、この件につきましては、導水管移設工事に係る補償費受入れというふうにありましたけど、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○志喜屋順治総務課長　よろしくお願いします。

特別利益の内訳ですけども、名護市の屋部地内の導水管ですが、屋部川というところの河川改修工事がございまして、それに支障となる導水管を一部移設する工事として計上している特別利益と、それから西原町にございます普天間～翁長送水管というのがございますけども、そこの区画整理事業で支障となる送水管を移設する際の補償として、特別利益を計上しているところです。

以上です。

○山内末子委員　これの原資はどうなっていますか。

○志喜屋順治総務課長　移設の際の支障となる場合のその事業主、屋部地内につきましては、県の土木建築部のほうの工事の際の支障となっていますので、そこからの補償金。あと、西原町の実施する区画整理事業での支障になることから、その部分の移設については、西原町からの補償金として弁償しております。

○山内末子委員　当該地域の市町村からということで、全額そうなっていますか。

○志喜屋順治総務課長　普天間～翁長については西原町なんですけども、名護の工事につきましては、県の工事になりますので、県からの補償です。

この全ての費用につきましての補償ではなくて、基本的にはこの管路は既に埋まっている管路で、既に何年も使っている管路ですので、今の現在価値の価格分についての補償になります。残りの部分については、修繕費のほうで支出して移設するということになっております。

○山内末子委員　分かりました。

続きまして、主な事業内容の中から、本島事業のほうの石川～上間送水管、これ米国規格となっているんですけど、この米国規格というこの管は、この地域だけですか。それとも全体的には、どういう形になっていますでしょうか。

○大城貴経営計画課長　お答えします。

米国規格の管路については、石川～上間送水管のほか、知花～読谷送水管、宇出那覇～許田導水管などがございます。

○山内末子委員　これ、米国規格ということは、戦後そのまますぐというか、規格的にはどうなんですか。この敷設をした時期というのは、どれぐらいの時期にやっているのか。この辺もう少し具体的にお願いします。

○大城貴経営計画課長　お答えいたします。

今、申し上げた３つの施設については、昭和41年、1966年から昭和43年、1968年にかけて整備されたものとなっております。同施設につきましては、現在、更新事業を実施中でありまして、令和６年から令和19年までの事業計画を立てておりますけれども、その範囲内で全て更新を完了する予定となっております。

○山内末子委員　米国規格と日本の規格と、それぞれ大きな違いがあると思うんですけど、ずっとこれを変えていくと、更新をしていくとなりますと、今、現状として、資材や部品でしたり、そういうものは輸入していくのか、それともずっとここで生産されているのか、製造されているのか、その辺についてもお願いいたします。

○大城貴経営計画課長　お答えいたします。

今、設置されている古い管は米国規格なんですけれども、更新の際には、日本規格の新しい管路に更新すると、敷設替えするということになっております。

○山内末子委員　それが心配でした。ずっと今の状況の中で米国からこれ輸入をしていくとコストが大分高くなっていくんじゃないかなというふうに思ってましたので心配していましたけど、日本製に変えていくということですね。

分かりました。

それでは、その下の離島事業の中で、座間味村の浄水場なんですけれど、設立するまでにとても大きな問題があって、大分時間がかかったと思いますけど、進捗状況をお聞かせください。

○新垣工建設課長　お答えします。

座間味村座間味地区は、村が建設した海水淡水化施設を浄水能力を増強する形で整備をしております。整備をしまして、用水供給を開始する計画です。その後に高台にあります浄水場、村の浄水場を撤去しまして、新浄水場を建設します。

令和５年度に整備を開始しました海水淡水化施設は、令和７年４月１日に用水供給を開始する予定です。その後、令和７年度から高台にあります浄水場の整備を進め、令和10年度の完成を予定をしております。

以上です。

○山内末子委員　令和10年度、ありがとうございます。順調に進んでいますか。

○新垣工建設課長　順調に進んでおります。

○山内末子委員　最後に相対的にですけれど、日本全国で、今、水道管の老朽化によって、いろんなところで事故が起きております。断水であったり、それから破損であったり。沖縄県の導水管の状況、危険な状況があるのかどうか、この辺を総体的にお聞かせください。どういう状況なのか。

○宮城力企業局長　米国規格の水道管がまだ布設されている状況にはございます。我々、他県の状況等も参考にして、管の材質とかあるいは施工方法とかを踏まえた更新基準年数というのを定めています。これを超えているのが今、約３割、30％。これについては、中長期の整備計画に基づいて順次更新していくことにしています。

埼玉県八潮の場合には内部、道路の下に大きな空洞ができて陥没を起こしてしまったわけですが、我々半年に１回は全管路を目視で異常がないか確認しています。漏水があれば、水があふれていれば、これは何かがあると。あるいは何らかのくぼみがあったりしないかどうかは確認していると。これを半年に１回するところで、今回、八潮の件があったものですから、浄水場に全ての管路については遺漏がないように徹底するように周知したところです。

あわせて、音聴調査、耳を当てて音で何か異常がないか確認するところ、これについては外注になりますので５年に１回程度行っているところです。

ただし、今回の調査を受けましてもっと効率的な調査ができないかどうか、これ今、検討を進めているところで道路管理者が空洞調査を行っているという部分があります。また、土木建築部も道路通報システムというのを今度令和７年度から構築するということにしております。

これら他部局、他機関と連携して、それぞれが重なり合わないようなより効率的な検査ができないかどうか、これの検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

○山内末子委員　地中の中にあるわけですから、本当に漏水をしたり、そこから大きな水がば一っと吹き上がるとか、そういった事故がない限り分からないというのがこういった施設の状況だと思いますので、今の局長の説明を受けると、しっかりとそれを予防する体制をこれからつくっていきながらということをやっているということで少し安心をしておりますけど、やはりそこはとても専門性が高くなると思いますので、そういったところでは職員だけでは多分足りないと思っておりますので、そういった専門性の高いところとの委託であったり、そういうことはぜひ無理して職員でやるとかではなくて、そこをちゃんと担当をしっかりと分けて分担をしながら、先ほどありましたように横の連携も密にしながら、ぜひ対策を早急につくっていただきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長　山内末子委員の質疑は終わりました。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　まずは、全体的な質疑からしたいと思います。

先ほど令和７年度の水道料金の改定について様々な意見がある中で値上げということになったんですけども、１立方メートル当たり125円24銭を据え置いて一般会計からの補助金や国の補正予算等によって増額措置が行われたということで、１年間、また今年も引き続きそういう減免措置を行っていくということなんですけども、それに伴う経営への影響というのはどのようになっているか伺います。

○大城貴経営計画課長　お答えいたします。

今回、企業局の水道料金改定については、委員お話あったとおり１年間120円03銭として５円21銭の減免を継続するとなっております。

説明資料の２ページを御覧ください。２ページ目のほうに収益的収入と支出の費用があるんです。資料にあります収益的収支の状況なんですけれども、令和７年度の予算につきましては、収支差額1108万

5000円という形で予算上はバランスが取れております。

先ほどの重点支援地方交付金や令和６年度の国の総合経済対策に関わる補正予算を受けまして、内部留保資金を改めて財政状況を精査したところ、当面の経営状況は問題ないというふうに考えているところでございます。

○新垣光栄委員　今回の事件等もありまして、修繕には大分お金がかかると思っておりますけども、先ほど局長からもありましたように、大分システムを改修して連携もうまく機能させながら経費削減しながら効率化を図っていくというお話もありましたけども、そういった中で、また大幅な水道料金の値上げにならないように長期的に考えてもそのような配慮された予算組みになっているかお伺いいたします。

○大城貴経営計画課長　水道料金の改定につきましては、料金算定期間を令和６年から令和９年の算定期間と見込んで必要な料金を計上したところでございます。令和６年から９年ですので、４年後には、我々としましては改めて財政状況を勘案しながら適正な料金水準の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

これにつきましては、平成30年度の水道改正法についてもその考え方が示されているところでございます。

○新垣光栄委員　ありがとうございました。

そこで先ほどもありましたとおり、座間味村の工事についてはうまくいっているということでの報告を受けたんですけども、その中で水質の問題――完成するのが10年だと思うんですけども、現在の水質の問題はどのように座間味浄水場の――村が運営する水質に関して皆さんが助言とか技術的な支援を行うということだったんですけど、どのようになっているんでしょうか。

○石新実企業技監　座間味村の座間味地区におきましては、村が運営している浄水場で現在も供給しているところで、直近では残留塩素が不足しているですとか、あるいはカビ臭が発生するということがありまして、企業局のほうから技術的な助言を行いまして、沈殿池の排泥作業を行ったりとか適切な塩素注入管理等を助言しまして、それ以降、相談事はないという状況です。

また、４月１日からは企業局から水道用水を供給しますので、その辺の水質につきましては企業局が責任を負うということになります。

○新垣光栄委員　技術的支援等、大変ありがとうございます。

続きまして、新垣ポンプ場の台風で被害があった状況をお願いいたします。

○新垣工建設課長　御質問のありました新垣増圧ポンプ場、これ宜野湾市のほうに供給しているわけですけれども、発電機の事故がありまして、水道の供給が一旦停止した部分もありましたけれども、令和７年度の５月頃までには取替工事、更新工事を発注する予定となっております。

○新垣光栄委員　修繕が終わる完成時期をお願いいたします。

○新垣工建設課長　令和７年の５月に契約予定で、その後、２年半ほど完成までは要することになります。

○新垣光栄委員　大分、台風のとき、このポンプ場が故障したもんですから、供給が大変だったもんですから、早期に完成していただきたいと思いますけど、ポンプ場の補完的な対策は取りながら工事を進めていくと思うんですけども、どのように考えているか。

○新垣工建設課長　故障しました発電機については、部品等も新しいものに取替えを行ったところであります。

以上です。

○新垣光栄委員　最後になりますけども、私たち、瑞慶覧長風委員もヤンバルのほうに豪雨災害の踏査をしてまいりました。その中で平南川にある津波浄水場だと思うんですけども、その件に関して、皆さんとはちょっと関係ないと思うんですけども、それが大宜味村の簡易水道になっていて、どうしても今、老朽化が進んで建て替え時期になっていると。それ、場所もないもんですから、あと１個サブのそういう浄水場があれば助かるなというお話を担当からお聞きしたんですけども、そういった市町村への企業局として補助金とか支援体制というのはどのようになっているかお伺いいたします。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から質疑内容は保健医療介護部の所管であるとの説明があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　大変すみませんでした。

もし、そういった技術的なものとか、問合せがあれば協力していただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員の質疑は終わりました。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いします。

もう大分質問が重なっていますので、１点だけ、離島事業のこの22億円について伺いたいと思います。

先ほど、座間味村については詳細な答弁がありましたので、それ以外の渡名喜村、粟国村、渡嘉敷村、伊是名村の事業について、事業の進捗と課題、そしてまた、事業完了予定を教えていただきたいと思います。

○新垣工建設課長　お答えします。

渡名喜村につきましては、令和７年度から整備を開始しまして、令和９年度の供給開始を予定しております。

それから、粟国村につきましては、平成29年度に供給開始をしております。

渡嘉敷村につきましては、令和６年度に供給開始をしております。

伊是名村につきましては、令和４年度に供給開始をしております。

それから、伊是名村につきましては、令和６年度から調整池の整備を進めておりまして、令和７年度の完成を予定しております。

以上です。

○糸数昌洋委員　特に粟国、渡名喜、伊是名の供用開始の時期は分かったんですが、今年度予算の中で行われる事業の範囲というものを教えてください。

ちょっと課題等もあればお願いします。

○新垣工建設課長　今年度予定している事業につきましての主なものは、座間味村座間味地区の高台にあります浄水場の整備、それから……。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、糸数委員から事業予算の内訳を含めて知りたいとの補足説明があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

大城貴経営計画課長。

○大城貴経営計画課長　お答えします。

当該事業については、ハード交付金事業が主なものになっておりますが、その内訳としまして、粟国村の事業が9.4億円、渡名喜村の事業が3.8億円、渡嘉敷村の事業が約6.2億円、座間味村の事業が6.2億円、伊是名村の事業が2.2億円、合計20億程度になりますが、その他、県単事業を含めまして22億というふうになっているところでございます。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、糸数委員から再度事業予算の内訳と内容について知りたいとの確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

大城貴経営計画課長。

○大城貴経営計画課長　粟国村につきましては、粟国浄水場の海水淡水化設備と場内整備工事、渡名喜村については、浄水場の建築工事や海淡設備工事、渡名喜村については、調整池の建設工事、座間味村については浄水場、調整池の建設工事、伊是名村については、調整池の建設工事などが予定されているところでございます。

○糸数昌洋委員　分かりました。

終わります。

○仲里全孝委員長　糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　資料の３―４、26ページでお願いします。

先ほどから質問がありますが、浄水場、あるいは管路などの老朽化が課題だと思うんですが、企業局の耐震老朽化対策の計画があれば教えてください。

○大城貴経営計画課長　企業局では、将来にわたって水の安定供給を図るため、企業局中長期計画における令和６年度から令和19年度までの水道整備計画に基づき、老朽化した水道施設の計画的な更新や耐震化等の減災対策に取り組んでいるところでございます。

また、本島周辺離島８村への水道広域化に向けて施設を整備しているところでございます。

○比嘉瑞己委員　この中長期計画では、この対策は何事業ありますか。

○大城貴経営計画課長　主な整備事業としましては、現在進めている名護・北谷浄水場並びに管路71キロの更新・耐震化や、座間味村座間味地区及び渡名喜村での浄水場管路整備などを計画しており、全部で41事業ございます。

○比嘉瑞己委員　41事業あるわけですが、令和７年度では幾つ取り組むことができますか。

○大城貴経営計画課長　令和７年度の主な水道施設整備計画なんですけれども、宇出那覇－許田導水管、石川－上間送水管などの管路の更新・耐震化事業に３事業。伊波増圧ポンプ場、北谷浄水場、名護浄水場などの浄水場、ポンプ場の更新・耐震化に７事業。その他としまして、離島や東系列導水路トンネルの工事など２事業、合計で12事業を実施する予定となっ

ております。

○比嘉瑞己委員　その12事業に対して、皆さん、ハード交付金は幾ら要望して、そっちはどれくらいだったんでしょうか。措置額の割合も教えてください。

○大城貴経営計画課長　令和７年度当初予算案における水道分野のハード交付金配分額につきましては、令和６年度当初予算と比べまして８億7000万円の増、42億9000万円となっております。

また、今般の国の総合経済対策に関わる令和６年度補正予算において、水道分野へのハード交付金として37億円が配分されたところでございます。

令和７年度の当初予算と令和６年度補正予算を合わせたハード交付金の配分額は79億9000万円でありまして、水道施設整備計画に基づく令和７年度のハード交付金要望額109億6000万円に対する割合は72.9％となっております。

一方、令和６年10月から段階的な水道料金の改定に当たりましては、施設の更新や耐震化に要する財源としまして、１年当たりのハード交付金額を63億円と見込み、資産維持費を料金に計上したところでございます。

令和６年度と令和７年度の２年間のハード交付金額は114億1000万円でありまして、料金改定時に見込んだ金額と同程度が配分されているものと考えております。

○比嘉瑞己委員　局長にお聞きしたいんですけれども、皆さん、要望額、約110億要望しているんですよね。それで、令和６年の補正で37億を措置してもらっているとはいえ、合わせても、やはり要望額の７割しか措置できていない。これだと、去年料金改定もしましたけれども、やはりこの施設整備がなかなか進まなかったのも大きな要因だったと思います。やはり、このハード交付金をしっかりと皆さんの要望額を措置してもらわないと、また計画的な企業局の運営ができないと思います。

このハード交付金の措置について企業局はどのようにお考えですか。

○宮城力企業局長　まず、先ほどの中長期計画の整備事業、41ということで答弁申し上げましたけれども、そのうち７年度事業としては12か所という答弁がありましたが、その他20以上は令和８年度以降の事業箇所も含まれているということで、41か所あるうちの12事業しか工事費が充てられていないという状況ではないということでございます。

あわせて、ハード交付金の確保についてという御質問でございます。この数年間、ハード交付金の配分額が急激に減ってきたというところもあって、料金改定の要因の一つに挙げてきたところです。今回、補正でかつてないほどの額、37億円という配分をいただきましたので、これについては内部留保もある程度蓄えることができるという見立てです。

委員がおっしゃるように、ハード交付金の確保がないと計画的な施設設備の更新が進みませんので、今後とも、このハード交付金の確保に向けては総務部と連携しながら、国にその必要性について丁寧に説明していきたいというふうに考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員　国の補正予算での対応というのはありがたい話ではあるんですけれども、やはり本来は当初予算で確保するべきだと思うんですね。そうじゃないと計画的にできないと思うんですけれども、そういった意味で、当初予算で確保するというところが大切だと思います。

土木建築部にも同じような質問をしたら、道路とかも国も認めた計画だったと。だから、ちゃんと充ててほしいという理論を持っていて、そのとおりだなと思ったんです。

企業局として、改めてこの対応についてどう思いますか。

○宮城力企業局長　総務部をはじめ、その事業の必要性については、国のほうにるる説明しているところでございます。

引き続き理解を深めていただけるように、我々としてもしっかり努力していきたいというふうに考えます。

○比嘉瑞己委員　最後に、新年度、この新たな取組として、ＡＩ技術を活用した老朽度の評価をするとありましたけれども、どういったことをやるんでしょうか。

○大城貴経営計画課長　ＡＩ技術を活用した老朽度の評価なんですけれども、水道管につきましては、材質や施工方法、埋設された土壌の環境など、様々な条件の組合せによって劣化のスピードが異なるというふうなことが分かっております。

しかしながら、地下に埋設している管路につきましては、水道管の劣化状況について、道路を掘削して直接確認するというのが多くの費用とか時間を要するという課題がございます。

一方、このＡＩの技術を活用した老朽度評価については、道路の掘削を必要とせず、過去数十年にわたり、全国から収集された管路の腐食状況とか漏水に関するデータ、各地の土壌データなどビッグデー

タを基にＡＩ技術を用いて管路の老朽度や漏水のリスクなどを予想するというふうなものとなっているところでございます。

○比嘉瑞己委員　すばらしい取組だと思います。これで、幾らぐらい費用を抑えることができるのかとか、新年度事業の予算とか、どういったことをやるのか、もう一度お願いします。

○大城貴経営計画課長　この老朽度評価については、企業局指定施設、沖縄本島内の企業局水道施設全般についてやることを予定しておりまして、予算としましては1015万7000円を計上しているというところでございます。

○仲里全孝委員長　比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　よろしくお願いします。

今、もうＡＩのことも比嘉瑞己委員が確認されたので、ほぼないんですけれども、すみません、かぶっていたら申し訳ないですけれども、当初予算説明資料の中で、料金改定に伴い7.8%増収した営業収益分というのは、どのように予算に配分されているのか教えていただけますでしょうか。

○志喜屋順治総務課長　増分の収益につきましては、最終的には利益として内部に留保されることになりまして、それが議会で利益処分の議決をされて使用されることになります。

その使用については、特に使途が限定されているものではないんですけども、基本的には老朽化した施設等の更新、それから企業債の償還などに充てさせていただいて、安定的な水道水の供給に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　では、５円21銭の減免措置というものはいつまで行えるのか、先ほど新垣光栄委員からもあって、かぶっているのかなと思うんですけれども、改めてお願いします。

○大城貴経営計画課長　今回実施します減免につきましては、現在のところ、令和７年度中の予定となっております。

○瑞慶覧長風委員　その後の見通しは立てられないということですか。

○大城貴経営計画課長　今回の料金改定につきましては、昨今の電気料金の高騰、建設資材の高騰など物価高騰に伴って、これは安定給水を継続するために、段階的に料金改定するということを考えているところでございます。

令和６年の10月から段階的にやっているところではございますが、一般会計からの補助金などを原資としまして、県民負担の軽減を図るために減免等を令和７年度中も実施するところですが、この安定給水を継続するためには適正な料金の確保も重要なことですので、令和８年度は、今のところは予定どおり、135円70銭に改定するということになっております。

○仲里全孝委員長　瑞慶覧長風委員の質疑は終わりました。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　おはようございます。

甲第23号議案、第３条、収入支出から、工業用水事業、収入６億7357万5000円、支出７億3193万1000円の支出ですね。マイナス5835万6000円についての説明をお願いいたします。

○志喜屋順治総務課長　委員おっしゃるとおり、5835万6000円の支出超過となっている状況でございますが、冒頭の説明でもさせていただいたとおり、現金支出を伴わない減価償却費の範囲内というふうに考えておりますので、資金余剰の問題はないというふうに考えているところです。

以上です。

○喜屋武力委員　111事業所に工業用水を供給していると言うんですが、中城湾港の工業用水はどのようになっているのか。

○又吉直人配水管理課長　お答えいたします。

企業局の工業用水の給水対象111事業所のうち、中城湾港新港地区の事業者数は27事業者を予定しております。

また、令和７年度の給水量は229万立方メートルを予定しておりまして、そのうち936万立方メートルを中城湾港新港地区へ供給する予定となっており、割合が24.5%となっております。

○喜屋武力委員　この地域ですね、製造業とか精密機械などの事業所が多く進出していると思うんですが、利用する会社の供給量は大丈夫なのか、これについて。

○又吉直人配水管理課長　同地区の１日当たりの計画給水量は、１日6800立方メートルを予定しておりますが、今回契約で予定しています水量は１日6218立方メートルで、契約率が91.44%で、計画給水の範囲内に収まっております。

以上です。

○喜屋武力委員　ありがとうございます。

次に進みます。

１款、５項で建設負担金の返還金とあるんですが、沖縄東部河川総合開発建設事業の22億7000万円の説明をお願いいたします。

○又吉直人配水管理課長　申し訳ございません、先ほどの御質問の中で、中城湾港新港地区の水量の件で御質問いただきましたけども、訂正いたします。

全体の給水量が936万立方メートルを予定しているんですけれども、そのうち、中城湾港新港地区へは水量が229万立方メートルで、割合が24.5％となっております。

訂正しておわびいたします。

○大城貴経営計画課長　お答えします。

沖縄東部河川総合開発建設事業の建設負担返還金についてですが、まず建設負担金については、国が実施するダム建設事業において、ダムから取水権利に対する負担金として企業局が国に支払うものであります。

企業局では、漢那ダム、金武ダムの建設に当たり、昭和53年度から平成25年度にかけて、総額約361億4000万円を支払っております。当該２ダムの建設改良後なんですが、事業者である国において、建設の確定作業が行われ、企業局の負担金については約352億2000万円として確定したところであります。この差額、約９億2000万円について、令和５年度から令和８年度の４年間で企業局に返還される計画でありまして、令和７年度において、２億2700万円の返還が予定されているところでございます。

○喜屋武力委員　次、601ページの４、流動負債ですね、（２）未払金67億6428万5000円の説明と、630ページ、工業用水道事業流動資産（２）未収金2783万8000円の説明と、また631ページの工業用水道事業、４の流動負債、（２）の未払金7227万4000円の説明をお願いいたします。

○志喜屋順治総務課長　御説明いたします。

未払金につきましては、知事部局のような官庁会計ではなくて、企業局の場合、公営企業会計を採用させていただいていまして、知事部局のような出納整理期間がないということで、年度内に完了して４月に支払う必要があるものについては、発生主義という観点で未払金として計上しております。

具体的には、３月で支払うべきものとして、建設工事などの請負費が３月に完了して、実際には支払う必要がございますけれども、それを４月に支払うというための資金として未払金というふうな形での計上とさせております。

このほかにも、工事以外には、委託費ですとか動力費、人件費などもそういったものに当たりまして、工業用水、水道、共通してそのような経費につきましては、未払金として計上しているところでございます。

未収金につきましても、同様に、収納整理期間がないということで、年度内に発生した収益につきましては、４月以降に受け入れるというふうなことで、未収金というふうな形で計上させていただいております。

具体的にどのようなものがあるかといいますと、給水収益、水道料金として徴収する、工水もそうなんですけども、そういった給水収益につきまして、３月末で締めたものについて、４月で受け入れるということで計上させていただいているものでございます。

以上です。

○仲里全孝委員長　喜屋武力委員の質疑が終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員　企業局の皆様方、お疲れさまです。

それでは、予算に関する質問に移りたいと思います。

まず、当初予算の説明資料から入るんですけども、まず、更新基準年数というのを、分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

○大城貴経営計画課長　更新基準年数なんですが、水道管でありますと、例えば管の種類で、管の口径だとか敷設の仕方、施工方法ですね、そういったもので、管のもち方が、寿命が違うというのが他県の事例等から分かっているところでございます。

これについて、我々としまして、他県の状況とか施設の維持管理支援を基に、企業局独自の更新基準年数というのを定めたところでございます。

○下地康教委員　これ、保健医療介護部のほうで私の一般質問の答弁をしているんですけれども、市町村においては、水道管の法定耐用年数というのは40年というふうに決めていますけれども、それとの違いというのはどういうふうに受け止めればいいですかね。

○大城貴経営計画課長　法定耐用年数は40年となっておりますけれども、企業局の更新基準年数では、例えば、ポリエチレンスリーブということで、管の周りを囲むビニールみたいなものがあるんですけども、ダクタイル鋳鉄管でポリエチレンスリーブなしという施工をした場合には同じく40年。

逆に、このダクタイル鋳鉄管でポリエチレンスリー

ブがあるというものについては80年。鋼管の中口径、800ミリ未満については40年、鋼管の大口径、800ミリ以上については55年ということで、更新基準年数を定めているところでございます。

答弁について補足します。

このポリエチレンスリーブなんですが、管自体が電気的な要素において腐食するという、錆びるということになっておりまして、このビニールですね、ポリエチレンスリーブを巻くことによって周りの土壌環境からシャットダウンする形になりますので、かなり管の寿命が延びるということになっております。

○下地康教委員　私が聞きたいのは、要するに、市町村と県の企業局の考え方の違いですよね。つまり、市町村のほうでは法定年数を40年というふうに示しているんですけれども、企業局の場合は更新基準年数という形で、具体的に何年というふうなものを示していませんね。その違いというのはどこにあるのかという話ですね。

○石新実企業技監　企業局においても、減価償却については法定耐用年数を用いています。ただ、法定耐用年数を迎えたとしても、まだ物自体は健全で、まだ使えるという状態のものが多々ありますので、法定耐用年数を迎えているんですけれども、まだまだ使えるものについては法定耐用年数以上に使いましょうという考えの下、じゃどれだけ使うかというのを定めたのが更新基準年数ということになりまして、これは、先ほど大城課長からもありましたけども、他県の事例等も参考にしているところで、それぞれの水道事業体が独自に定めているものになります。

○下地康教委員　それでは、基本的に、市町村の法定耐用年数と県企業局の更新基準年数というのは違うという理解でよろしいですか。

○宮城力企業局長　先ほどの法定耐用年数で除却していくというところは変わらないんですが、どのぐらいこの管が耐久性があるか、効率的な更新整備を行うには何年ぐらい必要なのか。

一律ではなくて、それぞれの管の特性とか、あるいは施工方法とか、実態に合わせた更新の在り方をすべきじゃないかということで、更新基準年数を定めたところでございます。

これについて、今、お示ししていないという御指摘もありましたので、広くこれも公表して、こういう考え方の下で企業局は更新をしているという扱いにしたいと思います。

○下地康教委員　ぜひ、その考え方を示していただきたいというふうに思います。

それと現在の管路の距離と、更新基準を超過している管路の距離、それとその割合というのを教えてください。

○大城貴経営計画課長　企業局が管理する管路の総延長は約719キロメートルとなっております。そのうち、企業局の更新基準年数を超過している管路は、令和５年度末時点で216.3キロ、割合は30.1％となっているところでございます。

○下地康教委員　その更新超過というものが数字的に出ているということですけれども、これからやはり更新をしていかなければならないという形になると思いますけどもね。その更新計画というものは、どのようになっているのか。例えば、新しく更新する率を何％というふうに規定してその計画を定めているのか、その辺のことを分かりやすく説明していただきたいと思います。

○大城貴経営計画課長　企業局では、沖縄県企業局中長期計画における令和６年度から令和19年度までの水道整備計画を策定しております。そのうち管路については、約71キロの更新を予定しております。

先ほど申し上げた令和５年度末の更新基準年数は30.1％でありますが、これらの事業を推進することによりまして、令和19年度には24.1％程度に減少すると、基準を超える割合が減るという見込みになっているところでございます。

○下地康教委員　今、中長期計画というふうなものが出たんですけれども、例えばその中長期計画の目標年次というんですかね、年度というんですかね、そこまでに更新率を何％まで改善するというものがあるんでしょうか。

○大城貴経営計画課長　令和５年度末の企業局更新基準年数を超過した割合は30.1％でございます。この令和６年から19年にかけて、管路の更新を71キロとすることによりまして、令和19年度末の更新基準年数を超過する割合は24.1％という形で、30.1％から減少するという形になっております。そういう計画で実施する予定となっております。

○下地康教委員　分かりました。

それでは、３ページ目の資本的収支の状況ですけれども、まず、資本的収支の中で、拡張事業費と施設整備費、いろいろ合わせて資本的収入と資本的支出の合計が49億3500万円余り発生しています、赤字がですね。それの補塡が書かれているんですけども、その補塡の大きな金額は、これ過年度分損益勘定保

留金となっているんですけどね､それの内容をちょっと教えてください。

○志喜屋順治総務課長　過年度分損益勘定留保資金について、主に現金支出を伴わない減価償却費が基本的な原資になっているところです。

49億3544万4000円、前年度につきましても赤字です。基本的に、４条の収支につきましては、過去に借入れした企業債の償還金というのが毎年発生しますので、基本的には赤字になるというところがございます。ですので、その赤字を毎年補塡するというところで、補塡財源というものを、先ほど説明させていただいたものを原資として充てているところでございます。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から質疑の趣旨について補足説明があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

神谷司経理課長。

○神谷司経理課長　お答えします。

損益勘定留保資金というものがございます。これにつきましては､いろいろと施設を整備していくと。施設を整備していくんですけど､その使用に伴って､どんどん施設というのは劣化してくる。その劣化した部分というのは、減価償却費ということで、コストとして回収していこうと。ただ、コストとして回収していくんだけど、実際に現金が出ていかない。現金が出ていかないということはどうなるかというと、企業内に蓄積されていく。というのは、先に設備投資をしたのを使用することによって、コストとして回収していくというものでございます。そういうものの蓄積が――企業内に蓄積されることが、損益勘定に留保されているということで、その留保資金と言われるものでございます。その蓄積されたものをまた再度､再投資に活用していくということで、事業活動を継続していくというような仕組みになっているところでございます。

以上です。

○下地康教委員　次に、拡張事業費ですね。補助ということですけれども、これが前年度より減額をしているというところですけれども、それの理由を聞かせてください。

○志喜屋順治総務課長　お答えいたします。

今般、令和６年度の補正予算もいただけたということで、基本的に令和７年度に予定していた事業そのものを令和６年度補正を活用して前倒しするということで、その部分を、前出しした分を減額しているというふうなことで、対前年度に比べると減額となっております。

○下地康教委員　先食いをしたというのは分かるんですけれども、先ほども言ったように、更新しなければならないようないろいろな設備があります。

令和７年度においても、７年度分の先食いという考え方ではなくて、やはり、その更新基準を超過している施設を改良するためには、減額ということではなくて、やはりその分、ある意味増額という考え方をできなかったのか。増額といいますか、要するに令和６年度と同じ金額を実施するという考え方はなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○志喜屋順治総務課長　お答えいたします。

毎年度、財政見通しの中で設備投資に係る費用というのを見通して上げている中では、130億程度の事業費をこの４年間で捻出して、基本的には、施設整備に充てていくということなんですけども、今般の令和６補正と令和７の当初予算を合算した額でいきますと139億1000万円確保しているということで、財政見通しのとおりの施設整備を、今般の令和７年度につきましては実施できるということで、このような予算を編成させていただいたところでございます。

○下地康教委員　今申し上げたその財政見通し、これは計画になるんですか。それをちょっと詳しく教えてもらえますか。

○志喜屋順治総務課長　財政見通しを立てる際に、企業局の今後の施設整備に係るアセットマネジメントというものを策定させていただきまして、それを基に、この４年間でかかる費用がどの程度かというところを算出して、資産維持費として計上させていただいたところでございますので､基本的にこの４年間の計画の財政見通しの中には、今のアセットの考え方、アセットの計画が反映されているというふうに考えております。

○下地康教委員　基本的な考え方としては、例えば４年間の財政計画というのがあって、そのトータルでもって単年度の計画を、予算を組んでいるという理解でよろしいですよね。というのは、補助金ということで、これハード交付金が使われているということですよね。ということは、そのハード交付金の減少が云々という影響はあるのかないのか。

これを聞かせてください。

○宮城力企業局長　この数年間でどのぐらいの事業を展開するかという計画は立てております。その財源としてハード交付金を予定しておりますが、ハード交付金が減少すれば、その分いわゆる単独費の扱

いを増やさないといけないということになりますので、そうしますと、先ほどの内部留保資金の先行きが非常に厳しくなるという状況が生じます。

したがいまして、ハード交付金が減少すると事業計画には影響が出る。そういう状況に陥るというところでございます。

○下地康教委員　そうすると、今回のハード交付金の影響というのは、補助金とかそういうものではなくて、単独の施設整備事業もひっくるめた考え方ということでよろしいですか。

○大城貴経営計画課長　企業局では、委員御指摘のとおり、施設を計画的に更新、耐震化を実施して、先ほど説明させていただいたように、老朽化の状況もありますので、計画的に実施するというのを基本としているところでございます。ですので、仮に、今後ハード交付金が減少した場合については、我々の自己資金を投入して計画的に実施するという基本的な考え方を持っているところでございます。

○下地康教委員　その辺りのバランスは、またしっかりと計画をして、執行していただきたいというふうに思います。

最後に、料金改定ですけれども、この料金改定の年数というのはどのぐらいを考えていますか。

○大城貴経営計画課長　お答えします。

料金の考え方なんですけども、水道料金の算定方法については、地方公営企業法第21条第２項及び同法施行規則第12条第１号に基づきまして、水道料金に求められる適正な原価を算出するために、財政計画から算定期間における営業費用、これは人件費とか動力費とか修繕費等なんですけれども、及び資本費、これは支払利息とか、資産維持費などを計上して算出する総括原価方式というのをまず採用しているところがございます。

この料金の算定期間につきましては、この水道法施行規則で、おおむね３年から５年とされておりまして、企業局ではおおむね４年というふうに考えているところでございます。

今後につきましては、物価高騰などの事業環境の変化に注視しつつ、これらの法律に基づきまして、おおむね４年ごとに適切な料金水準の検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○下地康教委員　昨年、相当水道料金が上がりましたね。30年上げなかったという話だったんですけども、その中では、いろいろやりくりをしてそうやったという話ですが、これはあまり適切な上げ方じゃないと私は思っているんですね。なので、やはり、おおむね３年から５年の間で上げるということであるならば、その上げ幅、それをおおむねどのぐらい考えているのか、パーセンテージで。計画としてはどうですか。

○宮城力企業局長　先ほど課長から説明がありましたように、かかるコストがあって、収益がどのぐらいあって、どのぐらい足りないから、このぐらいの引上げが必要ですという考え方に基づいております。30年間料金引上げしなかったのは、まさしく30年間経営努力をしてきたからというところで、電気料金の特に高騰があって、３年、４年、急激に収益が悪化したというところがございます。４年、５年ですね。

ですので、例えばそれ以前は、内部留保は100億ありました。100億の貯金があるのに、水道料金を上げるのかというまた別の指摘も多分あるかと思います。その時々の経営の見通しに応じた料金水準の設定をするというのが基本的な考え方で、一律何％ずつ、ずっと上げていくというような考え方は今、我々としては持っていないというところでございます。

○下地康教委員　やはり、その水道料金は去年のほうは、相当上げ幅が大きかったというところでありますので、その上げ幅をやはりコンスタントに、県民になるべく負担がかからないような上げ方をするというような考え方を水道行政でやっていただきたいというふうに要望して終わります。

○仲里全孝委員長　下地康教委員の質疑は終わりました。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　すみません、あと少し。考え方をちょっと確認したくて、質問させてもらいます。

多くの委員から、やはり漏水に対して、調査についていろんな質疑があります。その中で、先ほど、半年に１回、皆さんで漏水調査をしているということなんですが、これ何キロぐらいあるのか、具体的に効果はどのように出ておりますか。

○大城貴経営計画課長　お答えいたします。

点検についてなんですけれども、企業局では、水道施設の点検要綱を策定しておりまして、水道管、全管路につきまして、６か月に１回、目視点検を行っているというところでございます。

○又吉清義委員　何キロぐらいか。

○大城貴経営計画課長　失礼しました。

719キロというふうになります。

○又吉清義委員　これを委託業務でやっているのか、

管理して皆さんでじかにやっているのか、もし委託業務でやっている場合、費用はどのぐらいかかりますか。

○大城貴経営計画課長　半年に１回の目視点検については、企業局職員で実施しているところでございます。

○又吉清義委員　直営でやっているということは、費用はなしということでよろしいんですね。

○又吉直人配水管理課長　漏水調査につきましては、今の直営でやっている目視点検以外に、過去の実績としましては、令和４年度、直近でやった実績がございまして、そのときの距離が64キロ、これは業者さんのほうに委託をして、国道の埋設管路の漏水調査を実施していますが、そのときのかかった経費が１年で1300万円かかっております。

○又吉清義委員　こういうふうに別にやることは必要だし、やらなきゃいけないだろうという中で、先ほど部長がおっしゃいました、やはり都市計画の街路の関係であり、また下水道であり、もう皆さん、社会的に非常に大変な時期に入ったかなと思った場合に、お互いぜひ年内にはこれをお互いまとめて、どのような調査のやり方が望ましいかと。

もう一つ、埼玉でもああいったことがありまして、今、注目されているのが、ＧＰＳでやっているシステムがあるんですが、皆さんもＡＩを活用しているというのは、ああいったＧＰＳを活用した手法なのか、それとも別なのか、どのような調査方法なのかなとちょっと確認したくて聞いております。

○大城貴経営計画課長　令和７年度に企業局で実証計画を立てているＡＩに関する調査と、このＧＰＳ、衛星に関する調査というのは、少し別なものになっております。

○又吉清義委員　ぜひ、またその辺も、どう皆さん、費用対効果があるか、それも検証してもらいたいなと。そうすることによって、やはりあの件数を見るとかなり精度が高いなと。半径100メートル以内の的中率は99％だよと。であれば、常にこれを水道管だけじゃなくて下水道でもあるし、またいろんな分野で活用できるんじゃないのかなと。

そして、これを県だけでやるんじゃなくて、県もタイアップして各市町村も一緒にやることによって、この管理体制の強化であり、そしてそういった費用対効果も、私は思い切り出てくるんじゃないのかなと。

やはり、どちらかが音頭を取らないと、単独で難しいのかなという感じがするんですよ。それを県のほうでやはり試算してみる価値はあるかと思いますが、部長、どんなでしょうか。

○宮城力企業局長　衛星を活用した漏水の調査という技術があるということは聞いております。ただ、その漏水を発見する、検知する手法というのが、塩素が入っている水道管とか、その辺りで反応する技術らしいんです。

ですので、水源ダムから浄水場まで普通の水が流れてくるわけですから、その場合は、これ覚知、検知できないのではないかというのが懸念が１点あります。

あと、市街地ですと管路が複雑に交差していますので、下水道管、水道管、県企業局の管路、市町村の管路、交差していますので、その場合は非常に効率的な発見ができるとは思うんですが、企業局の場合は、直線的な大きな送水管が大きいですので、その辺りの効果の面で、費用対効果の面でどうなのかな。その辺りは少し研究してみたいと思います。

○又吉清義委員　その辺もまだ私も十分に分からないんですが、部長のおっしゃるとおり、十分あるかと思います。ぜひ、それも検証しながら、何も最初からこれでいけないよというよりは、やはりいろんな方法を試していかないと、今後やはりこの導水管の調査事項は増えても減ることはないかと思うんですよ。そうしないと、皆さんの今後の経営も大変になるんじゃないのかなというのがあるもんですから、あえてぜひ年内に検討して、結果はどうなるかまだ分かりませんけど、やるやらないじゃなくて、ぜひやはり前向きに検討してもらいたいなということと、あともう一つ、皆さんの水質検査なんですけど、もし資料がなければ後でもよろしいんですが、沖縄県の各浄水場の水質検査、ｐＨというのは、この10年以内どういうふうに変化しているのかなというのが、資料等もありますか。なければ、後日でもいいですよ。

○石新実企業技監　企業局では、毎年、水質検査計画というのを策定しまして、公表もしておりまして、検査結果についても公表しているところです。１冊の水質年報という形で、これぐらいのやつですけど、報告書も作成しているところです。

経年的にどうかと言われますと、常に水質基準は当然ながらクリアしているというところと、水源につきましては、近年ＰＦＯＳの問題が出たりとか、一方で、比謝川につきましては、以前に比べたら大分水質がよくなって、北谷の生物接触酸化池が不要になったりとか、変化はいろいろございます。

○又吉清義委員　なぜかというと、私も数値を覚えていないもんですから、後でちょっと私は調べたいんですけど、やはり酸性、アルカリ、どちらに向かうかで水質によって、いろいろ人体的な問題も出てくるだろうというのもあるもんですから、それは多分、酸性はかなり強酸性に向かっていなかったかなと思いますが、どんな感じでしたか。

○伊佐智明水質管理事務所長　お答えします。

ｐＨの水質基準が5.8以上で8.6以下というのが水質基準にあります。基本的に、浄水場ではｐＨをコントロールして送水していますので、大体一定の水道水が送水されています。

○又吉清義委員　それじゃまた後でやります。

最後に、例の東系列の導水管のトンネルがありますよね。その工事、あと多分、工期調整があったかと思うんですが、やはり一日も早くすることによって、やはり、嘉手納からの水を取水しなくていいということで非常に大きなメリットがあるし、非常にいいのかなと思いますが、その工期短縮は、具体的にどのように、どういうふうに変化したのか。

○新垣工建設課長　導水トンネルの改築工事につきましては、令和20年度までの計画でありましたが、それを見直しをしまして、令和19年度までの計画に短縮をしたところです。

○又吉清義委員　１年は短くなったと思うんですが、ぜひ頑張って、そうすれば、嘉手納の川からであり、井戸からであり、これをあえて取水しなくてもいいのがありますので、どうしてもなりますので。

○新垣工建設課長　訂正させていただきます。

導水トンネルの改築事業につきましては、令和24年度からであったものを令和19年度までに短縮をしているところです。

○又吉清義委員　１年と６年では大きな違いですので、また可能な限り努力してください。

以上です。御苦労さんです。

○大城貴経営計画課長　１つ訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、糸数委員の答弁の中で、離島に関する粟国村の事業費、9.4億円と説明したところですが、正しくは9400万円の間違いでございました。

おわびして訂正申し上げます。失礼いたしました。

○仲里全孝委員長　以上で、企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時24分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

次に、環境部長から環境部関係予算の概要説明を求めます。

多良間一弘環境部長。

○多良間一弘環境部長　委員の皆様、こんにちは。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、環境部所管の令和７年度一般会計予算の概要につきまして、ただいま表示しております令和７年度当初予算説明資料抜粋版より、御説明いたします。

環境部の令和７年度当初予算案は、知事公約の実現に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における基本施策や施策展開に基づき、予算を編成いたしました。

表示しました１ページを御覧ください。

令和７年度の環境部の歳出予算額は、上から５行目にございますが、36億6002万9000円で、前年度当初予算額と比較しますと、６億5992万1000円、率にして、15.3％の減となっております。

その主な要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和６年度単年度事業として実施した省エネ家電買換購入支援事業が終了したことによるものでございます。

次に、２ページ目を御覧ください。

歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番下の全体合計欄を御覧ください。

一般会計歳入予算の合計額8893億6000万円のうち、環境部に係る歳入予算額は、その右隣になりますけども、16億3779万4000円で、前年度当初予算額に比べ７億6796万9000円、率にして31.9％の減となっております。

歳入が減となった主な要因は、省エネ家電買換購入支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの国庫補助金が減となったことによるものであります。

それでは、歳入予算について、款ごとに御説明いたします。

左側の太枠で示した環境部の欄と一番右側の説明欄を御覧ください。

まず、９番目の（款）使用料及び手数料は3885万2000円で、産業廃棄物処理業の許可申請や動物取扱業の登録申請など、各種申請に伴う手数料の証紙収入等であります。

10番目の（款）国庫支出金は12億5543万5000円で、

これは主に沖縄振興特別推進交付金や海岸漂着物等地域対策推進事業に係る地域環境保全対策費補助金であります。

11番目の（款）財産収入は1815万6000円で、土地貸付料、環境保全基金利子等に係る財産運用収入であります。

13番目の（款）繰入金は9678万8000円で、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

15番目の（款）諸収入は4286万3000円で、これは主に公共関与事業推進費貸付金元利収入であります。

それから、16番目の（款）県債は１億8570万円で、電動車転換に係る脱炭素化推進事業及び自然公園施設整備に係る公共事業等であります。

以上が歳入予算の概要説明となります。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

ただいま表示しました３ページを御覧ください。

上から４行目に示しておりますが、環境部の予算は、全て４の衛生費に計上されております。

県全体の衛生費547億4040万1000円のうち、環境部所管分は36億6002万9000円で、前年度当初予算額と比較しますと６億5992万1000円、率にして15.3％の減となっております。

次に、（款）衛生費における環境部所管の主な内容について、（目）ごとに御説明いたします。

一番右側の説明欄を御覧ください。

（目）食品衛生指導費は、動物愛護管理センターの管理運営及び動物愛護思想の普及推進に要する経費で２億1613万5000円を計上しております。

（目）環境衛生指導費は、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進など、持続可能な循環型社会の構築に要する経費で７億1242万4000円を計上しております。

（目）環境保全総務費は、環境部職員の給与や課の運営費で６億6012万7000円を計上しております。

（目）環境保全費は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、水質保全対策、大気汚染防止対策、赤土等流出防止対策、緑化の推進等に要する経費で、８億5419万4000円を計上しております。

最後に、（目）自然保護費は、世界自然遺産地域である沖縄島北部及び西表島での希少種の交通事故防止・密猟対策等を実施するための経費や、外来種対策、サンゴ礁保全・再生に向けた取組など、自然環境の保全・適正利用を図るための経費で12億1714万9000円を計上しております。

以上で、環境部の令和７年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長　これで環境部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により、委員長の結果を許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願い申し上げます。

それでは、環境部に係る甲第１号議案に対する質疑を行います。

山内末子委員。

○山内末子委員　お願いいたします。

歳出予算事項別積算内訳の中から、16ページの環境整備企画費、その中で、海岸漂着物等地域対策推進事業費があります。

今のこの漂着物の沖縄県の状況、まず、どれぐらい押し寄せているのか、この辺からお願いいたします。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

県では、県内海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、国が創設した地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策の事業を実施しているところです。

回収処理事業につきましては、県の土木建築部及び農林水産部が海岸管理者として行う、海岸管理者による回収処理と、市町村が自ら実施する回収処理に要する費用及びボランティアへのごみ袋や手袋の配付、回収したごみ袋の処理等の支援に要する費用を補助する事業となっております。

また、発生抑制対策については、海岸漂着物のモニタリング調査や海外を含めた各ボランティア団体とワークショップを開催し、関係者の連携強化や意識の醸成を図るものとなっております。

現在、例年ですね、全体の回収量としては、県内全域で約5000立米の回収を行っている状況となっております。

以上です。

○山内末子委員　ごめんなさい、5000立米ですか。昨今の推移というんですかね、この事業によって、今回は２億4900万ですけれど、重量の数というか、推移はどんな感じですか。多くなっているか、少なくなっているか。

○與那嶺正人環境整備課長　海岸漂着につきましては、自然の状況で漂着量が左右されまして、冬の北風だったり、そういったところで自然に影響される

んですけども、基本的には予算に限りがありますので、それに基づいて回収を行ったところ、例年、おおむね5000立米前後というふうに推移しております。

○山内末子委員　特に、離島における漂着物はとても課題だと思いますけれど、それを回収した後の処理、それもまた課題がありますよね。その処理については、この予算の中で完結できるのかどうか、これまた別の予算を使っているのか、この辺もちょっとお聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長　特に宮古・八重山につきましては、海外を発生源とする漂着物が多い状況となっております。基本的にはその島の中で処理する必要がありますが、竹富町などでは石垣島などに運ばないといけないという状況もありますが、この事業で運搬費と処理費を配分して処理を行っている状況となっております。

また、金額的にも、沖縄本島の市町村よりは離島市町村が多いというふうな傾向で配分しているところになっています。

○山内末子委員　とても大事だと思います。

別に自分たちの出したごみではないけれど、それぞれの市町村のほうでそれを負担しないといけないという状況にならないように、そういった、特に離島の小さな島の皆さんたちには、そこをしっかりと手当てができるような、そういう予算の組み方でひとつお願いしたいと思います。

次に、16ページの同じところですけど、島しょ型資源循環社会構築事業、これについて少し説明をお願いいたします。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

本事業は、島嶼地域という地理的要因から資源循環コストが高く一般廃棄物のリサイクル率が低いという本県の課題を踏まえ、モデル事業の実施を通じて、プラスチック製容器包装や生ごみ等の資源循環可能な廃棄物のリサイクル方法や水平展開の手法等を検討し、本県に適したリサイクル体制の構築に取り組む事業となっております。

モデル事業の実施に向けて、令和４年度は、対象廃棄物の保存例の把握などの基礎調査を実施し、令和５年度は、調査結果を基に事業の実施の可能性等を評価し、モデル事業の選定を行っております。

令和６年度は、選定した２つのモデル事業、伊是名村でのプラスチック製容器包装の分別回収に係る再資源化に関するモデル事業及び多良間村での生ごみ等のバイオマスを活用したバイオガス発酵施設に係る基礎調査を実施したところです。

また、令和７年度は沖縄本島の嘉手納町及び倉浜衛生施設組合構成市町において、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに向けたモデル実証事業を予定しております。

有識者や市町村等からなる検討委員会において、その効果の検証、水平展開の手法の検討等を行うこととしております。

以上です。

○山内末子委員　それぞれのモデル事業がありますけれど、伊是名、多良間、また本島と。それによる効果はどれぐらい、どのようなものが見込まれていて、それから、それが予算にどういう形で反映していくのか、その辺についてもお願いいたします。

○與那嶺正人環境整備課長　伊是名村で行いました事業につきましては、住民が出すプラスチックを分別回収しまして、それを圧縮器で圧縮梱包しまして、それをリサイクルを行う事業者に引き渡すというモデル事業を実施したところです。

事業初年度になりますので、全ての住民が協力していただいたわけではないんですけれども、時間の経過とともに協力率が高まってきまして、それによって二酸化炭素の排出量が年間５トンから10トン程度のＣＯ２削減が見込まれております。

この事業につきましては、機械を伊是名村が買い取りまして、翌年以降も、令和７年度以降も引き続き使うということになっていますので、さらなる効果が見込まれているところです。

続きまして、多良間村の事業につきましては、生ごみをバイオマスとしてバイオガスの発酵施設が設置できるかどうかという基礎調査を実施しておりまして、発酵試験とか、住民への普及啓発等を行ったんですけれども、多良間村で排出される生ごみ単独では採算性が見込めないということになりまして、一旦、発酵試験とかその辺のデータをまとめた上で、事業を終了するということになっております。

以上です。

○山内末子委員　伊是名村とか多良間村となりますと、やはりキャパが小さいところでのモデル事業ですので、なかなか効果って。でも、離島でやる効果というのはあると思いますけれど。

例えば、今言ったバイオマスとかだったら、下水道処理施設であったり、そういったところの汚泥だとか、そういったものを含めた形での、どこか本島の中の大きなそういったところを、また今後、そのモデル事業から出た効果を大きなところで一つやっていくというのが、また全体的な効果が見込めるよ

うなことになるのかなと思うんですが、その辺の計画とかについてはいかがでしょうか。

○與那嶺正人環境整備課長　この事業につきましては、基本的に市町村が行う一般廃棄物を対象にした事業になっておりますので、市町村がそういったバイオマスを活用したりとか、そういうことで、またこの結果も、離島と本島をつなげて、スケールメリットを出すとか、そういったことでつなげられないかどうかというのを引き続き検討していきたいと考えております。

○山内末子委員　頑張ってください。

続きまして、27ページの電動車転換促進事業、これについて、どのような事業なのか、具体的にお願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

本事業は２つの細事業があり、１つは、県の公用車を率先して電動車に転換する県公用車ＥＶ転換事業、もう一つは、県内の路線バス、観光バス等のＥＶバス導入を支援するＥＶバス導入ＧＸ推進事業となっております。

県公用車ＥＶ転換事業では、電動車の普及に向け、率先して公用車を電動車に転換しており、財源については、公用車の導入に充当できる脱炭素化推進事業債を活用しております。

また、もう一つの細事業である、ＥＶバス導入によるＧＸ推進事業では、環境部門からの温室効果ガス削減のため、公共交通の利用促進等を行っていることを踏まえ、令和５年度から公共交通機関等の低炭素化を図るため、国の補助事業の交付を受けたバス事業者等に対し、県の補助金を上乗せすることで、車両の導入及び専用充電設備の設置を支援するものとなっております。

○山内末子委員　公用車の電動化ということですけれど、これは今、公用車が何台中、今年度の事業では何台を予定しているのかお聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　令和６年度までに182台を転換する予定としておりまして、令和７年度は31台の転換を予定しているという状況でございます。

おおむね県が所有する公用車といたしましては、300台程度ございますので、今後それもなっていくかと思います。

○山内末子委員　今、電気料も高いし、ガソリンも高いし、何がいったいいいのかということを考えると、目の前のことを考えるとね、すごい考えるところもあるんですけど、これは、環境的にやはりＣＯ２削減、運輸部門の中での削減ということを考えて、意図としているかなと思いますけど、その辺について、じゃどういう効果が出てくるのか、期待をするのか、その辺のところをお聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　公用車の電動化につきましては、やはり県が率先して実施することで、県内のＥＶ導入の機運を高めていきたいというふうに考えております。

また、ＥＶバスにつきましては、やはりディーゼルよりもＥＶのほうが二酸化炭素排出量が少ないというのが分かっておりますので、そういったところで、公共交通機関の脱炭素化を進めていきたいというふうに考えております。

○山内末子委員　頑張ってください。

最後に、62ページの自然環境保全費の中で、国立自然史博物館誘致事業について。これ、もう４年ぐらいですかね、事業が始まってから。今年度の予算、そして総額、これまでどれぐらいかかってきたのか、お聞かせください。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、山内委員から今資料がなければ、後でよいとの発言があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

山内末子委員。

○山内末子委員　毎年、今年度もこれ、事業としては、シンポジウムでしたり、いろいろと国への働きかけというふうに書いてありますけれど、なかなか盛り上がらないというんですかね、そういう状況があって、今年度もこれ3400万。たしか昨年度も大体同じぐらいだったと思いますけど、なかなか、それはちょっと盛り上がりに欠けるというんですか、そういうのがありますので、それについて、実は私たち県議会の中でも、もう全員が入って議員連盟をつくりまして、沖縄県全体の意識を高めようということでやっていますけど、これに県と国としっかりと連携していかなければ、もう誘致合戦になると思うんですね、国立となりますと。ですから、その辺のことについての今後の意気込みというんですか、それを含めてひとつ、これもう部長のほうでちょっとお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

国立自然史博物館につきましては、経緯的に言いますと、日本学術会議とかが以前から提言していたことなんですけども、それは東日本大震災をきっかけに、沖縄を候補地という形の話がいろいろ来まして、先ほどありましたけれども、県におきましては、その当時からシンポジウムとか講演とかをやってき

たんですけども、平成30年頃から本格的に県として予算をつけて、シンポジウムという形で取り組んできているところがございます。

なかなか、今おっしゃるように、この普及啓発ということで、県民全体として盛り上がっていかないといけないということで、ずっと取り組んできたんですけども、そういった部分の盛り上がりがまだまだ足りないねということで、経済界とか、議員さんであるとか、それから、この議会などでもいろいろ指摘を受けているところでございます。

我々としましては、さらに県民の気運醸成を図っていくために、こういったシンポジウム等工夫しながら、やりながら、また継続してやっていくとともに、より具体的なイメージを県民に示していくということで、いろいろコンセプトとか、そういったものをやる、つくっていこうということで、今年度から次年度にかけて、そういったイメージづくりといいますか、こういったコンセプトは、まず基本方針ということでつくっていこうというふうに考えています。

そういったものを踏まえまして、より県民に対する気運醸成を盛り上げて、県民が一体となった、行政も経済界も学識経験者も一体となった県民会議の設立にどんどんつなげていけたらいいなと思っておりまして、そういった形で、次年度の予算もしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○山内末子委員　日本の中でも、生物多様性に富む沖縄でありますし､いろんな形で自然がまだまだいっぱいの沖縄でもありますので、東アジアの中の一番大きな日本の東にあるということも含めて、大変これは沖縄県のこれからの経済に向けても、すごい活力源になるという相当な期待がかかる事業ではありますので、そこをしっかりと、我々議会のほうも頑張りますので、執行部等含めて連携して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長　山内末子委員の質疑は終わりました。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

まず、赤土等の流出防止総合対策事業について、現在どのような事業が進められているのか、そして効果のほどはどのようになっているか伺います。

○知念宏忠環境保全課長　お答えします。

赤土等流出防止総合対策事業につきましては、赤土等流出防止検証事業、赤土等流出防止活動促進事業、赤土等流出防止対策施設機能強化事業の３つの細事業から構成されております。

赤土等流出防止検証事業は、海域での赤土等堆積状況調査や流出源調査など、陸域での赤土等流出防止効果を検証する事業、赤土等流出防止活動促進事業は、ＮＰＯ団体等と地域住民が共同して、赤土等流出防止対策活動を推進するため、グリーンベルトなどの設置などを行っている団体等への支援等を行う事業、赤土等流出防止対策施設機能強化事業は、既存の沈砂池のしゅんせつ等による機能回復等の実証試験を行うとともに、機能維持のための維持管理マニュアルの素案を作成する事業となっております。

この事業の効果につきましては、赤土等流出防止検証事業等では、陸域からの流出源を確認いたしまして、海域でのＳＰＳＳのたまり具合とかというところを検証できているということになっております。

活動促進事業につきましては、このグリーンベルトなどの設置を行っている団体等へ補助金で支援を行って、この活動の広がりを促進しているというところでございます。

施設機能強化事業につきましては、この既設の沈砂池等のしゅんせつ等を行いまして、今後、維持管理マニュアル等をつくって、管理者のほうに管理をしていただくというようなことを考えているというところでございます。

○新垣光栄委員　ありがとうございました。

そして、この対策を行うことによって、今でも大雨になると、もうヤンバルは赤土の海に変わってしまうんですけども、以前と比べてどのぐらい効果が出ているのか、数字でもよろしいし客観的でもよろしいんですけども、どうでしょうか。

○知念宏忠環境保全課長　令和５年度の赤土等堆積ランク５以下の海域ですけれども、ランク５以下を維持した７海域とランク５以下に改善した６海域、28海域中13海域となっておりまして、その割合は令和３年度の基準値と同じ46.4％となっておりまして、達成率は横ばいという形になっております。

○新垣光栄委員　こういった横ばいの中で、やはりもう少し対策をやっていかないといけないということを考えています。

そういった中で､仲里全孝委員長からも提案があって、この砂防ダムのしゅんせつが大切だと私も感じました。そういった中で、やはり農地からの流出、それは平成７年度から行われている補助工事に関しては、勾配調整が行われているんですけども、それ以降の補助地にはまた勾配調整ができていないと思

うんですよ。そういった意味で、下のですね、農林水産部と補助工事から出てくる赤土を、砂防ダムで止めないといけないと思っているんですけども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○知念宏忠環境保全課長　お答えします。

これまでの砂防ダムの赤土等流出防止効果、防止対策の効果について、我々も調査等を行っておりますけれども、河川に設置される砂防ダムにつきましては、土砂流出を遮断する災害用となっておりまして、通常の赤土等の微粒子の流出は防止できないということになっております。

ただ、構造が異なる貯留型の砂防ダムにつきましては、赤土等の捕捉効果があるということは分かっております。

ただ、この砂防ダムを新たに建設するということになりますと、当該箇所、もしくはこのダムの下流に生息、生育する動植物に変化が生じまして、生態系が変わっていくということも懸念されます。

また、設置後、土砂が満杯となった場合は、また新たな流出源ということになることもありますので、我々としては、まずは農地、または開発事業現場からの濁水をまずは流させないというところで発生源対策を行っていきたいということで考えております。

○新垣光栄委員　今まで考えてきた中で横ばいですので、新たな手を打つということで、ぜひ農林水産部、そして土木建築部と調整しながら、新たな政策の提案、縦割りじゃなくて横断的な提案が必要ではないかなと思っていますけど、こういうのは考えられないのか。

お願いいたします。

○知念宏忠環境保全課長　関係部局との連携につきましては、副知事を筆頭に、環境部、農林水産部、土木建築部で構成する赤土等流出防止対策協議会を設置して部局横断的な体制で、対策の推進を図っているというところでございます。

先ほど御説明した検証事業におきましては、砂防ダム、もしくはたまっている沈砂池のしゅんせつ等を行いまして、効果等を検証しております。

その際には、農林水産部と、あと土木建築部とも連携しまして、どういう状態になっているかというような情報交換を行っております。

また、今後、この機能を維持するための維持管理マニュアル、仮称になりますけれども、つくっていくことを考えておりまして、その際には実際に管理する農林水産部､土木建築部等が使えるようなマニュアルになるように、この関係部局と連携してつくっていきたいというように考えております。

○新垣光栄委員　よろしくお願いします。

この検証事業の中で、しっかり拡大していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。期待しておりますんで、よろしくお願いいたします。

続きまして、下の２の②ですね、沖縄戦跡国定公園の見直し事業に関して、事業内容をお願いいたします。

○出井航自然保護課長　本戦跡国定公園につきましては、前回の見直しから30年以上が経過して、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備、それから宅地等の開発、また平和祈念等、慰霊鎮魂の場としての在り方など、同公園を取り巻く自然的、社会的条件が変化しているとともに、糸満市からも見直しの要望がありますので、令和４年度から公園計画の見直しに着手しております。

本事業におきましては、昨年度まで基礎的な環境調査を行っているところでして、今年度はそういったものをより詳細な植生について、地質を調査するというようなことを行っているところです。

○新垣光栄委員　大変ありがとうございます。

しっかり、この見直しについて、これからそういった沖縄戦の遺産等を残していく、現風景を残していくことが大切だと思っていますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

次は、資料３－４の米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理の問題の解決について、15番の基地周辺環境対策推進事業について人材育成と調査等を実施した報告書が上がってきております。新聞でも私も拝見しましたけども、具体的にどのような意見が出たのか、もう少し詳しく伺いたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監　まず、この有機フッ素化合物対策事業としまして、環境部では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で、有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、湧水等20か所及び観測井戸12か所で調査を行い、検討してきたところです。

去る２月４日に開催された最後の専門家会議において、同飛行場の上流側の地下水では高濃度のＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出されるという状況などから、汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括され、汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったとされておりま

す。

もう一つの、基地環境に関する人材育成事業におきましては、国、県、市町村の職員を対象に、土壌汚染等の基地環境問題に対応する際に活用できるよう、リスクコミュニケーションに関する研修を行うこと及び、米軍基地の地主会向けのセミナーを実施することとしております。

○新垣光栄委員　皆さんのこの事業の成果として、さらに蓋然性が高まったということで、もう確定ではないかなという専門家もいまして、もう汚染源は基地だということの資料をしっかり整えていただいて、ありがとうございます。

そういった意味で、土壌調査に関しても、現時点での知見では、そういった健康やそういう影響に対して生じることが明らかになっていないということで土壌調査がなかなかできなかったんですけども、部長の英断で、そういった知見が定まらない中で土壌調査をしていただいて、結果が出ております。

そういった意味でも、その蓋然性がない、分からない、知見がない中で、土壌調査をしていただいた部長、その土壌調査をしてどうだったか、見解を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○多良間一弘環境部長　ＰＦＯＳ等に係る土壌調査につきましては、様々な基地周辺における問題でありますとか、水質における高濃度の検出とか、そういったのがあったというような背景がありまして、県民等からもいろいろ土壌調査について求められてきたという背景がございます。

そうした中におきまして、土壌に関する環境基準というのは、今でもないわけでございますけども、県内において、どういった汚染の度合いといいますか、ものがあるのだろうかというのを、ちょっと把握する必要があるのではないかというのがあります。

これはなぜかと言いますと、ＰＦＯＳ等に関しましては、様々な生活に密着した分野におきまして、このＰＦＯＳ等を含んだ製品とか、そういったものが、もう使用されている状況にありましたので、今はもう禁止はされていますけども、過去にそういった状況がありましたので、そういった残留状況というのを把握する必要があるだろうという、 そういった結果をもって、国に対して土壌に関する環境基準の設定を求めていく必要があるのではないかという視点でもって、我々はそういった調査を行ったところでございます。

その結果、今、令和５年度の調査結果におきましては、離島も含めまして、濃度に差はあるにしても、全県的に検出されているというような状況でございます。こういったものにつきましては、もういろんな製品でＰＦＯＳ等が使用されてきたというのが原因かなとは思っていますけども、なかなかこういった原因特定というのはまた難しい部分がありますけども、我々としては、そういった、次年度以降も土地の履歴調査等を行いまして、それの原因の把握に努めたいというふうに考えているところでして、また、そういった結果を国に示しながら、土壌環境基準の設定というものを求めていきたいと考えているところでございます。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

本当に部長の決断で土壌調査ができたこと、本当に高く評価しています。敬意を表します。そう言った上で、私は、そういった国に基準を求めていく上でも、知見がない中で、基準がない中で示していくことが大切だと思っております。

今、部外にはなるんですけども、血液検査も基準がない中、まだできていないんですけども、部長の私見でよろしいですので、どうでしょうか、どのように感じているでしょうか。

○多良間一弘環境部長　ＰＦＯＳの問題につきましては、基地でありますとか、環境でありますとか、飲用水でありますとか、健康問題といったような様々な分野にわたるわけでございます。

当然のことながら、それを所管する様々の専門機関で、この専門的な見地から、これをどう扱っていくか、どういうふうに調査したかという検討がなされるべきものであろうと考えております。

血中濃度につきましても、保健医療部におきまして、そういった専門的見地からいろいろ判断がなされているというふうに理解しておりますけども、さきの本会議におきましても、いろいろ専門家の意見も聴取という話も出ていたと思いますので､そういったものを踏まえながら、ちゃんと専門的見地からどういうふうにされるかというのは判断されるだろうとは思っております。

一方で、その中におきまして、ＰＦＯＳ等における健康問題ということに関しましては、人にどれだけ取り入れるかということで、飲用水であるとか食品からの摂取が当然メインの暴露経路だと考えておりますので、そういったものについては、また国においても飲用する基準というのが、今回パブコメとかもされて検討されているという状況がありますので、そうしたものも踏まえながらこういった血中濃

度の調査の必要性というものも検討される必要があるだろうというふうに考えております。

○新垣光栄委員　大変ありがとうございました。

最後に、予算の部分でお伺いしたいと思います。

私は、環境部の予算が全体の0.4%ということ、あまりにも少な過ぎると思っております。そういった中で、今、一番重要な環境の保全、そして自然の保護等の費用が組み込まれています。

私は、ここが一番重要な、今から沖縄県の観光、そして沖縄県の持続ある発展を支えてくる重要な部分だと思っています。県民意識調査の中でも自然の保全やリゾート地の形成が上位を占めていて、基地問題よりもこのほうがまだ県民は求めている部分もあると思います。そういった意味で、私は予算を増やすために環境部の人材、予算を増やすために、観光目的税は環境部が使うものだと私は感じております。そういったことで、皆さんどういうふうな所見を、皆さんの所見をお伺いしたいんですけど、どうでしょうか。

○仲地健次環境政策課長　新垣委員、以前から観光目的税のことで、環境部が主導的に取っていって、環境に使うべきじゃないかという御提案、どうもありがとうございます。

所管につきましては、どうしても我々のほうではできないので、観光のほうにはなっていくんですが、使途目的とか、今後明らかにされていくはずですので、そういった目的に沿うように環境でもいろいろ活用していきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員　ありがとうございました。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員の質疑は終わりました。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いいたします。

令和７年度予算の事項別積算内訳書の10ページの動物保護費のところ、自然保護課になります。

今年度予算で動物保護費、動物の愛護管理及び動物愛護思想の普及推進をする経費ということで、6041万9000円計上されておりますけども、その中身の事業について、それぞれの予算額と事業内容の概要をお願いいたします。

○出井航自然保護課長　動物保護費についてなんですけれども、こちらのほうは４事業で構成されております。

１つ目といたしまして、動物適正飼養推進事業費というものがありますけれども、こちらのほう負傷動物の収容や飼えなくなった犬猫の引取り、それから適正飼養の普及啓発などにより、県民の間に広く動物愛護思想の推進を図るための事業となっておりまして、次年度、令和７年度の予算といたしましては、2499万9000円を計上させていただいております。

２つ目が動物救護事業でございますが、こちら動物愛護管理センターの譲渡推進棟、我々ハピアニおきなわと呼んでいますけれども、そちらの施設について委託による管理運営を行っておりますので、そういった費用、またそこで行われる譲渡講習会や暮らし方教室の開催の普及啓発などに要する費用となっております。

こちらのほうが令和７年度、2417万4000円を計上しているところです。

また、３点目といたしまして、犬猫のいのちをつなぐ事業ですけれども、こちら県で収容した犬猫の譲渡に協力していただいている動物愛護団体を支援する事業となっておりまして、例えばミルクボランティアに対する現物支給であるとか、譲渡するために県外へ輸送するための費用、それから実際、動物愛護団体が飼育するのに要する費用などを補助する事業となっております。こちらのほうが、令和７年度967万7000円を計上しています。

４つ目といたしまして、動物の愛護及び管理に関する条例推進事業ですけれども、こちら令和７年の７月から施行することとしております条例について、リーフレットを作成して周知活動を行ったり、また、この条例を運用していくに当たって必要な事務費などを計上しているものでございまして、こちらのほうが156万9000円を計上しているところです。

以上です。

○糸数昌洋委員　４つの事業の中で新しく条例推進事業が156万余りついたということですけど、動物愛護費全体で見ると、前年の当初予算が6233万6000円ということで、今年度200万ぐらい落ちていますけども、新しい事業が加わったにもかかわらず、ちょっと予算減になった理由を教えてもらえますか。

○出井航自然保護課長　予算減の理由といたしましては、動物愛護団体を支援するための犬猫のいのちをつなぐ事業、こちらのほうが300万円程度の減となっております。

こちらは令和５年度の決算額でありますとか、今年度の執行状況を踏まえた額としておりますし、また、中身についても残予算が大きな補助事業、そういったものを積算上減らして、要望の多い助成事業について、もっと枠を増やしたいとかという工夫をしながらのものですので、一応、所要額は確保して

いるということでございます。

○糸数昌洋委員　今回、新規事業の動物の愛護及び管理に関する条例推進事業の中身ですけども、委託料が75万9000円とついていますけども、この委託料の事業の内容について教えてください。

○出井航自然保護課長　先ほど事業の説明をさせていただいた際にもちょっと触れましたけれども、周知に当たって必要なポスター、あるいはリーフレット、そういったものを作成するというふうなことを目的とした委託事業も考えております。

○糸数昌洋委員　この事業、条例の内容の十分な内容の周知と監視指導を実施していきたいということになっておりますけれども、具体的な取組について教えていただけますか。

○出井航自然保護課長　こちらの事業は、次年度からの執行になっておりますので、ちょっとまだ計画段階のものでありますけれども、もう既に現時点でやれることについては条例の周知について取り組んでいるところです。

例えば12月に議会の議決をいただいて制定させてもらったんですけれども、１月には県のホームページの中で条例の紹介をするようなサイトというものを立ち上げておりますし、１月の27日には市町村の担当者会議というものを通して広く説明をしたところです。

また、３月の県広報紙美ら島沖縄のほうにも、条例の概要を、先ほど申し上げたホームページのＱＲコードつきで掲載したところです。

今やれることは引き続きやりながら、次年度４月以降は、さらにこのポスター、リーフレットを活用いたしまして、具体的に県民、あるいは動物愛護団体、それから特定動物を飼養されている方々、そういったものを個別に説明していくというようなことを主に考えているところです。

○糸数昌洋委員　今、主に周知についてお話しいただきましたけど、もう一方の監視指導ということが掲載されていますけども、この監視指導ということについてどういう取組になるのか、それを教えてください。

○出井航自然保護課長　監視指導につきましては、主にこちらの条例を運用していくことになる動物愛護管理センターでありますとか、宮古、八重山保健所が実際条例も運用するに当たって必要な経費ということで、例えば指導表を交付するとか、そういうときに必要な事務費であるとか、離島に指導に行く場合の旅費、そういったものを計上しているところでして、こういったものをその条例に基づいて、例えば多頭飼育の届出とか、そういうものが今回新たに規定されておりますので、そういった状況を把握していくというようなことを事前にやりながら、また条例の施行後は、具体的にそういう指導も行っていくということなどを考えているところです。

○糸数昌洋委員　今回、新しく条例が７月から施行されるに当たって、特に私も監視指導、周知等含めて、この条例の中の10条、餌やりの問題。ここというのがやっぱり県民とか、愛護団体等と一番深く関わる部分かなと思っているんですけども、昨日、河川課に倉敷ダムの案件を質疑をさせていただきました。この件については、環境部の皆さんのところでも一緒になってコメントを返したということもありまして、皆さんの見解を教えていただけますか。いわゆる餌やり禁止看板に対する見解について教えてください。

○出井航自然保護課長　倉敷ダムにおける餌やりを禁止する看板について、撤去を求めるような意見が御意見箱のほうに寄せられたということについてだと思いますけれども、まず倉敷ダムにおきまして、餌やり状況などを一応情報共有させていただいたことがあります。

その際には、やはり給餌後の残渣、それから生ごみ及び容器の散乱、それから弁当の食べ残しをそのままま散らすといった行為が後を絶たない状況ということで、写真つきで説明を受けているんですけれども、そういったこともあって、実際そちらを利用している利用者の方からも水道水源に対する衛生面での心配の声というようなこともあるということから、倉敷ダム管理所のほうが利用者の安心安全、それから快適な利用ということで、施設の適正利用のために、そのような看板を設置したということを聞いております。

環境部といたしましては、こういう県民が動物に対して抱く意識、感情というのは千差万別というようなことであり、例えば愛護の気持ちから行われた行為であっても、その方法や結果が思わぬトラブルに発展するというようなことがあり得るところ、特に不特定多数の県民が利用する県有施設などにおいては、管理者が清潔の保持や利用者の安全確保などの観点から、必要な範囲で一定の行為を制限するというようなことは、十分に考えられるのかなというふうには思っているところです。

○糸数昌洋委員　これ管理する側の気持ちもよく分かりますし、施設管理の観点から取った行為である

ということも理解できますし。ただ一方で、こういう条例施行ということも含めて、これからわざわざ10条をつくった意味合いということも含めて、昨日も申し上げたんですけども、やはり事前の協議がなかったことが一番の原因かなと思っているんですね。

やはり管理者側が、その担当である環境部と連携を取って、こういう場合の対処についてどう考えたらいいかというところをしっかりレクチャーしていくと、一緒に協議しながら住民団体も巻き込んでやっていくことが必要だろうというふうに今後思うんですけれども、いかがでしょうか。

○出井航自然保護課長　倉敷ダムの件につきましては、実際、担当課のほうといろんな情報共有含めて、今後のことについても意見交換などをさせていただいているところです。

施設の管理者に対しては、こういうトラブルということが今後も予想されますので、一応この条例の施行に当たっては、やはり条例で、この条例の中で餌やりを推奨するものはないんですけれども、一応このルールにのっとってやってくださいというような趣旨、そういったものをしっかり県民に伝えるとともに、施設の管理者などについてはどういったアプローチがいいのかというのは今後検討していく必要があるんですけれども、例えばいい事例などがあればそういったものの共有なども図りながら、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○糸数昌洋委員　昨日の答弁でも参考になる事例ということでお話もちょっと出ておりましたけれども、皆さんのほうで参考になる事例として把握されている事例があれば教えてください。

○出井航自然保護課長　参考になるかどうかというところまでは置いておいて、事例として、例えば餌をあげるのを一律に禁止するのではなくて、餌をあげた場合にはちゃんときれいに片づけましょうとか、そういうようなアナウンスをしているというような看板があるということは承知しております。

○糸数昌洋委員　ちょっとこれも情報提供がありまして、県の総合運動公園が公園内動植物に関する公園ルールを守って、楽しい公園づくりに協力をお願いしますということで、かなり事細かに公園のルールをつくって実施をされているということで、以前のような住民トラブルはほとんどないというお話も聞いておりますので、ぜひ参考にされて、しっかりとしたルールづくりをしていただきたいなというふうに思います。

ただ、今回県民から寄せられた声の中に、倉敷ダムの案件で、実際に餌やりボランティア活動をしていたところ、施設管理者から餌やりは法律違反だと、写真を撮って警察に突き出すと。それから、県がこのように管理しろと言っていると。なので、野良猫を見つけ次第処分するというような発言があったということで、これは明らかに動物虐待じゃないかというような声も届いております。

そういう意味では、現場はかなり、言われた方々を含め、本当に危機的に感じている状況がありますので、しっかりと早めに意思疎通を図って改善をしていただきたいというふうに思っております。

それで、これ全体にかかる問題ですので、条例10条について、しっかりルール化を図っていくべきじゃないかと思っていますけども、ちょっと確認ですけども、餌やりの場合について、例えば場所の問題について、どういう見解なのか伺います。

○出井航自然保護課長　自然保護課のほうで、具体的な場所等をイメージしているというわけではございません。あくまでも、ただ、そういう餌やり含めて、ＴＮＲのほうを我々支援したりとかもしているんですけれども、そういうふうなことをやる場合、ＴＮＲについて言いますと、やはり地域の理解、その場所、そこを管理している方々、関わっている方々の理解が重要ということで、そういった合意を促すような取組をしているところでして、やはりその場所をどこだったらいい、どこだったら悪いということではなくて、合意を得てから実施するということが重要なのかなと思っています。

○糸数昌洋委員　この辺で止めますけども、この10条について、やはりこのまま条例が施行されて、餌やりすることがちゃんとルールを守る、この条例に書いてあるように片づけも含めてやればいいだろうという理解で、どこでもされると困るし。だから、やはり一定程度場所も含め、どういうルールの下にやっていくのかというところは、様々なボランティア団体もありますから、そういう住民の団体とも意見交換しながら、早めにルールづくりをぜひ制定してほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○出井航自然保護課長　まずは、条例の施行もまだ７月からでございますので、そういったところの運用、実際の状況というのを確認しながら、あと、自然保護課のほうでは、従来から、例えば動物愛護団体、すみません、保護課ではないですね、動物愛護管理センターが行っている愛護団体の説明会、そういったものがありますので、そういった場で意見を

聴取したりですとか、あと自然保護課のほうで設置している動物愛護関係の協議会、これは専門家の方々、それから獣医師会、それから愛護の方などが含まれておりますけれども、そういった会合の場がございますので、そういったところでの意見というものも参考にしながら、いろいろ、どういうふうなやり方が適切なのかというのは、今後引き続き検討していきたいと思っております。

○糸数昌洋委員　よろしくお願いしたいと思います。

続いて、環境再生課の離島・過疎地域におけるＥＶ導入推進事業についてお尋ねしたいと思います。

今回、予算が1425万2000円ということでついておりますけれども、この事業の目的を教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　事業の目的といいますか、事業の内容といたしまして、離島過疎地域の住民が事業者が購入するＥＶまたはＰＨＶ車両、それと併せて設置する充電設備の購入費用に対する補助を行うものとなっております。

公共交通、目的といたしましては、運輸部門の低炭素化というところで考えております。

○糸数昌洋委員　不思議な事業だなと思っていまして、なぜ離島・過疎に限定されるのか。脱炭素とかであれば、むしろ、こういう事業って那覇市内とか、そういうところが求められてるんじゃないかと思うんですね。離島で排気ガスはあまり気にされていないんですよ。交通量は少ないし。なので、それで目的は何ですかと聞きましたけども、これどうなんでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　離島や過疎地域の地域内での移動に関しましては、移動範囲が限られることや自宅で充電できることなどから、走行距離が短く、充電時間が長いといった現時点におけるＥＶの欠点を補うことができると考えております。

そのため、離島や過疎地域とのＥＶの親和性は高いと考えていることから、今年度、事業として立ち上げて、離島・過疎地域におけるＥＶ、ＰＨＶの導入及び従来設備の設置に対し補助を行うことで、離島・過疎地域やガソリンスタンドが少ないですとか、そういった問題がございます。そういった離島・過疎地域の課題解決並びに災害時のレジリエンスの向上に資するとともに、ＥＶ部門の二酸化炭素排出量の低減を図るということを目的としております。

○糸数昌洋委員　今の説明だと、どちらかというと離島振興というか、離島の不便性解消という観点なので、企画部の地域・離島課とか、交通政策課とか、そこの所管のものになるんじゃないですか。なぜ皆さんがここになって、この予算づけをされたのかという、この辺がちょっと環境部との連携がよく理解できないところ。要するに、今回の事業を一つの端緒にして、これを全県に広げていくというような考え方があるのか。要するに、今年度だけの事業で終わるという話なのか、この辺をちょっと教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　まず、期間ですけれども、令和７年度から令和９年度までの３年間を予定しております。

環境部のほうでＥＶの温室効果ガス排出量削減という目的で、電動車の普及促進ということを考えて実施しております。その中で、まずＥＶがなかなか普及しない理由といたしまして、移動距離が短いですとか、充電時間が長いといったところがございます。そこら辺を離島や過疎地域であれば、移動距離とか移動範囲が限られるということがございますので、そういったところの不利性、ＥＶの持つ不利性が緩和されるのではないかというふうに考えておりまして、それでそういう、今回この事業を立ち上げたということになっております。

○糸数昌洋委員　分かりました。

先ほど公用車のＥＶ化に当たって、県が率先して取り組むことで、県内のＥＶ化の普及促進を図っていくというような話もありました。ぜひ、今回離島で展開される、過疎地域で展開されるＥＶ車の事業ですけども、ぜひ、ある意味では率先して、離島でまず実証実験して、今課題として挙げていた充電時間とか、移動距離とか、そういうところがある程度解消されるというめどが立てば、ぜひ全県的に広げた事業に展開していってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　今後、この事業を通じまして、どういった効果があるのかといったところ、そういったところを踏まえて検討させていただければと思っております。

○糸数昌洋委員　最後に、有機フッ素化合物の残留実態調査事業についてお尋ねします。

これまで調査をされてきて、これまでの事業の進捗と、今回のこの800万余りの予算の事業内容を教えてください。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監　お答えします。

有機フッ素化合物残留実態調査事業については、令和５年度及び６年度に全県的な水質及び土壌の調査として、各年度水質40地点、土壌調査41地点、調

査を行ってきております。

令和５年度の土壌調査の結果としまして、41市町村の調査地点全てでＰＦＯＳ、ＰＦＯＡのほうが検出されている状況があります。

令和６年度のほうも調査地点を変えまして、また水質及び土壌の調査を実施しております。こちらの結果については、年度内で公表することで予定としております。

令和７年度につきましては、令和５年度及び６年度に土壌調査を行った地点から数か所選定しまして、地歴調査とか周辺、追加の土壌調査とかを行うような追加調査を実施しまして、その結果を踏まえてまた専門家にヒアリングを行い、汚染源の推定対策の検討などにつなげていきたいと考えております。

また、土壌の基準値等が定められていない状況がありますので、土壌調査結果などをまた国などに示しながら、ＰＦＯＳとの土壌環境基準の設定ですとか、汚染土壌の浄化方法の確立ということを求めていきたいということを考えております。

○糸数昌洋委員　ぜひ公表を、調査結果の公表ということがありましたけども、やっていただきたいと思っています。基地と関係のない全市町村で出ていると。久米島でも出ているんですね。全く関係ないところで出ています。だから、それが何なのかということで住民が非常に不安に思ってますので、その原因含め、調査結果の公表を急いでいただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監　調査地点の公表につきましては、令和５年度の公表に当たりまして、また市町村と調整を行いまして、調査地点を公表することで、その土地に風評被害を発生させるおそれがあること、あと、市町村から具体的な地点は公表しないよう求められたということがありまして、要望がありましたので、公共の場所でやっても具体的な調査地点を公表しないというような形で対応させていただいております。

土壌汚染に係る住民の方々の不安に関しまして、人への暴露経路、人が取り込む経路のほうにつきましては、内閣府の食品安全委員会のＰＦＡＳに関する評価書で、ＰＦＡＳの暴露経路は食事による摂取が最大であるといったことでまとめられていますので、やはり汚染土壌が舞い上がって粉じんとなったものを摂取することがあっても微量であること、あと、意図的に土壌を大量に摂取することはないことなどが考えられます。

また、ＰＦＯＳ等は揮発性がありませんので、土壌中のＰＦＯＳ等が揮発することはない上に、その揮発したＰＦＯＳを取り込むということもないだろうということで考えております。

ＰＦＯＳ等への人への暴露の経路につきまして、国や県のホームページのほうで周知しているところなんですけども、今後さらに分かりやすく周知するということで、住民の方々の不安が解消されるように努めていきたいと考えております。

○糸数昌洋委員　せめて想定される汚染原因の公表というのはできますか。

○與儀喜真環境保全課基地環境対策監　お答えします。

今、米軍基地と関連するということで、普天間飛行場のほうのことは考えているんですけども、それ以外のところについて、特に基地のないような市町村についての原因については今、不明の状態です。

やはり、これまでに使用禁止されるまでには一般的に使われてきた物質の中に含まれていた可能性があるということもありますので、原因究明はこれからやっていこうと考えておりますけど、ちょっと難しいところがあるかなとは考えております。

○仲里全孝委員長　糸数昌洋委員の質疑は終わりました。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　よろしくお願いします。

資料３－４、部局別の予算概要でお願いいたします。

示しております14番の動物適正飼養推進事業費、予算2500万円について伺います。

先ほどからあるように、今年７月から動物愛護管理条例が施行されるに当たって、適正飼養の推進というのは大変求められているところだと思います。一般質問でも取り上げましたけれども、動物虐待についてお聞きしたいと思います。

県や動物愛護管理センターに寄せられた動物虐待に関する相談件数や通報件数はどうなっていますか。

○出井航自然保護課長　まず、令和３年度から５年度までの間に、動物愛護管理センターに寄せられたペット等の動物に関する相談件数の合計が３万9692件あり、令和５年度について申し上げると１万1071件となっております。

令和５年度の数字で申し上げますと、この数字のうち、実際受け付けるセンターのほうで分類するんですけれども、虐待として扱われた件数が74件、また、虐待の一つの類型であるネグレクトにつながる多頭飼養に関する相談件数が23件となっております。

○比嘉瑞己委員　この相談とか、県民からの通報を通して、皆さんが行った立入調査、あるいは行政指導や処分はありますか。件数を教えてください。

○出井航自然保護課長　県が令和３年度から５年度までの間に行った法律に基づく命令、また勧告の数は２件となっております。また、法律に基づいて立入検査を行った件数は、22件となっております。

○比嘉瑞己委員　年間で１万件を超える相談のうちに、そうした処分が――この件数というのが多いのか少ないのかは一概には言えないと思うんですけれども、我々のところには様々な方から相談が来ております。それで、一般質問ではタウチー、闘鶏の質問を県警にしたんですけれども、皆さんが県警と連携して通報、告発したケースというのはありますか。

○出井航自然保護課長　県からの告発ということはありません。過去３年間についてですけれども、そのデータがございません。

○比嘉瑞己委員　この動物愛護法が改正されて、環境省のほうから動物虐待に関するガイドラインが発表されました。この目的を見ると、地方自治体が動物虐待に関する通報を受けた場合、通報に係る行為が動物虐待に当たるのかどうか判断することが難しくて、また、通報を受けた後に、行政が取るべき対応については、体系的な整理はこれまでされてこなかったと。それで、この法改正もあって、このガイドラインを通して、現場の適切な対応を取るためにつくったとあります。こういうのがつくられていても――このガイドラインが皆さんだけじゃなくて、市町村の窓口だったり、県警を含めて、こういったことは動物虐待に当たるんだよ、こういったときはこうした対応をするんだよということが、今後、皆さん広げていく必要があると思うんですね。そういった意味で、県が主体となって市町村、県警を対象にした講習会を開くべきだと思いますが、いかがですか。

○出井航自然保護課長　まず、遺棄、虐待の事例などがあった場合は、今現在も警察と連携を行って情報共有を行っておりますし、先ほど立入検査が22件と言いましたけれども、そういう中で県警と連携して行った立入検査も８件ございます。

委員御提案の講習会などにつきましては、今現在も県警については、県警のほうが生活経済事犯の担当者の研修会というものを県警の中でやっているんですけれども、そちらのほうにセンターの職員を派遣して、動物虐待についての説明などをレクチャーしております。

また、市町村につきましては、このガイドラインを令和４年度にも送付しておりますし、また遺棄虐待防止のポスターなども配布して周知を行っております。

また、担当者会議において、当該ガイドラインを踏まえた虐待等の通報先などについて御案内して、連携の在り方なども共有しているところです。

引き続きこういった場を活用しながら周知等を図っていきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　それで、この動物虐待、実際告発に当たるケースというのが度々私たちのところに来るんですね。ですが、市町村や、あるいは県のセンターに言っても、それであったらもう警察に直接言ってくださいというような案内になるんです。でも、実際には、県警でもう告発に至ったケースというのは年３件ぐらいしかないんですよ。それ以上に、県内では多くの虐待事案があって、そこでやはり最初の窓口となるセンターや市町村の役割は重要だと思います。

このマニュアルで、そういった相談が来た場合の対応が細かく書かれていて、いろんな調査を重ねていって、これは告発に当たるというときには、行政も一緒になって、県警と告発まで持っていくような流れが書いてあるんですよ。残念ながら、そこまでは今、至っていないと思うんですね。皆さんも警察に言ってくださいというような対応だと駄目だと思うんですが、やはり改めて、このマニュアルに沿って親身に相談者の話を聞いて、必要であれば調査も行う、こういった対応が求められていると思いますが、いま一度、答弁をお願いします。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙祷を行った。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

出井航自然保護課長。

○出井航自然保護課長　通報を受けた際の対応についてだったと思いますけれども、通常、センターのほうで虐待等の通報を受けた場合、その虐待をしている方とか、そういうのが明らかな場合は、恐らく単に警察にとかそういうことはやっていないと思っています。

実際、そういう虐待をしている主体が明らかな場合は、恐らくセンターのほうで直接現場に行ってというようなことがなされているかと思います。

一方、例えば虐待された動物がいるというような状態の中で、なかなか手をつけられないというとこ

ろがあるのかなと想像してはいるところですけれども、いずれにせよ、委員がおっしゃるように、市町村とともにそういうガイドラインの内容というものをしっかり理解するということについては重要なことだと考えておりますので、そういった内容について特化した講習会などについては、その市町村と意見交換しながら検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　続いて、13番の動物の愛護及び管理に関する条例推進事業、200万円について伺います。その続きになるんですけれども、このタウチーがまだ文化であるという認識が、県民の間で少なくありません。

改めて、毎回確認をしているんですけれども、こうやってくちばしや爪を切断したり、鳥を戦わせる、この闘鶏は、動物愛護法違反だと思いますが、環境部の見解をお聞かせください。

○出井航自然保護課長　我々が見ることはないですけども、聞いている範囲で、いわゆる闘鶏というものについては、委員がおっしゃるように、くちばしやけづめを切除した上で戦わせるというようなことが実際行われているということですので、それは、そのくちばしやけづめを切除した時点で虐待に当たるというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　法律では、戦わせることが虐待だというふうにきちんと書かれています、44条。そういった意味でも、しっかりと、皆さんも条例をいよいよ施行するわけですから、そういうことはいけないんだよということを私は伝えるべきだと思います。

県警本部長も、すぐには違反とは言えなかったわけです。そういった意味で、これから皆さん、このポスターやリーフレットを作って、県民に周知するというわけですけれども、闘鶏は犯罪行為であるということもちゃんと周知すべきだと思いますが、いかがですか。

○出井航自然保護課長　県のほうでは、令和２年度に、鳥ですね、闘鶏をイメージしてはいるんですけれども、鳥、あるいは犬、猫、そういったものの写真を載せた遺棄虐待防止のポスター、それからリーフレットを作成して、周知等を行っているところです。

引き続きそういった鶏も愛護動物であり、遺棄やみだりに傷つけたりする虐待については、市町村とも連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員　部長、そのポスターが今少ないんですよ。令和２年に作った、鳥が写っているポスターというのは、ほとんどもう見かけません。県警自身が、まだまだああいった認識ですので、私はやはりちゃんとこの闘鶏は違法ですということを示す必要があると思うんですね。

もう事業は今からなわけですから、このデザイン一つ変えるだけでも十分抑止の効果にもなるし、県民の認識を広げることになると思います。

いま一度、闘鶏もこれは違反に当たるんだということをポスターやリーフレットで、私は告知すべきだと思いますが、部長の見解をお願いいたします。

○多良間一弘環境部長　タウチーにつきましては、先ほど来、答弁があるとおり、くちばしを切除したりとか、あるいは負傷した鶏を適切に処置をしなかったり、遺棄したりと、そういった形での闘鶏というものは、先ほどあるとおり虐待に該当するというふうに認識しておるところでございます。

そうした動物虐待につきましては、これまでもポスター等を作って、リーフレットを作って、周知を図ってきているところなんですけども、また改めて、次年度予算要求をしておりますこの条例推進事業におきまして、ポスター、リーフレット等も作成していくことにしておりますので、そうしたポスターの中身というものにつきましては、どういった形で、またこの動物虐待についてのアピールができるか、広く県民に知らしめることができるかという部分については、このポスターの書きぶりというものを工夫していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員　よろしくお願いします。

最後に、私のほうからも倉敷ダムでの件を伺いたいと思います。

糸数委員が、昨日と本日もやっていただきましたが、同様な相談が私のほうにも寄せられています。

それで、先ほども糸数委員から詳しくありましたけれども、このボランティアの皆さんに、管理者が心ない言葉で恫喝をするということが起きているみたいです。

そもそもお聞きしたいんですけど、皆さんがこの条例をつくったわけですけれども、これはこのボランティアの皆さんの餌やりを排除することが目的ですか。

○出井航自然保護課長　10条で規定するその内容につきましては、給餌、餌やりのルールを明確化して、その生活環境の保全上、支障が出ないようにするということを目的としております。

○比嘉瑞己委員　決して排除が目的ではないと思い

ます。それで、このルールのある餌やりをやりましょうという、この掲示も大切なんですけれども、やはり仕組みを、私はつくる必要があると思うんですね。地域の自治会とかでもいろいろ相談を受けるんですけれども、やっぱりこの餌をあげる人たちが、どうしても悪者扱いされてしまう、地域の関係も悪くなるというのが多々あります。

ですけど、一方で、この仕組みをつくることによって、この人たちはもうボランティアで一生懸命やってくれる人なんですから、やはり仲間として捉えて、みんなでこの環境をよくしていこうという、こういった仕組みが必要だと思います。

今、那覇市がサポーター制度をつくって、地域の人たちみんなが、この人たちがサポーターですよということを認めて、すごくいい具合で進んでいるんですね。そうした意味で、ＴＮＲとかも進んでいくし、このボランティアの皆さんと管理者の施設の皆さんも一緒になって、この問題に取り組んでいくという、こうしたことが必要だと思います。

ダムだけじゃなくて、工業施設、商業施設、小さな公園、あるいは島とか、名前を出せないですけれども、皆さんもよく分かっていると思いますけど、やはりそういった、今、課題となっている地域で、こういった仕組みづくりをするというのが、ある意味では、本当に条例の、皆さんの目的を達成することにつながると思いますが、いかがでしょうか。

○出井航自然保護課長　仕組みづくり、確かに必要だとは考えております。どのような仕組みが必要かということについては、多分、その地域性とか、そういったものもあって、個別に検討していくことが必要かなと思っているところです。

ただ、一方で仕組み云々というのをつくり上げるためには、やはり合意形成ですね、その地域、地域での合意を図っていくというようなことが必要になってくると思いますので、そういったことについて、市町村、あるいは愛護団体とも引き続き意見交換をしながら、どういうことが一番やり方としていいんだというのを、ちょっと検討していけたらなと思っています。

○比嘉瑞己委員　部長、最後に、やはり沖縄県が離島を含めて全部カバーするというのは難しいと思うんですよ。やはりこの市町村が主役になっていく、この仕組みをつくっていくというのを巻き込んでいくのが大切だと思いますが、部長からも答弁を求めます。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

動物愛護というものは、先ほど来答弁ありますけれども、まずは第一義的には、飼い主さんがしっかりいろいろやっていただくということが大事だろうと思っております。捨て猫、そういったものを増やさないというものが必要だろうと思っております。そのためには、適正飼養、屋内飼養というものを徹底してやっていくということを、まずは条例の中でやっていきたいと考えております。

そうしたものの中で、一方で、もう現にいる野良猫たちに対しては、地域が一丸となって、地域の理解の下で、皆さんがこの餌やりとかもルールに基づいてやっていく必要があると思います。そうでなければ、生活環境保全に支障が生じる、悪臭が生じる、不衛生になるというような状態になるのであれば、この餌やりさんたちが先ほど言われたように、悪者になったりします。当然、動物が嫌いな人もいますので、そういう人たちから反発も出るだろうと思っております。そういった意味合いで、餌やりのルールということで、しっかりしたルールの下でやっていきましょうということで、今回条例をつくりましたので、そういったものにつきましては市町村の協力も必要ですし、当然のことながら動物愛護団体の協力も必要だと考えておりますので、そういった方々と意見交換しながら、連携して、我々もＴＮＲを支援していますし、地域猫の活動も推進していますので、そういった中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○仲里全孝委員長　比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　よろしくお願いします。

積算内訳書の27ページ、先ほどもありました離島過疎地域におけるＥＶ導入推進事業についてお伺いします。この事業の１台当たりの補助額であったり、条件について教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

まず、補助額ですけれども、１台当たりですね。ＥＶ、ＰＨＶの車両につきましては、１台につき15万円としております。ただ、県内製造車両につきましては、10万円上乗せいたしまして、25万円とすることとしております。

また、充電設備につきましては５万円、Ｖ２Ｈといって車のバッテリーから屋内に電源を供給する装置を設置する場合は15万円を上限として補助するということにしております。

また、条件につきましては、沖縄県内に住む住民、

もしくは事業者という形にしております。

○瑞慶覧長風委員　例えば収入であったりとか、地域であったりとか、そういった条件があれば、もうちょっと詳しくお願いします。

○横田恵次郎環境再生課長　まず収入については、特段、条件を設ける予定はしておりません。

また、本事業の対象地域につきましては、過疎地域特別措置法に基づき公示された過疎市町村２市３町12村、同法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村１町１村及び沖縄振興特別措置法に規定する指定離島を対象としております。

沖縄県、沖縄島の市町村では国頭村、大宜味村、東村、本部町、あと南城市の旧知念村地区及び久高島、うるま市の津堅島が対象となります。沖縄島以外では、市町村は全て対象となるという形になっています。

○瑞慶覧長風委員　離島ということですね。例えば南城市であれば、知念地域と久高島。市内においてもその場所だけの住民が対象になるということで理解してよろしいんでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　そのとおりでございます。

○瑞慶覧長風委員　糸数委員からもありましたけれども、今後全県的に広げていくつもりがあるのか、そのことを教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　この事業の目的が、離島地域においては、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけれども、ガソリンスタンドの数が少ないですとか、給油所が遠くにあるといった問題とか、あと、ガソリン価格が本島に比べて高いとか、あと、離島については、車両の運搬費がまた別途かかるとか、そういった問題がございます。

ただ、その一方で、ＥＶには、自宅で充電できることや、離島や過疎地域での移動については、移動範囲が限られていて、ＥＶの走行距離が短いといった欠点がカバーされるということがあります。

また、災害時の停電時にＥＶから電気を供給することができますので、そういったレジリエンスの強化につながるといったことが考えられます。

そういったことから、離島地域のＥＶの親和性は高いと考えております。

この点を踏まえて、令和７年度は、離島過疎地域を対象とした事業を予定しているところです。

県としましては、同事業の実施状況を踏まえ、電動車の普及促進に向けて、どのような施策が有効的なのか検討していきたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　市内の中でも対象が区分されるという状況がどうなのかというのは、後々検証しながらやっていくと思うんですけれども、この新年度の予算額というものは、どのように計算されて、制定されているのでしょうか。お願いします。

○横田恵次郎環境再生課長　50台の補助と、それに合わせて、整備する充電設備ということで、50台ということで設定しております。

○瑞慶覧長風委員　50台分の根拠というか、それについてもお願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長　50台と設定した根拠につきましては、宮古島市と石垣市を除く離島過疎地域の人口比が県全体の約3.6％となることから、令和５年度の県内の電動車新車登録数の3.6％に当たる約25台に、同年の電動車新車登録台数が、前年比で約２倍あったということから、本事業の実施により、現状の２倍である50台が本事業の対象となるものとして設定したというところでございます。

○瑞慶覧長風委員　では、50台の申請が全部埋まってしまったら、この３年間の計画の中ではどういうふうになっていくのでしょうか。お願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長　原則としまして、その予算の枠の中で補助をさせていただくという形になるかと思いますけれども、早期に予算額が足りなくなるといったところがございましたら、その次の年に、どういったことができるのかといったところまで含めて検討させていただければと考えております。

○瑞慶覧長風委員　公用車のＥＶについては、国の補助があったと思うんですけれども、この事業というのは、この政策は国の補助というものはありますでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えします。

国のほうには、ＥＶやＰＨＶに対して、ＣＥＶ補助という補助がございます。例えば、リーフですと、たしか85万だったと覚えていますけども、85万円が支給されたという形になっています。そういった補助がございます。

○瑞慶覧長風委員　じゃ、この事業にも対象ということでよろしいですか。

○横田恵次郎環境再生課長　国のＣＥＶ補助を受けた車両にも、この補助は適用されます。県の補助も適用されます。両方適用されることになります。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

この充電設備などを施工する業者というのは、県内に十分に、離島も含めてあるのでしょうか。すみません、教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　充電設備につきましては、電気工事になりますので、電気工事ができる、一応、200ボルトの電源を使いますので、200ボルト電源を使える設備を、普通の電気事業者であればできると思いますので、大丈夫かと思っております。

○瑞慶覧長風委員　すみません、何度も。

最後にですね、最後じゃないんですけれども、この事業の周知、特に離島過疎地域ですので、十分に周知をしたほうがよろしいのかなと思うんですけれども、どのようにされるのかお伺いします。

○横田恵次郎環境再生課長　県のほうでも周知を図っていきたいと思っておりますけれども、あわせて、委託で周知の活動も行いたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　市町村との連携もあるということですか。

○横田恵次郎環境再生課長　県と市町村の環境関係の課長会議がございますので、そういったところで情報提供しながらやっていきたいと考えております。

○瑞慶覧長風委員　事業の背景について、先ほど糸数委員からも伺ったんですけれども、クリーンエネルギー・イニシアティブなど、県の既存計画に基づいての予算計上なのか、関わりについて伺います。

○横田恵次郎環境再生課長　私どもとしましては、地球温暖化対策として、沖縄県の場合は、運輸部門の排出割合が高いと、他県に比べて高いというところがございます。そういったところを踏まえて、運輸部門の低炭素化、脱炭素化を図っていくということを目的に、ＥＶ、電動車の普及を進めていきたいという考えております。

その中でまず、ＥＶの欠点であります充電時間が長いですとか、走行距離が短いといったところが、離島過疎地域であればカバーできるのではないかということで、環境部のほうから温暖化対策として、この事業を計上したという形になっております。

○瑞慶覧長風委員　すみません、聞き漏らしていたら申し訳ないんですけれども、既存のどの計画に基づいているのか、お伺いできれば、お願いいたします。

○横田恵次郎環境再生課長　正式名称ですけれども、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画に位置づけられております。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

次に移るんですけれども、関連して。すみません、ちょっと質問取りの際に話していなかったんですけれども、少し大きな話として、この環境部の予算全体として、再エネ費であったり、温室効果ガス排出量削減の2030年度の中期目標に向けて、今回はどのような予算計上になっているのか、もし、お答えできるようでしたら、お伺いしたいんですけれども。

○横田恵次郎環境再生課長　まず、再エネの件ですけれども、再エネにつきましては、商工労働部のほうで行っております。環境部のほうといたしましては、温室効果ガスの沖縄県内の排出量の推計ですとか、そういったところを行ったり、それを公表したり、また、その進捗を図るために、委員会を立ち上げておりまして、それで検討しているところです。そういったところで予算計上しております。

○瑞慶覧長風委員　再エネが環境部にないこともどうなのかなと思ったりしますけれども、この2030年度の中期目標に向けて、令和６年度よりも強化されているのかどうか、その点を教えてください。

○多良間一弘環境部長　環境部におきますと、温暖化に関する事業としましては、地球温暖化等対策事業、それから今の離島過疎地域におけるＥＶ導入推進事業、それから電動車転換促進事業、あるいは緑化推進事業､それから気候変動適応策推進事業といったものがございます。

地球温暖化対策事業につきましては、この温暖化実行計画の推進に関するものですけども、これにつきましては、次年度は1486万増の1985万1000円という形で計上しております。

それから、先ほどのやつですね、離島過疎地域のＥＶ事業が、新規事業として1400万余が皆増という形になっております。

それから、電動車転換促進事業につきましては、次年度は5900万ほどの減という形になりますので、全体としましては、とんとんというか、横ばいというような状況かなというふうに｡細かい数字はちょっと今、持ち合わせていませんけども、そういった状況になっております。

○瑞慶覧長風委員　目標値達成に向けて、まだまだ険しい道のりなのかなとは思うんですけれども、ぜひその達成に向けて力を入れていただきたいと思います。

次に、71ページになりますが、沖縄県版レッドデータブック改訂業務について伺います。この改訂業務の流れについて、御説明をお願いします。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監　県では、希少生物の保護や生物多様性の保全などを目的とし、絶滅のおそれのある野生生物をまとめた沖縄県版レッドデータブックを公表しております。

現在、令和８年度に第４版の公表を目指し、令和

４年度から改訂作業を進めているところでございます。令和７年度の改定作業の手順となりますけれども、有識者で構成する13の分科会において、必要な現地調査などを検討、実施して、この結果を基に掲載種の選定、評価、執筆までを行います。

あわせて、分科会の代表者からなる編集委員会において、各分科会の作業について進捗管理や調整を行っていく予定としております。

○瑞慶覧長風委員　このレッドデータブックの改訂業務に関して、樽舞湿原に関する分類学調査であったり、現地調査というものは、陳情であったり、委員会質疑でも求めてきたところでありますけれども、この分科会で必要性が示された場合というのは、どういったスケジュールでまた進んでいくのか、お答えできましたら、お願いいたします。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監　樽舞湿原の現地調査ですけれども、先ほども御説明しましたとおり、年度当初に、各分科会の中でその必要性について検討されることとなりますが、その調査対象となる調査時期が異なりますので、今の段階でスケジュールをお答えすることはちょっと難しいというところでございます。

○瑞慶覧長風委員　以上です。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　瑞慶覧長風委員の質疑が終わりました。

休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時30分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　よろしくお願いします。

説明資料３―３から、６ページ。環境部歳出予算、令和６年度43億円から令和７年度37億円、６億円減の内容について伺います。

○仲地健次環境政策課長　委員会冒頭、環境部長のほうから概要説明があったとおり、環境部の令和７年度の当初予算案が令和６年度と比較して減額となったのは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和６年度単年度事業として実施した、省エネ家電買換購入支援事業が終了したことが主な要因となっております。

また、このほか、業務用車両電動加速化支援事業の廃止、公共関与推進事業費における環境整備センター株式会社の運営に係る貸付金の皆減等により、合計約６億円の減となっております。

以上です。

○喜屋武力委員　ページ50の②にありますプラスチック問題対策普及啓発事業1036万円について伺います。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

海洋汚染を引き起こし、地球温暖化の一因となるプラスチックごみの削減を目指し、県では、これまでレジ袋の有料化の先行実施及びマイバッグの普及、各種イベントを活用した普及啓発に取り組むとともに、プラスチック問題に関する万国津梁会議を開催し、有識者等からの提言を受けてきたところです。

今年度実施したプラスチック問題対策普及啓発事業においては、万国津梁会議の提言を具現化するとともに、令和４年４月に施行されたプラスチック資源循環法の考え方に基づき、行政、事業者等が一体となってプラスチックごみの削減に取り組むための基本方針等を示した指針の策定及び使い捨てプラスチック提供事業者の自主的な取組を後押しするための手引の策定を行ったところです。

令和７年度は県民一人一人がプラスチック問題を自分事として捉え、ライフスタイルの見直しに取り組んでもらえるよう、同指針に基づき、ビーチクリーンやパネル展のイベント等の開催及び県民一人一人が取り組めるアイデア等について、ＳＮＳ等を通じた情報発信を行うとともに、企業回り等により策定した手引を、ホテルや飲食業などの関係事業者に周知し、自主的な取組の促進を促していくこととしております。

以上でございます。

○喜屋武力委員　県民のライフスタイルの見直しの事業、一人一人の自発的な取組とありますが、もう少し詳しい内容をお聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長　プラスチックの削減に向けて、レジ袋の削減、マイバッグを活用するとか、あとはストローをプラスチック製から木製に変えるとか、代替製品を活用するとか、そういったことがありますので、日頃の生活の中で本当に必要なものかどうかを検討していただいて、ごみの削減に協力していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○喜屋武力委員　ページ50の④の海岸漂着物等地域対策推進事業の２億4918万1000円。県が現在行っている事業の内容をお聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長　県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用して、海岸管理者による回

収処理だけでなく、回収等に要する費用の補助により、市町村、ボランティア団体の協力も得ながら、海岸漂着物対策を実施しているところです。

また、県では、平成26年度から県内で活動するボランティア団体と連携して、ワークショップを継続して開催するなど、関係者間の連携強化と機運醸成を図るとともに、第11管区海上保安部などの関係機関と連携して、沖縄クリーンコーストネットワーク、通称ＯＣＣＮを運営し、海岸清掃の呼びかけや情報発信、ごみ袋の支給、ボランティア証明書の発行などを行うことで、ボランティア活動の促進を図っているところです。

引き続き県としましては、海岸管理者及び市町村が継続して回収処理を行うための費用を確保するとともに、各種普及啓発及びＯＣＣＮの運営を継続して行うことで、県民一丸となって海岸漂着物対策に取り組んでいけるよう、機運醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○喜屋武力委員　沖縄県の観光資源とも言える海、海岸線の漂着ごみの回収処理については、全県挙げて環境教育を行い、県民一人一人が、海があるからここで生活ができている認識を持たせ、海岸線を所有している市町村への補助金は拡大し、県民一丸となって美しい海を守ることを心がけなければならないと考えるか、県の考えをお聞かせください。

○與那嶺正人環境整備課長　県が実施しました漂着ペットボトルの生産国調査の結果から、海岸漂着物のおよそ６割が海外由来と推測していますが、一方、国内由来の漂着物も一定程度あることから、県民に対するポイ捨て防止等の環境教育や普及啓発等が重要であると考えております。

先ほど御説明しましたとおり、ＯＣＣＮ等の活動と一緒に連携して、活動促進を行っているところですけれども、さらなる工夫をしながら、普及啓発等を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○喜屋武力委員　自分たちの海岸線とかをよく見たら、漂着ごみはたくさんあるんですよ。そういったものに対しては、全然もう手をつけられてないような感じはあるんですけど、このクリーンデーみたいな感じで各市町村で行って、もう少し観光客が見てもきれいなところだな、海だなというのが、沖縄県の財産ですので、そういったところをもうちょっと予算を入れて、取り組むことはできないですか。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

現在、県で活用している国の地域環境保全対策費補助金につきましては、希望する市町村については全て対象になりますので、希望額が満額つくかというところは国の査定等があって、満額つかないところもあるんですけれども、希望する市町村については対象になりますので、広く活用してもらえるように周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○喜屋武力委員　あまりにも、ボランティア、ボランティアと言って、ボランティアに頼り過ぎているところがあるんじゃないかなというところが見えるんですよ。やはりこれは、沖縄県の観光資源である自然を生かしたこの海を、もう少しきれいに、漁業関係とかもいろいろとたくさんありますよね。中城とかそういったところも補助金も入っていると思うんですが、そういった漁業関係にも声をかけて、やはりそういったものは自分たちで取っていくという施策を、県のほうから強くできないものか、これについて。

○與那嶺正人環境整備課長　回収事業につきましては、海岸管理者として土木建築部、農林水産部が行うとともに、市町村にも協力いただいて実施しているところです。

１度回収を行っても、数か月たつとまた同じような状況になってしまいますので、継続した回収処理が重要だと考えております。

今まで以上に、周知啓発を工夫しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○喜屋武力委員　ぜひ力を入れて、よろしくお願いします。

次に進みます。50ページの⑦、離島・過疎化地域におけるＥＶ導入推進事業ですね、1425万2000円。離島・過疎地域への電動車導入、充電設備の補助であるが、設置場所ですね。そして、何か所設置なのか、お聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　お答えいたします。

本事業の対象地域につきましては、過疎地域特別措置法に基づき公示された過疎市町村２市３町12村、同法施行例に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村１町１村及び沖縄県、沖縄振興特別措置法に規定する指定離島を対象地としております。

沖縄島の市町村では、国頭村、大宜味村、東村、本部町、南城市の知念地区及び久高島、うるま市の津堅島が対象であり、沖縄島以外では全ての市町村が対象となります。

箇所数についてですけれども、令和７年度は、電動車50台に補助をする予定としておりまして、それにセットで設置する充電設備となりますので、50基に対して補助する予定としております。

○喜屋武力委員　先ほども糸数委員からありましたけど、離島とかこういったところ、本当にこのＥＶ車が脱炭素向けのあれで必要なのかなと。自分の家でも充電できるぐらいの距離しか歩かないもんですから、これが必要なのかなと。レンタカー向けなのか、これについてお聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　現在、この事業は沖縄県に住んでいる県民か、もしくは事業者という形にしておりますので、ちょっとまだレンタカーを入れるかどうかというところについては、まだ検討はしていないんですけれども、そういったことで考えております。

○喜屋武力委員　だから、この離島というのは、ちょっと小さいところもあるもんですから、自分の家で充電すれば十分じゃないかなというものが見えるんですよ。だから、そういったところに配慮するよりも、やはりこの都市化が進んだ、この排気ガス規制に関しての、やはり温暖化をあれするんだったら、この都市とかそういったところに設置するのが本当はあれじゃないかなというような感じだけど、これについてどう考えていますか。

○横田恵次郎環境再生課長　繰り返しの説明で申し訳ございませんが、離島過疎地域においては、ガソリンスタンドの数が少ないですとか、また、遠方にあるといったところと、ガソリン価格が本島と比べて割高であったり、車両運搬にまた別途費用がかかったりといった課題がございます。

また、ＥＶは家庭で、自宅で充電できることや、離島や過疎地域内での移動に関しては移動範囲が限られて、ＥＶの欠点となる充電時間が長いですとか、走行距離が短いといった欠点が問題になりにくいということ。

あと、災害時の停電時に、ＥＶから電気を供給することができることから、レジリエンス強化につながることが考えられております。そういったことから、離島過疎地域とＥＶの親和性は高いというふうに考えているところです。

○喜屋武力委員　今後、ＥＶ車の導入が多くなることから、本島内でも給油所や県や市町村、各施設においても、充電施設の設置が求められているが、県の考えをお聞かせください。

○横田恵次郎環境再生課長　国では、高速道路のパーキングエリアなどで、充電設備を原則として一般向けに開放している充電設備について補助を行っております。

あと、県内では民間事業者により、充電設備の初期費用や維持管理を無料として、利用者からの料金徴収で収益を上げるビジネスモデルによる充電設備の設置が進められております。

３月10日時点で、県内には220の施設に約471基の充電設備が設置されておりまして、この約１年間で47施設132基が増加しているという状況にございます。

○喜屋武力委員　現在、沖縄県の自動車の台数から考えて、ＥＶ自動車が普及することによって、大体何施設ぐらい充電施設を設けなければいけないということを考えていますか。

○横田恵次郎環境再生課長　すみません、ＥＶにつきましては、その普及割合というところについては検討していますけれども、それに伴って充電設備、基本的には、ＥＶはその置いてある場所、駐車している場所で充電することが基本となりまして、長距離を走行する場合にやはり足りなくなるというところで、急速充電ということでやる必要があるというところがありますけれども、基本的には自宅で充電を行うというのが基本になりますので、そこら辺で長距離を必要とするような場所につきましては、先ほど言いましたけれども、民間ベースで、需要に応じて普及が進んでいくものと考えております。

○喜屋武力委員　やはり充電するところがないから普及が遅れてくるものもありますので、県のほうでも考えないといけない時期に来ていると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

動物適正飼養については割愛させていただきます。

51ページの⑧赤土流出防止総合対策事業、１億6821万2000円。県内の河川の県管理の２級河川ほか市町村の管理する川も対象になっているのか、これについてお聞かせください。

○知念宏忠環境保全課長　お答えします。

赤土等流出防止総合対策事業の中の赤土等流出防止対策検証事業におきましては、第２次沖縄県赤土等流出防止基本計画において、環境保全目標を設置している監視海域と76海域の沿岸域の赤土等堆積状況を実施しておりますけれども、同調査で各海域に流れ込んでいる河川、全てではございませんが、陸域から沿岸域に流出する赤土等流出量を把握可能な河川につきましては、県管理の２級河川や市町村管理の河川等の河口付近に調査地点を設けているとこ

ろでございます。

○喜屋武力委員　部長、河口付近とありましたので、現在、うるま市の石川川の河口、そこはもう相当赤土が蓄積しているんですよ。そのたまった赤土を除去することはできるんですか。それについて。

○知念宏忠環境保全課長　御指摘の河川にたまった赤土等の除去につきましては、陸域からの流出が収まった海域におきましては、自然浄化に加えて、堆積赤土等をさらに削減できるということが考えられますけれども、河川や海域等の公共水域に流出して堆積した赤土等につきましては、各河川や海域を管理する者において、対応が検討されるものと認識しております。

そういう河川や河口、海域等にたまった赤土の除去技術につきましては、情報収集に努めていきたいと考えております。

○喜屋武力委員　ぜひ、沖縄県の観光の魅力は海が一番のメインですから、海岸線や海の観光の魅力を生かすためには、河川や海岸や海の赤土、ごみゼロを目指す目的を持ち、予算を投じて美ら島の海を守る行為に対して予算を増やすべきだと私は思いますが、県の対応を、今後の対応をお聞かせください。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

環境部におきましては、様々な、赤土だけではなくて環境保全に関する必要な経費というものは、当然のことながらいろいろ積み上げてきているところでございます。

今後も、いろいろ今後の計画に基づいて、必要な経費についてはその確保にしっかり努めていきたいというふうに考えております。

○喜屋武力委員　いつも赤土が流れ込むのは、やはり農業関係、向こうからということで、いろいろとごたごたしているんですが、やはりこれ川に流れるから海に流れてくるもんですから、一緒に考えて、赤土がどういうふうにしたら流れ込まないか、最低限に収められるかということは、両部署で考えてからやらないと、沖縄の海が赤く染まってしまいます。サンゴも死んでしまいますので、ぜひ環境部として、どういうふうに行ったらいいのかということを、農林水産部といろいろと話し合って考えてくれることをお願いして終わります。

○仲里全孝委員長　喜屋武力委員の質疑は終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員　当初予算案説明資料の50ページですね。

島しょ型資源循環社会構築事業、それの内容を簡潔に説明してください。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

本事業は、島嶼地域という地理的要因から、資源循環コストが高く、一般廃棄物のリサイクル率が低いという本県の課題を踏まえ、モデル事業の実施を通じてプラスチック製容器包装や、生ごみ等の資源循環可能な廃棄物のリサイクル方法や水平展開の手法を検討し、本県に適したリサイクル体制の構築に取り組む事業となっております。

先ほど、山内委員からの御質問にもお答えしましたように、令和６年度は伊是名村でプラスチックの分別回収等を行いまして、あと、多良間村でのバイオマスを活用した発酵試験等の基礎調査を行ったというところになっております。

令和７年度は、沖縄本島の嘉手納町及び倉浜衛生施設組合の市町において、プラスチック主要製品廃棄物のリサイクルに向けたモデル実証等を予定しているところとなっております。

以上でございます。

○下地康教委員　これは、事業項目に島嶼型とあるんですけれども、これ本島内でもそういったことを参考に、モデル事業を展開するという理解でいいですか。

○與那嶺正人環境整備課長　離島を中心としながら今年度は実施しておりましたが、次年度は沖縄本島を対象としたモデル事業を行うこととしております。

○下地康教委員　これまでのモデル事業の実績を聞いたんですけども、その効果、それとこの事業というのはいつまでやるのか、それを聞いています。

○與那嶺正人環境整備課長　ソフト交付金事業になっておりまして、令和８年度までを予定しているところとなっております。

伊是名村で行いましたプラスチック容器包装の分別回収と、そのリサイクルにつきましては、協力いただいたプラスチックを回収してリサイクルを行うというところで、年間約５トンから10トンのＣＯ２削減が見込まれておりまして、また、次年度以降も伊是名村において、この事業を継続されることとなっておりますので、さらなる効果が見込まれているというところになっております。

以上でございます。

○下地康教委員　多良間村のその後の効果というのはどうなんですか。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

多良間村では、バイオマス発酵施設について基礎

調査を行ったんですけれども、現在の計画の生ごみ回収量では、採算性、コストが回収できないということがありまして、一旦事業としては終了するんですけれども、さらに剪定枝やし尿等を加えることで、新たな事業として立ち上げられないかということで、多良間村のほうでも検討したいということですので、その辺の基礎資料として報告書をまとめることを考えているところです。

以上です。

○下地康教委員　多良間村のその後、その事業の展開の見通しというのはどうですか。

○與那嶺正人環境整備課長　バイオマス発酵施設、または発電設備等を設置するとなると、かなりの費用がかかりますので、今、国庫の補助金とか活用できるものがないかどうか、その辺の情報も集めながら多良間村と協議しているところになっておりまして、今のところはまだ事業化のめどは立っていないという状況になっております。

○下地康教委員　多良間村においては、今後しっかりと自治体と協議をしながら､その事業も探っていってほしいというふうに思っています。

それと、この事業の水平展開というのは、どういう意味を持ちますか。内容を教えてください。

○與那嶺正人環境整備課長　お答えいたします。

今年度、伊是名村で行ったプラスチックの分別回収、それを圧縮梱包してリサイクラーに、リサイクルする業者に引き渡すというところなんですけども、同様の事業で、ほかの島でも同じように取り組みたいということであれば、こういった今回行った結果を活用していただいて、水平展開。そこでまた県の支援が必要であれば、どういった支援ができるかということで、令和８年度までに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○下地康教委員　ほかに、その水平展開に賛同するといいますか、いろいろなそれをしたいというような自治体はありますか。

○與那嶺正人環境整備課長　本事業を進めるに当たって、有識者を交えて市町村、正確な数字は今、把握していないんですけども、おおむね30市町村ぐらい入っていただいて、検討委員会を年に３回開催しているところです。

その中でも、各市町村には、こういったことをリサイクルしたいとか、アイデアがあれば出してくださいということで提供を求めているところですけれども、今のところは、新しい案としては出てきていない状況になっております。

○下地康教委員　ぜひ、この事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、離島過疎地域におけるＥＶ導入推進事業ですけれども、これ県の脱炭素に関しての事業計画の中に、どのような形で位置づけられているのか、教えてください。

○横田恵次郎環境再生課長　沖縄県地球温暖化対策実行計画の中では、沖縄県の場合は、運輸部門の温室効果ガスの排出割合が全国と比べて非常に高いという状況がございます。

そういった中で、運輸部門の脱炭素化という位置づけで、ＥＶ等の電動車の普及促進、普及ということで、進めているところです。そういったところで位置づけて推進しているところです。

○下地康教委員　この事業は、新規事業として継続で３か年というふうに聞いているんですけども、これ国の新たな補助メニューとしてできたものでしょうか。その辺りどうですか。

○横田恵次郎環境再生課長　国のほうには、もともとＣＥＶ補助金といいまして、電気自動車ですとか、ＰＨＶのその価格差ですね、電池とかを使っているところの部分での価格差が生じるところについて、ある程度の補助を行っているというものがございます。

それとは別に、今回新たに、ＥＶやＰＨＶを購入した場合に、県が独自に15万円を補助するという計画としております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から答弁の内容について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

横田恵次郎環境再生課長。

○横田恵次郎環境再生課長　ＥＶの欠点といたしまして、そもそも充電時間が長いということと、あと走行距離が短いという欠点がございます。ただ、県としましては、そういった状況ではございますけれども、運輸部門の脱炭素化を進める上で、やはり電動車、ＥＶやＰＨＶを導入していただいて、展開していただきたいというふうに考えております。

そういった中で､移動距離が短いといった欠点は、離島過疎地域であれば補えるのではないかという、そういった親和性が高いというふうに考えておりますので、今回、離島過疎地域に絞って、まず補助メニューを計上したという形にしております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、下地委員から購入したときに補助金が入るかも含めた答弁要求があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

横田恵次郎環境再生課長。

○横田恵次郎環境再生課長　購入し、納車された際に、支払われるものと考えております。

○下地康教委員　離島過疎地域においてということで、この事業効果が分かりやすいと、またデータが出やすいということだとは思うんですけれども、これは今、メニューが離島地域、過疎地域というふうになっていますけれども、これ県内において、全体的に考えて、そういった都市部においても同様な事業というのがあるのでしょうか。

○横田恵次郎環境再生課長　現時点では、先ほども説明いたしましたけれども、離島過疎地域において、まず先行してやっていきたいと考えております。

県としましては、本事業の実施状況を踏まえて、電動車の普及促進に向けて、どのような施策が効果的なのかというところを検討していきたいというふうに考えております。

○下地康教委員　これ、もうちょっと分かりやすく県民に説明してほしいんですよ。要するに、いろいろな質問の中でも答弁があったと思うんですけども、何台まで購入ができるとか、その補助金が幾らであるとか、そういったものを具体的に周知をする。そういったことが必要だというふうに思っていますので、この辺りをしっかりと、県民に分かりやすいように事業を展開していただきたいというふうに思いますけれども、どうですか、部長。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

この事業につきましては、先ほどからあるとおり、ＥＶの離島との親和性、それから、プラス離島の不利益性の解消というものの目的の下で、優先的に離島で補助していこうという形で考えているものです。

これは、全国的に国のＣＥＶ補助金があるということを前提にしてやっているものです。都市部におきましては、渋滞解消という目的も踏まえまして、ＥＶバス、公共交通であるＥＶバスに視点をずらすということで、まずそっちのほうを優先していこうと考えております。

この事業の様子を見ながら、全県的にこれを展開していくかということについては、課題等も抽出しながら検討していきたいと考えているところですけども、今御指摘のとおり、この事業の補助金の内容というものについては、委託事業の中で周知を図りながらやっていこうと考えていますので、しっかり県民にも分かりやすいような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○下地康教委員　ありがとうございました。

以上です。

○仲里全孝委員長　下地康教委員の質疑は終わりました。

又吉清義委員。

○又吉清義委員　では、事項別積算内訳書、ペーパーのほうは一応34ページになるんですが、大気汚染防止対策費ということで、そこからお願いしたいんですけど、やはり環境部の皆さんの今後の活躍というのはすごく大きな責務があるんじゃないかなということで、やはり環境汚染に関しては、空気中であり、土壌であり、地下水であり、海であり、これも大きな視野に及ぶと、そういった視点でまた聞いてみたいと思いますので。

まず、これは国設酸性雨調査委託事業500万とありますよね。これ、いつから行われて、どういう結果が出ているのか、ここ二、三年、それからお願いいたします。どういう事業で。

○知念宏忠環境保全課長　お答えいたします。

県では、本県独自の調査を平成３年から衛生環境研究所で実施しておりまして、内容につきましては、県独自のものは平成３年からですけれども、現在は環境省が実施する全国的な調査の一環としまして、環境省の委託を受けて、酸性雨の実態及びその影響を明らかにするために、国が設置した国設辺戸岬酸性雨測定所の保守管理を行うとともに、県としても酸性雨の調査を行っております。

○又吉清義委員　そして、国がその調査を委託するからには、この酸性雨が環境に及ぼす影響というのはどのようなものが考えられますか。だからその調査をしなさいということで急遽なったと思いますが。

○知念宏忠環境保全課長　酸性雨で主に言われている影響につきましては、植物が枯れるとか、あとは、建築物の塗料とかに影響を与えるとかいうことが考えられると言われております。

○又吉清義委員　ほかには、県として、環境部として把握しておりませんか。

○知念宏忠環境保全課長　申し訳ございません。一般的に言われているような影響はそのように考えております。

○又吉清義委員　この酸性雨というのは沖縄県内はどういう状況になっていますか。

○知念宏忠環境保全課長　お答えいたします。

環境省においては、全国のモニタリングを実施し

ておりまして、国の平均でありますと、ｐＨが5.07という数値がございます。沖縄県としましては、全国と比較するとｐＨが高いと、結局、酸性雨は進んでいないという調査結果が出ているところでございます。

○又吉清義委員　県内で調査して5.07ということは、酸性雨というのは幾らからと言われてますか。

○知念宏忠環境保全課長　お答えいたします。

酸性雨につきましては、ｐＨが5.6からと言われていると承知しております。また、先ほど申し上げました5.07につきましては全国の平均でございまして、県のｐＨの平均的には5.2という数字になっております。

○又吉清義委員　確かに酸性雨は、全国は４台もあるし、平均以下でありますから、少しいいけど、しかし酸性雨であることには間違いないんですよ。よくないということは事実なんです。これが年々悪くはなっていると。そうしたら、逆にもし資料を持っているようでしたら、湿性イオン成分等の地点別年加重平均濃度というのは、県内は、全国でどのくらいになっていますか、酸性雨に関する調査資料の結果です。もし持っていなかったら持っていないでいいですよ。

○知念宏忠環境保全課長　すみません、持っておりません。

○又吉清義委員　これが、酸性雨の皆さんの調査の中で16項目ありまして、我が県内は６項目が日本一なんですよ。よくないということです、これは。全国で17の項目がある中で、この６つのナンバー１は沖縄県内ですよ。大変ですよ。

ですから、私が何を言いたいかというと、やはり皆さん、その数値を元にもっと真剣に考えていただけませんかと。明らかに出てますよね、植物が枯れる。そして、川の生き物が死ぬ、海が汚染されていく。我々は植物が枯れるということは、農産物ができない、食糧危機になる、土壌が死ぬ、こういうのが出てきているわけですよ。

これは皆さん、現場でそれが起きているから、あえてそれを言わせてもらいます。ですから皆さんで、環境部のほうでそういったのをリードしてやっていただきたいと、こういう現状になっとるよと、農林水産部はどうなっているんだって、河川課にもどうなっているんだって、皆さんがリードしないと分からないですよ。そういった意味で、今後ぜひそういうのを、皆さんは、ただ数値を出して終わっている。終わるのではなく、これを生かすために各部署をどうするか、対応策を立てていただけたらと思うんですが、部長、どんなですか。

○多良間一弘環境部長　酸性雨につきましては、1950年代頃からヨーロッパでいろいろ問題になり始めまして、いろいろその対策が講じられてきたところだと思います。

原因としましては、工場等の排ガス、あるいは自動車からの排ガスといった硫黄酸化物、窒素酸化物といったものが原因だというふうにされておりまして、そういったものに対して、除去装置とかいろいろそういったものをつけて改善が図られてきているところです。

我が国においても、大気汚染防止法等でそういった措置が講じられてきている、そういったこともありまして、当然のことながら、この大気汚染防止の酸性雨の状況というのは改善されているというような状況だと認識しております。

しかしながら、先ほどの値のままで、5.2という値がほぼ最近は横ばいだというふうな形になっておりますけども、こういった大気汚染物質については国境を越えていろいろ移動してくるという話もありまして、ウィーン条約とかそういったものは、日本は加盟していると思いますけども、そういったものの関係で、中国大陸からのそういった影響もあるのではないかというようなこともいろいろ言われておりまして、こういったモニタリング調査という形で監視を、国においても続けているというふうに考えております。

我々としても、この国の調査の委託を受けながら、県としてもそういったモニタリング調査を実施しながら把握していきたいと思っておりますし、今のところ、昔のような、以前のような植物が枯れるであるとか、顕著な影響というのは認識しておりませんけども、そういったモニタリングは続けていきたいというふうに考えております。

○又吉清義委員　これは立場と物の見方の違いだと思いますよ。東南アジアから来るからそれでよしとするんじゃなくて、東南アジアからこういうのが来る、沖縄県の離島がそういうふうになりつつあると。実際、畑とか葉野菜とかたまに見てみたらいいですよ。雨のあとはよく枯れますよ。腐りますよ。酸性雨だからですよ。時期もある程度決まっている。データはちゃんと出ていますよ。皆さんが分析をしないからこうなるんですよ。

これを分析して、出ないんじゃなくて、もう出ています、はっきり言います。そして、外国から来る

からそれでいいじゃなくて、来ているために、我々がどう対処したらいいかです。地域として。大変なことになりますよ。

そういうのを私はひとつ、きついようですけど、本当に海外からの、これでこれがなるんだけど、内部からじわりじわり滅びていきますよ。戦争なんか来なくても、自らがどうせなくなってしまうんだから。じわりじわり進んでいますよ、じわりじわり。これをぜひ認識していただきたいということです。それを皆さんから発信してくださいと。

次に、またこれは雨の話です。次は空気中の汚染についてなんですが、大気汚染物質常時測定調査というのが毎年行われておりますが、これは行っている中でどのような結果が出ておりますか。

○知念宏忠環境保全課長　お答えいたします。

大気汚染物質につきましては、窒素酸化物や硫黄酸化物等を観測しておりますけれども、県内では環境基準は満たしておりまして、光化学オキシダントのみが環境基準を超過しているという状況にあります。

○又吉清義委員　県内では環境基準を満たしているということは、環境基準に沿った項目だけ調べているからそうなると理解していいですか。ほかにこの空気中の大気汚染について、いろいろな分野を調べた結果じゃなくて、例えばこの項目だったらこの項目、例えばこの品種を調べて、そういった結果だったと理解していいんですか。

○知念宏忠環境保全課長　お答えいたします。

基本的に、大気汚染物質につきましては環境基準が定められておりますので、その項目を調査しているということでございます。

○又吉清義委員　ですから、そういう調査は結構です。それ以外の物質は出ていないですかということなんですよ。ほかを調べながら。見るけど、これは関係ないよと皆さんやっているのか、これまでどんな対応をしてきましたか。

○知念宏忠環境保全課長　環境基準項目以外に有害物質、大気の項目も調査をしておりまして、その項目についても、そういう規制値、基準値等はクリアしているというところでございます。

○又吉清義委員　だからおうむ返しですが、皆さんが調べている分野に関してクリアしている、それは別にそれでいいですよ。それ以外のものがどうなっているかということです。

今、環境基準がこれとこれを調査しなさい、しかし、皆さんとしていろんな調査するのが、ここにまだ調査していない分野がある、これを調べた場合、これはどうなるかというのは、そこまで頑張ってもらえませんかということです、私が言いたいのは。

そして、初めてよく分かりますよということですので、ぜひ大きな視点から、本当に皆さんがリードしていかないと、空気、水、地下、土壌、全部手遅れになりますよ。そういうのを強く言っておきますので、ぜひ皆さんで頑張ってもらえませんか。そうしないと誰も分かりませんよ。

以上です。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　以上で、環境部に係る甲第１号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について、御協議をお願いします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

なお、提起理由の説明の順番については、お手元にお配りしてあります。

総括質疑（委員会協議用）の順でお願いします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いします。

まず、項目１、宜野湾マリーナ及び与那原マリーナの使用料の改定に伴う令和７年度予算措置への影響について、下地康教委員にお願いいたします。

○下地康教委員　提示したとおり、宜野湾マリーナ及び与那原マリーナの使用料の改定に伴う令和７年度予算措置への影響についてということで、これは、今議会において、宜野湾マリーナと与那原マリーナの料金の改定が提示されています。その料金の改定がされた場合、予算措置というのはどうなるのか、どういった影響があるのか、それを予算特別委員会のほうに、総括質疑として知事に伺いたいと思います。総括質疑をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○仲里全孝委員長　提起理由の説明は終了します。

それでは、反対の意見がありましたら、御発言をよろしくお願いします。

比嘉瑞己委員。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、比嘉委員から提起内容について意見が出され、協議が行われた結果、下地委員から取り下げの申出があり、これを了承することで意見の一致を見た。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

ほかに御提案はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長　提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲里全孝委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、３月13日木曜日正午までに、タブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆さんは、３月14日金曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定です。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は、３月19日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会します。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　里　全　孝